三原市消防用設備等審査基準

三原市消防本部

目　次

第１章　総　則

第１　目的
第２　用語
第３　施行期日等
第４　改正経過

第２章　通　則

第１　令別表第１に掲げる防火対象物の取扱い……2-1-1
第２　消防用設備等の設置単位……2-2-1
第３　無窓階の取扱い……2-3-1
第４　収容人員の算定……2-4-1
第５　電気設備及び火気使用設備に関する取扱い……2-5-1
第６　機械式駐車装置の取扱い……2-6-1
第７　内装制限の取扱い……2-7-1
第８　各種届出要領……2-8-1
第９　水噴霧消火設備等の設置に関する取扱い……2-9-1
第１０　防炎防火対象物及び防炎物品に関する取扱い……2-10-1

第３章　消防用設備等の技術基準

第１　消火器具……3-1-1
第２　屋内消火栓設備……3-2-1
第２の２　パッケージ型消火設備……3-2ノ2-1
第３　スプリンクラー設備……3-3-1
第３の２　パッケージ型自動消火設備……3-3ノ2-1
第４　水噴霧消火設備……3-4-1
第５　泡消火設備……3-5-1
第６　不活性ガス消火設備……3-6-1
第７　ハロゲン化物消火設備……3-7-1
第８　粉末消火設備……3-8-1
第９　屋外消火栓設備……3-9-1
第１０　動力消防ポンプ設備……3-10-1
第１１　自動火災報知設備……3-11-1
第１２　ガス漏れ火災警報設備……3-12-1
第１３　漏電火災警報器……3-13-1
第１４　火災通報装置……3-14-1
第１５　非常警報設備……3-15-1

第１６　避難器具・・・

第１章　総　則

第１　目 的

この基準は、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）に基づき設置される消防用設備等について、消防用設備等に関する申請又は届出等に係る図書の審査及び検査に関し、統一的な運用の確保を図るために必要な基準を定めることを目的とする。

第２　用 語

１　用語

この審査基準の用語は、次の例による。

(1)　「**法**」とは、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）をいう。

(2)　「**令**」とは、消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）をいう。

(3)　「**規則**」とは、消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）をいう。

(4)　「**危政令**」とは、危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）をいう。

(5)　「**条例**」とは、三原市火災予防条例(平成 17 年条例第 264 号)をいう。

(6)　「**建基法**」とは、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）をいう。

(7)　「**建基令**」とは、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）をいう。

(8)　「**無窓階**」とは、規則第 5 条の 3 に規定する避難上又は消火活動上有効な開口部を有しない階をいう。

(9)　「**建築物**」とは、建基法第 2 条第 1 号に規定するものをいう。

(10)　「**居室**」とは、建基法第 2 条第 4 号に規定するものをいう（第 17「誘導灯」を除く。）。

(11)　「**主要構造部**」とは、建基法第 2 条第 5 号に規定するものをいう。

(12)　「**特定主要構造部**」とは、建基法第 2 条第 9 号の 2 イに規定するものをいう。

(13)　「**延焼のおそれのある部分**」とは、建基法第 2 条第 6 号に規定するものをいう。

(14)　「**耐火構造**」とは、建基法第 2 条第 7 号に規定するものをいう。

(15)　「**準耐火構造**」とは、建基法第 2 条第 7 号の 2 に規定するものをいう。

(16)　「**防火構造**」とは、建基法第 2 条第 8 号に規定するものをいう。

(17)　「**不燃材料**」とは、建基法第 2 条第 9 号に規定するものをいう。

(18)　「**耐火建築物**」とは、建基法第 2 条第 9 号の 2 に規定するものをいう。

(19)　「**準耐火建築物**」とは、建基法第 2 条第 9 号の 3 に規定するものをいう。

(20)　「**防火設備**」とは、建基法第 2 条第 9 号の 2 ロに規定するものをいう。

(21)　「**特定防火設備**」とは、防火設備のうち、建基令第 112 条第 1 項に規定するものをいう。

(22)　「**地階**」とは、建基令第 1 条第 2 号に規定するものをいう。

(23)　「**避難階**」とは、直接地上へ通ずる出入口のある階をいう。

(24)　「**準不燃材料**」とは、建基令第 1 条第 5 号に規定するものをいう。

(25)　「**難燃材料**」とは、建基令第 1 条第 6 号に規定するものをいう。

(26)　「**階数**」とは、建基令第 2 条第 8 号に規定するものをいう。

(27)　「**避難階段**」とは、建基令第 123 条第 1 項及び第 2 項に規定するものをいう。

⑵8　「**特別避難階段**」とは、建基令第 123 条第 3 項に規定するものをいう。

⑵9　「**小屋裏**」とは、小屋ばりと屋根に囲まれた部分をいう。

⑶0　「**天井裏**」とは、天井と小屋ばり又は直上階の床に囲まれた部分をいう。

⑶1　「JIS」とは、日本産業規格をいう。

⑶2　「**検定品**」とは、登録検定機関（法第 21 条の 48 に規定する法人をいう。）の検定に合格したものをいう。

⑶3　「**認定品**」とは、登録認定機関（規則第 31 条の 4 に規定する法人をいう。）において、技術基準等に適合していることを認定されたもの（一般財団法人日本消防設備安全センターによる認定品及び日本消防検定協会による認定評価品等）をいう。

⑶4　「**品質評価品**」とは、日本消防検定協会が行う品質評価を受けた消防用設備等又はこれらの部分である機械器具等（「消防法の一部を改正する法律」（平成 24 年法律第 38 号）の施行日以前に当該改正前の法第 21 条の 36 の規定による鑑定試験に合格したものを含む。）をいう。

⑶5　「**評定品**」とは、一般財団法人日本消防検定協会が行う「消防防災用設備機器性能評定委員会」において評定合格した消防用設備等又はこれらの部分である機械器具等をいう。

⑶6　「**低圧**」とは、直流で 750V 以下、交流で 600V 以下のものをいう。

⑶7　「**高圧**」とは、直流で 750V を、交流で 600V を超え、7,000V 以下のものをいう。

⑶8　「**特別高圧**」とは、7,000V を超えるものをいう。

⑶9　「**常用電源**」とは、停電時以外の場合、常に用いられる電源をいう。

⑷0　「**非常電源**」とは、一般負荷の常用電源が火災等の際停電した場合でも、消防用設備等が使用できるように設けるものをいう。

⑷1　「**予備電源**」とは、万一非常電源が故障したり、容量が不足した場合でも、最小限度消防用設備等の機能を保持するために設けるものをいう。

⑷2　「**防災センター等**」とは、防災センター（総合操作盤その他これに類する設備により、防火対象物の消防用設備等又は特殊消防用設備等その他これらに類する防災のための設備を管理する場所をいう。以下同じ。）、中央管理室（建基令第 20 条の 2 第 2 号に規定する中央管理室をいう。以下同じ。）守衛室その他これらに類する場所（常時人がいる場所に限る。）をいう。

２　凡例

(1)　無印：法令基準（法令解釈等）、令第 32 条適用要件

(2)　★　：法令基準　＋　指導基準

(3)　◇　：指導基準

第３　施行期日等

１　この基準は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

２　この基準の施行の際、現に存する防火対象物又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の防火対象物のうち、施行後の基準に適合しないものは、なお従前の例によるものとする。

第４　改正経過

１　令和７年10月１日　【制定】　三消本予第　953号

２　令和８年１月６日　【改正】　三消本予第1614号

３　令和８年11月１日　【改正】　三消本予第 988号

第２章　通　則

第１　令別表第１に掲げる防火対象物の取扱い

令別表第 1 に掲げる防火対象物の項を決定するに当たっては、防火対象物の使用実態、規制目的等を考慮して次により行うこと。

１　各項に共通する事項

(1)　同一敷地内に存する 2 以上の防火対象物は、原則として当該防火対象物（棟）ごとにその実態に応じて令別表第 1 に掲げる用途を決定するものであること。ただし、各用途の性格に応じ、主たる用途に従属的に使用される防火対象物にあっては、主たる用途として取り扱うことができる。

(2)　令第 1 条の 2 第 2 項後段に規定する「管理についての権原、利用形態その他の状況により他の用途に供される防火対象物の部分の従属的な部分を構成すると認められるもの」とは、次のア又はイに該当するものであること。

ア　機能従属

令別表第 1（1）項から（15）項までに掲げる防火対象物（以下この第 1 において「令別表防火対象物」という。）の区分に応じ、別表（A）欄に掲げる用途に供される部分（これらに類するものを含む。以下この第 1 において「主用途部分」という。）に機能的に従属していると認められる部分（これらに類するものを含む。以下この第 1 において「従属的な部分」という。）で次の(ｱ)から(ｳ)までに該当するもの

(ｱ)　当該従属的な部分についての管理権原を有する者が、主用途部分の管理権原を有する者と同一であること。

ａ　主用途部分とは、防火対象物各用途の目的を果たすために必要不可欠な部分であり、一般的に従属的な部分の面積より大きい部分をいうものであること。

ｂ　管理権原を有する者が同一であるとは、固定的な消防用設備等、建築構造、建築設備（電気、ガス、給排水、空調等）等の設置、維持又は改修に当たって全般的に権限を行使できる者が同一であることをいう。

(ｲ)　当該従属的な部分の利用者が、主用途部分の利用者と同一であるか又は密接な関係を有すること。

ａ　従属的な部分の利用者が、主用途部分の利用者と同一であるとは、従属的な部分が主用途部分の勤務者の福利厚生及び利便を目的としたもので、別表（B）欄の用途に供されるもの（これらに類するものを含む。）であるものをいう。

ｂ　従属的な部分の利用者が、主用途部分の利用者と密接な関係を有するとは、従属的な部分が主用途部分と用途上不可欠な関係を有するもので、別表（B）欄の用途に供されるもの（これらに類するものを含む。）であることをいう。

(ｳ)　当該従属的な部分の利用時間が、主用途部分の利用時間とほぼ同一であること。従属的な部分の利用時間が、主用途部分の利用時間とほぼ同一であるとは、主用途部分の勤務者又は利用者が利用する時間（残務整理等のための延長時間を含む。）とほぼ同一であることをいう。

イ　みなし従属

主用途部分の床面積の合計が当該防火対象物の延べ面積の 90%以上であり、かつ、当該主用途部分以外の独立した用途に供される部分の床面積の合計が 300 ㎡未満である場合における当該独立した用途（令別表第 1（2）項ニ、（5）項イ若しくは（6）項イ(1)から(3)まで若しくはロに掲げる防火対象物又は同表（6）項ハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）に掲げる用途に供される部分を除く。）に供される部分

この場合において、共用される廊下、階段、機械室等の床面積は、主用途部分と他の独立した用途に供される部分の床面積に応じ、按分してそれぞれに加算すること。

なお、按分面積の算出については、別記「共用部分の按分の取扱い」によること。

(3)　令別表第 1 各項の用途は、イ、ロ、ハ又はニの号ごとに決定すること。この場合において、同一項であってもイ、ロ、ハ又はニの用途が混在する場合は、複合用途防火対象物として取り扱うこと。

なお、令別表第１（6）項イにおける(1)から(4)まで並びに（6）項ロ及びハにおける(1)から(5)までの区分については、特定の消防用設備等に係る設置基準が異なるものの、原則として、同一の細項目であり、便宜上、詳細な分類（以下この第 1 において「詳細分類」という。）を設けたものであるため、一の防火対象物に同一の細項目で異なる詳細分類が混在しても、複合用途防火対象物として取り扱わないこと。

(4)　昼又は夜によって使用実態が異なる場合は、火災危険性の実態により決定すること。

(5)　一般住宅（個人の住居の用に供されるもので、寄宿舎、下宿及び共同住宅以外のものをいう。以下この第 1 において同じ。）の用途に供される部分が存する防火対象物については、次により決定すること。（第 1－2 図参照）

ア　令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が、一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも小さく、かつ、当該令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が 50 ㎡以下の場合、当該防火対象物は一般住宅に該当する。（第 1－1 図参照）

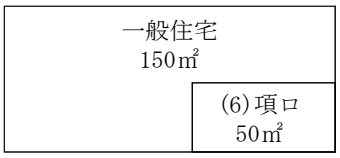

(6)項ロ部分が50㎡以下であるため,
一般住宅に該当する。

＜第 1－1 図＞

イ　令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が、一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも小さく、かつ、当該令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が 50 ㎡を超える場合、当該防火対象物は複合用途防火対象物に該当する。

ウ　政令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも大きい場合は、当該防火対象物は政令別表対象物又は複合用途防火対象物に該当するものであること。

エ　政令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部

分の床面積の合計とおおむね等しい場合は、当該防火対象物は政令別表対象物と一般住宅の複合用途防火対象物に該当するものであること。

	項　　目	例　　示	判　定
ア	一般住宅 ＞ 令別表防火対象物【50 ㎡以下】	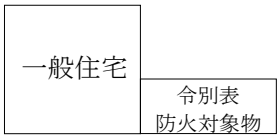	一般住宅
イ	一般住宅 ＞ 令別表防火対象物【50 ㎡以上】	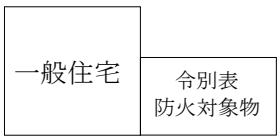	複合用途防火対象物
ウ	一般住宅 ＜ 令別表防火対象物	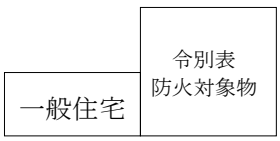	令別表防火対象物
	一般住宅 ＜ 令別表防火対象物 / 令別表防火対象物	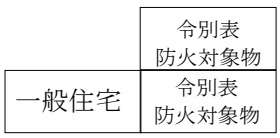	複合用途防火対象物
エ	一般住宅 ≒ 令別表防火対象物	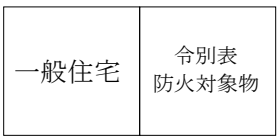	複合用途防火対象物

＜第1－2図＞

(6)　一般住宅と同一敷地内に存する個人の用に供する駐車場、倉庫等は、令別表第 1 に掲げる防火対象物に該当しないものであること。

(7)　法第 10 条第 1 項で定める製造所貯蔵所及び取扱所は、その利用形態により、令別表第 1 のいずれかの防火対象物又はそのいずれかの部分に該当するものであること。

２　複合用途における取扱い

複合用途防火対象物となるもののうち、次のいずれにも該当する場合は、令別表第 1（1）項から（4）項まで、（5）項イ、（6）項又は（9）項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分（以下この第 1 において「特定用途部分」という。）が存するものであっても、同表（16）項ロに掲げる防火対象物として取り扱うこと。この場合において、当該特定用途部分の消防用設備等の設置においては、特定用途部分以外の部分で最も延べ面積の割合が大きな用途部分と同一の用途に供されるものとして取り扱うこと。

(1)　特定用途部分が、令別表第 1（2）項ニ、（5）項イ若しくは（6）項イ(1)から(3)まで若しくはロに掲げる防火対象物又は同表（6）項ハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）に掲げる用途以外であること。

(2)　特定用途部分の床面積の合計が、当該防火対象物の延べ面積の 10%未満であること。

(3)　特定用途部分の床面積の合計が、300 ㎡未満であること。

３　令 8 区画の取扱い

令第 8 条に定める開口部のない耐火構造の壁又は床で区画されている防火対象物は、令別表第 1 に掲げる防火対象物の用途を決定するに当たっては、令第 8 条に定める区画の有無を考慮しないものとし、消防用設備等の設置に当たっては、区画された部分ごとに前 1.(2).イ及び 2 により用途を決定すること。（第 1−3 図参照）

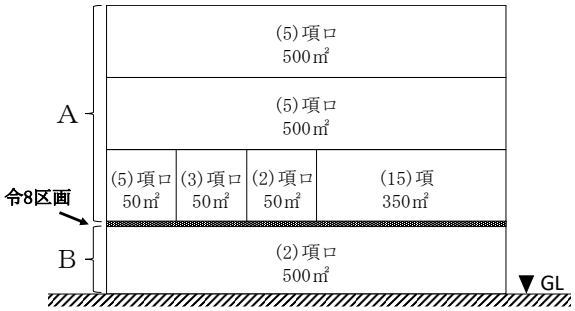

（注）1階におけるＡ部分用途の出入口はＢ部分用途と令8区画がされている。

【用途判定】

主用途部分((5)項ロ)の床面積の合計が 90%未満であり、かつ、独立した他の用途に供される部分((2)項ロ、(3)項ロ及び(15)項)の床面積の合計が 300 ㎡以上となり、特定用途部分の床面積の合計が 10%以上なので(16)項イの防火対象物として取り扱う。

【消防用設備等の設置に係る用途判定】

Ａ部分については、主用途部分((5)項ロ)の床面積の合計が 90%未満であり、かつ、独立した他の用途に供される部分((2)項ロ、(3)項ロ及び(15)項)の合計が 300 ㎡以上となり、特定用途部分の床面積の合計が 10%未満となるので(16)項ロの防火対象物として取り扱う。この場合、特定用途部分については、(5)項ロとして取り扱う。

Ｂ部分については、(2)項ロの防火対象物となる。

＜第 1−3 図＞

４　重要文化財等の取扱い

重要文化財（文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）の規定によって重要文化財、重要有形民族文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和 8 年法律第 43 号）の規定によって重要美術品として認定されたものをいう。以下この第 1 において同じ。）として指定された建築物の取扱いは次によること。

(1)　令別表第 1（1）項から（16）項までに掲げる用途に供される建築物その他の工作物又はその部分が重要文化財に指定された場合は、指定された時点で同表（17）項に掲げる防火対象物であるほか、同表（1）項から（16）項までに掲げる防火対象物又はその部分であること。（第 1−4 図参照）

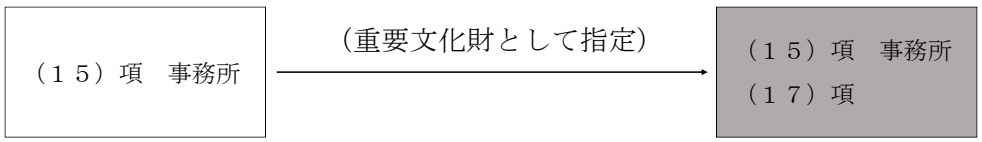

＜第 1−4 図＞

(2)　令別表第 1（1）項から（16）項までに掲げる用途に供される建築物その他の工作物又はその部分の一部が重要文化財として指定された場合は、指定された部分は同表（17）項に掲げる防火対象物であるほか、同表（1）項から（16）項までの防火対象物又はその部分であること。

従って、防火対象物全体は令別表第 1（1）項から（16）項までに掲げる防火対象物であるほか、同表（17）項の部分を含む複合用途防火対象物として取り扱うこと。（第 1−5 図参照）

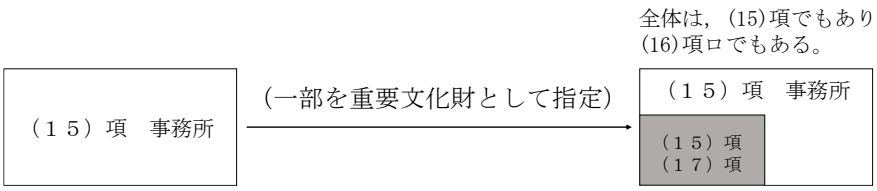

＜第1－5図＞

(3)　史跡として指定された範囲内に存する建造物で、史跡として指定された理由と直接関係する部分を有しないものについては、令別表第 1（17）項に掲げる防火対象物には該当しないものとして取り扱うこととする。

５　届出住宅

住宅宿泊事業法（平成 29 年法律第 65 号）第 3 条第 1 項に基づく届出を行い、住宅宿泊事業を営む住宅（以下この第 1 において「届出住宅」という。）については、令別表第 1（5）項イに掲げる防火対象物又はその部分として取り扱うものとする。ただし、人を宿泊させる間、住宅宿泊事業者（住宅宿泊事業法第 2 条第 4 項に規定する住宅宿泊事業者をいう。）が不在とならない旨（住宅宿泊事業法施行規則（平成 29 年厚生労働省・国土交通省令第 2 号）第 4 条第 3 項第 10 号に規定する旨をいう。）の届出が行われた届出住宅については、宿泊室（届出住宅のうち住宅宿泊事業法施行規則第 4 条第 4 項第 1 号ト(4)に規定する宿泊者の就寝の用に供する室をいう。）の床面積の合計が 50 ㎡以下となるときは、当該届出住宅は、住宅（法第 9 条の 2 に規定する住宅の用途に供される防火対象物（令別表第 1（5）項ロに掲げる防火対象物（寄宿舎、下宿又は共同住宅）の部分を含む。）をいう。）として取り扱うものとする。

なお、届出住宅が一部に存する共同住宅等については、当該届出住宅ごとに用途を判定した上で、棟ごとにその用途を前 1 及び 2 により判定すること。

別表

(1)項イ

定 義	１　**劇場**とは、主として演劇、舞踏、音楽等を鑑賞する目的で公衆の集合する施設であって客席を有するものをいう。 ２　**映画館**とは、主として映画を観賞する目的で公衆の集合する施設であって客席を有するものをいう。 ３　**演芸場**とは、落語、講談、漫才、手品等の演芸を観賞する目的で、公衆の集合する施設であって客席を有するものをいう。 ４　**観覧場**とは、スポーツ、見せ物等を観賞する目的で公衆の集合する施設であって客席を有するものをいう。	
補足事項	１　本項の防火対象物は、客席を設けて、映画、音楽、演劇、スポーツ、演芸又は見世物を公衆に見せ、又は聞かせる施設であり、一般に興行場と言われているものである（興行場法（昭和 23 年法律第 137 号）第 1 条）。 ２　客席には、いす席、座り席、立席が含まれる。 ３　小規模な選手控席のみを有する体育館は、本項に含まれない。 ４　事業所の体育施設等で公衆に観覧させないものは、本項の防火対象物と取り扱わない。	
主従関係	主用途部分　（A）	舞台部、客席、映写室、ロビー、切符売場、出演者控室、大道具・小道具室、衣裳部屋、練習室、舞台装置及び営繕のための作業室
	機能的に従属する用途に供される部分　（B）	食堂、喫茶室、売店、専用駐車場、ラウンジ、クローク、事務室、展示室、プレイガイド、プロダクション、観覧場の会議室及びホール
用途例	客席を有する各種競技施設（野球場、サッカー場、相撲場、競馬場、体育館等）、寄席、サーカス	

(1)項ロ

定 義	１　**公会堂**とは、原則として舞台及び客席を有し、主として映画、演劇等興行的なものを鑑賞し、これと併行してその他の集会、会議等多目的に公衆の集合する施設であって、通常国又は地方公共団体が管理するものをいう。 ２　**集会場**とは、原則として舞台及び客席を有し、主として映画、演劇等興行的なものを観賞し、これと併行してその他の集会、会議等多目的に公衆の集合する施設であって、通常国又は地方公共団体以外の者が管理するものをいう。	
補足事項	１　興行的なものとは、映画、演劇、演芸、音楽、見せ物、舞踊等娯楽的なものが反復継続されるものをいう。この場合において、反復継続とは、月 5 日以上行われるものをいう。 ２　一般的に結婚式専用に使用される施設については、本項に該当する。 ３　町内又は地区単位で設けられた地区集会所、町民会館、コミュニティホーム、老人集会所等のうち、原則として当該地域の特定の住民のみが利用するもの（以下「地域限定集会所等」という。）にあっては、(15)項として取り扱うものとする。 　舞台及び客席は有しないが、主として、会議室、集会室、研修室、実習室等を備え、不特定多数の者がそれぞれの目的に応じて利用する施設（コミュニティセンター、自治センター）は、本項に該当する。 ４　貸会議室のうち、次に掲げる利用状態の場合においては、(15)項に掲げる防火対象物として取り扱う。 (1)　単独事務所内の貸会議室において、当ビル所有者による管理の下に、第三者が会議の用のみに使用している場合 (2)　貸事務所ビルの貸会議室で、前(1)と同一の管理状態においてテナントが会議の用のみに使用している場合 (3)　前(2)と同一の形態による貸会議室において、テナント以外の第三者が会議の用のみに使用している場合 (4)　前(1)、(2)及び(3)と同一の利用形態並びに管理状態において、特定の者のみを対象とした講演会、研修会等専ら会議に類似する用のみに使用している場合	
主従関係	主用途部分　（A）	集会室、会議室、ホール、宴会場、その他上欄を準用する。

	機能的に従属する用途に供される部分　（B）	食堂、喫茶室、売店、専用駐車場、クローク、事務室、展示室、図書室、浴室、遊戯室、体育室、遊技室、託児室、談話室、診療室、結婚式場
用途例	公民館（コミュニティーセンター、自治センター等）、市民会館、福祉会館、貸ホール、貸講堂、結婚式場、葬祭会館、セレモニーホール	

(2)項イ

定 義	1　**キャバレー**とは、主として洋式の設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客の接待をして客に飲食をさせる施設をいう。 2　**カフェー**とは、主として洋式の設備を設けて客を接待して客に遊興又は飲食をさせる施設をいう。 3　**ナイトクラブ**とは、主として洋式の設備を設けて客にダンスをさせ、客に飲食をさせる施設をいう。 4　**その他これらに類するもの**とは、実態においてキャバレー、カフェー、ナイトクラブと同視すべきものをいう。	
補足事項	1　風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和 60 年国家公安委員会規則第１号）で定める洋式の設備は、概ね次によることとされている。 (1)　キャバレー又はナイトクラブの客席の面積は 66 ㎡以上であり、キャバレー又はナイトクラブの踊場の有効面積は客席のおおむね５分の１以上であること。 (2)　カフェーの客席は 16.5 ㎡以上であること。 2　客を接待することとは、客席において接待を行うもので、カウンター越しに接待を行うことを含まない。	
主従関係	主用途部分　（A）	客席、ダンスフロア、舞台部、調理室、更衣室
	機能的に従属する用途に供される部分　（B）	託児室、専用駐車場、クローク、事務室
用途例	クラブ、バー、サロン、ホストクラブ、ラウンジ、ディスコ	

(2)項ロ

定 義	1　**遊技場**とは、設備を設けて客にマージャン、パチンコ、ビリヤード、ボーリングその他の遊技又は競技を行わせる施設をいう。 2　**ダンスホール**とは、設備を設けて客にダンスをさせる施設をいう。	
補足事項	1　遊技場で行う競技は、娯楽性のある競技であること。 2　特定の者を対象とするダンス教室は、(15)項であること。 3　一のカラオケ施設に、複数のカラオケを行うための個室を有するものは(2)項ニとして取り扱う。	
主従関係	主用途部分　（A）	遊技室、遊技機械室、作業室、更衣室、待合室、景品場、ゲームコーナー、ダンスフロア、舞台部、客席、カラオケルーム
	機能的に従属する用途に供される部分　（B）	食堂、喫茶室、売店、専用駐車場、クローク、談話室、バー、託児室、シャワー室、事務室
用途例	マージャン店、パチンコ店、ビリヤード場、ボーリング場、ゲームセンター、カラオケ施設（カラオケボックスを除く。）、将棋教室、囲碁教室、プリントシール機専門店、ライブハウス（飲食の提供を伴わないもの）	

(2)項ハ

定 義	1　**風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号。以下この表において「風営法」という。）第２条第５項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗**とは、店舗形態を有する性風俗関連特殊営業のうち、次に掲げる店舗型性風俗特殊営業をいう。 (1)　浴場業（公衆浴場法（昭和 23 年法律第 139 号）第１条第１項に規定する公衆浴場を業として営業することをいう。）の施設として個室を設け、当該個室において異性の客に接触する役務を提供する営業（風営法第２条第６項第１号） (2)　個室を設け、当該個室において異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務を提供する営業（前号に該当する営業を除く。）（風営法第２条第６項第２号、具体例：ファッションヘルス）

	(3)　専ら、性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態を見せる興行その他の善良の風俗又は少年の健全な育成に与える影響が著しい興行の用に供する興行場（興行場法（昭和 23 年法律第 137 号）第 1 条第 1 項に規定するものをいう。以下この表において同じ。）として風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和 59 年政令第 319 号。以下この表において「風営令」という。）第 2 条で定めるものを経営する次のいずれかの営業 ア　ヌードスタジオその他個室を設け、当該個室において、当該個室に在室する客に、その性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態を見せる興行の用に供する興行場（風営令第 2 条第 1 号に規定するもの）（具体例：ヌードスタジオ） イ　のぞき劇場その他個室を設け、当該個室の隣室又はこれに類する施設において、当該個室に在室する客に、その性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態又はその映像を見せる興行の用に供する興行場（具体例：のぞき劇場） ウ　ストリップ劇場その他客席及び舞台を設け、当該舞台において、客に、その性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態又はその映像を見せる興行の用に供する興行場（具体例：ストリップ劇場） (4)　専ら異性を同伴する客の宿泊（休憩を含む。以下この表において同じ。）の用に供する政令で定める施設（政令で定める構造又は設備を有する個室を設けるものに限る。）を設け、当該施設を当該宿泊に利用させる営業（風営法第 2 条第 6 項第 4 号） (5)　店舗を設けて、専ら、性的好奇心をそそる写真、ビデオテープその他の物品で政令で定めるものを販売し、又は貸し付ける営業（風営法第 2 条第 6 項第 5 号） (6)　前各号に掲げるもののほか、店舗を設けて、専ら、面識のない異性との一時の性的好奇心を満たすための交際（会話を含む。）を希望する者に対し、当該店舗内においてその者が異性の姿態若しくはその画像を見てした面会の申込みを当該異性に取り次ぐこと又は当該店舗内に設けた個室若しくはこれに類する施設において異性と面会する機会を提供することにより異性を紹介する営業（当該異性が当該営業に従事する者である場合におけるものを含み、前(1)及び(2)に該当するものを除く。）（風営法第 2 条第 6 項第 6 号・風営令第 5 条、具体例：出会い系喫茶） ２　**その他これに類するものとして総務省令で定めるもの**とは、規則第 5 条第 1 項第各号に掲げる次のものをいう。 (1)　電話以外の情報通信に関する機器（映像機器等）を用いて異性を紹介する営業を営む店舗（規則第 5 条第 1 項第 1 号、具体例：セリクラ） (2)　個室を設け、当該個室において異性以外の客に接触する役務を提供する営業を営む店舗（規則第 5 条第 1 項第 2 号）
補足事項	性風俗関連特殊営業を営む店舗のうち、ソープランド（(9)項イ）、ストリップ劇場（(1)項イ）、ラブホテル及びモーテル（(5)項イ）、アダルトショップ（(4)項）、テレフォンクラブ及び個室ビデオ（(2)項ニ）等に分類されているものについては、本項に含まない。
主従関係	主用途部分　（A）：客室、通信機械室、リネン室、物品庫、更衣室、舞台部、休憩室、事務室 機能的に従属する用途に供される部分　（B）：託児室、専用駐車場、売店、クローク、待合室
用途例	ファッションヘルス、性感マッサージ、イメージクラブ、ＳＭクラブ、ヌードスタジオ、のぞき劇場、出会い系喫茶、セリクラ

(2)項ニ

定 義	１　**カラオケボックス**とは、一の防火対象物に複数のカラオケを行うための個室を有するものをいう。 ２　**その他遊興のための設備又は物品を個室(これに類するものを含む。)において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの**とは、規則第 5 条第 2 項各号に掲げる次のものをいう。 (1)　個室において、インターネットを利用させ、又は漫画を閲覧させる役務を提供する業務を営む店舗（規則第 5 条第 2 項第 1 号、具体例：インターネットカフェ・漫画喫茶・複合カフェ） (2)　店舗を設けて、専ら、面識のない異性との一時の性的好奇心を満たすための交際（会話を含む。）を希望する者に対し、会話（伝言のやり取りを含むものとし、音声によるものに限る。）の機会を提供することにより異性を紹介する営業で、その一方の者からの電話による会話の申し込みを電気通信設備を用いて当該店舗内に立ち入らせた他の一方の者に取り次ぐことによって営むもの（その一方の者が当該営業に従事

	する者である場合におけるものを含む。）（規則第５条第２項第２号、具体例：テレフォンクラブ） (3)　個室を設け、当該個室において、当該個室に在室する客に、その性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の映像を見せる興行の用に供する興行場（規則第５条第２項第３号、具体例：個室ビデオ）	
補足事項	個室とは、壁等により完全に区画された部分だけではなく間仕切り等による個室に準じた閉鎖的なスペースで、利用者のプライバシーが保持されるプライベートな空間となっているものをいう。	
主従関係	主用途部分　（A）	客席、カラオケ室、インターネット利用室、ビデオ利用室、事務室、待合室、ゲームコーナー、倉庫、通信機械室、リネン室、更衣室、休憩室
	機能的に従属する用途に供される部分　（B）	厨房、シャワー室、喫茶室、専用駐車場、託児所、売店、クローク
用途例	カラオケボックス、漫画喫茶、インターネットカフェ、テレフォンクラブ、個室ビデオ	

(3)項イ

定　義	１　**待合**とは、主として和式の客席を設けて、原則として飲食物を提供せず、芸妓、遊芸かせぎ人等を招致し、又はあっせんして客に遊興させる施設をいう。 ２　**料理店**とは、主として和式の客席を設けて、客を接待して飲食物を提供する施設をいう。 ３　**その他これらに類するもの**とは、実態において待合や料理店と同視すべきものをいう。	
補足事項	１　一般的に風営法第２条第１項第２号の適用を受け「風俗営業」に該当するもの又はこれと同様の形態を有するものをいう。 ２　本項は、(2)項イに掲げる防火対象物と同種のものであるが、客席の構造が和式であるものである。	
主従関係	主用途部分　（A）	客席、客室、厨房、宴会場、リネン室
	機能的に従属する用途に供される部分　（B）	専用駐車場、結婚式場、売店、ロビー、事務室
用途例	茶屋、料亭、割烹	

(3)項ロ

定　義	**飲食店**とは、客席において客に専ら飲食物を提供する施設をいい、客の遊興又は接待を伴わないものをいう。	
補足事項	１　本項は、営業の実態が(2)項イ又は(3)項イに該当しないものをいう。 ２　飲食物を提供する方法には、セルフサービスを含む。 ３　飲食店には、客席（全ての席を立見とした場合を含む。）を有し、多数の客に生演奏等を聞かせ、かつ、飲食の提供を伴うライブハウスを含む。	
主従関係	主用途部分　（A）	客席、客室、厨房、宴会場、リネン室
	機能的に従属する用途に供される部分　（B）	専用駐車場、結婚式場、託児室、祭儀場、娯楽室、会議室、写真室、事務室
用途例	喫茶店、スナック、食堂、レストラン、ビアホール、スタンドバー、ライブハウス（飲食の提供を伴うもの）	

(4)項

定　義	１　**百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗**とは、店舗において客に物品を販売する施設をいう。 ２　**展示場**とは、物品を陳列して不特定多数の者に見せ、物品の普及、販売促進等に供する施設をいう。
補足事項	１　物品販売店舗は、大衆を対象としたものであり、かつ、店構えが当該店舗内に大衆が自由に出入りできる形態を有するものである。 ２　店頭で物品の受渡しを行わないものは物品販売店舗には含まれない。

	３　自動車を店内において展示、販売するものは、本項に該当する。ただし、当該自動車が展示用のもので販売の対象としていない場合は、(15)項に該当する。	
主従関係	主用途部分　（A）	売場、荷さばき室、商品倉庫、食堂、事務室、作業室、イートインスペース
	機能的に従属する用途に供される部分　（B）	専用駐車場、託児室、写真室、遊技場、結婚式場、美容室、理容室、診療室、集会室、催物場（展示室を含む）、貸衣裳室、料理美容等の生活教室
用途例	デパート、魚店、肉店、米店、パン店、乾物店、衣料店、洋服店、家具店、電気器具店等の小売店舗、店頭において販売行為を行う問屋、卸売専業店舗、ガソリンスタンド、スーパーマーケット、携帯電話販売ショップ、ＤＶＤ又はＣＤレンタルショップ（販売行為があるもの）、展示を目的とする産業会館、博覧会場、見本市会場	

(5)項イ

定　義	１　**旅館**とは、宿泊料を受けて人を宿泊させる施設で、その構造及び施設の主たる部分が和式のものをいう。 ２　**ホテル**とは、宿泊料を受けて人を宿泊させる施設で、その構造及び施設の主たる部分が洋式のものをいう。 ３　**宿泊所**とは、宿泊料を受けて人を宿泊させる施設で、その構造及び施設の主たる部分が多人数で共用するように設けられているものをいう。 ４　**その他これらに類するもの**とは、実態において旅館、ホテル、宿泊所と同視すべきものをいう。	
補足事項	１　宿泊施設には、会員制度の宿泊施設、事業所の福利厚生を目的とした宿泊施設、特定の人を宿泊させる施設等で、旅館業法の適用があるものが含まれる。 ２　宿泊とは、寝具を使用して施設を利用することをいう。 ３　事業所専用の研修所で事業所の従業員だけを研修する目的で宿泊させる施設は、宿泊所に含まれない。この場合は、旅館業法の適用がないものであること。	
主従関係	主用途部分　（A）	宿泊室、フロント、ロビー、厨房、食堂、浴室、談話室、洗濯室、配膳室、リネン室
	機能的に従属する用途に供される部分　（B）	娯楽室、バー、ビアガーデン、両替所、旅行代理店、専用駐車場、美容室、理容室、診療室、図書室、喫茶室、託児室、宴会場、会議室、結婚式場、売店（連続式形態のものを含む）、展望施設、プール、遊技室、催物室、サウナ室、事務室
用途例	保養所、ユースホステル、ロッジ、貸研修所の宿泊室、青年の家、ラブホテル、モーテル、レンタルルーム（副次的に宿泊が可能なもの）、常設型のキャンプテント（宿泊施設として使用しているもの）、カプセルホテル、民宿	

(5)項ロ

定　義	１　**寄宿舎**とは、官公庁、学校、会社等が従業員、学生、生徒等を集団的に居住させるための施設をいい、宿泊料の有無を問わないものであること。 ２　**下宿**とは、1カ月以上の期間を単位とする宿泊料を受けて宿泊させる施設をいう。 ３　**共同住宅**とは、2 以上の住宅の居住者が廊下、階段、エレベーター等を共用するものをいう。	
補足事項	１　共同住宅は、便所、浴室、台所等が各住戸に存在することを要せず、分譲、賃貸の別を問わないものである。 ２　廊下、階段等の共用部分を有しない集合住宅は長屋であり、共同住宅として取り扱わないものである。 ３　1階が長屋で2階が共同住宅のものにあっては棟全体を本項として取り扱う。	
主従関係	主用途部分　（A）	居室、寝室、厨房、食堂、教養室、休憩室、浴室、共同炊事場、洗濯室、リネン室、物置、管理人室
	機能的に従属する用途に供される部分　（B）	売店、専用駐車場、ロビー、面会室
用途例	マンション、アパート、寮、事業所専用の研修のための宿泊所、母子生活支援施設（母子寮）、シェアハウス、サービス付き高齢者向け住宅（(6)項に掲げるものを除く。）	

(6)項イ

定 義	１　**病院**とは、医師又は歯科医師が公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であって、病床数 20 床以上の入院施設を有するものをいう。 ２　**診療所**とは、医師又は歯科医師が公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であって、患者の入院施設を有しないもの、又は、病床数 19 床以下の入院施設を有するものをいう。 ３　**助産所**とは、助産師が公衆又は特定多数人のため助産業務（病院又は診療所で行うものを除く。）を行う場所であって、妊婦産婦又はじょく婦の収容施設を有しないもの又は 9 人以下の収容施設を有するものをいう。	
補足事項	１　保健所は、地域における公衆衛生の向上及び増進を目的とする行政機関であり、診療所として許可を受けた部分が存する場合であっても、(15)項として取り扱う。 ２　あん摩マッサージ指圧施術所、はり施術所、きゅう施術所及び柔道整復施術所は、(15)項として取り扱う。 ３　病院及び診療所は、医療法に基づき、防火対象物単位ではなく医療機関単位の許可等により開設されるものであるため、当該医療機関の許可等に係る防火対象物は、原則として、全て(6)項イに該当するものであるが、当該防火対象物の実態により用途区分を判定すること。 　なお、職員寮、託児所等については、当該防火対象物の実態により用途区分を判定すること。 ４　病院等は、医療機関単位で算定された病床数により病院又は診療所等に区分されるものであるため、前３により(6)項イに区分される防火対象物が複数存する場合は、当該防火対象物ごとに医療機関単位で算定された病床数があるものと見なして各防火対象物の用途判定を行うこと。 ５　(6)項イ(1)及び(2)に規定する特定診療科名の有無については、医療機関単位の考え方に捉われず防火対象物ごとに判定すること。 ６　規則第 5 条第 3 項第 1 号及び第 2 号に規定する「職員の数」は、原則として、防火対象物単位で算定を行うこと。ただし、「職員の数」の算定を行う防火対象物の患者の看護等を異なる防火対象物に勤務する職員が担当している場合で、火災発生時に異なる防火対象物に自動火災報知設備の火災信号を移報することにより、当該職員が迅速に駆けつけ、初期消火や避難誘導等を実施できる体制が確保されている等、適切な対応ができると認められる場合は、この限りでない。 ７　詳細分類に係る用途判定については、別添１「(6)項イ用途判定フローチャート」を参考とすること。	
主従関係	主用途部分　（A）	診療室、病室、産室、手術室、検査室、薬局、事務室、機能訓練室、面会室、談話室、研究室、厨房、付添人控室、洗濯室、リネン室、医師等当直室、待合室、技工室、図書室
	機能的に従属する用途に供される部分　（B）	食堂、売店、専用駐車場、娯楽室、託児室、理容室、美容室、臨床研究室
用途例	医院、クリニック	

(6)項ロ

定 義	１　**老人短期入所施設**とは、65 歳以上の者であって、養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となった者を短期間入所させ、養護する ことを目的とする施設をいう。 ２　**養護老人ホーム**とは、65歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由（老人福祉法施行令（昭和 38 年政令第 247 号）で定めるものに限る。）により居宅において養護を受けることが困難な者を入所させ、養護するとともに、その者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことを目的とする施設をいう。 ３　**特別養護老人ホーム**とは、65歳以上の者であって、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者を入所させ、養護することを目的とする施設をいう。 ４　**軽費老人ホーム**（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）とは、60 歳以上の者（夫婦で入所する場合は、どちらかが 60 歳以上）で、身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる者であって、家族

	による援助を受けることが困難な者を無料又は低額な料金で入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設をいう。 5　**有料老人ホーム**（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）とは、老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活上必要な便宜であって厚生労働省令で定めるものの供与（他に委託して供与をする場合及び将来において供与をすることを約する場合を含む。）をする事業を行う施設であって、老人福祉施設、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居その他厚生労働省令で定める施設でないものいう。 6　**介護老人保健施設**とは、要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことを目的とする施設をいう。 7　**老人短期入所事業を行う施設**とは、65 歳以上の者であって、養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となった者を短期間入所させ、養護することを目的とする施設をいう。（老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 2 第 4 項） 8　**小規模多機能型居宅介護事業を行う施設**（避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものに限る。）とは、65 歳以上のものであって、身体上又は精神上の障がいがあるために日常生活を営むのに支障がある者に対し、これらの者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認その他日常生活を営むのに必要な便宜及び機能訓練を供与する事業を行う施設をいう。（老人福祉法第 5 条の 2 第 5 項） 9　**認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設**とは、65 歳以上の者であって、認知症であるために日常生活を営むのに支障がある者等が、共同生活を営むべき住居において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の援助を行う施設をいう。（老人福祉法第 5 条の 2 第 6 項） 10　**(6)項ロ(1)に規定する「その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの」**とは、避難が困難な要介護者を主として入居（宿泊）させ、業として入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他の医療を提供する施設（(6)項イに掲げるものを除く。）をいう。 11　**救護施設**とは、身体上又は精神上著しい障がいがあるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設をいう。 12　**乳児院**とは、家庭内で養育不能な乳児（保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む。）を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設をいう。 13　**障害児入所施設**とは、次に掲げる区分に応じ、障がい児を入所させて、次に定める支援を行うことを目的とする施設をいう。 (1)　福祉型障害児入所施設 保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与 (2)　医療型障害児入所施設 保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療 14　**障害者支援施設**（避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。）とは、障がい者に、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障がい福祉サービスを行う施設をいう。 15　**短期入所を行う施設**（避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。）とは、短期間の入所をさせ、入浴、排せつ又は食事の介護等の便宜を供与する施設をいう。（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下この表において「障害者総合支援法」という。）第 5 条第 8 項） 16　**共同生活援助を行う施設**（避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。）とは、障がい者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において入浴、排せつ又は食事の介護等の便宜を供与する施設をいう。（障害者総合支援法第 5 条第 18 項）
補足説明	1　「避難が困難な要介護者を主として入居させるもの」とは、要介護（介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 7 条第 1 項に定める要介護状態区分による。）3 以上の者が、施設全体の定員の半数以上の場合をいう。 なお、一の防火対象物に複数の同一業態の社会福祉施設が存する場合は、単に施設名称、当該用途が存する階が異なる等外形的要素のみではなく、防火対象物の各部分について、それぞれの運営主体、事業形態、サービスの提供の実態等から区分できる単位（以下この表において「区分単位」という。）ごとに判定する必要があること。

<table>
<tr><td></td><td colspan="2">２　「避難が困難な障害者等を主として入所させるもの」とは、障害支援区分（障害者総合支援法第４条第４項に定める障害支援区分をいう。）４以上の者が８割を超えるものをいう。
　なお、障害支援区分認定を受けていない者については、施設関係者からの聞き取りの結果、障害の程度が重いと認められた場合は、当該者を障害支援区分４以上の者とみなして判断すること。
　また、一の防火対象物に複数の同一業態の社会福祉施設（例：複数の障がい者グループホーム）が存する場合は、区分単位ごとに判定する必要があること。
３　(6)項ロ(1)のその他これらに類するものとして総務省令で定める施設に規定する「業として」とは、報酬の有無にかかわらず、介護保険制度外の事業などの法定外の福祉サービスを自主事業として提供するものを含むものであること。
４　(6)項ロ(1)のその他これらに類するものとして総務省令で定める施設に規定する「避難が困難な要介護者を主として宿泊させるもの」については、次の(1)又は(2)の条件に該当することを判断の目安とすること。
(1)　実態として複数の要介護者を随時又は継続的に施設に宿泊させるサービスを提供するなど、宿泊サービスの提供が常態化していること。
(2)　当該施設の宿泊サービスを利用する避難が困難な要介護者の割合が、当該施設の宿泊サービス利用者全体の半数以上であること。
５　サービス付き高齢者向け住宅その他の共同住宅で、老人を入居させ、当該施設を設置又は運営している事業者又はその委託を受けた外部事業者により入居している老人に対し入浴や食事の提供等福祉サービスの提供が行われているものについては、老人福祉法第 29 条第１項の規定に基づく届出の有無にかかわらず有料老人ホームとして(6)項ロ又はハとして取り扱う。この場合において、避難が困難な要介護者が入居する住戸が、全住戸の半数以上である場合は、本項として取り扱うこと。
６　共同生活援助のサテライト型住居（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 171 号）第 210 条第２項に規定するサテライト型住居をいう。）については、本体住居（サテライト型住居以外の共同生活住居であって、サテライト型住居への支援機能を有するもの）との密接な連携を前提として、利用者が共同住宅の一室に単身で居住するものであるが、その入居形態は一般の共同住宅と変わらないことから、(5)項ロとして取り扱うこと。
７　居宅生活訓練事業を行う居宅の取扱い
　居宅生活訓練事業は、救護施設において居宅生活に向けた生活訓練を行うとともに、居宅生活に移行可能な対象者のための訓練用住居（アパート、借家等）を確保し、より居宅生活に近い環境で実体験的に生活訓練を行うことにより、施設に入所している被保護者がスムーズに居宅生活に移行し、継続して居宅において生活できるよう支援することを目的とされ、対象者も居宅において生活を送ることが可能であると認められる者であることから、各居宅の実態に応じて、単身入居であり、かつ、入居形態が一般の共同住宅と変わらないものにあっては、(5)項ロとして取り扱うこと。
８　詳細分類に係る用途判定については、別添２「(6)項ロ及びハ用途判定フローチャート」を参考とすること。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">主従関係</td><td>主用途部分　（A）</td><td>居室、集会室、機能訓練室、面会室、食堂、厨房、診療室、作業室、事務室</td></tr>
<tr><td>機能的に従属する用途に供される部分　（B）</td><td>売店、託児室、専用駐車場、娯楽室、理容室、美容室</td></tr>
<tr><td>用途例</td><td colspan="2">認知症高齢者グループホーム、ショートステイ、障がい者グループホーム</td></tr>
</table>

(6)項ハ

定 義	１ **老人デイサービスセンター**とは、65 歳以上の者であって、身体上又は精神上の障がいがあるために日常生活を営むのに支障がある者（その者を現に養護する者を含む。）を通わせ、入浴、食事の提供、機能訓練及び介護方法の指導等の便宜の供与をすることを目的とする施設をいう。 ２　**軽費老人ホーム**のうち、本項に該当するものは、(6)項ロに掲げる防火対象物に該当しない軽費老人ホームをいう。 ３　**老人福祉センター**とは、無料又は低額な料金で、老人に関する各種の相談に応ずるとともに、老人に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする施設をいう。

	4　**老人介護支援センター**とは、地域の老人の福祉に関する各般の問題につき、老人、その者を現に養護する者、地域住民その他の者からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、主として居宅において介護を受ける老人（以下この表において「介護を受ける老人」という。）に係る状況の把握、介護を受ける老人又はその者を現に養護する者と市町村、老人居宅生活支援事業を行う者、老人福祉施設、医療施設、老人クラブその他老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者等との連絡調整その他の介護を受ける老人又はその者を現に養護する者に必要な援助を総合的に行うことを目的とする施設をいう。 5　**有料老人ホーム**のうち、本項に該当するものは、(6)項ロに掲げる防火対象物に該当しない有料老人ホームをいう。 6　**老人デイサービス事業を行う施設**とは、65 歳以上の者であって、身体上又は精神上の障がいがあるために日常生活を営むのに支障がある者（その養護者を含む。）等につき、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、介護方法の指導、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認その他必要な便宜を供与する事業を行うための施設をいう。（老人福祉法第 5 条の 2 第 3 項） 7　**小規模多機能型居宅介護事業を行う施設**のうち、本項に該当するものは、(6)項ロに掲げる防火対象物に該当しない小規模多機能型居宅介護事業を行う施設をいう。（老人福祉法第 5 条の 2 第 5 項） 8　**更生施設**とは、身体上又は精神上の理由により養護及び生活指導を必要とする要保護者を入所させ、生活扶助を行うことを目的とする施設をいう。 9　**助産施設**とは、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を入所させて、助産を受けさせることを目的とする施設をいう。 10　**保育所**とは、保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設（利用定員が 20 人以上であるものに限り、幼保連携型認定こども園を除く。）をいう。 11　**幼保連携型認定こども園**とは、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満三歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする施設をいう。 12　**児童養護施設**とは、保護者のない児童（乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。）、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所したものに対する相談その他自立のための援助を行うことを目的とする施設をいう。 13　**児童自立支援施設**とは、不良行為をなし、又はなす恐れのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により、生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援することを目的とする施設をいう。 14　**児童家庭支援センター**とは、地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童、母子家庭その他の家庭、地域住民その他からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整、訪問等の方法による指導及び家庭に係る状況把握、当該児童及び家庭に係る援助計画の作成その他の児童又はその保護者等に必要な援助を総合的に行うことを目的とする施設をいう。 15　**一時預かり事業を行う施設**とは、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、厚生労働省令で定めるところにより、主として昼間において、保育所その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業をいう。（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 7 項） 16　**家庭的保育事業を行う施設**とは、乳児又は幼児であって、市町村が児童福祉法第 24 条第 1 項に規定する児童に該当すると認めるものについて、家庭的保育者の居宅その他の場所において、家庭的保育者による保育を行う事業をいう。（児童福祉法第 6 条の 3 第 9 項） 17　**児童発達支援センター**とは、地域の障がい児の健全な発達において中核的な役割を担う機関として、障がい児を日々保護者の下から通わせて、高度の専門的な知識及び技術を必要とする児童発達支援を提供し、あわせて障がい児の家族、指定障がい児通所支援事業者その他の関係者に対し、相談、専門的な助言その他の必要な援助を行うことを目的とした施設をいう。 18　**児童心理治療施設**とは、家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童を短期入所させ、又は保護者の下から通わせ

	て、社会生活に適応するために必要な心理に関する治療及び生活指導を主として行い、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設をいう。 19　**児童発達支援若しくは放課後等デイサービスを行う施設**（児童発達支援センターを除く。）とは、障がい児について、通所により日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得並びに集団生活への適応のための支援その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設若しくは学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）又は専修学校等（同法第 124 条に規定する専修学校及び同法第 134 条第 1 項に規定する各種学校をいう。以下この表において同じ。）に就学している障がい児（専修学校等に就学している障がい児にあっては、その福祉の増進を図るため、授業の終了後又は休業日における支援の必要があると市町村長が認める者に限る。）について、授業の終了後又は休業日に、通所により生活能力の向上のために必要な支援、社会との交流の促進その他の便宜を供与する施設をいう。（児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 2 項若しくは第 3 項） 20　**身体障害者福祉センター**とは、無料又は低額な料金で、身体障がい者に関する各種の相談に応じ、身体障がい者に対し、機能訓練、教養の向上、社会との交流の促進及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する施設をいう。 21　**障害者支援施設**のうち、本項に該当するものは、(6)項ロに掲げる防火対象物に該当しない障害者支援施設をいう。 22　**地域活動支援センター**とは、障がい者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な支援を供与する施設をいう。 23　**福祉ホーム**とは、現に住居を求めている障がい者につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与する施設をいう。 24　**生活介護を行う施設**とは、常時介護を要する障がい者につき、主として昼間において入浴、排せつ又は食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、その他日常生活上必要な支援並びに創作的活動及び生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な支援を供与する施設をいう。（障害者総合支援法第 5 条第 7 項） 25　**短期入所を行う施設**のうち、本項に該当するものは、(6)項ロに掲げる防火対象物に該当しない短期入所を行う施設をいう。（障害者総合支援法第 5 条第 8 項） 26　**自立訓練を行う施設**とは、障がい者に自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、厚生労働省令で定める期間にわたり、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設をいう。（障害者総合支援法第 5 条第 12 項） 27　**就労選択支援を行う施設**とは、就労を希望する障がい者又は就労の継続を希望する障がい者であって、就労移行支援若しくは就労継続支援を受けること又は通常の事業所に雇用されることについて、当該者による適切な選択のための支援を必要とするものとして、厚生労働省令で定める者につき 短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適正、知識及び能力の評価並びに就労に関する意向及び就労するために必要な配慮 その他の厚生労働省令で定める事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、適切な支援の提供のために必要な障がい福祉サービス事業を行う者等との連絡調整その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設をいう。（障害者総合支援法第 5 条第 13 項） 28　**就労移行支援を行う施設**とは、就労を希望する障がい者及び通常の事業所に雇用されている障がい者であって厚生労働省令で定める事由により当該事業所での就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものにつき、厚生労働省令で定める期間にわたり、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設をいう。（障害者総合支援法第 5 条第 14 項） 29　**就労継続支援を行う施設**とは、通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者及び通常の事業所に雇用されている障がい者であって厚生労働省令で定める事由により当該事業所での就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものにつき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設をいう。（障害者総合支援法第 5 条第 15 項） 30　**共同生活援助を行う施設**のうち、本項に該当するものは、(6)項ロに掲げる防火対象物に該当しない共同生活援助を行う施設をいう。（障害者総合支援法第 5 条第 18 項）
補足事項	1　認定こども園には、幼保連携型以外に「幼稚園型」、「保育所型」及び「地方裁量型」の 3 つの類型があるが、幼保連携型以外の場合については、当該防火対象物の実態により用途区分を判定すること。

	2　児童福祉施設のうち、母子生活支援施設（配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立促進のためにその生活を支援することを目的とする施設をいう。）又は児童厚生施設（児童遊園、児童館等児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする施設をいう。）は、本項に含まれない。（母子生活支援施設は(5)項ロ、児童厚生施設は、(1)項、(8)項、(15)項等に掲げる防火対象物として取り扱う。） 3　児童福祉施設のうち、里親支援センター（里親支援事業を行うほか、里親及び里親に養育される児童並びに里親になろうとする者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設をいう。）については、当該施設の利用実態に応じて、用途を決定すること。 4　児童福祉法第 6 条の 3 第 8 項に規定する小規模住居型児童養育事業（いわゆるファミリーホーム）を行う施設は、(5)項ロに掲げる防火対象物として取り扱う。 5　児童福祉法第 41 条に規定する児童養護施設における本体施設の分園として民間住宅等を活用して運営される地域小規模児童養護施設（「地域小規模児童養護施設の設置運営について」（平成 12 年 5 月 1 日付け児発第 489 号・厚生省児童家庭局長通知）中、地域小規模児童養護施設設置運営要綱で定めるものをいう。）は、本項として取り扱う。 6　小規模なグループによる養育を行うために児童養護施設等における本体施設の敷地外に存する分園として運営される分園型小規模グループケア（「児童養護施設等のケア形態の小規模化の推進について」（平成 17 年 3 月 30 日付け雇児発第 0330008 号・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）中、児童養護施設等における小規模グループケア実施要綱で定めるものをいう。）は、児童養護施設における分園型小規模グループケアについては本項として取り扱う。 7　サービス付き高齢者向け住宅その他の共同住宅で、老人を入居させ、当該施設を設置運営等している事業者又はその委託を受けた外部事業者により入居している老人に対し入浴や食事の提供等福祉サービスの提供が行われているものについては、有料老人ホームとして(6)項ロ又はハとして取り扱う。この場合において、避難が困難な要介護者が入居する住戸が、全住戸の半数未満である場合は、(6)項ハとする。 8　詳細分類に係る用途判定については、別添２「(6)項ロ及びハ用途判定フローチャート」を参考とすること。	
主従関係	主用途部分　（A）	居室、集会室、機能訓練室、面会室、食堂、厨房、診療室、作業室、事務室
	機能的に従属する用途に供される部分　（B）	売店、託児室、専用駐車場、娯楽室、理容室、美容室
用途例	ケアハウス、老人福祉施設付設作業所、難聴幼児通園施設、肢体不自由児通園施設、在宅障がい者デイサービス施設、障がい者更生センター、デイサービスセンター、保育園	

(6)項ニ

定 義	1　**幼稚園**とは、幼児を保育し、適当な環境を与えてその心身の発達を助長することを目的とする学校をいう。 2　**特別支援学校**とは、視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校をいう。	
補足事項	幼稚園は、地方公共団体の認可にかかわりなく、その実態が幼児の保育を目的として設けられた施設で足りるものであること。	
主従関係	主用途部分　（A）	教室、職員室、遊技室、休養室、講堂、厨房、体育館、診療室、図書室
	機能的に従属する用途に供される部分　（B）	食堂、売店、託児室、専用駐車場、理容室、美容室
用途例	特別支援学校（盲学校・ろう学校・養護学校）	

(7)項

定 義	1　**小学校**とは、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的とする学校をいう。 2　**中学校**とは、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施すことを目的とする学校をいう。 3　**義務教育学校**とは、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を基礎的なものから一貫して施すことを目的とする学校をいう。 4　**高等学校**とは、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的とする学校をいう。 5　**中等教育学校**とは、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、義務教育として行われる普通教育並びに高度な普通教育及び専門教育を一貫して施すことを目的とする学校をいう。 6　**高等専門学校**とは、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする学校をいう。 7　**大学**とは、学術の中心として広く知識を授けるとともに深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする学校をいう。 8　**専修学校**とは、学校教育法第１条に掲げるもの以外の教育施設で職業若しくは実生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的とする学校をいう。専修学校には、高等課程、専門課程、一般課程のいずれかまたは複数がおかれる。 9　**各種学校**とは、学校教育法第 134 条に基づいて、「学校教育法の第１条に規定される学校」以外で、学校教育に類する教育を行うもので、所定の要件を満たす教育施設をいう。 10　**その他これらに類するもの**とは、学校教育法に定める以外のもので、学校教育に類する教育を行う教育施設をいう。	
補足事項	1　同一敷地内の体育館、講堂、研究所、特定の者が利用する食堂及び売店は本項に該当する。 2　同一敷地内の就寝を伴う寮部分は(5)項ロであること。 3　学習塾等は本項に該当する。ただし、学校の形態をしないもので、小規模な（教室、管理室及び便所等の教育施設の床面積が、115.7 ㎡未満のもの）学習塾、そろばん、書道塾等については(15)項として取り扱う。	
主従関係	主用途部分　（A）	教室、職員室、体育館、講堂、図書室、会議室、厨房、研究室、クラブ室、保健室
	機能的に従属する用途に供される部分　（B）	食堂、売店、喫茶室、談話室、専用駐車場、学生会館の集会室、合宿施設、学童保育室、同窓会及びＰＴＡ事務室
用途例	消防学校、消防大学校、自治大学校、警察学校、警察大学校、理容学校、美容学校、洋裁学校、タイピスト学校、外語学校、料理学校、防衛大学校、自衛隊学校、看護学校、看護助産学校、臨床検査技師学校、農業者大学校、水産大学校、海技大学校、海員学校、航空大学校、航空保安大学校、海上保安学校、建設大学校、自動車学校、予備校、学習塾	

(8)項

定 義	1　**図書館**とは、図書、雑誌、視聴覚資料、点字資料、録音資料等のメディアや情報資料を収集、保管し、利用者への提供等を行う施設をいう。 2　**博物館及び美術館**とは、歴史、美術、民俗、産業及び自然科学に関する資料を収集、保管し、利用者への提供等を行う施設をいう。 3　**その他これらに類するもの**とは、博物館法で定める博物館又は図書館以外のもので、図書館及び博物館と同等のものをいう。	
補足事項	絵画、写真、生花等の作品発表会場として利用している防火対象物又はその部分は、本項に該当する。	
主従関係	主用途部分　（A）	閲覧室、展示室、書庫、ロッカー室、ロビー、工作室、保管格納庫、資料室、研究室、会議室、休憩室、映写室、観賞室
	機能的に従属する用途に供される部分　（B）	食堂、売店、喫茶室、専用駐車場、事務室
用途例	郷土館、記念館	

(9)項イ

定 義	１　**蒸気浴場**とは、蒸気浴を行う公衆浴場をいう。 ２　**熱気浴場**とは、電熱器等を熱源として高温低湿の空気を利用する公衆浴場をいう。 ３　**その他これらに類するもの**とは、公衆浴場の施設として個室を設け、当該個室において異性の客に接触する役務を提供するものをいう。	
補足事項	公衆浴場は、浴場経営という社会性のある施設であって、家庭の浴場を親類、友人に利用させる場合又は近隣の数世帯が共同して浴場を設け利用している場合は含まれないものであること。	
主従関係	主用途部分　（A）	脱衣場、浴室、休憩室、体育室、待合室、マッサージ室、ロッカー室、クリーニング室
	機能的に従属する用途に供される部分　（B）	食堂、売店、専用駐車場、喫茶室、娯楽室、託児室、事務室
用途例	サウナ浴場、ソープランド、岩盤浴	

(9)項ロ

定 義	(9) 項イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場をいう。	
補足事項	公衆浴場は、浴場経営という社会性のある施設であって、家庭の浴場を親類、友人に利用させる場合又は近隣の数世帯が共同して浴場を設け利用している場合は含まれないものであること。	
主従関係	主用途部分　（A）	脱衣場、浴室、休憩室、クリーニング室
	機能的に従属する用途に供される部分　（B）	食堂、売店、専用駐車場、サウナ室（小規模な簡易サウナ）、娯楽室、洗濯室、事務室
用途例	銭湯	

(10)項

定 義	１　**車両の停車場**とは、鉄道車両の駅舎（プラットホームを含む。）バスターミナルの建築物等をいうが、旅客の乗降又は待合の用に供する建築物に限定される。 ２　**船舶又は航空機の発着場**とは、船舶の発着するふ頭、航空機の発着する空港施設等をいうが、旅客の乗降又は待合の用に供する建築物に限定される。	
補足事項	車両、船舶及び航空機の停車又は発着場であり、かつ、旅客の乗降等の利用に限定されるものであることから、貨物駅及び貨物ふ頭等については、本項に含まれない。	
主従関係	主用途部分　（A）	乗降場、待合室、運転指令所、電力指令所、手荷物取扱所、一時預り所、ロッカー室、仮眠室、救護室
	機能的に従属する用途に供される部分　（B）	食堂、売店、喫茶室、旅行案内所、理容室、両替所、専用駐車場、専用駐輪場、事務室
用途例		

(11)項

定 義	**神社、寺院、教会その他これらに類するもの**とは、宗教の教養をひろめ、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする施設をいう。	
補足事項	１　結婚式場の披露宴会場で、独立性の高いものは本項に該当しない。 ２　礼拝堂及び聖堂は、規模、形態にかかわりなく本項に該当する。 ３　庫裡とは、僧侶の居住する場所をいい、本項として取り扱う。	
主従関係	主用途部分　（A）	本堂、拝殿、客殿、礼拝堂、社務所、集会室、聖堂
	機能的に従属する用途に供される部分　（B）	食堂、売店、喫茶室、専用駐車場、図書室 宴会場、厨房、結婚式場、宿泊室（旅館業法の適用のあるものを除く。）、娯楽室
用途例		

(12)項イ

定 義	**工場又は作業場**とは、機械又は道具を使用して物の製造、改造、加工、修理、洗浄、選別、包装、装飾、仕上、仕立、破壊又は解体を行う施設をいう。 １　**工場**とは、物の製造又は加工を主として行うところでその機械化が比較的高いものをいう。 ２　**作業場**とは、物の製造又は加工を主として行うところでその機械化が比較的低いものをいう。	
補足事項		
主従関係	主用途部分　（A）	作業所、設計室、研究室、事務室、更衣室、物品庫、製品展示室、会議室、図書室
	機能的に従属する用途に供される部分　（B）	食堂、売店、専用駐車場、託児室、診療室
用途例	宅配専門ピザ屋、給食センター（学校と敷地を異にするもの）	

(12)項ロ

定 義	**映画スタジオ又はテレビスタジオ**とは、大道具や小道具を用いてセットを作り、映画フィルム又はテレビ若しくはそれらのビデオテープを作成する施設をいう。	
補足事項	１　本項に該当するテレビスタジオは、テレビ又はそのビデオテープを作成するための撮影及び編集のみを行う施設をいう。 ２　テレビ局内のテレビスタジオは、テレビ局の一部として判断すること。	
主従関係	主用途部分　（A）	撮影室、舞台部、録音室、道具室、衣裳室、休憩室、客室、ホール、リハーサル室
	機能的に従属する用途に供される部分　（B）	食堂、売店、喫茶室、専用駐車場、ラウンジ、事務室
用途例		

(13)項イ

定 義	１　**自動車車庫**とは、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 2 条第 2 項で定める自動車を運行中以外の場合に専ら格納する施設をいう。 ２　**駐車場**とは、自動車を駐車、客待ち、荷待ち、貨物の積卸し、故障その他の理由により継続的に停車させる施設をいう。	
補足事項	１　自動車とは、原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であって、原動機付自転車以外のものをいう。 ２　前１の自動車には、ガソリン、軽油等を燃料としない電動式のものも含まれる。 ３　自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和 37 年法律第 145 号）第 2 条第 3 号の保管場所となっている防火対象物が含まれる。 ４　自動車車庫又は駐車場は、営業用又は自家用を問わない。 ５　原動機付自転車及び自転車を駐輪する駐輪場は、(15)項である。	
主従関係	主用途部分　（A）	車庫、車路、修理場、洗車場、運転手控室
	機能的に従属する用途に供される部分　（B）	食堂、売店、料金所
用途例		

(13)項ロ

定 義	**飛行機又は回転翼航空機の格納庫**とは、航空の用に供することができる飛行機、滑空機、飛行船、ヘリコプターを格納する施設をいう。	
補足事項		
主従関係	主用途部分　（A）	格納庫、修理場、休憩室、更衣室
	機能的に従属する用途に供される部分　（B）	専用駐車場、事務室

用途例	航空会社の飛行機又はヘリコプター等の格納庫、海上保安庁などの飛行機又はヘリコプター等の格納庫、消防防災ヘリコプターの格納庫

(14)項

定 義	**倉庫**とは、物品の滅失若しくは損傷を防止するための工作物であって、物品の保管の用に供するものをいう。	
補足事項		
主従関係	主用途部分　（A）	物品庫、荷さばき室、事務室、休憩室、作業室
	機能的に従属する用途に供される部分　（B）	食堂、売店、専用駐車場、展示室
用途例		

(15)項

定 義	本項の事業場とは、(1)項から(14)項までに掲げる防火対象物以外の事業場をいう。 **事業場**とは、営利的事業であること非営利的事業であることを問わず事業活動の専ら行われる一定の施設をいう。	
補足事項	１　事業とは、一定の目的と計画とに基づいて同種の行為を反復継続して行うことをいう。 ２　外観、名称等に係わらず、事業場又はその部分が実態として、(1)項から(14)項までに掲げる防火対象物の用に供する部分として使用される場合は、本項ではなく、(1)項から(14)項までに掲げる防火対象物又はその部分として取り扱う。 ３　住宅展示場のモデルハウスについては、本項に該当する。	
【用途例】事務所、金融機関、官公署、研究所		
主従関係	主用途部分　（A）	事務室、休憩室、会議室、ホール、物品庫（商品倉庫を含む。）
	機能的に従属する用途に供される部分　（B）	食堂、売店、喫茶室、娯楽室、体育室、理容室、専用駐車場、診療室、託児室、展示室、展望施設
	※ 会議室、ホールは規模形態（固定いす、舞台、映写室を有するオーディトリウム形態のものを含む。）を問わず、事業所の主目的に使用するものは、原則として本項の主たる用途に供するものとして扱う。（以下この表において同じ。）	
【用途例】新聞社		
主従関係	主用途部分　（A）	事務室、休憩室、会議室、ホール
	機能的に従属する用途に供される部分　（B）	食堂、売店、喫茶室、談話室、ロビー、診療室、図書室、専用駐車場、法律・健康等の相談室
【用途例】研修所		
主従関係	主用途部分　（A）	事務室、教室、体育室
	機能的に従属する用途に供される部分　（B）	食堂、売店、診療室、喫茶室、談話室、娯楽室、専用駐車場
	※ 研修のための宿泊室は、(5)項ロの用途に供するものとして扱う。	
【用途例】観覧席を有しない体育館		
主従関係	主用途部分　（A）	体育室、更衣室、控室、浴室
	機能的に従属する用途に供される部分　（B）	食堂、売店、診療室、喫茶室、専用駐車場、映写室、図書室、集会室、展示室
	※ 主として体育競技に使用されるもので、小規模な観覧席（選手控席的なもの）を有するものは、本項に該当する。	
用途例	証券取引所、理容室、美容室、発電所、変電所、コンテナ型データセンター、ごみ処理場、火葬場、ラジオスタジオ、バッティングセンター、ゴルフ練習場、ゴルフ場、卸売市場、写真館、保健所、新聞社、電報電話局、郵便局、畜舎、研究所、クリーニング取次	

	店、職業訓練所、納骨堂、温室、動物病院、新聞販売所、採血センター、場外馬券売場、場外車券売場、地域限定集会所、放課後児童クラブ、駐輪場、はり灸院、車検場、水族館、動物園、植物園、トラックターミナル、調剤薬局、ＤＶＤ又はＣＤレンタルショップ（販売行為がないものに限る。）、買取専門店（販売行為がないものに限る。）オンライン診療受診施設※1
備　考	※1　当該場所そのものとしては(15)項として取り扱うが、施設の利用実態を踏まえて用途を判断するもの。

(16)項イ

定 義	複合用途防火対象物のうち、その一部が(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものをいう。

(16)項ロ

定 義	(16)項イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物をいう。

(16の2)項

定 義	**地下街**とは、地下の工作物内に設けられた店舗、事務所その他これらに類する施設で、連続して地下道に設けられるものとその地下道とを合わせた施設をいう。
補足事項	1　地下道に連続して面する店舗、事務所等の地下工作物施設が存する下層階に設けられ、かつ、当該部分から階段等で通じている駐車場は、地下街に含まれる。 2　地下街の地下道は、店舗、事務所等の施設の各部分から歩行距離 20m（20m未満の場合は当該距離）以内の部分を床面積に算入する。ただし、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は煙感知器の作動と連動して閉鎖する方式の特定防火設備がある場合は、当該特定防火設備の部分までとする。 3　地下街の同一階層の地下鉄道部分（出札室、事務室等）は地下街に含まれない。

(16の3)項

定 義	**準地下街**とは、建築物の地階（地下街の各階を除く。）で、連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせた施設（特定防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。）をいう。
補足事項	準地下街の範囲は次のとおりとする。 1　地下道の部分については、準地下街を構成する店舗、事務所等の各部分から歩行距離 10m（10m未満の場合は、当該距離）以内の部分とする。 2　建築物の地階については、準地下街となる地下道の面積範囲に接して建築物の地階等が面している場合、当該開口部から準地下街を構成する建築物の地階等の開口部まで歩行距離 20mを超える場合は、当該建築物の地階等は、含まない。 3　建築物の地階が建基令第 123 条第 3 項第 1 号に規定する付室を介してのみ地下道と接続している建築物の地階は含まない。 4　準地下街を構成する建築物の地階等の部分が相互に令 8 区画されており、地下道に面して開口部を有していないものについては、それぞれ別の防火対象物として取り扱う。 5　地下鉄道施設の部分については、鉄道の地下停車場の改札口内の区域及び改札口外であって、当該部分が耐火構造の壁又は常時閉鎖式若しくは煙感知連動閉鎖式(2 段降下式のものを含む。)の特定防火設備で区画されている部分は、当該用途の「建築物」及び「地下道」としては取り扱わない。

(17)項

定 義	文化財保護法の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品の保存に関する法律（昭和 8 年法律第 43 号）の規定によって重要美術品として認定された建造物をいう。
補足事項	1　(1)項から(16)項までに掲げる用途に供される建築物その他の工作物又はその部分が(17)項に掲げる防火対象物に該当するものであるときは、これらの建築物その他の工作

	物又はその部分は、同項に掲げる防火対象物であるほか、(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物又はその部分でもあるものと見なす。 2　重要文化財とは、建造物、絵画、彫刻、工芸品、書籍、典籍、古文書その他の有形の文化的所産でわが国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料のうち重要なもので文部科学大臣が指定したものをいう。 3　国宝とは、重要文化財のうち世界文化の見地から価値の高いもので、たぐいない国民の宝たるものとして文部科学大臣が指定したものをいう。 4　重要有形民俗文化財とは、衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能及びこれらに用いられる衣服、器具、家具その他の物件でわが国民の生活の推移のため欠くことのできないものとして文部科学大臣が指定したものをいう。 5　史跡とは、貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で、わが国にとって歴史上又は学術上価値の高いものをいう。 6　重要な文化財とは、重要文化財、重要有形民族文化財及び史跡以外の文化財で、地方公共団体の区域内に存するもののうち当該地方公共団体が指定したものをいう。 7　登録文化財は本項に含まれない。 8　建造物とは土地に定着する工作物一般を指し、建築物、独立した門塀等が含まれる。

(18)項

定 義	**アーケード**とは、日よけ、雨よけ又は雪よけのため路面上に相当の区間連続して設けられる公益上必要な建築物、工作物その他の施設をいう。
補足事項	1　夏季に仮設的に設けられる日よけは、本項に含まれない。 2　アーケードの延長は、屋根の中心線に沿って測定する。

(19)項

定 義	1　本項は、市町村長の指定する山林をいう。 2　**山林**とは、山岳山林に限らず森林、原野及び荒蕪地が含まれる。
補足事項	

(20)項

定 義	1　**舟**とは、船舶安全法（昭和 8 年法律第 11 号）第 2 条第 1 項の規定を適用しない船舶等で総トン数 5ｔ以上の推進機関を有するものをいう。 2　**車両**とは、鉄道営業法（明治 33 年 3 月法律第 65 号）、軌道法（大正 10 年 4 月法律第 76 号）若しくは道路運送車両法又はこれらに基づく命令により消火器具を設置することとされる車両をいう。
補足事項	1　総トン数 5 トン以上の舟で、推進機関を有するものとは、具体的には船舶安全法第 2 条第 2 項及び船舶安全施行規則第 2 条において、次のように規定されている。 (1)　進機関を有する長さ 12m未満の船舶（危険物ばら積船及び特殊船を除く。）で特定のもの（同規則第 2 条第 2 項第 1 号） (2)　災害発生時にのみ使用する救難用の船舶で国又は地方公共団体の所有するもの（同規則第 2 条第 2 項第 4 号） (3)　係船中の船舶（同規則第 2 条第 2 項第 5 号） (4)　船舶安全法施行規則第 2 条第 2 項第 6 号の水域を定める件（昭和 49 年運輸省告示第 353 号）で定める水域のみを航行する船舶（同規則第 2 条第 2 項第 6 号） (5)　総トン数 20 トン未満の漁船であって、専ら本邦の海岸から 12 海里以内の海面又は内水面において従業するもの（同法第 32 条）（船舶安全法第 32 条の漁船の範囲を定める政令（昭和 49 年政令第 258 号）） 2　鉄道営業法に基づき消火器を備え付けなければならない場所は、鉄道運転規則（昭和 62 年運輸省令第 15 号）第 51 条に定める機関車（蒸気機関車を除く。）、旅客車及び乗務係員が執務する車室を有する貨物車である。 3　鉄道営業法に基づき消火器を備え付けなければならない場所は、新幹線鉄道運転規則（昭和 39 年運輸省令第 71 号）第 43 条に定める運転室及び旅客用の電車の答室又は通路である。

	4　軌道法に基づき消火用具を備え付けなければならない場所は、軌道運転規則（昭和29年運輸省令第22号）第37条に定める車両（蒸気機関車を除く。）の運転室又は客扱い若しくは荷扱いのため乗務する係員の車室である。 5　軌道法に基づき消火器を設けなければならないものは、無軌条電車運転規則（昭和25年運輸省令第92号）第26条に定める全ての車両である。 6　道路運送車両法に基づき消火器を備えなければならない自動車は、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第47条に定める、次のものである。 (1)　火薬類（火薬にあっては５ｋｇ、猟銃雷管にあっては2、000個、実砲、空砲、信管又は火管にあっては200個をそれぞれ超えるものをいう。）を運送する自動車（被けん引自動車を除く。） (2)　危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）別表第3に掲げる指定数量以上の危険物を運送する自動車（被けん引自動車を除く。） (3)　道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）で定める品名及び数量以上の可燃物を運送する自動車（被けん引自動車を除く。） (4)　150ｋｇ以上の高圧ガス（可燃性ガス及び酸素に限る。）を運送する自動車（被けん引自動車を除く。） (5)　前(1)から(4)までに掲げる火薬類、危険物、可燃物又は高圧ガスを運送する自動車をけん引するけん引自動車 (6)　放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（昭和35年総理府令第56号）第18条の3第1項に規定する放射性輸送物（Ｌ型輸送物を除き、同条第2項に定めるＩＰ－１型輸送物、ＩＰ－２型輸送物及びＩＰ－３型輸送物を含む。）を運送する場合若しくは放射性同位元素等車両運搬規則（昭和52年運輸省令第33号）第18条の規定により運送する場合又は核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和53年総理府令第57号）第3条に規定する核燃料輸送物（Ｌ型輸送物を除く。）若しくは同令第11条に規定する核分裂性輸送物を運送する場合若しくは核燃料物質等車両運搬規則（昭和53年運輸省令第72号）第19条の規定により運送する場合に使用する自動車 (7)　乗車定員11人以上の自動車 (8)　乗車定員11人以上の自動車をけん引するけん引自動車 (9)　幼児専用車

別記

共用部分の按分の取扱い

１　按分の計算方法

共用部分の按分は、次の例により算出すること。

用途Ａ 600㎡	共用部分 100㎡	用途Ｂ 400㎡

	床面積	共用部分の按分	按分後の各用途の床面積
Ａ	600㎡	共用部分×Ａ／（Ａ＋Ｂ）＝60㎡ （100㎡×600㎡／（600㎡＋400㎡）＝60㎡）	600㎡＋60㎡＝660㎡
Ｂ	400㎡	共用部分×Ｂ／（Ａ＋Ｂ）＝40㎡ （100㎡×400㎡／（600㎡＋400㎡）＝40㎡）	400㎡＋40㎡＝440㎡

２　共用部分の按分方法

共用部分の分類に応じて、次により按分すること。

なお、他の用途と共用されない専用の玄関、廊下等については、按分の対象にはならないものであること。

(1)　各階の廊下、階段、エレベーターシャフト、ダクトスペース

各階の用途の床面積に応じて按分すること。

(2)　防火対象物の広範に共用される機械室、電気室等

共用される用途の床面積に応じて按分すること。

(3)　玄関、ロビー等

共用される用途の床面積に応じて按分すること。

(4)　ペントハウス

共用部分として取扱い、(2)により按分すること。

＜計算例＞

	平　面　図	共用部分の按分計算 共用　Ａの按分 （階の用途の床面積に応じて按分）	共用部分の按分計算 共用　Ｂの按分 （共用される用途の床面積に応じて按分）
２階	(15)項 100㎡ (4)項 100㎡ 電気室 100㎡（共用Ｂ） 階段 50㎡（共用Ａ） 廊下 50㎡（共用Ａ）	＜(4)項＞ 共用Ａ×(4)項／（(4)項＋(15)項） 100㎡×100㎡／（100㎡＋100㎡）＝50㎡ ＜(15)項＞ 共用Ａ×(15)項／（(4)項＋(15)項） 100㎡×100㎡／（100㎡＋100㎡）＝50㎡	＜(4)項＞ 共用Ｂ×(4)項／（(4)項＋(15)項） 100㎡×400㎡／（400㎡＋100㎡）＝80㎡ ＜(15)項＞ 共用Ｂ×(15)項／（(4)項＋(15)項） 100㎡×100㎡／（400㎡＋100㎡）＝20㎡
１階	(4)項 300㎡ ロビー50㎡（共用Ｂ） 階段 50㎡（共用Ａ）	1階は(4)項のみのため，按分計算無し （階段（50㎡）は(4)項に算入）	＜(4)項＞ 共用Ｂ×(4)項／（(4)項＋(15)項） 50㎡×400㎡／（400㎡＋100㎡）＝40㎡ ＜(15)項＞ 共用Ｂ×(15)項／（(4)項＋(15)項） 50㎡×100㎡／（400㎡＋100㎡）＝10㎡

【按分後の各用途の床面積】

	１　階	２　階	合　計
(4)項	300㎡＋50㎡＋40㎡＝390㎡	100㎡＋50㎡＋80㎡＝230㎡	620㎡
(15)項	10㎡	100㎡＋50㎡＋20㎡＝170㎡	180㎡
合　計	400㎡	400㎡	800㎡

別添１

（６）項イ用途判定フローチャート

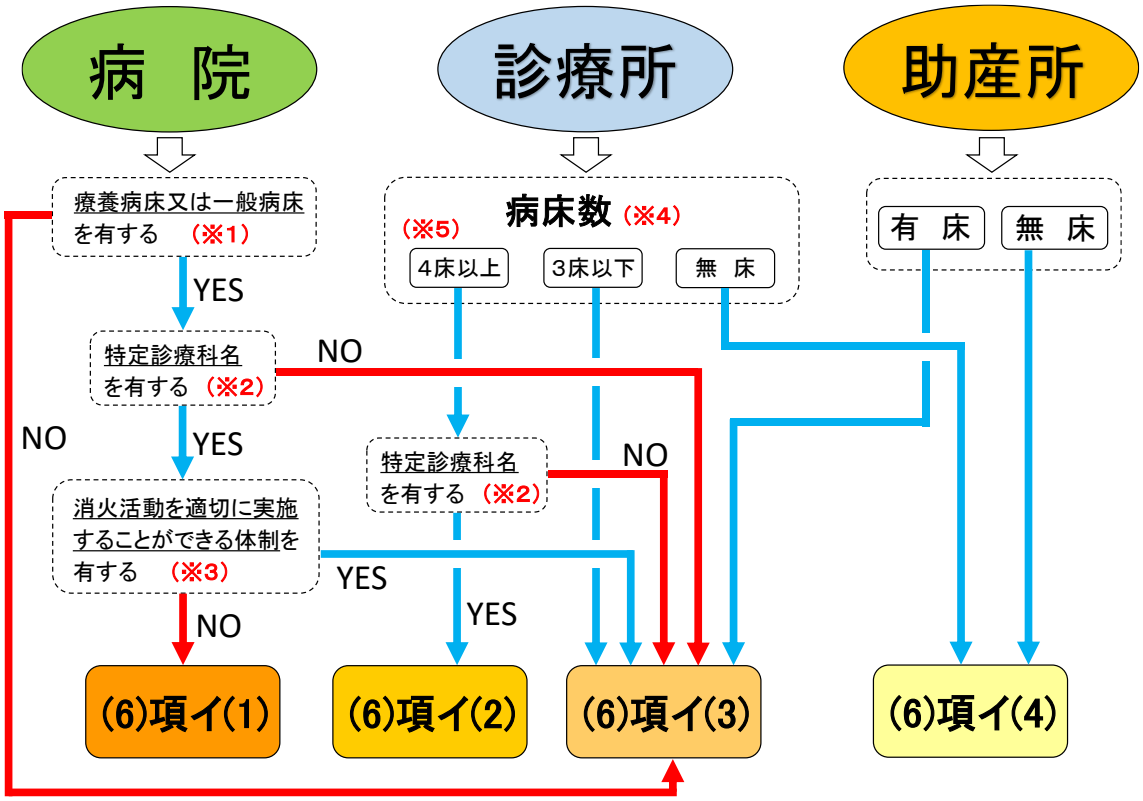

※１　医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第７条第２項第４号に規定する療養病床又は同項第５号に規定する一般病床をいう。

【補足】病床種別：精神病床・感染床病床・結核病床・療養病床・一般病床に分類される。（医療法第７条第２項）

※２　内科、整形外科、リハビリテーション科その他次に掲げるもの以外

(1) 肛門外科、乳腺外科、形成外科、美容外科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、産科、婦人科

(2) (1)に掲げる診療科名と医療法施行令（昭和 23 年政令第 326 号）第３条の２第１項第１号ハ(1)から(4)までに定める事項とを組み合わせた名称

(3) 歯科

(4) 歯科と医療法施行令第３条の２第１項第２号ロ(1)及び(2)に定める事項とを組み合わせた名称

※３　次のいずれにも該当する体制を有するものをいう。

(1) 勤務させる医師、看護師、事務職員その他の職員の数が、病床数が 26 床以下のときは２、26 床を超えるときは２に 13 床までを増すごとに１を加えた数を常時下回らない体制

(2) 勤務させる医師、看護師、事務職員その他の職員（宿直勤務を行わせる者を除く。）の数が、病床数が 60 床以下のときは２、60 床を超えるときは２に 60 床までを増すごとに２を加えた数を常時下回らない体制

【補足】・(1)の「**職員の数**」とは、１日の中で最も職員が少ない時間帯に勤務している職員（宿直勤務者を含む。）の総数を基準とする。

・「**その他の職員**」とは、原則として、委託により警備に従事させる警備員は含まないが、病院に常駐しており、防火対象物の構造及び消防用設備等の位置を把握し、火災時に適切に対応が可能な者はこの限りでない。

・「**宿直勤務を行わせる者**」とは、労働基準法施行規則（昭和 22 年厚生省令第 23 号）第 23 条に規定する「宿直の勤務で断続的な業務」を行う者をいい、通常の勤務の終了後において、勤務の継続に当たらない軽度又は短時間の業務を行うために勤務し、当該勤務中に仮眠等の就寝を伴うことを認められた職員をいう。

※４　医療法第７条に規定する病床数（以下この別添１において「許可病床数」という。）をいう。

※５　許可病床数が４以上であっても、１日平均入院患者数（１年間の入院患者のべ数を同期間の診療実日数で除した値をいう。）が１未満のものにあっては、令別表第１(6)項イ(2)に規定する「**4 人以上の患者を入院させるための施設を有する**」に該当しないものとして取り扱って差し支えない。

別添２

（６）項ロ及びハ用途判定フローチャート

（利用実態等により項目判定が必要なもの）

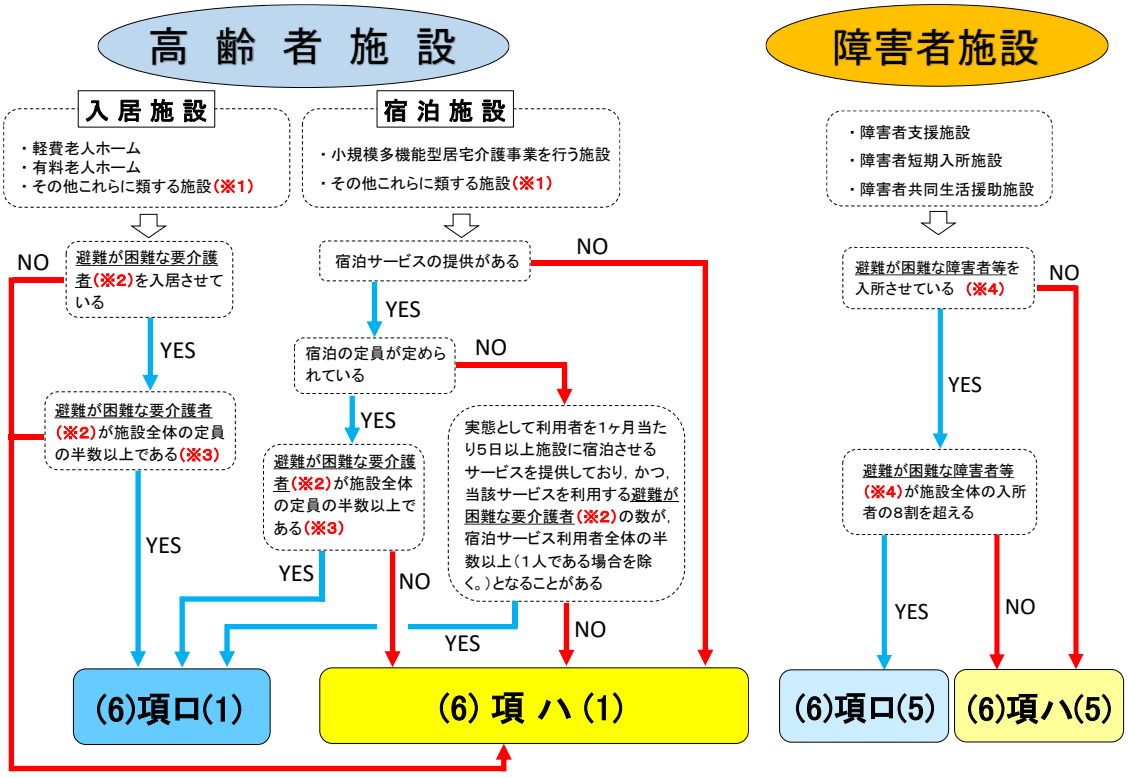

※１　「**その他これらに類する施設**」とは、業として入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他の医療を提供する施設をいう。なお、「**業として**」とは、報酬の有無にかかわらず、介護保険制度外の事業などの法定外の福祉サービスを自主事業として提供するものを含む。

※２　「**避難が困難な要介護者**」とは、規則第５条第５項に規定する区分に該当する者（介護保険法第７条第１項に定める要介護状態区分が３以上の者）をいう。

※３　利用者が比較的短期間に入れ替わる等の事情により用途が定まらない場合は、過去１年間において最も利用者が多かった連続３ヶ月の日数を元に入所若しくは入居又は宿泊の延べ人数のうち避難が困難な要介護者の数の割合により判断すること。

【計算例】

	7/1	7/2	7/3	7/4	7/5	～	9/30	
居室１	3	3	3	3	2	～	3	
居室２	4	1	2	4	1	～	3	
居室３	2	4	4	3	4	～	1	
居室４	1	5	2	3	4	～	4	
居室５	0	3	1	3	3	～	5	
居室６	3	4	0	1	2	～	5	
居室７	2	3	4	2	0	～	空	
居室８	空	3	3	2	0	～	空	
居室９	空	4	空	2	0	～	空	
合計数 (要介護区分3以上)	3	8	4	5	3	～	5	460

＊　数字は入所者の要介護状態区分を示す。

４６０（合計数）　／　８２８（９室　×　９２日）　＝　０．５５　≧　０．５

※４　「**避難が困難な障害者等**」とは、規則第５条第７項に規定する区分に該当する者（障害者総合支援法第４条第４項に定める障害支援区分が４以上の者）をいう。

第２　消防用設備等の設置単位

１　消防用設備等の設置単位

消防用設備等の設置単位は、建築物である防火対象物については、特段の規定（令第 8 条、第 9 条、第 9 条の 2、第 19 条第 2 項及び第 27 条第 2 項）のない限り、棟であり、敷地ではないこと。

(1)　棟とは、原則として、独立した一の建築物又は二以上の独立した一の建築物が相互に接続されて一体となったものをいうものであること。

なお、「相互に接続」とは、構造的に接続されているものであり、その判断については、次の図例を参考とすること。

別棟として取り扱う場合の例

例１　相互の建築物の庇又は屋根が、一方の建築物にかぶさっている場合又は接している場合

①

（立面図）

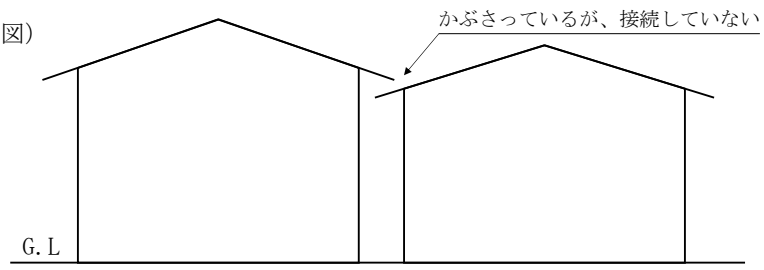

（平面図）

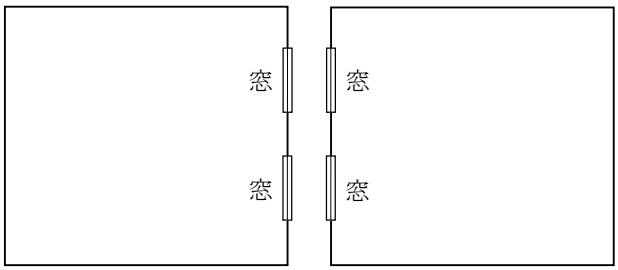

②

（立面図）

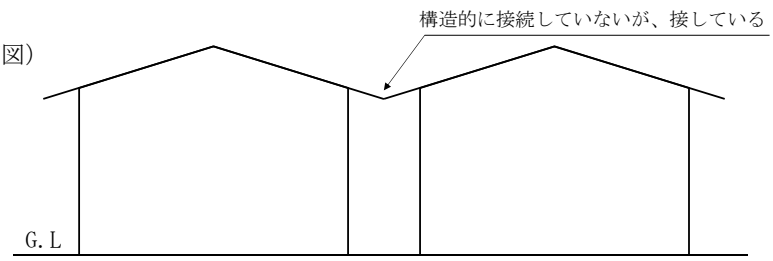

（平面図）

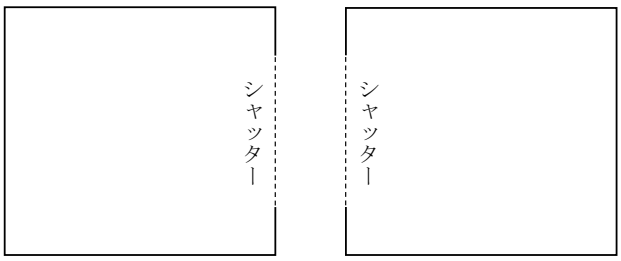

例２　相互の建築物の面するそれぞれの外壁に窓又は出入口が対面し、隣接する建物が用途上関連性がある場合

①

（立面図）

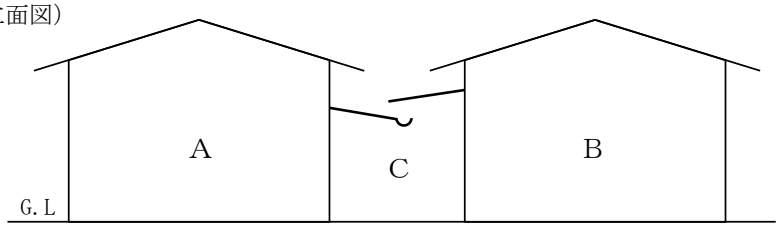

※ Ｃ部分は、貨物の積み下ろし場に使用されている。

（平面図）

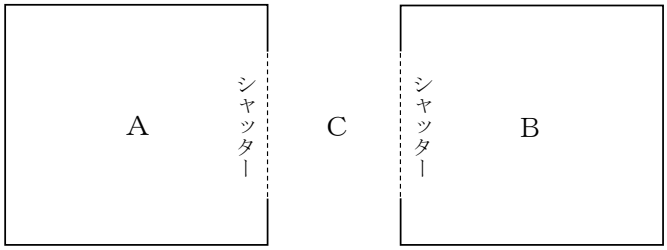

②

（立面図）

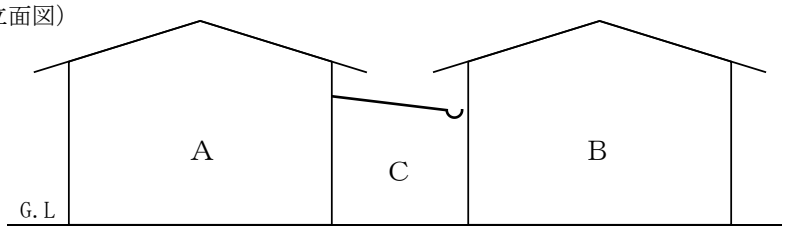

※ 建具製作所で、作業工程上Ａ、Ｃ、Ｂ部分が関連している。

（平面図）

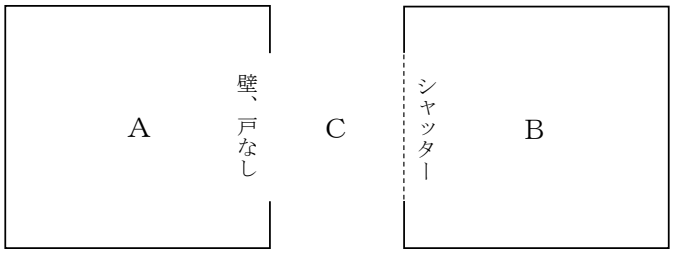

同一棟として取り扱う場合の例

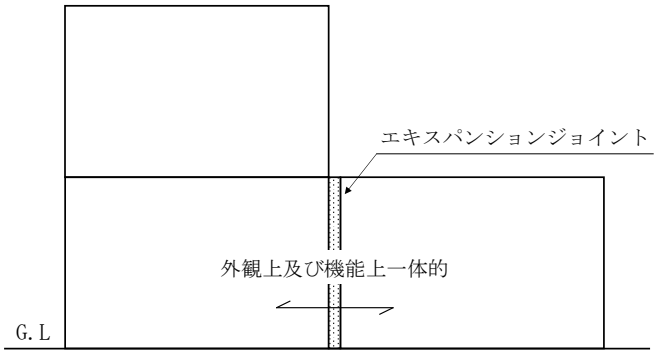

原則として、同一棟として取り扱う

(2)　建築物と建築物が地下コンコース、公共地下道（地下街の地下道を除く。）を介して接続しているもので、次のアからウまでに適合する場合は、別棟として取り扱うことができるものとする。

ア　接続する部分の一の開口部の面積は、おおむね 20 ㎡以下であること。ただし、当該部分の直近が、外気に有効に開放されている場合にあっては、この限りでない。

イ　前アの開口部には、特定防火設備である防火戸（随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖するものに限る。）が設けられていること。

ウ　前イの防火戸が防火シャッター等で避難上支障がある場合は、直近に特定防火設備である防火戸（直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する構造のものに限る。）が設けられていること。

(3)　令第８条に定める区画の取扱いについては、次の２から４までによること。

２　開口部のない耐火構造の壁等の取扱い（令第 8 条第 1 号）

令第 8 条第 1 号に定める開口部のない耐火構造の床又は壁による区画（以下この第 2 において「令 8－1 号区画」という。）については、規則第 5 条の 2 の規定によるほか、次によること。

(1)　構造

ア　規則第 5 条の 2 第 1 号に規定する「その他これらに類する堅ろうで、かつ、容易に変更できない構造」とは、壁式鉄筋コンクリート造（壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造を含む。）、プレキャストコンクリートカーテンウォール、軽量気泡コンクリートパネル等がこれに該当するものとして取り扱えるものであること。

なお、軽量気泡コンクリートパネルなど工場生産された部材等による施工方法を用いる場合は、モルタル塗り等による仕上げ、目地部分へのシーリング材等の充てん等により、適切に煙漏洩防止対策が講じられるよう留意すること。

イ　規則第 5 条の 2 第 3 号の取扱いについては、次によること。

(ｱ)　規則第 5 条の 2 第 3 号に規定する「耐火構造の壁等の両端又は上端は、防火対象物の外壁又は屋根から 50ｃｍ以上突き出していること」については、床の両端が外壁から 50ｃｍ以上突き出していること、壁の両端が外壁から 50ｃｍ以上突き出していること及び壁の上端が屋根から 50ｃｍ以上突き出していること。（第 2－1、2 図参照）

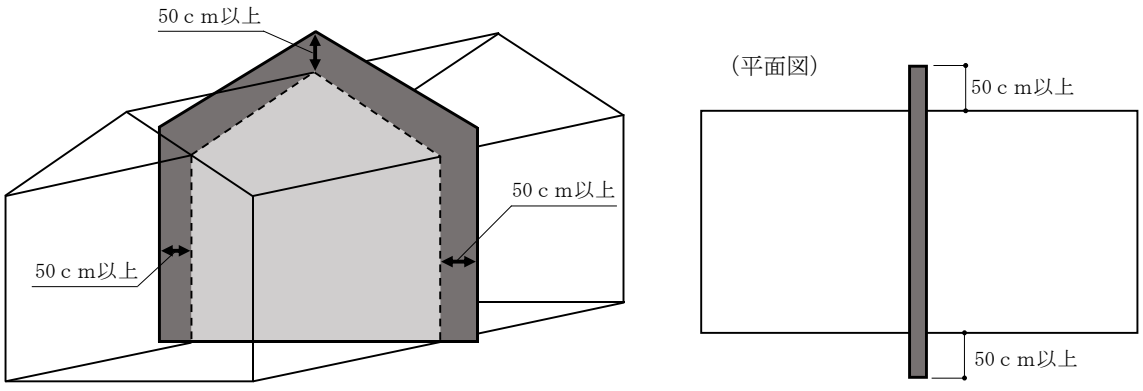

＜第 2－1 図＞

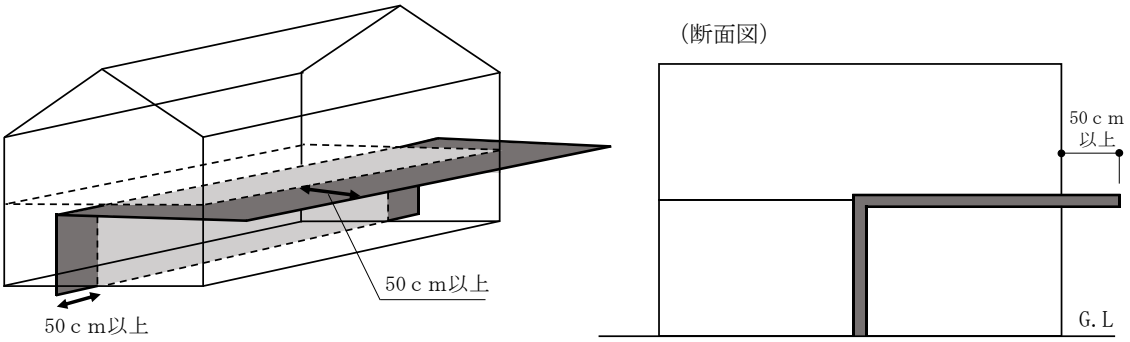

＜第２－２図＞

(ｲ)　規則第５条の２第３号ただし書に規定する「耐火構造の壁等及びこれに接する外壁又は屋根の幅 3.6m以上の部分」については、耐火構造の壁等を介して両側にそれぞれ 1.8m以上の部分を耐火構造とすること。◇（第２－３図参照）

なお、この場合における耐火性能は、建基令第 107 条第１号表中、外壁又は屋根に要求される耐火性能時間以上の耐火性能を有すれば足りるものとする。

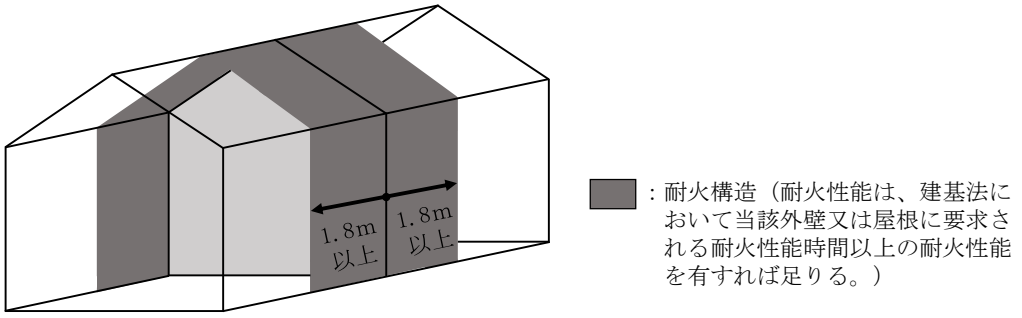

＜第２－３図＞

(ｳ)　規則第５条の２第３号イに規定する「開口部」には、面積の小さい通気口、換気口等も含まれるものであり、同号ただし書に規定する「幅 3.6m以上の部分」に当該開口部を設ける場合は、防火ダンパーを設け、かつ、開口部相互間の距離を耐火構造の壁等を隔てて 90ｃｍ以上離すこと。（第２－４図参照）

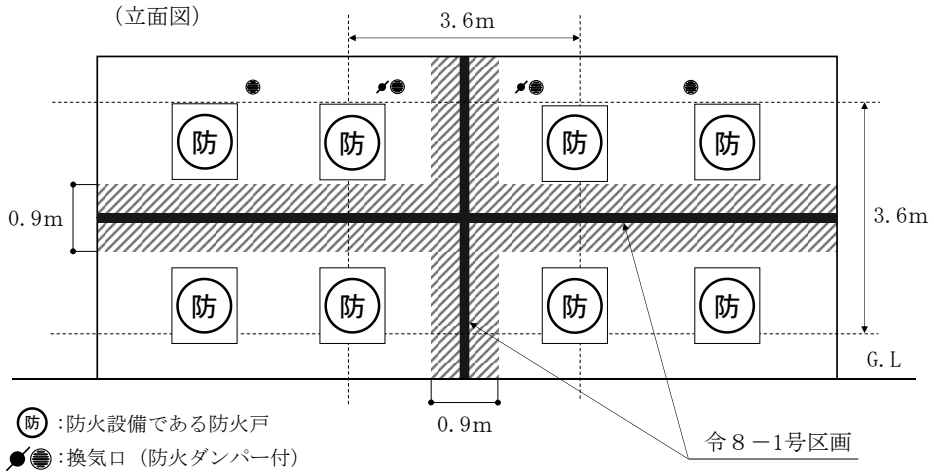

＜第２－４図＞

(ｴ)　次のいずれかに適合する場合は、規則第５条の２第３号の規定に適合しているものとして取り扱うことができるものとする。

ａ　上階がセットバックしている場合で、上階と下階の開口部相互の最短距離が 3.6ｍ以上離れている場合（第２－５図参照）

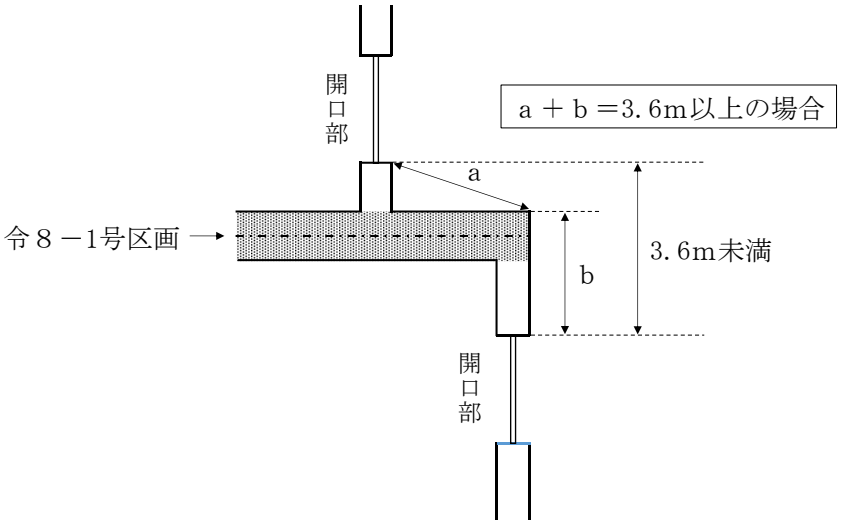

（断面図）

＜第２－５図＞

ｂ　壁で区画されている場合で、開口部を設ける外壁が 0.5ｍ以上セットバックしており、各区画の開口部相互の最短距離が 0.9ｍ以上離れている場合（第２－６図参照）

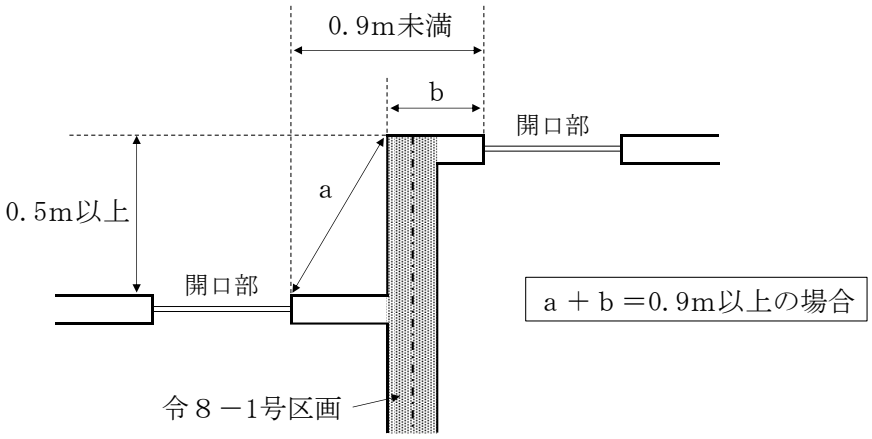

（平面図）

＜第２－６図＞

(2)　令８－1 号区画を貫通する配管等

令８－1 号区画を貫通する配管及び当該配管が貫通する部分（以下この第２において「配管等」という。）の取扱いについては、規則第５条の２第４号の規定によるほか、次によること。

ア　配管の用途

配管の用途は、原則として給排水管（給排水管に付属する通気管を含む。）であり、

電気配線及びガス配管の貫通は認められない。

イ　令８－１号区画を貫通することができる配管

令８－１号区画を貫通することができる配管は、別記「令８－１号区画を貫通する鋼管等の取扱いについて」に適合するもの又は消防防災用設備機器性能評定委員会において性能評定されたものであること。

ウ　配管の貫通部

規則第５条の２第４号ロからニまでの規定による配管を貫通させるために設ける開口部等の取扱いについては、第２－７図から第２－９図までの例によること。

なお、貫通部の内部の断面積が、貫通する開口部の直径が 300ｍｍの円の面積以下である場合、規則第５条の２第４号ただし書に規定する基準に適合する配管であれば、当該貫通部に複数の配管を貫通させることができるものであること。（第２－10 図参照）

≪令8－1号区画に設ける開口部及び配管≫

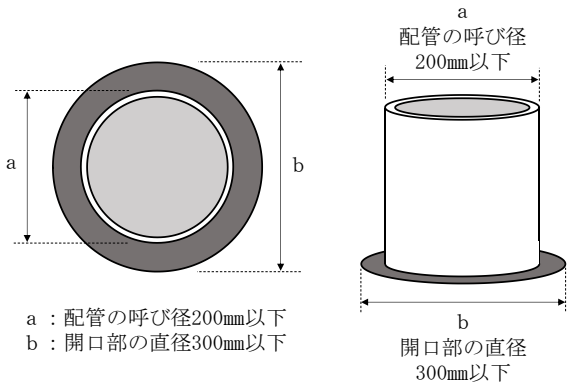

a：配管の呼び径200㎜以下
b：開口部の直径300㎜以下

＜第２－７図＞

≪令8－1号区画に設ける貫通のための開口部≫

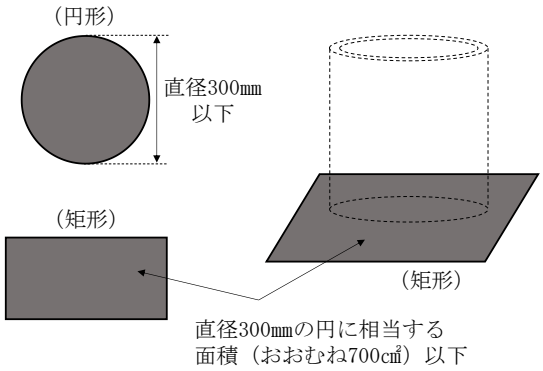

＜第２－８図＞

≪開口部相互間の離隔距離≫

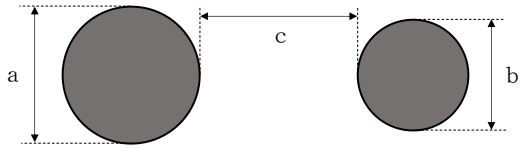

ｃは、次の条件を満たすこと。
① ｃ ≧ Max　ａ or　ｂ
② ｃ ≧ 200㎜

ａ：開口部の直径㎜（300㎜以下）
ｂ：開口部の直径㎜（300㎜以下）
ｃ：開口部相互間の離隔距離

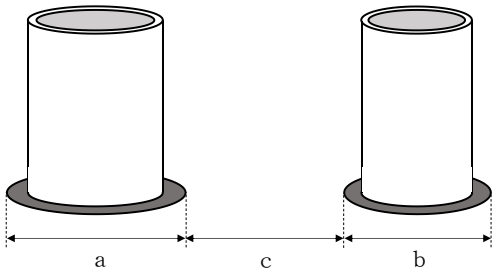

＜第２－９図＞

≪一の開口部に設ける複数の配管≫

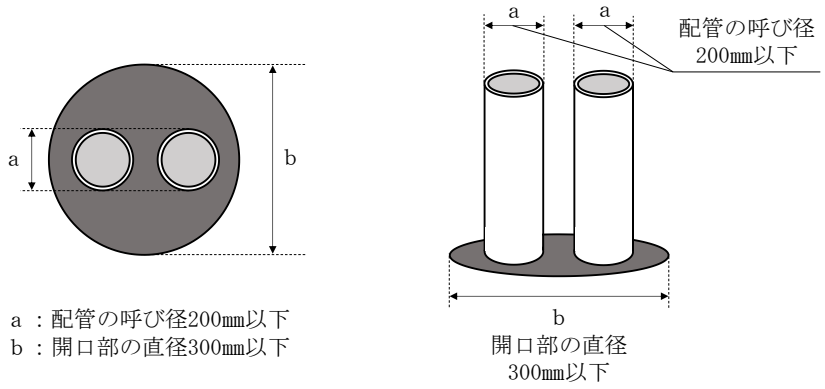

ａ：配管の呼び径200㎜以下
ｂ：開口部の直径300㎜以下

＜第２－10 図＞

３　渡り廊下等の壁等に類するものとして消防庁長官が定める壁等の取扱い（令第８条第２号）

令第８条第２号に規定する「防火上有効な措置として総務省令で定める措置」については、規則第５条の３第２項２号及び「防火上有効な措置が講じられた壁等の基準」（令和６年消防庁告示第７号。以下この第２において「７号告示」という。）の規定によるほか、次によること。

(1)　渡り廊下を構成する壁等の基準（７号告示第３）

７号告示第２第１号に定める渡り廊下を構成する壁等による防火上有効な措置については、７号告示第３の規定によるほか、次によること。

ア　７号告示第３第１号に規定する「渡り廊下の有効幅員」については、第２－11 図の例によること。

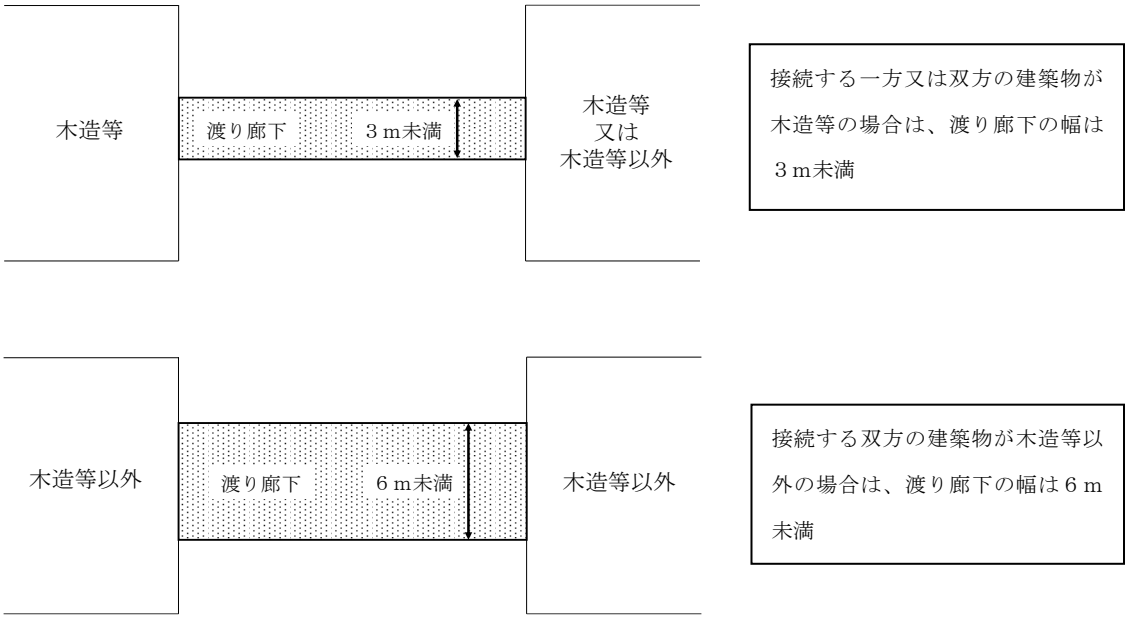

※　「木造等」とは、主要構造部の全部又は一部に木材、プラスチックその他の可燃材料を用いた建築物をいう。

＜第２－11 図＞

イ　7 号告示第 3 第 2 号に規定する「渡り廊下で隔てられた防火対象物の部分相互間の距離」については、第 2－12 図の例によること。

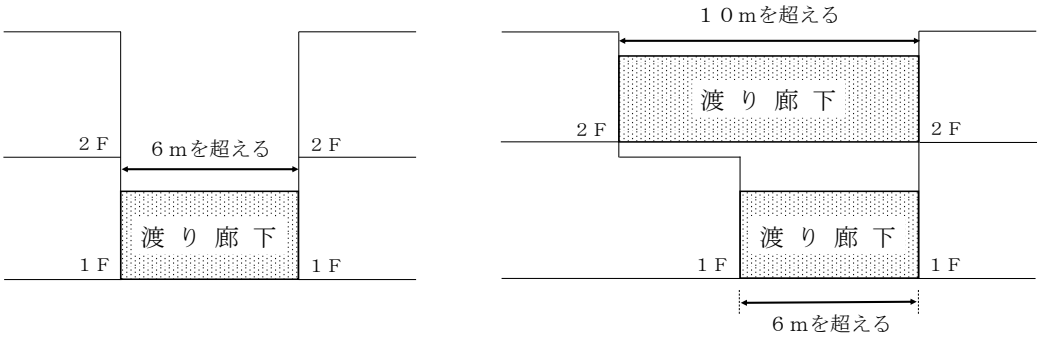

＜第 2－12 図＞

なお、この場合の建築物相互間の距離（Ｌ）は、次によること。（第 2－13 図から第 2－18 図参照）

(ｱ)　渡り廊下が接続する部分の建築物相互の距離によること。

(ｲ)　渡り廊下の接続する部分が高低差を有する場合は、水平投影距離によること。

(ｳ)　建築物相互間の距離が階によって異なる場合は、接続する階における距離によること。

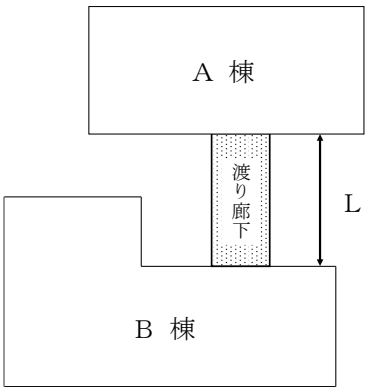

＜第 2－13 図＞

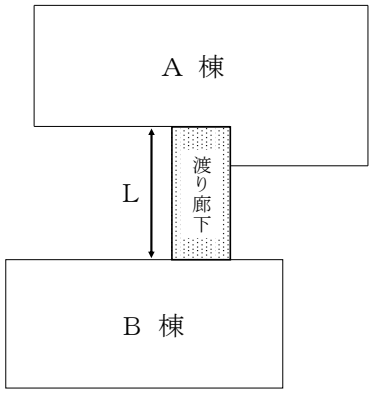

＜第 2－14 図＞

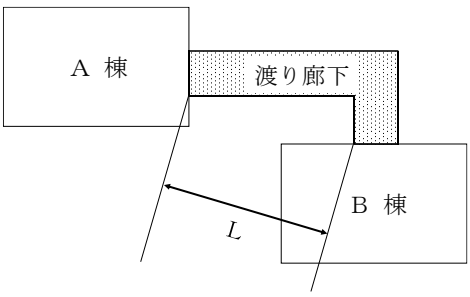

＜第 2－15 図＞

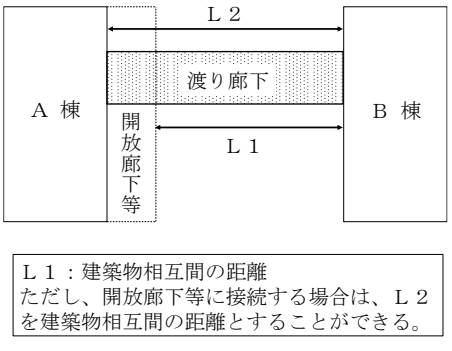

＜第 2－16 図＞

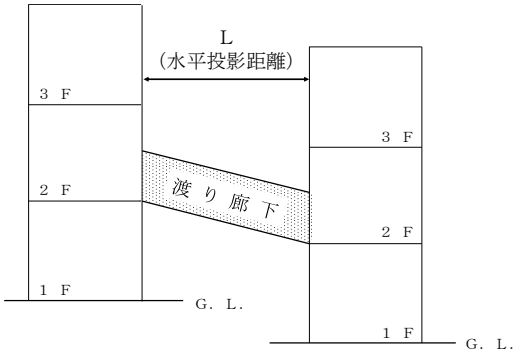

＜第 2－17 図＞

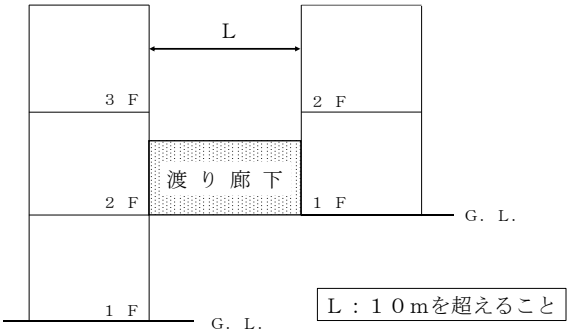

＜第 2－18 図＞

ウ　7 号告示第 3 第 2 号ただし書の規定については、次によること。

(ｱ)　7 号告示第 3 第 2 号(1)に規定する、「3m以内の距離にある部分」については、第 2－19 図の例によること。

なお、渡り廊下が接続されている面だけではなく、渡り廊下の接続部分から 3m以内の側面等の部分も含むものとする。（第 2－20 図参照）

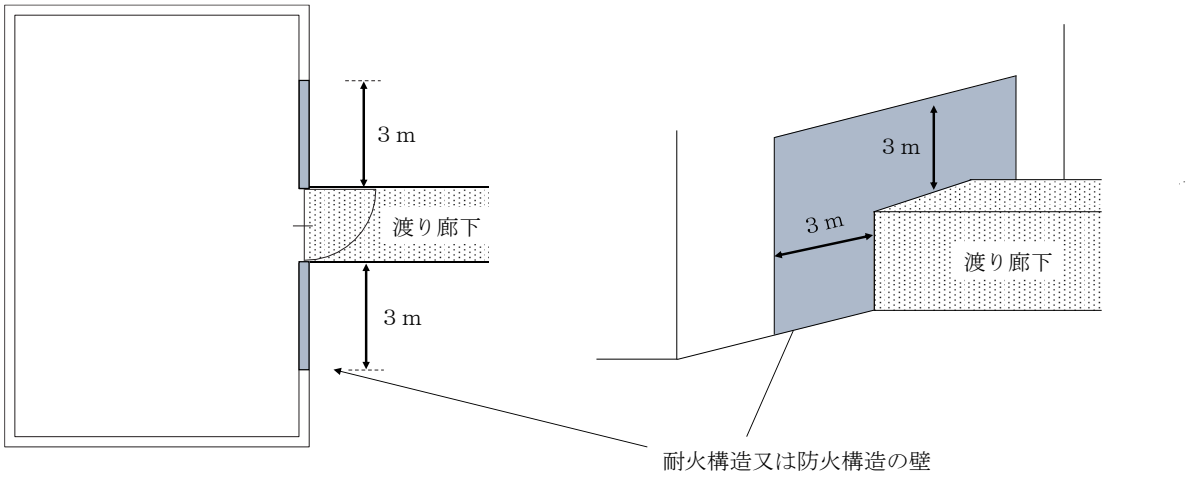

＜第 2－19 図＞

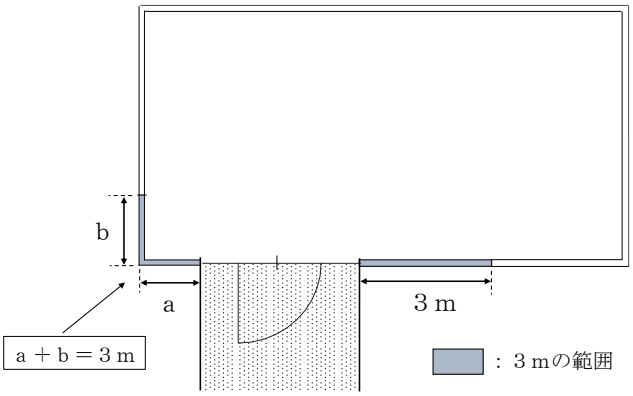

＜第 2－20 図＞

(ｲ)　７号告示第３第２号(1)ロに規定する「閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備又はドレンチャー設備で延焼防止上有効に保護されていること」とは、令第 12 条第２項の規定の例により設置された閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備又はドレンチャー設備で延焼防止上有効に保護されているものであること。（第２－21 図参照）

なお、閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備には、特定施設水道連結型スプリンクラー設備を含まず、閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備に代えてパッケージ型自動消火設備を設けることはできないものであること。◇

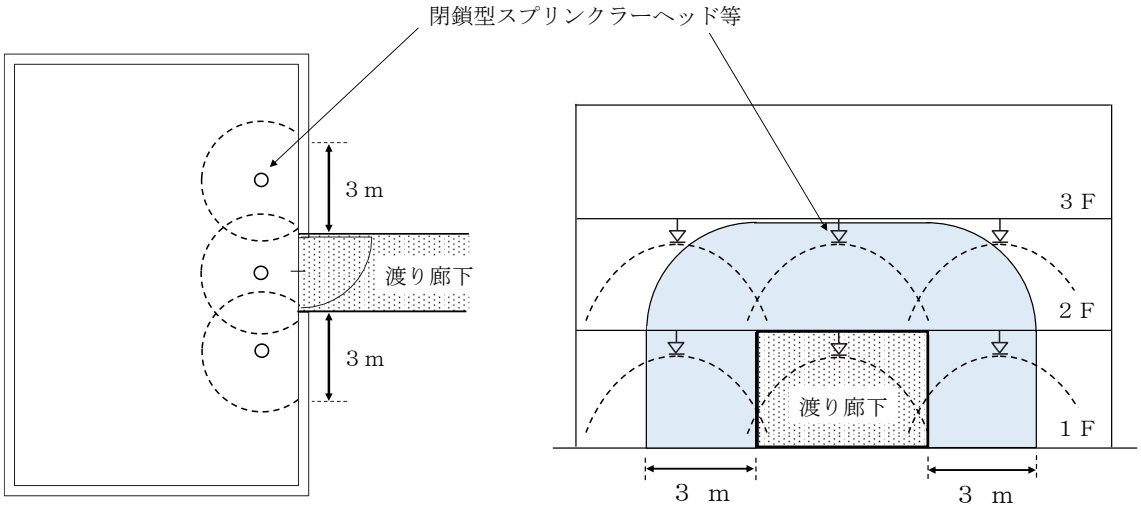

＜第２－21 図＞

(ｳ)　７号告示第３第２号(2)に規定する開口部の取扱いについては、次によること。

ａ　開口部の面積算定は、渡り廊下で接続されたそれぞれの建築物ごとに算定するものであること。（第２－22 図参照）

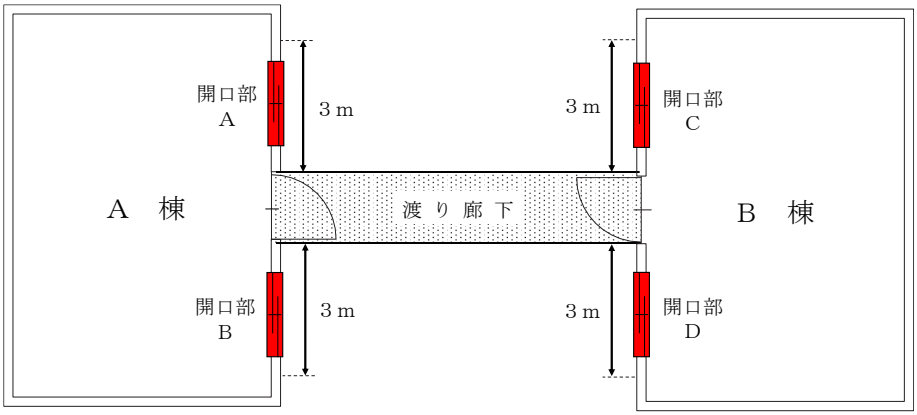

Ａ棟：開口部Ａ＋開口部Ｂ≦４㎡
Ｂ棟：開口部Ｃ＋開口部Ｄ≦４㎡

＜第２－22 図＞

ｂ　開口部の面積算定は、接続される階ごとに算定するものであること。（第２－23 図参照）

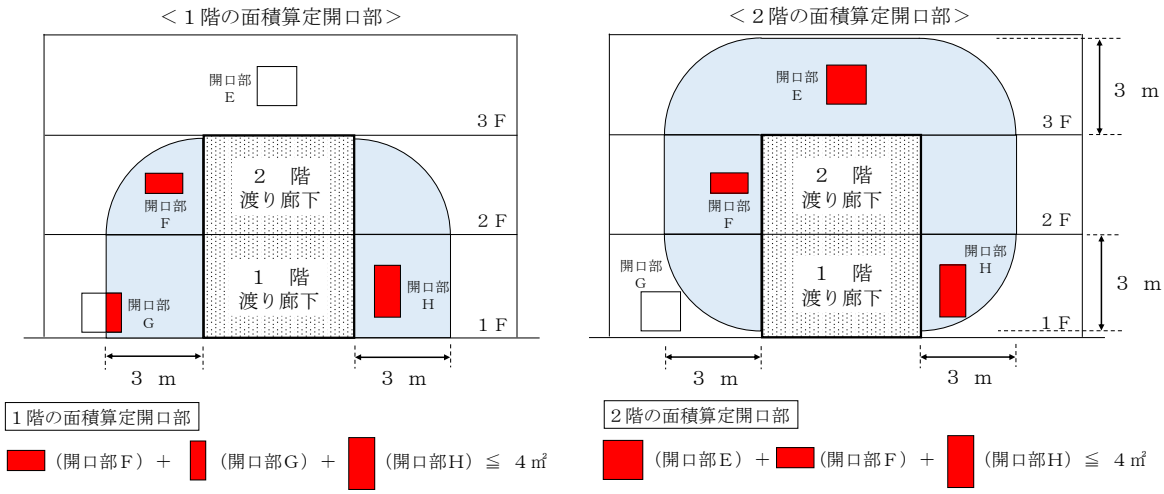

＜第２－23 図＞

(ｴ)　７号告示第３第２号(3)に規定する「直接外気に開放されているもの」とは、次のいずれかに適合するものであること。

ａ　建築物相互間の距離が 1m以上で、かつ、廊下の両側面の上部が天井高の２分の１以上又は 1m以上廊下の全長にわたって直接外気に開放されたもの（第 ２－24 図参照）

ｂ　建築物相互間の距離が 1m以上で、かつ、廊下の片側面の上部が天井高の２分の１以上又は 1m以上廊下の全長にわたって直接外気に開放されたもので、かつ、廊下の中央部に火炎及び煙の伝送を有効に遮る構造で天井面から 50ｃｍ以上下方に突出した垂れ壁を設けたもの

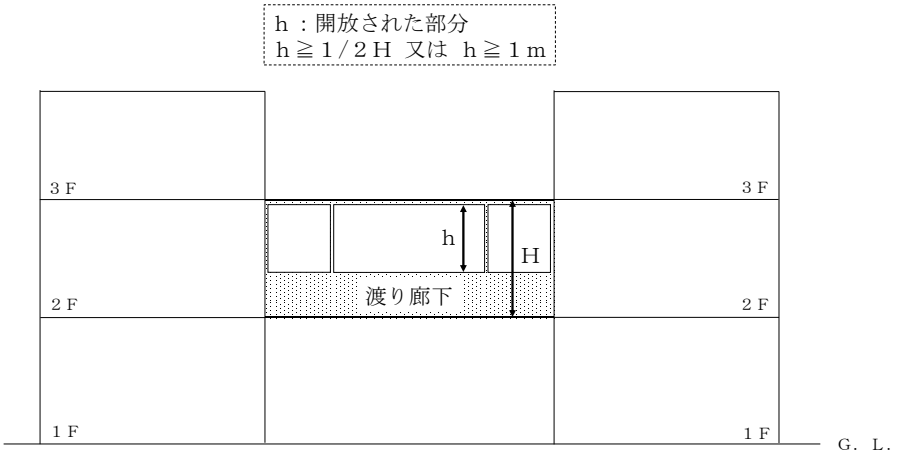

＜第２－24 図＞

(ｵ)　前(ｴ)に適合する直接外気に開放されている渡り廊下以外の渡り廊下については、７号告示第３第２号(3)イからハまでの規定によるほか、次によること。

a　7 号告示第 3 第 2 号(3)ロに規定する「渡り廊下が接続されている部分に設けられた出入口の面積」は、いずれも 4 ㎡以下であること。

b　7 号告示第 3 第 2 号(3)ハ(ﾛ)の規定により設ける排煙上有効な開口部については、第 2－25 図の例によること。この場合において、渡り廊下の長さは、廊下幅員の中心を通る線で判定するものであること。（第 2－26 図参照）

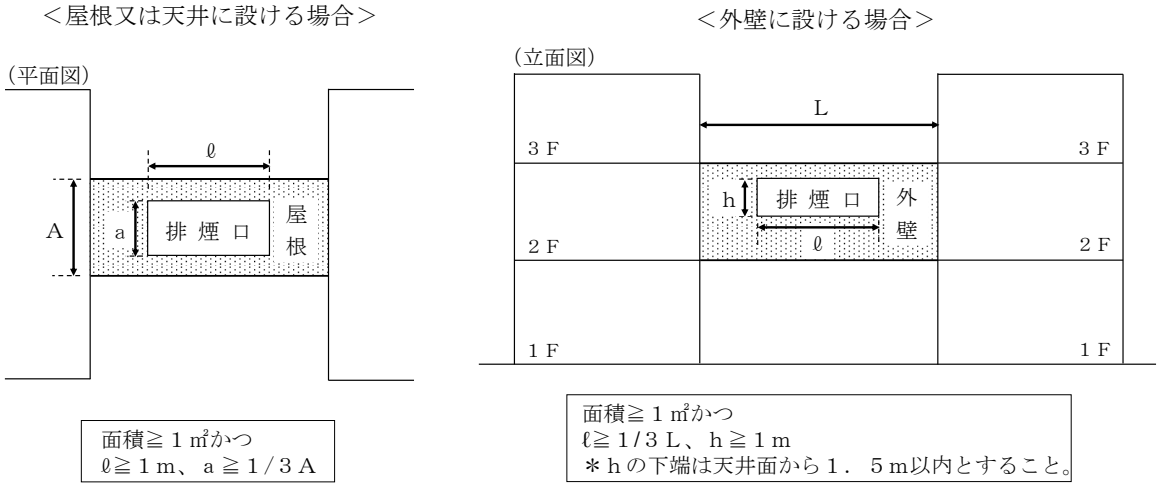

＜第 2－25 図＞

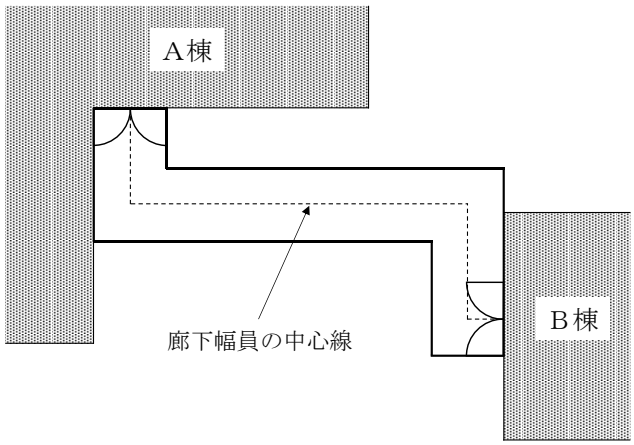

＜第 2－26 図＞

(ｶ)　前(ｱ)の部分に外壁がないものにあっては、当該部分に外壁を設けなければならないものとする。ただし、7 号告示第 3 第 2 号(3)に規定する渡り廊下（直接外気に開放されているものに限る。）が、開放廊下又はピロティ（通行以外の用途に供しないものに限る。）等に接続するもので、次の措置が講じられた場合は、この限りでない。（第 2－27 図参照）

a　接続部から 3m以内の距離にある外壁及び屋根は、7 号告示第 3 第 2 号(1)イ又はロのいずれかに適合するものであること。

b　前 a の部分に開口部を設ける場合は、次によること。

(a)　防火設備が設けられていること。

(b)　接続階にある出入口（随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は煙感知器の作動と連動して自動的に閉鎖する構造のものに限る。）の面積の合計は、4㎡以下であること。

(c)　前(b)以外の開口部の面積の合計は、4㎡以下であること。

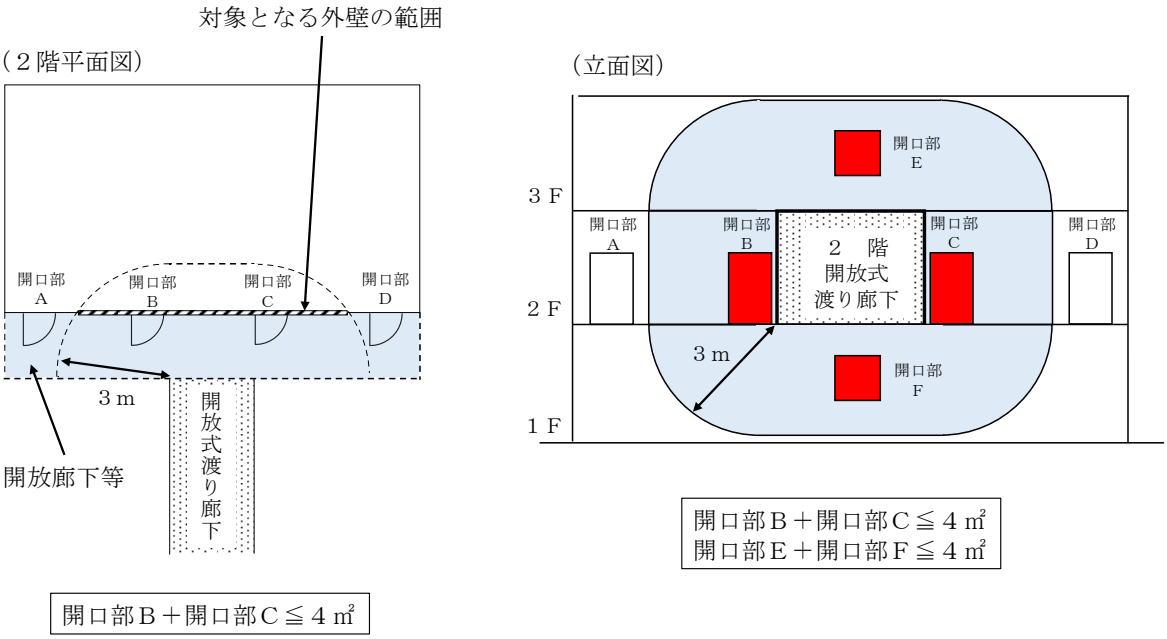

＜第2－27図＞

エ　渡り廊下は、7号告示第3第3号の規定により、通行又は運搬の用途にのみ供され、可燃物の存置その他通行の支障がない状態を維持することとされていることから、第2－28図の場合は、別棟の取扱いは認められないこと。

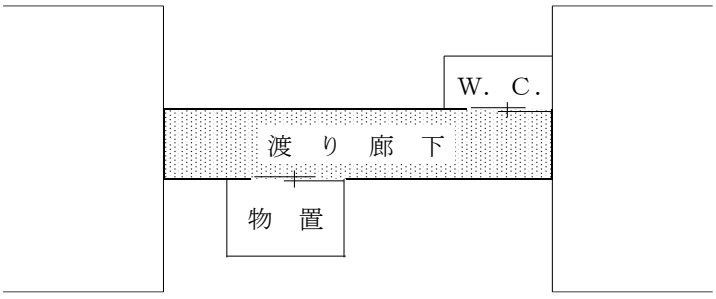

＜第2－28図＞

(2)　地下連絡路を構成する壁等の基準（7号告示第4）

7号告示第2第2号に定める地下連絡路を構成する壁等による防火上有効な措置については、7号告示第4の規定によるほか、次によること。

ア　7号告示第2第2号に規定する「地下連絡路」は、第2－29図から第2－31図までを参考とすること。

≪地下１階と１階を接続する場合≫

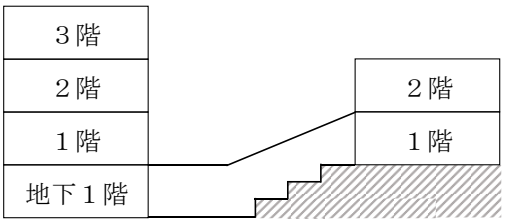

※ 地下連絡路の天井が途中から地上に露出する。

＜第 2－29 図＞

≪地下１階と１階部分を地下で接続する場合≫

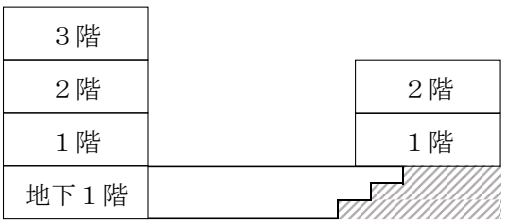

＜第 2－30 図＞

≪１階部分同士を地下連絡路で接続する場合≫

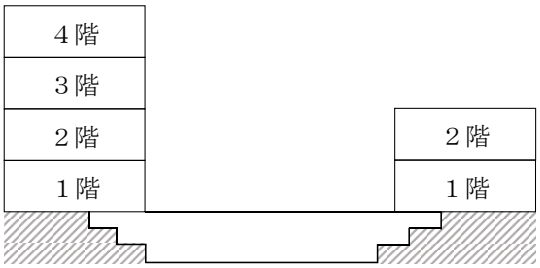

＜第 2－31 図＞

イ　7 号告示第 4 第 2 号に規定する「地下連絡路の長さ」とは、地下連絡路が接続されている部分に設けられた出入口相互間の距離をいう。（第 2－32 図参照）

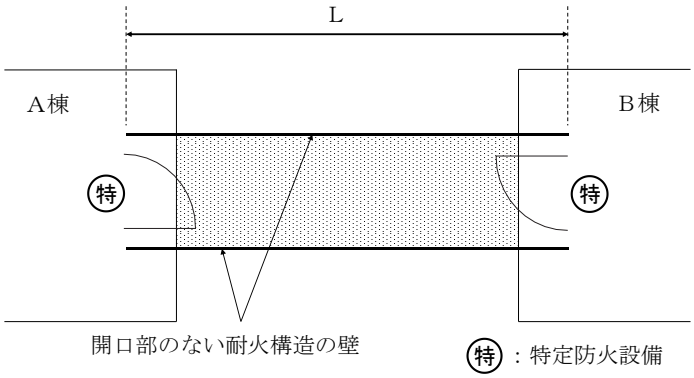

※建築物Ａ、Ｂ相互間の地下連絡路の長さはＬによる。

＜第 2－32 図＞

ウ　7 号告示第 4 第 5 号の規定により排煙設備を設ける場合で、前ア第 2－29（地下 1 階と 1 階を接続する場合）の例のうち、地下連絡路の天井が地上に露出する部分が過半であり、かつ、天井が地上に露出しない部分の長さが 3m以内である場合は、当該地下連絡路の排煙設備は、7 号告示第 3 第 2 号(3)ハ(ﾛ)の規定によることができるものであること。

(3)　洞道を構成する壁等の基準（7 号告示第 5）

7 号告示第 2 第 3 号に定める洞道を構成する壁等による防火上有効な措置については、7 号告示第 5 の規定によること。

４　その他

(1)　規則第 5 条の 3 第 2 項第 1 号に規定する「渡り廊下等の壁等」及び同項第 2 号に規定する「渡り廊下等の壁等に類するものとして消防庁長官が定める壁等」（以下この第 2 において「渡り廊下等の壁等」という。）により区画され、別の防火対象物とみなされるそれぞれの防火対象物の延べ面積の算定については、原則として渡り廊下等の床面積を別とみなされる防火対象物の延べ面積に応じて按分し、それぞれの防火対象物に帰属させること。また、渡り廊下等における消防用設備等の設置については、原則として渡り廊下等が帰属する防火対象物のうち、延べ面積が大なる防火対象物に適用される消防用設備等の技術基準に適合させること。

(2)　別棟とみなされた場合、棟ごとの消防用設備等の設置に関する防火対象物の用途については、各棟の用途に応じて行うこと。

(3)　防火対象物の各部分で、他の部分と廊下又は階段を共有するものは、令 8－1 号区画とみなされないものであること。（第 2－33、34 図参照）

≪階段の共有により認められない例≫

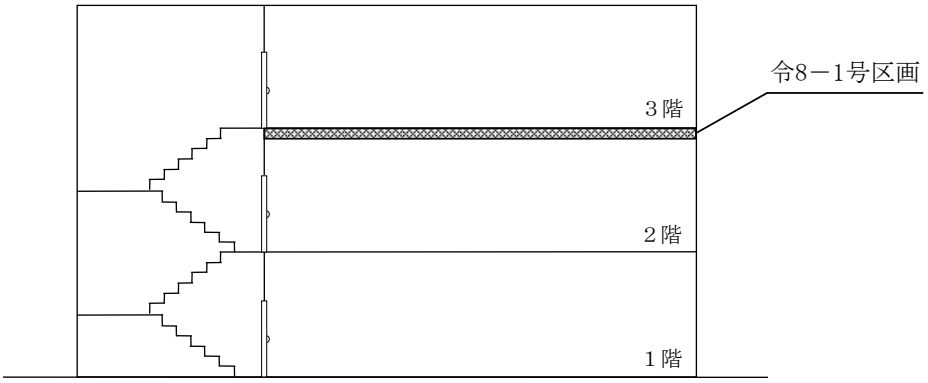

＜第 2－33 図＞

≪廊下の共有により認められない例≫

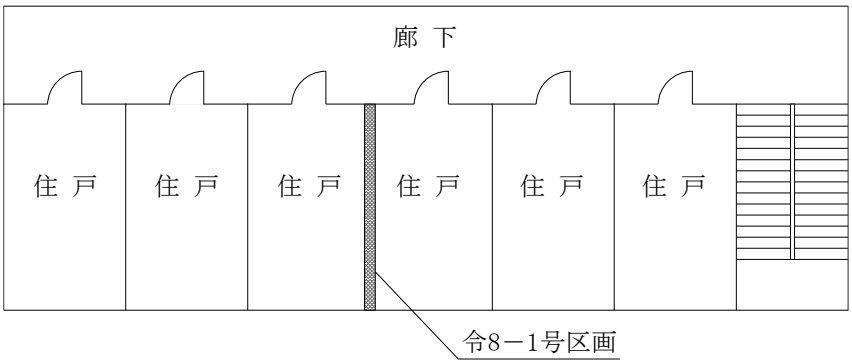

＜第 2－34 図＞

別記

令８－１号区画を貫通する鋼管等の取扱いについて

１　鋼管等を使用する範囲

令８－１号区画を貫通する配管等にあっては、貫通部及びその両側１ｍ以上の範囲は、鋼管又は鋳鉄管（以下「鋼管等」という。）とすること。ただし、次に適合する場合は、貫通部から１ｍ以内となる部分の排水管に衛生機器を接続して差し支えないものとする。

(1)　衛生機器の材質は、不燃材料であること。

(2)　排水管と衛生機器の接続部に、塩化ビニル製の排水ソケット、ゴムパッキン等が用いられている場合は、これらは不燃材料の衛生機器と床材で覆われていること。

２　鋼管等の種類

令８－１号区画を貫通する鋼管等は、次に掲げるものであること。

(1)　JIS G3442（水配管用亜鉛めっき鋼管）

(2)　JIS G3448（一般配管用ステンレス鋼管）

(3)　JIS G3452（配管用炭素鋼鋼管）

(4)　JIS G3454（圧力配管用炭素鋼鋼管）

(5)　JIS G3459（配管用ステンレス鋼管）

(6)　JIS G5525（排水用鋳鉄管）

(7)　JWWA K116（水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管）

(8)　JWWA K132（水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管）

(9)　JWWA K140（水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管）

(10)　WSP011（フランジ付硬質塩化ビニルライニング鋼管）

(11)　WSP032（排水用ノンタールエポキシ塗装鋼管）

(12)　WSP039（フランジ付ポリエチレン粉体ライニング鋼管）

(13)　WSP042（排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管）

(14)　WSP054（フランジ付耐熱性樹脂ライニング鋼管）

※　「JWWA」とは、「日本水道協会規格」をいう。
　　「WSP」とは、「日本水道鋼管協会規格」をいう。

３　貫通部の処理

(1)　セメントモルタルによる方法

ア　日本建築学会建築工事標準仕様書（JASS）15「左官工事」によるセメントと砂を容積で１対３の割合で十分から練りし、これに最小限の水を加え、十分混練りすること。

イ　貫通部の裏側の面から板等を用いて仮押さえし、セメントモルタルを他方の面と面一になるまで十分密に充填すること。

ウ　セメントモルタル硬化後は、仮押さえに用いた板等を取り除くこと。

(2)　ロックウールによる方法

ア　JIS A9504（人造鉱物繊維保温材）に規定するロックウール保温材（充填密度 150 kg/㎥以上のものに限る。）又はロックウール繊維（充填密度 150 kg/㎥以上のものに限る。）を利用した乾式吹き付けロックウール又は湿式吹き付けロックウールで隙間を充填する

こと。

イ　ロックウール充填後、25ｍｍ以上のケイ酸カルシウム板又は 0.5ｍｍ以上の鋼板を床又は壁と 50ｍｍ以上重なるように貫通部に蓋をし、アンカーボルト、コンクリート釘等で固定すること。

4　可燃物への着火防止措置

配管の表面から 150ｍｍの範囲に可燃物が存する場所には、(1)又は(2)の措置を講じること。

(1)　可燃物への接触防止措置

次のアに掲げる被覆材をイに定める方法により被覆すること。

ア　被覆材

ロックウール保温材（充填密度 150 kg/㎥以上のものに限る。）又はこれと同等以上の耐熱性を有する材料で造った厚さ 25ｍｍ以上の保温筒、保温帯等とすること。

イ　被覆方法

(ｱ)　床を貫通する場合（第 1 図から第 3 図まで参照）

鋼管等の呼び径	被覆の方法
100 以下	貫通部の床の上面から上方 60ｃｍの範囲に一重に被覆する。
100 を超え 200 以下	貫通部の床の上面から上方 60ｃｍの範囲に一重に被覆し、さらに、床の上面から上方 30ｃｍの範囲には、もう一重被覆する。

(ｲ)　壁を貫通する場合（第 4、5 図参照）

鋼管等の呼び径	被覆の方法
100 以下	貫通部の壁の両面から左右 30ｃｍの範囲に一重に被覆する。
100 を超え 200 以下	貫通部の壁の両面から左右 60ｃｍの範囲に一重に被覆し、さらに、壁の両面から左右 30ｃｍの範囲には、もう一重被覆する。

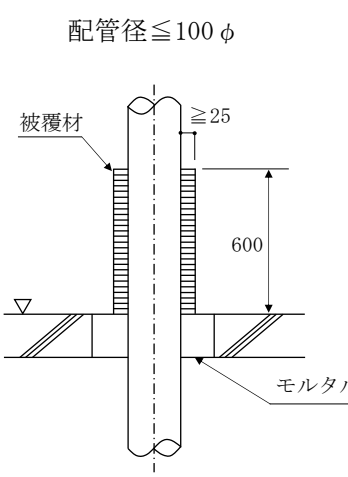

＜第 1 図＞

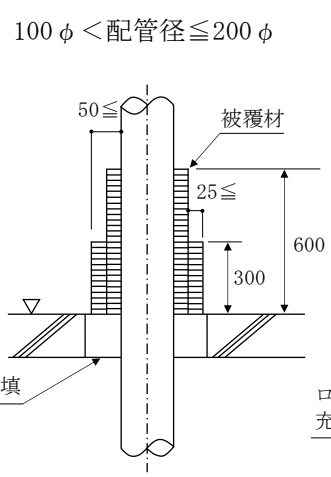

＜第 2 図＞

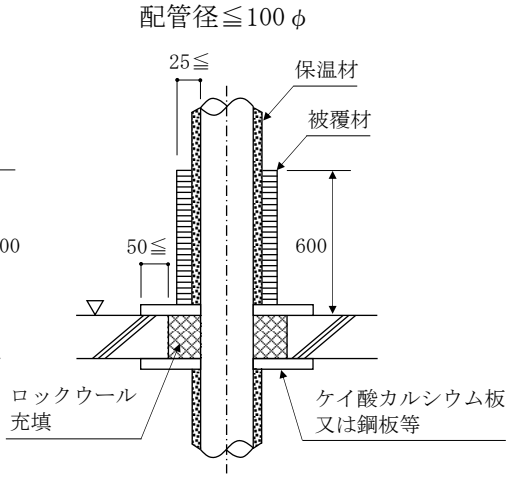

＜第 3 図＞

配管径≦100φ

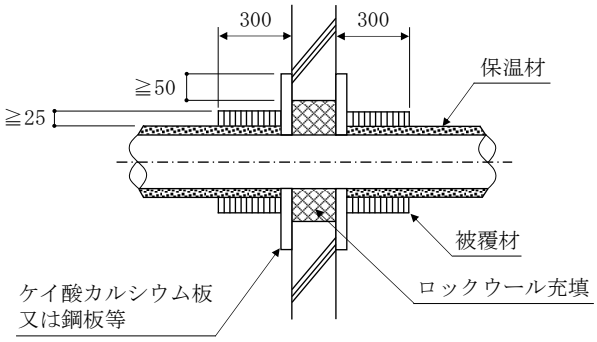

＜第4図＞

100φ＜配管径≦200φ

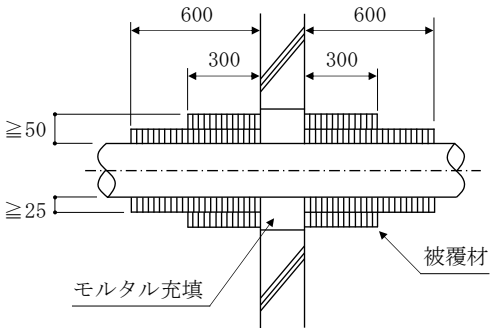

＜第5図＞

(2)　給排水管の着火防止措置

次のア又はイに該当すること。

ア　当該給排水管の内部が、常に充水されているものであること。

イ　可燃物が直接接触しないこと。また、配管の表面から 150ｍｍの範囲内に存する可燃物にあっては、構造上必要最小限のものであり、給排水管からの熱伝導により容易に着火しないもの（木軸、合板等）であること。

5　配管の保温

配管を保温する場合にあっては、次の(1)又は(2)によること。

(1)　保温材として前4.(1).アに掲げる材料を用いること。

(2)　給排水管にあっては、JIS A9504（人造鉱物繊維保温材）に規定するグラスウール保温材又はこれと同等以上の耐熱性及び不燃性を有する保温材を用いても差し支えないこと。この場合において、前3及び4の規定について、特に留意すること。

6　配管の接続

配管を前1の範囲において接続する場合は、次によること。

(1)　配管は、令8－1号区画を貫通している部分において接続しないこと。

(2)　配管の接続は、次に掲げる方法又はこれと同等以上の性能を有する方法により接続すること。

なお、次のイに掲げる方法は、立管又は横枝管の接続に限り、用いることができるものであること。

ア　メカニカル接続

(ｱ)　ゴム輪（ロックパッキン、クッションパッキン等を含む。以下同じ。）を挿入管の差し口にはめ込むこと。

(ｲ)　挿入管の差し口端分を受け口の最奥部に突き当たるまで挿入すること。

(ｳ)　予め差し口にはめ込んだゴム輪を受け口と差し口との間にねじれがないように挿入すること。

(ｴ)　押し輪又はフランジで押さえること。

(ｵ)　ボルト及びナットで周囲を均等に締め付け、ゴム輪を挿入管に密着させること。

イ　差込み式ゴムリング接続

(ｱ)　受け口管の受け口の内面にシール剤を塗布すること。

(ｲ)　ゴムリングを所定の位置に差し込むこと。

なお、ここで用いるゴムリングは、EPSD（エチレンプロピレンゴム）又はこれと同等の硬さ、引っ張り強さ、耐熱性、耐老化性及び圧縮永久歪みを有するゴムで造られたものとすること。

(ｳ)　ゴムリングの内面にシール剤を塗布すること。

(ｴ)　挿入管の差し口にシール剤を塗布すること。

(ｵ)　受け口の最奥部に突き当たるまで差し込むこと。

ウ　袋ナット接続

(ｱ)　袋ナットを挿入管の差し口にはめ込むこと。

(ｲ)　ゴム輪を挿入管の差し口にはめ込むこと。

(ｳ)　挿入管の差し口端部を受け口の最奥部に突き当たるまで挿入すること。

(ｴ)　袋ナットを受け口にねじ込むこと。

エ　ねじ込み式接続

(ｱ)　挿入管の差し口端外面に管用テーパおねじを切ること。

(ｲ)　接合剤をネジ部に塗布すること。

(ｳ)　継手を挿入管にねじ込むこと。

オ　フランジ接続

(ｱ)　配管の芯出しを行い、ガスケットを挿入すること。

(ｲ)　仮締めを行い、ガスケットが中央の位置に納まっていることを確認すること。

(ｳ)　上下、次に左右の順で、対称位置のボルトを数回に分けて少しずつ締めつけ、ガスケットに均一な圧力がかかるように締めつけること。

(3)　耐火二層管と耐火二層管以外の管との接続部には、耐火二層管の施工方法により必要とされる目地工法を行うこと。

7　支持

鋼管等の接続部の近傍を支持するほか、必要に応じて支持すること。

第３　無窓階の取扱い

令第 10 条第 1 項第 5 号に規定する無窓階以外の階の判定は、規則第 5 条の 5 の規定によるほか、次によるものとする。

１　床面積に対する開口部の面積の割合

床面積に対する避難上又は消火活動上有効な開口部（以下この第 3 において「有効開口部」という。）の面積の割合は、次によること。

(1)　11 階以上の階

直径 50ｃｍ以上の円が内接することができる有効開口部の面積の合計が当該階の床面積の 30 分の 1 を超える階であること。（第 3－1 図参照）

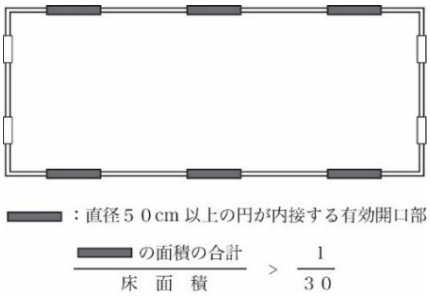

＜第 3－1 図＞

(2)　10 階以下の階

(1)の有効開口部に、直径 1m以上の円が内接することができる開口部又はその幅及び高さがそれぞれ 75ｃｍ以上及び 1.2m以上の開口部（以下この第 3 において「大型開口部」という。）が 2 以上含まれていること。（第 3－2 図参照）

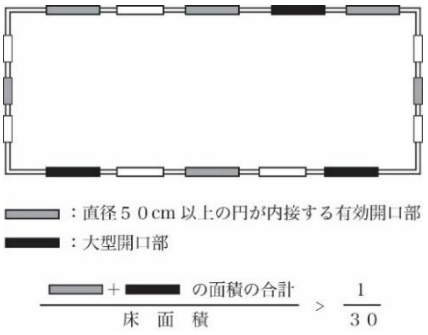

＜第 3－2 図＞

２　開口部の位置

(1)　次の全ての要件に適合する踏台を設けた場合は、規則第 5 条の 5 第 2 項第 1 号の「床面から開口部の下端までの高さは 1.2m以内」のものとして取り扱うことができるものとする。（第 3－3 図参照）

ア　不燃材料で造られ、かつ、堅固な構造であること。

イ　開口部が設けられている壁面と隙間がなく、床面に固定されていること。

ウ　高さは、おおむね 30ｃｍ以内、奥行は 30ｃｍ以上、幅は当該踏台を設ける開口部の幅以上であること。

エ　踏台の上端から開口部の下端までの高さが 1.2m以内であること。

オ　避難上支障ないように設けられていること。

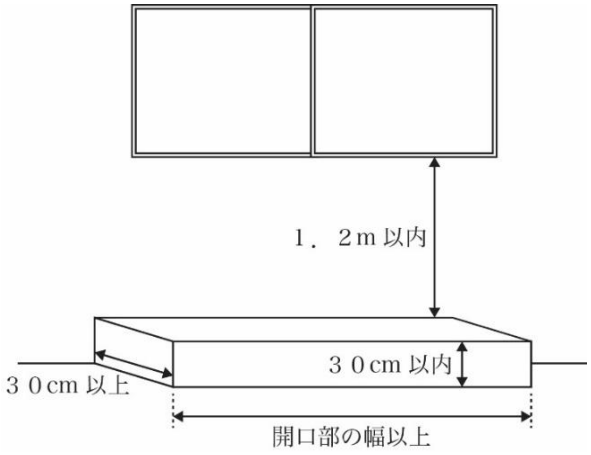

＜第 3－3 図＞

(2)　開口部が容易に外すことができない桟等で仕切られている場合は、下端が床面から 1.2m以内にある開口部のみを有効開口部として取り扱うこと。（第 3－4 図参照）

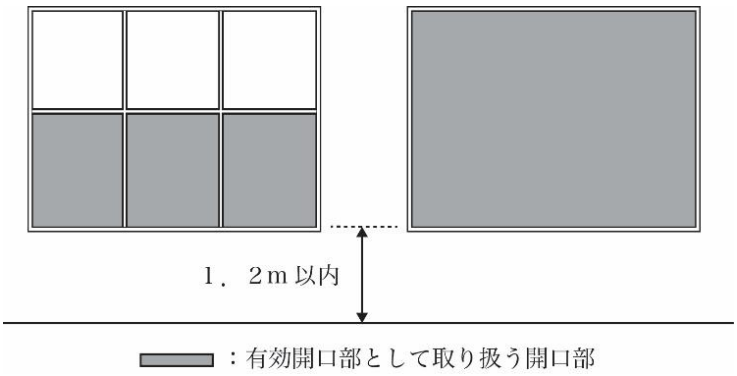

＜第 3－4 図＞

(3)　外気に開放されている庇の下等のうち、屋内的用途に供される部分については、床面積の算定において当該部分を算入する場合であっても、無窓階の判定を行う上での床面積に当該部分の床面積を含めないものとする。（第 3－5 図参照）

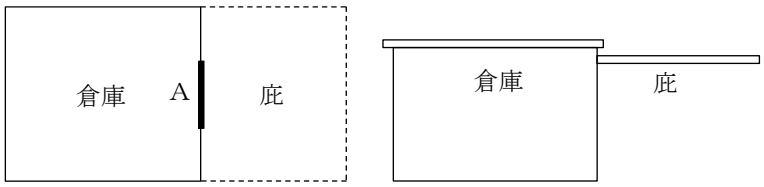

無窓階の判定上は、庇部分は外部空間として取扱い、倉庫部分の床面積の30分の1の開口部の有無により判断するものとする。
よって、庇の下の開口部Aについては、道又は道に通ずる幅員1m以上の通路に至るまでの避難経路が確保されているものに限り、有効な開口部とすることができる。

＜第 3－5 図＞

(4)　次に掲げる空地等は、規則第 5 条の 5 第 2 項第 2 号に規定する「通路その他の空地」として取り扱うことができるものとする。

ア　国又は地方公共団体等の管理する公園で将来にわたって空地の状態が維持されるもの

イ　道又は道に通じる幅員 1m以上の通路に通じることができる広場、建築物の屋上、庭、バルコニー、屋根、庇、階段状の部分等で避難及び消火活動が有効にできるもの（第 3－6 図参照）

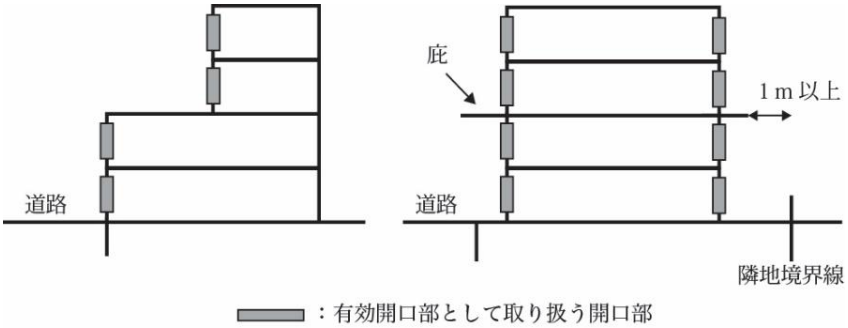

＜第 3－6 図＞

ウ　1m以上の空地又は通路にある樹木、へい、その他の工作物で避難及び消火活動に支障がないもの（第 3－7 図参照）

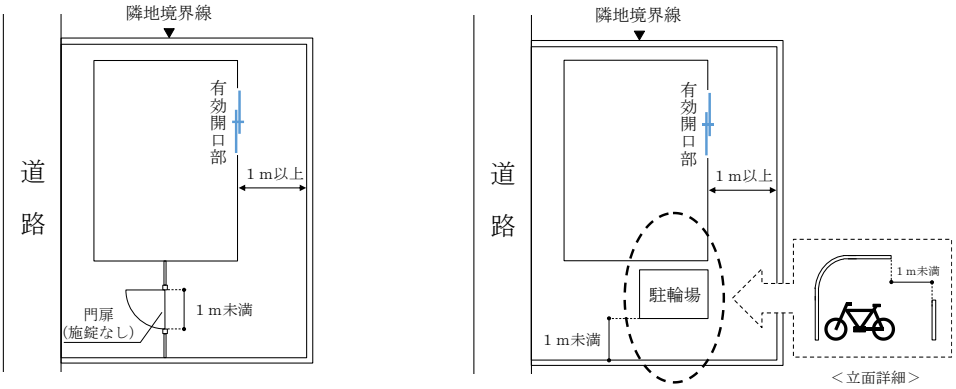

＜第 3－7 図＞

エ　傾斜地及び河川敷で避難及び消火活動が有効に行えるもの（第 3－8 図参照）

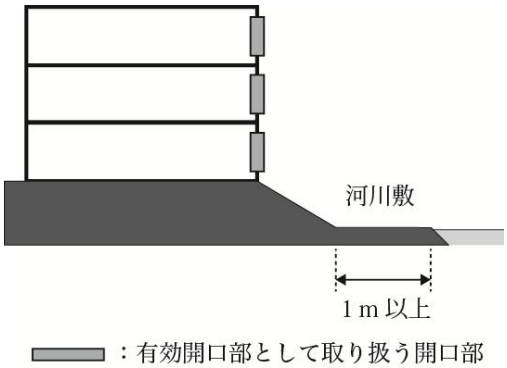

＜第 3－8 図＞

オ　周囲が建物で囲われている中庭等で当該中庭等から道へ通じる通路等があり、次の全てに適合するもの（第３－９図参照）

(ｱ)　中庭から道へ通じる出入口の幅員は、1m以上であること。

(ｲ)　中庭から道へ通じる部分は、廊下又は通路であること。

(ｳ)　中庭から道へ通じる部分の歩行距離は、20m以下であり、かつ、直接見通しができるものであること。

(ｴ)　道に面する外壁に２以上の大型開口部があること。

(ｵ)　道に面する外壁の有効開口部で必要面積の２分の１以上を確保できること。

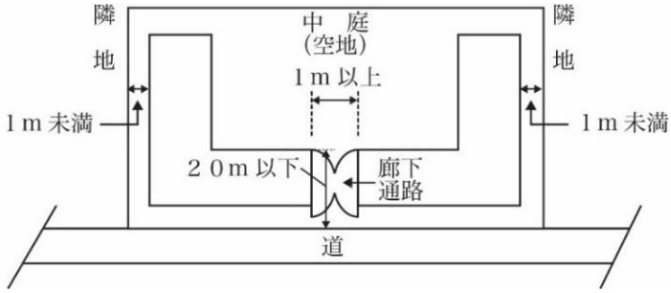

＜第３－９図＞

カ　柱及び屋根を有しない平面駐車場で、避難及び消火活動に支障がないもの（第３－10図参照）

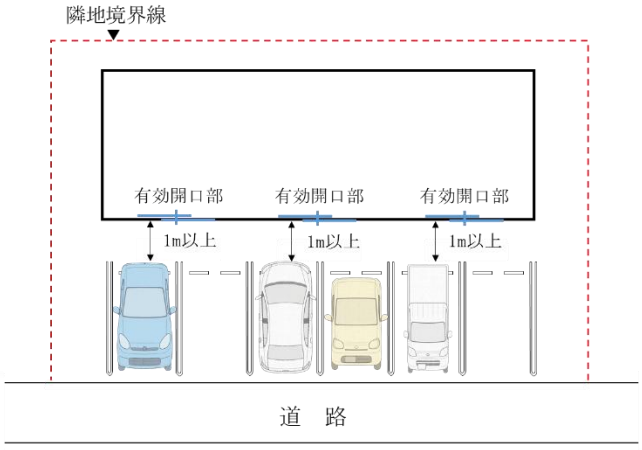

＜第３－10図＞

(5)　吹抜けがある場合の床面積及び開口部の取扱いは、次によるものとする。（第３－11図参照）

ア　床面積の算定は、当該階の床が存する部分とする。

イ　有効開口部の面積の算定は、床が存する部分の外壁に設けられている開口部の合計とする。

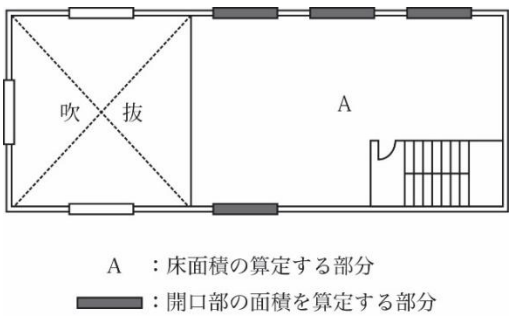

＜第３－11図＞

３　開口部の構造

次に掲げる開口部は、規則第５条の５第２項第３号に規定する内部から容易に避難することを妨げる構造を有しないものであり、かつ、外部から開放し、又は容易に破壊することにより進入できるもの（以下この第３において「3 号開口部」という。）として取り扱うことができるものとする。

(1)　ガラス窓

ア　ガラスの種類及び開口部の条件については、第3－1表によること。ただし、当該表に定めるガラス以外のガラスであっても、別記「合わせガラスに係る破壊試験ガイドライン」により、外部からの一部破壊等により開放できると認められるものについては、当該ガラス窓を有する部分を３号開口部として取り扱うものとする。

＜第3－1表＞

ガラスの種類 ＼ 開口部の条件			判定	
			足場有	足場無
普通板ガラス フロート板ガラス 磨き板ガラス 型板ガラス 熱線吸収板ガラス 熱線反射ガラス	厚さ６㎜以下	引き違い	○	○
		ＦＩＸ	○	○
	厚さ 10 ㎜以下	引き違い	○	×
		ＦＩＸ	×	×
網入板ガラス	厚さ 6.8 ㎜以下	引き違い	○	○
		ＦＩＸ	×	×
	厚さ 10 ㎜以下	引き違い	○	×
		ＦＩＸ	×	×
線入板ガラス	厚さ 6.8 ㎜以下	引き違い	○	○
		ＦＩＸ	○	×
	厚さ 10 ㎜以下	引き違い	○	×
		ＦＩＸ	×	×
強化ガラス 耐熱板ガラス	厚さ５㎜以下	引き違い	○	○
		ＦＩＸ	○	○
合わせガラス	(1) フロート板ガラス ６㎜以下＋ＰＶＢ（ポリビニルブチラール）30 mil （膜厚 0.76 ㎜）以下＋フロート板ガラス６㎜以下の合わせガラス (2) 網入板ガラス 6.8 ㎜以下＋ＰＶＢ30mil（膜厚 0.76 ㎜）以下＋フロート板ガラス５㎜以下の合わせガラス	引き違い	○	○
		ＦＩＸ	×	×
	(1) フロート板ガラス ５㎜以下＋ＰＶＢ 60mil （膜厚 1.52 ㎜）以下＋フロート板ガラス５㎜以下の合わせガラス (2) 網入板ガラス 6.8 ㎜以下＋ＰＶＢ60mil（膜厚 1.52 ㎜）以下＋フロート板ガラス６㎜以下の合わせガラス (3) フロート板ガラス ３㎜以下＋ＰＶＢ 60mil （膜厚 1.52 ㎜）以下＋型板ガラス４㎜以下の合わせガラス	引き違い	○	×
		ＦＩＸ	×	×
倍強度ガラス	—	引き違い	×	×
		ＦＩＸ	×	×
複層ガラス 二重窓	構成するガラスごとに本表（網入りガラス及び線入りガラスにあっては、厚さ 6.8 ㎜以下のものに限る。）により評価し、全体の判定を行う。			

備考１　判定欄の「○」については、3 号開口部として取り扱うことができるもの、「×」については、3 号開口部として取り扱うことができないものをいう。
備考２「足場有」とは避難階又はバルコニー、屋上広場等で破壊作業ができる足場（概ね 0.8m×1.2m以上）が設けられているものをいう。
備考３「引き違い」とは、引き違い窓、片開き戸、開き戸等、通常は内部から開放することができ、かつ、ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができるものをいう。ただし、当該引き違いに設ける鍵（クレセント錠又は補助錠をいう。）については、2 以下とすること。
備考４　引き違いに設ける鍵については、個別の鍵を用いないと解錠できないものは開口部として認められない。
備考５「ＦＩＸ」とは、はめ殺し窓をいう。
備考６「耐熱板ガラス」とは、低膨張防火ガラス、耐熱強化ガラス及び耐熱結晶化ガラスをいう。

イ　窓用フィルム（内貼り用及び外貼り用を問わない。）を貼付したガラスについて、次のいずれかに該当するものは、第 3－1 表の判定に影響がないものとして取り扱うものとする。

(ｱ)　基材がポリエチレンテレフタレート（ＰＥＴ）製で、基材の厚みが 100μｍ（マイクロメートル）以下であること。

(ｲ)　基材が塩化ビニル製で、基材の厚みが 400μｍ（マイクロメートル）以下であること。

ウ　低放射ガラス（通称Ｌｏｗ－Ｅ膜付きガラス）については、基盤となるガラス（第 3－1 表）により判断すること。

(2)　ドア

ア　手動式ドア（ハンガー式のものを含む。）で、屋内外から容易に開放できるもの

イ　自動火災報知設備又は煙感知器と連動して解錠した後、屋内外から手動で開放できるもの（非常電源付きのものに限る。）

ウ　屋外から水圧によって解錠できる装置（以下この第 3 において「水圧開錠装置」という。）により解錠した後、屋内外から手動で開放できるもの

エ　ガラス小窓付き鉄扉で、次の全てに適合するもの

(ｱ)　ガラス小窓の大きさは高さ 200ｍｍ以上、幅 200ｍｍ以上とすること。

(ｲ)　ガラスの種類は第 3－1 表に規定する破壊可能なものとすること。

(ｳ)　ガラス小窓は、当該小窓からサムターン錠等を容易に解錠できる位置に設けること。

オ　屋内側に施錠装置がなく、屋外側に南京錠等の施錠装置がある場合で、屋外より消防隊が特殊な工具を用いることなく容易に破壊することにより進入できるもの（南京錠等により施錠された際に、人が屋内に存するものを除く。）

(3)　手動式軽量シャッター

ア　避難階又は足場を有する避難階以外の階で、屋外より消防隊が特殊な工具を用いることなく容易に開放できるもの

イ　自動火災報知設備又は煙感知器と連動して解錠した後、屋内外から手動で開放できるもの（非常電源付きのものに限る。）

ウ　水圧開錠装置により解錠した後、屋内外から手動で開放できるもの

(4)　電動軽量シャッター及び重量シャッター

ア　防災センター、警備員室、中央管理室等常時人がいる場所から遠隔操作で開放できるもの（非常電源付きのものに限る。）

イ　屋内外から電動により開放できるもの（非常電源付きのものに限る。）

ウ　自動火災報知設備又は煙感知器と連動して開放できるもの（非常電源付きのものに限る。）

エ　屋外から水圧によって開放できる装置（以下この第 3 において「水圧開放装置」という。）により屋外から開放できるもの（非常電源付きのものに限る。）

オ　屋外からシャッターボックス内のチェーンを操作することにより開放できるもの

４　開口部の算定

開口部の寸法及び面積の算定は、第 3－2 表により取り扱うこと。

＜第 3－2 表＞

種　類		寸法及び面積
FIX窓	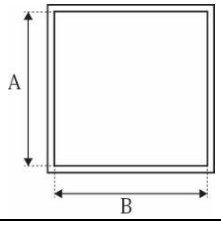	【寸法】 ・内接円の直径＝Ａ又はＢのうち小なるもの ・幅＝Ｂ、高さ＝Ａ 【面積】 Ａ×Ｂ
引き違い窓	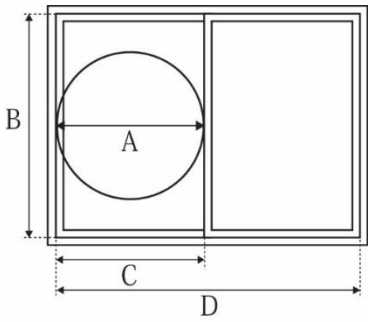	【寸法】 ・内接円の直径＝Ａ又はＢのうち小なるもの ・幅＝Ｃ、高さ＝Ｂ なお、次による寸法の場合は、50 ㎝以上の円が内接するものと同等以上として取り扱うことができる。 Ｂ＝1.0m（0.65m）以上 Ｃ＝0.45m（0.4m）以上 ※（　）内はバルコニー等がある場合 【面積】 Ｂ×Ｄ
突出し窓	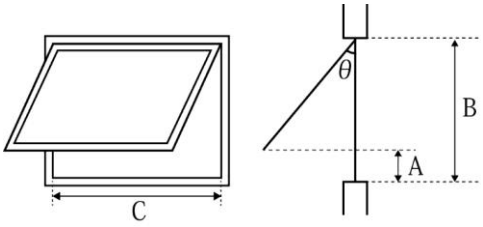 （注）θは、最大開口角度（0°～90°） （注）Ａ＝Ｂ（1−cosθ）	【寸法】 ・内接円の直径＝Ａ又はＣのうち小なるもの ・幅＝Ｃ、高さ＝Ａ 【面積】 Ａ×Ｃ
回転窓	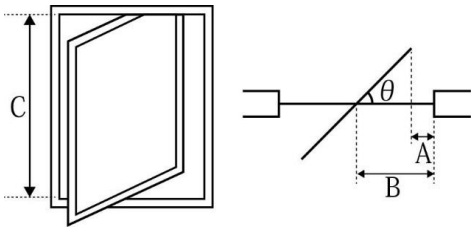 （注）θは、最大開口角度（0°～90°） （注）Ａ＝Ｂ（1−cosθ）	【寸法】 ・内接円の直径＝Ａ又はＣのうち小なるもの ・幅＝Ａ、高さ＝Ｃ 【面積】 Ｃ×Ａ

５　開口部の状態

規則第５条の５第２項第４号に規定する「開口のため常時良好な状態」とは、次によるものであること。

(1)　次に掲げるものは、常時良好な状態として取り扱うことができる。

ア　格子、ルーバー等開口部に接近して設けられている広告物、看板、日除け、雨除け等を避難上及び消火活動上の支障とならないように設けたもの

イ　開口部と間仕切壁等の間に通路を設け、間仕切壁等に出入口を避難上有効に設けたもので、次の全てに適合するもの又はこれと同等以上に支障がないと認められるもの（第3－12図参照）

(ｱ)　通路は通行又は運搬のみに供され、かつ、可燃物等が存置されていない等常時通行に支障がないこと。

(ｲ)　通路、間仕切壁等の出入口の幅員はおおむね1m以上であること。

(ｳ)　間仕切壁等の出入口と外壁の当該開口部との歩行距離は、おおむね 10m以下であること。

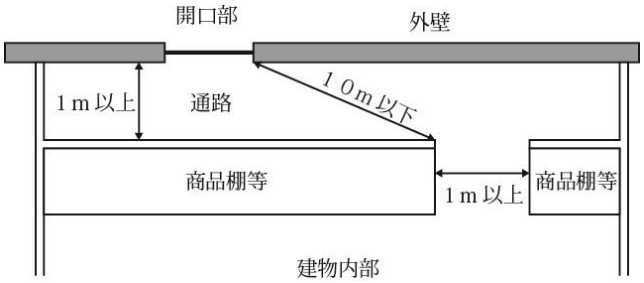

＜第3－12図＞

(2)　開口部付近に什器等が設けられたものであっても、キャスター等により容易に移動させることができるものについては、当該開口部を開口のため常時良好な状態に維持されているものとして取り扱うこと。

６　その他

(1)　水圧開錠装置及び水圧開放装置は、次によること。

ア　注水口は、次の要件に適合する場所に設けること。

(ｱ)　避難階に設ける場合は、地盤面から0.5m以上1.0m以下の高さに設けること。

(ｲ)　避難階以外の階に設ける場合は、消防隊が屋外階段等により当該場所まで到達でき、かつ、開錠又は開放の操作のために必要となる有効な活動スペースを有している場所で、操作上支障がない位置に設けること。

イ　注水口の直近には、表示面は反射塗料とし、黄色の地に赤色の文字で「消」と表示する標識を設けること。

ウ　一般財団法人日本消防設備安全センターの性能評定品であること。

(2)　無窓階に係る判定の単位

ア　同一階が屋外空間等で隔てられている場合又は開口部のない壁で区画されている場合にあっては、隔てられた部分又は区画された部分の床面積を合わせて判定を行うこと。

イ　渡り廊下等で接続されている階で別棟扱いとなる場合は、各棟の階ごとに無窓階の判定を行うこと。その場合、渡り廊下の床面積は各棟の延べ面積で按分し、各棟の床面積に加算するものであること。

(3)　営業中は、規則第 5 条の 5 に規定する開口部を有するが、閉店後は、シャッター等で閉鎖することにより無窓階となる階で、かつ、防火対象物全体が無人となる防火対象物の当該階については、無窓階以外の階として取り扱うことができる。ただし、令別表第 1（14）項に掲げる防火対象物は除く。

(4)　外壁面にバルコニーが設けられている場合、バルコニーの手すり高さ 1.2m以下、手すりの上端から天井面までの高さ 1.0m以上及びバルコニーの奥行き（A）が 60ｃｍ以上の場合は、Ｂを有効開口部とすること。ただし、バルコニーの奥行き（A）が 60ｃｍ未満である場合は、Ｃを有効開口部とすること。（第 3－13 図参照）

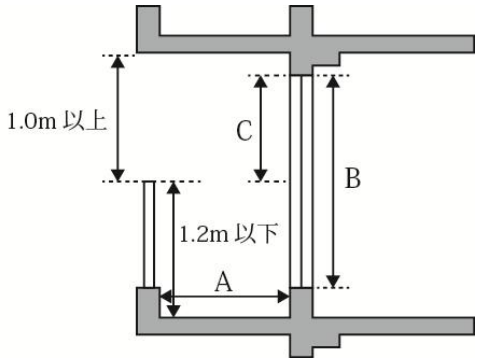

＜第 3－13 図＞

(5)　特定の関係者のみが使用するテント倉庫で、屋外より消防隊が特殊な工具を用いることなく容易に破壊することにより進入できるものについては、令第 32 条の規定を適用し、無窓階以外の階として令第 3 節の規定を適用して差し支えないこと。

別 記

合わせガラスに係る破壊試験ガイドライン

1　適用範囲

このガイドラインは、防火対象物の開口部に日本産業規格 R3205 に規定する合わせガラス※を引き違い窓等として用いた場合に、外部から開放し、又は容易に破壊することにより進入できることを確認する試験に適用する。

※　合わせガラスとは、2 枚以上の材料板ガラスで中間膜（材料板ガラスの間に両者を接着する目的で介在する合成樹脂の層をいう。）を挟み込み全面接着したもので、外力の作用によって破損しても、破片の大部分が飛び散らないようにしたものをいう。

2　用語の定義

このガイドラインにおいて用いる用語の定義は、次による。

(1)　破壊器具　消防隊が消防活動を行う際に消防対象物の一部を破壊するために使用する器具をいう。

(2)　打撃力　破壊器具を振子式に自由落下させることにより、ガラス面に与える衝撃力をいう。

(3)　打撃高さ　破壊器具を振子式に自由落下させる位置（ピッケル先端）とガラス面に衝突する位置との高さの差をいう。

(4)　足場　防火対象物の開口部の外部にバルコニー、屋上広場等の破壊作業のできる足場が設けられているものをいう。

3　ガラス破壊試験

(1)　供試体の寸法

供試体は、高さ 1，930ｍｍ×幅 864ｍｍとする。

(2)　試験装置

ア　ガラス破壊試験装置は図 1 に示す本体、図 2 に示す締め枠及び図 3 に示す破壊器具によって構成されるものとする。

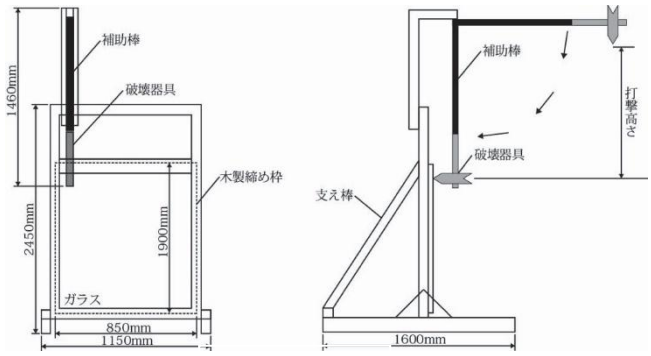

図 1　本体

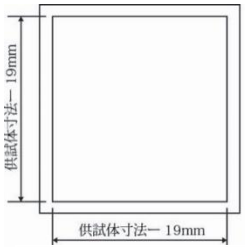

図 2　締め枠

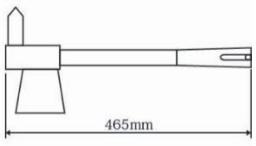

図 3　破壊器具

イ　本体の主要部分は鋼製とし、試験時において転倒しないようにコンクリート製床面等に直接設置するものとする。

ウ　供試体は図 2 に示す木製の締め枠を用いて取り付けた後、図 1 に示す本体に取り付けるものとする。

エ　供試体の 4 周と締め枠との接触部は、日本産業規格 K6253 に規定するデュロメータ硬さ A50 の帯状のゴム板を用いるものとする。

また、供試体は、試験時において脱落、ずれ等を起こさないよう確実に固定するものとする。

締め枠の内のり寸法は、供試体寸法より約 19ｍｍ小さくするものとする。

オ　締め枠は、試験時において脱落、動揺、ずれ及びぶれが生じないよう確実に本体に固定するものとする。

カ　次の(ｱ)から(ｴ)までに適合する破壊器具を木製の補助棒を用いて試験装置に取り付けるものとする。

なお、破壊器具のピッケル先端は、試験時において、著しく変形又は損傷しているものは使用しないこと。また、補助棒は、破壊器具が供試体に対し垂直に衝突できる形状及び固定方法とするものとする。

(ｱ)　おの刃、鋸状刃、ピッケル及び柄から成るものとする。

(ｲ)　材質は、鋼製とする。

(ｳ)　質量は、約 2.7 ㎏とする。

(ｴ)　長さは、約 46.5ｃｍとする。

(3)　打撃位置について

ア　一次破壊試験は、クレセントの想定位置（供試体高さの 1/2）からガラス面内方向に水平 125ｍｍの位置とする。

イ　二次破壊試験は、クレセントの想定位置からガラス面内方向に水平 125ｍｍの位置及び補助錠の想定位置（ガラス左上隅部）からガラス面内方向に縦横それぞれ 125ｍｍの位置とする。

(4)　試験方法

ア　特に指定がない限り、試験は平温状態において実施する。

イ　一次破壊試験

(ｱ)　供試体を締め枠に取り付けた後、締め枠を本体に取り付ける。この際、合わせガラスの屋外面を打撃側に取り付けるものとする。

(ｲ)　破壊器具を静止の状態における位置から打撃力を確保できる打撃高さ 70 ㎝（破壊作業のできる足場がある場所に限り設置するものにあっては、打撃力を確保できる打撃高さ 180 ㎝）の高さに保持した後、振子式に自由落下させ、前(3).アの位置をピッケル部分で打撃し、その破壊状況を観察する。

(ｳ)　前(ｲ)の試験を最大 3 回（補助錠を設けるものにあっては、クレセント直近で最大 3 回又は補助錠直近の位置で最大 3 回）繰り返し実施する。

ウ　二次破壊試験

(ｱ)　前イの破壊試験を行い合格となった供試体について、試験員が破壊器具を用いて二次的な破壊試験を実施する。

一次破壊試験の打撃高さが 70 ㎝の場合は、破壊器具を片手持ちとし、打撃高さが

180 ㎝の場合は両手持ちとする。

(ｲ)　試験員による二次破壊試験については、1 枚の供試体につき一人の試験員が行い、かつ供試体 6 枚に対して複数の試験員で実施する。

4　判定基準

破壊試験は供試体 6 枚について行い、5 枚の供試体が次の(1)及び(2)の基準に適合しなければならない。ただし、供試体 6 枚中連続して 4 枚が(1)及び(2)の基準に適合した場合は、供試体 4 枚をもって合格とする。

(1)　一次破壊試験

供試体を貫通又は供試体におおむね 1 ㎝以上のクラック・ひび割れ・くぼみ等が観察されたものを合格とする。

なお、打撃回数が 3 回以内であっても、貫通又はおおむね 1 ㎝以上のクラック・ひび割れ・くぼみ等が観察された場合は、当該打撃回数をもって合格とする。

(2)　二次破壊試験

一の供試体につき 60 秒以内に 15 ㎝×15 ㎝以上の開口を確保できたものを合格とする。ただし、それが確保できない場合であっても、容易に腕を通すことができる開口が確保された場合は合格とする。

第４ 収容人員の算定

収容人員の算定は、規則第１条の３の規定によるほか、次によること。

１　基本事項

(1)　法第 8 条の適用に係る収容人員の算定は、棟単位（一の敷地内に管理権原者が同一である防火対象物が 2 以上存する場合は敷地内に存する当該防火対象物を一の防火対象物とみなしたものとする。）で行うこと。

(2)　令第 24 条の適用に係る収容人員の算定は、棟単位又は階単位で行うこと。

(3)　令第 25 条の適用に係る収容人員の算定は、階単位で行うこと。

(4)　防火対象物の主たる用途以外の部分で機能的に従属していると認められるものについては、主たる用途における収容人員の算定方法により算定すること。

(5)　2 以上の用途が存する防火対象物で、主たる用途部分の床面積の合計が、当該防火対象物の延べ面積の 90%以上で、かつ、主たる用途以外の独立した用途の床面積の合計が 300 ㎡未満であることにより、主たる用途に従属するものとして取り扱われている防火対象物の部分（みなし従属の部分）については、主たる用途における収容人員の算定方法により算定すること。

２　共通事項

(1)「従業者」の取扱いは、次によること。

ア　従業者の数は、正社員、契約社員、派遣社員、パート、アルバイト等の雇用形態を問わず、平常時における最大勤務者数とすること。ただし、短期間かつ臨時的に雇用されている者（デパートの中元、歳暮時のアルバイト等）にあっては、従業者として取り扱わないこと。

イ　交代制の勤務体制を取っている場合は、一日のうちで従業者が最大となる時間帯における数とし、勤務時間帯の異なる従業者が重複して在所する交代時の数としないこと。

ウ　指定された執務用の机等を有する外勤者は、従業者の数に算入すること。

エ　階単位で収容人員を算定する場合、2 以上の階で執務する者については、当該階に指定された執務用の机等を有し、継続的に執務するとみなされる場合は、それぞれの階の収容人員に算入すること。

オ　階単位で収容人員を算定する場合、従業者が使用する会議室、休憩室、食堂等は、当該部分を 3 ㎡で除して得た数の従業者があるものとして算定すること。ただし、その数が従業者の数よりも大きい場合は、当該従業者の数とすること。

(2)　収容人員を算定するにあたっての「床面積」の取扱いは、次によること。

ア　廊下、階段、便所及び駐車の用に供される部分は、原則として、収容人員を算定する際の床面積に含めないものであること。

イ　単位面積で除した際の小数点以下の数は切り捨てるものであること（3.(4).ウを除く。）。

ウ　建築物に該当しない工作物を令別表第 1 に掲げる防火対象物として取り扱う場合は、

壁、柱、その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積を床面積とすること（対象例：簡易テント等）。

(3)　構造的に固定されているもの又は設置されている場所が一定で固定的に使用され、かつ、移動が容易に行えないものについては、固定式のいす席として取り扱うこと。ただし、掘りごたつ式の座敷については、原則として、固定式のいす席として取り扱わないものであること。

(4)　長いす、立見席、客席等が複数ある場合の収容人員の算定は、それぞれの長いす、立見席、客席等について算定を行い、その都度、除算により 1 未満のはしたの数を切り捨てた後、合算するものであること。

(5)　令別表第 1 に掲げる防火対象物に存する住宅の用に供される部分（同表（5）項ロに掲げる部分を除く。）の居住者は、収容人員の算定に含めないものであること。

３　令別表第１の各項における取扱い

(1)　令別表第 1 (1) 項に掲げる防火対象物

ア　令別表第 1（1）項に掲げる防火対象物の収容人員の算定方法は、第 4−1 表に定める方法によること。

＜第 4−1 表＞

次に掲げる数を合算して算定する。 1　従業者の数 2　客席の部分ごとに次の(1)から(3)までにより算定した数の合計数 (1)　固定式のいす席を設ける部分については、当該部分にあるいす席の数に対応する数。この場合において、長いす式のいす席にあっては、当該いす席の正面幅を 0.4m で除して得た数（1 未満のはしたの数は切り捨てるものとする。）とする。 (2)　立見席を設ける部分については、当該部分の床面積を 0.2 ㎡で除して得た数 (3)　その他の部分については、当該部分の床面積を 0.5 ㎡で除して得た数

イ「客席の部分」とは、観客等が観覧等の目的で占める観覧席等の用に供する部分をいい、当該部分の通路部分については、収容人員の対象から除くこと。

ウ「立見席を設ける部分」とは、いす等を置かず、観客等が立って観覧等する部分をいい、通路の延長部及び出入口の回転部等は含まれないこと。

エ「その他の部分」とは、固定式のいす席又は立見席を設ける部分以外の部分で、ます席、大入場等のすわり席及び移動いすを使用する客席部分をいうものであること。

オ　公民館、貸し会議室その他客席の部分が定められていない形態の防火対象物については、主として従業者以外の者の使用に供する部分のうち、集会、会議、社交の目的で使用する部分の床面積を 0.5 ㎡で除して得た数と従業者の数を合算して算定すること。

（公民館の算定方法例）

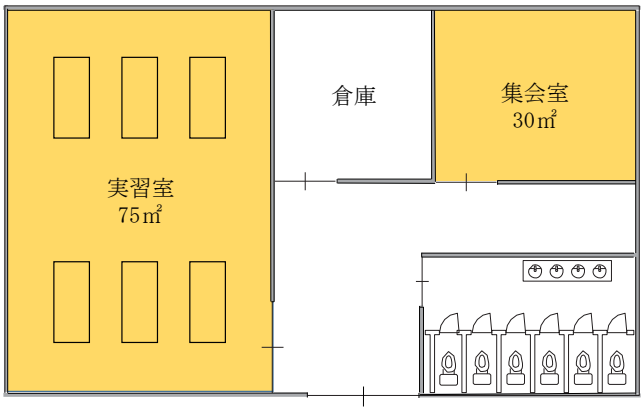

○ 従業者の数：2 人
○ 「客席の部分」の算定
・実習室：75 ㎡ / 0.5 ㎡ ＝ 150→150 人
・集会室：30 ㎡ / 0.5 ㎡ ＝ 60→60 人
＜収容人員＞
2 人＋150 人＋60 人 ＝ 212 人

(2)　令別表第 1 (2) 項及び (3) 項に掲げる防火対象物

ア　令別表第 1 (2) 項及び (3) 項に掲げる防火対象物の収容人員の算定方法は、第 4－2 表に定める方法によること。

＜第 4－2 表＞

【遊技場】
次に掲げる数を合算して算定する。 1　従業者の数 2　遊技のための機械器具を使用して遊技を行うことができる者の数 3　観覧、飲食又は休憩の用に供する固定式のいす席が設けられている場合は、当該いす席の数に対応する数。この場合において、長いす式のいす席にあっては、当該いす席の正面幅を 0.5m で除して得た数（1 未満のはしたの数は切り捨てるものとする。）とする。
【その他のもの】
次に掲げる数を合算して算定する。 1　従業者の数 2　客席の部分ごとに次の(1)及び(2)によって算定した数の合計数 (1)　固定式のいす席を設ける部分については、当該部分にあるいす席の数に対応する数。この場合において、長いす式のいす席にあっては、当該いす席の正面幅を 0.5m で除して得た数（1 未満のはしたの数は切り捨てるものとする。）とする。 (2)　その他の部分については、当該部分の床面積を 3 ㎡で除して得た数

イ「遊技のための機械器具を使用して遊技を行うことができる者の数」については、次によること。

なお、遊技を行う者の数が明確に限定できるものについては、その数によること。

(ｱ)　ボーリング場は、レーンに附属する固定式のいす席の数とする。

(ｲ)　ビリヤードは、1 台につき 2 人とする。

(ｳ)　囲碁、将棋は、1 枚につき 2 人、麻雀は、1 台につき 4 人とする。

ウ　ボーリング場内にゲームコーナーがある場合は、当該コーナーの機械器具を使用して遊技を行うことができる者の数を合算して収容人員を算定すること。

エ　キャバレー等のホステスは、従業者として取り扱うこと。

オ「客席の部分」とは、飲食、遊興、ダンス等を行う部分をいい、厨房、配膳、控え室等の客が出入りしない部分を除いた部分をいうものであること。

カ　「その他の部分」の具体例としては、次に掲げる部分が該当するものであること。

(ｱ)　キャバレー、ライブハウス等のステージ部分

(ｲ)　ディスコ、ダンスホール等の踊りに供する部分

(ｳ)　ファッションヘルス、ヌードスタジオ等の個室部分

(ｴ)　インターネットカフェ、漫画喫茶、個室ビデオ等のＤＶＤ等の陳列の用に供する部分

(ｵ)　待合、料理店、飲食店等の和室部分及び移動式のいす席を設けた部分

（カラオケボックスの算定方法例）

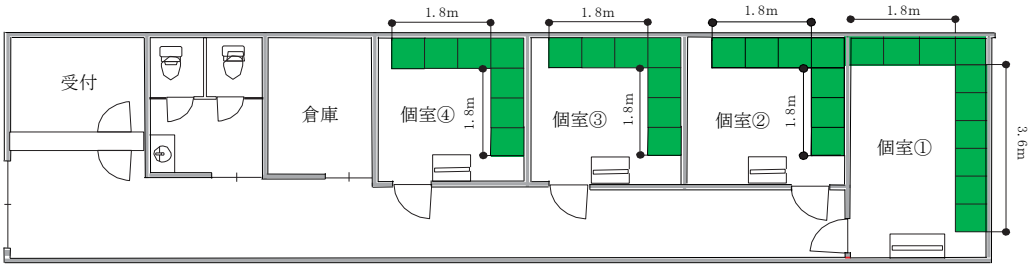

○ 従業者の数：5 人

○ 「客席の部分」の算定

・個室①：3.6m/0.5m＝7.2→7 人　1.8m/0.5m＝3.6→3 人

7 人＋3 人＝10 人

・個室②：1.8m/0.5m＝3.6→3 人×2＝6 人

・個室③：1.8m/0.5m＝3.6→3 人×2＝6 人

・個室④：1.8m/0.5m＝3.6→3 人×2＝6 人

＜収容人員＞

5 人＋10 人＋6 人＋6 人＋6 人＝33 人

（飲食店の算定方法例 ①）

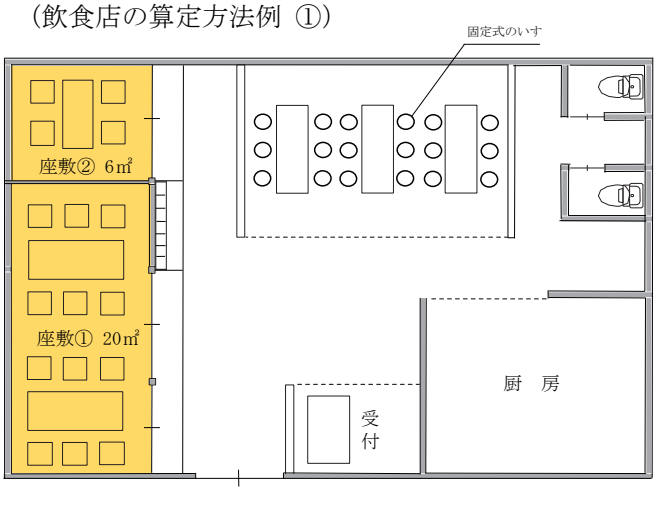

◯：固定式のいす席

○ 従業者の数：5 人

○「客席の部分」の算定

・固定式のいす席：18 席→18 人

・その他の部分

座敷①：20 ㎡/3 ㎡＝6.6→6 人

座敷②：6 ㎡/3 ㎡＝2.0→2 人

＜収容人員＞

5 人＋18 人＋6 人＋2 人＝31 人

（飲食店の算定方法例 ②）

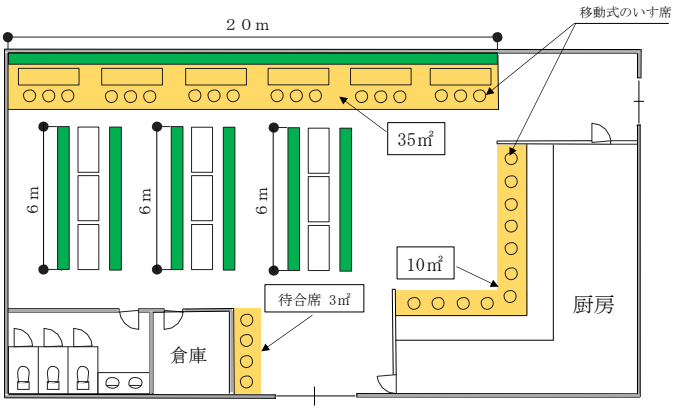

○：移動式のいす席
■：固定式のいす席（長いす）

○ 従業者の数：5 人
○「客席の部分」の算定
・固定式のいす席（長いす）
20m/0.5＝40→40 人
6m/0.5＝12→12 人×6＝72 人
・その他の部分
35 ㎡/3 ㎡＝11.6→11 人
10 ㎡/3 ㎡＝3.3→3 人
3 ㎡/3 ㎡=1.0→1 人
＜収容人員＞
5 人＋40 人＋72 人＋11 人＋3 人＋1 人＝132 人

(3)　令別表第 1 **(4) 項**に掲げる防火対象物

ア　令別表第 1（4）項に掲げる防火対象物の収容人員の算定方法は、第 4−3 表に定める方法によること。

＜第 4−3 表＞

次に掲げる数を合算して算定する。
1　従業者の数
2　主として従業者以外の者の使用に供する部分について次の(1)及び(2)によって算定した数の合算数
(1)　飲食又は休憩の用に供する部分については、当該部分の床面積を 3 ㎡で除して得た数
(2)　その他の部分については、当該部分の床面積を 4 ㎡で除して得た数

イ「主として従業者以外の者の使用に供する部分」とは、物品の販売の用又は客の利便に供する部分（駐車場、駐輪場、便所、レジカウンター等を除く。）をいい、売場内の商品陳列ケースの部分及び通路部分も含まれるものであること。

ウ「飲食又は休憩の用に供する部分」に、固定式のいす席がある場合でも、当該部分の床面積を 3 ㎡で除して得た数とすること。

（コンビニエンスストアの算定方法例）

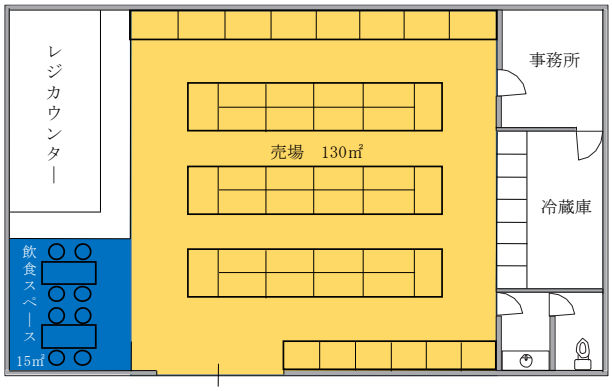

■：飲食又は休憩の用に供する部分
■：その他の部分

○ 従業者の数：4 人
○「主として従業者以外の者の使用に供する部分」の算定
・飲食又は休憩の用に供する部分
15 ㎡/3 ㎡＝5.0→5 人
・その他の部分
130 ㎡/4 ㎡＝32.5→32 人
＜収容人員＞
4 人＋5 人＋32 人＝41 人

(4)　令別表第１ **(5) 項イ** に掲げる防火対象物

ア　令別表第 1 (5) 項イに掲げる防火対象物の収容人員の算定方法は、第 4－4 表に定める方法によること。

＜第 4－4 表＞

次に掲げる数を合算して算定する。 1　従業者の数 2　宿泊室ごとに次の(1)及び(2)によって算定した数の合計数 (1)　洋式の宿泊室については、当該宿泊室にあるベッドの数に対応する数 (2)　和室の宿泊室については、当該宿泊室の床面積を 6 ㎡（簡易宿所及び主として団体客を宿泊させるものにあっては、3 ㎡）で除して得た数 3　集会、飲食又は休憩の用に供する部分について次の(1)及び(2)によって算定した数の合計数 (1)　固定式のいす席を設ける部分については、当該部分にあるいす席の数に対応する数。この場合において、長いす式のいす席にあっては、当該いす席の正面幅を 0.5 ｍで除して得た数（1 未満のはしたの数は切り捨てるものとする。）とする。 (2)　その他の部分については、当該部分の床面積を 3 ㎡で除して得た数

イ　「ベッドの数」は、シングルベッド及びセミダブルベッドは 1 人、ダブルベッド及び二段ベッドについては、2 人とすること。

ウ　和式の宿泊室を単位面積当たりで除した際に生じる 1 未満のはしたの数は切り捨てるものとする。ただし、当該室の収容人員が 1 に満たないときは、当該室の収容人員を 1 とみなすものであること。

エ　和式の宿泊室の前室部分（畳の部分に限る。カにおいて同じ。）は、宿泊室の一部として取り扱うこと。ただし、押入れ、床の間、浴室及び便所は、この限りでない。

オ　和式の宿泊室の収容人員は、宿泊者 1 人当たりの床面積がおおむね 3 ㎡程度となるような使用実態である場合は、「主として団体客を宿泊させるもの」に該当するものとして取り扱うこと。

カ　一の宿泊室に洋式の部分と和式の部分（前室部分を含む。）とが併存するものについては、それぞれの部分について算定された収容人員を合算して算定すること。ただし、スイートルーム等これらの部分が同一の宿泊者によって同時に利用されることが明らかなものは、この限りではない。

キ　3 ㎡未満の宿泊室については、当該室の床面積にかかわらず、1 室につき 1 人として算定すること。

ク　「集会、飲食又は休憩の用に供する部分」とは、次の部分で宿泊者以外の者も利用する部分をいうものであること。

(ｱ)　宴会場等

(ｲ)　レストラン、スナック等の飲食を提供する場所

(ｳ)　いす席を設けたロビー等（通路の用に供する部分を除く。）

(ｴ)　前(ｱ)から(ｳ)までに掲げるもの以外の集会、飲食又は休憩の用に供する部分

(5)　令別表第１ (5) ロに掲げる防火対象物

ア　令別表第 1 (5) 項ロに掲げる防火対象物の収容人員の算定方法は、第 4−5 表に定める方法によること。

＜第 4−5 表＞

居住者の数により算定する。

イ　「居住者」とは、寄宿舎、共同住宅等に常時居住している者をいうものであること。

ウ　竣工前の寄宿舎、共同住宅等における住戸のタイプ別の算定居住者数については、第 4−6 表により算定すること。ただし、賃貸借契約等によりあらかじめ居住者数が定められている場合や竣工後は、実態に即した人数とすることができるもの。

＜第 4−6 表＞

住戸のタイプ	算定居住者数
１Ｒ、１Ｋ	１人
１ＤＫ、１ＬＤＫ、２ＤＫ	２人
２ＬＤＫ、３ＤＫ	３人
３ＬＤＫ、４ＤＫ以上	４人

(6)　令別表第１ (6) 項イに掲げる防火対象物

ア　令別表第 1 (6) 項イに掲げる防火対象物の収容人員の算定方法は、第 4−7 表に定める方法によること。

＜第 4−7 表＞

次に掲げる数を合算して算定する。 1　医師、歯科医師、助産師、薬剤師、看護師その他の従業者の数 2　病室内にある病床の数 3　待合室の床面積の合計を 3 ㎡で除して得た数

イ「病室」とは、患者を収容する部屋をいい、医師等が患者に付き添って治療や検査等を行う部屋は含まれないものであること。

ウ「病床」とは、収容患者の病床をいい、「病室内にある病床の数」の取扱いについては、次によること。

(ｱ)　洋室タイプはベッドの数とすること。

(ｲ)　和室タイプは、和室の床面積の合計を 3 ㎡で除して得た数とすること。

(ｳ)　乳幼児の病床の数については、保育器を除いた乳幼児用のベッド数とすること。

エ「待合室の床面積」の取扱いについては、次によること。

(ｱ)　廊下に接続するロビー部分を待合室として使用している場合は、当該ロビー部分を「待合室の床面積」とし、算定すること。

(ｲ)　待合室が廊下と兼用されている場合は、次の面積を「待合室の床面積」とし、算定すること。

ａ　両側に居室がある場合は、廊下を幅員 1.6ｍの部分とし、廊下の部分を除く床面積

ｂ　前ａ以外の場合、廊下を幅員 1.2ｍの部分とし、廊下の部分を除く床面積

オ　患者、見舞客等が利用する食堂の部分は、「待合室」の例により算定すること。

カ　予約診療制度を実施している診療所等についても、規則第 1 条の 3 の規定により算定すること。

（病院の算定方法例）

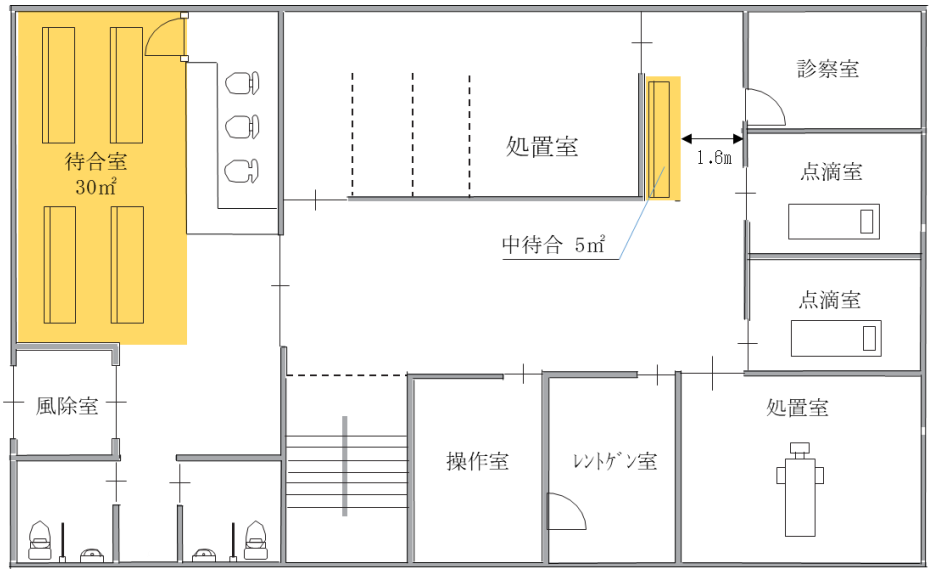

○ 医師，歯科医師，助産師，薬剤師，看護師その他の従業者の数：10 人
○ 「待合室」の算定
・（30 ㎡＋5 ㎡）/3 ㎡＝11.6→11 人
＜収容人員＞
10 人＋11 人＝22 人

(7)　令別表第 1 (6) 項ロ及びハに掲げる防火対象物

ア　令別表第 1 (6) 項ロ及びハに掲げる防火対象物の収容人員の算定方法は、第 4－8 表に定める方法によること。

＜第 4－8 表＞

次に掲げる数を合算して算定する。 1　従業者の数 2　老人、乳児、幼児、身体障害者、知的障害者その他の要保護者の数

イ「老人、乳児、幼児、身体障害者、知的障害者その他の要保護者の数」の取扱いは、次によること。

(ｱ)　就寝施設部分は、就寝施設を使用できる最大の数とすること。

(ｲ)　通所施設部分は、事業者側が想定している要保護者の最大の数とすること。ただし、最大人数と現状で対応している要保護者の数に隔たりがある場合には、実態に応じて得た人数とすることができる。

（グループホームの算定方法）

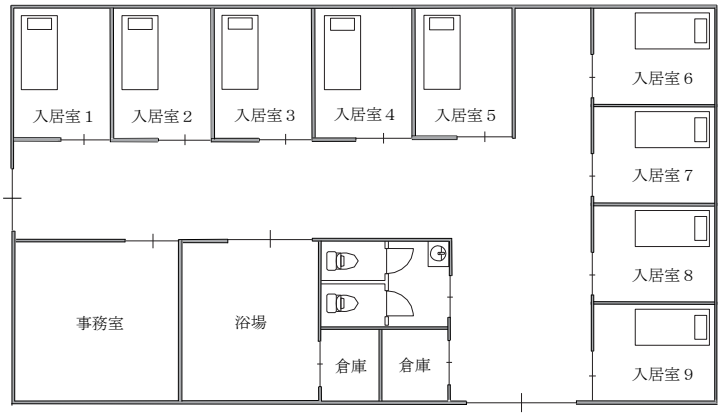

○ 従業者の数：4 人
○ 要保護者の数
・最大入居者数：9 人
＜収容人員＞
4 人＋9 人＝13 人

(8)　令別表第 1 **(6) 項ニ**に掲げる防火対象物

ア　令別表第 1（6）項ニに掲げる防火対象物の収容人員の算定方法は、第 4−9 表に定める方法によること。

＜第 4−9 表＞

次に掲げる数を合算して算定する。 1　教職員の数 2　幼児、児童又は生徒の数

イ「幼児、児童又は生徒の数」は、現に在籍する幼児、児童又は生徒（以下この第 4 において「児童等」という。）の数又は事業者側が想定している児童等の最大の数とすること。

ウ　階単位に収容人員を算定する場合は、次によること。

(ｱ)　遊戯室、体育教室、多目的室その他児童等が移動して使用する部分（以下この第 4 において「遊戯室等」という。）については、その室の最大の収容人員とすること。

(ｲ)　保育室と遊戯室等が同一階に存する場合、それぞれの数を合算すること。ただし、前アにより算定された数を超える場合は、当該算定された数とすることができる。

（幼稚園の算定方法例）

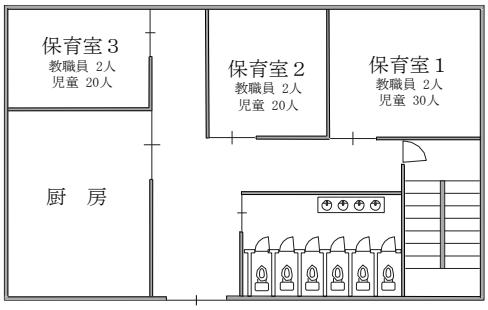

＜１階平面図＞

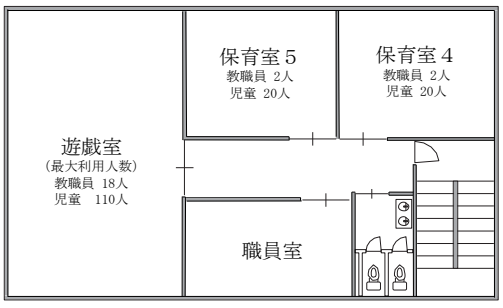

＜２階平面図＞

○ 教職員の数：18 人
○ 児童の数：110 人

＜階収容人員＞	＜収容人員＞
1 階：教職員 6 人＋児童 70 人＝76 人	18 人＋110 人＝128 人
2 階：教職員 18 人＋児童 110 人＝128 人	

(9)　令別表第１(7)項に掲げる防火対象物

ア　令別表第１(7)項に掲げる防火対象物の収容人員の算定方法は、第４－10表に定める方法によること。

＜第４－10表＞

次に掲げる数を合算して算定する。 1　教職員の数 2　児童、生徒又は学生の数

イ「児童、生徒又は学生の数」は、現に在籍する児童、生徒又は学生（以下この第４において「生徒等」という。）の数又は事業者側が想定している生徒等の最大の数とすること。

ウ　階単位に収容人員を算定する場合は、次によること。

(ｱ)　講堂、実験教室、音楽教室、視聴覚教室その他生徒等が移動して使用する部分（以下この第４において「特別教室」という。）については、その室の最大の収容人員とすること。

(ｲ)　一般教室と特別教室が同一階に存する場合、それぞれの数を合算すること。ただし、前アにより算定された数を超える場合は、当該算定された数とすることができる。

(10)　令別表第１(8)項に掲げる防火対象物

ア　令別表第１(8)項に掲げる防火対象物の収容人員の算定方法は、第４－11表に定める方法によること。

＜第４－11表＞

次に掲げる数を合算して算定する。 1　従業者の数 2　閲覧室、展示室、展覧室、会議室又は休憩室の床面積の合計を３㎡で除して得た数

イ　「閲覧室」の取扱いについては、次によること。

(ｱ)　図書館等のＤＶＤ等の視聴覚部分、複写室についても「閲覧室」として取り扱うこと。

(ｲ)　開架（図書館で、利用者が直接に書架から資料を取り出すことができるものをいう。）と閲覧（児童用閲覧を含む。）が同一室にある場合に限り、開架の床面積を除いた面積を閲覧室の床面積として取り扱うこと。

(ｳ)　従業者以外が使用する会議、研修、集会等の用途に使用する部分は、「会議室」として取り扱うこと。

(ｴ)　来館者が使用する喫茶室、喫煙コーナー等の部分は、「休憩室」として取り扱うこと。

（図書館の算定方法例）

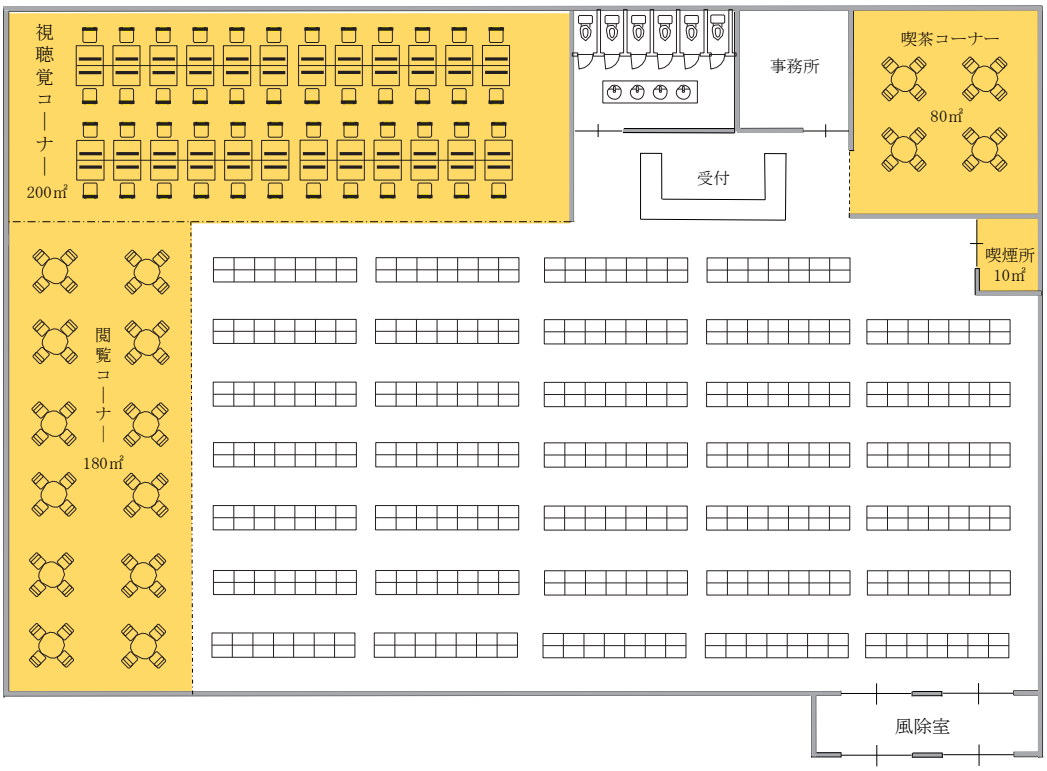

○ 従業者の数：20 人
○ 「閲覧室等」の算定
（200 ㎡＋180 ㎡＋80 ㎡＋10 ㎡）/3 ㎡＝1566.6→156 人
＜収容人員＞
20 人＋156 人＝176 人

(11)　令別表第 1 **(9) 項**に掲げる防火対象物

ア　令別表第 1（9）項に掲げる防火対象物の収容人員の算定方法は、第 4－12 表に定める方法によること。

＜第 4－12 表＞

次に掲げる数を合算して算定する。 1　従業者の数 2　浴場、脱衣場、マッサージ室及び休憩の用に供する部分の床面積の合計を 3 ㎡で除して得た数

イ「浴場」とは、浴槽及び洗い場の部分をいい、釜場及びたき場は含まれないこと。

ウ　浴場に従属する食堂、トレーニング室等のサービス室は、「休憩の用に供する部分」として取り扱うこと。

（銭湯の算定方法例）

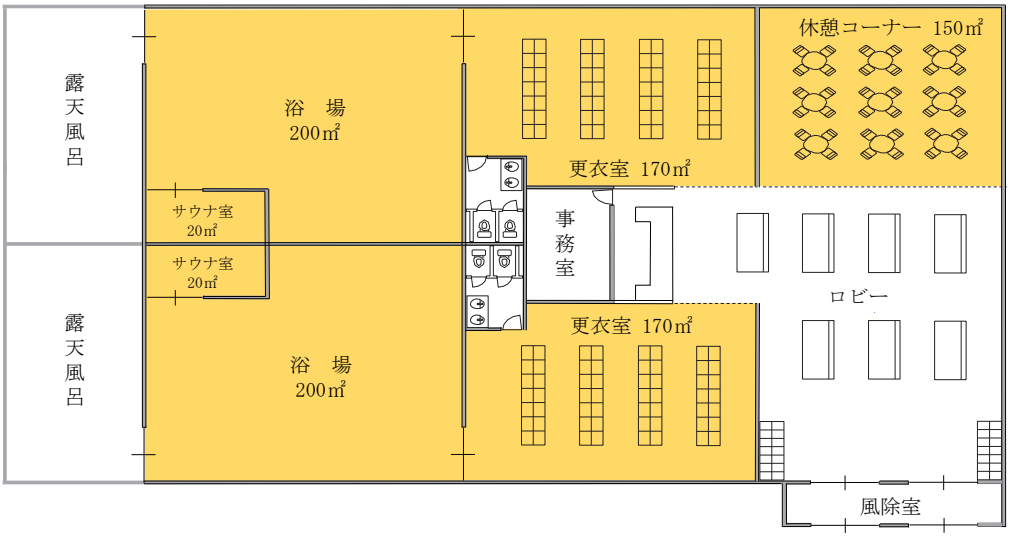

○ 従業者の数：20 人

○ 「浴場等」の算定
（200 ㎡×2＋170 ㎡×2＋20 ㎡×2＋150 ㎡）/3 ㎡＝310 人

＜収容人員＞
20 人＋310 人＝330 人

(12)　令別表第 1 （11）項に掲げる防火対象物

ア　令別表第 1（11）項に掲げる防火対象物の収容人員の算定方法は、第 4－13 表に定める方法によること。

＜第 4－13 表＞

次に掲げる数を合算して算定する。 1　神職、僧侶、牧師その他従業者の数 2　礼拝、集会又は休憩の用に供する部分の床面積の合計を 3 ㎡で除して得た数

イ「礼拝、集会又は休憩の用に供する部分」に、固定式のいす席がある場合でも、当該床面積を 3 ㎡で除して得た数とすること。

ウ　祭壇部分は、「礼拝、集会又は休憩の用に供する部分」として取り扱わないこと。

（教会の算定方法例）

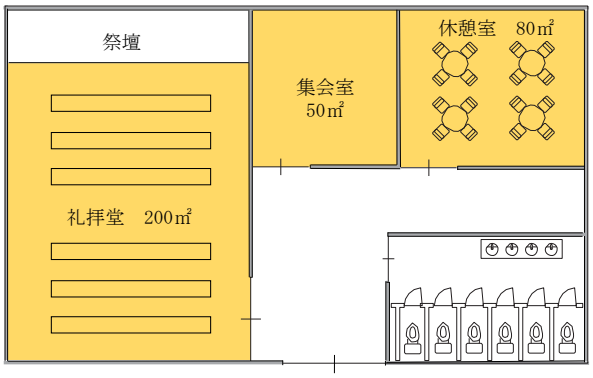

○ 神職，僧侶，牧師その他従業者の数：10 人
○ 「礼拝等」の算定
（200 ㎡＋50 ㎡＋80 ㎡）/3 ㎡＝110 人
＜収容人員＞
10 人＋110 人＝120 人

(13)　令別表第 1 **（10）項及び（12）項から（14）項**までに掲げる防火対象物

令別表第 1（10）項及び（12）項から（14）項までに掲げる防火対象物の収容人員の算定方法は、第 4－14 表に定める方法によること。

＜第 4－14 表＞

従業者の数により算定する。

(14)　令別表第 1 **（15）項**に掲げる防火対象物

ア　令別表第 1（15）項に掲げる防火対象物の収容人員の算定方法は、第 4－15 表に定める方法によること。

＜第 4－15 表＞

次に掲げる数を合算して算定する。 1　従業者の数 2　主として従業者以外の者の使用に供する部分の床面積を 3 ㎡で除して得た数

イ　官公署、銀行、事務所等については、従業者以外の者（客等）の使用に供するための、壁又は床に固定された仕切り、スクリーン、カウンター等によって、従業者の使用に供する部分と区画されている部分を「主として従業者以外の者の使用に供する部分」として取り扱うこと（例：銀行の待合の用に供する部分、キャッシュコーナーの部分）。

ウ　理容院、美容院、エステサロン、ネイルサロン、接骨院、整体院その他待合室が存し、従業者が客を作業する部分に誘導し、サービスを実施する営業形態のものの収容人員の算定については、サービスを提供する部分及び待合の用に供する部分を「主として従業者以外の者の使用に供する部分」として取り扱うこと。

エ　スポーツクラブ、スイミングクラブ、テニスクラブ、ゴルフクラブ等については、浴室、プール、プールサイド、コート、打席部分、ロビー及びミーティングルームを「主として従業者以外の者の使用に供する部分」として取り扱うこと。ただし、通行専用部分、便所、洗面所、シャワー室、ロッカールーム等は、床面積に算入しないこと。

オ　住宅展示場のモデルハウスについては、商談スペース等の接客を行う部分を「主として従業者以外の者の使用に供する部分」として取り扱うこと。

（接骨院の算定方法例）

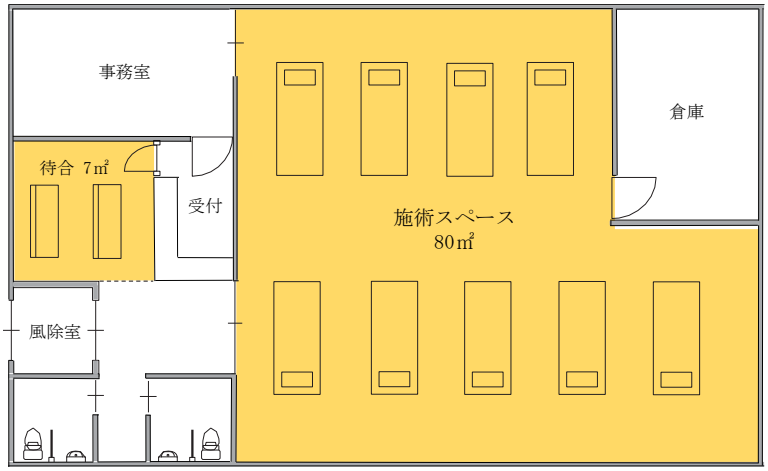

○ 従業者の数：8 人
○ 「主として従業者以外の者の使用に供する部分」の算定
・待合：7 ㎡/3 ㎡＝2.3→2 人
・施術スペース：80 ㎡/3 ㎡＝26.6→26 人
＜収容人員＞
8 人＋2 人＋26 人＝36 人

(15)　令別表第 1 **（16）項及び（16 の 2）項**に掲げる防火対象物

ア　令別表第 1（16）項及び（16 の 2）項に掲げる防火対象物の収容人員の算定方法は、第 4－16 表に定める方法によること。

＜第 4－16 表＞

防火対象物内のそれぞれの用途ごとに人数を算出した数を合算して算定する。

イ　令別表第 1（16）項及び（16 の 2）項に掲げる防火対象物の一部を構成する一般住宅又は地下街の通路部分は、収容人員の算定の対象とはならないもの。

(16)　令別表第 1 **（17）項**に掲げる防火対象物

ア　令別表第 1（17）項に掲げる防火対象物の収容人員の算定方法は、第 4－17 表に定める方法によること。

＜第 4－17 表＞

床面積を 5 ㎡で除して得た数により算定する。

イ　建築物以外の工作物にあっては、収容人員は算定しないこと。

ウ　令別表第 1 備考第 4 号の規定を適用する場合は、みなすこととした用途の規定により算出した数とすること。

第５　電気設備及び火気使用設備に関する取扱い

１　電気設備に関する事項

(1)　用語の定義

ア　「変電設備」とは、電圧を変成する設備で、遮断器、変圧器（一つの変圧器の容量が５ｋＶＡ未満のものを除く。）、コンデンサ等の電気機器によって構成されるものをいう。

イ　「発電設備」とは、内燃機関（ガスタービンを含む。）を原動機として、発電機、始動装置、制御装置等によって構成される設備で、固定して使用するものをいう。

ウ　「蓄電池設備」とは、蓄電池、充電装置、保安装置、制御装置等によって構成される設備で、固定して使用するものをいう。この場合、制御装置等には、直送回路及び逆変換装置等に用いる変圧器（入力が低圧で油入機器以外のものを使用するものに限る。）も含まれる。

エ　「電気機器」とは、電路に接続するリアクトル、電圧調整器、開閉器、コンデンサ、遮断器、計器用変成器等をいう。

オ　「告示適合キュービクル式」とは、次のいずれかに適合するキュービクル式の電気設備をいう。

(ｱ)　「自家発電設備の基準」（昭和 48 年 消防庁告示第 1 号）

(ｲ)　「蓄電池設備の基準」（昭和 48 年 消防庁告示第 2 号）

(ｳ)　「キュービクル式非常電源専用受電設備の基準」（昭和 50 年 消防庁告示第 7 号）

(ｴ)　「火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式変電設備等の基準」（平成 29 年三原市消防本部告示第２号）

(2)　発電機、変圧器その他これらに類する電気設備が設置されている部分

令第 13 条第 1 項の規定については、次のとおりとする。

ア　令第 13 条第 1 項の表中「発電機」又は「変圧器」とは、発電設備として設置する発電機（全出力が 20ｋｗ未満の内燃機関（ガスタービンを含む。）のものを除く。）又は変電設備として設置する変圧器（全出力が 20ｋｗ未満のものを除く。）をいうものであること。

イ　令第 13 条第 1 項の表中「その他これらに類する電気設備」とは、発電機又は変圧器の特別高圧若しくは高圧の電路に接続する電気機器、蓄電池設備、急速充電設備等をいうものであること。ただし、次のいずれかに該当するものについては、この限りでない。

(ｱ)　配電盤、分電盤又は制御盤のみのもの

(ｲ)　電気機器で、乾式、モールド型等の冷却又は絶縁のための油類を使用せず、かつ、密閉式等の可燃性ガスを発生するおそれのないもの

(ｳ)　蓄電池設備で、蓄電池容量が 10ｋｗ時以下のもの及び蓄電池容量が 10ｋｗ時を超え 20ｋｗ時以下のものであって、「蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準」（令和５年消防庁告示第７号）第２に定めるもの

(ｴ)　蓄電池設備で、鉛蓄電池設備又はアルカリ蓄電池のうち、制御弁式のもの

(ｵ)　配線、照明、電動機等

(ｶ)　急速充電設備で、全出力 20ｋｗ以下のもの

ウ　床面積の算定

令第 13 条第 1 項の表中「発電機、変圧器その他これらに類する電気設備（以下この第 5 において「電気設備」という。）が設置されている部分」の床面積の算定は、次のいずれかによること。この場合において、次の(ｱ)又は(ｲ)のいずれか小なる床面積が、令第 13 条第 1 項の表中に規定する基準面積以上となる場合は、当該部分に不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備を設置すること。

(ｱ)　不燃区画室の場合

不燃材料で造られた壁、柱、床及び天井（天井のない場合にあっては、屋根）で区画された室（以下この第 5 において「不燃区画室」という。）の場合は、当該室の床面積とすること。

なお、不燃区画室に設ける開口部等については、次によること。

a　屋内に面する部分に設ける開口部等

(a)　開口部には、防火設備である防火戸（出入口に設けられるものにあっては、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖するものに限る。）を設けること。

(b)　換気設備等の風道（燃焼機器の煙突及び排気筒を除く。）が不燃区画室を貫通する場合で、不燃区画室から火災による火煙が発生した場合に、当該風道に接続する給排気口等を通じ、当該火煙が他の室に流出するおそれのあるときは、風道の区画貫通部分の付近に防火ダンパーを設けること。ただし、換気設備等の風道が不燃区画室の区画を貫通するのみで、他の室に通じる開口部がなく、風道が不燃材料又はこれと同等以上の防火性能を有する材料で造られている場合は、この限りでない。

(c)　給排水管、電気配管等が不燃区画室を貫通する場合は、当該配管部分と区画のすき間をロックウール、モルタル、防火シール材等の不燃材料で埋めること。

b　屋外に面する部分に設ける開口部

開口部には、防火設備である防火戸を設けること。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(a)　延焼のおそれのある部分以外の部分（平屋建て又は建築物の最上階の部分に設けるものに限る。）に設けるもの。

(b)　上部 3.6m以内に開口部（防火設備が設けられたもの及び 100 ㎠以下のダクト等を除く。）がなく、かつ、延焼のおそれのある部分以外の部分に設けるもの。

(ｲ)　水平投影による場合

前(ｱ)以外の場合は、次により床面積を算定すること。

a　告示適合キュービクル式

告示適合キュービクル式の場合は、当該設備が据え付けられた部分の水平投影面積とすること。（第 5－1 図参照）

b　告示適合キュービクル式以外

告示適合キュービクル式以外の電気設備については、電気設備が据え付けられた部分の周囲に水平距離 5mの線で囲まれた部分（屋内及び屋上の部分に限る。以下この第 5 において「水平投影による部分」という。）の床面積とすること。

なお、水平投影による部分に壁が設けられている場合で、当該壁が次の(a)及び(b)に該当するときは、水平距離は当該壁までの距離とすることができるものとする。（第５－２図参照）

(a)　不燃材料であること。

(b)　開口部には、前(ｱ)の規定の例による防火戸が設けられていること。

ｃ　２以上の電気設備が設置されている場合

同一室内又は屋上に電気設備が２箇所以上設置されている場合は、前ａ又はｂにより算定された床面積を合計した面積（水平投影による部分の床面積が重複する部分は、重複加算しない。）とすること。ただし、電気設備相互の水平距離が10ｍを超える場合は、床面積を合算しないものとすること。（第５－３図参照）

＜告示適合キュービクル式＞

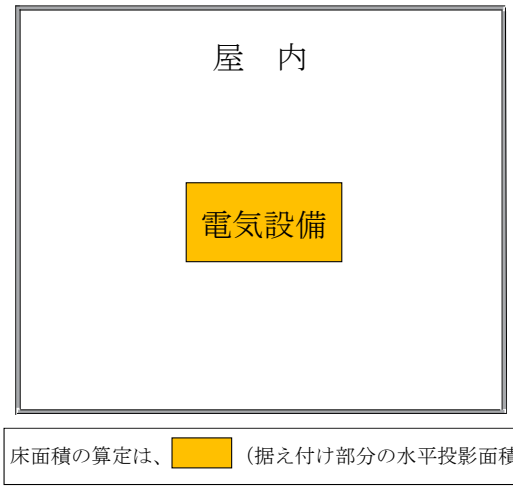

＜第５－１図＞

＜告示適合キュービクル式以外＞

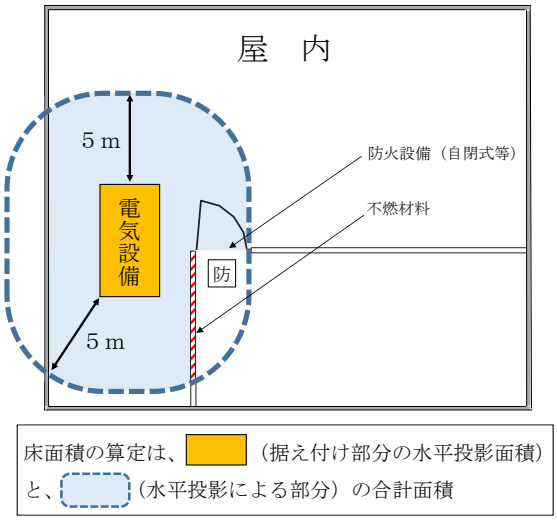

＜第５－２図＞

＜告示適合キュービクル式以外＞

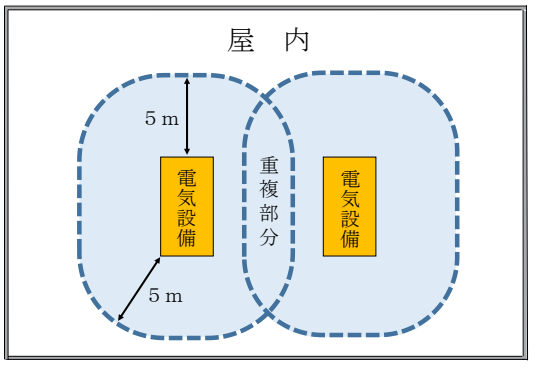

＜第５－３図＞

エ　全出力の算定

変電設備、発電設備及び蓄電池設備（以下この第 5 において「変電設備等」という。）の全出力（容量）の算定は、次によること。

(ｱ)　変電設備の全出力

変電設備の全出力（ｋＷ）は、受電用遮断器の負荷側に接続される変圧器の定格容量（ｋＶＡ）の和（主変圧器の二次側に接続される変圧器を除く。）に第 5－１表の係数を乗じて算定するものとする。

＜第 5－１表＞

変圧器の定格容量の合計（ｋＶＡ）	係　数
500 未満	0.80
500 以上 1,000 未満	0.75
1,000 以上	0.70

(ｲ)　発電設備の全出力

発電設備の全出力は、当該設備の定格容量（ｋＶＡ）に発電機の力率を乗じて得た値の和により算定すること。

(ｳ)　蓄電池容量

蓄電池容量は、定格容量（Ａｈ）に単位電槽数（セル）を乗じて得た値の合計（Ａｈ・セル）に定格電圧（Ｖ）を乗じて算定するものとする。

(ｴ)　2 以上の変電設備等を設置する場合の全出力の算定

次のいずれかに該当する場合は、前(ｱ)から(ｳ)までによらず、当該部分ごとに算定するものとする。

ａ　前. (2). ウ. (ｱ)に適合する不燃区画室ごとに分散して設けた場合

ｂ　告示適合キュービクル式の場合

ｃ　変電設備等相互の水平距離が 10ｍを超える場合

２　多量の火気を使用する部分に関する事項

令第 13 条第 1 項の規定については、次のとおりとする。

(1)　令第 13 条第 1 項の表中「その他多量の火気を使用する部分」には、金属溶解設備、給湯設備、温風暖房設備、厨房設備、内燃機関によるヒートポンプ冷暖房機等で、最大消費熱量の合計が 350ｋｗ以上のものが設置されている場所が該当するものであること。

(2)　床面積の算定

令第 13 条第 1 項の表中「鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する部分」の床面積の算定については、前 1. (2). ウによること。

(3)　最大消費熱量の算出方法

前(1)に規定する最大消費熱量の算出方法は、次によること。

ア　火気使用設備（鍛造場、ボイラー室、乾燥室に設置する火気使用設備、又は、金属溶解設備、給湯設備、温風暖房設備、厨房設備、内燃機関によるヒートポンプ冷暖房機等をいう。以下この第 5 において同じ。）に表示されている 1 時間当たりの燃料消費量に第 5－2 表により発熱量を乗じて算出すること。

＜第5－2表＞

燃料種別＼発熱量			kJ／kg	kJ／L	kJ／Nm³
液体燃料	灯油		43,100	34,500	
	軽油		42,700	35,200	
	重油	A重油	42,300	37,300	
		B重油	41,400	38,100	
		C重油	40,600	38,200	
気体燃料	都市ガス（１３Ａ）				46,000
	プロパンガス		50,200		101,700
	プロパンエア１３Ａ				62,800
	ブタンガス		49,400		134,000
固体燃料	薪		18,800		
	木炭		33,500		
	石炭		31,400		

＊１　各燃料は、本来発熱量に幅があるので、この表の数値は代表的なものである。

＊２　1kW＝3,600kJとし、端数処理は小数点第2位を四捨五入するものとする。

イ　消費熱量を求めることができない焼却炉等については、炉内容積 1 m³当り 232.5kW として換算すること。

ウ　消費熱量が設備仕様書等に記載している場合は、当該数値とすること。

エ　同一の場所に複数の火気使用設備が設置されている場合の最大消費熱量は、各火気使用設備の最大消費熱量の和により得た値とすること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、当該部分ごとに算出すること。

(ｱ)　前1.(2).ウ.(ｱ)に適合する不燃区画室ごとに分散して設けた場合

(ｲ)　火気使用設備相互の水平距離が10mを超える場合

３　消火設備の適用範囲

(1)　令第13条及び規則第6条の規定は、屋上についても適用されるものとする。

(2)　柱上及び道路上に設置されたものにあっては、本項の規定は適用しないものとする。

第６　機械式駐車装置の取扱い

１　消防用設備等の設置単位について

令第 13 条第 1 項の表中「昇降機等の機械装置により車両を駐車させる構造のもので、車両の収容台数が 10 以上のもの」の収容台数の算定方法は、次によること。

(1)　多段方式の機械式駐車装置（昇降機等の機械装置により車両を駐車させる構造のものをいい、工作物に限る。以下この第 6 において同じ。）を単独で設置した場合は、当該機械式駐車装置の収容台数とすること。

(2)　複数の機械式駐車装置を近接して設置した場合は、それぞれの収容台数の合計数とすること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、当該部分ごとに収容台数を算定するものとする。この場合において、当該部分ごとの収容台数が 10 未満となる場合は、令第 13 条の規定の適用を受けないものとする。

ア　機械式駐車装置相互間の距離が 6m以上となる場合（第 6－1 図参照）

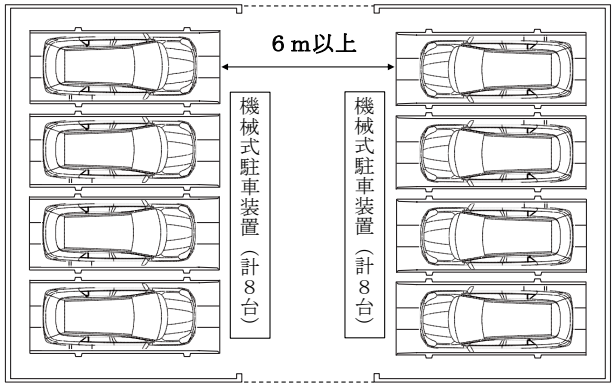

＜第 6－1 図＞

イ　開口部のない耐火構造（1 時間耐火）の壁により有効な延焼防止措置がなされている場合（第 6－2 図参照）

＜防火対象物内に収納される例＞

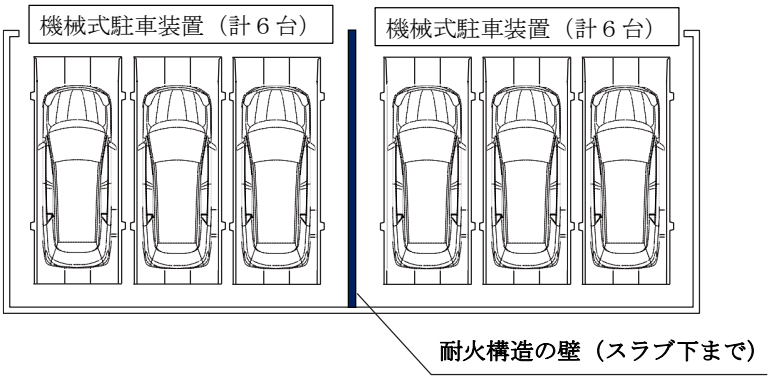

＜第 6－2 図＞

ウ　屋外に設置されている場合で、各機械式駐車装置が構造上接続されていないもの（第6－3図参照）

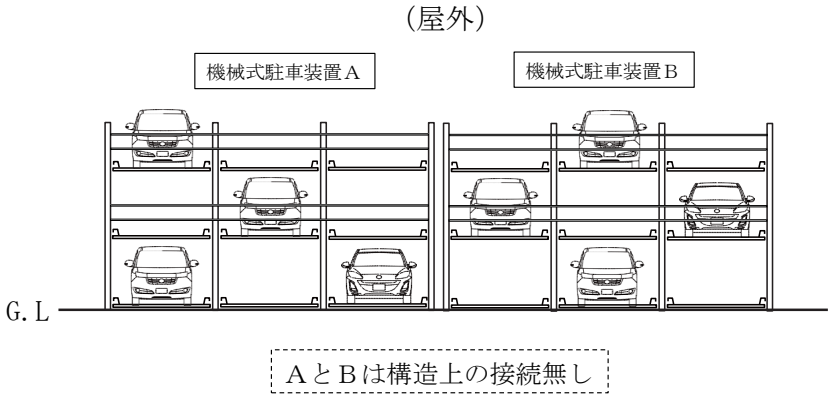

＜第6－3図＞

２　消火設備について

開放式の機械式駐車装置には、移動式粉末消火設備を次により設置することができる。

なお、第 9「水噴霧消火設備等の設置に関する取扱い」1（移動式のものとすることができる場所）に適合する防火対象物の内部に設ける場合は、地下ピットとなる部分は 2 段までに限るものとする。

(1)　地上部分については、次によること。（第6－4、5図参照）

全ての車両の直近に容易に到達でき、令第 18 条第 2 号に規定する距離により有効に放射できるよう、次の全てに適合する消火足場を各段に設けること。

なお、各段に設置しなくても全ての車両に有効に放射できる場合には、2 段毎に設置することができるものとする。

ア　消火足場は、消火活動上及び避難上支障のない強度を有すること。

イ　消火足場の有効幅員は60ｃｍ以上とし、柵を設ける等転落防止措置を講じること。

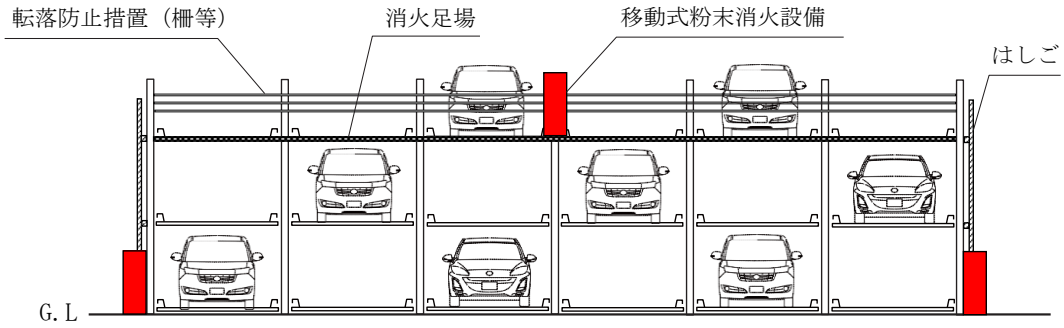

＜第6－4図＞

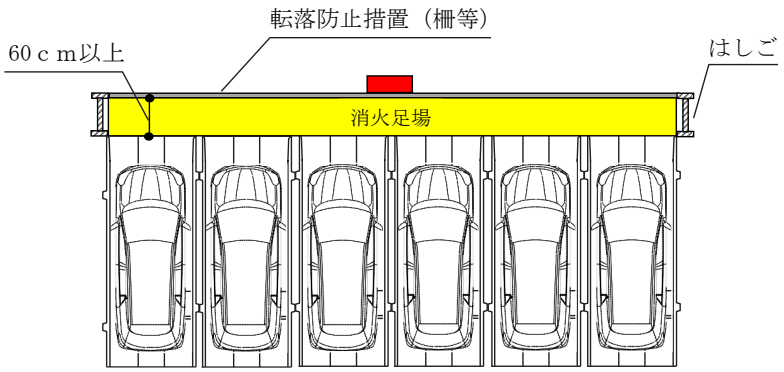

(2)　地下ピット部分については、地上部分に設置した移動式粉末消火設備により有効に放射できるよう、次によること。（第６－６～第８図参照）

ア　地下１段部分

(ｱ)　車両１台当たりのパレットにノズル差込口を２箇所以上対角線になるよう設置すること。

(ｲ)　ノズル差込口には、地下１段部分の消火口である旨の表示をすること。

イ　地下２段部分

(ｱ)　車両１台当たりのパレットにノズル差込口及び消火用配管を２箇所以上対角線になるよう設置すること。

(ｲ)　ノズル差込口には、地下２段部分の消火口である旨の表示をすること。

(ｳ)　消火用配管は、鋼管とすること。

(ｴ)　放出口は、噴射ヘッド方式とすること。

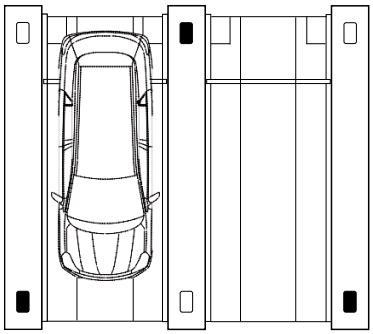

＜第６－６図＞

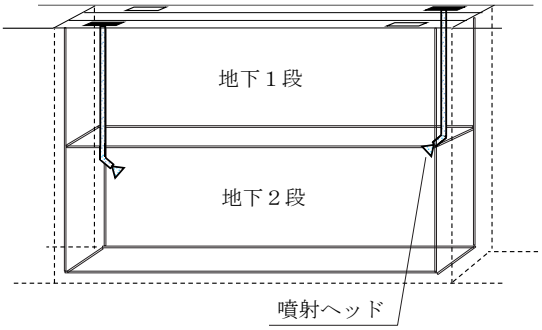

＜第６－７図＞

３　床面積の取扱いについて

機械式駐車装置が設置されている立体自動車車庫等（建築物の一部に当該機械式駐車装置を設置した場合を含む。）は、当該装置の設置されている建築物又はその部分の水平投影面積を床面積として算入すること。（第６－８図参照）

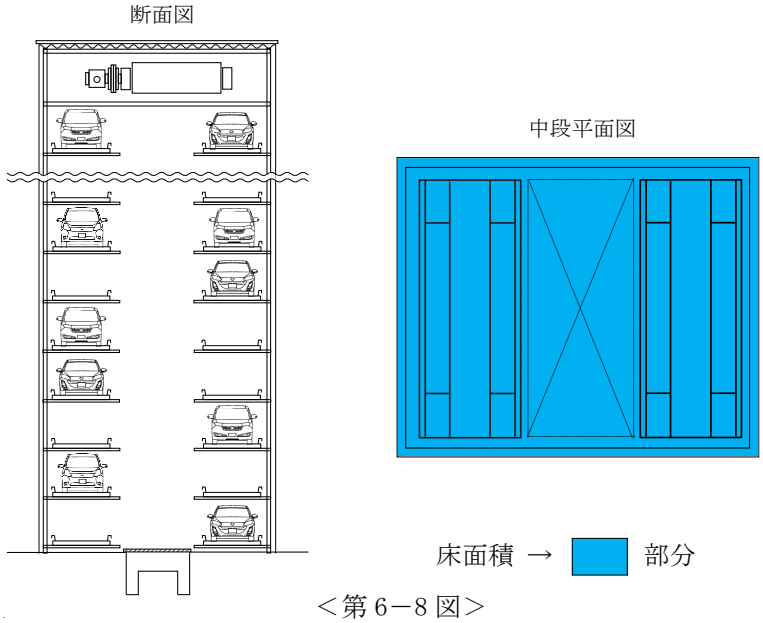

＜第６－８図＞

第７　内装制限の取扱い

令第 11 条第 2 項（屋内消火栓設備に関する基準）並びに規則第 6 条第 2 項（大型消火器以外の消火器具の設置)、第 12 条の 2（スプリンクラー設備を設置することを要しない構造)、第 13 条（スプリンクラー設備を設置することを要しない階の部分等)、第 13 条の 6（スプリンクラー設備の水源の水量等)、第 14 条第 1 項（スプリンクラー設備に関する基準の細目)、第 26 条第 5 項（避難器具の設置個数の減免）及び規則第 28 条の 2（誘導灯及び誘導標識を設置することを要しない防火対象物又はその部分）に規定する壁及び天井の室内に面する部分の仕上げの取扱いについては、次によること。

(1)　令及び規則に規定する「室内に面する部分」とは、建基法第 2 条第 4 号に規定する居室及び洗面所、機械室、倉庫等の居室以外の室並びに廊下、階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分をいうものであること。

(2)　建基法では、廊下、階段その他の通路等を除き、床面からの高さが 1.2m以下の部分は、内装制限の対象には含まれないが、令及び規則に規定する「室内に面する部分」は、床面からの高さが 1.2m以下の部分についても対象となるものであること。ただし、次に掲げる部分については、「室内に面する部分」の対象から除いて差し支えないものとする。

ア　押入れ、物入れ等（収納のために人が内部に出入りするような規模及び形態を有していないものに限る。）

イ　浴室（ユニットタイプのもので、かつ、内部に風呂釜等の火気設備が設けられていないものに限る。)、トイレブース等

(3)　クロス等の壁紙など下地材と施工方法との組み合わせにより防火材料の認定を受けているものについては、下地材から対象となるものであること。

(4)　「難燃材料でした内装の仕上げに準ずる仕上げを定める件」(平成 12 年建設省告示第 1439 号) による内装の仕上げは、消防法令における難燃材料で仕上げたものには該当しないものであること。

(5)　令別表第 1(16)項に掲げる防火対象物で、令第 9 条の適用により別の防火対象物とみなされるものについては、当該部分ごとに内装制限の対象とするものであること。

(6)　壁又は天井の部分に柱、はり等の木部が露出する場合で、柱、はり等の室内に面する部分の表面積が各面（各壁面及び天井面）の面積の 1/10 を超える場合は、当該柱又ははり等の部分も壁又は天井の一部とみなして内装制限の対象として取り扱うものとする。(第 7－1 図参照)

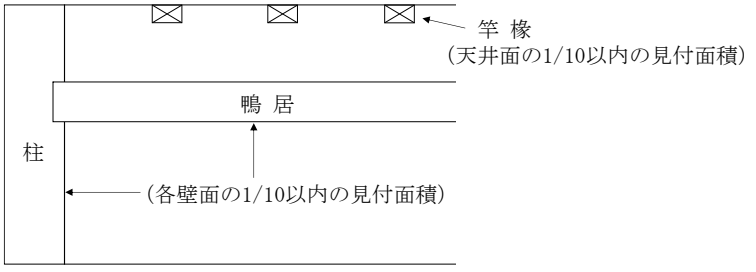

＜第 7－1 図＞

第８　各種届出要領

１　消防用設備等（特殊消防用設備等）設置（変更）計画届出書

(1)　届出書の提出

建築物について、建基法第 6 条第 1 項若しくは同法第 6 条の 2 第 1 項の規定による確認の申請又は同法第 18 条第 2 項若しくは同条第 4 項の規定による計画の通知をした者は、速やかに当該建築物に設置すべき消防用設備等（消火器、簡易消火用具、非常警報器具及び誘導標識を除く。）又は特殊消防用設備等の設置又は変更の計画書（以下この第 8 において「設備計画書」という。）を 2 部提出すること。

なお、建築物の計画の変更に伴う消防用設備等又は特殊消防用設備等の変更の計画書については、計画の変更の内容が軽微なものであり、当該届出書によらずとも審査上支障がないと認められる場合は、届出を省略して差し支えないものとする。

(2)　添付図書等

設備計画書には、原則として次に掲げる図書を添付すること。ただし、消防機関が保有している図書により必要な事項が確認できる場合等、当該図書によらずとも審査上支障がないと認められる場合は、必要となる図書の添付を省略して差し支えないものとする。

ア　付近見取図、配置図及び面積計算書

イ　各階平面図

ウ　立面図、断面図及び矩計図

エ　はり及び天井伏図

オ　建具配置図及び建具表

カ　室内仕上表

キ　空調及び衛生設備図

ク　消防用設備等又は特殊消防用設備等の計画図

ケ　無窓階算定書

(3)　設備計画書の範囲

設備計画書は、建築確認申請等に係る建築物の全てに係るものを一括すること。◇

２　消防用設備等特例適用申請書

(1)　申請書の提出

政令第 32 条の規定に基づき、消防用設備等の設置及び維持の技術上の基準に関する特例の適用を受けようとするときは、三原市火災予防規程（令和 3 年三原市消防本部訓令第４号）第９条の規定に基づき消防用設備等特例適用申請書を提出すること。◆

(2)　添付図書等

特例適用申請書には、原則として次に掲げる図書を添付すること。ただし、消防機関が保有している図書等により免除に係る必要な事項が確認できる場合は、必要な図書の添付を省略して差し支えないものとする。

ア　前 1.(2).アからキまでの図書

イ　その他必要な図書

３　工事整備対象設備等着工届出書

(1)　届出書の提出

令第７条に掲げる消防用設備等（消火器具、非常警報器具、避難ロープ、移動式の避難はしご及び誘導標識を除く。）又は特殊消防用設備等の工事をしようとするときは、その工事に着手しようとする日の 10 日前までに、工事整備対象設備等着工届出書（以下この第８において「着工届出書」という。）を２部提出すること。◇

なお、次に掲げる消防用設備等に係る工事区分のうち、アからオまでに掲げる工事について、工事整備対象設備等の着工の届出（以下この第８において「着工届」という。）を要するものであること。

ア　新設

防火対象物（新築のものを含む。）に従前設けられていない消防用設備等を新たに設けることをいう。

イ　増設

防火対象物に設置されている消防用設備等について、その構成機器・装置等の一部を付加することをいう。

ウ　移設

防火対象物に設置されている消防用設備等について、その構成機器・装置等の全部又は一部の設置位置を変えることをいう。

エ　取替え

防火対象物に設置されている消防用設備等について、その構成機器・装置等の一部を既設のものと同等の種類、機能・性能等を有するものに交換することをいう。

オ　改造

防火対象物に設置されている消防用設備等について、その構成機器・装置等の一部を付加若しくは交換し、又は取り外して消防用設備等の構成、機能・性能等を変えることをいい、「取替え」に該当するものを除く。

カ　補修

防火対象物に設置されている消防用設備等について、変形、損傷、故障個所などを元の状態又はこれと同等の構成、機能・性能等を有する状態に修復することをいう。

キ　撤去

防火対象物に設置されている消防用設備等について、その全部を当該防火対象物から取り外すことをいう。

(2)　着工届の省略

前(1).イからエまでに掲げる消防用設備等に係る工事のうち、別表第 1 に掲げる軽微な工事に該当するものにあっては、次により取り扱うことにより、着工届を省略できるものとする。ただし、別表第１に掲げる軽微な工事と前(1).カに掲げる「補修」以外の工事（別表１に掲げる軽微な工事を除く。）を同時に行う場合は、着工届を要するものであること。

ア　令第 36 条の２第１項に掲げる消防用設備等に係る工事については、着工届の有無にかかわらず、当該消防用設備等に係る甲種消防設備士が行うこと。

イ　甲種消防設備士は、軽微な工事を実施した場合においても、当該工事の内容を記録する

とともに、消防用設備等試験結果報告書、当該消防用設備等に関する図書（平面図、配管及び配線の系統図）及び現場の状況を補足する写真、試験データ等を作成・整備し、防火対象物の関係者に提出すること。

ウ　防火対象物の関係者は、消防用設備等の修理、整備等の経過一覧表に所要の事項を確実に記録するとともに、規則第 31 条の 6 第 3 項に規定する維持台帳に所要の書類を添付して保存し、査察時等に提出できるようにしておくこと。

(3)　添付図書等

ア　着工届出書には、原則として次に掲げる図書を添付すること。ただし、消防機関が保有している図書により必要な事項が確認できる場合等、当該図書によらずとも審査上支障がないと認められる場合は、必要となる図書の添付を省略して差し支えないものとする。

(ｱ)　消防用設備等の着工届出書に添付する図書は、別表第 2 によること。◇

なお、概要表については、別記様式第 1 から別記様式第 22 までによるものとする。

(ｲ)　特殊消防用設備等の着工届出書に添付する図書は、規則第 33 条の 18 第 2 号によること。

イ　同一の防火対象物について同一時期に提出される複数の着工届出書の添付図書のうち、次に掲げるものについては、一の着工届出書に代表して添付することにより、個々の着工届出書への添付を省略して差し支えないものとする。

(ｱ)　付近見取図

(ｲ)　意匠図（建築平面図、立面図、断面図等）

(ｳ)　関係設備共通の非常電源関係図書

(ｴ)　防火対象物の概要表

ウ　総合操作盤の設置に係る着工届出書には、消防用設備等ごとの表示項目及び警報項目が記載された書類（表）を添付すること。◇

(4)　着工届出書の単位

着工届出書は、原則として、消火設備、警報設備、避難設備、消防用水又は消火活動上必要な施設ごとに一括して提出すること。◇

(5)　工事着手日

法第 17 条の 14 に規定する「工事を着手しようとする日」とは、別表第 3 によること。

なお、届出期日までに確定していない添付図書は、届出後、追加又は差し替え等による対応で差し支えないものとする。

別表第１

軽微な工事の範囲

消防用設備等の種類	増　設	移　設	取 替 え
屋内消火栓設備 屋外消火栓設備	● 消火栓箱 →　2 基以下で既設と同種類のものに限る。 →　加圧送水装置等の性能（吐出量、揚程）、配管サイズ及び警戒範囲に影響を及ぼさないものに限る。	● 消火栓箱 →　同一の警戒範囲内での移設	● 加圧送水装置（制御盤を含む。）を除く構成部品
スプリンクラー設備	● ヘッド →　5 個以下で既設と同種類のもので、かつ、散水障害がない場合に限る。 →　加圧送水装置等の性能（吐出量、揚程）、配管サイズに影響を及ぼさないものに限る。 ● 補助散水栓箱 →　2 個以下で既設と同種類のものに限る。	● ヘッド →　5 個以下で防護範囲が変わらない場合に限る。 ● 補助散水栓箱 →　同一警戒範囲内での移設	● 加圧送水装置（制御盤を含む。）、減圧弁、圧力調整弁、一斉開放弁を除く構成部品
水噴霧消火設備	● ヘッド →　既設と同種類のもの →　一の選択弁において 5 個以内 →　加圧送水装置等の性能（吐出量、揚程）、配管サイズに影響を及ぼさないものに限る。	● ヘッド →　一の選択弁において 2 個以内 ● 手動起動装置 →　同一放射区画内で、かつ、操作性に影響のない場合に限る。	● 加圧送水装置（制御盤を含む。）、減圧弁、圧力調整弁、一斉開放弁を除く構成部品
泡消火設備	● ヘッド →　既設と同種類のもの →　一の選択弁において 5 個以内 →　加圧送水装置等の性能（吐出量、揚程）、配管サイズ、泡混合装置、泡消火剤貯蔵量等の能力に影響を及ぼさないものに限る。	● ヘッド →　一の選択弁において 5 個以下で警戒区域の変更のない範囲 ● 手動起動装置 →　同一放射区画内で、かつ、操作性に影響のない場合に限る。	● 加圧送水装置（制御盤を含む。）、泡消火剤混合装置、減圧弁、圧力調整弁、一斉開放弁を除く構成部品
不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備 粉末消火設備	● ヘッド・配管（選択弁の二次側に限る。） →　既設と同種類のもの →　5 個以下で薬剤量、放射濃度、配管のサイズ等に影響を及ぼさないものに限る。 ● ノズル →　既設と同種類のもの →　5 個以下で薬剤量、放射濃度、配管のサイズ等に影響を及ぼさないものに限る。 ● 移動式の消火設備 →　既設と同種類のもの →　同一室内に限る。 ● 制御盤、操作盤等の電気機器、起動用ガス容器、操作管、手動起動装置、火災感知器、放出表示灯、スピーカー、ダンパー閉鎖装置、ダンパー復旧装置 →　既設と同種類のもの →　同一室内で、かつ、電源容量に影響を及ぼさないものに限る。	● ヘッド・配管（選択弁の二次側に限る。） →　5 個以下で放射区域の変更のない範囲 ● ノズル →　5 個以下で放射区域の変更のない範囲 ● 移動式の消火設備 →　同一室内に限る。 ● 制御盤、操作盤等の電気機器、起動用ガス容器、操作管、手動起動装置、火災感知器、放出表示灯、スピーカー、ダンパー閉鎖装置、ダンパー復旧装置 →　同一室内で、かつ、電源容量に影響を及ぼさないものに限る。	● 全ての構成部品 →　放射区画に変更のないものに限る。

消防用設備等の種類	増　設	移　設	取 替 え
自動火災報知設備	● 感知器 →　既設と同種類のもの →　10 個以下 ● 発信機、ベル、表示灯 →　既設と同種類のもの →　同一警戒区域内に限る。	● 感知器 →　10 個以下で警戒区域の変更がない場合に限る。 ● 発信機、ベル、表示灯 →　同一警戒区域内に限る。	● 感知器 →　10 個以下 ● 受信機、中継器 →　7 回線を超えるものを除く。 ● 発信機、ベル、表示灯
ガス漏れ火災警報設備	● 検知器 →　既設と同種類のもの →　5 個以下で警戒区域の変更がない場合に限る。	● 検知器 →　5 個以下で警戒区域の変更がない場合に限る。	受信機を除く。
非常警報設備（非常ベル、自動式サイレン）	● 起動装置、ベル、表示灯 →　既設と同種類のもの →　5 個以下で警戒区域の変更がない場合に限る。	●起動装置、ベル、表示灯 →　5 個以下で警戒区域の変更がない場合に限る。	●起動装置、ベル、表示灯 →　5 個以下
非常警報設備（放送設備）	● スピーカー →　既設と同種類のもの →　5 個以下で警戒区域の変更がない場合に限る。 →　増幅器の容量に影響を及ぼさないものに限る。	● スピーカー →　5 個以下で警戒区域の変更がない場合に限る。	● スピーカー →　5 個以下
避難器具	該当なし	● 本体・取付金具 →　同一階に限る。 →　設置時と同じ施工方法に限る。	● 標識 ● 本体・取付金具 →　設置時と同じ施工方法に限る。
誘導灯	● 本体 →　5 個以下	● 本体 →　5 個以下	● 本体 →　既設と同種類のもの
漏電火災警報器	● 本体・変流器 →　既設と同種類のもの	● 本体・変流器 →　同一警戒電路内に限る。	● 本体・変流器 →　既設と同種類のもの
非常コンセント設備	該当なし	該当なし	● 全ての構成部品
連結散水設備	● ヘッド →　一の放水区域において 5 個以下で、送水区域に変更がない範囲の場合で、既設と同種類のもので、かつ、散水障害がない場合に限る。 →　消防ポンプ等の性能(吐出量、揚程)、配管サイズに影響を及ぼさないものに限る。	● ヘッド →　一の放水区域において 5 個以下で、送水区域に変更がない範囲の場合に限る。 →　消防ポンプ等の性能(吐出量、揚程)、配管サイズに影響を及ぼさないものに限る。	● 加圧送水装置（制御盤を含む。）、減圧弁、圧力調整弁、一斉開放弁を除く構成部品
連結送水管	該当なし	該当なし	● 加圧送水装置（制御盤を含む。）、減圧弁、圧力調整弁を除く構成部品

備考１　各設備の施工基準については、第３章「消防用設備等の技術基準」によること。
備考２　消防機関へ通報する火災報知設備(火災通報装置)、消防用水及び表中にない消火活動上必要な施設にあっては、これによらないものとする。
備考３　異なる工事区分の軽微な工事を同時に行う場合、軽微な工事として取り扱うこと。(例：感知器６個の増設工事と感知器５個の移設工事を同時に行う場合)

別表第２

区　分	屋内消火栓設備	スプリンクラー設備	水噴霧消火設備	泡消火設備	不活性ガス消火設備	ハロゲン化物消火設備	粉末消火設備	屋外消火栓設備	動力消防ポンプ設備	自動火災報知設備	ガス漏れ警報設備	漏電火災警報器	火災通報装置	非常警報設備	総合操作盤	避難器具	誘導灯	消防用水	連結散水設備	連結送水管	非常コンセント設備	無線通信補助設備	パッケージ型消火設備	パッケージ型自動消火設備	備　考
概要表	○※	○※	○※	○※	○※	○※	○※	○※	○	○※	○※	○	○※	○	○※	○	○	○	○	○	○	○	○※	○※	棟別を原則とし，複数の棟がある場合，その棟ごとの名称を余白に記入する。 ※の設備には，「防火対象物･製造所等の概要表」を添付すること。
計算書	○	○	○	○	○	○	○	○							○			○	○	○					次に掲げる事項を明記すること。 1 所要の水量又は消火薬剤量等の算出方法 2 加圧送水装置，加圧ガス容器等の容量の算出方法 3 配管，継手，弁類等の摩擦損失の計算を含む所要揚程の算出方法 4 電動機等の所要容量の算出方法 5 非常電源の容量の算出方法 6 避難器具の取付金具及び取り付ける部分の強度の算出方法 7 その他消防用設備等の設置に係る算出方法
付近見取図及び配置図	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	送水口，採水口の位置を記入すること。 配置図は同一敷地内に2以上の防火対象物があり，相互に関係がある場合に限る。
平面図	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	避難器具の位置を記入すること。
立面図																○									避難器具の位置を記入すること。
断面図及び矩計図	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○			○	○	○			○	○	
建具配置図及び建具表		○	○	○	○	○	○												○						
はり及び天井伏図		○	○	○	○	○	○												○						
空調及び衛生設備図		○	○		○	○	○												○						防火区画（防護区画）を構成する部分に限る。 水噴霧消火設備は，排水設備部分に限る。
配管系統図及び配管図	○	○	○	○	○	○	○	○			○ (ガス)				○			○	○	○				○	使用管長，管径，管継手，弁等を記入すること。
配線系統図及び配線図	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	配線の種類，電源系統及び配線系統並びに作動順序を示す接続関係を明記すること。 誘導灯の姿図，凡例を記入すること。
使用機器図	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○		○	○			○	○	○	○	○	○	○	加圧送水装置，起動装置，自動警報装置，自動火災感知装置，放水口ボックス，ヘッド，ノズル，ホース，結合金具，非常コンセント等使用される機器（検定品を除く。）の詳細を明記すること。
設計図及び構造計算書																○									
詳細図																		○							貯水槽部分に限る。
摘要	1　避難器具には，必要に応じて設置部分の詳細図を添付すること。 2　消防用水には，必要に応じて採水口を設置する部分の詳細図を添付すること。 3　連結送水管の送水口，放水口及び非常コンセント設備には，平面図に設置位置の地盤面又は床面からの高さを記入すること。 4　スプリンクラー設備の計算書には，必要に応じてヘッドを省略する部分の区画，面積，内装及び代替設備等を記入すること。 5　防災センター等に総合操作盤等が設置される場合，当該防災センター等の構造図（防火区画図，建具詳細図等）及び室内仕上表を添付すること。 6　消防用設備等又はその部分である機器等のうち，消防庁長官が定める基準に適合すべきこととされているものを用いる場合は，当該基準に適合する旨（規則第31条の4第1項の規定に基づく認定を受けたものにあっては，認定品である旨及び必要に応じて施工等の条件）を各添付図書に明記すること。																								

別表第３

消防用設備等の種類		基準日
消火設備		各設備の配管（各種ヘッド、ノズル等を直接取り付ける配管を除く。）の接続工事又は加圧送水装置等の設置工事を行おうとする日
警報設備		各設備ごとに次に掲げる機器の設置工事を行おうとする日
	自動火災報知設備	受信機（当該工事に受信機を含まないときは、感知器）
	ガス漏れ火災警報設備	受信機（当該工事に受信機を含まないときは、検知器）
	漏電火災警報器 ◇	受信機
	火災通報装置 ★	火災通報装置本体、構成部品（蓄積音声情報を含む。）及び構成機器の設置及び変更工事並びに連動起動への変更及び連動停止の接続工事
	非常警報設備 ◇	起動装置、増幅器、操作部及び遠隔操作器（当該工事に起動装置、増幅器、操作部及び遠隔操作器を含まないときは、スピーカー）
避難設備		
	避難器具	取付金具の設置工事を行おうとする日
	誘導灯 ◇	誘導灯の取付工事を行おうとする日
消火活動上必要な施設		各設備ごとに次に掲げる機器の設置工事を行おうとする日
	連結散水設備及び連結送水管 ◇	各設備の配管（ヘッド送水口等を直接取り付ける配管を除く。）
	非常コンセント設備及び 無線通信補助設備 ◇	使用機器
消防用水 ◇		防火水槽は、当該水槽のコンクリート打ちを行おうとする日 流水を利用するときは、その配管等の敷設工事を行おうとする日
総合操作盤 ◇		構成機器本体の設置工事を行おうとする日
必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等		
	パッケージ型消火設備	格納箱の取り付け工事を行おうとする日
	パッケージ型自動消火設備	放出導管（放出口を直接取り付ける放出導管を除く。）の接続工事を行おうとする日
	共同住宅用スプリンクラー設備	各設備の配管（各種ヘッド、ノズル等を直接取り付ける配管を除く。）の接続工事又は加圧送水装置等の設置工事を行おうとする日
	特定駐車場用泡消火設備	
	共同住宅用自動火災報知設備	警報設備の受信機の設置工事を行おうとする日（受信機の設置工事を伴わない場合は、感知器の設置を行おうとする日）
	住戸用自動火災報知設備	
	特定小規模施設用自動火災報知設備	
	複合型居住施設用自動火災報知設備	
特殊消防用設備等 ◇		評価を受けた後に構成機器本体の設置工事を行おうとする日

４　消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書

(1)　軽微な工事に係る取扱い

法第 17 条の 3 の 2 の規定に基づく消防用設備等の設置の届出（以下この第 8 において「設置届」という。）は、前 3.(1).アからオまでに掲げる消防用設備等に係る工事について要するものであること。ただし、前 3.(1).イからエまでに掲げる消防用設備等に係る工事のうち、別表第 1 に掲げる軽微な工事に該当するものにあっては、次により取り扱うことができる。

ア　軽微な工事であっても、設置届を省略することはできないものであること。

イ　消防用設備等設置届出書（以下この第 8 において「設置届出書」という。）に添付された消防用設備等試験結果報告書、当該消防用設備等に関する図書、当該工事に係る写真等により技術上の基準に適合することが確認できる場合は、当該工事に係る消防設備士等と事前に協議した上で、法第 17 条の 3 の 2 の規定に基づく現地での検査を省略することができるものであること。ただし、別表第 1 に掲げる軽微な工事と前 3.(1).カに掲げる「補修」以外の工事（別表 1 に掲げる軽微な工事を除く。）を同時に行う場合は、現地検査を要するものであること。

(2)　添付図書等

ア　設置届出書には、次に掲げる図書を添付すること。

(ｱ)　消防用設備等の設置届出書に添付する図書は、次によること。

a　消防用設備等試験結果報告書

b　平面図

c　配管及び配線の系統図

d　仕様書

(ｲ)　特殊消防用設備等の設置届出書に添付する図書は、規則第 31 条の 3 第 1 項第 2 号によること。

イ　添付図書に明記すべき事項

消防用設備等の設置届出書に添付する図書には、次の(ｱ)又は(ｲ)に掲げる区分に応じ、それぞれ(ｱ)又は(ｲ)に定める事項を明記すること。ただし、別の添付図書により、当該明記すべき事項が確認できる場合等、当該明記すべき事項がなくとも審査及び検査上支障がないと認められる場合は、添付図書に明記すべき事項を省略して差し支えないものとする。

(ｱ)　平面図

平面図には、届出に係る消防用設備等又は特殊消防用設備等について、その設置に係る階の防火区画、階段、各室の用途、床面積、高さ（天井及び天井裏の高さ）、各設備の機器等の配置状況、配管又は配線状況等を明記すること。

(ｲ)　配管及び配線の系統図

a　配管の系統図には、届出に係る消防用設備等又は特殊消防用設備等について、その構成、配管の経路、口径等を明記すること。

b　配線の系統図には、届出に係る消防用設備等又は特殊消防用設備等について、その配線の種類等、電源系統及び配線系統並びに作動順序を示す接続関係を明記するこ

と。

(3)　設置届出書の単位

設置届出書は、防火対象物ごとに行うこととして差し支えないものとする。

５　届出書及び概要表の記載要領

(1)　防火対象物使用開始届出書

様式第５号（第１７条関係）

防火対象物使用開始届出書

				①　年　月　日	
②三原市消防長様					
		届出者			
		住所	③	（電話　　）	
		氏名			
所在地	④			電話	
名称	⑤		主要用途	⑥	
建築確認年月日	⑦		建築確認番号	第⑧号	
※消防同意年月日	⑨		※消防同意番号	第⑩号	
工事着手年月日	⑪	工事完了(予定)年月日	⑫	使用開始(予定)年月日	⑬
他の法令による許認可	⑭				
敷地面積	⑮ m²	建築面積	⑯ m²	延面積	⑰ m²
従業員数	⑱ 人	公開時間又は従業時間	⑲		
屋外消火栓、動力消防ポンプ、消防用水の概要	⑳				
その他必要な事項	最高の高さ 最高の軒の高さ 防炎物品	㉑			
※受付欄		※経過欄			
㉒		㉓			

防火対象物棟別概要（第㉔号）	用途	㉕		構造	㉖				
	種別／階別	床面積 m^2	用途	消防用設備等の概要					特殊消防用設備等の概要
				消火設備	警報設備	避難設備	消火活動上必要な施設		
	㉗ 階	㉘	㉙			㉚			
	階								
	階								
	階								
	階								
	階								
	階								
	計	㉛							

備考　1　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
2　同一の敷地内に２以上の棟がある場合には、棟ごとに「防火対象物棟別概要追加書類」に必要な事項を記入して添付すること。
3　法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
4　建築面積及び延面積の欄は、同一敷地内に２以上の棟がある場合には、それぞれの合計を記入すること。
5　消防用設備等の概要欄には、屋外消火栓、動力消防ポンプ及び消防用水以外の消防用設備等の概要を記入すること。
6　※印の欄は、記入しないこと。
7　防火対象物の配置図、各階平面図及び消防用設備等の設計図書（消火器具、避難器具等の配置図を含む。）を添付すること。

防火対象物棟別概要追加書類（Ａ４）

防火対象物棟別概要（第　号）	用途			構造				
	種別／階別	床面積 ㎡	用途	消防用設備等の概要				特殊消防用設備等の概要
				消火設備	警報設備	避難設備	消火活動上必要な施設	
	階							
	階							
	階							
	階							
	階							
	階							
	計							

防火対象物棟別概要（第　号）	用途			構造				
	種別／階別	床面積 ㎡	用途	消防用設備等の概要				特殊消防用設備等の概要
				消火設備	警報設備	避難設備	消火活動上必要な施設	
	階							
	階							
	階							
	階							
	階							
	階							
	計							

① 消防機関へ「提出する日」を記入する。
② 「三原市消防長」
③ 届出者の「住所」、「名前」及び「電話番号」を記入する。
④ 届出に係る防火対象物の「所在地」を記入する。
⑤ 届出に係る防火対象物（決定していない場合は、仮称でもよい。）の「名称」を記入する。
⑥ 届出に係る防火対象物の敷地全体の「主たる用途」を記入する。（例：工場）
※ 令別表第１の該当する用途での記載でも差し支えない。（例：工場の場合は(12)項イ）
⑦ 建基法第６条第１項若しくは同法第６条の２第１項の規定による確認の申請又は同法第 18 条第２項若しくは同条第４項の規定による計画の通知を伴うものについては、当該「建築確認年月日」を記入する。
なお、計画の変更に伴う確認の申請又は計画の通知があった場合は、最終の確認年月日を記入する。
⑧ ⑦に準じて「建築確認番号」を記入する。
⑨･⑩ 消防機関が記入するため、記入しないこと。
なお、計画の変更がある場合は、計画の変更に伴う最終の消防同意日及び消防同意番号が記入されることとなる。
⑪ 「建築に係る工事（くい打ち、根切り等）が着手された年月日」を記入する。
⑫ 「工事が完了した年月日」を記入する。
⑬ 建物をその用途として「使用する日」（工事が完了後の引渡し日）を記入する。
⑭ 他法令による「許認可等」がある場合は記入する。
⑮ 届出に係る防火対象物の「敷地面積」を記入する。
⑯ 届出に係る防火対象物の敷地全体の「建築面積」（確認申請書第三面に記載された建築面積）を記入する。
⑰ 届出に係る防火対象物の敷地全体の「延べ面積」（確認申請書第三面に記載された延べ面積）を記入する。
⑱ 敷地全体の「従業員数」を記入する。
⑲ 「公開時間」又は「従業時間」を記入する。
⑳ 屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備、消防用水の設置がある場合は、その概要を記入する。
㉑ 必要な事項等がある場合は、その旨を記入する。
㉒･㉓ 消防機関が記入するため、記入しないこと。
㉔ 届出に係る防火対象物の「棟の番号」を記入する。
なお、複数棟ある場合は、２棟目以降は「防火対象物棟別概要追加書類」に記入する。
㉕ 届出に係る防火対象物の棟の「主たる用途」を記入する。
㉖ 届出に係る防火対象物の棟の「構造」を記入する。（例：鉄筋コンクリート造、鉄鋼造等）
㉗ 届出に係る防火対象物の棟の「階」を階ごとに記入する。この場合、下層階から順に記入すること。
㉘ 「床面積」を階ごとに記入する。
㉙ 「用途」を階ごとに記入する。
㉚ 設置される「消防用設備等又は特殊消防用設備等」を該当する区分欄に階ごとに記入する。
㉛ 届出に係る防火対象物の棟の「延べ面積」（確認申請書第四面に記載された延べ面積）を記入する。

(2)　消防用設備等（特殊消防用設備等）設置（変更）計画届出書

（条例第６１条）

消防用設備等（特殊消防用設備等）設置（変更）計画届出書

①　年　月　日

三原市消防長②　様

届出者住所
名　前　③
電　話

代理者住所
名　前　④
電　話

所在地	⑤				
名　称	⑥			主用途 ⑦	政令区分 ⑧
	建　築　面　積	延　べ　面　積	階　数	敷地面積 ⑫ ㎡	工事種別 ⑬
申　請	㎡ ⑨	㎡	B		
既　存	㎡ ⑩	㎡	B	構造 ⑭	収容人員 ⑮ 人（　）世帯
計	㎡ ⑪	㎡			

消防用設備等又は特殊消防用設備等の概要

消火設備	警報設備	避難設備	その他	特殊消防用設備等
		⑯		

棟別の概要

	建築面積	延べ面積	階数	用　途	消防用設備等又は特殊消防用設備等
1	㎡	㎡	B		
2	㎡	㎡	B	⑰	
3	㎡	㎡	B		

※受付欄	※経過欄
⑱	⑲

備　考　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
２　次の図書を添付すること。
(1)　付近見取図、配置図、面積計算書　(2)　各階平面図　(3)　立面図、断面図、矩計図
(4)　はり及び天井伏図　(5)　建具配置図、建具表　(6)　室内仕上表
(7)　空調及び衛生設備図　(8)　消防用設備等又は特殊消防用設備等の計画図
(9)　無窓階算定書
３　※印の欄は、記入しないこと。

① 消防機関へ「提出する日」を記入する。

② 「三原市消防長」

③ 建築主の「住所」、「名前」及び「電話番号」を記入する。

④ 建築主から委任を受けて届出を行う者がいる場合は、代理者の「住所」、「名前」及び「電話番号」を記入する。

⑤ 届出に係る防火対象物の「所在地」を記入する。

⑥ 届出に係る防火対象物の「名称」を記入する（建物名称が決定していない場合は、仮称でも差し支えない。）。

⑦ 届出に係る防火対象物の「主たる用途」を記入する。（例：飲食店）

⑧ ⑦の用途について、「令別表第１の該当する用途」を記入する。（例：飲食店の場合は(3)項ロ）

⑨ 届出に係る防火対象物の棟の「建築面積」、「延べ面積」及び「階数」を記入する（届出に係る棟が複数ある場合は、代表棟を記入する。）。

⑩ 棟の増築により、⑨と同一棟となる既存部分がある場合は、既存部分の「建築面積」、「延べ面積」及び「階数」を記入する。

⑪ ⑨のみの場合は、その数値を記入し、⑩がある場合は、⑨と⑩を「合計した面積」を記入する。

⑫ 届出に係る防火対象物の「敷地面積」を記入する。

⑬ 届出に係る防火対象物の工事の種別（「新築」、「増築」、「改築」、「移転」、「修繕」、「模様替」、又は「用途の変更」）を記入する。

⑭ 届出に係る防火対象物の「構造」を記入する。（例：鉄筋コンクリート造、鉄骨造等）

⑮ 規則第１条の３の規定により算出した棟の「収容人員」を記入する。

⑯ 設置する「消防用設備等（特殊消防用設備等）の種類」を該当する区分欄に記入する。この場合、既存のものは（ ）書きとする。

⑰ 届出に係る棟が複数ある場合、代表棟以外の棟の「建築面積」、「延べ面積」、「階数」、「用途」及び「設置する消防用設備等（特殊消防用設備等）」を棟ごとに記入する。

なお、棟数が４棟以上となる場合は、別紙を添付すること。

⑱･⑲ 消防機関が記入するため、記入しないこと。

(3)　消防用設備等特例適用申請書

様式第３号（第９条関係）

消防用設備等特例適用申請書

②

三原市消防長　様

年　月　日

申請者住所＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿

次の防火対象物は消防用設備等の設置について、消防法施行令第⑳条の規定の適用を受けたいので申請します。

特例適用の区分	□免除　□代替設備　□その他（　　）⑲				
所在地	電話				
名　称				用　途	政令区分
	建築面積	延べ面積	階　数	敷地面積	工事種別
申　請	㎡	㎡		㎡	
既　存	㎡	㎡		構　造	収容人員
計	㎡	㎡			名 （　　）世帯
特例適用申請消防用設備等の種類 消火設備 警報設備 避難設備 その他					
特例適用理由					
受付欄 ⑰		経過欄 ⑱			

備考　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。
２　次の図書を添付すること。
（１）付近見取図、配置図、面積計算図（２）各階平面図（３）立面図、断面図、矩計図
（４）はり及び天井伏図（５）建具配置図（６）室内仕上図（７）空調及び衛生設備図
（８）その他必要な図書

①～⑭　設備計画書に準じて記入する。

⑮　免除を受けようとする「消防用設備等の種類」（一部免除の場合はその旨）を記入する。この場合、該当する区分を□で囲むこと。

（天井裏の感知器の免除を受けようとする場合の記載例）

消火設備
警報設備　自動火災報知設備（感知器）
避難設備
そ の 他

⑯　「免除申請理由」を明確に記載する。

（天井裏の感知器の免除を受けようとする場合の記載例）

免除理由 　本建築物は、建築基準法第 2 条第 9 号の 3 に規定する準耐火建築物であり、不燃材料の壁、天井及び床で区画された天井裏部分の感知器を免除願います。

⑰･⑱　消防機関が記入するため、記入しないこと。

⑲　特例適用の区分に応じて該当箇所にチェック及び記入する。

⑳　消防法施行令第「32」条と記載する。

(4)　着工届出書に添付する概要表

ア　防火対象物･製造所等

別記様式第１

①（防火対象物／製造所等）の概要表

建築物の概要						
名称	②	所在地	③			
用途	④	階数（階層）	地上　階　地下　⑤階　塔屋　階			
主要構造部	耐火構造・準耐火構造・⑥その他（　　）		延べ面積	⑦ m²		
階別	床面積（m²）	用途又は室名	構造	内装仕上げ		特記事項
				天井	壁	
⑧	⑨	⑩	⑪	⑫		⑬
その他	⑭					

備考　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
　　２　消防用設備等の設置に係る階について、各階ごとに記入すること。

① 危険物施設に係る場合は「製造所等」を□で囲み、それ以外の場合は「防火対象物」を□で囲む。

② 届出に係る防火対象物の「名称」を記入すること（建物名称が決定していない場合は、仮称でも差し支えない。）。

③ 届出に係る防火対象物の「所在地」を記入する。

④ 届出に係る防火対象物の「主たる用途」を記入する。（例：飲食店）

⑤ 届出に係る防火対象物の「階数」を記入する。

⑥ 届出に係る防火対象物の「主要構造部」について、該当するものを□で囲む。

なお、主要構造部が準耐火構造と同等の準耐火性能を有する建築物（ロ準耐火建築物）は、準耐火構造を選択すること。

⑦ 届出に係る防火対象物の「延べ面積」を記入する。

⑧ 届出に係る防火対象物の「階」を階ごとに記入する。この場合、下層階から順に記入すること。

⑨ 「床面積」を階ごとに記入する。

⑩ 「用途」又は「室名」を階ごとに記入する。

⑪ 「構造」を階ごとに記入する。（例：鉄筋コンクリート造、鉄骨造等）

⑫ 天井及び壁に使用した「内装仕上げの材料」（不燃材料、準不燃材料、難燃材料又はその他）を階ごとに記入する。

⑬ 無窓階の有無、その他必要事項を階ごとに記入する。

⑭ 消防用設備等の設置についての取扱い（特定共同住宅、令第 8 条による区画、規則第 13 条による区画等）について記入する。

イ　屋内消火栓設備

別記様式第２

①屋内消火栓設備・屋外消火栓設備
水噴霧消火設備・泡消火設備　の概要表

水源	②専用・兼用	種別	③地下ピット・床置き・その他（　　）	有効水量（当該設備用）	④	m^3			
加圧送水装置	ポンプ方式 ユニット型	ポンプ、電動機	⑤専用・兼用	口径　×　吐出量　×　全揚程　×　出力					
			電圧　V	φ×　L／min×　m×　kw					
		呼水装置	⑥有・無	有効容量　L	減水警報の表示場所	⑦			
		起動用圧力タンク	有・無	容量　L	ポンプ設置場所	⑧			
	高架水槽方式	有効落差⑨　m	圧力水槽方式	加圧圧力	⑩　MPa	内容積	m^3		
屋内消火栓	1号　⑪　個	2号　個	易操作性1号　個	合計　個					
屋外消火栓	個	ホース	長さ　⑫　m　本	表示灯	⑬　専用・兼用				
噴霧ヘッド	標準放射量　L/min・標準放射圧力　MPa・放射角度　°								
泡放出口	フォームヘッド　個・フォームウォータースプリンクラーヘッド　個								
	高発泡用泡放出口　個・泡ノズル　個・その他（　　）　個								
泡消火設備の方式	固定式（全域・局所）・移動式	高発泡・低発泡	一斉開放弁　A　個						
泡消火薬剤	種別	たん白泡・合成界面活性剤・水成膜泡	貯蔵量　L	希釈容量濃度　%					
	混合方式	差圧混合方式・管路混合方式・圧入混合方式・ポンプ混合方式・その他（　　）							
放水（出・射）区域	区域数　区域	最大	放水（出・射）面積　m^2	放水（出・射）量　L/min	放出体積　m^3				
		最小	放水（出・射）面積　m^2	放水（出・射）量　L/min	放出体積　m^3				
起動装置	⑭ポンプ起動方式	自火報発信機・専用スイッチ・起動用水圧開閉装置・流水検知装置・その他							
	起動感知方式	スプリンクラーヘッド・感知器・その他（　　）	手動式開放弁						
自動警報装置	流水検知装置　A　個・圧力検知装置　個・その他								
配管	立上がり管口径　A	材質	専用・兼用（　　設備）						
	⑮止水弁	逆止弁	その他（　　）						
ブースポンプ	ポンプ、電動機	口径　×　吐出量　×　全揚程　×　出力	補助水槽						
		⑯φ×　L/min×　m×　kw	m^3						
		φ×　L/min×　m×　kw	m^3						
電源	常用電源 ⑰	単相・三相　AC　V　電灯回路・動力回路							
		DC　V　AH	充電方式	トリクル・浮動	使用別	専用・共用			
	非常電源 ⑱	自家発電設備	単相・三相　AC・DC　V　kVA	使用別	専用・共用				
		蓄電池設備	DC　V　AH	充電方式	トリクル・浮動	使用別	専用・共用		
		非常電源専用受電設備	単相・三相　AC　V						
配線	常用電源回路 非常電源回路 警報回路 その他の回路	⑲露出ケーブル・電線管露出・電線管埋設・その他（　　） 耐火電線・電線管露出・電線管埋設・その他（　　） 耐熱電線・電線管露出・電線管埋設・その他（　　） IV電線・露出ケーブル・電線管露出・電線管埋設・その他（　　）							
その他	⑳								

備考　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
　　２　選択肢の併記してある欄は、該当事項を○印で囲むこと。

①　該当する消火設備（屋内消火栓設備）を□で囲む。

②　水源の「専用」又は他の消火設備等との「兼用」について、該当する方を□で囲む。

③　水源の「種別」について、該当するものを□で囲む。

④　「有効水量」を記入する。

なお、水源が兼用される場合は、屋内消火栓設備に使用可能な「有効水量」を記入する。

⑤　ポンプ及び電動機の「専用」又は他の消火設備との「兼用」について、該当する方を□で囲み、その「仕様」を記入する。

⑥　呼水装置の「有無」について、該当する方を□で囲み、呼水装置が設置される場合は、「有効容量」を記入する。

⑦　呼水装置の減水警報が表示される「階」及び「室名」を記入する。(例：○階○○室)

⑧　ポンプを設置する「階」及び「室名」を記入する。(例：○階○○室)

⑨　高架水槽を用いる加圧送水装置の場合は、「有効落差」を記入する。

⑩　圧力水槽を用いる加圧送水装置の場合は、「圧力計の指示値」及び「内容積」を記入する。

⑪　1 号消火栓、2 号消火栓及び易操作性 1 号消火栓ごとの「設置個数」及びその「合計設置個数」を記入する。

なお、広範囲型 2 号消火栓を設ける場合は、2 号の欄に記入すること。(例：2 号(広範囲)10 個)

⑫　消火栓箱に収納する 1 本当たりのホースの「長さ」及び「設置本数」を記入する。

⑬　消火栓箱の上部に設ける表示灯の「専用」又は他の消火設備との表示灯の「兼用」について、該当する方を□で囲む。

⑭　ポンプの「起動方式」で、該当するものを□で囲む。

⑮　立上り管の「口径」並びに配管及びバルブ類の「材質」(JIS 番号（合成樹脂管の場合は認定番号)）を記入する。また、配管の「専用」又は他の消火設備との「兼用」について、該当する方を□で囲み、兼用する場合は、兼用する消火設備を（ ）内に記入する。

⑯　ブースターポンプを設けた場合は、その「仕様」を記入する。

⑰　AC・DC の区分により、該当するものを選択及び記入する。

AC の場合は、「電圧」を記入し、「電源回路」について、該当するものを□で囲む。

DC の場合は、「電圧」及び「容量」を記入し、「充電方式」及び「使用別」について、該当するものを□で囲む。

⑱　非常電源の「区分」で、該当するものを□で囲む。

自家発電設備の場合は、「電圧」及び「容量」を記入し、「使用別」について、該当するものを□で囲む。

蓄電池設備の場合は、「電圧」及び「容量」を記入し、「充電方式」及び「使用別」について、該当するものを□で囲む。

非常電源専用受電設備の場合は、「電圧」を記入する。

⑲　回路ごとの「施工方法等」について、該当するものを□で囲む。

⑳　耐火電線又は耐熱電線の接続工法が標準工法であるものについては、工法名及びその他の特記事項を記入する。

ウ　屋外消火栓設備

別記様式第２

①屋内消火栓設備・屋外消火栓設備
水噴霧消火設備・泡消火設備　の概要表

②水源	専用・兼用	③種別	地下ピット・床置き・その他（　　）	有効水量（当該設備用）	④	m^3				
加圧送水装置	ポンプ方式	ポンプ、電動機	⑤専用・兼用	口径　×　吐出量　×　全揚程　×　出力						
			電圧	V	φ×　L／min×　m×　kw					
	ユニット型	呼水装置	⑥有・無	有効容量	L	減水警報の表示場所	⑦			
		起動用圧力タンク	有・無	容量	L	ポンプ設置場所	⑧			
	高架水槽方式	有効落差⑨ m	圧力水槽方式	加圧圧力	⑩ MPa	内容積	m^3			
屋内消火栓	１号　個	２号　個	易操作性１号　個	合計　個						
屋外消火栓	⑪ 個	ホース	長さ ⑫ m　本	表示灯	⑬ 専用・兼用					
噴霧ヘッド	標準放射量　L/min・標準放射圧力　MPa・放射角度　°									
泡放出口	フォームヘッド　個・フォームウォータースプリンクラーヘッド　個									
	高発泡用泡放出口　個・泡ノズル　個・その他（　　）　個									
泡消火設備の方式	固定式（全域・局所）・移動式	高発泡・低発泡	一斉開放弁　A　個							
泡消火薬剤	種別	たん白泡・合成界面活性剤・水成膜泡	貯蔵量　L	希釈容量濃度　%						
	混合方式	差圧混合方式・管路混合方式・圧入混合方式・ポンプ混合方式・その他（　　）								
放水（出・射）区域	区域数　区域	最大	放水（出・射）面積　m^2	放水（出・射）量　L/min	放出体積　m^3					
		最小	放水（出・射）面積　m^2	放水（出・射）量　L/min	放出体積　m^3					
起動装置	ポンプ起動方式	⑭自火報発信機・専用スイッチ・起動用水圧開閉装置・流水検知装置・その他								
	起動感知方式	スプリンクラーヘッド・感知器・その他（　　）	手動式開放弁							
自動警報装置	流水検知装置　A　個・圧力検知装置　個・その他									
配管	⑮立上がり管口径　A	材質	専用・兼用（　　設備）							
	止水弁	逆止弁	その他（　　）							
ブースターポンプ	ポンプ、電動機	口径　×　吐出量　×　全揚程　×　出力	補助水槽							
		⑯ φ×　L/min×　m×　kw	m^3							
		φ×　L/min×　m×　kw	m^3							
電源	常用電源	単相・三相　AC　V　電灯回路・動力回路								
		DC　⑰ V　AH	充電方式	トリクル・浮動	使用別	専用・共用				
	非常電源	自家発電設備	単相・三相　AC・DC　V　kVA	使用別	専用・共用					
		蓄電池設備 ⑱ DC　V　AH	充電方式	トリクル・浮動	使用別	専用・共用				
		非常電源専用受電設備　単相・三相　AC　V								
配線	常用電源回路	露出ケーブル・電線管露出・電線管埋設・その他（　　）								
	非常電源回路	耐火電線・電線管露出・電線管埋設・その他（　　）								
	警報回路	耐熱電線・電線管露出・電線管埋設・その他（　　） ⑲								
	その他の回路	IV電線・露出ケーブル・電線管露出・電線管埋設・その他（　　）								
その他	⑳									

備考　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
　　２　選択肢の併記してある欄は、該当事項を○印で囲むこと。

① 該当する消火設備（屋外消火栓設備）を□で囲む。

② 水源の「専用」又は他の消火設備等との「兼用」について、該当する方を□で囲む。

③ 水源の「種別」について、該当するものを□で囲む。

④ 「有効水量」を記入する。

なお、水源が兼用される場合は、屋外消火栓設備に使用可能な「有効水量」を記入する。

⑤ ポンプ及び電動機の「専用」又は他の消火設備との「兼用」について、該当する方を□で囲み、その「仕様」を記入する。

⑥ 呼水装置の「有無」について、該当する方を□で囲み、呼水装置が設置される場合は、「有効容量」を記入する。

⑦ 呼水装置の減水警報が表示される「階」及び「室名」を記入する。（例：○階○○室）

⑧ ポンプを設置する「階」及び「室名」を記入する。（例：○階○○室）

⑨ 高架水槽を用いる加圧送水装置の場合は、「有効落差」を記入する。

⑩ 圧力水槽を用いる加圧送水装置の場合は、「圧力計の指示値」及び「内容積」を記入する。

⑪ 屋外消火栓設備の「設置個数」を記入する。

⑫ 消火栓箱に収納する１本当たりのホースの「長さ」及び「設置本数」を記入する。

⑬ 消火栓箱の上部に設ける表示灯の「専用」又は他の消火設備との表示灯の「兼用」について、該当する方を□で囲む。

⑭ ポンプの「起動方式」で、該当するものを□で囲む。

⑮ 立上り管の「口径」並びに配管及びバルブ類の「材質」（JIS 番号（合成樹脂管の場合は認定番号））を記入する。また、配管の「専用」又は他の消火設備との「兼用」について、該当する方を□で囲み、兼用する場合は、兼用する消火設備を（ ）内に記入する。

⑯ ブースターポンプを設けた場合は、その「仕様」を記入する。

⑰ AC・DC の区分により、該当するものを選択及び記入する。

AC の場合は、「電圧」を記入し、「電源回路」について、該当するものを□で囲む。

DC の場合は、「電圧」及び「容量」を記入し、「充電方式」及び「使用別」について、該当するものを□で囲む。

⑱ 非常電源の「区分」で、該当するものを□で囲む。

自家発電設備の場合は、「電圧」及び「容量」を記入し、「使用別」について、該当するものを□で囲む。

蓄電池設備の場合は、「電圧」及び「容量」を記入し、「充電方式」及び「使用別」について、該当するものを□で囲む。

非常電源専用受電設備の場合は、「電圧」を記入する。

⑲ 回路ごとの「施工方法等」について、該当するものを□で囲む。

⑳ 耐火電線又は耐熱電線の接続工法が標準工法であるものについては、工法名及びその他の特記事項を記入する。

エ　水噴霧消火設備

別記様式第２

①屋内消火栓設備・屋外消火栓設備
水噴霧消火設備・泡消火設備　の概要表

②水源	専用・兼用	種別	③地下ピット・床置き・その他（　　）	有効水量（当該設備用）	④	m^3				
加圧送水装置	ポンプ方式	ポンプ、電動機	⑤専用・兼用	口径　×　吐出量　×　全揚程　×　出力						
			電圧　V	φ×　L／min×　m×　kw						
	ユニット型	呼水装置	⑥有・無	有効容量　L	減水警報の表示場所	⑦				
		起動用圧力タンク	有・無	容量　L	ポンプ設置場所	⑧				
	高架水槽方式	有効落差⑨　m	圧力水槽方式	加圧圧力	⑩　MPa	内容積	m^3			
屋内消火栓	１号　個	２号　個	易操作性１号　個	合計　個						
屋外消火栓	個	⑪ホース	長さ　m　本	表示灯　専用・兼用						
噴霧ヘッド	標準放射量　L/min・標準放射圧力　MPa・放射角度　°									
泡放出口	⑫フォームヘッド　個・フォームウォータースプリンクラーヘッド　個									
	高発泡用泡放出口　個・泡ノズル　個・その他（　　）　個									
泡消火設備の方式	固定式（全域・局所）・移動式	高発泡・低発泡	一斉開放弁　A　個							
泡消火薬剤	種別	たん白泡・合成界面活性剤・水成膜泡	貯蔵量　L	希釈容量濃度　%						
	混合方式	差圧混合方式・管路混合方式・圧入混合方式・ポンプ混合方式・その他（　　）								
放水（出・射）区域	区域数　区域	最大	放水（出・射）面積　m^2	放水（出・射）量　L/min	放出体積　m^3					
		最小	放水（出・射）面積　m^2	放水（出・射）量　L/min	放出体積　m^3					
起動装置	ポンプ起動方式	⑬自火報発信機・専用スイッチ・起動用水圧開閉装置・流水検知装置・その他								
	起動感知方式	スプリンクラーヘッド・感知器・その他（　　）	手動式開放弁							
自動警報装置	流水検知装置　A　個・圧力検知装置　個・その他									
配管	立上がり管口径　A	⑭材質	専用・兼用（　　設備）							
	止水弁	逆止弁	その他（　　）							
ブースポンプ	ポンプ、電動機	口径　×　吐出量　×　全揚程　×　出力	補助水槽							
	⑮	φ×　L/min×　m×　kw	m^3							
		φ×　L/min×　m×　kw	m^3							
電源	常用電源	⑯単相　三相　AC　V　電灯回路・動力回路								
		DC　V　AH	充電方式	トリクル・浮動	使用別	専用・共用				
	非常電源	自家発電設備	⑰単相・三相　AC・DC　V　kVA	使用別	専用・共用					
		蓄電池設備	DC　V　AH	充電方式	トリクル・浮動	使用別	専用・共用			
		非常電源専用受電設備　単相・三相　AC　V								
配線	常用電源回路	⑱露出ケーブル・電線管露出・電線管埋設・その他（　　）								
	非常電源回路	耐火電線・電線管露出・電線管埋設・その他（　　）								
	警報回路	耐熱電線・電線管露出・電線管埋設・その他（　　）								
	その他の回路	IV電線・露出ケーブル・電線管露出・電線管埋設・その他（　　）								
その他	⑲									

備考　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
　　２　選択肢の併記してある欄は、該当事項を○印で囲むこと。

① 該当する消火設備（水噴霧消火設備）を□で囲む。

② 水源の「専用」又は他の消火設備等との「兼用」について、該当する方を□で囲む。

③ 水源の「種別」について、該当するものを□で囲む。

④ 「有効水量」を記入する。

なお、水源が兼用される場合は、水噴霧消火設備に使用可能な「有効水量」を記入する。

⑤ ポンプ及び電動機の「専用」又は他の消火設備との「兼用」について、該当する方を□で囲み、その「仕様」を記入する。

⑥ 呼水装置の「有無」について、該当する方を□で囲み、呼水装置が設置される場合は、「有効容量」を記入する。

⑦ 呼水装置の減水警報が表示される「階」及び「室名」を記入する。（例：○階○○室）

⑧ ポンプを設置する「階」及び「室名」を記入する。（例：○階○○室）

⑨ 高架水槽を用いる加圧送水装置の場合は、「有効落差」を記入する。

⑩ 圧力水槽を用いる加圧送水装置の場合は、「圧力計の指示値」及び「内容積」を記入する。

⑪ 噴霧ヘッドについて、「標準放射量」、「標準放射圧力」及び「放射角度」を記入する。

⑫ 「放射区域の数」を記入し、その中での最大及び最小となる「放射区域面積」、「放射量」及び「放出体積」を記入する。

⑬ ポンプの「起動方式」で、該当するものを□で囲む。

⑭ 立上り管の「口径」並びに配管及びバルブ類の「材質」（JIS 番号（合成樹脂管の場合は認定番号））を記入する。また、配管の「専用」又は他の消火設備との「兼用」について、該当する方を□で囲み、兼用する場合は、兼用する消火設備を（ ）内に記入する。

⑮ ブースターポンプを設けた場合は、その「仕様」を記入する。

⑯ AC・DC の区分により、該当するものを選択及び記入する。

AC の場合は、「電圧」を記入し、「電源回路」について、該当するものを□で囲む。

DC の場合は、「電圧」及び「容量」を記入し、「充電方式」及び「使用別」について、該当するものを□で囲む。

⑰ 非常電源の「区分」で、該当するものを□で囲む。

自家発電設備の場合は、「電圧」及び「容量」を記入し、「使用別」について、該当するものを□で囲む。

蓄電池設備の場合は、「電圧」及び「容量」を記入し、「充電方式」及び「使用別」について、該当するものを□で囲む。

非常電源専用受電設備の場合は、「電圧」を記入する。

⑱ 回路ごとの「施工方法等」について、該当するものを□で囲む。

⑲ 耐火電線又は耐熱電線の接続工法が標準工法であるものについては、工法名及びその他の特記事項を記入する。

送水口を設けた場合は、設置位置及び地盤面からの高さを記入する。

オ　泡消火設備

別記様式第２

屋内消火栓設備・屋外消火栓設備
水噴霧消火設備・泡消火設備①　の概要表

②水源	専用・兼用	③種別	地下ピット・床置き・その他（　　）	有効水量（当該設備用）	④	m^3				
加圧送水装置	ポンプ方式	ポンプ、電動機	⑤専用・兼用	口径　×　吐出量　×　全揚程　×　出力						
			電圧　V	φ×　L／min×　m×　kw						
	ユニット型	呼水装置	⑥有・無	有効容量　L	減水警報の表示場所	⑦				
		起動用圧力タンク	有・無	容量　L	ポンプ設置場所	⑧				
	高架水槽方式	有効落差⑨　m	圧力水槽方式	加圧圧力　⑩　MPa	内容積　m^3					
屋内消火栓	１号　個	２号　個	易操作性１号　個	合計　個						
屋外消火栓	個	ホース	長さ　m　本	表示灯	専用・兼用					
噴霧ヘッド	標準放射量　L/min・標準放射圧力　MPa・放射角度　°									
泡放出口	⑪フォームヘッド　個・フォームウォータースプリンクラーヘッド　個									
	高発泡用泡放出口　個・泡ノズル　個・その他（　　）　個									
泡消火設備の方式	⑫固定式（全域・局所）・移動式	高発泡・低発泡	一斉開放弁	A　個						
泡消火薬剤	種別	たん白泡・合成界面活性剤・水成膜泡	貯蔵量	⑬　L	希釈容量濃度	%				
	混合方式	差圧混合方式・管路混合方式・圧入混合方式・ポンプ混合方式・その他（　　）								
放水（出・射）区域	⑭区域数　区域	最大	放水（出・射）面積　m^2	放水（出・射）量　L/min	放出体積　m^3					
		最小	放水（出・射）面積　m^2	放水（出・射）量　L/min	放出体積　m^3					
起動装置	ポンプ起動方式	⑮自火報発信機・専用スイッチ・起動用水圧開閉装置・流水検知装置・その他								
	起動感知方式	スプリンクラーヘッド・感知器・その他（　　）	手動式開放弁							
自動警報装置	⑯流水検知装置　A　個・圧力検知装置　個・その他									
配管	立上がり管口径　A	材質	専用・兼用（　　設備）							
	止水弁	逆止弁	その他（　　）							
ブースターポンプ	ポンプ、電動機	口径　×　吐出量　×　全揚程　×　出力	補助水槽							
		⑰φ×　L/min×　m×　kw	m^3							
		φ×　L/min×　m×　kw	m^3							
電源	常用電源	⑱単相・三相　AC　V　電灯回路・動力回路								
		DC　V　AH	充電方式	トリクル・浮動	使用別	専用・共用				
	非常電源	自家発電設備	⑲単相・三相　AC・DC　V　kVA	使用別	専用・共用					
		蓄電池設備	DC　V　AH	充電方式	トリクル・浮動	使用別	専用・共用			
		非常電源専用受電設備　単相・三相　AC　V								
配線	常用電源回路	露出ケーブル・電線管露出・電線管埋設・その他（　　）								
	非常電源回路	耐火電線・電線管露出・電線管埋設・その他（　⑳　）								
	警報回路	耐熱電線・電線管露出・電線管埋設・その他（　　）								
	その他の回路	IV電線・露出ケーブル・電線管露出・電線管埋設・その他（　　）								
その他	㉑									

備考　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
　　２　選択肢の併記してある欄は、該当事項を○印で囲むこと。

① 該当する消火設備（泡消火設備）を□で囲む。
② 水源の「専用」又は他の消火設備等との「兼用」について、該当する方を□で囲む。
③ 水源の「種別」について、該当するものを□で囲む。
④ 「有効水量」を記入する。
なお、水源が兼用される場合は、泡消火設備に使用可能な「有効水量」を記入する。
⑤ ポンプ及び電動機の「専用」又は他の消火設備との「兼用」について、該当する方を□で囲み、その「仕様」を記入する。
⑥ 呼水装置の「有無」について、該当する方を□で囲み、呼水装置が設置される場合は、「有効容量」を記入する。
⑦ 呼水装置の減水警報が表示される「階」及び「室名」を記入する。（例：○階○○室）
⑧ ポンプを設置する「階」及び「室名」を記入する。（例：○階○○室）
⑨ 高架水槽を用いる加圧送水装置の場合は、「有効落差」を記入する。
⑩ 圧力水槽を用いる加圧送水装置の場合は、「圧力計の指示値」及び「内容積」を記入する。
⑪ 泡放出口について、該当するヘッド等を□で囲み、「設置個数」を記入する。
⑫ 「放出方式」について、該当するものを□で囲む（固定式の場合は「全域」又は「局所」で、該当する方を□で囲む。）。
「高発泡」又は「低発泡」で、該当する方を□で囲む。
一斉開放弁を設ける場合は、「口径」及び「設置個数」を記入する。
⑬ 泡消火薬剤の「種別」及び「混合方式」で該当するものを□で囲み、「貯蔵量」及び「希釈容量濃度」を記入する。
⑭ 「放射区域の数」を記入し、その中での最大及び最小となる「放射区域面積」、「放射量」及び「放出体積」を記入する。
⑮ ポンプの「起動方式」で、該当するものを□で囲む。
⑯ 立上り管の「口径」並びに配管及びバルブ類の「材質」（JIS 番号（合成樹脂管の場合は認定番号））を記入する。また、配管の「専用」又は他の消火設備との「兼用」について、該当する方を□で囲み、兼用する場合は、兼用する消火設備を（ ）内に記入する。
⑰ ブースターポンプを設けた場合は、その「仕様」を記入する。
⑱ AC・DC の区分により、該当するものを選択及び記入する。
AC の場合は、「電圧」を記入し、「電源回路」について、該当するものを□で囲む。
DC の場合は、「電圧」及び「容量」を記入し、「充電方式」及び「使用別」について、該当するものを□で囲む。
⑲ 非常電源の「区分」で、該当するものを□で囲む。
自家発電設備の場合は、「電圧」及び「容量」を記入し、「使用別」について、該当するものを□で囲む。
蓄電池設備の場合は、「電圧」及び「容量」を記入し、「充電方式」及び「使用別」について、該当するものを□で囲む。
非常電源専用受電設備の場合は、「電圧」を記入する。
⑳ 回路ごとの「施工方法等」について、該当するものを□で囲む。
㉑ 耐火電線又は耐熱電線の接続工法が標準工法であるものについては、工法名及びその他の特記事項を記入する。
送水口を設けた場合は、設置位置及び地盤面からの高さを記入する。

カ　スプリンクラー設備

別記様式第３

スプリンクラー設備の概要表

水源	①専用・兼用	②地下ピット・床置き・その他（　　）			有効水量（当該設備用）	③	m^3	
加圧送水装置	ポンプ方式	ポンプ、電動機	④専用・兼用	口径　×　吐出量　×　全揚程　×　出力				
			電圧　V	φ×　L/min×　m×　kw				
	ユニット型	呼水装置	有・無	⑤有効容量　L	減水警報の表示場所	⑥		
		起動用圧力タンク	有・無	容量⑦　L	ポンプ設置場所	⑧		
	高架水槽方式	有効落差⑨　m	圧力水槽方式	加圧圧力	⑩　MPa	内容積	m^3	
スプリンクラーヘッド等	⑪閉鎖型（高感度）（温度　℃　個）・（温度　℃　個） 閉鎖型（標準型）（温度　℃　個）・（温度　℃　個） 小区画型（温度　℃　個）・（温度　℃　個） 側壁型（温度　℃　個）・（温度　℃　個） 開放型ヘッド　個・補助散水栓　個					減圧弁 ⑫有・無		
設備の方式	湿式・乾式⑬予作動式	自動警報装置	流水検知装置⑭　A　個・圧力検知装置　個					
ポンプ起動方式	起動用水圧開閉装置⑮流水検知装置・その他（　　）				送水口（双口型　個）			
起動感知方式	スプリンクラーヘッド・感知器・その他（　　）		手動式開放弁⑯					
一斉開放弁	⑰　A　個	電動弁等	A　個					
配管	管	立上がり管口径⑱　A	材質	専用・兼用（　　設備）				
	弁類	止水弁	逆止弁	その他（　　）				
⑲ 放水型ヘッド	固定式（〈1〉個）・可動式（　　個）	一斉開放弁	〈2〉　A　個					
加圧送水装置	放水型ヘッド用ポンプ	ポンプ、電動機〈3〉	専用・兼用	口径　×　吐出量　×　全揚程　×　出力				
			電圧　V	φ×　L/min×　m×　kw				
	ユニット型	呼水装置	有〈4〉・無	有効容量　L	減水警報の表示場所	〈5〉		
		起動用圧力タンク	有〈6〉無	容量　L	ポンプ設置場所	〈7〉		
起動感知方式	感知器〈8〉定温型の感知器・その他（　　）							
配管	管	立上がり管口径〈9〉　A	材質	専用・兼用（　　設備）				
	弁類	止水弁	逆止弁	その他（　　）				
ブースポンプ	ポンプ、電動機	口径　×　吐出量　×　全揚程　×　出力				補助水槽		
		⑳　φ×　L/min×　m×　kw				m^3		
		φ×　L/min×　m×　kw				m^3		
補助加圧装置	ポンプ、電動機	φ×　L/min×　m×　kw						
		㉑　φ×　L/min×　m×　kw						
		φ×　L/min×　m×　kw						
電源	常用電源㉒	単相・三相　AC　V　電灯回路・動力回路						
		DC　V　AH	充電方式	トリクル・浮動	使用別	専用・共用		
	非常電源㉓	自家発電設備	単相・三相　AC・DC　V　kVA		使用別	専用・共用		
		蓄電池設備	DC　V　AH	充電方式	トリクル・浮動	使用別	専用・共用	
		非常電源専用受電設備	単相・三相　AC　V					
配線	常用電源回路	露出ケーブル、電線管露出、電線管埋設、その他（　　）						
	非常電源回路	耐火電線、電線管露出、電線管埋設、その他（　　）						
	㉔警報回路	耐熱電線、電線管露出、電線管埋設、その他（　　）						
	その他の回路	IV電線、露出ケーブル、電線管露出、電線管埋設、その他（　　）						
その他	㉕							

備考　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
　　２　選択肢の併記してある欄は、該当事項を○印で囲むこと。

① 水源の「専用」又は他の消火設備等との「兼用」について、該当する方を□で囲む。
② 水源の「種別」について、該当するものを□で囲む。
③ 「有効水量」を記入する。
　なお、水源が兼用される場合は、スプリンクラー設備に使用可能な「有効水量」を記入する。
④ ポンプ及び電動機の「専用」又は他の消火設備との「兼用」について、該当する方を□で囲み、その「仕様」を記入する。
⑤ 呼水装置の「有無」について、該当する方を□で囲み、呼水装置が設置される場合は、「有効容量」を記入する。
⑥ 呼水装置の減水警報が表示される「階」及び「室名」を記入する。(例：○階○○室)
⑦ 起動用圧力タンクの「有無」について、該当する方を□で囲み、起動用圧力タンクが設置される場合は、「容量」を記入する。
⑧ ポンプを設置する「階」及び「室名」を記入する。(例：○階○○室)
⑨ 高架水槽を用いる加圧送水装置の場合は、「有効落差」を記入する。
⑩ 圧力水槽を用いる加圧送水装置の場合は、「圧力計の指示値」及び「内容積」を記入する
⑪ スプリンクラーヘッドの種別ごとに、「感知温度」、「設置個数」及び「補助散水栓の設置個数」を記入する。
⑫ 減圧弁の「有無」について、該当する方を□で囲む。
⑬ スプリンクラー設備の「方式」について、該当するものを□で囲む。
⑭ 自動警報装置で、該当する方を□で囲む。
　流水検知装置の場合は、「口径」及び「設置個数」を記入する。
　圧力検知装置の場合は、「設置個数」を記入する。
⑮ ポンプの「起動方式」で、該当するものを□で囲む。
⑯ 送水口の「設置個数」及び「設置場所」を記入する。
⑰ 一斉開放弁等を設ける場合は、「口径」及び「設置個数」を記入する。
⑱ 立上り管の「口径」並びに配管及びバルブ類の「材質」(JIS 番号（合成樹脂管の場合は認定番号))を記入する。また、配管の「専用」又は他の消火設備との「兼用」について、該当する方を□で囲み、兼用する場合は、兼用する消火設備を（ ）内に記入する。

⑲ 放水型ヘッドを使用する場合の詳細な概要について記載する。
〈1〉 「固定式」又は「可動式」について、該当する方を□で囲み、「設置個数」を記入する。
〈2〉 一斉開放弁等の「口径」及び「設置個数」を記入する。
〈3〉 ポンプ及び電動機の「専用」又は他の消火設備との「兼用」について、該当する方を□で囲み、その「仕様」を記入する。
〈4〉 呼水装置の「有無」について、該当する方を□で囲み、呼水装置が設置される場合は、「有効容量」を記入する。
〈5〉 呼水装置の減水警報が表示される「階」及び「室名」を記入する。(例：○階○○室)
〈6〉 起動用圧力タンクの「有無」について、該当する方を□で囲み、起動用圧力タンクが設置される場合は、「容量」を記入する。
〈7〉 ポンプを設置する「階」及び「室名」を記入する。(例：○階○○室)
〈8〉 「起動感知方式」について、該当するものを□で囲む。
〈9〉 〈18〉に準じて記入する。

⑳ ブースターポンプを設けた場合は、その「仕様」を記入する。
㉑ 補助加圧装置を設けた場合は、その「仕様」を記入する。
㉒ AC・DC の区分により、該当するものを選択及び記入する。
　AC の場合は、「電圧」を記入し、「電源回路」について、該当するものを□で囲む。
　DC の場合は、「電圧」及び「容量」を記入し、「充電方式」及び「使用別」について、該当するものを□で囲む。
㉓ 非常電源の「区分」で、該当するものを□で囲む。
　自家発電設備の場合は、「電圧」及び「容量」を記入し、「使用別」について、該当するものを□で囲む。
　蓄電池設備の場合は、「電圧」及び「容量」を記入し、「充電方式」及び「使用別」について、該当するものを□で囲む。
　非常電源専用受電設備の場合は、「電圧」を記入する。
㉔ 回路ごとの「施工方法等」について、該当するものを□で囲む。
㉕ 耐火電線又は耐熱電線の接続工法が標準工法であるものについては、工法名及びその他の特記事項を記入する。

キ　不活性ガス消火設備

別記様式第４

①不活性ガス消火設備・ハロゲン化物消火設備・粉末消火設備 の概要表

放出方式	②全域放出方式・局所放出方式・移動式					制御盤設置位置	③	
貯蔵容器等	④蓄圧（高圧式・低圧式・その他（　　））・加圧							
起動方式	⑤手動電気式・手動ガス式・自動式							
音響警報	⑥音声・サイレン・音声＋サイレン・ブザー・その他（　　）							
放出表示灯	設置個数 ⑦ 箇所		回転灯等	設置個数 ⑧ 箇所		赤色表示灯	専用 ⑨ 兼用	
消火剤	種別 ⑩			設置場所 ⑪				
	容器別数量　kg ×容器本数　本 kg ×容器本数　本 ＝ 総数量　kg ⑫							
加圧用ガス	窒素ガス・二酸化炭素	数量　m³・L・kg		容器本数　本				
配管	管 ⑬							
	弁類	選択弁・放出弁・減圧弁 ⑭ 閉止弁・その他（　　）						
放出区域	区域数　区域	最大	放出面積　m² ⑮	放出率　kg/s	放出体積　m³			
		最小	放出面積　m²	放出率　kg/s	放出体積　m³			
移動式消火設備の数	⑯　箇所							
電源 常用電源 ⑰	単相・三相　AC　V　電灯回路・動力回路							
	DC　V　AH	充電方式	トリクル・浮動	使用別	専用・共用			
電源 非常電源 ⑱	自家発電設備　単相・三相　AC・DC　V　kVA	使用別	専用・共用					
	蓄電池設備　DC　V　AH	充電方式	トリクル・浮動	使用別	専用・共用			
配線 ⑲	常用電源回路　露出ケーブル・電線管露出・電線管埋設・その他（　　）							
	非常電源回路　耐火電線・電線管露出・電線管埋設・その他（　　）							
	警報回路　耐熱電線・電線管露出・電線管埋設・その他（　　）							
	その他の回路　IV電線・露出ケーブル・電線管露出・電線管埋設・その他（　　）							

	放出区域名	階	面積	体積	換気口	換気装置	排出措置	消火剤量	ヘッド数
1	⑳		m²	m³	有（閉）・無	有（停）・無	機械・自然	Kg	個
2			m²	m³	有（閉）・無	有（停）・無	機械・自然	Kg	個
3			m²	m³	有（閉）・無	有（停）・無	機械・自然	Kg	個
4			m²	m³	有（閉）・無	有（停）・無	機械・自然	Kg	個
5			m²	m³	有（閉）・無	有（停）・無	機械・自然	Kg	個
6			m²	m³	有（閉）・無	有（停）・無	機械・自然	Kg	個
7			m²	m³	有（閉）・無	有（停）・無	機械・自然	Kg	個

その他　㉑

備考　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
　　２　選択肢の併記してある欄は、該当事項を○印で囲むこと。

① 該当する消火設備（不活性ガス消火設備）を□で囲む。

② 「放出方式」について、該当する方を□で囲む。

③ 制御盤を設置する「階」及び「室名」を記入する。(例：○階○○室)

④ 貯蔵容器等の「機器」について、該当するものを□で囲む。

⑤ 「起動方式」で、該当するものを□で囲む。

⑥ 「音響警報」で、該当するものを□で囲む。

⑦ 放出表示灯の「設置個数」を記入する。

⑧ 同上

⑨ 放出方式が移動式の場合における赤色表示灯の「専用」又は他の消火設備との「兼用」について、該当する方を□で囲む。

⑩ 消火剤の「種別」を記入する。(例：CO_2)

⑪ 消火剤を設置する「階」及び「室名」を記入する。(例：○階○○室)

⑫ 消火剤の「容器別数量」、「容器本数」及び「総数量」を記入する。

⑬ 配管の「材質」を記入する。

⑭ 弁類の「種別」について、該当するものを□で囲む。

⑮ 「放出区域の数」を記入し、その中で最大及び最小となる「放出面積」、「放出率」及び「放出体積」を記入する。

⑯ 放出方式が移動式の場合は、その「設置個数」を記入する。

⑰ AC・DC の区分により、該当するものを選択及び記入する。

AC の場合は、「電圧」を記入し、「電源回路」について、該当するものを□で囲む。

DC の場合は、「電圧」及び「容量」を記入し、「充電方式」及び「使用別」について、該当するものを□で囲む。

⑱ 非常電源の「区分」で、該当するものを□で囲む。

自家発電設備の場合は、「電圧」及び「容量」を記入し、「使用別」について、該当するものを□で囲む。

蓄電池設備の場合は、「電圧」及び「容量」を記入し、「充電方式」及び「使用別」について、該当するものを□で囲む。

⑲ 回路ごとの「施工方法等」について、該当するものを□で囲む。

⑳ 各放出区域の「名称（室名）」、「階」、「床面積」、「体積」、「換気口の有無」、「換気装置の有無」、「排出装置の種類」、「消火剤の量」及び「消火ヘッドの数」について、各放出区域ごとに記入する。

なお、放出区域内に換気口又は換気装置がある場合で、消火剤放出時に換気口が閉鎖する構造又は換気装置が停止する機能を有するものであるときは、( ) 内の「閉」又は「停」にそれぞれ○を記入する。

㉑ 空気呼吸器の設置状況及び耐火電線又は耐熱電線の接続工法が標準工法であるものについては、工法名その他の特記事項を記入する。

ク　ハロゲン化物消火設備

別記様式第４

不活性ガス消火設備・①ハロゲン化物消火設備・粉末消火設備　の概要表

放出方式	②全域放出方式 ・ 局所放出方式 ・ 移動式	制御盤設置位置	③
貯蔵容器等	④蓄圧（高圧式 ・ 低圧式 ・ その他（　　）） ・ 加圧		
起動方式	⑤手動電気式 ・ 手動ガス式 ・ 自動式		
音響警報	⑥音声 ・ サイレン ・ 音声＋サイレン ・ ブザー ・ その他（　　）		
放出表示灯	設置個数 ⑦ 箇所	回転灯等 設置個数 ⑧ 箇所	赤色表示灯 専用 ⑨ 兼用
消火剤	種別 ⑩	設置場所 ⑪	
	容器別数量　kg ×容器本数　本 ⑫ kg ×容器本数　本 ＝ 総数量　kg		
加圧用ガス	窒素ガス ・ 二酸化炭素	数量　m^3・L・kg	容器本数　本
配管	管 ⑬		
	弁類 選択弁 ・ 放出弁 ・ 減圧弁 ⑭ 閉止弁 ・ その他（　　）		

放出区域				
区域数　区域	最大	放出面積　m^2 ⑮	放出率　kg/s	放出体積　m^3
	最小	放出面積　m^2	放出率　kg/s	放出体積　m^3

移動式消火設備の数　⑯　箇所

電源						
常用電源 ⑰	単相 ・ 三相　AC　V　電灯回路 ・ 動力回路					
	DC　V　AH	充電方式	トリクル・浮動	使用別	専用・共用	
非常電源 ⑱	自家発電設備　単相 ・ 三相　AC・DC　V　kVA			使用別	専用・共用	
	蓄電池設備　DC　V　AH	充電方式	トリクル・浮動	使用別	専用・共用	

配線	
常用電源回路	露出ケーブル・電線管露出・電線管埋設・その他（　　）
非常電源回路	耐火電線・電線管露出・電線管埋設・その他（　　）
警報回路 ⑲	耐熱電線・電線管露出・電線管埋設・その他（　　）
その他の回路	IV電線・露出ケーブル・電線管露出・電線管埋設・その他（　　）

	放出区域名	階	面積	体積	換気口	換気装置	排出措置	消火剤量	ヘッド数
1	⑳		m^2	m^3	有（閉）・無	有（停）・無	機械・自然	Kg	個
2			m^2	m^3	有（閉）・無	有（停）・無	機械・自然	Kg	個
3			m^2	m^3	有（閉）・無	有（停）・無	機械・自然	Kg	個
4			m^2	m^3	有（閉）・無	有（停）・無	機械・自然	Kg	個
5			m^2	m^3	有（閉）・無	有（停）・無	機械・自然	Kg	個
6			m^2	m^3	有（閉）・無	有（停）・無	機械・自然	Kg	個
7			m^2	m^3	有（閉）・無	有（停）・無	機械・自然	Kg	個

その他
㉑

備考　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
　　２　選択肢の併記してある欄は、該当事項を○印で囲むこと。

①　該当する消火設備（ハロゲン化物消火設備）を□で囲む。

② 「放出方式」について、該当する方を□で囲む。
③ 制御盤を設置する「階」及び「室名」を記入する。(例：○階○○室)
④ 貯蔵容器等の「機器」について、該当するものを□で囲む。
⑤ 「起動方式」で、該当するものを□で囲む。
⑥ 「音響警報」で、該当するものを□で囲む。
⑦ 放出表示灯の「設置個数」を記入する。
⑧ 同上
⑨ 放出方式が移動式の場合における赤色表示灯の「専用」又は他の消火設備との「兼用」について、該当する方を□で囲む。
⑩ 消火剤の「種別」を記入する。(例：ハロン １３０１)
⑪ 消火剤を設置する「階」及び「室名」を記入する。(例：○階○○室)
⑫ 消火剤の「容器別数量」、「容器本数」及び「総数量」を記入する。
⑬ 配管の「材質」を記入する。
⑭ 弁類の「種別」について、該当するものを□で囲む。
⑮ 「放出区域の数」を記入し、その中で最大及び最小となる「放出面積」、「放出率」及び「放出体積」を記入する。
⑯ 放出方式が移動式の場合は、その「設置個数」を記入する。
⑰ AC・DC の区分により、該当するものを選択及び記入する。
AC の場合は、「電圧」を記入し、「電源回路」について、該当するものを□で囲む。
DC の場合は、「電圧」及び「容量」を記入し、「充電方式」及び「使用別」について、該当するものを□で囲む。
⑱ 非常電源の「区分」で、該当するものを□で囲む。
自家発電設備の場合は、「電圧」及び「容量」を記入し、「使用別」について、該当するものを□で囲む。
蓄電池設備の場合は、「電圧」及び「容量」を記入し、「充電方式」及び「使用別」について、該当するものを□で囲む。
⑲ 回路ごとの「施工方法等」について、該当するものを□で囲む。
⑳ 各放出区域の「名称（室名）」、「階」、「床面積」、「体積」、「換気口の有無」、「換気装置の有無」、「排出装置の種類」、「消火剤の量」及び「消火ヘッドの数」について、各放出区域ごとに記入する。
なお、放出区域内に換気口又は換気装置がある場合で、消火剤放出時に換気口が閉鎖する構造又は換気装置が停止する機能を有するものであるときは、( ) 内の「閉」又は「停」にそれぞれ○を記入する。
㉑ 空気呼吸器の設置状況及び耐火電線又は耐熱電線の接続工法が標準工法であるものについては、工法名その他の特記事項を記入する。

ケ　粉末消火設備

別記様式第４

不活性ガス消火設備・ハロゲン化物消火設備
①粉末消火設備　の概要表

放出方式	②全域放出方式・局所放出方式・移動式					制御盤設置位置	③	
貯蔵容器等	④蓄圧（高圧式・低圧式・その他（　　））・加圧							
起動方式	⑤手動電気式・手動ガス式・自動式							
音響警報	⑥音声・サイレン・音声＋サイレン・ブザー・その他（　　）							
放出表示灯	設置個数 ⑦ 箇所	回転灯等	設置個数 ⑧ 箇所	赤色表示灯	専用 ⑨ 兼用			
消火剤	種別 ⑩		設置場所 ⑪					
	容器別数量　kg ×容器本数　本 kg ×容器本数　本 ＝ 総数量　kg ⑫							
加圧用ガス	窒素ガス・二酸化炭素	数量 ⑬ m^3・L・kg		容器本数　本				
配管	管 ⑭							
	弁類	選択弁・放出弁・減圧弁 ⑮ 閉止弁・その他（　　）						
放出区域	区域数　区域	最大	放出面積 ⑯ m^2	放出率　kg/s	放出体積　m^3			
		最小	放出面積 m^2	放出率　kg/s	放出体積　m^3			
移動式消火設備の数	⑰　箇所							
電源 常用電源	⑱ 単相・三相　AC　V　電灯回路・動力回路							
	DC　V　AH	充電方式	トリクル・浮動	使用別	専用・共用			
電源 非常電源	⑲ 自家発電設備　単相・三相　AC・DC　V　kVA			使用別	専用・共用			
	蓄電池設備　DC　V　AH	充電方式	トリクル・浮動	使用別	専用・共用			
配線	常用電源回路	露出ケーブル・電線管露出・電線管埋設・その他（　　）						
	非常電源回路	耐火電線・電線管露出・電線管埋設・その他（　　）						
	⑳警報回路	耐熱電線・電線管露出・電線管埋設・その他（　　）						
	その他の回路	IV電線・露出ケーブル・電線管露出・電線管埋設・その他（　　）						

	放出区域名	階	面積	体積	換気口	換気装置	排出措置	消火剤量	ヘッド数
1	㉑		m^2	m^3	有（閉）・無	有（停）・無	機械・自然	Kg	個
2			m^2	m^3	有（閉）・無	有（停）・無	機械・自然	Kg	個
3			m^2	m^3	有（閉）・無	有（停）・無	機械・自然	Kg	個
4			m^2	m^3	有（閉）・無	有（停）・無	機械・自然	Kg	個
5			m^2	m^3	有（閉）・無	有（停）・無	機械・自然	Kg	個
6			m^2	m^3	有（閉）・無	有（停）・無	機械・自然	Kg	個
7			m^2	m^3	有（閉）・無	有（停）・無	機械・自然	Kg	個

その他	㉒

備考　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
　　２　選択肢の併記してある欄は、該当事項を○印で囲むこと。

① 該当する消火設備（粉末消火設備）を□で囲む。
② 「放出方式」について、該当する方を□で囲む。
③ 制御盤を設置する「階」及び「室名」を記入する。(例：○階○○室)
④ 貯蔵容器等の「機器」について、該当するものを□で囲む。
⑤ 「起動方式」で、該当するものを□で囲む。
⑥ 「音響警報」で、該当するものを□で囲む。
⑦ 放出表示灯の「設置個数」を記入する。
⑧ 同上
⑨ 放出方式が移動式の場合における赤色表示灯の「専用」又は他の消火設備との「兼用」について、該当する方を□で囲む。
⑩ 消火剤の「種別」を記入する。(例：第３種 粉末)
⑪ 消火剤を設置する「階」及び「室名」を記入する。(例：○階○○室)
⑫ 消火剤の「容器別数量」、「容器本数」及び「総数量」を記入する。
⑬ 消火剤を加圧放出するための「ガスの種類」で、該当するものを□で囲み、「ガス量」及び「容器の本数」を記入する。
⑭ 配管の「材質」を記入する。
⑮ 弁類の「種別」について、該当するものを□で囲む。
⑯ 「放出区域の数」を記入し、その中で最大及び最小となる「放出面積」、「放出率」及び「放出体積」を記入する。
⑰ 放出方式が移動式の場合は、その「設置個数」を記入する。
⑱ AC・DC の区分により、該当するものを選択及び記入する。
AC の場合は、「電圧」を記入し、「電源回路」について、該当するものを□で囲む。
DC の場合は、「電圧」及び「容量」を記入し、「充電方式」及び「使用別」について、該当するものを□で囲む。
⑲ 非常電源の「区分」で、該当するものを□で囲む。
自家発電設備の場合は、「電圧」及び「容量」を記入し、「使用別」について、該当するものを□で囲む。
蓄電池設備の場合は、「電圧」及び「容量」を記入し、「充電方式」及び「使用別」について、該当するものを□で囲む。
⑳ 回路ごとの「施工方法等」について、該当するものを□で囲む。
㉑ 各放出区域の「名称（室名）」、「階」、「床面積」、「体積」、「換気口の有無」、「換気装置の有無」、「排出装置の種類」、「消火剤の量」及び「消火ヘッドの数」について、各放出区域ごとに記入する。
なお、放出区域内に換気口又は換気装置がある場合で、消火剤放出時に換気口が閉鎖する構造又は換気装置が停止する機能を有するものであるときは、( ) 内の「閉」又は「停」にそれぞれ○を記入する。
㉒ 空気呼吸器の設置状況及び耐火電線又は耐熱電線の接続工法が標準工法であるものについては、工法名その他の特記事項を記入する。

コ　動力消防ポンプ設備

別記様式第５

動力消防ポンプ設備概要表

（棟別 ① 棟）

防火対象物規模	構造 耐 ② 火 準耐火 その他	階数 地上 ③ 階 地下 階	建築面積 ④ ㎡ 延べ面積 ⑤ ㎡	用途 ⑥ 1.2階の床面積の合計 ⑦ ㎡
項目	名称・材質・寸法等			
ポンプ別	⑧ 消防ポンプ自動車，可搬消防ポンプ			
ポンプ 型式				
ポンプ 級別	⑨ 級			
ポンプ 圧力	MPa	放水量	ℓ/min	
ポンプ 設置位置	⑩			
ホース	材質 ⑪	内径 mm	長さ m	本数 本
筒先	材質 ⑫	筒先口径 mm	本数 本	
水源 種類	⑬ 地下式・半地下式・据置式・その他（ ）			
水源 有効水量	⑭ ㎥	㎥	㎥	㎥
水源 設置個数	⑮ 個			
設計，施工業者氏名	⑯			
備考	⑰			

この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

① 概要表は棟別を原則とし、複数棟ある場合は、その棟ごとの「名称」を記入する（建物名称が決定していない場合は、仮称でも差し支えない。）。

② 届出に係る防火対象物の「構造」について、該当するものを□で囲む。

なお、主要構造部が準耐火構造と同等の準耐火性能を有する建築物（ロ準耐火建築物）は、準耐火を選択すること。

③ 届出に係る防火対象物の「階数」を記入する。

④ 届出に係る防火対象物の「建築面積」を記入する。

⑤ 届出に係る防火対象物の「延べ面積」を記入する。

⑥ 届出に係る防火対象物の「主たる用途」を記入する。（例：工場）

※ 令別表第１の該当する用途での記載でも差し支えない。（例：工場の場合は(12)項イ）

⑦ 「1 階及び 2 階の部分の床面積の合計」を記入する。

⑧ ポンプの「種別」について、該当するものを□で囲む。

⑨ 設置するポンプの「仕様」を記入する。

⑩ ポンプを設置する場所を記入する。

⑪ 設置するホースの「材質」、「口径」、「長さ」及び「設置本数」を記入する。

⑫ 設置する筒先の「材質」、「ノズル口径」及び「設置本数」を記入する。

⑬ 水源の「種別」について、該当するものを□で囲む。

⑭ 水源の「有効水量」を記入する。

なお、有効水量は常時水源として使用できる水量を記入し、複数の場合はそれぞれの水量を記入すること。

⑮ 敷地内に設置する水源の「設置個数」を記入する。

⑯ 「設計及び施工業者名」を記入する。

⑰ 動力消防ポンプ及び水源が複数設けられている場合は、その概要を上記に準じて記入する。

サ　自動火災報知設備

別記様式第６

自 動 火 災 報 知 設 備 の 概 要 表　（その１）

	機種			蓄積	自動	遠隔	種別	個数
①感知器	式　型（　）							
	型式番号　感　第　号	製造会社名						
	式　型（　）							
	型式番号　感　第　号	製造会社名						
	式　型（　）							
	型式番号　感　第　号	製造会社名						
	式　型（　）							
	型式番号　感　第　号	製造会社名						
	式　型（　）							
	型式番号　感　第　号	製造会社名						
	式　型（　）							
	型式番号　感　第　号	製造会社名						
	式　型（　）							
	型式番号　感　第　号	製造会社名						
	式　型（　）							
	型式番号　感　第　号	製造会社名						
	式　型（　）							
	型式番号　感　第　号	製造会社名						
	式　型（　）							
	型式番号　感　第　号	製造会社名						
	式　型（　）							
	型式番号　感　第　号	製造会社名						
②発信機	屋内型　型　級　個	型式番号　発第　号	製造会社名					
	屋外型　型　級　個	型式番号　発第　号	製造会社名					
表示灯	③　V　個							

	種別	回線数	電源供給方式	設置台数
④中継器	自動・遠隔・アナログ・その他（型式番号　中第　号）		専用（予備電源　V　AH）・受信機・その他（　）	
	自動・遠隔・アナログ・その他（型式番号　中第　号）		専用（予備電源　V　AH）・受信機・その他（　）	
	自動・遠隔・アナログ・その他（型式番号　中第　号）		専用（予備電源　V　AH）・受信機・その他（　）	
	自動・遠隔・アナログ・その他（型式番号　中第　号）		専用（予備電源　V　AH）・受信機・その他（　）	
	自動・遠隔・アナログ・その他（型式番号　中第　号）		専用（予備電源　V　AH）・受信機・その他（　）	
	自動・遠隔・アナログ・その他（型式番号　中第　号）		専用（予備電源　V　AH）・受信機・その他（　）	
	自動・遠隔・アナログ・その他（型式番号　中第　号）		専用（予備電源　V　AH）・受信機・その他（　）	
	自動・遠隔・アナログ・その他（型式番号　中第　号）		専用（予備電源　V　AH）・受信機・その他（　）	
	自動・遠隔・アナログ・その他（型式番号　中第　号）		専用（予備電源　V　AH）・受信機・その他（　）	
	製造会社名			

別記様式第６

（その２）

⑤ 受信機	蓄積式・二信号式・アナログ式・自動試験機能付き・遠隔試験機能付き・その他（　　）			
	P･GP型　級　／　回線　R･GR型　自火報点数　　点　その他（　　）点数　　点　予備点数　　点			
	予備電源（DC　　V　　AH）	設置場所	階　　室	
	型式番号　受第　　号	製造会社名		
⑥ 表示器	／　　回線　　台　自火報点数　　点　その他点数　　点　予備点数　　点			
	／　　回線　　台　自火報点数　　点　その他点数　　点　予備点数　　点			
電源 ⑦ 常用電源	単相・三相　AC　　V　非常電源専用受電設備回路・電灯回路・動力回路			
	DC　　V　　AH　充電方式（トリクル・浮動）　使用別（専用・共用（　　））			
電源 ⑧ 非常電源	非常電源専用受電設備　単相・三相　AC　　V			
	蓄電池設備　DC　V　AH　充電方式（トリクル・浮動）　使用別（専用・共用（　　））			
音響装置 ⑨ 主音響装置（内蔵されているものは除く）	ベル・サイレン・電子ブザー・音声合成・その他（　　）			
	鐘径　　mm	定格DC　　V　　mA　　個		
	型式番号（　　号）	製造会社名		
地区音響装置	型式番号（　　号）認定番号（　　号）	製造会社名		
	ベル・サイレン・電子ブザー・スピーカー・その他（　　）			
	鐘径　　mm	定格DC　　V　　mA　　個　　dB		
音声切替装置	型式番号（　　号）　DC　　V	製造会社名		
	常用電源	単相　AC　　V　非常電源専用受電設備回路・電灯回路		
	非常電源	蓄電池設備　DC　　V　　AH　　充電方式（トリクル・浮動）		
配線 常用電源回路	ケーブル露出・電線管露出・電線管埋設・その他（　　）			
⑩ 非常電源回路	耐火電線・電線管露出・電線管埋設・その他（　　）			
警報回路	耐熱電線・電線管露出・電線管埋設・その他（　　）			
その他回路	IV電線・ケーブル露出・電線管露出・電線管埋設・その他（　　）			
⑪ 関連設備	消火設備（　　）・火災通報装置・誘導灯信号装置			
	非常警報設備・放送設備・その他（　　）			
工事者区分	電源工事			
	配線工事			
	配線工事	⑫		
	配線工事			
	機器の取付け工事			
その他	⑬			

備考　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
　　２　選択肢の併記してある欄は、該当事項を○印で囲むこと。
　　３　感知器記入欄の（　　）内は、その機能又は性能を記入すること。
　　４　関連設備の消火設備（　　）内は、その設備等の種類を記入すること。

① 感知器の概要について、次の事項を記入する。
- 「機種」、「型式番号」及び「製造会社名」を記入する。
- 「保有する機能」（蓄積機能、自動試験機能及び遠隔試験機能）について、該当するものに○を記入する。
- 「種別」及び「設置個数」を記入する。

② 発信機の概要について、屋内型又は屋外型の区分ごとに、次の事項を記入する。
- 「型式」（Ｐ型）、「級別」（１級・２級）及び「設置個数」を記入する。
- 「型式番号」を記入する。
- 「製造会社名」を記入する。

③ 表示灯の「電圧」及び「設置個数」を記入する。

④ 中継器の概要について、次の事項を記入する。
- 「種別」について、該当するものを□で囲み、「型式番号」を記入する。
- 種別ごとに、「回線数」を記入する。
- 種別ごとに、「電源供給方式」について、該当するものを□で囲む。
  なお、専用を選択した場合は、予備電源の「電圧」及び「容量」を記入する。
- 「設置台数」及び「製造会社名」を記入する。

⑤ 受信機の概要について、次の事項を記入する。
- 「保有する機能」（蓄積機能、自動試験機能及び遠隔試験機能）について、該当するものを□で囲む。
- Ｐ型又はＧＰ型の場合は、該当する「型式」（Ｐ型・ＧＰ型）を□で囲み、「級」、「使用する回線数」及び「全回線数」を記入する。
  Ｒ型又はＧＲ型の場合は、該当する「型式」（Ｒ型・ＧＲ型）を□で囲み、自火報点数（自火報の実装表示点数）を、その他点数（自火報以外の実装表示点数）を、予備点数（自火報、その他点数以外の実装点数）をそれぞれ記入する。
- 予備電源の「電圧」及び「容量」を記入する。
- 「型式番号」を記入する。
- 受信機を設置する「階」及び「室名」を記入する。（例：○階○○室）
- 「製造会社名」を記入する。

⑥ 「使用する回線数」及び「全回線数」並びにアドレス表示点数を記入する。

⑦ AC・DC の区分により、該当するものを選択及び記入する。
AC の場合は、「電圧」を記入し、「電源回路」について、該当するものを□で囲む。
DC の場合は、「電圧」及び「容量」を記入し、「充電方式」及び「使用別」について、該当するものを□で囲む。

⑧ 非常電源の「区分」で、該当するものを□で囲む。
非常電源専用受電設備の場合は、「電圧」を記入する。
蓄電池設備の場合は、「電圧」及び「容量」を記入し、「充電方式」及び「使用別」について、該当するものを□で囲む。

⑨ 音響装置について、該当するものを記入する。
「主音響装置」は、次の事項を記入する。

・ 該当する「種別」のものを□で囲む。

・ 当該装置の「大きさ」を記入し、「電圧」、「電流」及び「個数」を記入する。

・ 品質評価の「型式番号」及び「製造会社名」を記入する。

「地区音響装置」は、主音響装置に準じて記入する。ただし、認定番号については、ベル、サイレン、電子ブザー等は、非常警報設備認定業務委員会の型式番号を、スピーカーは非常用放送設備委員会の型式番号を記入する。

「音声切替装置」は、次の事項を記入する。

・ 品質評価の「型式番号」及び「電圧」を記入する。

・ 当該装置の「製造会社名」を記入する。

・ ⑦及び⑧の電源に準じて記入する。

⑩　回路ごとの「施工方法等」について、該当するものを□で囲む。

⑪　「関連する設備」について、該当するものを□で囲む。

なお、消火設備の場合は、（ ）内に該当する消火設備名を記入する。

⑫　工事区分ごとに、施工する「会社名」を記入する。

⑬　耐火電線又は耐熱電線の接続工法が標準工法であるものについては、工法名その他の特記事項を記入する。

シ　ガス漏れ火災警報設備

別記様式第７

ガス漏れ火災警報設備の概要表

検知器	検知対象ガス	空気より軽い都市ガス		空気より重い都市ガス		その他のもの
	個数 ①	個		個		個
中継器	② 回線　個　電源　専用方法 受信機供給方法 その他の方法　予備電源　V　AH					
受信機	区分	型		回線数	／	回線
	附属装置 ③			附属回路		
	予備電源	V　AH		設置場所	階	
電源	常用電源 ④	単相・三相　AC　V　電灯回路・動力回路				
		DC　V　AH	充電方法	トリクル・浮動	使用別	専用・共用
	非常電源 ⑤	蓄電池設備 DC　V　AH	充電方法	トリクル・浮動	使用別	専用・共用
			インバーター出力	VA		
		自家発電設備　単相・三相　AC　V　kVA				
警報装置	音声警報装置 ⑥	増幅器出力		スピーカー個数		非常用放送設備と兼用
		定格　W		個		有・無
	ガス漏れ表示灯 ⑦	中継器附属のもの		その他のもの		
		個		個		
	検知区域警報装置 ⑧	検知器附属のもの		その他のもの		
		個		個		
配線	常用電源回路	露出ケーブル・電線管露出・電線管埋設・その他（　）				
	非常電源回路	耐火電線・電線管露出・電線管埋設・その他（　）				
	検知器回路 ⑨	耐熱電線・電線管露出・電線管埋設・その他（　）				
	警報装置回路	耐熱電線・電線管露出・電線管埋設・その他（　）				
	その他の回路	IV電線・露出ケーブル・電線管露出・電線管埋設・その他（　）				
工事者区分	電源及び配線	⑩		機器取付		
製造者名	受信機製造会社	型式番号				
	中継器製造会社 ⑪	型式番号				
	検知器製造会社					
その他	⑫					

備考　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
　　２　選択肢の併記してある欄は、該当事項を○印で囲むこと。

① ガスの区分ごとに、検知器の「設置個数」を記入する。
　なお、都市ガス以外のガスは、⑫の欄に検知対象ガス名を記入すること。
② 使用する「回線数」及び「設置個数」を記入し、「電源供給方式」について、該当するものを□で囲む。また、予備電源を要するものは、「電圧」及び「容量」を記入する。
③ 受信機の概要について、次の事項を記入する。
・ 該当する区分（Ｇ型、ＧＰ型、ＧＲ型等）を記入する。
・ 「使用する回線数」及び「全回線数」を記入する。
・ 「附属装置の種類」並びに「附属回路の種類及び回路（回線）数」を記入する。
・ 予備電源の「電圧」及び「容量」を記入する。
・ 受信機を設置する「階」及び「室名」を記入する。（例：○階○○室）
④ AC・DC の区分により、該当するものを選択及び記入する。
　AC の場合は、「電圧」を記入し、「電源回路」について、該当するものを□で囲む。
　DC の場合は、「電圧」及び「容量」を記入し、「充電方式」及び「使用別」について、該当するものを□で囲む。
⑤ 非常電源の「区分」で、該当するものを□で囲む。
　蓄電池設備の場合は、「電圧」及び「容量」を記入し、「充電方式」及び「使用別」について、該当するものを□で囲む。
　自家発電設備の場合は、「電圧」及び「容量」を記入する。
⑥ 「増幅器の出力」、「スピーカーの設置個数」を記入し、非常用放送設備との兼用の「有無」について、該当する方を□で囲む。
⑦ 該当するものに「設置個数」を記入する。
⑧ 同上
⑨ 回路ごとの「施工方法等」について、該当するものを□で囲む。
⑩ 工事区分ごとに、施工する「会社名」を記入する。
⑪ 機器別に「製造会社名」を記入する。
　なお、受信機及び中継器については、「型式番号」を記入する。
⑫ 耐火電線又は耐熱電線の接続工法が標準工法であるものについては、工法名その他の特記事項を記入する。

ス　漏電火災警報器

別記様式第８

漏電火災警報器概要表

(棟別 ①　棟)

防火対象物の概要	構造	階数	建築面積	用途	
	耐火・準耐火 防火・その他 ② (　　)	地上　階 ③ 地下　階	④ ㎡	⑥	
			延べ面積	最大負荷電流の合計	
			⑤ ㎡	⑦ A	
	外壁	壁	床	天井	
	間柱 下地 ⑧ 鉄網　入り・なし	間柱 下地 鉄網　入り・なし	根太 下地 鉄網　入り・なし	天井 野縁 鉄網　入り・なし	

機器等の概要	受信機 ⑨	製造会社名	型式	消防庁検定型式番号	級別
					級
		種別		屋内型　屋外型 互換性型　非互換性型	
		設置位置			
		遮断機構		有　無	
		設地工事		有　無	
		検出漏えい電流設定値	mA	電源の定格電圧	V
	変流器 ⑩	種別		屋内型　屋外型	
		構造種別		貫通型　分割型	
		設置位置			
		互換性の有無		互換性型　非互換性型	
		警戒電路の種別		屋内電路 第２種接地線　屋外電路	
		警戒電路の定格電流	mA以下	警戒電路の定格電圧	V以上
		警戒電路の周波数	ヘルツ	定格電流	A
		保護カバーの接地		有　無	
	音響装置	種別 ⑪		ベル・サイレン・ブザー	ヶ所
		設置位置			

設計，施工業者氏名

⑫

備　考

⑬

この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

① 概要表は棟別を原則とし、複数棟ある場合は、その棟ごとの「名称」を記入する（建物名称が決定していない場合は、仮称でも差し支えない。）。

② 届出に係る防火対象物の「構造」について、該当するものを□で囲む。

なお、主要構造部が準耐火構造と同等の準耐火性能を有する建築物（ロ準耐火建築物）は、準耐火を選択すること。

また、ネオン管灯設備を設置する場合は、その他の（ ）内に設備名を記入する。

③ 届出に係る防火対象物の「階数」を記入する。

④ 届出に係る防火対象物の「建築面積」を記入する。

⑤ 届出に係る防火対象物の「延べ面積」を記入する。

⑥ 届出に係る防火対象物の「主たる用途」を記入する。（例：工場）

※ 令別表第１の該当する用途での記載でも差し支えない。（例：工場の場合は(12)項イ）

⑦ 建築物又はネオン管灯設備に係る「最大負荷電流の合計数値」を記入する。ただし、共同住宅等で、最大負荷電流がとれないものについては、ブレーカーの合計容量を記入する。

⑧ 間柱、根太、天井、下地及び野縁に使用する材料名を記入し、鉄網の「有無」について、該当する方を○で囲む。

⑨ 受信機の概要について、次の事項を記入する。

- 「製造会社名」、「型式」等を記入する。
- 受信機の「種別」のうち、該当する方を□で囲む。
- 受信機を設置する「階」及び「室名」を記入する。（例：○階○○室）
- 漏電火災警報器の作動と連動して電流の遮断を行う装置の「有無」について、該当する方を□で囲む。
- 接地工事の「有無」について、該当する方を□で囲む。
- 「電流設定値」及び「定格電圧値」を記入する。

⑩ 変流器の概要について、次の事項を記入する。

- 変流器の「種別」のうち、該当する方を□で囲む。
- 「構造種別」のうち、該当する方を□で囲み、「設置位置」を記入する。
- 互換性の「有無」について、該当する方を□で囲む。
- 警戒電路の「種別」について、該当する方を□で囲む。
- 警戒電路の「定格電流」、「定格電圧」、「周波数」及び変流器の「定格電流値」を記入する。
- 保護カバーの接地の「有無」について、該当する方を□で囲む。

⑪ 音響装置の「種別」について、該当するものを□で囲み、設置個数を記入する。また、当該装置が設置される「場所」を記入する。

⑫ 「設計及び施工業者名」を記入する。

⑬ 特記事項等がある場合は記入する。

セ　消防機関へ通報する火災報知設備

別記様式第９

消防機関へ通報する火災報知設備の概要表

<table>
<tr><td rowspan="10">火災通報装置</td><td colspan="2">品名・型式</td><td>①</td><td>型式番号</td><td>②</td></tr>
<tr><td colspan="2">製造会社名</td><td colspan="3">③</td></tr>
<tr><td colspan="2">設置場所</td><td colspan="3">④　　階　　室</td></tr>
<tr><td rowspan="4">遠隔起動装置</td><td rowspan="4">設置場所</td><td rowspan="2">電話機付（　　台）
⑤</td><td>（1）　（2）　（3）</td><td></td></tr>
<tr><td>（4）　（5）　（6）</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">電話機なし（　　台）</td><td>（1）　（2）　（3）</td><td></td></tr>
<tr><td>（4）　（5）　（6）</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">選択信号送出方式</td><td colspan="3">⑥DP方式（10PPS、20PPS）・　PB方式</td></tr>
<tr><td colspan="2">自動火災報知設備連動</td><td colspan="3">⑦　　有　・　無</td></tr>
<tr><td colspan="2">常用電源</td><td colspan="3">AC ⑧　　V</td></tr>
<tr><td colspan="2">予備電源</td><td colspan="3">DC ⑨　　V　　AH</td></tr>
<tr><td>M型発信機</td><td colspan="2">設置場所</td><td colspan="3">⑩　　基</td></tr>
<tr><td rowspan="4">工事者区分</td><td colspan="2">電源工事</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">配線工事</td><td colspan="3">⑪</td></tr>
<tr><td colspan="2">機器の取付工事</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">工事担当者（電話工事）</td><td colspan="3">氏名　　資格</td></tr>
<tr><td>その他</td><td colspan="5">⑫</td></tr>
</table>

備考　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
　　２　選択肢の併記してある欄は、該当事項を○印で囲むこと。
　　３　工事者区分欄には、設備会社名等を記入すること。

①　「品名」及び「型式」を記入する。

②　「型式番号」を記入する。

③　「製造会社名」を記入する。

④　当該装置を設置する「階」及び「室名」を記入する。（例：○階○○室）

⑤　遠隔起動装置を設ける場合は、電話機の有無で区別して、当該装置が設置される「階」、「室名」及び「設置台数」を記入する。

⑥　「選択信号送出方式」について、該当する方を□で囲む。

⑦　自動火災報知設備の連動の「有無」について、該当する方を□で囲む。

⑧　当該装置に使用している電源の「電圧」を記入する。

⑨　当該装置の予備電源の「電圧」及び「容量」を記入する。

⑩　M型発信機を設置する場合は、当該装置を設置する「階」及び「室名」並びに「設置台数」を記入する。

⑪　工事区分ごとに、施工する「会社名」を記入する。

⑫　当該設備の通報メッセージの内容を記入する。

なお、新築の場合で、建物の住居表示、建物名称、代表電話番号等が決定していない場合は、仮記入でも差し支えない。

ソ　非常警報設備

別記様式第１０

非常警報設備概要表

（棟別 ①　棟）

防火対象物規模	構造	階数	建築面積	用途
	耐火 ② 準耐火 その他	地上　階 ③ 地下　階	④ ㎡	⑥
			延べ面積	収容人員
			⑤ ㎡	⑦ 名（　世帯）

起動装置の設置場所

区分／階別	用途	場所・位置（床面からの高さ）	設置個数	区分／階別	用途	場所・位置（床面からの高さ）	設置個数
階	⑧		個	階			個
階			個	階			個
階			個	階			個
階			個	階			個
階			個	階			個
階			個	階			個

非常警報設備の種類	一体型 ⑨ 複合装置型	鳴動区分	一斉・区分（　⑩　）

電源	非常電源専用受電設備　AC　V				
	⑪ 蓄電池	種別	容量	充電方式	充電電流
		別置・内蔵　アルカリ 鉛	AH／H	トリクル 浮動	mA

配線		施工方法	使用電線	太さ
	非常電源	⑫		㎜
	常用電源回路			㎜
	警報回路 操作回路			㎜
	表示灯回路			㎜

設計，施工業者氏名

⑬

備考

⑭

この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

① 概要表は棟別を原則とし、複数棟ある場合は、その棟ごとの「名称」を記入する（建物名称が決定していない場合は、仮称でも差し支えない。）。

② 届出に係る防火対象物の「構造」について、該当するものを□で囲む。

なお、主要構造部が準耐火構造と同等の準耐火性能を有する建築物（ロ準耐火建築物）は、準耐火を選択すること。

③ 届出に係る防火対象物の「階数」を記入する。

④ 届出に係る防火対象物の「建築面積」を記入する。

⑤ 届出に係る防火対象物の「延べ面積」を記入する。

⑥ 届出に係る防火対象物の「主たる用途」を記入する。（例：工場）

※ 令別表第１の該当する用途での記載でも差し支えない。（例：工場の場合は(12)項イ）

⑦ 規則第１条の３の規定により算出した「収容人員」を記入する。

⑧ 起動装置が設置される「用途」、「室名」、「床面からの高さ」及び「設置個数」を階ごとに記入する。この場合、下層階から順に記入すること。

⑨ 非常警報設備の「種類」について、該当する方を□で囲む。

⑩ 「鳴動方式」について、該当する方を□で囲む。

⑪ 非常電源の「区分」で、該当するものを□で囲む。

非常電源専用受電設備の場合は、「電圧」を記入する。

蓄電池設備の場合は、「容量」及び「充電電流値」を記入し、「種別」及び「充電方式」について、該当するものを□で囲む。

⑫ 回路ごとに、「施工方法」、「使用電線」及び「使用電線の太さ」を記入する。

⑬ 「設計及び施工業者名」を記入する。

⑭ 特記事項等がある場合は記入する。

タ　非常警報設備（放送設備）

別記様式第１１

非常警報設備（放送）概要表

（棟別 ① 棟）

防火対象物規模	構造：耐②火 準耐火 その他	階数：地上 ③ 階 地下 階	建築面積：④ ㎡	用途：⑥	
			延べ面積：⑤ ㎡	収容人員：⑦ 名（ 世帯）	
使用状況⑧	専有設備　共用設備（ ）				

増幅器⑨	型式	方式	電源	消費電力	出力
		トランジスター 真空管	AC100V DC24V	AC時 VA DC時 W	定格 W 最大 W

操作部	放送区分	⑩ 一斉・階別等選択	回線数	遠隔操作器	無 有（ ）

防災センター							
	設置場所	⑪	区画構造		内装		床面積 ㎡
	開口部	特定防火設備 ㎡ ヶ所 常時閉鎖・煙連動 防火設備 ㎡ ヶ所 常時閉鎖・煙連動					

起動装置⑫	押ボタン・非常電話・インターホン　個　感知器　，　発信機

スピーカー⑬	配線方式	型名	型式	定格入力	施工方法
	2線式 3線式		L級 個 M級 個 S級 個	W 個 W 個 W 個 W 個 W 個 W 個	壁掛 個 埋込 個 その他 個

電源	常用電源⑭	AC− V　専用・兼用（ ）				
	非常電源⑮	種別	容量	電圧	充電方式	充電電流
		ニッケル カドミウム 鉛	時間率 AH	DC V	トリクル 浮動 その他	mA

配線		施工方法	使用電線	太さ
	電源回路	⑯		㎜
	警報回路			㎜

設計，施工業者氏名

⑰

備考

⑱

この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

① 概要表は棟別を原則とし、複数棟ある場合は、その棟ごとの「名称」を記入する（建物名称が決定していない場合は、仮称でも差し支えない。）。

② 届出に係る防火対象物の「構造」について、該当するものを□で囲む。

なお、主要構造部が準耐火構造と同等の準耐火性能を有する建築物（ロ準耐火建築物）は、準耐火を選択すること。

③ 届出に係る防火対象物の「階数」を記入する。

④ 届出に係る防火対象物の「建築面積」を記入する。

⑤ 届出に係る防火対象物の「延べ面積」を記入する。

⑥ 届出に係る防火対象物の「主たる用途」を記入する。（例：工場）

※ 令別表第１の該当する用途での記載でも差し支えない。（例：工場の場合は(12)項イ）

⑦ 規則第１条の３の規定により算出した「収容人員」を記入する。

⑧ 「使用状況」について、該当する方を□で囲み、共用の場合は設備名を（ ）内に記入する。

⑨ 増幅器の概要について、次の事項を記入する。

・ 「型式」を記入する。

・ 「方式」について、該当する方を□で囲む。

・ AC、DC 別に「電源」、「消費電力」及び「出力（定格及び最大）」を記入する。

⑩ 「放送区分」について、該当する方を□で囲み、「使用する回線数」及び「全回線数」を記入する。また、遠隔操作器の「有無」について、該当する方を○で囲み、「有」の場合は、当該装置を設置する「階」及び「室名」を記入する。（例：○階○○室）

⑪ 総合操作盤を設ける防火対象物の場合、防災センターの概要について、次の事項を記入する。

・ 防災センターが存する「階」を記入する。

・ 当該室の「構造」（耐火構造、準耐火構造又はその他）、「内装」（不燃材料、準不燃材料、難燃材料又はその他）及び「床面積」を記入する。

なお、内装については、下地、仕上げ共に記入する。

・ 開口部が設けられている場合は、特定防火設備又は防火設備の区分ごとに、当該開口部の「大きさ」（開口部が２以上ある場合はその合計面積とする。）、「設置数」を記入し、開口部の「閉鎖方式」について、該当する方を□で囲む。

⑫ 「起動装置」について、該当するものを□で囲み、当該装置の「設置個数」を記入する。

⑬ スピーカーの概要について、次の事項を記入する。

・ 「配線方式」について、該当するものを□で囲む。

・ Ｌ級、Ｍ級、Ｓ級の各級のスピーカーごとに、「型名」、「設置個数」、「定格入力」及び「設置方法」（壁掛、埋込等）を記入する。

⑭ 「電圧」を記入し、「専用」又は「兼用」について、該当する方を□で囲む。

なお、兼用の場合は、その設備名を（ ）内に記入する。

⑮ 非常電源の「種別」及び「充電方式」について、該当するものを□で囲み、「蓄電容量」、「放電電圧」及び「充電電流」の値を記入する。

⑯ 回路ごとに、「施工方法」、「使用電線」及び「使用電線の太さ」を記入する。

⑰ 「設計及び施工業者名」を記入する。

⑱ 特記事項等がある場合は記入する。

チ　総合操作盤

別記様式第１２

総　合　操　作　盤　の　概　要　表

品　名　・　型　式		①
音　響　装　置		□ベル　・　□ブザー　・　□音声警報　・　その他（　　）
表　示　方　法		□CRT　・　□グラフィックパネル　・　□窓　・　その他（　　）
製　造　会　社　名		
監視場所（副監視）（遠隔監視）		階　　室
電　源	常用電源	AC　②　　V
	非常電源	□非常電源専用受電設備・□非常電源（自家発電設備）・□蓄電池設備　DC　　V　　AH

③ 消防用設備等	□屋内消火栓設備	□スプリンクラー設備	□水噴霧消火設備
	□泡消火設備	□不活性ガス消火設備	□ハロゲン化物消火設備
	□粉末消火設備	□屋外消火栓設備	□自動火災報知設備
	□ガス漏れ火災警報設備	□非常警報設備（放送設備に限る。）	□誘導灯
	□排煙設備	□連結散水設備	□連結送水管
	□非常コンセント設備	□無線通信補助設備	□
	□	□	□
	□	□	□
避難設備・建築設備等	□排煙設備	□非常用の照明設備	□機械換気
	□空気調和	□非常用エレベーター	□防火区画（構成機器設備）
	□防煙区画（構成機器設備）	□非常錠設備	□ITV設備
	□ガス緊急遮断弁	□	□
	□	□	□
	□	□	□
	□	□	□

工事者区分	電　源　工　事	
	配　線　工　事	
	配　線　工　事	④
	機器の取付工事	
	機器の取付工事	
	機器の取付工事	

そ　の　他	⑤

備考　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
　　２　選択肢の併記してある欄は、該当事項の□印内をチェックすること。
　　３　工事者区分欄には、設備会社名等を記入すること。

① 「品名」、「型式」及び「製造会社名」並びに監視場所の「階」及び「室名」を記入する。
また、「音響装置」及び「表示方法」について、該当するものにチェックする。

② 常用電源の「電圧」を記入し、非常電源の「区分」で、該当するものにチェックする。
蓄電池設備の場合は、「電圧」及び「容量」を記入する。

③ 消防用設備等並びに避難設備及び建築設備等のうち、「設置する設備」について、該当するものにチェックする。

④ 工事区分ごとに、施工する「会社名」を記入する。

⑤ 特記事項等がある場合は記入する。

ツ　避難器具

別記様式第１３

避 難 器 具 の 概 要 表

防　火　対　象　物　の　概　要								
名　　称	①			所　在　地	②			
用　　途	③			階数（階層）	地上　　階　地下 ④ 階　塔屋　　階			
主要構造部	耐火構造・準耐火構造 ⑤ その他（　　）				延べ面積	⑥	m^2	
避　難　器　具　の　概　要								
階別	床面積	用　途	収容人員	無窓該当	階段の数	減免数	設置数	避難器具の種別（個数）
⑦								は（　）・袋（　）・緩（　）
								は（　）・袋（　）・緩（　）
								は（　）・袋（　）・緩（　）
								は（　）・袋（　）・緩（　）
								は（　）・袋（　）・緩（　）
								は（　）・袋（　）・緩（　）
								は（　）・袋（　）・緩（　）
								は（　）・袋（　）・緩（　）
								は（　）・袋（　）・緩（　）

避難器具の種別	⑧			
型式番号	第⑨　～　号	第　～　号	第　～　号	第　～　号
設置場所の状況（用途、構造等）	⑩			
開口部の大きさ 縦 × 横（cm）	⑪　×	×	×	×
腰　　高（cm）	⑫			
操作面積（m^2）	⑬			
固定位置	⑭			
固定方法	⑮			
固定部材にかかる設計荷重（kN）	⑯			
固定部材の許容応力（kN）	⑰			
その他	⑱			

備考　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
　　２　避難器具の種別（個数）欄は、「は」は金属製避難はしご、「袋」は救助袋、「緩」は緩降機を表し、避難器具の種別の後の（　）内にそれぞれの種別ごとの設置個数を記載すること。

① 届出に係る防火対象物の「名称」を記入する（建物名称が決定していない場合は、仮称でも差し支えない。）。

② 届出に係る防火対象物の「所在地」を記入する。

③ 届出に係る防火対象物の「主たる用途」を記入する。（例：工場）

※ 令別表第１の該当する用途での記載でも差し支えない。（例：工場の場合は(12)項イ）

④ 届出に係る防火対象物の「階数」を記入する。

⑤ 届出に係る防火対象物の「構造」について、該当するものを□で囲む。

なお、主要構造部が準耐火構造と同等の準耐火性能を有する建築物（ロ準耐火建築物）は、準耐火を選択すること。

⑥ 届出に係る防火対象物の「延べ面積」を記入する。

⑦ 避難器具が設置される階の概要について、次の事項を記入する。この場合、下層階から順に記入すること。

・ 「床面積」を階ごとに記入する。
・ 「用途」を階ごとに記入する。
・ 規則第１条の３の規定により算出した「収容人員」を階ごとに記入する。
・ 無窓階の「有無」について、階ごとに記入する。この場合、当該階が規則第５条の５に規定する普通階に該当する場合は「無」、無窓階に該当する場合は「有」と記入し、地階の場合は「地階」と記入する。
・ 当該階から下階へ通ずる「階段の数」を階ごとに記入する。
・ 規則第26条の規定等により、避難器具の設置個数を減免する場合は、「減免する避難器具の個数」を階ごとに記入する。
・ 避難器具の「設置個数」を階ごとに記入する。
・ 設置する避難器具の「種別ごとの設置個数」を記入する。

⑧ 設置する避難器具の「種別」を記入し、次の⑨から⑰までは、避難器具の種別ごとに記入する。

⑨ 器具の検定、認定等の「型式番号」を記入する。

⑩ 器具取付場所の「用途」、「建物構造」等を記入する。

⑪ 器具取付場所の開口部の縦及び横の「大きさ」を記入する。

⑫ 床面から開口部の下端までの「高さ」を記入する。

⑬ 当該器具を使用するために必要となる「操作面積」を記入する。

⑭ 当該器具の「取付位置」を記入する。（例：床、壁、窓枠等）

⑮ 当該器具の「取付方法」（固定方法）を記入する。（例：埋込式ボルト、溶接等）

⑯ 当該器具の取付部材（固定部材）の「設計荷重」を記入する。

⑰ 当該器具の取付部材（固定部材）の「許容応力」を記入する。

⑱ 特記事項等がある場合は記入する。

テ　誘導灯

別記様式第１４

誘　導　灯　概　要　表

（棟別 ① 棟）

防火対象物規模	構造	階数	建築面積	用途
	耐火 ② 準耐火 その他	地上 ③ 階 地下 階	④ ㎡	⑥
			延べ面積 ⑤ ㎡	無窓階の有無 有（ ⑦ 階）・無

種別＼階＼用途			階	階	階	階	階	階	階	階	階	階	階	階
			⑧											
避難口誘導灯	A級													
	B級	BH形												
		BL形												
	C級													
通路誘導灯	A級													
	B級	BH形												
		BL形												
	C級													
階段通路誘導灯														
客席誘導灯														

点灯方式⑨	□ 常時点灯　□ 消灯方式
消灯条件⑩	□ 自動火災報知設備連動　□ 照明器具連動　□ 旋錠連動
機能⑪	□ 点滅・誘導音機能（　　） □ 点滅機能のみ　（　　） □ 誘導音機能のみ　（　　）
電源 常用電源⑫	AC　　V　　専用・兼用（　　）
電源 非常電源⑬	□ 蓄電池（内蔵型・別置型）　□ 自家発電設備　□ 燃料電池設備

配線	施工方法	使用電線	太さ
常用電源回路	⑭		mm mm²
非常電源回路			mm mm²

設計、施工業者氏名

⑮

備考

⑯

この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

① 概要表は棟別を原則とし、複数棟ある場合は、その棟ごとの「名称」を記入する（建物名称が決定していない場合は、仮称でも差し支えない。）。

② 届出に係る防火対象物の「構造」について、該当するものを□で囲む。

なお、主要構造部が準耐火構造と同等の準耐火性能を有する建築物（ロ準耐火建築物）は、準耐火を選択すること。

③ 届出に係る防火対象物の「階数」を記入する。

④ 届出に係る防火対象物の「建築面積」を記入する。

⑤ 届出に係る防火対象物の「延べ面積」を記入する。

⑥ 届出に係る防火対象物の「主たる用途」を記入する。（例：工場）

※ 令別表第１の該当する用途での記載でも差し支えない。（例：工場の場合は(12)項イ）

⑦ 無窓階の「有無」について、該当する方を○で囲み、「有」の場合は該当する階を記入する。

⑧ 「用途」を階ごとに記入し、当該階に設置する誘導灯の「設置個数」を種類ごとに記入する。

⑨ 誘導灯の「点灯方式」について、該当するものにチェックする。

⑩ 誘導灯を消灯する場合は、消灯する場合の条件のうち、該当するものにチェックする。

⑪ 点滅機能又は音声誘導機能を有する場合は、該当する機能をチェックする。

⑫ 「電圧」を記入し、「専用」又は「兼用」について、該当する方を□で囲む。

なお、兼用の場合は、その設備名を（ ）内に記入する。

⑬ 非常電源の「区分」で、該当するものにチェックする。

⑭ 回路ごとに、「施工方法」、「使用電線」及び「使用電線の太さ」を記入する。

⑮ 「設計及び施工業者名」を記入する。

⑯ 特記事項等がある場合は記入する。

ト　消防用水

別記様式第１５

消　防　用　水　概　要　表

防火対象物規模	構造 耐　①　火 準　耐　火 そ　の　他	階数 地上　階 ② 地下　階	建築面積 ③ ㎡	敷地面積 ⑤ ㎡	
			延べ面積 ④ ㎡	棟数 ⑥	

棟別概要	棟別	1 ⑦	2	3	4
	構造				
	建築物の高さ	m	m	m	m
	１．２階の床面積の合計	㎡	㎡	㎡	㎡
	延べ面積（地階は除く）	㎡	㎡	㎡	㎡
	延焼のおそれのある部分に該当する棟				

採水口の配管等	採水口の設置位置	
	車両進入状況	採水口まで進入可能な位置　m
	採水口前面空地	⑧　m　×　m
	採水口の型式	1．吸管投入型　2．吸管結合型
	吸管投入口の大きさ及び数	直径　m　ヶ所
	吸管結合金具の寸法数	町野式　口径　㎜　ヶ所
	配管の材質，寸法	JIS　口径　㎜
水源	種類	1．地下式　2．半地下式　3．据置式　4．その他（　）
	貯水槽	⑨　㎥　専用・兼用（　）
	有効水量	㎥　ヶ所

⑩	フート弁から採水口までの配管口径等	㎜	長さ	m
	配管の摩擦損失水頭		単位	m
	落差（水槽の下端から採水口まで垂直距離）		単位	m

加圧ポンプ	起動装置 ⑪	電圧　V	使用配線	操作方式	位置 地盤面からの高さ　m
	起動表示灯	電圧　V	使用配線		灯の内径　㎜
	別添加圧送水装置概要表参照				

設計，施工業者氏名

⑫

備考

⑬

この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

① 届出に係る防火対象物の「構造」について、該当するものを□で囲む。

なお、主要構造部が準耐火構造と同等の準耐火性能を有する建築物（ロ準耐火建築物）は、準耐火を選択すること。

なお、令第 27 条第 2 項の規定により複数の建築物が一の建築物とみなされる場合は、代表となる棟について記載する。（②から④までにおいて同じ。）

② 届出に係る防火対象物の「階数」を記入する。

③ 届出に係る防火対象物の「建築面積」を記入する。

④ 届出に係る防火対象物の「延べ面積」を記入する。

⑤ 届出に係る防火対象物の「敷地面積」を記入する。

⑥ 消防用水の設置を要する「棟数」を記入する。

⑦ ⑥の棟の概要について、次の事項を記入する。

なお、複数棟ある場合は、棟ごとに記入すること。

・ ①に準じて、建築物の「構造」を記入する。
・ 建築物の「高さ」を記入する。
・ 「1 階及び 2 階の部分の床面積の合計」を記入する。
・ 地階部分を除いた建築物の「延べ面積」を記入する。
・ 令第 27 条第 2 項の規定により一の建築物とみなされる場合（延焼のおそれのある部分を有する場合）は、「○」を記入する。

⑧ 採水口等の概要について、次の事項を記入する。

・ 採水口の「設置場所」を詳細に記入する。
・ 採水口から消防車両が進入可能な位置までの「距離」を記入する。
・ 採水口前面の操作空地（空間）の「広さ」を記入する。
・ 採水口の「型」について、該当する方を□で囲む。
・ 設置する吸管投入口の「大きさ」及び当該投入口の「設置個数」を記入する。
・ 吸管結合金具の「口径」及び当該結合金具の「設置個数」を記入する。
・ 配管を設ける場合は、配管の「材質」（JIS 番号）及び「口径」を記入する。

⑨ 水源の概要について、次の事項を記入する。

・ 水源の「種別」について、該当するものを□で囲む。
・ 貯水槽の「水量」を記入し、「専用」又は「兼用」について、該当する方を□で囲む。
なお、兼用の場合は、その設備名を（ ）内に記入する。
・ 常時水源として使用できる「有効水量」及び「設置個数」を記入する。

⑩ 吸管結合金具を使用する場合は、フート弁から採水口までの配管の「口径」及びその「長さ」を記入し、当該部分の「摩擦損失水頭」及び「落差」（水槽の下端から採水口までの垂直距離）を記入する。

⑪ 加圧ポンプを用いる場合は、「電圧」、「配線の種類」、「操作方式」、「地盤面（床面）からの高さ」及び「灯の内径」を記入する。

⑫ 「設計及び施工業者名」を記入する。

⑬ 特記事項等がある場合は記入する。

ナ　加圧送水装置

別記様式第１６

加　圧　送　水　装　置　概　要　表

加圧送水装置を用いる設備	① 消防用水　連結散水設備　連結送水管				
加圧送水装置の種類	②				
加圧送水装置	位置	③	認定番号	④	
	ポンプ 型式（種別）	⑤	原動機 型式	⑥	
	ポンプ 口径	㎜	原動機 電流	A	
	ポンプ 揚程	m	原動機 電圧	V	
	ポンプ 吐出量	ℓ／min	原動機 出力	Kw	

項目		型式等	寸法容量等
ポンプ附属設備	呼水槽 ⑦	材質	ℓ　たて　×よこ　×高さ（cm）
		減水警報装置　方式	
		警報移報場所	
	フレキシブル管	公称水圧試験圧力 ⑧ MPa	内径 ⑪ ㎜　長さ　㎜
	性能試験用配管	⑨ 方式	内径　㎜
	補給水管	⑩ 方式	内径　㎜
	呼水管		内径　㎜
	オーバーフロー管		内径　㎜
	逃し管		内径　㎜

水源	設置場所 ⑫		種別 ⑭	地下式・据置式 その他（　）
	有効水量 ⑬	m^3		
	補給方法 ⑮	式	兼用設備 ⑯	無・有（　）
	減水警報装置 ⑰	方式	警報設置場所 ⑱	

非常電源	非常電源の種別 ⑲	専用受電設備（高圧・低圧）・自家発電設備・蓄電池設備・燃料電池設備		
	非常電源の型式等	認定番号	非常電源容量	設置場所
	⑳		KVA(AH)	

設計，施工業者氏名

㉑

備考

㉒

この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

① 加圧送水装置を設ける消防用設備等について、該当する設備を□で囲む。
② 当該装置の「種類」を記入する。
③ 当該装置を設置する「階」及び「室名」を記入する。(例：○階○○室)
④ 当該装置の「認定番号」を記入する。
⑤･⑥ ポンプ及び原動機の「仕様」を記入する。
⑦ 呼水槽の「材質」、「容量」、減水警報装置の「方式」及び当該警報の「移報場所」を記載する。
⑧ 「水圧試験圧力」を記入する。
⑨ 「方式」(直読式又は差圧式）を記入する。
⑩ 「方式」(自動式又は手動式）を記入する。
⑪ 管の呼び径を記入する（フレキシブル管は、長さも記入する。)。
⑫ 水源を設置する「階」及び「室名」を記入する。(例：○階○○室)
⑬ 水源の「有効水量」を記入する。
⑭ 水源の「種別」について、該当するものを□で囲む。
⑮ 水源の「補給方式」(自動式又は手動式）を記入する。
⑯ 水源の「専用」又は「兼用」について、該当する方を□で囲む。
なお、兼用の場合は、その設備名を（ ）内に記入する。
⑰･⑱ 減水警報装置の「方式」及び当該装置の「設置場所」を記入する。
⑲ 非常電源の「区分」で、該当するものを□で囲む。
⑳ 非常電源の「型式」、「認定番号」、「容量」及び「設置場所」を記入する。
㉑ 「設計及び施工業者名」を記入する。
㉒ 特記事項等がある場合は記入する。

ニ　連結散水設備

別記様式第１７

連結散水設備概要表

（棟別 ① 棟）

防火対象物概要	構造 耐火 ② 準耐火 その他	階数 地上 ③ 階 地下 階	建築面積 ④ ㎡ 延べ面積 ⑤ ㎡	用途 ⑥

設置状況	階別	地下１階	地下２階	地下３階	地下４階
	床面積	⑦ ㎡	㎡	㎡	㎡
	送水区域数				
	１送水区域内で２以上防火区画	有・無	有・無	有・無	有・無
	散水ヘッド個数	個	個	個	個

ヘッドを省略する部分 ⑧	階	用途	床面積	防火戸の種別・開口部面積	内装材料	代替設備
			㎡	ヶ所 ㎡		
			㎡	ヶ所 ㎡		
			㎡	ヶ所 ㎡		

ヘッド・制御弁等	項目	仕様	項目	仕様
	ヘッドの型式 ⑨	開放型・閉鎖型	ヘッドの間隔 ⑩	m× m
	ヘッドの溶解温度 ⑪	摂氏 度	ヘッド水平警戒距離 ⑫	半径 m
	起動方式	手動・自動	開放弁の個数 ⑬	ヶ所
	起動装置		制御弁の個数 ⑭	ヶ所
	自動警報装置	種別 ヶ所	最大警戒面積	㎡
	表示装置		排水弁 ⑮	位置 ヶ所

配管等					
	最大圧力	MPa			
	配管 ⑯	JIS	吸水管 ㎜ 主管 ㎜ 配水管 ㎜	JIS 水圧試験圧力	MPa
	管継手 ⑰	JIS	フランジ・ねじ込み・溶接 その他（ ）	JIS 水圧試験圧力	MPa
	仕切弁 ⑱	JIS		JIS 水圧試験圧力	MPa
	逆止弁 ⑲	JIS		JIS 水圧試験圧力	MPa
	送水口 ⑳	位置 双口型 個、埋込・スタンド式、口径 ㎜、高さ m			

加圧送水装置	別添加圧送水装置概要参照		
全揚程 ㉑	ヘッドの設計圧力換算水頭	単位	m
	配管の摩擦損失水頭	単位	m

設計，施工業者氏名
㉒

備考
㉓

この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

① 概要表は棟別を原則とし、複数棟ある場合は、その棟ごとの「名称」を記入する（建物名称が決定していない場合は、仮称でも差し支えない。）。

② 届出に係る防火対象物の「構造」について、該当するものを□で囲む。

なお、主要構造部が準耐火構造と同等の準耐火性能を有する建築物（ロ準耐火建築物）は、準耐火を選択すること。

③ 届出に係る防火対象物の「階数」を記入する。

④ 届出に係る防火対象物の「建築面積」を記入する。

⑤ 届出に係る防火対象物の「延べ面積」を記入する。

⑥ 届出に係る防火対象物の「主たる用途」を記入する。（例：工場）

※ 令別表第１の該当する用途での記載でも差し支えない。（例：工場の場合は(12)項イ）

⑦ 連結散水設備が設置される階の「床面積」、「放水区域数」、「送水区域内の防火区画の有無」及び「散水ヘッドの設置個数」を記入する。

⑧ 規則第 30 条の 2 の規定等により散水ヘッドを省略する部分の「階」、「用途」、「床面積」、「防火戸の設置個数」、「開口部の面積」及び「内装仕上げの材料」（不燃材料、準不燃材料、難燃材料又はその他）を記入し、代替設備がある場合は、設備名を記入する。

⑨ 散水ヘッドの「種類」（閉鎖型又は開放型）について、該当する方を□で囲む。

⑩ 散水ヘッドの「設置間隔」を記入する。

⑪ 閉鎖型ヘッドの場合、ヘッドの「溶解温度」を記入する。

⑫ 散水ヘッドの「水平警戒距離」を記入する。

⑬ 一斉開放弁を設ける場合は、その「設置個数」を記入する。

⑭ 制御弁を設ける場合は、その「設置個数」を記入する。

⑮ 排水弁の「設置場所」及び「設置個数」を記入する。

⑯ 配管の「材質」（JIS 番号）、「口径」（吸水管･主管･配水管）及び「水圧試験圧力」を記入する。

⑰ 管継手の「材質」（JIS 番号）及び「水圧試験圧力」を記入し、管継手の「種類」について、該当するものを□で囲む。

⑱･⑲ バルブ類の「水圧試験圧力」を記入する。

⑳ 送水口の「設置場所」、「設置個数」、「口径」及び「地盤面からの高さ」を記入し、「埋込」又は「スタンド式」について、該当する方を□で囲む。

㉑ 「ヘッドの設計圧力換算水頭」及び「配管の摩擦損失水頭」について、計算結果を記入する。

㉒ 「設計及び施工業者名」を記入する。

㉓ 特記事項等がある場合は記入する。

ヌ　連結送水管

別記様式第１８

①連結送水管・非常コンセント設備概要表

（棟別 ② 棟）

防火対象物規模	構造	階数	建築面積		用途
	耐火 ③ 準耐火 その他	地上 ④ 階 地下 階	⑤ ㎡		⑦
			延べ面積	⑥ ㎡	

設置状況	階数	⑧ 階	階	階	階	階	階	階	階	階	階	階
	放水口 個数	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個
	放水口 位置 床面より	m	m	m	m	m	m	m	m	m	m	m

格納箱	⑨ 放水口格納箱	材質	板厚 ㎜	寸法（高さ） m×	（幅） m×　（奥行） m
	⑩ 放水用具等	材質	板厚 ㎜	寸法（高さ） m×	（幅） m×　（奥行） m
		ホースの材質 m 本		噴霧切替ノズル 本	

配管・ホース等	⑪ 最大圧力	MPa		
	項目	材質等	口径等	その他
	⑫ 主管	JIS	口径 ㎜	JIS　水圧試験圧力 MPa
		立主管 ヶ所	湿式　乾式	高架水槽 専用・兼用（　）設備
	放水口	⑬	口径 ㎜	個数　単口形　個・双口形　個
	⑭ 送水口		口径 ㎜	設置場所～ スタンド式・埋込式
		単口形・双口形	ヶ所	GLからの高さ
	管継	⑮ JIS	フランジ・ねじこみ・溶接 その他（　）	JIS　水圧試験圧力 MPa
	仕切弁	JIS		JIS　水圧試験圧力 MPa
	⑯ 逆止弁	JIS		JIS　水圧試験圧力 MPa
	⑰ 表示灯	電圧 V	配線	設置位置
		電流 mA	灯の内径 ㎜	

加圧送水装置	別添加圧送水装置概要表参照

非常コンセント設備	階別設置個数	１１階	１２階	１３階	１４階	１５階	１６階	１７階	１８階	１９階	２０階
		個	個	個	個	個	個	個	個	個	個

電圧・電流	単相交流 V A	回路数	回路	規格	JIS－	
保護箱	寸法 m× m	表示灯	電圧 V	設置位置		
	材質 板厚 ㎜		電流 mA	灯の内径 ㎜		
配線及び施工方法						
非常電源	専用受電設備（高圧・低圧）・自家発電設備・蓄電池設備・燃料電池設備					

設計，施工業者氏名

⑱

備考

⑲

この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

① 該当する設備（連結送水管）を□で囲む。

② 概要表は棟別を原則とし、複数棟ある場合は、その棟ごとの「名称」を記入する（建物名称が決定していない場合は、仮称でも差し支えない。）。

③ 届出に係る防火対象物の「構造」について、該当するものを□で囲む。

なお、主要構造部が準耐火構造と同等の準耐火性能を有する建築物（ロ準耐火建築物）は、準耐火を選択すること。

④ 届出に係る防火対象物の「階数」を記入する。

⑤ 届出に係る防火対象物の「建築面積」を記入する。

⑥ 届出に係る防火対象物の「延べ面積」を記入する。

⑦ 届出に係る防火対象物の「主たる用途」を記入する。（例：工場）

※ 令別表第 1 の該当する用途での記載でも差し支えない。（例：工場の場合は(12)項イ）

⑧ 放水口を設置する「階」、「設置個数」及び「床面から放水口までの高さ」を階ごとに記入する。

⑨ 放水口格納箱の「材質」、「板厚」及び「寸法」を記入する。

⑩ 放水用器具格納箱の「材質」、「板厚」及び「寸法」を記入する。

格納するホースの「長さ」及び「本数」並びに噴霧切替ノズルの「本数」を記入する。

⑪ 規則第 31 条第 5 号ロに規定する「設計送水圧力」を記入する。

⑫ 配管の「材質」（JIS 番号）、「口径」及び「水圧試験圧力」を記入する。

立上り主管の「個数」を記入し、配管の「種別」（湿式又は乾式）について、該当する方を□で囲む。

湿式の場合は、高架水槽の「専用」又は「兼用」について、該当する方を□で囲み、兼用の場合は、その設備名を（ ）内に記入する。

⑬ 放水口の「口径」及び「設置個数」を記入する。

⑭ 送水口の「口径」、「設置個数」及び「地盤面からの高さ」を記入し、「埋込式」又は「スタンド式」について、該当する方を□で囲む。

⑮ 管継手の「材質」（JIS 番号）及び「水圧試験圧力」を記入し、管継手の「種類」について、該当するものを□で囲む。

⑯ バルブ類の「材質」（JIS 番号）及び「水圧試験圧力」を記入する。

⑰ 送水口の上部に設ける表示灯の「電圧」、「電流」、「使用電線」、「内径」及び「設置場所」を記入する。

⑱ 「設計及び施工業者名」を記入する。

⑲ 特記事項等がある場合は記入する。

ネ　非常コンセント設備

別記様式第１８

①連結送水管・非常コンセント設備概要表

（棟別 ② 棟）

防火対象物規模	構造	階数	建築面積	用途	
	耐火 ③ 準耐火 その他	地上 ④ 階 地下 階	⑤ ㎡	⑦	
			延べ面積 ⑥ ㎡		

設置状況	階数		階	階	階	階	階	階	階	階	階	階
	放水口	個数	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個
		位置 床面より	m	m	m	m	m	m	m	m	m	m

格納箱	放水口格納箱	材質	板厚 ㎜	寸法（高さ） m×（幅） m×（奥行） m
	放水用具等	材質	板厚 ㎜	寸法（高さ） m×（幅） m×（奥行） m
		ホースの材質 m 本		噴霧切替ノズル 本

配管・ホース等	最大圧力	MPa		
	項目	材質等	口径等	その他
	主管	JIS	口径 ㎜	JIS　水圧試験圧力 MPa
		立主管 ヶ所	湿式　乾式	高架水槽 専用・兼用（　）設備
	放水口		口径 ㎜	個数　単口形　個・双口形　個
	送水口		口径 ㎜	設置場所～ スタンド式・埋込式 GLからの高さ
		単口形・双口形	ヶ所	
	管継手	JIS	フランジ・ねじこみ・溶接 その他（　）	JIS　水圧試験圧力 MPa
	仕切弁	JIS		JIS　水圧試験圧力 MPa
	逆止弁	JIS		JIS　水圧試験圧力 MPa
	表示灯	電圧 V	配線	設置位置
		電流 mA	灯の内径 ㎜	

加圧送水装置	別添加圧送水装置概要表参照

非常コンセント設備	階別設置個数	⑧	１１階	１２階	１３階	１４階	１５階	１６階	１７階	１８階	１９階	２０階
			個	個	個	個	個	個	個	個	個	個

電圧・電流 ⑨	単相交流 V A	回路数	回路	規格	JIS－	
保護箱	寸法 ⑩ m× m	表示灯	電圧 ⑪ V	設置位置		
	材質 板厚 ㎜		電流 mA	灯の内径 ㎜		
配線及び施工方法	⑫					
非常電源	⑬専用受電設備（高圧・低圧）・自家発電設備・蓄電池設備・燃料電池設備					

設計，施工業者氏名

⑭

備考

⑮

この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

① 該当する設備（非常コンセント設備）を□で囲む。

② 概要表は棟別を原則とし、複数棟ある場合は、その棟ごとの「名称」を記入する（建物名称が決定していない場合は、仮称でも差し支えない。）。

③ 届出に係る防火対象物の「構造」について、該当するものを□で囲む。

なお、主要構造部が準耐火構造と同等の準耐火性能を有する建築物（ロ準耐火建築物）は、準耐火を選択すること。

④ 届出に係る防火対象物の「階数」を記入する。

⑤ 届出に係る防火対象物の「建築面積」を記入する。

⑥ 届出に係る防火対象物の「延べ面積」を記入する。

⑦ 届出に係る防火対象物の「主たる用途」を記入する。（例：工場）

※ 令別表第１の該当する用途での記載でも差し支えない。（例：工場の場合は(12)項イ）

⑧ 非常コンセントを設置する「階」及び「設置個数」を階ごとに記入する。

⑨ 「電圧」、「電流」、「全回路数」及び非常コンセントの規格（JIS 番号）を記入する。

⑩ 保護箱の「寸法」、「材質」及び「板厚」を記入する。

⑪ 保護箱の上部に設ける表示灯の「電圧」、「電流」、「設置場所」及び「内径」を記入する。

⑫ 回路の「使用電線」及び「施工方法」を記入する。

⑬ 非常電源の「区分」で、該当するものを□で囲む。

⑭ 「設計及び施工業者名」を記入する。

⑮ 特記事項等がある場合は記入する。

ノ　無線通信補助設備

別記様式第１９

無線通信補助設備概要表

防火対象物規模	用途	①	階数	②階	延べ面積	③	㎡
使用区分 ④	専用・共用（警察用・防災管理用・その他（　　））						
設備方式 ⑤	漏洩同軸ケーブル方法・　漏洩同軸ケーブル及び空中線方式　・空中線方式						
使用周波数帯域 ⑥	MHz						
無線機接続端子 ⑦	設置場所			設置個数	個		
	許容入力（設計値）	w(連続)	保護箱（cm）	（　　）×（　　）×（　　）			
増幅器 ⑧	設置の有無	型名	利得	設置場所			
			dB				
混合分配器 ⑨	型名	入力端子数	挿入損失	設置場所			
			dB				
混合器 ⑩	型名	入力端子数	挿入損失	設置場所			
			dB				
分配器 ⑪	型名	設置個数	挿入損失	設置場所			
			dB				
分波器 ⑫	型名	設置個数	挿入損失	設置場所			
			dB				
空中線 ⑬	型名	設置個数	利得	電圧定在波比			
			dB	（　）MHzにて（　）			
漏洩同軸ケーブル ⑭	型名	結合損失	伝送損失	使用長	耐熱措置方法		
		dB	dB／km	m			
同軸ケーブル ⑮	型名	伝送損失	使用長	耐熱措置方法			
		dB／km	m				
製造者名	漏洩同軸ケーブル ⑯						
	空中線						
	分配器等						
	増幅器						
設計・施工業者氏名	⑰ TEL						
備考	⑱						

この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

① 届出に係る防火対象物の「主たる用途」を記入する。(例：工場)

※ 令別表第１の該当する用途での記載でも差し支えない。(例：工場の場合は(12)項イ)

② 届出に係る防火対象物の「階数」を記入する。

③ 届出に係る防火対象物の「延べ面積」を記入する。

④ 「使用状況」について、該当するものを□で囲む。

なお、共用の場合は、その「使用種別」について、該当するものを□で囲む。

⑤ 「設備方式」について、該当するものを□で囲む。

⑥ 「使用周波数帯域」を記入する。

⑦ 無線機接続端子の「設置場所」(階、方角等)、「設置個数」、「許容入力」(連続) 及び「保護箱の寸法」を記入する

⑧ 増幅器の設置の「有無」、「型名」、「利得」及び「設置場所」(階、室名等) を記入する。

⑨･⑩ 各機器の「型名」、「入力端子数」、「挿入損失」及び「設置場所」(階、室名等) を記入する。

⑪･⑫ 各機器の「型名」、「設置個数」、「挿入損失」及び「設置場所」(階、室名等) を記入する。

⑬ 空中線の「型名」、「設置個数」、「利得」及び「電圧定在波比」を記入する。

⑭ 漏洩同軸ケーブルの「型名」、「結合損失」、「伝送損失」、「使用長」及び「耐熱措置方法」を記入する。

⑮ 同軸ケーブルの「型名」、「伝送損失」、「使用長」及び「耐熱措置方法」を記入する。

⑯ 各機器ごとに、「製造者名」を記入する。

⑰ 「設計及び施工業者名」を記入する。

⑱ 特記事項等がある場合は記入する。

ハ　排煙設備

別記様式第２０

排 煙 設 備 概 要 表

（棟別 ① 棟）

防火対象物規模	構造	階数	建築面積	用途
	耐 ② 火 準 耐 火 そ の 他	地上 階 ③ 地下 階	④ ㎡	⑥
			延べ面積 ⑤ ㎡	収容人員 ⑦ 名（ 世帯）

項目			
排煙機	設置位置	⑧ 階 室	
	機械室の構造	壁	☐ 耐 火 ☐ 不 燃 ☐ その他（ ）
		天 井 ⑨	☐ 耐 火 ☐ 不 燃 ☐ その他（ ）
		開 口 部	☐ 特定防火設備 ☐ 防火設備 ☐ 不燃
	排出量	⑩ ㎥／min	
給気機	設置位置	⑪ 階 室	
	機械室の構造	壁 ⑫	☐ 耐 火 ☐ 不 燃 ☐ その他（ ）
		天 井	☐ 耐 火 ☐ 不 燃 ☐ その他（ ）
		開 口 部	☐ 特定防火設備 ☐ 防火設備 ☐ 不燃
	給気量	⑬ ㎥／min	
起動装置	自動	☐ 自動火災報知設備感知器連動 ☐ その他（ ）	
	手動 ⑭	☐ 手動 ☐ 遠隔操作	
排煙口等	大きさ	⑮ m× m	
	設置位置	☐ ⑯ 天井面 ☐ 壁面 ☐ その他（ ）	
	防煙区画の構造等	防煙区画面積（最大） ⑰ ㎡	
		防煙区画の構造 ⑱ ☐ 耐 火 ☐ 不 燃 ☐ その他	
風道口	風道構造 ⑲	☐ 耐 火 ☐ 不 燃 ☐ その他（ ）	
	区画ダンパー ⑳	☐ 無 ☐ 有（ ）	
排煙出 ㉑		☐ 屋上 ☐ その他（ ）	
給気口	給気方法 ㉒	☐ 自然流入 ☐ 給気機 ☐ その他（ ）	
	風道構造 ㉓	☐ 耐火 ☐ 不燃 ☐ その他（ ）	
電源	常用電源 ㉔	AC V	
	非常電源	☐ 非常電源専用受電設備 ☐ 自家発電設備 ☐ 蓄電池設備 ☐ 燃料電池設備	
設計，施工業者氏名 ㉕			
備考 ㉖			

この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

① 概要表は棟別を原則とし、複数棟ある場合は、その棟ごとの「名称」を記入する（建物名称が決定していない場合は、仮称でも差し支えない。）。

② 届出に係る防火対象物の「構造」について、該当するものを□で囲む。

なお、主要構造部が準耐火構造と同等の準耐火性能を有する建築物（ロ準耐火建築物）は、準耐火を選択すること。

③ 届出に係る防火対象物の「階数」を記入する。

④ 届出に係る防火対象物の「建築面積」を記入する。

⑤ 届出に係る防火対象物の「延べ面積」を記入する。

⑥ 届出に係る防火対象物の「主たる用途」を記入する。（例：工場）

※ 令別表第１の該当する用途での記載でも差し支えない。（例：工場の場合は(12)項イ）

⑦ 規則第１条の３の規定により算出した「収容人員」を記入する。

⑧ 排煙機を設置する「階」及び「室名」を記入する。

⑨ 排煙機が設置される室の壁及び天井並びに開口部の防火性能について、該当するものにチェックする。

⑩ 排煙機の「排出量」を記入する。

⑪～⑬ 給気機について、⑧～⑩に準じて記入する。

⑭ 起動装置の「種類」について、該当するものにチェックする。

⑮ 排煙口の「寸法」を記入する。

⑯ 排煙口を設ける「位置」について、該当するものにチェックする。

⑰ 防煙区画のうち、最大となる防煙区画の床面積を記入する。

⑱ 防煙区画の「構造」について、該当するものにチェックする。

⑲･⑳ 風道の「構造」及びダンパーの「有無」について、該当するものにチェックする。

㉑ 排出口を設ける「場所」について、該当するものにチェックする。

㉒･㉓ 給気口の「給気方法」及び風道の「構造」について、該当するものにチェックする。

㉔ 常用電源の「電圧」を記入し、非常電源の「区分」で、該当するものにチェックする。

㉕ 「設計及び施工業者名」を記入する。

㉖ 特記事項等がある場合は記入する。

ヒ　パッケージ型消火設備

別記様式第２１

パッケージ型消火設備の概要表

種別		① Ⅰ型×（　　）台　・　Ⅱ型×（　　）台					
認定番号		② 号	型式記号	③			
消火薬剤貯蔵容器等		④ 加圧・蓄圧（　MPa）	材質	⑤	内容積	⑥ L×　本	
消火薬剤	種別	⑦	型式番号	⑧			
	貯蔵量	（１台当たり）⑨　L×　本＝　L					
加圧用ガス		ガスの種別 ⑩ 窒素・二酸化炭素					
		充填量 ⑪ （１台当たり）　m^3・L・kg　×　本	充填圧力	⑫ MPa			
ホース等	材質	⑬	ノズル切替有無	⑭ 有・無			
	寸法	⑮ 長さ　m（Ⅰ型・Ⅱ型）					
	ホース収納方式	⑯ リール収納方式　・　ホース架収納方式					
設置場所		設置階 ⑰					
		台数					
電源	常用電源回路	⑱ 単相・三相　AC　V　電灯回路・動力回路					
		DC　V　AH	充電方式：トリクル・浮動 使用別　：　専用・共同				
	非常電源回路	種別（　） DC　V　AH	充電方式：トリクル・浮動 使用別　：　専用・共同				
配線	表示灯回路	⑲ 露出ケーブル・電線管露出・電線管埋設・その他（　）					
	非常電源回路	耐火電線・電線管露出・電線管埋設・その他（　）					
放射性能	放射率	⑳　L／min					
	放射距離	㉑　m					
	全量放射時間	㉒　秒					
備考		㉓					

備考　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
　　２　選択肢の併記してある欄は、該当事項を○で囲むこと。

①　種別ごとに、（ ）内に「設置台数」を記入する。

②･③　「認定番号」及び製造会社の機器の「型式記号」を記入する。

④　「加圧式」又は「蓄圧式」で、該当する方を□で囲み、蓄圧式の場合は蓄圧圧力を記入する。

⑤　貯蔵容器の「材質」を記入する。

⑥　貯蔵容器の１本当たりの「内容積」及び「設置本数」を記入する。

⑦　消火薬剤の「種別」を記入する。（例：第三種浸潤剤等入り水等）

⑧　消火薬剤の「型式番号」を記入する。

⑨　パッケージ型消火設備１台当たりの「消火薬剤貯蔵量」、「本数」及び「合計貯蔵量」を記入する。

⑩　加圧用ガスの「種類」について、該当する方を□で囲む。

⑪　加圧用ガスの「単位」について、該当するものを○で囲み、１台当たりの「充填量」及び「設置本数」を記入する。

⑫　20℃における「充填圧力」を記入する。

⑬　ホースの「材質」を記入する。

⑭　ノズル切替の「有無」について、該当する方を○で囲む。

⑮　ホースの「長さ」を記入し、「Ⅰ型」又は「Ⅱ型」で、該当する方を□で囲む。

⑯　ホースの「収納方式」について、該当する方を□で囲む。

⑰　パッケージ型消火設備を設置する「階」及び「設置個数」を階ごとに記入する。

⑱　AC・DC の区分により、該当するものを選択及び記入する。

AC の場合は、「電圧」を記入し、「電源回路」について、該当するものを□で囲む。

DC の場合は、「電圧」及び「容量」を記入し、「充電方式」及び「使用別」について、該当するものを□で囲む。

⑲　回路ごとの「施工方法等」について、該当するものを□で囲む。

⑳　「放射率」を記入する。

㉑　棒状放射の場合の「放射距離」を記入する。

㉒　20℃における消火薬剤の「全量放射時間」を記入する。

㉓　特記事項等がある場合は記入する。

フ　パッケージ型自動消火設備

別記様式第２２

パッケージ型自動消火設備の概要表

認定番号・設置台数		認定型式番号 ① 号× 台		型式記号	②
消火薬剤貯蔵容器 ③		加圧・蓄圧（ MPa）	材質 ④	内容積	⑤ L× 本
消火薬剤		種別 ⑥		型式番号	⑦
	薬剤量 ⑧	容器別数量 L×容器本数 本 L×容器本数 本 L×容器本数 本 L×容器本数 本 L×容器本数 本		L×容器本数 本 L×容器本数 本 L×容器本数 本 L×容器本数 本 L×容器本数 本 ＝総量 L	
加圧用ガス		ガスの種 ⑨ 窒素・二酸化炭素			
		充填量 （１台当たり） ⑩ m^3・L・kg× 本		充填圧力	⑪ MPa
本体設置状況		薬剤貯蔵容器等 ⑫		接地端子	⑬ 有 ・ 無
感知部	感知器の種別 ⑭	式 型（ ）	型式番号：感第 号× 種 個		
		式 型（ ）	型式番号：感第 号× 種 個		
		式 型（ ）	型式番号：感第 号× 種 個		
		式 型（ ）	型式番号：感第 号× 種 個		
	検出方式 ⑮				
音響装置 ⑯		音声・サイレン・音声＋サイレン・ブザー・その他（ ）	連動有無	有（ ） 無	
手動起動方式 ⑰					
放出導管 ⑱		主管	材質： 呼び方：	分岐管	材質：
		最大長さ m			
放出 ⑲		材質：	放射量： L／min		
補助散水栓 ⑳		屋内消火栓（１号・２号・易操作１号）× 台	Ⅰ型× 台	Ⅱ型× 台	
電源	常用電源回路 ㉑	単相・三相 AC V 電灯回路・動力回路			
		DC V AH	充電方式：トリクル・浮動	使用別：専用・共同	
	非常電源回路 ㉒	種別（ ） DC V AH	充電方式：トリクル・浮動	使用別：専用・共同	
配線	常用電源回路 ㉓	露出ケーブル・電線管露出・電線管埋設・その他（ ）			
	非常電源回路	耐火電線・電線管露出・電線管埋設・その他（ ）			
	警報回路	耐熱電線・電線管露出・電線管埋設・その他（ ）			
	その他の回路	IV電線・露出ケーブル・電線管露出・電線管埋設・その他（ ）			

階	階面積	主な用途	同時放射区域数	最大同時放射区域面積	放出口数	備考
㉔ 階	m^2		区域	m^2	個	
階	m^2		区域	m^2	個	
階	m^2		区域	m^2	個	
階	m^2		区域	m^2	個	
階	m^2		区域	m^2	個	
階	m^2		区域	m^2	個	
階	m^2		区域	m^2	個	
階	m^2		区域	m^2	個	
階	m^2		区域	m^2	個	
合計			区域		個	

備考	㉕

備考　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
　　２　選択肢の併記してある欄は、該当事項を○で囲むこと。

①　「認定番号」及び「設置台数」を記入する。
②　製造会社の機器の「型式記号」を記入する。
③　「加圧式」又は「蓄圧式」で、該当する方を□で囲み、蓄圧式の場合は蓄圧圧力を記入する。
④　貯蔵容器の「材質」を記入する。
⑤　貯蔵容器の１本当たりの「内容積」及び「設置本数」を記入する。
⑥　消火薬剤の「種別」を記入する。(例：第三種浸潤剤等入り水等)
⑦　消火薬剤の「型式番号」を記入する。
⑧　パッケージ型自動消火設備１台当たりの「消火薬剤貯蔵量」、「本数」及び「合計貯蔵量」を記入する。
⑨　加圧用ガスの「種類」について、該当する方を□で囲む。
⑩　加圧用ガスの「単位」について、該当するものを○で囲み、１台当たりの「充填量」及び「設置本数」を記入する。
⑪　20℃における「充填圧力」を記入する。
⑫　薬剤貯蔵容器等の「設置場所」及び「設置台数」を記入する。
⑬　接地端子の「有無」について、該当する方を○で囲む。
⑭　感知器の「種別」、「型式番号」及び「設置個数」を記入する。
⑮　「検出方式」を記入する。
⑯　音響装置の種類及び連動の「有無」について、該当するものを□で囲み、連動が「有」の場合は、(　) 内に連動する設備名を記入する。
⑰　手動起動方式の「有無」を記入し、「有」の場合は方式を記入する。
⑱　主管の「材質」、「呼び方」及び「最大許容長さ」並びに分岐管の「材質」を記入する。
⑲　放出口の「材質」及び「放射量」を記入する。
⑳　設備の種類ごとに、当該設備の「設置台数」を記入する。
　なお、屋内消火栓の場合は、該当する種類を□で囲む。
㉑　AC・DC の区分により、該当するものを選択及び記入する。
　AC の場合は、「電圧」を記入し、「電源回路」について、該当するものを□で囲む。
　DC の場合は、「電圧」及び「容量」を記入し、「充電方式」及び「使用別」について、該当するものを□で囲む。
㉒　非常電源の種別を記入し、「電圧」及び「容量」を記入する。また、「充電方式」及び「使用別」について、該当するものを□で囲む。
㉓　回路ごとの「施工方法等」について、該当するものを□で囲む。
㉔　階の「床面積」、「主たる用途」、「同時放射区域数」、「最大同時放射区域面積」及び「放出口数」を記入し、同時放射区域数及び放出口数については、「合計数」を記入する。
㉕　特記事項等がある場合は記入する。

概要表「別記 1」から「別記 22」まで

別記様式第１

防火対象物
製造所等　の概要表

建　築　物　の　概　要						
名　称		所　在　地				
用　途		階数（階層）	地上　階　地下　階　塔屋　階			
主要構造部	耐火構造・準耐火構造・その他（　　）			延べ面積	m^2	
階　別	床面積（m^2）	用途又は室名	構　造	内装仕上げ		特記事項
				天　井	壁	
その他						

備考　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
　　２　消防用設備等の設置に係る階について、各階ごとに記入すること。

別記様式第２

屋内消火栓設備・屋外消火栓設備
水噴霧消火設備・泡消火設備　の概要表

水　源	専用・兼用	種　別	地下ピット・床置き・その他（　　）				有効水量（当該設備用）			m^3
加圧送水装置	ポンプ方式	ポンプ、電動機	専用・兼用	口径　×　吐出量　×　全揚程　×　出力						
			電圧　V	φ×　L／min×　m×　kw						
	ユニット型	呼水装置	有・無	有効容量	L	減水警報の表示場所				
		起動用圧力タンク	有・無	容　量	L	ポンプ設置場所				
	高架水槽方式	有効落差　m	圧力水槽方式	加圧圧力	MPa	内容積	m^3			
屋内消火栓	１号　個	２号　個	易操作性１号　個	合　計	個					
屋外消火栓	個	ホース	長さ　m　本	表示灯	専用・兼用					
噴霧ヘッド	標準放射量　L/min・標準放射圧力　MPa・放射角度　°									
泡放出口	フォームヘッド　個・フォームウォータースプリンクラーヘッド　個									
	高発泡用泡放出口　個・泡ノズル　個・その他（　　）　個									
泡消火設備の方式	固定式（全域・局所）・移動式	高発泡・低発泡	一斉開放弁	A　個						
泡消火薬剤	種別	たん白泡・合成界面活性剤・水成膜泡	貯蔵量	L	希釈容量濃度	%				
	混合方式	差圧混合方式・管路混合方式・圧入混合方式・ポンプ混合方式・その他（　）								
放水（出・射）区域	区域数　区域	最大	放水（出・射）面積　m^2	放水（出・射）量　L/min	放出体積　m^3					
		最小	放水（出・射）面積　m^2	放水（出・射）量　L/min	放出体積　m^3					
起動装置	ポンプ起動方式	自火報発信機・専用スイッチ・起動用水圧開閉装置・流水検知装置・その他								
	起動感知方式	スプリンクラーヘッド・感知器・その他（　）	手動式開放弁							
自動警報装置	流水検知装置　A　個・圧力検知装置　個・その他									
配管	立上がり管口径　A	材質	専用・兼用（　設備）							
	止水弁	逆止弁	その他（　）							
ブースポンプ	ポンプ、電動機	口径　×　吐出量　×　全揚程　×　出力	補助水槽							
		φ×　L/min×　m×　kw	m^3							
		φ×　L/min×　m×　kw	m^3							
電源	常用電源	単相・三相　AC　V　電灯回路・動力回路								
		DC　V　AH	充電方式	トリクル・浮動	使用別	専用・共用				
	非常電源	自家発電設備	単相・三相　AC・DC　V　kVA	使用別	専用・共用					
		蓄電池設備	DC　V　AH	充電方式	トリクル・浮動	使用別	専用・共用			
		非常電源専用受電設備　単相・三相　AC　V								
配線	常用電源回路	露出ケーブル・電線管露出・電線管埋設・その他（　）								
	非常電源回路	耐火電線・電線管露出・電線管埋設・その他（　）								
	警報回路	耐熱電線・電線管露出・電線管埋設・その他（　）								
	その他の回路	IV電線・露出ケーブル・電線管露出・電線管埋設・その他（　）								
その他										

備考　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
　　２　選択肢の併記してある欄は、該当事項を○印で囲むこと。

別記様式第３

スプリンクラー設備の概要表

水源	専用・兼用	地下ピット・床置き・その他（　　）			有効水量（当該設備用）			m^3
加圧送水装置	ポンプ方式	ポンプ、電動機	専用・兼用		口径　×　吐出量　×　全揚程　×　出力			
			電圧　V		φ×　L/min×　m×　kw			
	ユニット型	呼水装置	有・無	有効容量	L	減水警報の表示場所		
		起動用圧力タンク	有・無	容量	L	ポンプ設置場所		
	高架水槽方式	有効落差　m	圧力水槽方式	加圧圧力	MPa	内容積		m^3
スプリンクラーヘッド等	閉鎖型（高感度）（温度　℃　個）・（温度　℃　個） 閉鎖型（標準型）（温度　℃　個）・（温度　℃　個） 小区画型（温度　℃　個）・（温度　℃　個） 側壁型（温度　℃　個）・（温度　℃　個） 開放型ヘッド　個・補助散水栓　個						減圧弁 有・無	
設備の方式	湿式・乾式・予作動式	自動警報装置	流水検知装置　A　個・圧力検知装置　個					
ポンプ起動方式	起動用水圧開閉装置・流水検知装置・その他（　　）					送水口（双口型　個）		
起動感知方式	スプリンクラーヘッド・感知器・その他（　　）	手動式開放弁						
一斉開放弁	A　個	電動弁等	A　個					
配管	管	立上がり管口径　A	材質	専用・兼用（　　設備）				
配管	弁類	止水弁　逆止弁　その他（　　）						
放水型ヘッド	固定式（　　個）・可動式（　　個）	一斉開放弁	A　個					
加圧送水装置	放水型ヘッド用ポンプユニット型	ポンプ、電動機	専用・兼用		口径　×　吐出量　×　全揚程　×　出力			
			電圧　V		φ×　L/min×　m×　kw			
		呼水装置	有・無	有効容量	L	減水警報の表示場所		
		起動用圧力タンク	有・無	容量	L	ポンプ設置場所		
起動感知方式	感知器・走査型の感知器・その他（　　）							
配管	管	立上がり管口径　A	材質	専用・兼用（　　設備）				
配管	弁類	止水弁　逆止弁　その他（　　）						
ブースポンプ	ポンプ、電動機	口径　×　吐出量　×　全揚程　×　出力				補助水槽		
		φ×　L/min×　m×　kw				m^3		
		φ×　L/min×　m×　kw				m^3		
補助加圧装置	ポンプ、電動機	φ×　L/min×　m×　kw						
		φ×　L/min×　m×　kw						
		φ×　L/min×　m×　kw						
電源	常用電源	単相・三相　AC　V　電灯回路・動力回路						
		DC　V　AH	充電方式	トリクル・浮動	使用別	専用・共用		
	非常電源	自家発電設備	単相・三相　AC・DC　V　kVA		使用別	専用・共用		
		蓄電池設備	DC　V　AH	充電方式	トリクル・浮動	使用別	専用・共用	
		非常電源専用受電設備	単相・三相　AC　V					
配線	常用電源回路	露出ケーブル、電線管露出、電線管埋設、その他（　　）						
	非常電源回路	耐火電線、電線管露出、電線管埋設、その他（　　）						
	警報回路	耐熱電線、電線管露出、電線管埋設、その他（　　）						
	その他の回路	IV電線、露出ケーブル、電線管露出、電線管埋設、その他（　　）						
その他								

備考　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
　　２　選択肢の併記してある欄は、該当事項を○印で囲むこと。

別記様式第４

不活性ガス消火設備・ハロゲン化物消火設備
粉末消火設備　} の概要表

放出方式	全域放出方式 ・ 局所放出方式 ・ 移動式		制御盤設置位置		
貯蔵容器等	蓄圧（高圧式 ・ 低圧式 ・ その他（　　）） ・ 加圧				
起動方式	手動電気式 ・ 手動ガス式 ・ 自動式				
音響警報	音声 ・ サイレン ・ 音声＋サイレン ・ ブザー ・ その他（　　）				
放出表示灯	設置個数　　箇所	回転灯等	設置個数　　箇所	赤色表示灯	専用 ・ 兼用
消火剤	種別		設置場所		
	容器別数量　　kg ×容器本数　　本 kg ×容器本数　　本 ＝ 総数量　　kg				
加圧用ガス	窒素ガス ・ 二酸化炭素	数量　　m^3・L・kg	容器本数　　本		
配管	管				
	弁類	選択弁 ・ 放出弁 ・ 減圧弁 ・ 閉止弁 ・ その他（　　）			
放出区域	区域数　　区域	最大	放出面積　　m^2	放出率　　kg/s	放出体積　　m^3
		最小	放出面積　　m^2	放出率　　kg/s	放出体積　　m^3
移動式消火設備の数	箇所				
電源 常用電源	単相 ・ 三相　AC　　V　電灯回路 ・ 動力回路				
	DC　　V　　AH	充電方式	トリクル・浮動	使用別	専用・共用
電源 非常電源	自家発電設備　単相 ・ 三相　AC・DC　　V　　kVA			使用別	専用・共用
	蓄電池設備　DC　　V　　AH	充電方式	トリクル・浮動	使用別	専用・共用
配線	常用電源回路　露出ケーブル・電線管露出・電線管埋設・その他（　　） 非常電源回路　耐火電線・電線管露出・電線管埋設・その他（　　） 警報回路　耐熱電線・電線管露出・電線管埋設・その他（　　） その他の回路　IV電線・露出ケーブル・電線管露出・電線管埋設・その他（　　）				

	放出区域名	階	面積	体積	換気口	換気装置	排出措置	消火剤量	ヘッド数
1			m^2	m^3	有（閉）・無	有（停）・無	機械・自然	Kg	個
2			m^2	m^3	有（閉）・無	有（停）・無	機械・自然	Kg	個
3			m^2	m^3	有（閉）・無	有（停）・無	機械・自然	Kg	個
4			m^2	m^3	有（閉）・無	有（停）・無	機械・自然	Kg	個
5			m^2	m^3	有（閉）・無	有（停）・無	機械・自然	Kg	個
6			m^2	m^3	有（閉）・無	有（停）・無	機械・自然	Kg	個
7			m^2	m^3	有（閉）・無	有（停）・無	機械・自然	Kg	個

その他	

備考　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
　　２　選択肢の併記してある欄は、該当事項を○印で囲むこと。

別記様式第５

動力消防ポンプ設備概要表

（棟別　　棟）

<table>
<tr><td rowspan="3">防火対象物規模</td><td>構造</td><td>階数</td><td>建築面積
㎡</td><td>用途</td></tr>
<tr><td rowspan="2">耐火
準耐火
その他</td><td rowspan="2">地上　階

地下　階</td><td>延べ面積
㎡</td><td>1.2階の床面積の合計
㎡</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">項目</td><td colspan="3">名称・材質・寸法等</td></tr>
<tr><td colspan="2">ポンプ別</td><td colspan="3">消防ポンプ自動車，可搬消防ポンプ</td></tr>
<tr><td rowspan="4">ポンプ</td><td>型式</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>級別</td><td colspan="3">級</td></tr>
<tr><td>圧力</td><td>MPa</td><td>放水量</td><td>ℓ/min</td></tr>
<tr><td>設置位置</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">ホース</td><td colspan="3">材質　　内径　　長さ　　本数
mm　　m　　本</td></tr>
<tr><td colspan="2">筒先</td><td colspan="3">材質　　筒先口径　　本数
mm　　本</td></tr>
<tr><td rowspan="3">水源</td><td>種類</td><td colspan="3">地下式・半地下式・据置式・その他（　　）</td></tr>
<tr><td>有効水量</td><td colspan="3">㎥　　㎥　　㎥　　㎥</td></tr>
<tr><td>設置個数</td><td colspan="3">個</td></tr>
<tr><td colspan="5">設計，施工業者氏名</td></tr>
<tr><td colspan="5">備　考</td></tr>
</table>

この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

別記様式第６

自動火災報知設備の概要表　（その１）

	機種		蓄積	自動	遠隔	種別	個数
感知器	式　型（　）						
	型式番号　感　第　号	製造会社名					
	式　型（　）						
	型式番号　感　第　号	製造会社名					
	式　型（　）						
	型式番号　感　第　号	製造会社名					
	式　型（　）						
	型式番号　感　第　号	製造会社名					
	式　型（　）						
	型式番号　感　第　号	製造会社名					
	式　型（　）						
	型式番号　感　第　号	製造会社名					
	式　型（　）						
	型式番号　感　第　号	製造会社名					
	式　型（　）						
	型式番号　感　第　号	製造会社名					
	式　型（　）						
	型式番号　感　第　号	製造会社名					
	式　型（　）						
	型式番号　感　第　号	製造会社名					
	式　型（　）						
	型式番号　感　第　号	製造会社名					

発信機	屋内型　型　級　個	型式番号　発第　号	製造会社名	
	屋外型　型　級　個	型式番号　発第　号	製造会社名	
表示灯	V　個			

	種別	回線数	電源供給方式	設置台数
中継器	自動・遠隔・アナログ・その他（型式番号　中第　号）		専用（予備電源　V　AH）・受信機・その他（　）	
	自動・遠隔・アナログ・その他（型式番号　中第　号）		専用（予備電源　V　AH）・受信機・その他（　）	
	自動・遠隔・アナログ・その他（型式番号　中第　号）		専用（予備電源　V　AH）・受信機・その他（　）	
	自動・遠隔・アナログ・その他（型式番号　中第　号）		専用（予備電源　V　AH）・受信機・その他（　）	
	自動・遠隔・アナログ・その他（型式番号　中第　号）		専用（予備電源　V　AH）・受信機・その他（　）	
	自動・遠隔・アナログ・その他（型式番号　中第　号）		専用（予備電源　V　AH）・受信機・その他（　）	
	自動・遠隔・アナログ・その他（型式番号　中第　号）		専用（予備電源　V　AH）・受信機・その他（　）	
	自動・遠隔・アナログ・その他（型式番号　中第　号）		専用（予備電源　V　AH）・受信機・その他（　）	
	自動・遠隔・アナログ・その他（型式番号　中第　号）		専用（予備電源　V　AH）・受信機・その他（　）	
	自動・遠隔・アナログ・その他（型式番号　中第　号）		専用（予備電源　V　AH）・受信機・その他（　）	
	製造会社名			

別記様式第６

（その２）

<table>
<tr><td rowspan="4">受信機</td><td colspan="4">蓄積式・二信号式・アナログ式・自動試験機能付き・遠隔試験機能付き・その他（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="4">P･GP型　級　／　回線　R･GR型　自火報点数　　点　その他（　　）点数　　点　予備点数　　点</td></tr>
<tr><td>予備電源（DC　　V　　AH）</td><td>設置場所</td><td colspan="2">階　　室</td></tr>
<tr><td>型式番号　受第　　号</td><td>製造会社名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">表示器</td><td colspan="4">／　　回線　　台　自火報点数　　点　その他点数　　点　予備点数　　点</td></tr>
<tr><td colspan="4">／　　回線　　台　自火報点数　　点　その他点数　　点　予備点数　　点</td></tr>
<tr><td rowspan="5">電源</td><td rowspan="2">常用電源</td><td colspan="4">単相・三相　AC　　V　非常電源専用受電設備回路・電灯回路・動力回路</td></tr>
<tr><td colspan="4">DC　　V　　AH　充電方式（トリクル・浮動）　使用別（専用・共用（　　））</td></tr>
<tr><td rowspan="2">非常電源</td><td colspan="4">非常電源専用受電設備　単相・三相　AC　　V</td></tr>
<tr><td colspan="4">蓄電池設備　DC　V　AH　充電方式（トリクル・浮動）　使用別（専用・共用（　　））</td></tr>
<tr><td rowspan="9">音響装置</td><td rowspan="3">主音響装置
(内蔵されているものは除く)</td><td colspan="4">ベル・サイレン・電子ブザー・音声合成・その他（　　）</td></tr>
<tr><td>鐘径　　mm</td><td>定格DC　　V　　mA　　個</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>型式番号（　　号）</td><td>製造会社名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">地区音響装置</td><td colspan="4">型式番号（　　号）認定番号（　　号）　製造会社名</td></tr>
<tr><td colspan="4">ベル・サイレン・電子ブザー・スピーカー・その他（　　）</td></tr>
<tr><td>鐘径　　mm</td><td>定格DC　　V　　mA　　個　　dB</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">音声切替装置</td><td colspan="4">型式番号（　　号）　DC　　V　製造会社名</td></tr>
<tr><td>常用電源</td><td colspan="3">単相　AC　　V　非常電源専用受電設備回路・電灯回路</td></tr>
<tr><td>非常電源</td><td colspan="3">蓄電池設備　DC　　V　　AH　　充電方式（トリクル・浮動）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">配線</td><td>常用電源回路</td><td colspan="4">ケーブル露出・電線管露出・電線管埋設・その他（　　）</td></tr>
<tr><td>非常電源回路</td><td colspan="4">耐火電線・電線管露出・電線管埋設・その他（　　）</td></tr>
<tr><td>警報回路</td><td colspan="4">耐熱電線・電線管露出・電線管埋設・その他（　　）</td></tr>
<tr><td>その他回路</td><td colspan="4">IV電線・ケーブル露出・電線管露出・電線管埋設・その他（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">関連設備</td><td colspan="4">消火設備（　　）・火災通報装置・誘導灯信号装置</td></tr>
<tr><td colspan="4">非常警報設備・放送設備・その他（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="5">工事者区分</td><td>電源工事</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>配線工事</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>配線工事</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>配線工事</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>機器の取付け工事</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>その他</td><td colspan="5"></td></tr>
</table>

備考　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
　　２　選択肢の併記してある欄は、該当事項を○印で囲むこと。
　　３　感知器記入欄の（　　）内は、その機能又は性能を記入すること。
　　４　関連設備の消火設備（　　）内は、その設備等の種類を記入すること。

別記様式第７

ガス漏れ火災警報設備の概要表

<table>
<tr><td rowspan="2">検知器</td><td>検知対象ガス</td><td colspan="2">空気より軽い都市ガス</td><td colspan="2">空気より重い都市ガス</td><td colspan="2">その他のもの</td></tr>
<tr><td>個数</td><td colspan="2">個</td><td colspan="2">個</td><td colspan="2">個</td></tr>
<tr><td>中継器</td><td colspan="7">回線　個　電源　専用方法
受信機供給方法　予備電源　V　AH
その他の方法</td></tr>
<tr><td rowspan="3">受信機</td><td>区分</td><td colspan="2">型</td><td>回線数</td><td colspan="3">／　回線</td></tr>
<tr><td>附属装置</td><td colspan="2"></td><td>附属回路</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>予備電源</td><td colspan="2">V　AH</td><td>設置場所</td><td colspan="3">階</td></tr>
<tr><td rowspan="5">電源</td><td rowspan="2">常用電源</td><td colspan="2">単相・三相　AC　V　電灯回路・動力回路</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>DC　V　AH</td><td>充電方法</td><td>トリクル・浮動</td><td>使用別</td><td colspan="2">専用・共用</td></tr>
<tr><td rowspan="3">非常電源</td><td rowspan="2">蓄電池設備
DC　V　AH</td><td>充電方法</td><td>トリクル・浮動</td><td>使用別</td><td colspan="2">専用・共用</td></tr>
<tr><td>インバーター出力</td><td colspan="4">VA</td></tr>
<tr><td colspan="6">自家発電設備　単相・三相　AC　V　kVA</td></tr>
<tr><td rowspan="5">警報装置</td><td rowspan="2">音声警報装置</td><td>増幅器出力</td><td>スピーカー個数</td><td colspan="4">非常用放送設備と兼用</td></tr>
<tr><td>定格　W</td><td>個</td><td colspan="4">有・無</td></tr>
<tr><td rowspan="2">ガス漏れ表示灯</td><td colspan="3">中継器附属のもの</td><td colspan="4">その他のもの</td></tr>
<tr><td colspan="3">個</td><td colspan="4">個</td></tr>
<tr><td rowspan="2">検知区域警報装置</td><td colspan="3">検知器附属のもの</td><td colspan="4">その他のもの</td></tr>
<tr><td colspan="3">個</td><td colspan="4">個</td></tr>
<tr><td>配線</td><td>常用電源回路
非常電源回路
検知器回路
警報装置回路
その他の回路</td><td colspan="6">露出ケーブル・電線管露出・電線管埋設・その他（　）
耐火電線・電線管露出・電線管埋設・その他（　）
耐熱電線・電線管露出・電線管埋設・その他（　）
耐熱電線・電線管露出・電線管埋設・その他（　）
IV電線・露出ケーブル・電線管露出・電線管埋設・その他（　）</td></tr>
<tr><td>工事者区分</td><td>電源及び配線</td><td colspan="2"></td><td>機器取付</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">製造者名</td><td colspan="7">受信機製造会社　型式番号</td></tr>
<tr><td colspan="7">中継器製造会社　型式番号</td></tr>
<tr><td colspan="7">検知器製造会社</td></tr>
<tr><td>その他</td><td colspan="7"></td></tr>
</table>

備考　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

　　２　選択肢の併記してある欄は、該当事項を○印で囲むこと。

別記様式第８

漏電火災警報器概要表

(棟別　　棟)

<table>
<tr><td rowspan="3">防火対象物の概要</td><td>構　造</td><td>階　数</td><td>建築面積
㎡</td><td>用　途</td></tr>
<tr><td>耐火・準耐火
防火・その他
(　　)</td><td>地上　階
地下　階</td><td>延べ面積
㎡</td><td>最大負荷電流の合計
A</td></tr>
<tr><td colspan="4">外　壁：間柱／下地／鉄網　入り・なし　　壁：間柱／下地／鉄網　入り・なし　　床：根太／下地／鉄網　入り・なし　　天　井：天井／野縁／鉄網　入り・なし</td></tr>
<tr><td rowspan="15">機器等の概要</td><td rowspan="6">受信機</td><td>製造会社名</td><td>型　式</td><td>消防庁検定型式番号</td><td>級　別</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>級</td></tr>
<tr><td colspan="2">種　別</td><td colspan="2">屋内型　屋外型
互換性型　非互換性型</td></tr>
<tr><td colspan="2">設置位置</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">遮断機構</td><td colspan="2">有　無</td></tr>
<tr><td colspan="2">設地工事</td><td colspan="2">有　無</td></tr>
<tr><td colspan="2">検出漏えい電流設定値　mA</td><td colspan="2">電源の定格電圧　V</td></tr>
<tr><td rowspan="9">変流器</td><td colspan="2">種　別</td><td colspan="2">屋内型　屋外型</td></tr>
<tr><td colspan="2">構造種別</td><td colspan="2">貫通型　分割型</td></tr>
<tr><td colspan="2">設置位置</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">互換性の有無</td><td colspan="2">互換性型　非互換性型</td></tr>
<tr><td colspan="2">警戒電路の種別</td><td colspan="2">屋内電路
第２種接地線　屋外電路</td></tr>
<tr><td colspan="2">警戒電路の定格電流　mA以下</td><td colspan="2">警戒電路の定格電圧　V以上</td></tr>
<tr><td colspan="2">警戒電路の周波数　ヘルツ</td><td colspan="2">定格電流　A</td></tr>
<tr><td colspan="2">保護カバーの接地</td><td colspan="2">有　無</td></tr>
<tr><td rowspan="2">音響装置</td><td colspan="2">種　別</td><td colspan="2">ベル・サイレン・ブザー　ヶ所</td></tr>
<tr><td colspan="2">設置位置</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="5">設計，施工業者氏名</td></tr>
<tr><td colspan="5">備　考</td></tr>
</table>

この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

別記様式第９

消防機関へ通報する火災報知設備の概要表

<table>
<tr><td rowspan="9">火
災
通
報
装
置</td><td>品　名　・　型　式</td><td colspan="3"></td><td>型式番号</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>製　造　会　社　名</td><td colspan="7"></td></tr>
<tr><td>設　置　場　所</td><td colspan="7">階　　室</td></tr>
<tr><td rowspan="4">遠隔起動装置</td><td rowspan="4">設置場所</td><td rowspan="2">電話機付
（　　台）</td><td>（１）</td><td>（２）</td><td>（３）</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>（４）</td><td>（５）</td><td>（６）</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">電話機なし
（　　台）</td><td>（１）</td><td>（２）</td><td>（３）</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>（４）</td><td>（５）</td><td>（６）</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>選択信号送出方式</td><td colspan="7">DP方式（10PPS、20PPS）・　PB方式</td></tr>
<tr><td>自動火災報知設備連動</td><td colspan="7">有　　・　　無</td></tr>
<tr><td>常　用　電　源</td><td colspan="7">AC　　V</td></tr>
<tr><td>予　備　電　源</td><td colspan="7">DC　　V　　AH</td></tr>
<tr><td>M型発信機</td><td>設　置　場　所</td><td colspan="7">基</td></tr>
<tr><td rowspan="4">工事者区分</td><td>電　源　工　事</td><td colspan="7"></td></tr>
<tr><td>配　線　工　事</td><td colspan="7"></td></tr>
<tr><td>機器の取付工事</td><td colspan="7"></td></tr>
<tr><td>工事担当者（電話工事）</td><td>氏名</td><td colspan="2"></td><td>資格</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>そ
の
他</td><td colspan="8"></td></tr>
</table>

備考　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
　　２　選択肢の併記してある欄は、該当事項を○印で囲むこと。
　　３　工事者区分欄には、設備会社名等を記入すること。

別記様式第１０

非常警報設備概要表

（棟別　　棟）

防火対象物規模	構造	階数	建築面積 ㎡	用途
	耐火 準耐火 その他	地上　階 地下　階	延べ面積 ㎡	収容人員 名（　　世帯）

起動装置の設置場所

区分／階別	用途	場所・位置（床面からの高さ）	設置個数	区分／階別	用途	場所・位置（床面からの高さ）	設置個数
階			個	階			個
階			個	階			個
階			個	階			個
階			個	階			個
階			個	階			個
階			個	階			個

非常警報設備の種類	一体型・複合装置型	鳴動区分	一斉・区分（　　）

電源	非常電源専用受電設備　AC　V				
	蓄電池	種別	容量	充電方式	充電電流
		別置・内蔵　アルカリ 鉛	AH／H	トリクル 浮動	mA

配線	／	施工方法	使用電線	太さ
	非常電源			㎜
	常用電源回路			㎜
	警報回路 操作回路			㎜
	表示灯回路			㎜

設計，施工業者氏名

備考

この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

別記様式第１１

非常警報設備（放送）概要表

(棟別　　棟)

防火対象物規模	構造 耐火 準耐火 その他	階数 地上　階 地下　階	建築面積 ㎡	用途	
			延べ面積 ㎡	収容人員 名（　　世帯）	
使用状況	専有設備　　共用設備（　　）				

増幅器	型式	方式	電源	消費電力	出力
		トランジスター 真空管	AC100V DC24V	AC時　VA DC時　W	定格　W 最大　W

操作部	放送区分	一斉・階別等選択	回線数	遠隔操作器	無 有（　　）

防災センター	設置場所		区画構造		内装		床面積　㎡
	開口部	特定防火設備　㎡　ヶ所　常時閉鎖・煙連動 防火設備　㎡　ヶ所　常時閉鎖・煙連動					

起動装置	押ボタン・非常電話・インターホン　　個　感知器　，　発信機

スピーカー	配線方式	型名	型式	定格入力	施工方法
	2線式 3線式		L級　個 M級　個 S級　個	W　個　W　個 W　個　W　個 W　個　W　個	壁掛　個 埋込　個 その他　個

電源	常用電源	AC－　V　専用・兼用（　　）				
	非常電源	種別	容量	電圧	充電方式	充電電流
		ニッケルカドミウム鉛	時間率 AH	DC V	トリクル 浮動 その他	mA

配線	＼	施工方法	使用電線	太さ
	電源回路			㎜
	警報回路			㎜

設計，施工業者氏名

備考

この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

別記様式第１２

総　合　操　作　盤　の　概　要　表

品　名　・　型　式			
音　響　装　置		□ベル　・　□ブザー　・　□音声警報　・　その他（　　）	
表　示　方　法		□CRT　・　□グラフィックパネル　・　□窓　・　その他（　　）	
製　造　会　社　名			
監視場所（副監視）（遠隔監視）		階　　室	
電　源	常用電源	AC　　V	
	非常電源	□非常電源専用受電設備･□非常電源（自家発電設備）･□蓄電池設備　DC　　V　　AH	
消防用設備等	□屋内消火栓設備	□スプリンクラー設備	□水噴霧消火設備
	□泡消火設備	□不活性ガス消火設備	□ハロゲン化物消火設備
	□粉末消火設備	□屋外消火栓設備	□自動火災報知設備
	□ガス漏れ火災警報設備	□非常警報設備（放送設備に限る。）	□誘導灯
	□排煙設備	□連結散水設備	□連結送水管
	□非常コンセント設備	□無線通信補助設備	□
	□	□	□
	□	□	□
避難設備・建築設備等	□排煙設備	□非常用の照明設備	□機械換気
	□空気調和	□非常用エレベーター	□防火区画（構成機器設備）
	□防煙区画（構成機器設備）	□非常錠設備	□ITV設備
	□ガス緊急遮断弁	□	□
	□	□	□
	□	□	□
	□	□	□
工事者区分	電　源　工　事		
	配　線　工　事		
	配　線　工　事		
	機器の取付工事		
	機器の取付工事		
	機器の取付工事		
その他			

備考　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
　　２　選択肢の併記してある欄は、該当事項の□印内をチェックすること。
　　３　工事者区分欄には、設備会社名等を記入すること。

別記様式第１３

避 難 器 具 の 概 要 表

防　火　対　象　物　の　概　要								
名　　称				所　在　地				
用　　途				階数（階層）	地上　　階　地下　　階　塔屋　　階			
主要構造部	耐火構造・準耐火構造・その他（　　）				延べ面積			m^2
避　難　器　具　の　概　要								
階別	床面積	用　途	収容人員	無窓該当	階段の数	減免数	設置数	避難器具の種別（個数）
								は（　）・袋（　）・緩（　）
								は（　）・袋（　）・緩（　）
								は（　）・袋（　）・緩（　）
								は（　）・袋（　）・緩（　）
								は（　）・袋（　）・緩（　）
								は（　）・袋（　）・緩（　）
								は（　）・袋（　）・緩（　）
								は（　）・袋（　）・緩（　）
								は（　）・袋（　）・緩（　）

避難器具の種別				
型式番号	第　～　号	第　～　号	第　～　号	第　～　号
設置場所の状況（用途、構造等）				
開口部の大きさ 縦 × 横（cm）	×	×	×	×
腰　　高（cm）				
操作面積（m^2）				
固定位置				
固定方法				
固定部材にかかる設計荷重（kN）				
固定部材の許容応力（kN）				
その他				

備考　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
　　２　避難器具の種別（個数）欄は、「は」は金属製避難はしご、「袋」は救助袋、「緩」は緩降機を表し、避難器具の種別の後の（　）内にそれぞれの種別ごとの設置個数を記載すること。

別記様式第１４

誘　導　灯　概　要　表

（棟別　　棟）

防火対象物規模	構造	階数	建築面積 ㎡	用途
	耐火 準耐火 その他	地上　階 地下　階	延べ面積 ㎡	無窓階の有無 有（　　階）・無

種別 ＼ 階	用途		階	階	階	階	階	階	階	階	階	階	階	階
避難口誘導灯	A級													
	B級	BH形												
		BL形												
	C級													
通路誘導灯	A級													
	B級	BH形												
		BL形												
	C級													
階段通路誘導灯														
客席誘導灯														

点灯方式		□ 常時点灯　□ 消灯方式
消灯条件		□ 自動火災報知設備連動　□ 照明器具連動　□ 旋錠連動
機能		□ 点滅・誘導音機能（　　） □ 点滅機能のみ　（　　） □ 誘導音機能のみ　（　　）
電源	常用電源	AC　　V　　専用・兼用（　　）
	非常電源	□ 蓄電池（内蔵型・別置型）　□ 自家発電設備　□ 燃料電池設備

配線		施工方法	使用電線	太さ
	常用電源回路			mm mm²
	非常電源回路			mm mm²

設計、施工業者氏名

備考

この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

別記様式第１５

消 防 用 水 概 要 表

防火対象物規模	構造	階数	建築面積 ㎡	敷地面積 ㎡
	耐火	地上　階		
	準耐火		延べ面積 ㎡	棟数
	その他	地下　階		

棟別概要	棟別 ＼	1	2	3	4
	構造				
	建築物の高さ	m	m	m	m
	1．2階の床面積の合計	㎡	㎡	㎡	㎡
	延べ面積（地階は除く）	㎡	㎡	㎡	㎡
	延焼のおそれのある部分に該当する棟				

採水口の配管等	採水口の設置位置	
	車両進入状況	採水口まで進入可能な位置　m
	採水口前面空地	m　×　m
	採水口の型式	1．吸管投入型　2．吸管結合型
	吸管投入口の大きさ及び数	直径　m　ヶ所
	吸管結合金具の寸法数	町野式　口径　㎜　ヶ所
	配管の材質，寸法	JIS　口径　㎜
水源	種類	1．地下式　2．半地下式　3．据置式　4．その他（　）
	貯水槽	㎥　専用・兼用（　）
	有効水量	㎥　ヶ所
実揚程	フート弁から採水口までの配管口径等	㎜　長さ　m
	配管の摩擦損失水頭	単位　m
	落差（水槽の下端から採水口まで垂直距離）	単位　m

加圧ポンプ	起動装置	電圧 V	使用配線	操作方式	位置 地盤面からの高さ　m
	起動表示灯	電圧 V	使用配線		灯の内径 ㎜
	別添加圧送水装置概要表参照				

設計，施工業者氏名

備考

この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

別記様式第１６

加　圧　送　水　装　置　概　要　表

加圧送水装置を用いる設備	消防用水　　連結散水設備　　連結送水管					
加圧送水装置の種類						
加圧送水装置	位置			認定番号		
	ポンプ	型式（種別）		原動機	型式	
		口径	㎜		電流	A
		揚程	m		電圧	V
		吐出量	ℓ／min		出力	Kw

項目		型式等	寸法容量等	
ポンプ附属設備	呼水槽	材質	ℓ	たて　×よこ　×高さ（cm） ×　×　×
		減水警報装置　方式		
		警報移報場所		
	フレキシブル管	公称水圧試験圧力　MPa	内径　㎜　長さ	㎜
	性能試験用配管	方式	内径	㎜
	補給水管	方式	内径	㎜
	呼水管		内径	㎜
	オーバーフロー管		内径	㎜
	逃し管		内径	㎜

水源	設置場所		種別	地下式・据置式 その他（　　）
	有効水量	m^3		
	補給方法	式	兼用設備	無・有（　　）
	減水警報装置	方式	警報設置場所	

非常電源	非常電源の種別	専用受電設備（高圧・低圧）・自家発電設備・蓄電池設備・燃料電池設備		
	非常電源の型式等	認定番号	非常電源容量	設置場所
			KVA(AH)	

設計，施工業者氏名

備考

この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

別記様式第１７

連結散水設備概要表

（棟別　　棟）

防火対象物概要	構造 耐火 準耐火 その他	階数 地上　階 地下　階	建築面積　㎡ 延べ面積　㎡	用途

設置状況	階別	地下１階	地下２階	地下３階	地下４階
	床面積	㎡	㎡	㎡	㎡
	送水区域数				
	１送水区域内で２以上防火区画	有・無	有・無	有・無	有・無
	散水ヘッド個数	個	個	個	個

ヘッドを省略する部分	階	用途	床面積	防火戸の種別・開口部面積	内装材料	代替設備
			㎡	ヶ所　㎡		
			㎡	ヶ所　㎡		
			㎡	ヶ所　㎡		

ヘッド・制御弁等	項目	仕様	項目	仕様
	ヘッドの型式	開放型・閉鎖型	ヘッドの間隔	m×　m
	ヘッドの溶解温度	摂氏　度	ヘッド水平警戒距離	半径　m
	起動方式	手動・自動	開放弁の個数	ヶ所
	起動装置		制御弁の個数	ヶ所
	自動警報装置	種別　ヶ所	最大警戒面積	㎡
	表示装置		排水弁	位置　ヶ所

配管等					
	最大圧力	MPa			
	配管	JIS	吸水管　㎜ 主管　㎜ 配水管　㎜	JIS　水圧試験圧力	MPa
	管継手	JIS	フランジ・ねじ込み・溶接 その他（　　）	JIS　水圧試験圧力	MPa
	仕切弁	JIS		JIS　水圧試験圧力	MPa
	逆止弁	JIS		JIS　水圧試験圧力	MPa
	送水口	位置 双口型　　個，　埋込・スタンド式，　口径　　㎜，　高さ　　m			

加圧送水装置	別添加圧送水装置概要表参照

全揚程			
	ヘッドの設計圧力換算水頭	単位	m
	配管の摩擦損失水頭	単位	m

設計，施工業者氏名
備考

この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

別記様式第１８

連結送水管・非常コンセント設備概要表

（棟別　　棟）

防火対象物規模	構造	階数	建築面積 ㎡	用途	
	耐火 準耐火 その他	地上　階 地下　階	延べ面積 ㎡		

設置状況	階数		階	階	階	階	階	階	階	階	階	階
	放水口	個数	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個
		位置 床面より	m	m	m	m	m	m	m	m	m	m

格納箱	放水口格納箱	材質	板厚 ㎜	寸法（高さ）　m×（幅）　m×（奥行）　m
	放水用具等	材質	板厚 ㎜	寸法（高さ）　m×（幅）　m×（奥行）　m
		ホースの材質　m　本		噴霧切替ノズル　本

配管・ホース等	最大圧力	MPa		
	項目	材質等	口径等	その他
	主管	JIS	口径 ㎜	JIS　水圧試験圧力　MPa
		立主管　ヶ所	湿式　乾式	高架水槽 専用・兼用（　）設備
	放水口		口径 ㎜	個数　単口形　個・双口形　個
	送水口		口径 ㎜	設置場所～ スタンド式・埋込式
		単口形・双口形	ヶ所	GL からの高さ
	管継手	JIS	フランジ・ねじこみ・溶接 その他（　）	JIS　水圧試験圧力　MPa
	仕切弁	JIS		JIS　水圧試験圧力　MPa
	逆止弁	JIS		JIS　水圧試験圧力　MPa
	表示灯	電圧　V	配線	設置位置
		電流　mA	灯の内径 ㎜	

加圧送水装置	別添加圧送水装置概要表参照

非常コンセント設備	階別設置個数	１１階	１２階	１３階	１４階	１５階	１６階	１７階	１８階	１９階	２０階
		個	個	個	個	個	個	個	個	個	個

電圧・電流	単相交流　V　A	回路数	回路	規格	JIS－	
保護箱	寸法　m×　m	表示灯	電圧　V	設置位置		
	材質　板厚 ㎜		電流　mA	灯の内径 ㎜		
配線及び施工方法						
非常電源	専用受電設備（高圧・低圧）・自家発電設備・蓄電池設備・燃料電池設備					

設計，施工業者氏名
備考

この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

別記様式第１９

無線通信補助設備概要表

防火対象物規模	用途		階数	階	延べ面積	㎡
使用区分	専用・共用（警察用・防災管理用・その他（　　））					
設備方式	漏洩同軸ケーブル方法・漏洩同軸ケーブル及び空中線方式・空中線方式					
使用周波数帯域	MHｚ					
無線機接続端子	設置場所		設置個数	個		
	許容入力（設計値）	w(連続)	保護箱（㎝）	（　　）×（　　）×（　　）		
増幅器	設置の有無	型名	利得	設置場所		
			dB			
混合分配器	型名	入力端子数	挿入損失	設置場所		
			dB			
混合器	型名	入力端子数	挿入損失	設置場所		
			dB			
分配器	型名	設置個数	挿入損失	設置場所		
			dB			
分波器	型名	設置個数	挿入損失	設置場所		
			dB			
空中線	型名	設置個数	利得	電圧定在波比		
			dB	（　）MHｚにて（　）		
漏洩同軸ケーブル	型名	結合損失	伝送損失	使用長	耐熱措置方法	
		dB	dB／㎞	m		
同軸ケーブル	型名	伝送損失	使用長	耐熱措置方法		
		dB／㎞	m			
製造者名	漏洩同軸ケーブル					
	空中線					
	分配器等					
	増幅器					
設計・施工業者氏名	ＴＥＬ					
備考						

この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

別記様式第２０

排 煙 設 備 概 要 表

（棟別　　棟）

防火対象物規模	構造	階数	建築面積 ㎡	用途
	耐火 準耐火 その他	地上　　階 地下　　階	延べ面積 ㎡	収容人員 名（　　世帯）

項目					
排煙機	設置位置	階　　室			
	機械室の構造	壁	□ 耐火	□ 不燃	□ その他（　　）
		天井	□ 耐火	□ 不燃	□ その他（　　）
		開口部	□ 特定防火設備	□ 防火設備	□ 不燃
	排出量	㎥／min			
給気機	設置位置	階　　室			
	機械室の構造	壁	□ 耐火	□ 不燃	□ その他（　　）
		天井	□ 耐火	□ 不燃	□ その他（　　）
		開口部	□ 特定防火設備	□ 防火設備	□ 不燃
	給気量	㎥／min			
起動装置	自動	□ 自動火災報知設備感知器連動	□その他（　　）		
	手動	□ 手動	□ 遠隔操作		
排煙口等	大きさ	m×　　m			
	設置位置	□ 天井面	□ 壁面	□ その他（　　）	
	防煙区画の構造等	防煙区画面積（最大）　　㎡			
		防煙区画の構造	□ 耐火	□ 不燃	□ その他
風道口	風道構造	□ 耐火	□ 不燃	□ その他（　　）	
	区画ダンパー	□ 無	□ 有（　　）		
排煙出口		□ 屋上	□ その他（　　）		
給気口	給気方法	□ 自然流入	□ 給気機	□ その他（　　）	
	風道構造	□ 耐火	□ 不燃	□ その他（　　）	
電源	常用電源	AC　　V			
	非常電源	□ 非常電源専用受電設備	□ 自家発電設備	□ 蓄電池設備	□ 燃料電池設備

設計，施工業者氏名

備考

この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

別記様式第２１

パッケージ型消火設備の概要表

<table>
<tr><td colspan="3">種別</td><td colspan="10">Ⅰ型×（　　）台　・　Ⅱ型×（　　）台</td></tr>
<tr><td colspan="3">認定番号</td><td colspan="4">号</td><td>型式記号</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="3">消火薬剤貯蔵容器等</td><td colspan="3">加圧・蓄圧（　MPa）</td><td>材質</td><td></td><td>内容積</td><td colspan="4">Ｌ×　本</td></tr>
<tr><td rowspan="2">消火薬剤</td><td colspan="2">種別</td><td colspan="3"></td><td colspan="2">型式番号</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="2">貯蔵量</td><td colspan="10">（１台当たり）　Ｌ×　本＝　Ｌ</td></tr>
<tr><td rowspan="2" colspan="3">加圧用ガス</td><td>ガスの種別</td><td colspan="9">窒素・二酸化炭素</td></tr>
<tr><td>充填量</td><td colspan="4">（１台当たり）　m^3・Ｌ・kg
×　本</td><td>充填圧力</td><td colspan="4">MPa</td></tr>
<tr><td rowspan="3">ホース等</td><td colspan="2">材質</td><td colspan="4"></td><td colspan="2">ノズル切替有無</td><td colspan="3">有　・　無</td></tr>
<tr><td colspan="2">寸法</td><td colspan="10">長さ　　ｍ（Ⅰ型・Ⅱ型）</td></tr>
<tr><td colspan="2">ホース収納方式</td><td colspan="10">リール収納方式　・　ホース架収納方式</td></tr>
<tr><td colspan="3" rowspan="2">設置場所</td><td>設置階</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>台数</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">電源</td><td colspan="2" rowspan="2">常用電源回路</td><td colspan="10">単相・三相　AC　　V　　電灯回路・動力回路</td></tr>
<tr><td colspan="5">DC　　V　　AH</td><td colspan="5">充電方式：トリクル・浮動
使用別　：　専用・共同</td></tr>
<tr><td colspan="2">非常電源回路</td><td colspan="5">種別（　　）
DC　　V　　AH</td><td colspan="5">充電方式：トリクル・浮動
使用別　：　専用・共同</td></tr>
<tr><td rowspan="2">配線</td><td colspan="2">表示灯回路</td><td colspan="10">露出ケーブル・電線管露出・電線管埋設・その他（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">非常電源回路</td><td colspan="10">耐火電線・電線管露出・電線管埋設・その他（　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">放射性能</td><td colspan="2">放射率</td><td colspan="10">Ｌ／min</td></tr>
<tr><td colspan="2">放射距離</td><td colspan="10">m</td></tr>
<tr><td colspan="2">全量放射時間</td><td colspan="10">秒</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="12"></td></tr>
</table>

備考　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
　　２　選択肢の併記してある欄は、該当事項を○で囲むこと。

別記様式第２２

パッケージ型自動消火設備の概要表

認定番号・設置台数		認定型式番号　　号×　　台		型式記号		
消火薬剤貯蔵容器等		加圧・蓄圧（　　MPa）	材　質		内 容 積	Ｌ×　　本
消　火　薬　剤		種　　別		型式番号		
		薬 剤 量	容器別数量　Ｌ×容器本数　　本　Ｌ×容器本数　　本 Ｌ×容器本数　　本　Ｌ×容器本数　　本 Ｌ×容器本数　　本　Ｌ×容器本数　　本 Ｌ×容器本数　　本　Ｌ×容器本数　　本 Ｌ×容器本数　　本　＝総量　　Ｌ			
加　圧　用　ガ　ス		ガスの種別	窒素・二酸化炭素			
		充 填 量	（１台当たり）　　m^3･Ｌ･kg×　　本		充填圧力	MPa
本 体 設 置 状 況		薬剤貯蔵容器等			接地端子	有 ・ 無
感知部	感知器の種別	式　　型（　　）	型式番号：感第　　号×　種　個			
		式　　型（　　）	型式番号：感第　　号×　種　個			
		式　　型（　　）	型式番号：感第　　号×　種　個			
		式　　型（　　）	型式番号：感第　　号×　種　個			
	検 出 方 式					
音　響　装　置		音声・サイレン・音声＋サイレン・ブザー・ その他（　　）		連動有無	有（　　） 無	
手 動 起 動 方 式						
放　出　導　管		主　　管	材質：　　呼び方：		分 岐 管	材質：
		最大長さ　　m				
放　　出　　口		材質：　　放射量：　　Ｌ／min				
補　助　散　水　栓		屋内消火栓（１号・２号・易操作１号）×　　台		Ⅰ型×　　台		Ⅱ型×　　台
電　源	常用電源回路	単相・三相　AC　　V　　電灯回路・動力回路				
		DC　　V　　AH	充電方式：トリクル・浮動		使用別：専用・共同	
	非常電源回路	種別（　　） DC　　V　　AH	充電方式：トリクル・浮動		使用別：専用・共同	
配　線	常用電源回路	露出ケーブル・電線管露出・電線管埋設・その他（　　）				
	非常電源回路	耐火電線・電線管露出・電線管埋設・その他（　　）				
	警 報 回 路	耐熱電線・電線管露出・電線管埋設・その他（　　）				
	その他の回路	IV電線・露出ケーブル・電線管露出・電線管埋設・その他（　　）				

階	階面積	主　な　用　途	同時放射区域数	最大同時放射区域面積	放出口数	備　考
階	m^2		区域	m^2	個	
階	m^2		区域	m^2	個	
階	m^2		区域	m^2	個	
階	m^2		区域	m^2	個	
階	m^2		区域	m^2	個	
階	m^2		区域	m^2	個	
階	m^2		区域	m^2	個	
階	m^2		区域	m^2	個	
階	m^2		区域	m^2	個	
合　　計			区域		個	
備　考						

備考　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
　　２　選択肢の併記してある欄は、該当事項を○で囲むこと。

第９　水噴霧消火設備等の設置に関する取扱い

１　移動式のものとすることができる場所

(1)　火災のとき著しく煙が充満するおそれのある場所以外の場所

規則第18条第4項第1号に規定する「火災のとき著しく煙が充満するおそれのある場所」以外の場所及び第19条第6項第5号に規定する「火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所以外の場所」により、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備（以下この第9において「泡消火設備等」という。）を移動式のものとすることができる場所は、次のいずれかに適合する場所とする。

ア　多段式の自走式自動車車庫

(ｱ)　1層2段、2層3段及び3層4段の自走式自動車車庫については、「1層2段の自走式自動車車庫に係る消防用設備等の設置について」（平成3年5月7日付け消防予第84号）、「2層3段の自走式自動車車庫に係る消防用設備等の設置について」（平成6年6月16日付け消防予第154号）及び「3層4段の自走式自動車車庫に係る消防用設備等の設置について」（平成12年1月7日付け消防予第3号）の例によること。

(ｲ)　前(ｱ)以外の多段式の自走式自動車車庫については、次の全ての要件に適合すること。

a　建基法第68条の25の規定に基づき、建基令第108条の4第1項第2号及び第4項に規定する国土交通大臣の認定を受けていること。

b　自走式自動車車庫部分の外周部の開口部の開放性は、次の全ての基準を満たしていること。ただし、この場合において外周部に面して設けられる付帯施設が面する部分の開口部及び外周部に面して設けられているスロープ部（自動車が上階又は下階へ移動するための傾斜路の部分をいう。以下この第9において同じ。）であって、当該スロープ部の段差部に空気の流通のない延焼防止壁等が設けられている場合は、当該空気の流通のない延焼防止壁等を外周部に投影した当該部分の開口部は開口部とみなされないこと。

(a)　常時外気に直接開放されていること。

(b)　各階における外周部の開口部の面積の合計は、当該階の床面積の5%以上であるとともに、当該階の外周の長さに0.5mを乗じて得た値を面積としたもの以上とすること。（第9－1図参照）

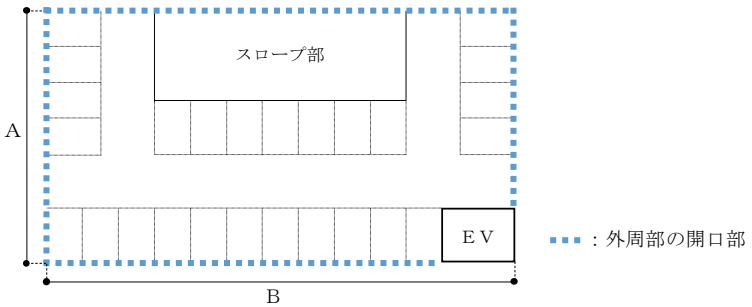

＜第9－1図＞

(c)　車室の各部分から水平距離 30m以内の外周部において、12 ㎡以上の有効開口部が確保されていること。(第 9－2 図参照)

なお、有効開口部については、次によること。

(i)　床面からはり等の下端 (はり等が複数ある場合は、最も下方に突き出したはり等の下端) までの高さの 1/2 以上の部分を有効開口部の面積として取り扱うものとする。(第 9－3 図参照)

(ii)　はり等の下端から 50ｃｍ以上の高さを有する開口部を有効開口部として取り扱うものとする。(第 9－4 図参照)

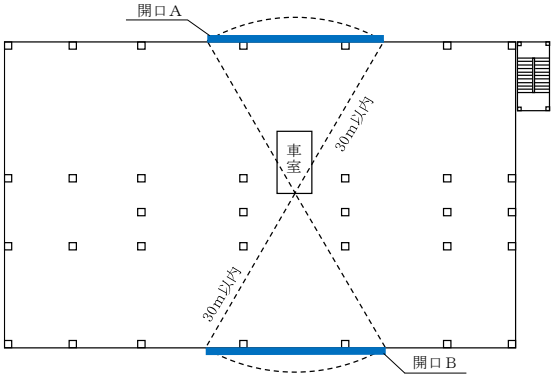

開口Ａ＋開口Ｂ＝12㎡以上

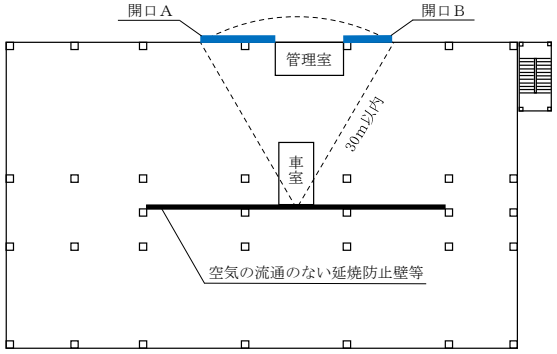

開口Ａ＋開口Ｂ＝12㎡以上

＜第 9－2 図＞

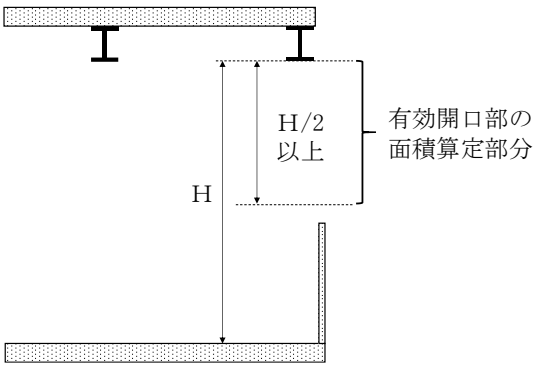

＜第 9－3 図＞

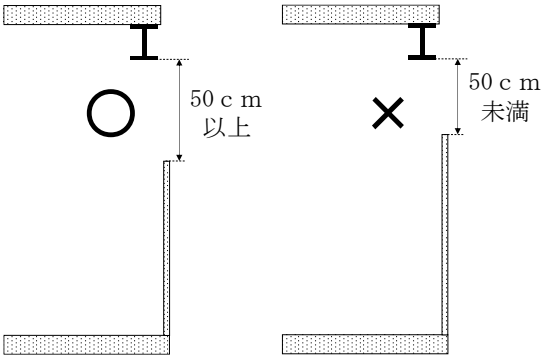

＜第 9－4 図＞

c　直通階段 (建基令第 120 条に規定するものをいい、スロープ部を除く。以下この第 9 において同じ。) は、いずれの移動式の泡消火設備等の設置場所からその一の直通階段の出入口に至る水平距離が 65m以内に設けられていること。

d　隣地境界線又は同一敷地内の他の建築物と外周部との間の距離 (以下この第 9 において「車庫保有距離」という。) を 0.5m以上確保し、車庫保有距離が 1m未満の場合は、各階の外周部に準不燃材料で造られた高さ 1.5m以上の防火壁を設けること。

なお、5 層 6 段以上の自走式自動車車庫については、車庫保有距離を 2m以上確保し、車庫保有距離が 3m未満の場合は、各階の外周部に準不燃材料で造られた高さ 1.5m以上の防火壁を設けること。

イ　前ア以外の防火対象物

多段式の自走式自動車車庫以外の防火対象物については、次の(ｱ)から(ｷ)までのいずれかに適合する場所とする。

(ｱ)　防護部分の壁面のうち、長辺の一辺の全面（構造上主要な柱及び空気の流通に支障のない階段等を除く。）が常時外気に直接開放されており、かつ、他の一辺の壁面の 1/2 以上が常時外気に直接開放されている場合

なお、開口部については、次の全ての要件に適合するものであること（(ｳ)を除き、(ｲ)から(ｷ)までにおいて同じ）。

ａ　開口部は、隣地境界線又は同一敷地内の他の建築物との間に 0.5m以上（当該開口部からの避難が想定される場合は、1m以上）の距離を確保すること。ただし、隣地が河川や道路等（国又は地方公共団体等の管理するもので、将来にわたって状況が変わらないものに限る。）の場合は、この限りでない。

ｂ　開口部は、次の構造を有するもの以外のものであること。

(a)　随時開くことができる自動閉鎖装置付きの防火戸、感知器の作動と連動して閉鎖する防火戸等、火災時に閉鎖されることを前提とする開口部

(b)　ルーバー、ガラリ等が設けられた開口部で、煙が有効に外部に排出されない構造のもの

(ｲ)　防護部分の全ての壁面（構造上主要な柱、はり、階段等で、空気の流通に支障のない場合を除く。）の上部 50ｃｍ以上の部分が常時外気に直接開放されている場合

(ｳ)　防護部分の天井（上階の床を兼ねるものを含む。）の有効開口部（物品等により閉鎖するおそれのないもの及び当該開口部からの煙が有効に外部に排出される構造のものに限る。）の面積の合計が、当該防護部分の床面積の 15%以上確保されている場合

(ｴ)　天井（天井のない場合にあっては、屋根。以下この第 9 において同じ。）の高さが 5ｍを超える場合で、次の全ての要件に適合するとき（機械式駐車装置を除く。）

ａ　排煙上有効な開口部を、防護部分の床面積の 1/30 以上確保すること。この場合において、床面から天井までの高さの 1/2 以上の部分を排煙上有効な開口部の面積として取り扱うものとし、勾配屋根の場合は、平均の天井高が 5m以上あればよいものとする。（第 9－5 図参照）

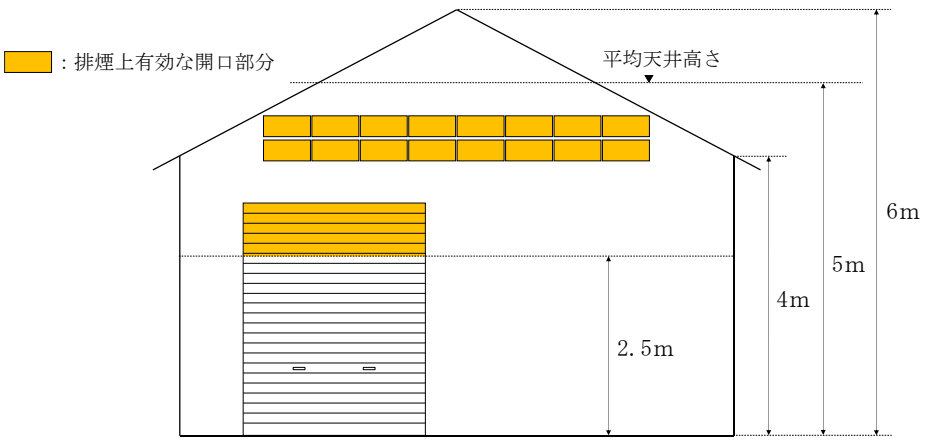

＜第 9－5 図＞

ｂ　開口部は、常時開放されているか、又は容易に開放できる構造を有していること。

(ｵ)　防護対象物の各部分が、排煙上有効な開口部から当該開口部の高さ（はりが下がっている場合は開口部の下端からはりまでの高さ）の 2 倍以内の距離に包含されている場合

(ｶ)　地上階にある防護部分で、常時外気に直接開放されている開口部又は当該防護部分の外から一の動作又は操作で手動又は遠隔操作により容易に開放することができる排煙上有効な開口部の面積の合計が当該防護部分の床面積の 20%以上確保されている場合（第 9－6 図参照）

なお、排煙上有効な開口部は、床面から天井までの高さの 1/2 以上の部分で、かつ、床面からの高さが 1.8m以上の部分に存する開口部を排煙上有効な開口部として取り扱うものとする。

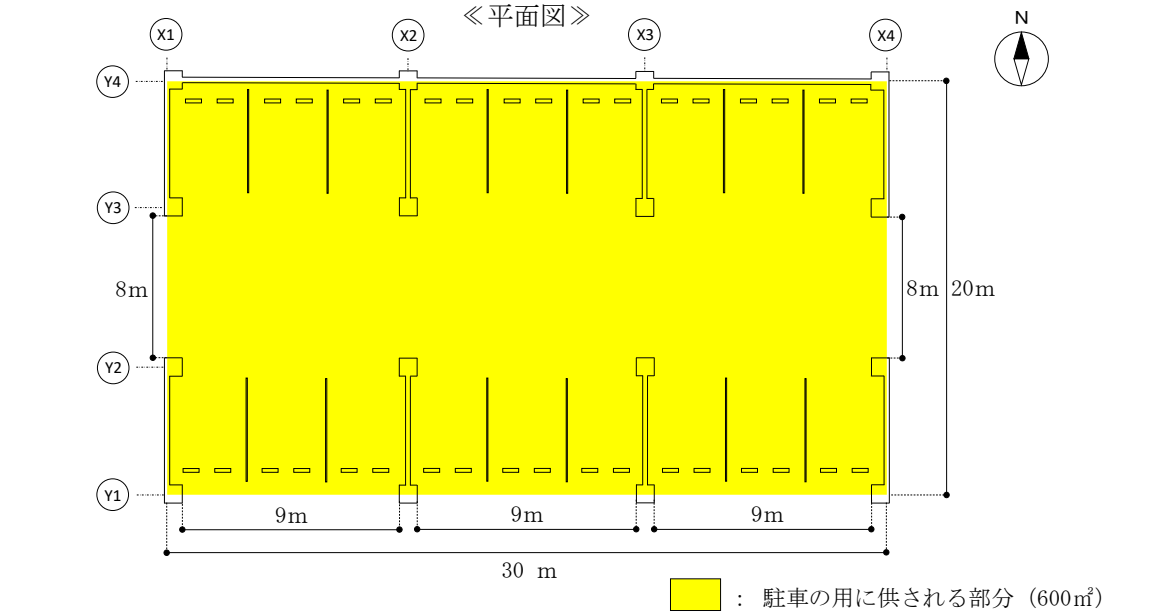

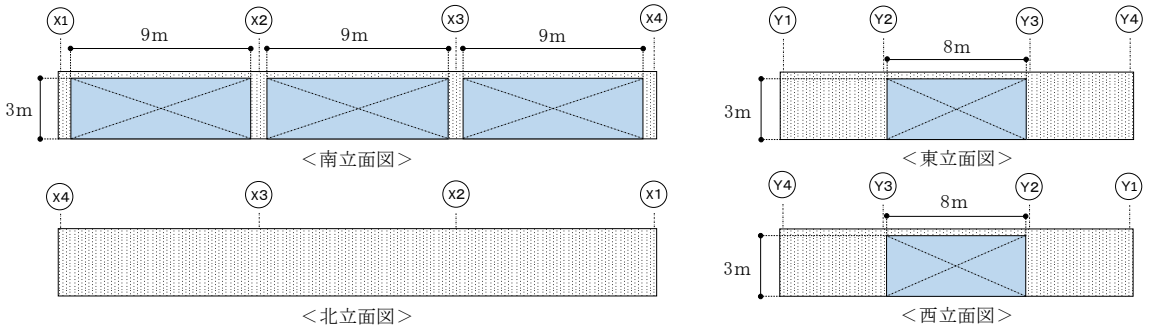

：開口部の有効面積の合計（9m×3m×3箇所＋8m×3m×2箇所＝129㎡）

開口部の有効面積の合計（129㎡）　≧　床面積の20%（600㎡×20%＝120㎡）

＜第 9－6 図＞

(ｷ)　建基令第 136 条の 9 に規定する開放的簡易建築物である場合

(2)　飛行機又は回転翼航空機の格納庫等に設けるもの

令別表第 1(13)項ロに掲げる防火対象物又は令別表第 1 に掲げる防火対象物の屋上部分で、回転翼航空機等の発着の用に供されるものについては、次に掲げる部分

ア　前(1).イに掲げる部分。ただし、令別表第 1(13)項ロの防火対象物にあっては、主たる用途に供される部分の床面積の合計が 1,000 ㎡以上のものを除く。

イ　航空機の格納位置が限定されるもので、当該床面積（格納される航空機の全長に全幅（回転翼そのものは含まない。）を乗じた数値を床面積とする。）以外の部分

(3)　電気設備に関する特例基準

令第 13 条の規定により、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備の設置を要する発電機、変圧器その他これらに類する電気設備（以下この第 9 において「電気設備」という。）が設けられている場所のうち、当該場所が次のア及びイに該当し、かつ、電気設備がウに該当する場合には、前(1)による移動式のものとすることができる場所に該当しない場所であっても、令第 32 条の規定を適用し、不活性ガス消火設備（二酸化炭素を放射するものに限る。）、ハロゲン化物消火設備（ハロン 1211、ハロン 1301 及びハロン 2402 に限る。）又は粉末消火設備を、移動式のものとすることができる。

ア　特定主要構造部を耐火構造とした専用の建築物で、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料でしたものであり、かつ、延焼のおそれがないものであること。

イ　前アの建築物の開口部には、防火設備である防火戸（随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖するものに限る。）が設けられていること。

ウ　電気設備には、火災が発生した場合、自動的に電流を遮断する装置が設けられていること。

２　対象となる範囲等

(1)　床面積等の取扱い

令第 13 条の適用に係る床面積等の取扱いについては、第 5「電気設備及び火気使用設備に関する取扱い」1 及び 2 によること。

(2)　自動車の修理又は整備の用に供される部分

令第 13 条第 1 項表中「自動車の修理又は整備の用に供される部分」には、塗装場、車路、部品庫その他これらに類する部分を含むものとする。ただし、当該部分が準耐火構造（特定主要構造部が耐火構造の場合は耐火構造とする。）の床若しくは壁又は特定防火設備である防火戸（常時閉鎖式又は随時閉鎖式のものに限る。）で有効に区画された場合は、対象から除くことができるものとする。（第 9－7 図参照）

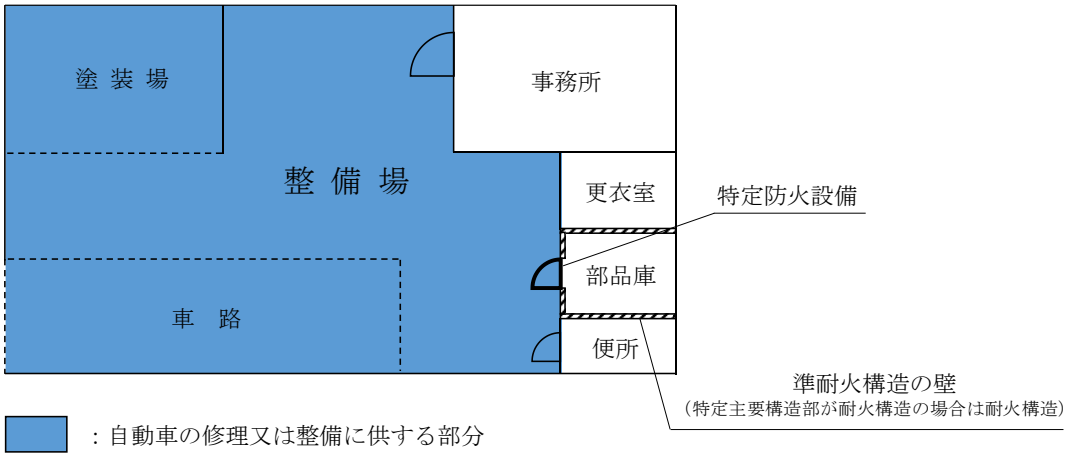

＜第 9－7 図＞

(3)　駐車の用に供される部分

ア　令第 13 条第 1 項表中「駐車の用に供される部分」には、主として自動車を駐車する部分のほか、駐車場内の車路を含むものとする。ただし、駐車場に至る外部の誘導路（ランプ）は含まれないものとする。

イ　令第 13 条第 1 項表中「駐車する全ての車両が同時に屋外に出ることができる構造」とは、自動車が横に 1 列に並んで収容されている車庫のように、それぞれの車が同時に車路等を通らずに直接屋外（道路、空地等）に出ることができるものをいうが、2 列に並んで収容されているものも同時に屋外に出ることができるものとして取り扱って差し支えないものとする。（第 9－8 図参照）

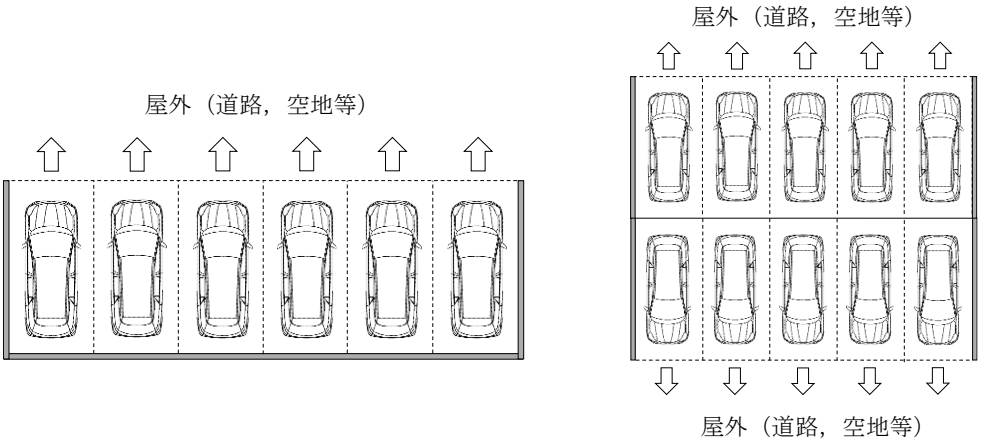

＜第 9－8 図＞

３　特例基準

(1)　令第 13 条の規定により、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備（以下この第 9 において「特殊消火設備」という。）の設置を要する場合で、次のいずれかに該当するときは、令第 32 条の規定を適用し、特殊消火設備を設置しないことができる。

ア　屋上に設置される変電設備、発電設備又は蓄電池設備で、大型消火器を令第 10 条第 2 項の規定の例により設置した場合

イ　次の各号のいずれかに該当する電気設備が設置されている部分に、大型消火器を令第 10 条第 2 項の規定の例により設置した場合

(ｱ)　密封方式の電気設備（封じ切り方式又は窒素封入方式の電気設備であって、内部に開閉接点を有しない構造のものに限る。）で、絶縁劣化、アーク等による発火危険のおそれが少なく、かつ、当該電気設備の容量が 15,000ｋＶＡ未満のもの

(ｲ)　1,000ｋＶＡ未満の容量の電気設備

(ｳ)　密封方式のＯＦケーブル油槽

(ｴ)　昭和 48 年消防庁告示第 1 号、昭和 48 年消防庁告示第 2 号又は昭和 50 年消防庁告示第 7 号に適合する構造のキュービクルに収納されている電気設備

(ｵ)　発電機又は変圧器のうち、冷却又は絶縁のための油類（以下この第 9 において「絶縁油」という。）を使用せず、かつ、水素ガス等の可燃性ガスを発生するおそれのないもの

(ｶ)　絶縁油に植物油を使用する変圧器で、次に掲げる要件を満たすもの

ａ　絶縁油として使用する植物油は、法第 2 条第 7 項に規定する危険物に該当せず、かつ、燃焼点が 300 度を超えるものであること。

ｂ　変圧器には、電気設備に関する技術基準を定める省令（平成 9 年通商産業省令第 52 号）第 14 条に規定する過電流遮断器及び第 44 条に規定する自動的に当該変圧器を電路から遮断する装置が施設されていること。

ｃ　変圧器は、耐火構造で区画された室に設けられていること。

ｄ　単器容量が 10,000ｋＶＡ以上の変圧器にあっては、当該変圧器専用の個室に設けられ、当該変圧器のほか、変圧器と直結される電圧調整器、補償リアクトル、整流器及びユニット受電方式の開閉装置、ケーブルヘッド等の電気設備に関連する機器以外が設置されていないこと。

ｅ　単器容量が 2,000ｋＶＡ以上 10,000ｋＶＡ未満の変圧器にあっては、当該変圧器（変圧器と直結される電圧調整器、補償リアクトル、整流器及びユニット受電方式の開閉装置、ケーブルヘッド等の電気設備に関連する機器を含む。）と他設備との間に、耐火構造の壁（衝立）及び防火戸で遮へいされた区画に設けられていること。

ｆ　変圧器を設ける室には、油の流出を防止する対策及び放圧管からの噴油対策が講じられていること。

ウ　通信機器室のうち、次の全ての要件に適合する場合

(ｱ)　特定主要構造部を耐火構造とし、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料でしてあること。

(ｲ)　通信機器室とその他の部分とを耐火構造の壁及び床で区画し、かつ、当該壁及び床の開口部等（火炎の伝送を防ぐ構造又は設備をした部分で、束配線が壁又は床を貫通するものを除く。）には、防火設備が設けられていること。

(ｳ)　室内に設け、又は収容する通信機器の配線の絶縁材料に自然性を有するものを使用していないこと。

エ　火気使用設備（鍛造場、ボイラー室、乾燥室に設置する火気使用設備、又は、金属溶解設備、給湯設備、温風暖房設備、厨房設備、内燃機関によるヒートポンプ冷暖房機等をいう。以下この第 9 において同じ。）が設置されている部分に、大型消火器を令第 10 条第 2 項の規定の例により設置した場合で、次の全てに該当するとき（第 9－9 図参照）

(ｱ)　火気使用設備の設置場所は、鍛造場、ボイラー室又は乾燥室であること。

(ｲ)　火気使用設備の最大消費熱量の合計が、350ｋｗ未満であること。

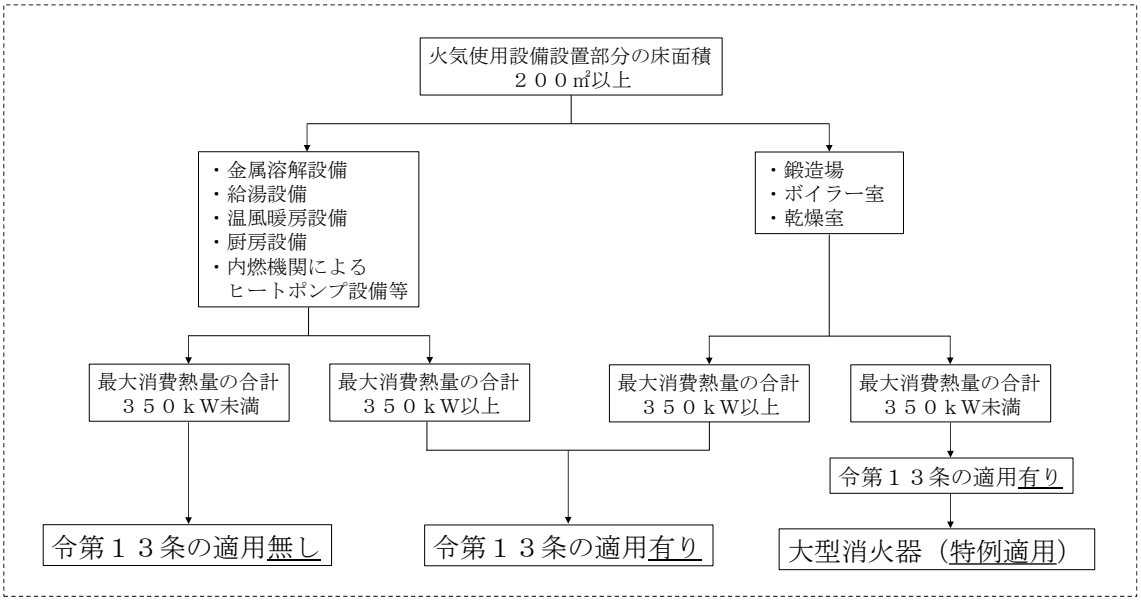

＜第9－9図＞

(2)　発電所の電気設備が設置されている部分に、次により水噴霧消火設備を設置した場合は、令第32条の規定を適用し、特殊消火設備を設置しないことができる。

ア　噴霧ヘッドは、その有効防護空間が電気設備の下部表面を除く全外表面及び電気設備の周囲の床面積を包含するように設けること。

イ　高圧充電部と噴霧ヘッド及び配管各部分との保有空間距離は、第9－1表の左欄に掲げる公称対地電圧に応じ、同表の右欄に掲げる離隔距離以上であること。

＜第9－1表＞

公称対地電圧（ｋＶ）	離隔距離（ｃｍ）
66 以下	70
77 以下	80
110 以下	110
154 以下	150
187 以下	180
220 以下	210
275 以下	260

ウ　噴霧ヘッドの性能及び水源の水量は、次によること。

(ｱ)　噴霧ヘッドの性能は、電気設備に設置される全ての噴霧ヘッドを同時に標準放射量（令第14条第1号の標準放射量をいう。）で放射する場合に、それぞれの噴霧ヘッドにおいて放射圧力が0.35ＭＰａ以上で、かつ、防護面積1㎡につき毎分の放射量が、電気設備の周囲の床面部分には6Ｌ、その他の部分は、10Ｌで計算した量以上の量で有効に放射できるものであること。

(ｲ)　水源の水量は、前(ｱ)に定める条件で全ての噴霧ヘッドを同時に使用した場合に、20分間以上有効に放射することができる量以上の量とすること。

エ　制御弁及びストレーナを、次により設けること。

(ｱ)　制御弁及びストレーナは、放射区域ごとに設けること。

(ｲ)　制御弁は、火災の際安全で、かつ、容易に接近できる場所に設けること。この場合、制御弁の操作部の位置は、床面又は操作面からの高さが 0.8m以上 1.5m以下であること。

(ｳ)　制御弁には、その直近の見やすい箇所に水噴霧消火設備の制御弁である旨を表示した標識を設けること。

オ　配管は、電気設備の頂部を通過しないように設けること。

カ　配管及びその支持物の非充電露出部は、有効に接地し、接地線と大地との間の接地抵抗値を 10Ω以下とすること。

キ　排水設備は、当該放射区域に放射される水量を有効に排水できる大きさ及び勾配を有するものであること。

ク　加圧送水装置は、規則第 16 条第 3 項第 3 号の規定の例により設けること。ただし、水力発電所の水圧管を利用して前ウの基準を満足する場合は、この限りでない。

ケ　呼水装置、非常電源及び配管は、規則第 12 条第 1 項第 3 号の 2、第 4 号及び第 6 号の規定の例により設けること。

コ　貯水槽等には、規則第 12 条第 1 項第 9 号に規定する措置を講じること。

(3)　令第 13 条第 1 項第 2 欄の規定により、泡消火設備又は粉末消火設備の設置を要する防火対象物又はその部分のうち、次の全ての要件に適合するものについては、令第 32 条の規定を適用し、泡消火設備又は粉末消火設備を設置しないことができる。

ア　ヘリコプターの屋上緊急離着陸場等であること。

イ　常用の施設ではなく、当該防火対象物における火災等の災害発生時についてのみ使用されるものであること。

ウ　消火器及び連結送水管が設けられていること。

第１０　防炎防火対象物及び防炎物品に関する取扱い

１　防炎防火対象物

法第 8 条の 3 及び令第 4 条の 3 の規定により防炎性能を有する防炎対象物品を使用しなければならない防火対象物（以下この第 10 において「防炎防火対象物」という。）には、次の部分等を含むものとする。

(1)　防炎防火対象物の屋上部分

(2)　防炎防火対象物のポーチ、バルコニー等の外気に開放された部分

(3)　工事中のサイロ、危険物の貯蔵タンク、ガス貯蔵タンク等

※ 当該防火対象物は、規則第 4 条の 3 第 1 項第 3 号に規定する貯蔵槽に該当する。

２　防炎対象物品

(1)　法第 8 条の 3 第 1 項及び令第 4 条の 3 第 3 項に定める防炎対象物品は、第 10－1 表によること。

＜第 10－1 表＞

防炎対象物品に含まれるもの	防炎対象物品に含まれないもの
(1) カーテン ※1 (2) 布製のブラインド ※2 (3) 暗幕 ※3 (4) 大きさが 2 ㎡を超えるじゅうたん等 ※4 (5) 展示用の合板 ※5 (6) どん帳その他舞台において使用する幕 ※6 (7) 舞台において使用する大道具用の合板 ※7 (8) 工事用シート ※8 (9) 布製のアコーディオンドア (10) 仕切りに用いられる布製の衝立て (11) 布製ののれん、装飾幕、紅白幕等で、下げ丈がおおむね 1m以上のもの (12) 昇降機（エレベーター）の床又は壁の内面保護等のための敷物等で、その大きさが 2 ㎡を超えるもの (13) 屋根のある観覧席、通路等の部分に敷かれたじゅうたん等	(1) 大きさが 2 ㎡以下のじゅうたん等（一辺が 30ｃｍ程度の正方形のマット状のもの等は継ぎ合わせた状態の大きさとする。） (2) 接着剤等で床に貼られ、床と一体となっている合成樹脂製床シート及びプラスチックタイル (3) じゅうたん等の下敷にクッション材として使用されているアンダーレイ、アンダークッション、アンダーフェルト等 (4) 屋根のないグランド、フィールド等に敷かれている人工芝等 (5) プラスチック製又は木製のブラインド
※1 幕の一種で、窓、出入口、厨房の開口部、室の仕切り、ベッドの囲い等に用いるものをいう。 ※2 窓、出入口等の開口部等に日よけ、目かくし等を行うために用いるものをいう。 ※3 採光をさえぎる目的で使用される幕で、通常、劇場、映画館、集会場などにおいて用いられるものをいい、キャバレー等において遮光のために用いるものを含む。 ※4 じゅうたん（織りカーペット（だん通を除く。）をいう。）、毛せん（フェルトカーペットをいう。）、タフテッドカーペット、ニッテッドカーペット、フックドラッグ、接着カ	

ーペット（工事施工段階で接着されているものを除く。）及びニードルパンチカーペット、ござ、人工芝、合成樹脂製床シート及び床敷物（毛皮製床敷物、毛製だん通及びこれらに類するものを除く。）をいう。

※５ 展示用パネル、掲示板、バックボード、仕切用パネル等に使用される合板をいい、壁面の一部に枠組等をつけて展示の用に供している掲示板のように壁の一部となっているもの及び黒板に使用される合板はこれに該当しない。

※６ 舞台において使用する幕として水引き、袖幕、暗転幕、定式幕、かすみ幕、中幕、映写幕、バック幕などをいう。

※７ 舞台部において使用される舞台装置のうち建物、書割、樹木、岩石等登場人物が手にとることのない飾付に使用されるものをいう。

※８ 建築物その他の工作物の工事の際に使用されているシート類をいい、コンクリートの養生、工事用機械等の覆い等として使用されるものはこれに該当しない。

(2)　展示用の合板で、不燃材料、準不燃材料又は難燃材料に該当するものについては、防炎性能を有する防炎対象物品として取り扱うことができるものとする。

第３章　消防用設備等の技術基準

第１　消火器具

消火器具は、関連規定によるほか、次によること。

関 連 規 定
令第 10 条
規則第 6 条から第 9 条まで

１　消火器具の種類

設置する消火器具の種類は、原則として、粉末（ＡＢＣ）消火器 10 型以上とすることとし、粉末では消火困難な燃焼物がある場合は、浸透性のある強化液消火器等とすること。◇

２　設置場所等

(1)　令第 10 条第 2 項第 2 号に規定する「使用に際して容易に持ち出すことができる箇所」とは、廊下、通路、室の出入口付近等であること。

なお、共同住宅等で、管理上その他やむを得ない場合は、次によりパイプシャフト等内に設置できるものとする。

ア　パイプシャフト等の扉の前面等に規則第 9 条第 4 号に規定する標識を設けること。

イ　パイプシャフト等は、消火器具を容易に取り出すことができるスペースを有していること。

ウ　パイプシャフト等の扉は、常時開放可能な状態に維持すること。

(2)　規則第 9 条第 2 号に規定する「水その他消火剤が凍結し、変質し、又は噴出するおそれが少ない箇所」については、次のアからウまでに該当する場所であること。

ア　容器又はその他の部分が腐食するおそれのない場所

イ　消火器に表示された使用温度範囲外となるおそれのない場所

ウ　乾燥砂、膨張ひる石又は膨張真珠岩は、雨水等がかからない措置を講じるとともに、地盤面又は床面からの高さが 10ｃｍ以上となる場所

(3)　水槽に付置する消火用バケツは、当該水槽の直近の場所に設けること。◇

(4)　消火器具は、当該器具全体が床面からの高さが 1.5m以下となるように設けること。

(5)　規則第 6 条第 6 項に規定する「歩行距離が 20m以下」とは、通常の歩行可能な経路を基にした距離をいうものであること。したがって、机、椅子、什器その他歩行に障害となる物件（床に固定されたもの又は容易に移動することができないものに限る。）がある場合は、当該歩行に障害となる物件を避け、実際に歩行が可能な部分の動線により測定すること。

(6)　規則第 6 条第 6 項に規定する「防火対象物の各部分」には、ピロティ、ポーチ、吹きさらしの廊下、バルコニー、ベランダ、屋外階段等の部分で、床面積に算入されない部分は含まれないこと。

(7)　開口部のない壁で区画されている場合は、当該区画された部分ごとに消火器具を設置すること。ただし、屋外等を経由し、規則第 6 条第 6 項の規定に適合する場合（令第 8 条の

規定を適用する場合を除く。）についてはこの限りでない。（第１－１図参照）

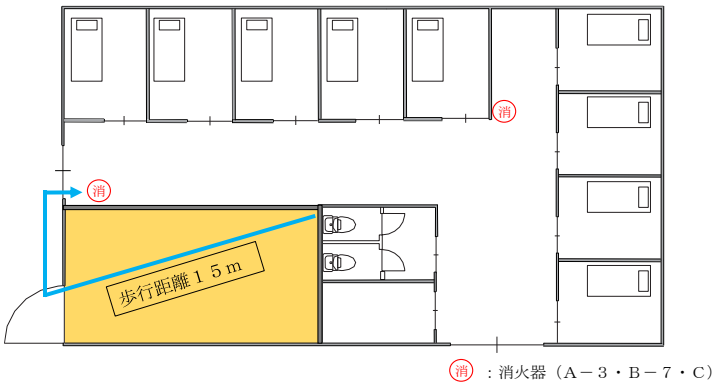

＜第１－１図＞

３　付加設置

規則第６条第３項から第５項までの規定により設置しなければならない消火器具については、前１によるほか、次によること。

(1)　付加設置が必要な防火対象物又はその部分には、屋上も含まれるものとする。

(2)　規則第６条第４項に規定する「その他これらに類する電気設備」とは、発電機又は変圧器の特別高圧若しくは高圧の電路に接続する電気機器（電路に接続するリアクトル、電圧調整器、開閉器、コンデンサ、遮断器、計器用変成器等の機器によって構成され、その全出力が 20 キロワット以上のものをいう。）、蓄電池設備、燃料電池設備及び急速充電設備等をいうものであること。ただし、次のアからカまでのいずれかに該当するものについてはこの限りでない。

ア　配電盤、分電盤又は制御盤のみのもの

イ　内燃機関を原動力としない発電設備

ウ　蓄電池設備で、蓄電池容量が 10 キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が 10 キロワット時を超え 20 キロワット時以下のものであって、「蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準」（令和５年消防庁告示第７号）第２に定めるもの

エ　蓄電池設備で、鉛蓄電池設備又はアルカリ蓄電池のうち、制御弁式のもの

オ　配線、照明、電動機等

カ　急速充電設備で、全出力 20 キロワット以下のもの

(3)　規則第６条第５項に規定する「その他多量の火気を使用する場所」とは、次に掲げる場所とする。

ア　条例第５条に規定する厨房設備を設置する場所（個人の住居に設けるもの及び事務所等で使用される小規模な給湯室に設けるものを除く。）

イ　営業用食品加工炉及びかまどを設置する場所

ウ　工業炉及びかまどを設置する場所

エ　熱風炉を設置する場所

オ　公衆浴場の火焚場

カ　火葬場のかま場

キ　焼却炉を設置する場所

ク　前アからキまでに掲げる場所のほか、これらに類する場所

(4)　能力単位の算定方法については、規則第 6 条から第 8 条までの規定によること。

(5)　能力単位等に係る床面積の算定については、次によること。

ア　規則第 6 条第 4 項に規定する「変圧器、配電盤その他これらに類する電気設備（以下この第 1 において「電気設備」という。）」がある場所の床面積については、次によること。

(ｱ)　キュービクル式の電気設備の場合は、当該設備が据え付けられた部分の水平投影面積とすること。

(ｲ)　キュービクル式以外の電気設備の場合は、次によること。

a　専用の室を形成する場合は、当該室の床面積とすること。

b　専用の室を形成しない場合は、次のいずれか小なる床面積とすること。

(a)　感電防止用フェンス等により囲われている部分の床面積

(b)　電気設備が据え付けられた部分の周囲に水平距離5mの線で囲まれた部分（屋内及び屋上の部分に限る。以下この第 1 において「水平投影による部分」という。）の床面積

イ　規則第 6 条第 5 項に規定する「鍛造場、ボイラー室、乾燥室、その他多量の火気を使用する場所（以下この第 1 において「鍛造場等」という。）」の床面積の算定については、次によること。

(ｱ)　専用の室を形成する場合は、当該室の床面積とすること。

(ｲ)　専用の室を形成しない場合は、条例第 2 条第 1 項第 1 号に規定する離隔距離で囲われた部分の床面積とすること。

ウ　同一室内又は屋上に電気設備又は鍛造場等の当該機器が 2 箇所以上設置されている場合は、ア又はイにより算定された床面積を合計した面積（水平投影による部分の床面積が重複する部分は、重複加算しない。）とすること。ただし、当該設備相互の水平距離が 10mを超える場合は、当該部分ごとに算定すること。（第 1−2 図参照）

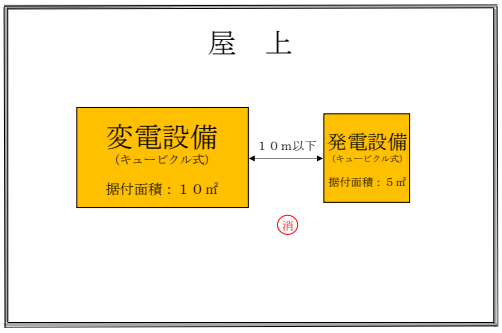

＊ 電気設備相互の水平距離が10m以下
10㎡＋5㎡＝15㎡
15㎡／100㎡＝0.15 ⇒ 消火器1本要
（注）電気設備の各部分から消火器に至る歩行距離が20m以下の場合に限る。

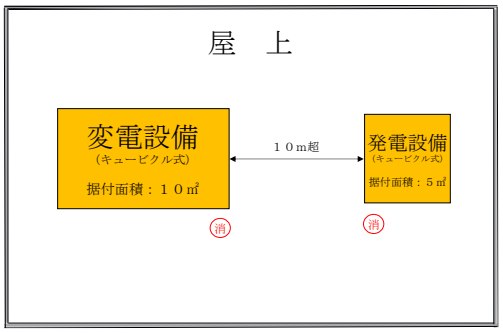

＊ 電気設備相互の水平距離が10m超
⇒　別々で算定
10㎡／100㎡＝0.1 ⇒ 消火器1本要
5㎡／100㎡＝0.05 ⇒ 消火器1本要
（注）電気設備の各部分から消火器に至る歩行距離が20m以下の場合に限る。

＜第 1−2 図＞

(6)　消火器具の兼用について

規則第 6 条第 3 項又は第 5 項の規定により消火器具を設置する場合において、次の全てに適合するときは、同条第 1 項の規定により設置する消火器具で兼用することができるものとする。（第 1−3 図参照）

ア　兼用される消火器具の能力単位の数値の合計数は、規則第 6 条第 1 項及び第 3 項又は第 5 項の規定により必要とされる能力単位の数値を加算して得た数以上の数値が確保されていること。

イ　兼用される消火器具は、規則第 6 条第 6 項に規定する歩行距離を満たしていること。

ウ　兼用される消火器具は、規則第 6 条第 1 項の規定により設置する消火器具と同一の適応性を有すること。

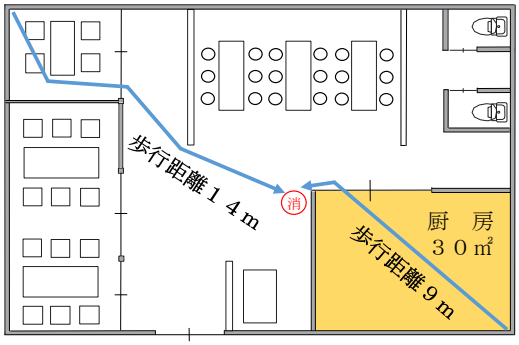

＜必要能力単位数＞
１６０㎡/１００㎡＝１．６単位（規則第６条第１項）
３０㎡/２５㎡＝１．２単位（規則第６条第５項）
必要能力単位：１．６＋１．２＝２．８単位

⇩

各部分から消火器までの歩行距離が
２０ｍ以下のため、消火器１本で可

○ 用途：飲食店
○ 構造：木造（その他建築物）
○ 階数：平屋建て
○ 延べ面積：１６０㎡

：多量の火気を使用する場所

消 ：消火器（A－３・B－７・C）

＜第 1−3 図＞

4　標識

規則第 9 条第 4 号に規定する消火器具を設置した箇所への標識は、第 26「標識」の定めるところによること。★

5　特例基準

消火器具の設備等技術基準に係る令第 32 条の適用については、次のとおりとする。

(1)　劇場、映画館その他客席を設けるもの又は体育館、プール、展示場その他大空間を有するもので、規則第 6 条第 6 項の規定によることが困難な場合は、能力単位の数値が満足するものに限り、有効に使用することができる設置可能な場所に設置することができる。

(2)　冷蔵室又は冷凍室の収容室で、規則第 6 条第 6 項の規定によることが困難な場合は、能力単位の数値が満足するものに限り、有効に使用することができる設置可能な場所に設置することができる。

(3)　精神疾患又は知的障害者等が入所する施設で、各階のナースステーション等で一括管理しなければ適正な管理が行えないと認められる場合は、能力単位の数値が満足するものに限り、職員が常駐する場所に集中して設置することができる。

(4)　メゾネット型共同住宅その他の 2 階層以上で一の住戸になっているもので、一の住戸の各部分から歩行距離 20m以下となるように消火器具を設置した場合は、能力単位の数値が満足するものに限り、一住戸内の階ごとに設置しないことができる。

(5)　消火器を直接視認することができる状態で設置し、日本産業規格（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項に規定する日本産業規格をいう。）Z8210に定める消火器のピクトグラム（9ｃｍ角以上）を設けた場合は、規則第9条第4号に規定する標識を設けないことができる。（第1－4図参照）

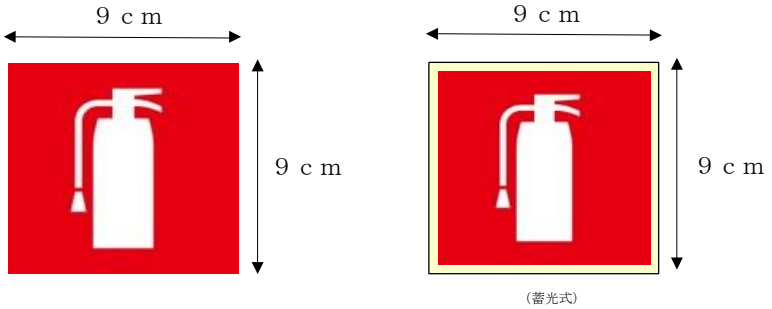

＜第1－4図＞

第２　屋内消火栓設備

１　加圧送水装置

加圧送水装置は、関連規定によるほか、次によること。

関 連 規 定		
令第 11 条	第 3 項	第 1 号ニ及びホ、第 2 号イ(5)及び(6)、第 2 号ロ(5)及び(6)
規則第 12 条	第 1 項	第 2 号、第 3 号の 2、第 7 号、第 9 号
	第 2 項	第 3 号から第 6 号
	第 3 項	第 2 号
その他	「加圧送水装置の基準」（平成 9 年消防庁告示第 8 号）	

(1)　設置場所

ア　水中ポンプ以外

令第 11 条第 3 項第 1 号ホ並びに第 2 号イ(6)及びロ(6)に規定する「火災等の災害による被害を受けるおそれが少ない箇所」は、次によること。★

(ｱ)　屋内に加圧送水装置を設ける場合

a　屋内に加圧送水装置を設ける場合は、加圧送水装置を設ける室とその他の部分とを不燃材料で造られた壁、柱、床及び天井（天井のない場合にあっては、屋根）で区画し、開口部に防火設備である防火戸（屋外に面するもので、延焼のおそれのある部分以外の部分に設けるものを除く。次の(ｲ)において同じ。）を設けた専用の室に設けること。ただし、変電設備（「キュービクル式非常電源専用受電設備の基準」（昭和 50 年消防庁告示第 7 号）及び「火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式変電設備等の基準」（平成 29 年三原市消防本部告示第２号）に適合するものに限る。）、揚水ポンプ、空調機械（液体燃料を使用するものを除く。）等で出火危険性の少ない設備は、同一の室に設けることができる。

b　独立した専用の建築物又は工作物内に加圧送水装置を設ける場合は、延焼のおそれのある部分を不燃材料で造り、開口部に防火設備を設けること。ただし、不燃材料で造り又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

c　加圧送水装置を設ける室には、第 26「標識」に定める加圧送水装置が設置されている室である旨の表示を行うこと。◇

(ｲ)　屋外（屋上を含む。）に加圧送水装置を設ける場合

屋外に加圧送水装置を設ける場合は、建築物から 3m以上の距離を保たなければならない。ただし、加圧送水装置と相対する建築物の外壁（加圧送水装置の側方 3m以内及び地盤面から 6m以内の部分に限る。）が、次の a 及び b の要件に適合する場合は、この限りでない。

a　不燃材料で造り、又は覆われていること。

b　開口部がある場合は、防火設備が設けられていること。（第 2－1 図参照）

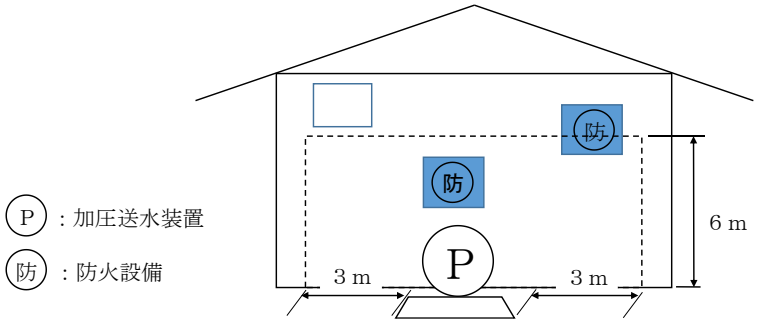

＜第２－１図＞

イ　水中ポンプ

加圧送水装置に水中ポンプを使用する場合は、次によること。★

(ｱ)　水中ポンプは点検のためのふたの真下に設けること。

(ｲ)　水中ポンプは、貯水槽の底面から５ｃｍ以上の位置に設置し、貯水槽の壁面から当該ポンプの中心までの距離は、ポンプストレーナー部分の外径の２倍以上とすること。

(ｳ)　水中ポンプ吐出側の配管には、逆止弁、仕切弁及び連成計（又は圧力計）を設け、かつ、当該ポンプ吐出口から仕切弁に至る配管の最頂部には、自動空気抜き弁を設けること。

(ｴ)　貯水槽の水位は、常時水中ポンプの最低起動水位（水中ポンプ及び当該ポンプを駆動する電動機が水没する水位をいう。）以上にあり、かつ、ポンプストレーナー上部から10ｃｍ以上となるように確保されていること。

(2)　ポンプを用いる加圧送水装置

ポンプを用いる加圧送水装置は、次によること。

ア　機器

(ｱ)　加圧送水装置は、認定品を使用すること。◇

(ｲ)　附属装置等の変更

認定品の加圧送水装置を設置する際に、設置場所の位置、構造及び状況により、次のいずれかの変更を行う場合には、「加圧送水装置の基準」（平成９年消防庁告示第８号。以下この第２において「8 号告示」という。）に定める基準に適合しているものとして取り扱うことができる。

a　ポンプの設置位置が水源より低い場合における水温上昇防止用逃し配管の位置の変更（ただし、流水量に著しい影響を及ぼさないこと。）

b　立上り管の頂部位置が当該加圧送水装置より低い場所におけるポンプ吐出側圧力計の連成計への変更

c　水源水位がポンプより高い場合のフート弁の変更

d　非常電源による加圧送水装置の起動制御を行う場合における制御盤のポンプ起動リレーの変更

e　排水場所に合わせた場合の流量試験配管の向きの変更（ただし、流水量に著しい影響を及ぼさないこと。）

ｆ　圧力調整弁等を設ける場合のポンプ吐出側配管部の変更

ｇ　耐圧の高性能化を図る場合のポンプ吐出側止水弁及び逆止弁の変更

イ　設置方法

(ｱ)　ポンプの兼用

規則第 12 条第 1 項第 7 号ハ(ﾆ)ただし書の規定による「他の消火設備と併用又は兼用する場合において、それぞれの消火設備の性能に支障を生じないもの」とは、次によること。

ａ　他の消火設備とポンプを兼用する場合

(a)　同一防火対象物

同一の防火対象物で、他の消火設備とポンプを兼用する場合におけるポンプの吐出量は、各消火設備で必要となる規定吐出量を加算して得た量以上の量とすること。ただし、次の(i)又は(ii)のいずれかに該当する場合は、当該各規定によることができる。

なお、一の消火設備としてポンプが起動した際に、他の消火設備が作動する等の誤作動がないこと。

(i)　異なる階（屋外消火栓設備は 1 階とする。）にそれぞれ別の消火設備が設置されている場合にあっては、各消火設備の規定吐出量のうち最大となる量に、他の消火設備の規定吐出量の 50%を加算して得た量以上の量とすることができる。（第 2－2 図参照）

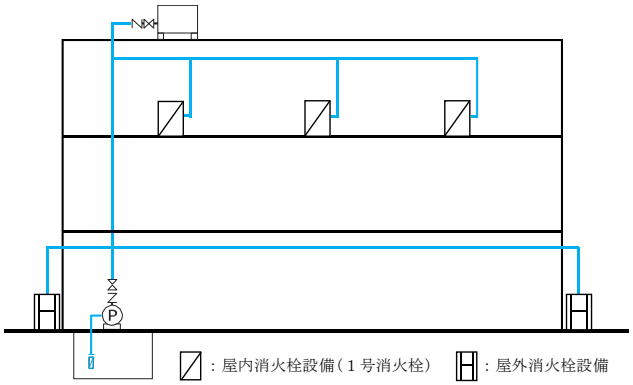

消防用設備等	吐出量
屋内消火栓設備 (1号消火栓)	300Ｌ/min（150Ｌ/min×2）
屋外消火栓設備	800Ｌ/min（400Ｌ/min×2）

⇩

必要となる吐出量：950Ｌ/min以上の量
（800Ｌ/min＋300Ｌ/min×1/2＝950Ｌ/min）

＜第 2－2 図＞

(ii)　同一階又は同一防火対象物に設置する 2 種以上の消火設備が全て固定式消火設備で、各消火設備を設置する部分を準耐火構造（特定主要構造部が耐火構造の場合は、耐火構造。）の壁及び床で区画し、かつ、開口部に特定防火設備である防火戸(随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖するものに限る。)を設けた場合は、各消火設備の規定吐出量のうち最大となる量以上の量とすることができる。（第 2－3 図参照）

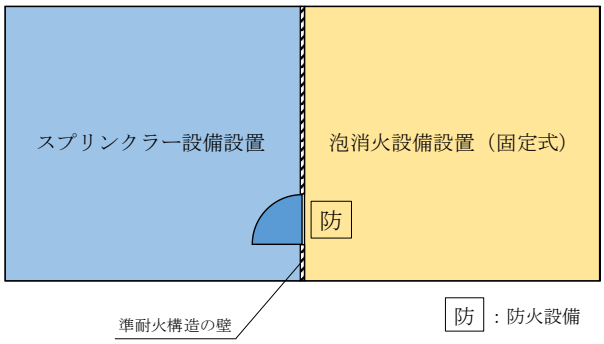

消防用設備等	吐出量
スプリンクラー設備	720Ｌ/min
泡消火設備	840Ｌ/min

必要となる吐出量：840Ｌ/min以上の量
（720Ｌ/min＜840Ｌ/min）

＜第２－３図＞

(b)　棟が異なる防火対象物

同一敷地内に存する２以上の防火対象物（管理権原が同一の場合に限る。）に設置する消火設備のポンプを兼用する場合は、それぞれの防火対象物ごとに必要となる規定吐出量を加算して得た量以上の量とすること。ただし、次の(i)又は(ii)のいずれかに該当する場合は、各防火対象物のうち規定吐出量が最大となる量以上の量とすることができる。

(i)　防火対象物のいずれかが、耐火建築物又は準耐火建築物であるもの。（第２－４図参照）

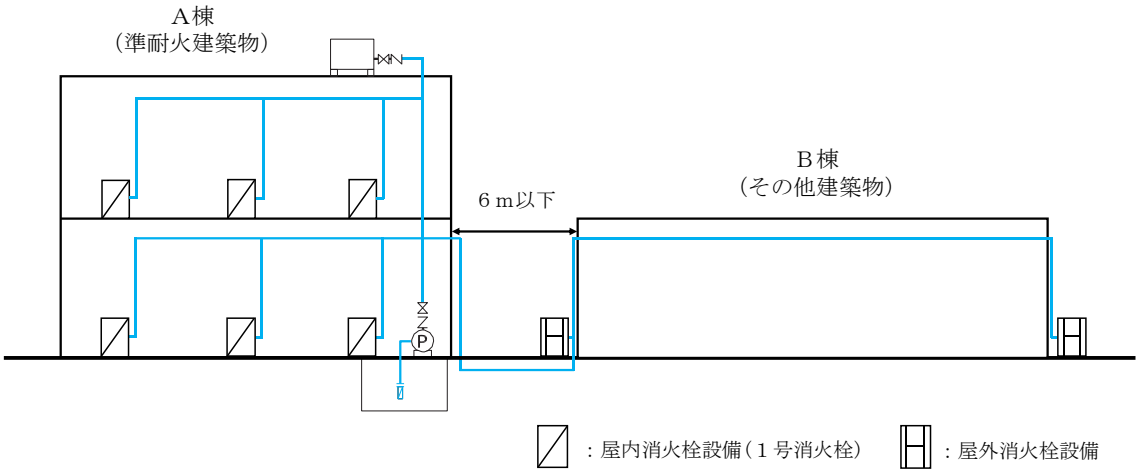

防火対象物	構　造	規定吐出量
Ａ棟	準耐火建築物	300Ｌ/min（150Ｌ/min×2）
Ｂ棟	その他建築物	800Ｌ/min（400Ｌ/min×2）
必要となる吐出量	Ａ棟が準耐火建築物のため、規定吐出量が最大（Ｂ棟）となる800Ｌ/min 以上の量	

＜第２－４図＞

(ii)　防火対象物相互の外壁間の中心線から、１階にあっては３ｍを超える、２階以上の階にあっては５ｍを超える距離を有するもの。（第２－５図参照）

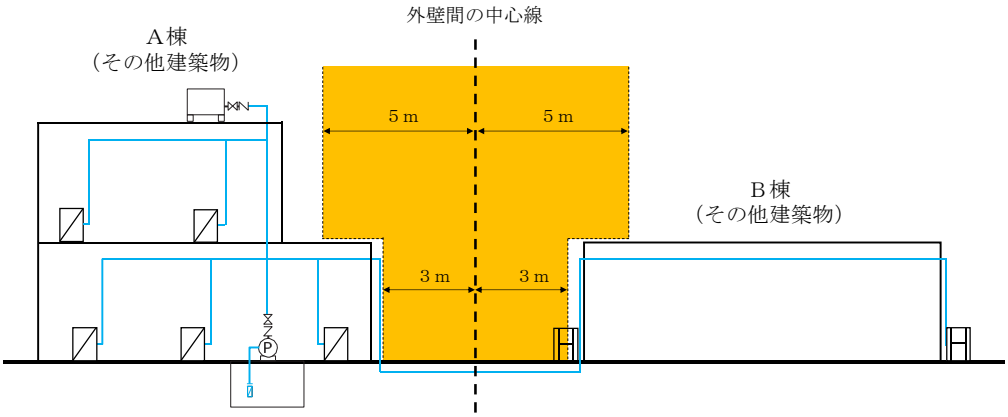

防火対象物	構　造	規定吐出量
Ａ棟	その他建築物	300Ｌ/min（150Ｌ/min×2）
Ｂ棟	その他建築物	800Ｌ/min（400Ｌ/min×2）
必要となる吐出量	外壁間の中心線から規定の距離を超えているため、必要となる吐出量は800Ｌ/min以上の量	

＜第2－5図＞

b　種類の異なる屋内消火栓についてポンプを兼用する場合

1 号消火栓及び 2 号消火栓のポンプを同一の防火対象物で兼用する場合のポンプの吐出量は、次によること。

(a)　1 号消火栓と 2 号消火栓（広範囲型を除く。）が相互に隣接する場合にあっては、220Ｌ/min 以上とすること。（第 2－6 図参照）

(b)　1 号消火栓と広範囲型 2 号消火栓が相互に隣接する場合にあっては、240Ｌ/min 以上とすること。（第 2－7 図参照）

(c)　各階の屋内消火栓設置個数が 1 で 1 号消火栓と 2 号消火栓（広範囲型を含む。）が混在する場合にあっては、150Ｌ/min 以上とすること。（第 2－8 図参照）

≪平面図≫

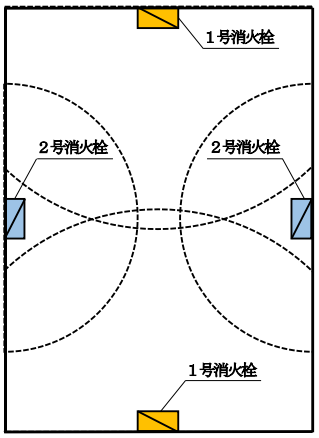

ポンプの吐出量
150Ｌ/min＋70Ｌ/min＝220Ｌ/min

＜第2－6図＞

≪平面図≫

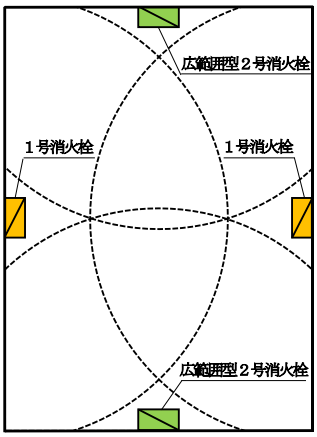

ポンプの吐出量
150Ｌ/min＋90Ｌ/min＝240Ｌ/min

＜第2－7図＞

≪立面図≫

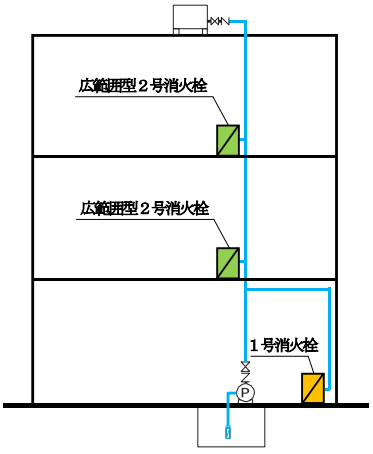

ポンプの吐出量
各階の屋内消火栓設置個数が１のため、150Ｌ/min

＜第2－8図＞

(ｲ)　高層建築物等

高層建築物において、ポンプの締切揚程（一次圧力調整弁を設けるものは、その設置圧力水頭）が 170ｍ（1.7ＭＰａ）以上となる場合は、中継ポンプを設け、直列運転とすること。この場合、一次ポンプの定格全揚程は、中継ポンプの位置において、中継ポンプの定格吐出量時に 10ｍ（0.1ＭＰａ）以上の圧力水頭を保有すること。◇

(3)　高架水槽を用いる加圧送水装置

高架水槽を用いる加圧送水装置は、次によること。

ア　機器

高架水槽の材質は、鋼製、合成樹脂製又はこれと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するものであること。★

イ　設置方法

(ｱ)　高架水槽は、令第 11 条第 3 項第 1 号ニ又は第 2 号イ(5)若しくはロ(5)に規定する性能が得られるように設けること。

(ｲ)　他の消火設備と高架水槽を兼用する場合は、前(2).イ.(ｱ)の例によること。

(4)　圧力水槽を用いる加圧送水装置

圧力水槽を用いる加圧送水装置は、次によること。

ア　機器

(ｱ)　加圧送水装置は、認定品を使用すること。◇

(ｲ)　圧力水槽の構造は、水源水量が規定量充填されたのち加圧されるもので、水槽内の圧力が低下したとき、自動的に加圧できる空気圧縮機又はこれに代わる加圧装置を設けること。◇

(ｳ)　圧力水槽は、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）に定める第二種圧力容器又は高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）に定める圧力容器に適合すること。

(ｴ)　8 号告示第 4 第 2 号に規定する「使用圧力に対し十分な強度を有するもの」とは、規則第 12 条第 1 項第 7 号ロ(ｲ)により求めた圧力の 1.5 倍以上の圧力に耐えるものとする。★

イ　設置方法

他の消火設備と圧力水槽を兼用する場合は、前(2).イ.(ｱ)の例によること。

(5)　起動装置

起動装置は、規則第 12 条第 1 項第 7 号へ又は第 2 項第 6 号の規定によるほか、次によること。

ア　起動用水圧開閉装置

起動用水圧開閉装置の起動用水圧開閉器の設定圧力は、当該起動用水圧開閉器の位置における配管内の圧力が、次の(ｱ)又は(ｲ)のいずれか大きい方の圧力値に低下するまでに起動すること。★（第 2－9 図参照）

(ｱ)　第 2－1 表の左欄に掲げる消火栓の種類に応じ、同表右欄に掲げる圧力値

＜第２－１表＞

消火栓の種類	圧力値
１号消火栓	H_1＋0.２（ＭＰａ）
易操作性１号消火栓 広範囲型２号消火栓	H_1＋H_0＋0.２（ＭＰａ）
２号消火栓	H_1＋H_0＋0.３（ＭＰａ）

【備考】
H_1：最高位又は最遠部の消火栓の開閉弁の位置から起動用水圧開閉器までの落差
H_0：易操作性１号消火栓、広範囲型２号消火栓及び２号消火栓の開閉弁、ホース、ノズル等の摩擦損失として機器仕様書に明示された数値

(ｲ)　補助用高架水槽の位置から、起動用圧力開閉器までの落差（H_2）による圧力に 0.05 ＭＰａを加えた圧力値

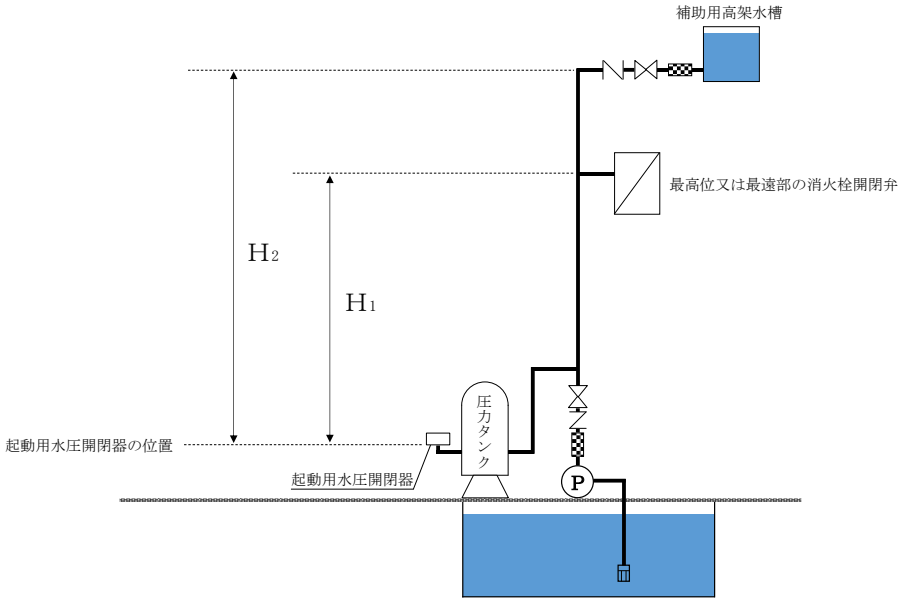

＜第２－９図＞

イ　加圧送水装置の起動用押ボタン（自動火災報知設備のＰ型発信機の押ボタンを兼用する場合は、発信機）には、第 26「標識」に定める「消火栓起動」の表示を設けること。◇

ウ　遠隔操作による起動装置の押ボタンは、床面からの高さが 0.8m以上 1.5m以下の位置に設けること。◇

(6)　放水圧力が 0.7ＭＰａを超えないための措置

規則第 12 条第１項第７号ホの規定による規定放水圧力を超えないための措置は、次のいずれかによること。★

なお、屋内消火栓設備（易操作性１号消火栓及び２号消火栓を除く。）のノズル先端における放水圧力が 0.5ＭＰａを超える場合は、同様の措置を講じること。◇

ア　高架水槽の設置高さを考慮して設ける方法

イ　ポンプ揚程を考慮し、配管を別系統にする方法（第２－10 図参照）

ウ　中継ポンプを設ける方法（第２－11 図参照）

エ　減圧装置を内蔵する消火栓開閉弁で「屋内消火栓設備の屋内消火栓等の基準」（平成 25 年消防庁告示第２号）に適合するもの又は認定品を使用する方法

オ　減圧弁又はオリフィス等による方法で、次の(ｱ)から(ｴ)までに掲げる措置を講じた場合

(ｱ)　減圧弁は、減圧措置のための専用の弁とすること。

(ｲ)　減圧弁は、水圧により自動的に流過口径が変化し、圧力制御を行うものであること。

(ｳ)　減圧弁の接続口径は、取付け部分の管口径と同等以上であること。

(ｴ)　設置位置は、枝管ごとに開閉弁の直近とし、点検に便利な位置とすること。

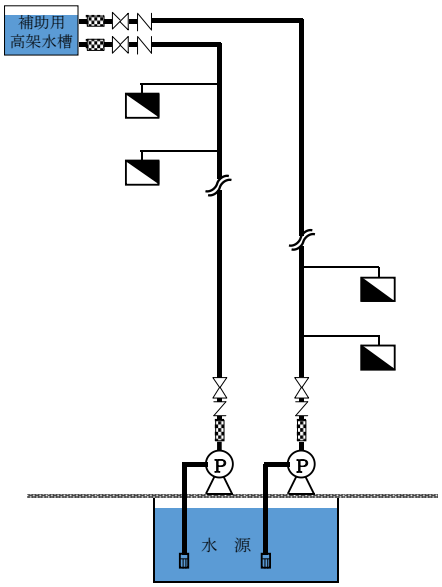

＜第２－10 図＞

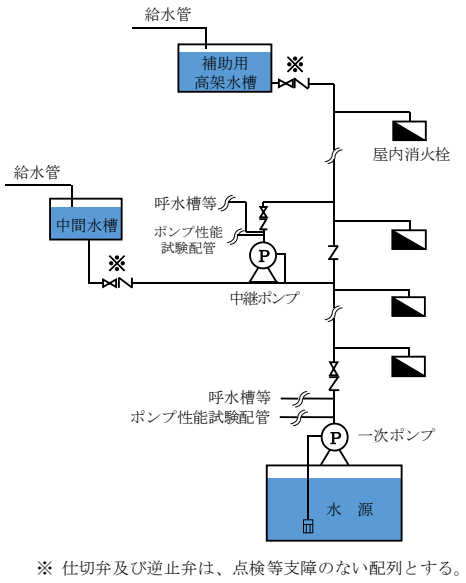

＜第２－11 図＞

２　水源等

水源等は、関連規定によるほか、次によること。

関　連　規　定		
令第 11 条	第３項	第１号ハ、第２号イ(4)及びロ(4)
規則第 12 条	第１項	第７号ロ(ﾛ)、第９号

(1)　水源水量

ア　１号消火栓、２号消火栓及び広範囲型２号消火栓の水源を同一の防火対象物で兼用する場合の水源水量は、屋内消火栓を設置する階のうち、隣接する二の屋内消火栓の水量の和が最大となる階の量以上の量とすること。

なお、各階の屋内消火栓の設置個数が １ のみの場合は、屋内消火栓を設置する階のうち、水量が最大となる階の量以上の量とすること。(第２－２表参照)

＜第 2－2 表＞

消火栓設置が最も多い階の設置個数	水　量（㎥）					
	1 号消火栓	2 号消火栓	広範囲型 2 号	異なる種類の消火栓		
				1 号消火栓＋2 号消火栓	1 号消火栓＋広範囲型 2 号	2 号消火栓＋広範囲型 2 号
1	2.6	1.2	1.6	2.6	2.6	1.6
2 以上	5.2	2.4	3.2	3.8	4.2	2.8

イ　他の消火設備とポンプを兼用する場合の水源水量は、兼用する各消火設備に必要とされる水量を加算して得た量以上の量とすること。ただし、他の消火設備と兼用する場合において、それぞれの消火設備の性能に支障が生じないものにあっては、前１.(2).イの基準を準用することができるものとする。

(2)　有効水量の確保

水源水量は、次により有効水量を確保すること。

ア　高架水槽及び床置き水槽の場合

貯水槽の送水管の上端上部（送水管内径（D）に 1.65 を乗じて得た数値の位置）から貯水面までの間とすること。★（第 2－12 図参照）

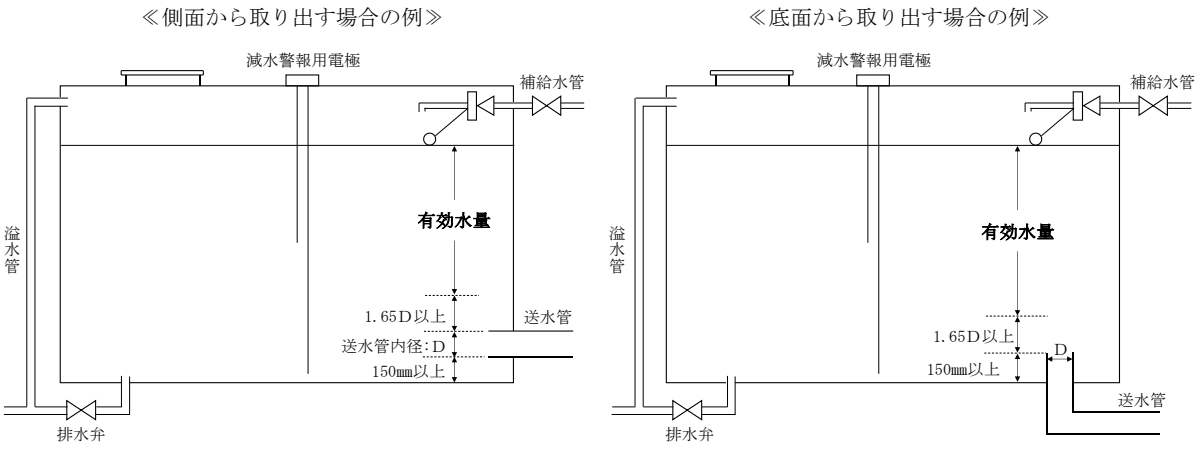

＜第 2－12 図＞

イ　地下水槽等（ピット）の場合

地下水槽等（ピット）で、専用ポンプ（水中ポンプを除く。）を設ける場合の有効水量の算定は、フート弁のシート面の上部（吸水管内径（D）に 1.65 を乗じて得た数値の位置）から貯水面までの間とするほか、次によること。★

(ｱ)　サクションピットを設ける場合は、第 2－13 図の例によること。

(ｲ)　サクションピットを設けない場合は、第 2－14 図の例によること。

≪サクションピットを設ける場合の例≫

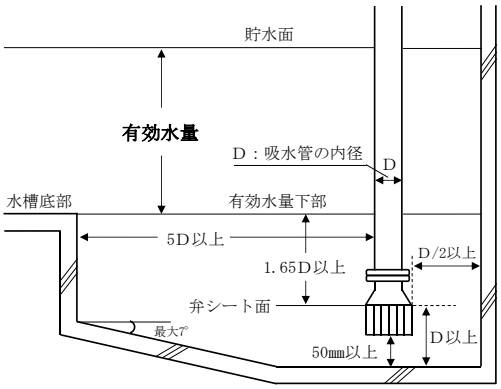

＜第 2－13 図＞

≪サクションピットを設けない場合の例≫

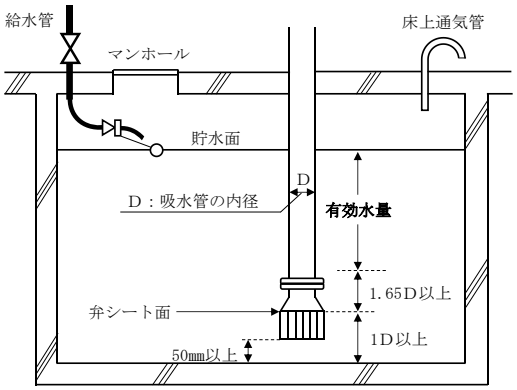

＜第 2－14 図＞

ウ　複数の水槽で構成される地下水槽等（ピット）の場合

連通管は、ポンプ吸水管が設けられている槽と他の槽に水位差が生じるため、第 2－15 図による計算式により、水位差又は連通管断面積を求めて有効水量を算出すること。★

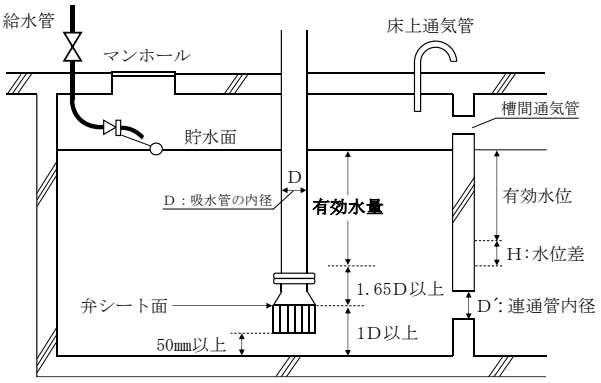

＜複数の水槽で構成される地下水槽の連通管及び水位差の計算式＞

$$A=\frac{Q}{0.75\sqrt{2gH}}=\frac{Q}{3.32\sqrt{H}} \quad 又は \quad D'=0.62\sqrt{\frac{Q}{\sqrt{H}}}$$

$$（又は\ H=\left(\frac{Q}{3.32\times A}\right)^{2}）$$

A：連通管内断面積（㎡）

D′：連通管内径（m）

Q：連通管の流量（㎥/s）

g：重力の加速度（9.8m/s$_2$）

H：水位差（m）

※ 上式は、連通管の長さが1.5m以下の場合の適用

＜第 2－15 図＞

エ　水中ポンプを用いる加圧送水装置に設ける場合

(ｱ)　サクションピットを設ける場合の有効水量の算定は、ポンプストレーナー上部よりポンプの外径（D）の 2 倍以上の上部から水面までとすること。★（第 2－16 図参照）

(ｲ)　サクションピットを設けない場合の有効水量の算定は、ポンプストレーナー上部から 100mm以上又は最低運転水位（水中ポンプ及び当該ポンプを駆動する電動機が水没する水位をいう。）から水面までとすること。★（第 2－17 図参照）

≪サクションピットを設ける場合の例≫

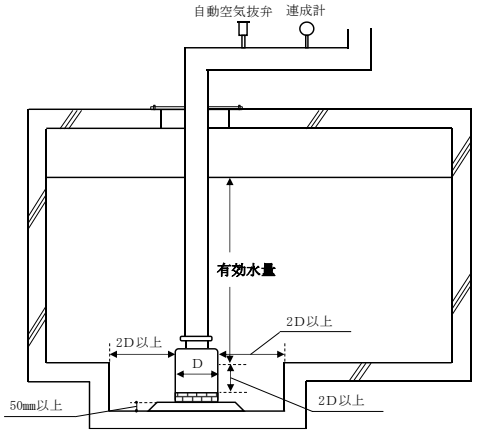

＜第 2－16 図＞

≪サクションピットを設けない場合の例≫

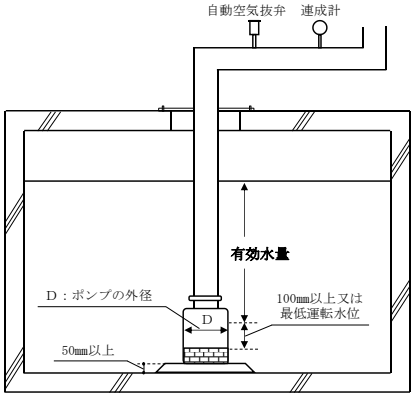

＜第 2－17 図＞

オ　他の用途のポンプの水槽と兼用する場合

水槽を他の用途のポンプと兼用する場合は、次のいずれかの方法によること。

(ｱ)　フート弁の水位差による方法

消火設備ポンプのフート弁の上部に他のポンプのフート弁を設け、当該消火設備ポンプのフート弁（シート面）から吸水管内径（D）に 1.65 を乗じて得た値以上の位置から他のポンプのフート弁（ろ過装置の底部）までの水量とすること。この場合、吸水全揚程（実高さ（フート弁のシート面より、ポンプ芯までの距離）に吸水損失を加えたもの）がポンプ仕様の指定値を超えないこと。★（第 2－18 図参照）

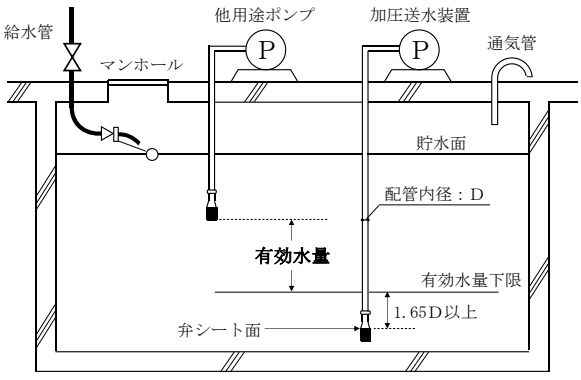

＜第 2－18 図＞

(ｲ)　水位電極棒の制御による方法

他の用途のポンプの水量が、水位電極棒により自動制御されるものは、当該制御される水位までを有効水量とすること。（第 2－19 図参照）

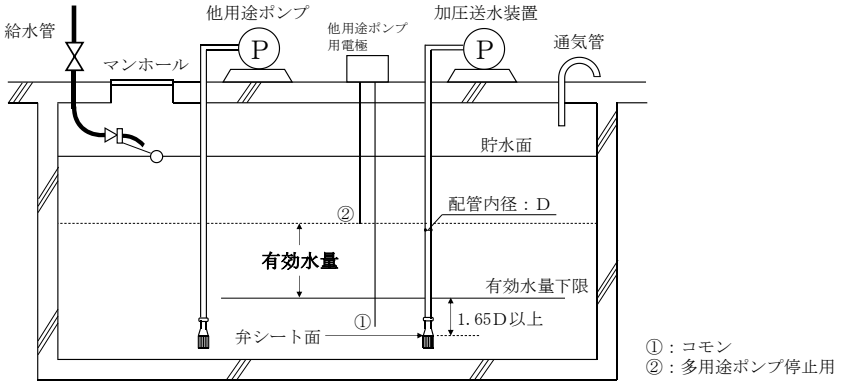

＜第２－19 図＞

(3)　水槽の構造等

水槽は、不燃材料で耐食性能を有するもので造ること。◇

ただし、ガラス繊維強化プラスチック又はこれと同等以上の強度、耐食性を有する材料で造り、かつ、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

ア　地下に埋設した場合

イ　不燃材料で区画した専用室に設ける場合

ウ　消火設備のポンプ室に設ける場合

エ　隣接する建築物又は工作物から 3m以上の距離を有する場合

(4)　水源の補給

水源の補給は、都市水道等からボールタップ等による自動補給又は弁の操作により補給できる構造とすること。この場合、水槽の溢水位と給水管の下端の間に、給水管の直径の 2 倍以上の空間を確保する等、バックフローによる都市水道等の汚染を防止するための措置を講じること。

なお、手動操作により補給するものは、減水警報装置（有効水位を下回った場合に警報を発するもの）を設け、音響装置及び表示灯を常時人のいる場所に設けること。◇

(5)　水源の貯水温度

加圧ポンプを用いる水源の貯水温度は、40℃以下とすること。◇

ただし、最高水温で最低水位の時にポンプ能力を測定し、屋内消火栓設備に支障をきたさない場合は、この限りでない。

３　配管等

配管、管継手及びバルブ類（以下この第 2 において「配管等」という。）は、関連規定によるほか、次によること。

関 連 規 定		
規則第 12 条	第 1 項	第 6 号、第 9 号
	第 3 項	第 1 号
その他	「合成樹脂製の管及び管継手の基準」（平成 13 年消防庁告示第 19 号） 「金属製管継手及びバルブ類の基準」（平成 20 年消防庁告示第 31 号）	

(1)　機器

ア　配管

配管の材質等は、規則第 12 条第 1 項第 6 号ニの規定によるほか、次によること。

(ｱ)　JIS G3442、G3448、G3452、G3454 若しくは G3459 に適合する管又はこれらと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有する金属製の管（以下この第 2 において「管類」という。）とは、第 2－3 表によること。

(ｲ)　合成樹脂製の管を使用する場合は、認定品を使用すること。◇

＜第 2－3 表＞

種類	規格番号	名称	記号	備考
鋼管	JIS G3442	水配管用亜鉛めっき鋼管	SGPW	白管
	JIS G3452	配管用炭素鋼鋼管	SGP	白管、黒管
	JIS G3454	圧力配管用炭素鋼鋼管	STPG	白管 Sch40
	JIS G3448	一般配管用ステンレス鋼鋼管	SUS-TPD	SUS 304
	JIS G3459	配管用ステンレス鋼鋼管	SUS-TP	SUS 304 Sch10
外面被覆鋼管	WSP 041	消火用硬質塩化ビニル外面被覆鋼管（※主に地中配管用）	SGP-VS	－
			STPG-VS	白管 Sch40
	WSP 044	消火用ポリエチレン外面被覆鋼管（※主に地中配管用）	SGP-PS	－
			STPG-PS	白管 Sch40

JIS：日本産業規格　　WSP：日本水道鋼管協会企画

(ｳ)　管類は、当該管の設置場所の使用圧力値（ポンプ方式の場合は締切全揚程時の圧力、高架水槽方式の場合は背圧により加わる圧力、送水口を設けるものは送水圧力をいう。以下この第 2 において同じ。）以上の圧力値に耐える仕様のものとすること。

(ｴ)　加圧送水装置の吐出側配管には、床面からの高さが 80ｃｍ以上の見やすい部分に、第 26「標識」に定める屋内消火栓設備の配管である旨の表示を設けること。◇

イ　管継手

管継手は、規則第 12 条第 1 項第 6 号ホの規定によるほか、次によること。

(ｱ)　管継手は、当該管継手が設置されている場所の使用圧力値以上の圧力値に耐える仕様のものとすること。

(ｲ)　規則第 12 条第 1 項第 6 号ホ(ｲ)表に規定する各日本産業規格に適合するもの以外の管継手は、認定品又は評定品とすること。◇

ウ　バルブ類

バルブ類は、規則第 12 条第 1 項第 6 号トの規定によるほか、次によること。

(ｱ)　バルブ類は、当該バルブ類が設置されている場所の使用圧力値以上の圧力値に耐える仕様のものとすること。

(ｲ)　規則第 12 条第 1 項第 6 号ト(ｲ)及び(ﾛ)に規定する各日本産業規格に適合するもの以外のバルブ類は、認定品又は評定品とすること。◇

(ｳ)　開閉弁又は止水弁には、第 26「標識」に定める「常時開」又は「常時閉」の表示を設けること。◇

(ｴ)　規則第 12 条第 1 項第 6 号ト(ﾊ)に規定する開閉弁又は止水弁への開閉方向の表示は、第 26「標識」の定めるところによること。★

(ｵ)　規則第 12 条第 1 項第 6 号ト(ﾊ)に規定する逆止弁への流れ方向の表示は、第 26「標識」の定めるところによること。★

(2)　設置方法

ア　配管内の充水

配管内には、速やかな放水及び配管の腐食防止のため、次のいずれかの方法により常時充水しておくこと。◇

(ｱ)　補助用高架水槽

補助用高架水槽による場合は、次によること。

a　補助用高架水槽は､鋼板､ガラス繊維強化プラスチック又はこれと同等以上の強度、耐食性を有する材料で造られたものとすること。

b　有効水量は 100Ｌ以上とし、当該水槽の水位が低下した場合に、自動的に給水できる装置を設けること。

c　補助用高架水槽と接続する配管には、可とう管継手、止水弁及び逆止弁を設けること。

(ｲ)　補助ポンプ

補助ポンプによる場合は、次によること。

a　専用の補助ポンプを設けること。

b　屋内消火栓設備は、他の消防用設備等と兼用又は併用しないこと。

c　水源は、呼水槽と兼用しないもので、かつ、自動給水装置が設けられていること。

d　主管への接続は、屋内消火栓設備用ポンプ直近の止水弁の二次側配管とし、当該接続配管に止水弁及び逆止弁を設けること。

e　補助ポンプが作動中に屋内消火栓設備を使用した場合において、屋内消火栓の放水に支障がないこと。

f　吐出量は、必要最小限の容量とし、おおむね 20Ｌ/min 以下とすること。

g　起動圧力の設定は、配管内の圧力が屋内消火栓設備用ポンプの起動圧より 0.05ＭＰａ以上高い値に減少するまでに確実に自動起動し、停止圧力に達したときに確実に自動的に停止するものであること。

h　締切圧力が屋内消火栓設備用ポンプの締切揚程より大きい場合は、安全弁等により圧力上昇を制限できるものとし、屋内消火栓設備に支障を及ぼさないこと。

イ　管径

規則第 12 条第 1 項第 6 号チに規定する配管の呼び径の算出に際し、管の受け持つ流水量は、第 2－4 表に定めるもの以下とすること。★

＜第 2－4 表＞

使用管径（ｍｍ）	管の受け持つ流水量（Ｌ/min）
40	130
50	260

ウ　耐震措置

配管が建築物のエキスパンションジョイント部分等を横断するときは、フレキシブル管を設ける等、耐震上有効な措置を講じること。★

エ　埋設配管

配管等は、共同溝等への敷設を除き、原則として地中に埋設しないこと。

なお、施工上やむを得ず地中に埋設する場合には、ステンレス鋼鋼管又はWSP-041（消火用硬質塩化ビニル外面被覆鋼管）若しくはWSP-044（消火用ポリエチレン外面被覆鋼管）を用い、接続部分は専用継手（異種鋼管にあっては絶縁性のものとする。）により施工する等、有効な防食措置を講じること。◇

オ　凍結防止措置

凍結のおそれのある部分には、第２－５表に示す凍結防止措置の例により、凍結防止のための措置を講じること。◇

＜第２－５表＞

<table>
<tr><th>施工箇所</th><th>施工順序</th><th>保温の厚さ</th></tr>
<tr><td>屋内露出</td><td>1.保温筒→2.鉄線→3.原紙→4.綿布</td><td rowspan="4">呼び径　保温の厚さ(㎜)
25～50　20
65～150　25
200～　40</td></tr>
<tr><td>天井内
パイプシャフト内
木造壁中</td><td>1.保温筒→2.鉄線→3.ビニールテープ</td></tr>
<tr><td>床下
暗渠内</td><td>1.保温筒→2.鉄線→3.アスファルトルーフィング→4.防水麻布</td></tr>
<tr><td>屋外露出
多湿箇所</td><td>1.保温筒→2.鉄線→3.アスファルトルーフィング→4.鉄線→5.亜鉛鉄板</td></tr>
<tr><td colspan="3">（注）　寒冷地においては、この措置では不十分なため、配管等に電気ヒーターを巻き、配管等が凍結のおそれのある温度になった場合、自動的に保温する措置が必要である。
なお、保温材は、不燃性の保温材を使用すること。</td></tr>
</table>

カ　屋上放水口

階数が３以上の防火対象物に設ける屋内消火栓設備の配管の末端付近（屋上等）には、試験をするための放水口を設けること。◇

ただし、有効に試験できる場合は、この限りでない。

キ　合成樹脂製の管及び管継手

「合成樹脂製の管及び管継手の基準」（平成13年消防庁告示第19号）第３第４号に規定する「火災時に熱を受けるおそれがある部分」とは、次のいずれかに掲げる部分以外の部分をいう。

(ｱ)　自動式の消火設備が設置されている部分において、次のいずれかに該当する部分

ａ　準不燃材料で区画された天井裏等

ｂ　配管及び管継手が、厚さ 50ｍｍ以上のロックウール又はこれと同等以上の耐熱性を有するものにより被覆された部分

(ｲ)　地中埋設部分

(ｳ)　露出された電気配線等の可燃物が敷設されていない地下ピット部分

４　屋内消火栓箱等

消火栓箱等は、関連規定によるほか、次によること。

関 連 規 定		
令第 11 条	第 3 項	第 1 号イ及びロ、第 2 号イ(1)から(3)、第 2 号ロ(1)から(3)
規則第 11 条の 2		
規則第 12 条	第 1 項	第 1 号から第 3 号
	第 2 項	第 1 号
その他	「屋内消火栓設備の屋内消火栓等の基準」（平成 25 年消防庁告示第 2 号）	

(1)　屋内消火栓の選択

ア　旅館、ホテル、社会福祉施設、病院等就寝施設を有する防火対象物には、努めて 2 号消火栓又は広範囲型 2 号消火栓を設置すること。◇

イ　令第 11 条第 3 項第 1 号に規定する防火対象物以外のもので、可燃性物品を多量に貯蔵し、又は取り扱う防火対象物については、努めて 1 号消火栓（易操作性 1 号消火栓を含む。）を設置すること。◇

ウ　原則として同一防火対象物には、同一操作性のものを設置すること。◇

(2)　機器

ア　1 号消火栓（易操作性 1 号消火栓を除く。）

(ｱ)　屋内消火栓箱の構造

a　箱の材質は、厚さ 1.6ｍｍ以上の鋼製とすること。◇
　ただし、扉の部分については、難燃材料とすることができる。

b　箱の大きさは、屋内消火栓専用の場合は、幅 70ｃｍ以上、高さ 1m以上、連結送水管の放水口を併設収納する場合は、幅 75ｃｍ以上、高さ 1.1m以上とし、奥行きは弁の操作、ホースの収納等に十分な余裕を有すること。◇（第 2－20 図参照）

c　ホースの収納方法は、櫛掛式その他操作上支障を生じないものとし、引き出しに際して消防用ホースのねじれ、引っかかり等の障害を生じない構造とし、常時使用可能な状態にホース及び筒先が放水口に結合されていること。◇

d　扉の開閉方向は、ホースの主たる延長方向に支障のないものとすること。◇

≪屋内消火栓箱≫　　≪屋内消火栓、連結送水管放水口併設箱型≫

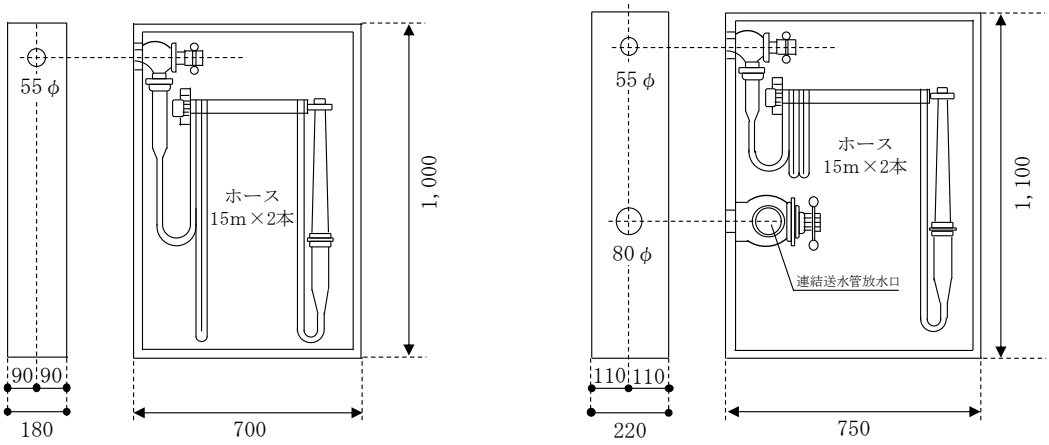

＜第 2－20 図＞

(ｲ)　標示及び灯火

a　規則第 12 条第 1 項第 3 号イに規定する屋内消火栓箱への「消火栓」の表示は、第 26「標識」の定めるところによること。★

b　連結送水管の放水口を併設して収納する屋内消火栓箱（以下この第 2 において「連送併設箱」という。）の表面には、a による表示のほか、規則第 31 条第 4 号の規定による「放水口」の表示及び第 26「標識」に定める発光塗料又は発光テープによる黄色の表示（以下この第 2 において「発光表示」という。）を設けること。★

ただし、10 階以下の階に設置する連送併設箱については、発光表示をしたときは、「放水口」の表示を省略して差し支えないものとする。（第 2－21 図参照）

≪連結送水管放水口併設型≫

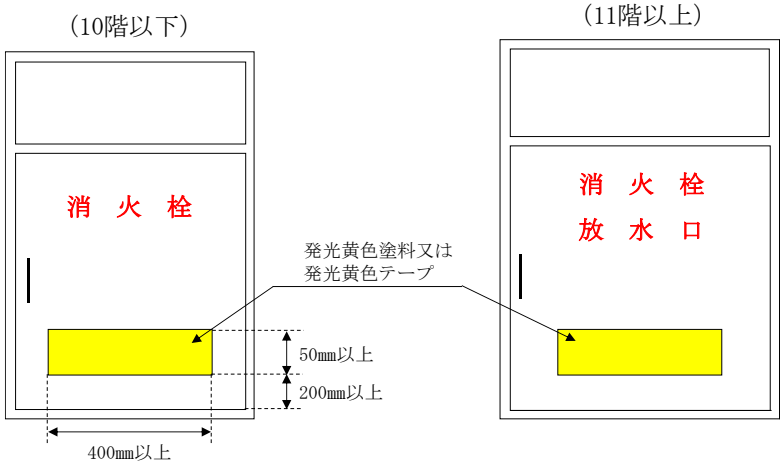

＜第 2－21 図＞

c　屋内消火栓箱には、操作方法を図示する表示シールを貼付すること。★

d　規則第 12 条第 1 項第 3 号ロに規定する灯火は、直径 60ｍｍ以上又はこれに相当する面積以上とすること。★

e　消火栓の赤色の灯火は、消火栓箱の上部又は消火栓箱の扉表面の上端部に設けること。◇

(ｳ)　開閉弁

a　屋内消火栓の開閉弁は、最大使用圧力の区分に応じた認定品を使用すること。◇

b　開閉弁及びホース結合金具は、屋内消火栓箱の中に、床面からの高さが 0.5m以上 1.5m以下の位置に設けること。★

(ｴ)　放水口

放水口の結合金具は、差込式の差し口とし、口径は呼称40又は50とすること。◇

(ｵ)　ホース

ホースは、呼称 40 又は 50 とし、長さ 15m以上のものを 2 本設置すること。ただし、防火対象物が屋内消火栓の位置から歩行距離 15m以内に全て包含される場合は、1 本とすることができる。

(ｶ)　ノズル

a　品質評価品を使用すること。◇

b　ノズルチップの口径は、呼称 13ｍｍ以上とすること。◇

イ　易操作性１号消火栓、２号消火栓及び広範囲型２号消火栓

(ｱ)　構造等

易操作性１号消火栓、２号消火栓及び広範囲型２号消火栓は、品質評価品を使用すること。◇

(ｲ)　標示及び灯火

前ア.(ｲ)の例によること。

なお、前ア.(ｲ).ａからｃに定める表示のほか、消火栓扉には、「一人で放水操作が可能である旨」の表示マークを貼付すること。★

(3)　位置及び設置方法

ア　屋内消火栓の位置は、努めて出入口及び階段室出入口等から5m以内の部分（区画された階段室内を除く。）に設けること。◇

イ　令第11条第3項第1号ロ並びに第2号イ(2)及びロ(2)に規定する「各部分に有効に放水することができる」とは、間仕切り壁等で放水できない部分が生じないようホースの長さ、延長経路及び第2－6表による放水距離を考慮し、有効に消火できるように設置することをいうものであること。（第2－6表及び第2－22図参照）

＜第2－6表＞

種　類	水平距離	ホースの長さ	放水距離
1号消火栓 易操作性1号	25m	30m	7m
2号消火栓 補助散水栓	15m	20m	10m
広範囲型2号	25m	30m	7m

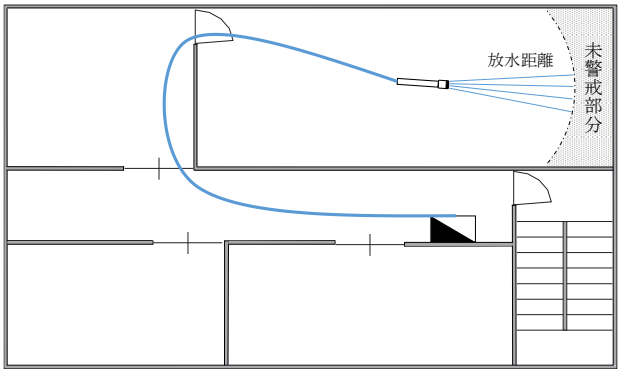

＜第2－22図＞

５　非常電源及び配線等

非常電源及び配線等は、関連規定によるほか、次によること。

関　連　規　定		
規則第12条	第1項	第4号、第5号
その他	「耐火電線の基準」（平成9年消防庁告示第10号） 「耐熱電線の基準」（平成9年消防庁告示第11号）	

(1)　非常電源は、第24「非常電源」によること。

(2)　常用電源回路の配線は、電気工作物に係る法令の規定によるほか、次によること。

ア　配線の分岐方法は、低圧受電のものは引込開閉器の直後から専用の開閉器を用いて分岐し、高圧受電のものは変電設備室内の低圧受電盤から専用の開閉器を用いて分岐すること。◇

イ　プルボックス等は、不燃材料で造られた専用のものとすること。◇

(3)　非常電源回路の配線は、第24「非常電源」によること。

(4)　規則第12条第1項第4号イ(ﾊ)に規定する開閉器への表示は、第26「標識」の定めるところによること。★

６　貯水槽等の耐震措置

貯水槽等の耐震措置は、規則第 12 条第 1 項第 9 号の規定によるほか、次によること。

(1)　貯水槽等

貯水槽等は、地震による震動等により破壊、移動、転倒等を生じないように、固定金具、アンカーボルト等で壁、床、はり等に堅固に固定し、可とう管継手を設けること。★

(2)　加圧送水装置等

ア　加圧送水装置は、固定用金具、アンカーボルト等により壁、床等に堅固に固定すること。★

イ　ポンプと配管の接合部には、可撓性のある継手を用いて接続すること。★

ウ　前イにおける可撓性のある継手は、当該継手と接合する配管の耐圧と同等以上の加圧に耐える、配管の直径の 5 倍以上で、かつ、0.5mから 1m程度の長さとすること。◇

７　表示及び警報

次の表示及び警報（ベル及びブザー等）を防災センター等において確認できるものであること。（規則第 12 条第 1 項第 8 号の規定による総合操作盤が設けられている場合を除く。）◇

(1)　加圧送水装置の作動の状態表示（ポンプ等の起動、停止等運転状況）

(2)　呼水槽の減水状態の表示及び警報（呼水槽に設けた当該水槽の有効水量が 1/2 に減水した際に警報を発する減水警報装置によるもの）

(3)　加圧送水装置の故障の状態表示（過電流の状況）

(4)　水源水槽の減水状態の表示及び警報（水源水槽に設けた当該水槽の有効水量が 1/2 に減水した際に警報を発する減水警報装置によるもの）

(5)　補助用高架水槽の減水状態の表示及び警報

８　配管の摩擦損失の計算

規則第 12 条第 1 項第 7 号チに規定する配管の摩擦損失計算は、「配管の摩擦損失計算の基準」（平成 20 年消防庁告示第 32 号）の規定によるほか、次によること。

(1)　範囲の選定

加圧送水装置により送水を行う場合、最も放水圧力が低くなると予想される屋内消火栓ノズルから、屋内消火栓の設置個数が最も多い階における当該設置個数（設置個数が 2 を超える場合は、2 とする。）分の放水範囲を選定すること。

(2)　計算方法

配管の摩擦損失の計算は、次のいずれかの方法によること。

ア　水力計算方法

前(1)の最も放水圧力が低くなると予想される屋内消火栓ノズルからの放水量を、1 号消火栓にあっては 130Ｌ/min、2 号消火栓にあっては 60Ｌ/min、広範囲型 2 号消火栓にあっては、80Ｌ/min として順次放水量を求め、2 台目以降は前記管内流量で水源までの配管摩擦損失を計算する。

イ　簡易計算方法

前アの計算によらない場合は、最も放水圧力の低くなると予想される屋内消火栓ノズルから、1 号消火栓にあっては 150Ｌ/min、2 号消火栓にあっては 70Ｌ/min、広範囲型 2

号消火栓にあっては 90Ｌ/min で、(1)で選定した放水範囲までを計算し、以降管内流量を 1 号消火栓にあっては 300Ｌ/min（2 台分）、2 号消火栓にあっては 140Ｌ/min（2 台分）、広範囲型 2 号消火栓にあっては 180Ｌ/min（2 台分）で、水源までの配管摩擦損失を計算する。(別記「配管の摩擦損失水頭」第３参照)

(3)　摩擦損失水頭

摩擦損失計算で用いる摩擦損失水頭は、次によること。

ア　配管等の摩擦損失水頭の数値は、別記「配管の摩擦損失水頭」第１及び第２によること。

イ　フート弁は逆止弁に相当するものとして計算すること。

ウ　1 号消火栓（易操作性 1 号消火栓を除く。）の平ホースの摩擦損失水頭は、第 2－7 表による値以上の値とすること。

＜第 2－7 表＞

口径及び長さ / 流　量	40ｍｍ×15m	50ｍｍ×15m
150Ｌ/min	1.8m	0.45m

エ　易操作性 1 号消火栓、2 号消火栓及び広範囲型 2 号消火栓のノズル、ホース、消火栓開閉弁等の摩擦損失水頭は、品質評価時に算定され、機器の仕様書に明示された数値とすること。

オ　設計時における配管の摩擦損失水頭の計算値には、余裕を持たせるため 1.1 を乗じること。◇

(4)　落差損失

落差損失は、最上部から最下部（フート弁）までの落差によること。

９　特例基準

屋内消火栓設備の設備等技術基準に係る令第 32 条の規定の適用については、次のとおりとする。

(1)　特定防火対象物で、次のア又はイのいずれかに該当するときは、屋内消火栓設備の非常電源を非常動力装置とすることができる。

ア　令別表第 1(1)項から(4)項、(5)項イ、(6)項及び(9)項イに掲げる防火対象物で、次の(ｱ)及び(ｲ)に掲げる要件に適合するもの。

(ｱ)　延べ面積が 2,000 ㎡以下であること。

(ｲ)　非常動力装置は、次に掲げる全ての要件に適合していること。

a　非常動力装置は、「自家発電設備の基準」（昭和 48 年消防庁告示第 1 号）に適合すること。

b　非常動力装置は、停電を確認すると自動的に起動すること。ただし、運転及び保守管理を行うことができる者がいて、かつ、停電時に直ちに操作することができる場所に設けるものは、手動式とすることができる。

c　非常動力装置は、規則第 12 条第 1 項第 4 号ロの規定に準じて設けること。

d　非常動力装置は、1 時間以上運転するための換気設備及び操作のための照明装置を設けた室に設けること。

ｅ　起動表示灯及び位置表示灯には、第 24「非常電源」の基準に適合する蓄電池を設け、配線は前 5.(2)を準用すること。

ｆ　加圧送水装置の原動機は、電動機とすること。

イ　令別表第 1(16)項イに掲げる防火対象物で、次に掲げる全ての要件に適合するもの。

(ｱ)　令別表第 1(1)項から(4)項、(5)項イ、(6)項及び(9)項イの用途に供される部分の床面積の合計が 2,000 ㎡以下であること。

(ｲ)　令別表第 1(1)項から(4)項、(5)項イ、(6)項及び(9)項イの用途に供される部分とその他の部分とは、耐火構造の壁及び床で区画され、かつ、開口部に特定防火設備である防火戸（随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖するものに限る。）が設けられていること。

(ｳ)　令別表第 1(1)項から(4)項、(5)項イ、(6)項及び(9)項イの用途に供される部分からは、その他の用途部分（廊下、階段等の共有部分を除く。）を経由しないで、二方向避難がとれること。

(ｴ)　非常動力装置は、前ア.(ｲ)に適合すること。

(2)　屋内消火栓設備が局部的に未警戒となる場合で、次のアからオまでのいずれかに該当するときは、当該部分には屋内消火栓設備を設置しないことができる。

ア　建基法上、階数に算入されない階（PH 階）

イ　地階又は建基法上、階数に算入される最上階で、当該階が次の(ｱ)又は(ｲ)のいずれかに該当するもの

(ｱ)　当該階が、次に掲げる全ての要件に適合すること。

ａ　耐火建築物又は準耐火建築物に存する階であること。

ｂ　居室を有しないこと。

ｃ　床面積の合計が建築面積の 1/8 以下であり、かつ、30 ㎡以下（床面積が 15 ㎡を超える倉庫が存する場合を除く。）であること。

ｄ　当該階に存する各室の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料とし、かつ、その下地が不燃材料で造られたものであること。

ｅ　当該階の直下階又は直上階に設置されている屋内消火栓により、当該階の各部分に有効に放水できること。

(ｲ)　当該階が、次に掲げる全ての要件に適合すること。

ａ　エレベーター機械室、装飾塔、物見塔その他これらに類する部分に使用し、かつ、電動機以外の可燃物を収容又は使用しないこと。

ｂ　屋内消火栓設備のテスト弁が設けられていること。

ウ　下階の屋内消火栓から当該各部分に有効に放水でき、かつ、開放性を有している場合で、次の(ｱ)又は(ｲ)のいずれかに該当する部分

(ｱ)　棚等（当該部分で作業を行わないものに限る。）

(ｲ)　体育館又はこれに類するものの歩廊等で、下階の屋内消火栓から有効に消火できる部分

エ　メゾネット型共同住宅等の出入口がある階に設ける屋内消火栓により、当該メゾネット型共同住宅等の出入口がない階の住戸部分を有効に警戒し、かつ、容易に消火できる場

合。

オ　冷凍倉庫又は冷蔵倉庫（以下この第 2 において「冷凍倉庫等」という。）が存する防火対象物において、冷凍倉庫等の室内に屋内消火栓を設置することが困難な場合で、次に掲げる全ての要件に適合する場合。

(ｱ)　屋内消火栓は 1 号消火栓とし、冷凍倉庫等の出入口付近に設けること。

(ｲ)　冷凍倉庫等の各部分から一のホースの接続口までの水平距離が 40m以下であること。

(ｳ)　冷凍倉庫等の各部分を有効に放水できるよう、必要に応じてホースを追加すること。

(ｴ)　加圧送水装置の全揚程は、前(ｳ)により追加で設けたホースの摩擦損失水頭を加算すること。

(3)　屋内消火栓設備が局部的に未警戒となる場合で、次のア又はイのいずれかに該当するときは、令第 11 条第 3 項第 2 号イ(1)の規定（水平距離 15m）によらず、ア又はイに定める距離とすることができる。

ア　次に掲げる全ての要件に適合している場合は、一のホースの接続口までの水平距離を 25m以下とすることができる。（第 2－23 図参照）

(ｱ)　ロビー、ホール、ダンスフロア、リハビリ室、体育館、講堂、その他これらに類する部分であること。

(ｲ)　可燃物の集積量が少ないこと。

(ｳ)　放水障害となるような間仕切り壁等がないこと。

(ｴ)　ホースを直線的に延長できること。

(ｵ)　消火活動上支障がないこと。

イ　未警戒となる部分が、直近の屋内消火栓からホースを延長して消火活動を行う場合に支障がないと認められる場合は、一のホース接続口までの水平距離を 20m以下とすることができる。（第 2－24 図参照）

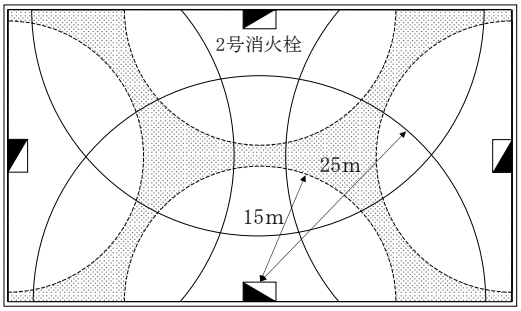

＜第 2－23 図＞

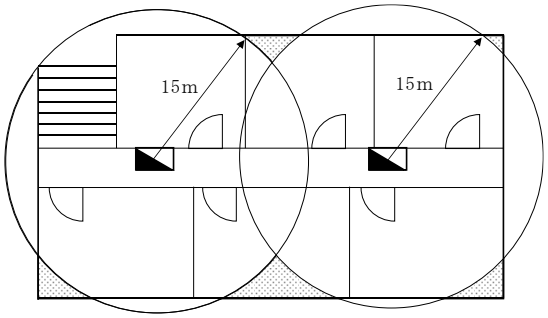

：水平距離の緩和により、有効に包含された部分

＜第 2－24 図＞

(4)　不燃材料で造られている防火対象物又はその部分で、出火の危険がないと認められるもの又は出火のおそれが著しく少なく、延焼拡大のおそれがないと認められるもので、かつ、次のいずれかに該当するものについては、当該部分には屋内消火栓設備を設置しないことができる。

ア　倉庫、塔屋部分等にして、不燃性の物品のみを収納する部分

イ　浄水場、汚水処理場等の用途に供する建築物で、内部の設備が水管、貯水池又は貯水槽

のみである部分

ウ　プール、プールサイド（売場等の附属施設を除く。）及びアイススケートリンクの滑走路部分

エ　抄紙工場、サイダー、ジュース工場等の洗浄、充填場等の部分

オ　不燃性の金属、石材等の加工工場で、可燃性のものを収納又は取り扱わない部分

10　総合操作盤

総合操作盤は、関連規定によるほか、第 25「総合操作盤」によること。

関 連 規 定		
規則第 12 条	第 1 項	第 8 号
その他	「総合操作盤の基準を定める件」（平成 16 年消防庁告示第 7 号） 「総合操作盤の設置方法を定める件」（平成 16 年消防庁告示第 8 号）	

別　記

配管の摩擦損失水頭

第１　配管の摩擦損失水頭

＜第１表＞　配管用炭素鋼鋼管（JIS G3452）　　単位（m/100m）

管の呼び径 / 流量（L/min）	25A	32A	40A	50A	65A	80A	100A	125A	150A	200A
70	22.15	6.33	3.00	0.98	0.28	0.12	0.03	0.01	0.004	－
140	79.85	22.80	10.83	3.71	1.00	0.43	0.11	0.04	0.01	－
150	－	－	12.30	3.82	1.13	0.49	0.13	0.05	0.02	－
300	－	－	44.35	13.76	4.08	1.76	0.48	0.17	0.07	0.02

＜第２表＞　圧力配管用炭素鋼鋼管（JIS G3454　Sch40）　　単位（m/100m）

管の呼び径 / 流量（L/min）	25A	32A	40A	50A	65A	80A	100A	125A	150A	200A
70	23.78	6.50	3.15	0.95	0.32	0.14	0.04	0.01	0.006	－
140	85.74	23.44	11.35	3.42	1.15	0.50	0.14	0.05	0.02	－
150	－	－	12.89	3.89	1.31	0.57	0.15	0.06	0.02	0.01
300	－	－	46.48	14.02	4.72	2.06	0.55	0.20	0.08	0.02

第２　消火栓開閉弁、管継手及びバルブ類の摩擦損失水頭表

＜第３表＞　配管用炭素鋼鋼管（JIS G3452）　　単位（m）

種別＼大きさの呼び				25	32	40	50	65	80	90	100	125	150	200	250	300	350
管継手	ねじ込み式	45° エルボ		0.4	0.5	0.6	0.7	0.9	1.1	1.3	1.5	1.8	2.2	2.9	3.6	4.3	4.8
		90° エルボ		0.8	1.1	1.3	1.6	2.0	2.4	2.8	3.2	3.9	4.7	6.2	7.6	9.2	10.2
		リタンベンド(180°)		2.0	2.6	3.0	3.9	5.0	5.9	6.8	7.7	9.6	11.3	15.0	18.6	22.3	24.8
		チーズ又はクロス(分流90°)		1.7	2.2	2.5	3.2	4.1	4.9	5.6	6.3	7.9	9.3	12.3	15.3	18.3	20.4
	溶接式	45° エルボ	ロング	0.2	0.2	0.3	0.3	0.4	0.5	0.6	0.7	0.8	0.9	1.2	1.5	1.8	2.0
		90° エルボ	ショート	0.5	0.6	0.7	0.9	1.1	1.3	1.5	1.7	2.1	2.5	3.3	4.1	4.9	5.4
			ロング	0.3	0.4	0.5	0.6	0.8	1.0	1.1	1.3	1.6	1.9	2.5	3.1	3.7	4.1
		チーズ又はクロス(分流90°)		1.3	1.6	1.9	2.4	3.1	3.6	4.2	4.7	5.9	7.0	9.2	11.4	13.7	15.3
バルブ類		仕切弁		0.2	0.2	0.3	0.3	0.4	0.5	0.6	0.7	0.8	1.0	1.3	1.6	2.0	2.2
		玉形弁		9.2	11.9	13.9	17.6	22.6	26.9	31.0	35.1	43.6	51.7	68.2	84.7	101.5	113.2
		アングル弁		4.6	6.0	7.0	8.9	11.3	13.5	15.6	17.6	21.9	26.0	34.2	42.5	50.9	56.8
		逆止弁（スイング型）		2.3	3.0	3.5	4.4	5.6	6.7	7.7	8.7	10.9	12.9	17.0	21.1	25.3	28.2

備考１　単位はメートルとする。
　　２　管継手のうちチーズ及びクロス（口径の異なるものを含む。）で直流で使用するもの、ソケット（溶接式のものにあっては、レジューサとする。）及びブッシュについては、本表を適用することなく、当該大きさの呼び（口径の異なるものにあっては、当該それぞれの大きさの呼び）に応じた管の呼びの直管長として計算するものとする。（以下第２−２表及び第２−３表において同じ。）

＜第４表＞　圧力配管用炭素鋼鋼管（JIS G3454　Sch40）　　単位（m）

種別＼大きさの呼び				25	32	40	50	65	80	90	100	125	150	200	250	300	350
管継手	ねじ込み式	45° エルボ		0.4	0.5	0.6	0.7	0.9	1.1	1.2	1.4	1.8	2.1	2.8	3.5	4.2	4.7
		90° エルボ		0.8	1.1	1.2	1.6	2.0	2.4	2.6	3.1	3.8	4.5	6.0	7.5	9.0	10.0
		リタンベンド(180°)		2.0	2.6	3.0	3.9	4.8	5.7	6.6	7.5	9.3	11.0	14.6	18.2	21.8	24.3
		チーズ又はクロス(分流90°)		1.6	2.1	2.5	3.2	4.0	4.7	5.2	6.1	7.6	9.1	12.0	15.0	18.0	20.0
	溶接式	45° エルボ	ロング	0.2	0.2	0.3	0.3	0.4	0.5	0.5	0.6	0.8	0.9	1.2	1.5	1.8	2.0
		90° エルボ	ショート	0.4	0.6	0.7	0.9	1.1	1.3	1.4	1.6	2.0	2.4	3.2	4.0	4.8	5.3
			ロング	0.3	0.4	0.5	0.6	0.8	0.9	1.1	1.2	1.5	1.8	2.4	3.0	3.6	4.0
		チーズ又はクロス(分流90°)		1.2	1.6	1.9	2.4	3.0	3.5	3.9	4.6	5.7	6.8	9.0	11.2	13.4	15.0
バルブ類		仕切弁		0.2	0.2	0.3	0.3	0.4	0.5	0.6	0.7	0.8	1.0	1.3	1.6	2.0	2.2
		玉形弁		9.0	11.8	13.7	17.6	22.0	26.0	29.1	34.0	42.0	50.3	66.6	82.9	99.2	111.0
		アングル弁		4.6	5.9	6.9	8.8	11.0	13.1	14.6	17.1	21.2	25.2	33.4	41.6	49.8	55.7
		逆止弁（スイング型）		2.3	3.0	3.4	4.4	5.5	6.5	7.3	8.5	10.5	12.5	16.6	20.7	24.7	27.7

＜第５表＞　圧力配管用炭素鋼鋼管（JIS　G3454　Sch80）　　単位（m）

種別＼大きさの呼び				25	32	40	50	65	80	90	100	125	150	200	250	300	350
管継手	ねじ込み式	45° エルボ		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		90° エルボ		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		リタンベンド(180°)		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		チーズ又はクロス(分流90°)		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	溶接式	45° エルボ	ロング	0.2	0.2	0.2	0.3	0.4	0.4	0.5	0.6	0.7	0.9	1.2	1.4	1.8	1.9
		90° エルボ	ショート	0.4	0.5	0.7	0.8	1.0	1.2	1.4	1.6	1.9	2.3	3.1	3.8	4.5	5.1
			ロング	0.3	0.4	0.5	0.6	0.8	0.9	1.0	1.2	1.5	1.7	2.3	2.9	3.4	3.8
		チーズ又はクロス(分流90°)		1.1	1.5	1.7	2.2	2.8	3.3	3.8	4.4	5.4	6.5	8.6	10.7	12.8	14.3
バルブ類		仕切弁		0.2	0.2	0.3	0.3	0.4	0.5	0.6	0.6	0.8	0.9	1.2	1.5	1.8	2.0
		玉形弁		8.3	11.0	12.8	16.5	20.8	24.6	28.4	32.3	40.2	47.7	63.6	79.0	94.5	105.8
		アングル弁		4.2	5.5	6.4	8.3	10.4	12.4	14.3	16.2	20.2	23.9	31.9	39.6	47.4	53.0
		逆止弁（スイング型）		2.1	2.7	3.2	4.1	5.2	6.1	7.1	8.1	10.0	11.9	15.9	19.7	23.6	26.4

第３　摩擦損失計算の例（簡易計算方法）

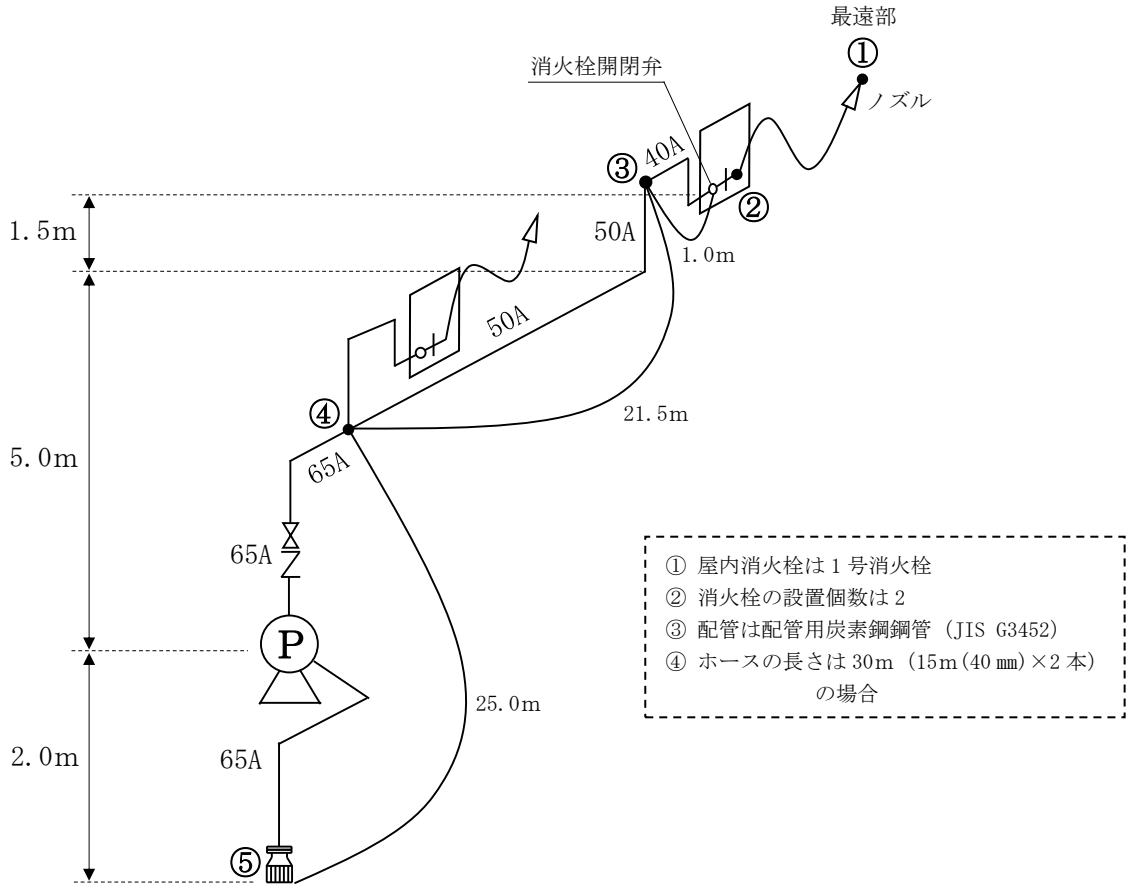

設備	屋内消火栓設備（1号消火栓）						計算区間		ノズル①からフート弁⑤まで										
計算区間	管径 A	流量 L/min	90° エルボ		チーズ分流		仕切弁		消火栓開閉弁		逆止弁		フート弁		相当長合計 m	直管長 m	合計管長 m	損失係数 m/m	損失 m
			個数	相当長 計	個数	相当長 計	個数	相当長 計	個数	相当長 計	個数	相当長 計	個数	相当長 計					
1-2	ﾎｰｽ	150															30	0.12	3.6
2-3	40	150	3	1.3 3.9					1	7.0 7.0					10.9	1.0	11.9	0.1230	1.47
3-4	50	150	1	1.6 1.6											1.6	21.5	23.1	0.0382	0.89
4-5	65	300	3	2.0 6.0			1	0.4 0.4			1	5.6 5.6	1	5.6 5.6	17.6	25.0	42.6	0.0408	1.74
																		合計	4.1

※ 配管摩擦損失水頭＝4.1×1.1＝4.51

配管摩擦損失水頭	4.51
ホース摩擦損失水頭	3.60
摩擦損失水頭合計（m）	8.11

摩擦損失水頭合計	8.11
ノズル放水水頭	17.00
落　差	8.50
合計必要水頭（m）	33.61

第２の２　パッケージ型消火設備

「必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」（平成 16 年総務省令第 92 号）第 1 条に規定するパッケージ型消火設備の設置及び維持に関する基準は、関連規定によるほか、次によること。

関 連 規 定		
令第 29 条の 4	第 1 項	
その他	「必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」（平成 16 年総務省令第 92 号）	
	「パッケージ型消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件」（平成 16 年消防庁告示第 12 号）	

１　設置要件

(1)　防火対象物の要件等

パッケージ型消火設備は、令第 11 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで及び第 6 号に掲げる防火対象物又はその部分のうち、令別表第 1(1)項から(12)項まで若しくは(15)項に掲げる防火対象物又は同表(16)項に掲げる防火対象物の同表(1)項から(12)項まで若しくは(15)項に掲げる防火対象物の用途に供される部分（指定可燃物（可燃性液体類に係るものを除く。）を危政令別表第 4 で定める数量の 750 倍以上貯蔵し、又は取り扱うものを除く。）であって、次に掲げるもの（地階、無窓階又は火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所を除く。）に設置することができるものとする。

ア　Ⅰ型を設置することができるもの

(ｱ)　耐火建築物にあっては、地階を除く階数が 6 以下であり、かつ、延べ面積が 3,000 ㎡以下のもの

(ｲ)　耐火建築物以外のものにあっては、地階を除く階数が 3 以下であり、かつ、延べ面積が 2,000 ㎡以下のもの

イ　Ⅱ型を設置することができるもの

(ｱ)　耐火建築物にあっては、地階を除く階数が 4 以下であり、かつ、延べ面積が 1,500 ㎡以下のもの

(ｲ)　耐火建築物以外のものにあっては、地階を除く階数が 2 以下であり、かつ、延べ面積が 1,000 ㎡以下のもの

(2)　火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所

「パッケージ型消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件」（平成 16 年消防庁告示第 12 号。以下この第 2 の 2 において「12 号告示」という。）第 3 に規定する「火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所」とは、次のアからオまでのいずれかに該当する場所以外の場所とする。ただし、居室等に附属する便所、小規模な洗面所、人の出入りがない収納庫及び階段室並びにエレベーターの昇降路、リネンシュート、パイプスペースその他これらに類する部分は、当該場所から除くものとする。

ア　第 9「水噴霧消火設備等の設置に関する取扱い」1.(1).イ.(ｱ)から(ｷ)までのいずれか

に該当する場所

イ　規則第 30 条の規定による排煙設備が設置されている場所

ウ　建基令第 126 条の 3 の規定に適合する排煙設備が設置されている場所

エ　「排煙設備の設置を要しない火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分を定める件」（平成 12 年建設省告示第 1436 号）1 号から 3 号までのいずれかに該当する場所

オ　設置部分において、次の(ｱ)及び(ｲ)により設置しようとする各パッケージ型消火設備の包含範囲内に直接屋外に至る主要な避難口（避難階以外の階にあっては、避難階へ至る直通階段。以下この第 2 の 2 において同じ。）が 1 以上ある場所（第 2 の 2－1 図参照）

(ｱ)　直接屋外に至る避難口からおおむね 3m以内に設置すること。

(ｲ)　原則として、廊下、通路、ロビー等の共用部分に設置すること。

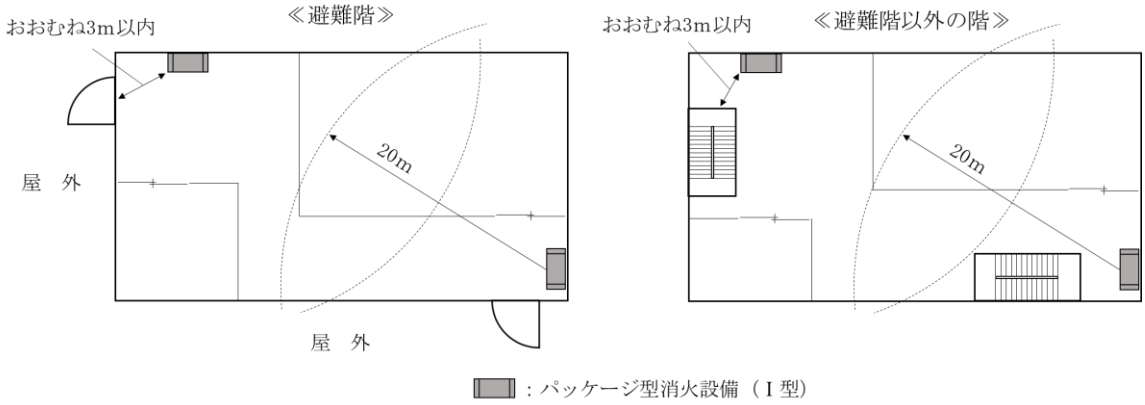

＜第 2 の 2－1 図＞

２　設置方法

間仕切り等で放水できない部分が生じないようホースの長さ、延長経路及び第 2 の 2－1 表による放水距離を考慮し、有効に消火できるように設置すること。◇

＜第 2 の 2－1 表＞

	Ⅰ型	Ⅱ型
水平距離	20m以下	15m以下
防護する部分の面積	850 ㎡以下	500 ㎡以下
ホースの長さ	25m以下	20m以下
放水距離	棒状で放射した場合において、10m以下	

３　機器

パッケージ型消火設備は、認定品を使用すること。◇

第３　スプリンクラー設備

Ⅰ　共通事項（特定施設水道連結型スプリンクラー設備を除く。）

１　加圧送水装置

加圧送水装置は、関連規定によるほか、次によること。

関 連 規 定		
令第 12 条	第 2 項	第 6 号
規則第 14 条	第 1 項	第 11 号
その他	「加圧送水装置の基準」（平成 9 年消防庁告示第 8 号）	

(1)　設置場所

加圧送水装置の設置場所は、第 2「屋内消火栓設備」1.(1)を準用すること。

(2)　ポンプを用いる加圧送水装置

ポンプを用いる加圧送水装置の機器及び設置方法は、第 2「屋内消火栓設備」1.(2)(イ.(ｱ).b を除く。）を準用すること。

(3)　高架水槽を用いる加圧送水装置

高架水槽を用いる加圧送水装置の機器及び設置方法は、第 2「屋内消火栓設備」1.(3)を準用すること。

(4)　圧力水槽を用いる加圧送水装置

圧力水槽を用いる加圧送水装置の機器及び設置方法は、第 2「屋内消火栓設備」1.(4)を準用すること。

２　水源等

水源等は、令第 12 条第 2 項第 4 号及び規則第 13 条の 6 第 1 項の規定によるほか、第 2「屋内消火栓設備」2（(1).アを除く。）を準用すること。

３　配管等

配管、管継手及びバルブ類（以下この第 3 において「配管等」という。）は、関連規定によるほか、次によること。

関 連 規 定		
規則第 14 条	第 1 項	第 10 号
その他	「合成樹脂製の管及び継手の基準」（平成 13 年消防庁告示第 19 号） 「金属製管継手及びバルブ類の基準」（平成 20 年消防庁告示第 31 号）	

(1)　機器

配管等の機器は、第 2「屋内消火栓設備」3.(1)を準用すること。

(2)　設置方法

ア　配管内の充水

配管内は、速やかな放水及び配管の腐食防止のため、補助用高架水槽又は補助ポンプにより常時充水しておくこと。◇

なお、配管内の充水については、第２「屋内消火栓設備」3.(2).アを準用すること。◇

イ　配管等の耐震措置、埋設する場合の措置及び凍結防止措置は、第 2「屋内消火栓設備」3.(2).ウからオまでを準用すること。◇

ウ　ラック式倉庫に設ける配管

ラック式倉庫に設ける配管は、次によること。◇

(ｱ)　一系統の配管に設けるスプリンクラーヘッド（以下この第３において「ヘッド」という。）の個数は 1,000 個以内とする。

(ｲ)　主要構造部と棚又はこれに類するもの（以下この第３において「ラック等」という。）の構造が一体となっていないものは、ラック等の部分と天井部分に設けるヘッドの配管は、別系統とすること。

エ　合成樹脂製の管及び管継手にあっては、第２「屋内消火栓設備」3.(2).キを準用すること。

４　ヘッドの設置を要しない部分

(1)　規則第 13 条第３項の規定によりヘッドの設置を省略できる部分

規則第 13 条第３項の規定により、ヘッドの設置を要しない部分の取扱いについては、次によること。

ア　ヘッドの設置を要しない部分は、規則第 13 条第３項各号に掲げる場所のほか、第３－１表左欄に掲げる規則第 13 条第３項各号の区分に応じ、同表右欄に掲げる場所が該当するものとする。

＜第３－1 表＞

区　分	該当場所
第１号	・便所又は浴室に付随した小規模な洗面所 ・便所内に設けられたＳＫ
第２号	・電話交換機室 ・電子計算機室に附帯するデータ保管室 ・防災センター等（仮眠室、休憩室等の部分を除く。）
第３号	・ポンプ室、衛生設備等の機械室 ・ボイラー、給湯設備、冷温水発生機等の火気使用設備が設けられた機械室
第５号	・ダクトスペース、ＥＰＳ、ダムウェーターの昇降路等
第７号	・回復室、洗浄滅菌室、器材室、器材洗浄室、器材準備室、滅菌水製造室、無菌室、洗浄消毒室（蒸気を熱源とするものに限る。）、陣痛室、沐浴室及び汚物室 ・無響室、心電図室、心音室、筋電室、脳波室、基礎代謝室、ガス分析室、肺機能検査室、胃カメラ室、超音波検査室、採液及び採血室、天秤室、細菌検査室及び培養室、血清検査室及び保存室、血液保存に供される室及び解剖室 ・人工血液透析室に附属する診療室、検査室及び準備室 ・特殊浴室、蘇生室、バイオクリン室（白血病、臓器移植、火傷等治療室）、新生児室、未熟児室、授乳室、調乳室、隔離室及び観察室（未熟児の観察に限る。） ・製剤部の無菌室、注射液製造室及び消毒室（蒸気を熱源とするものに限る。） ・医療機器を備えた診療室及び理学療法室 ・手術関連のモニター室、ギブス室及び手術ホール的な廊下 ・病理検査室、生化学検査室、臨床検査室、生理検査室等の検査室 ・霊安室
第８号	・放射性同位元素に係る治療室、管理室、準備室、検査室、操作室及び貯蔵庫 ・診断及び検査関係の撮影室、透視室、操作室、暗室、心臓カテーテル室及びＸ線テレビ室
第９号の２	・通行の用に供するのみの玄関ホール、風除室等

イ　開放型の廊下、通路、庇等（以下この第３において「開放廊下等」という。）のうち、直接外気に面するそれぞれの部分から5m未満で、かつ、次の(ｱ)から(ｴ)までの要件に適合する場合は、規則第13条第３項第６号に規定する「その他外部の気流が流通する場所」に該当するものとして取り扱うことができるものとする。（第３－１図参照）

(ｱ)　常時開放されている部分は、1m以上の高さ又は床面から天井（天井がない場合は屋根）までの高さ（以下この第３において「天井高」という。）の1/3以上であること。

(ｲ)　常時開放されている部分は、天井高の1/2以上の位置により上に存していること。

(ｳ)　開放廊下等の天井面から垂れ壁等の下端までは、おおむね 30ｃｍ以下であること。

(ｴ)　常時開放されている部分は、隣地境界線から50ｃｍ以上、かつ、同一敷地内の他の建築物又は当該建築物の部分から1m以上の距離が確保されていること。

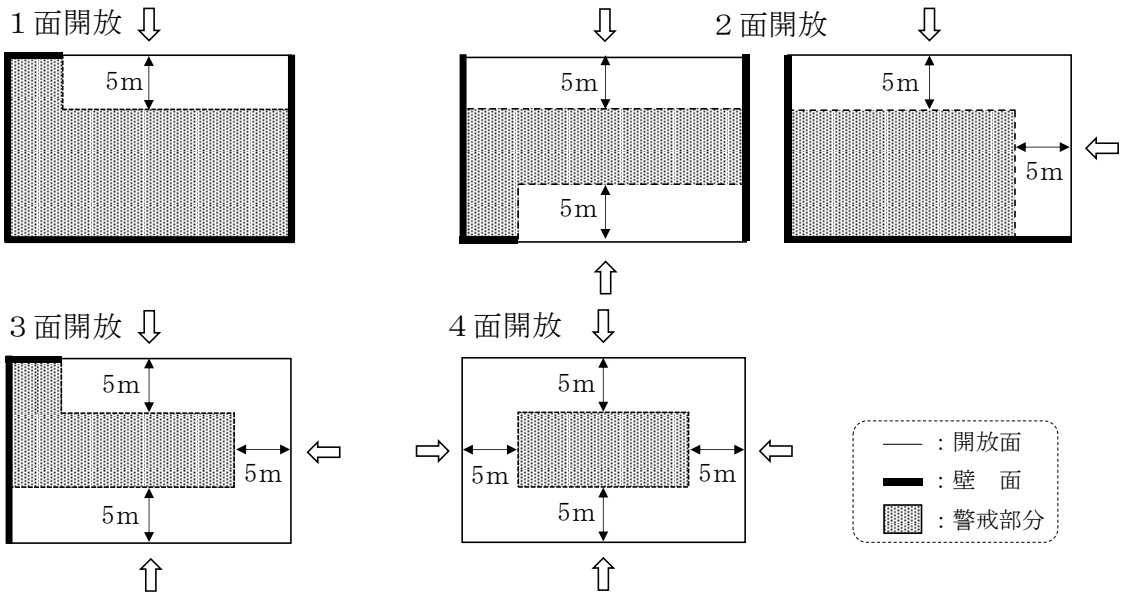

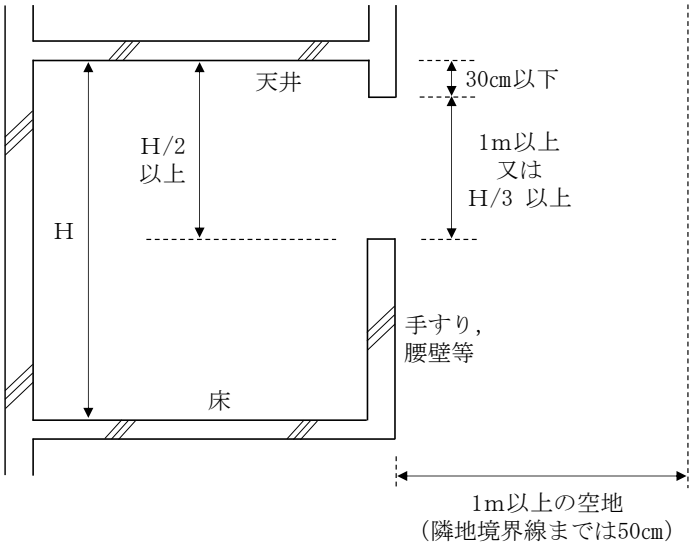

＜第３－１図＞

(2)　特例基準

ア　令第 32 条の規定の適用によりヘッドの設置を省略できる部分

次のいずれかに該当する場所は、令第 32 条の規定の適用により、ヘッドの設置を省略できるものとする。

(ｱ)　冷蔵室又は冷凍室で、自動温度調節装置が設けられ、かつ、守衛室その他常時人のいる場所に警報が発せられる場合

(ｲ)　寝具類以外の物品を収容する押入れ、物置、ショーケース等（1 ㎡未満のものに限る。）

(ｳ)　プール、プールサイド（売場等の附属施設を除く。）及びアイススケートリンクの滑走路部分

(ｴ)　次の a から d の要件に適合する収納庫（規則第 13 条の 2 第 4 項第 1 号ロの規定により、収納庫下部に設けるヘッドの取扱いも同様とする。）（第 3－2 図参照）

a　人の出入りがないこと。

b　照明器具、換気扇等の設備が設けられていないこと。

c　収納庫扉側に設けるヘッドで有効に警戒されていること。

d　当該部分の壁及び天井（躯体に家具式の収納庫を固定している場合は躯体をいう。）が準不燃材料で造られていること

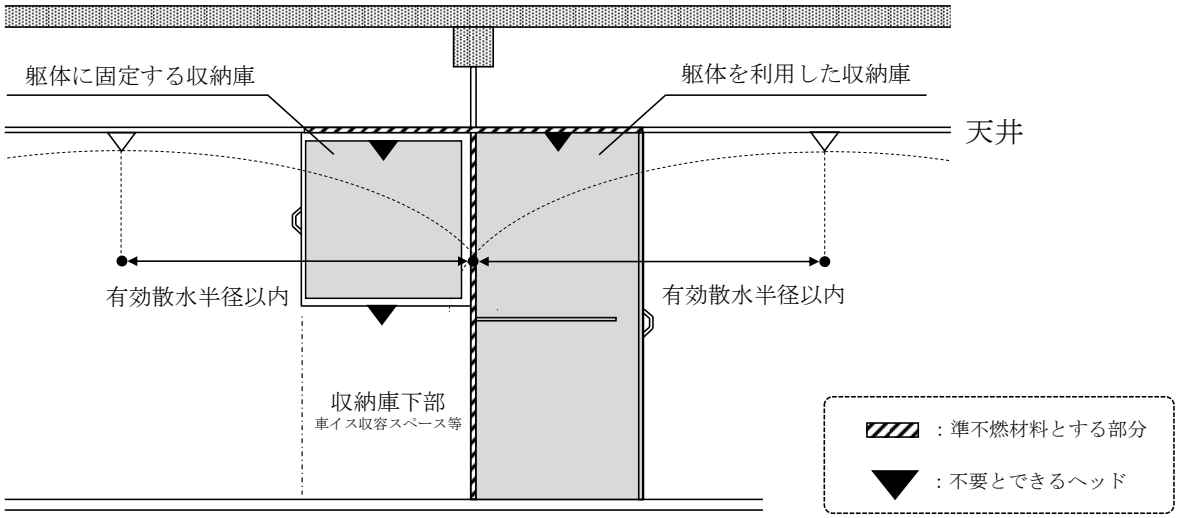

＜第 3－2 図＞

(ｵ)　厨房設備が設けられている場所で、「フード等用簡易自動消火装置の性能及び設置の基準について」（平成 5 年消防予第 331 号）に規定するフード等用簡易自動消火装置が当該通知に定める技術基準に適合するよう設けられた部分

イ　令第 32 条の規定の適用により屋内消火栓設備又は補助散水栓を省略できる部分

令第 11 条の規定により屋内消火栓設備の設置を要する防火対象物で、規則第 13 条第 3 項各号の規定によりヘッドの設置を要しない部分のうち、次の(ｱ)又は(ｲ)のいずれかに該当する部分については、令第 32 条の規定の適用により、当該部分に設置が必要となる屋内消火栓設備又は補助散水栓の設置を省略して差し支えないものとする。

(ｱ)　規則第 13 条第 3 項第 1 号、第 5 号、第 6 号、第 8 号及び第 10 号に規定する場所

(ｲ)　次の a から c までの要件に適合する部分

a　床面積が 100 ㎡未満であること。

b　耐火構造の壁及び床で区画され、かつ、開口部に防火設備である防火戸が設けられていること。

c　当該場所に適応する消火器（当該場所の床面積が 50 ㎡以上の場合は大型消火器）が設けられていること。

５　補助散水栓

補助散水栓は、規則第 13 条の 6 第 4 項及び「屋内消火栓設備の屋内消火栓等の基準」（平成 25 年消防庁告示第 2 号）の規定によるほか、次によること。

(1)　補助散水栓は、認定品を使用すること。◇

(2)　次に掲げる防火対象物又はその部分で、当該部分が令第 11 条第 1 項に該当する場合は、当該部分を有効に警戒できるように屋内消火栓設備又は補助散水栓を設置すること。

ア　規則第 12 条の 2 並びに規則第 13 条第 1 項及び第 2 項に掲げる区画によりスプリンクラー設備を設けない部分

イ　規則第 13 条第 3 項及び前 4.(2).アによりヘッドの設置を省略した部分

(3)　前(2).イによりヘッドの設置を省略した部分に補助散水栓を設置した場合は、当該部分は令第 11 条第 4 項、第 19 条第 4 項並びに第 20 条第 5 項第 2 号及び第 3 号に規定するスプリンクラー設備の有効範囲内の部分として取り扱えるものとする。

(4)　原則として同一防火対象物には、同一操作性のものを設置すること。◇

(5)　規則第 13 条の 6 第 4 項第 3 号イに規定する補助散水栓箱への「消火用散水栓」の表示は、第 26「標識」の定めるところによること。★

なお、当該表示のほか、補助散水栓箱には、操作方法を図示する表示シールを貼付すること。★

(6)　補助散水栓の設備等技術基準に係る令第 32 条の規定の適用については、第 2「屋内消火栓設備」9.(3).ア及びイを準用すること。

(7)　規則第 13 条の 6 第 4 項第 3 号ロに規定する赤色の灯火は、第 2「屋内消火栓設備」4.(2).ア.(ｲ).ｄ及びｅを準用すること。

６　制御弁

制御弁は、規則第 14 条第 1 項第 3 号の規定によるほか、次によること。

(1)　制御弁は、ポンプ室、パイプシャフト等の点検に便利で操作しやすく、かつ、火災等の災害による被害を受けるおそれが少ない箇所に設けること。◇

(2)　制御弁は、床面積が 3,000 ㎡を超える場合等、自動警報装置の発信部（流水検知装置等）を 2 以上設けるときは、一の自動警報装置ごとに設けること。◇

(3)　規則第 14 条第 1 項第 3 号ロに規定する「みだりに閉止できない措置」とは、「常時開」のプレート等を制御弁の見やすい位置に取り付けること等をいう。★

(4)　規則第 14 条第 1 項第 3 号ハに規定する制御弁である旨の標識は、第 26「標識」に定めるところによること。★

７　自動警報装置

自動警報装置は、規則第 14 条第 1 項第 4 号の規定によるほか、次によること。

(1)　自動警報装置の一の発信部（流水検知装置等）が受け持つ区域は、3,000 ㎡以下（工場、作業所等で主要な出入口から内部を見通すことができる場合にあっては、12,000 ㎡以下）とし、2 以上の階にわたらないこと。★

ただし、次のア及びイに適合する場合は、2 以上の階を受け持つことができる。

ア　防火対象物の階に設置されるヘッドの個数が 10 個未満（補助散水栓はヘッド 1 個とみなす。）であり、かつ、流水検知装置等が設けられている階の直上階又は直下階の場合

イ　前アの階が自動火災報知設備の技術上の基準に従い有効に警戒されている場合

(2)　階段は、前(1)の規定によらず、階段ごとに一の警戒区域とすることができる。

(3)　自動火災報知設備の受信機又は総合操作盤により放水区域が確認できる場合は、規則第 14 条第 1 項第 4 号ニに規定する表示装置を設けないことができる。

(4)　規則第 14 条第 1 項第 4 号ホに規定する「相互間で同時に通話することができる設備」は、非常電話とすること。★

(5)　音響警報装置は、ウォーターモーターゴング、ベル、非常放送設備のスピーカー又はサイレン等によること。★

８　起動装置

起動装置は、規則第 14 条第 1 項第 8 号の規定によるほか、次によること。

(1)　自動式の起動装置

ア　起動用水圧開閉装置の作動と連動して加圧送水装置を起動するものは、当該起動用水圧開閉装置の水圧開閉器の位置における配管内の圧力が、次のいずれか大きい方の圧力の値に低下するまでに起動するよう調整されたものであること。★（第 3－3 図参照）

(ｱ)　最高位のヘッドの位置から起動用水圧開閉装置の水圧開閉器までの落差（H_1）による圧力に 0.15ＭＰａを加えた値の圧力

(ｲ)　補助用高架水槽又は中間水槽の位置から起動用水圧開閉装置の水圧開閉器までの落差（H_2）による圧力に 0.05ＭＰａを加えた値の圧力

(ｳ)　補助散水栓を設置してあるものは、次のａ及びｂを合計した数値に 0.3ＭＰａを加えた値の圧力

ａ　最高位の補助散水栓の位置から起動用水圧開閉装置の水圧開閉器までの落差（H_3）

ｂ　補助散水栓の弁、ホース、ノズル等の摩擦損失としてあらかじめ算定された認定機器の仕様書等に明示された数値（H_0）

イ　流水検知装置（自動警報弁に限る。）の作動と連動して加圧送水装置を起動させるものは、補助用高架水槽から最高位のヘッドまでの落差（H）による圧力を 0.15ＭＰａ以上とすること。★（第 3－4 図参照）

なお、補助散水栓を設置する場合には、当該起動方式としないこと。

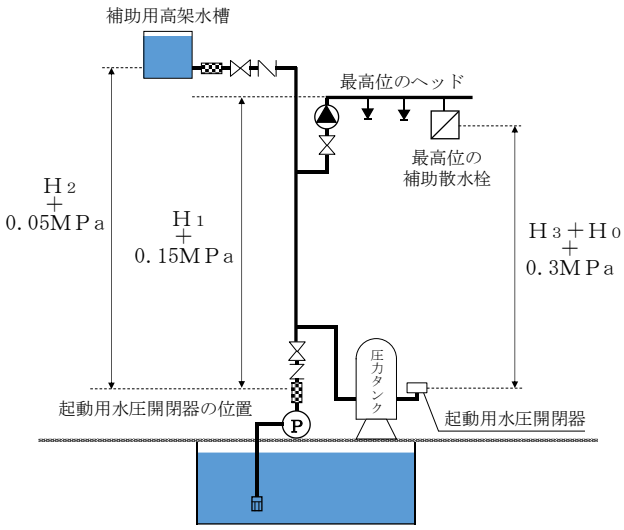

＜第３－３図＞

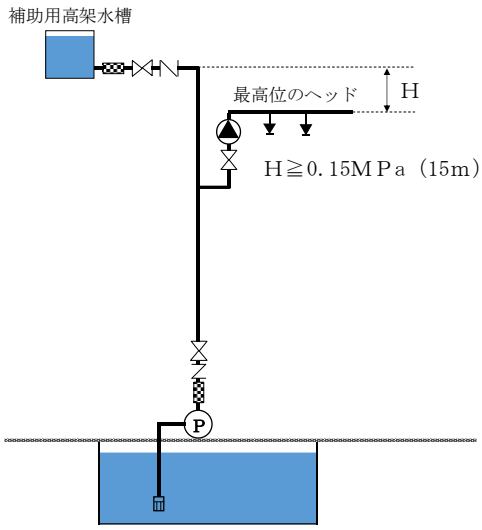

＜第３－４図＞

(2)　手動式の起動装置

ア　放水区域ごとに設ける手動式開放弁は、火災を発見してからおおむね 30 秒以内に開放できること。◇

イ　一斉開放弁の起動操作部又は手動式開放弁は、一の区域に対して異なる 2 以上の場所に設けること。◇

ウ　手動起動装置には、第 26「標識」に定めるスプリンクラー設備の手動起動装置である旨の表示を設けること。◇

エ　手動起動装置の操作箱には、第 26「標識」に定める手動起動装置の防護区画の名称及び取扱い方法の表示を設けること。◇

９　送水口

送水口は、関連規定によるほか、次によること。

関 連 規 定		
令第 12 条	第 2 項	第 7 号
規則第 14 条	第 1 項	第 6 号
その他	「スプリンクラー設備等の送水口の基準」（平成 13 年消防庁告示第 37 号）	

(1)　位置

ア　防火対象物の敷地が面する道路側に設けること。◇

イ　2 個以上の送水口を設けるものは、送水口をそれぞれ相離れた位置に設けること。◇
ただし、送水源の位置が限定される場合は、この限りでない。

ウ　送水口の前面には、消防用ホースの送水時の曲がりを考慮し、2m以上の空間を確保すること。★

ただし、送水口の結合金具が自在式の構造のもの又は自在式の結合金具を附置したものについては、この限りでない。

(2)　機器

ア　送水口の結合金具は、差込式のものとすること。◇

イ　送水口は、認定品を使用すること。◇

ウ　送水口と主管の接続は、管フランジ又は管用ねじとし、呼称は 100 以上（主管と同等以上）とすること。◇

(3)　設置方法

ア　送水口は専用とすること。ただし、地階を除く階数が 10 以下の部分で、ヘッドの設置個数の合計が 30 個以下の場合は、連結送水管の機能に支障がない場合に限り、送水口を兼用することができるものとする。

イ　送水口の数

(ｱ)　送水口（ラック式倉庫に設けるものを除く。）の数は、加圧送水装置の吐出量（単位はＬ/min とする。）を 1,800 で除して得た値（端数は、切り上げること。）の個数以上を設置すること。◇

(ｲ)　ヘッドの個数が 30 個を超えるラック式倉庫については、双口形の送水口を 2 個以上設けること。◇

ウ　専用配管は呼び径 100Ａ以上とすること。◇

ただし、送水口を 2 個以上設ける場合で、その途中の配管を呼び径 150Ａ以上の共通配管とするときは、この限りでない。

エ　送水口の直近には、止水弁、逆止弁及び排水弁を設けること。◇

オ　「スプリンクラー設備等の送水口の基準」（平成 13 年消防庁告示第 37 号）第 2 第 5 号に規定する「双口形の送水口のホース接続口」の「ホースの接続に」支障のない角度又は間隔とは、90°以上 17.5ｃｍ以上とすること。★

(4)　標識及び灯火

ア　規則第 14 条第 1 項第 6 号ホに規定する「スプリンクラー用送水口である旨及びその送水圧力範囲を表示した標識」は、第 26「標識」の定めるところによること。★

ただし、色については、周囲と反対色とすること等により容易に識別できる場合は、この限りでない。

イ　送水口の上部には、第 2「屋内消火栓設備」4.(2).ア.(ｲ).ｄに準じた赤色の灯火を設けること。◇

10　非常電源及び配線等

非常電源及び配線等は、関連規定によるほか、第 2「屋内消火栓設備」5 及び第 24「非常電源」によること。

関 連 規 定		
令第 12 条	第 2 項	第 7 号
規則第 14 条	第 1 項	第 6 号の 2、第 9 号
その他		「耐火電線の基準」（平成 9 年消防庁告示第 10 号） 「耐熱電線の基準」（平成 9 年消防庁告示第 11 号）

11　貯水槽等の耐震措置

貯水槽等の耐震措置は、規則第 14 条第 1 項第 13 号の規定によるほか、第 2「屋内消火栓設備」6 を準用すること。

12　表示及び警報

表示及び警報は、規則第 14 条第 1 項第 4 号ニの規定によるほか、次の表示及び警報（ベル、ブザー等）を防災センター等において確認できるものであること（規則第 14 条第 1 項第 12 号の規定による総合操作盤が設けられている場合を除く。）。◇

(1)　第 2「屋内消火栓設備」7 に規定するもの

(2)　感知部の作動の状態表示（予作動式で専用の感知器を用いる場合に限る。）

(3)　流水検知装置等の作動状態の警報

13　総合操作盤

総合操作盤は、関連規定によるほか、第 25「総合操作盤」によること。

関 連 規 定		
規則第 14 条	第 1 項	第 12 号
その他	「総合操作盤の基準を定める件」（平成 16 年消防庁告示第 7 号） 「総合操作盤の設置方法を定める件」（平成 16 年消防庁告示第 8 号）	

14　補助加圧ポンプ

配管内の水圧を規定圧力に保持するために設ける補助ポンプは、第 2「屋内消火栓設備」3.(2).ア.(ｲ)を準用すること。◇

Ⅱ　閉鎖型スプリンクラー設備

１　スプリンクラー設備

閉鎖型ヘッドを用いるスプリンクラー設備（以下この第３において「閉鎖型スプリンクラー設備」という。）のうち、湿式のスプリンクラー設備は、前Ⅰによるほか、次によること（ラック式倉庫に設けるものを除く。）。

(1)　加圧送水装置及び水源水量

ポンプを用いる加圧送水装置及び水源等は、前Ⅰ.1.(1)及び(2)並びにⅠ.2 によるほか、次によること。

ア　第３－２表左欄に掲げる防火対象物又はその部分の区分に応じて、同表右欄に掲げるヘッドの個数を基準としてポンプの吐出量及び水源水量を算出すること。

＜第３－２表＞

<table>
<tr><th colspan="3">防火対象物の区分</th><th>ヘッドの区分</th><th></th><th>吐出量（L/min）</th><th>水源水量（㎥）</th></tr>
<tr><td rowspan="12">令第 12 条第１項第１号から第４号まで及び第９号から第 12 号までに掲げる防火対象物</td><td colspan="2" rowspan="3">令別表第１(4)項に掲げる防火対象物及び同表(16)項イに掲げる防火対象物のうち同表(4)項の用途に供される部分が存するもの（法第８条第１項に規定する百貨店であるものに限る。）</td><td rowspan="18">標準型ヘッド</td><td>15 個</td><td>1,350</td><td>24.0</td></tr>
<tr><td>12 個
（高感度型ヘッド 2.6）</td><td>1,080</td><td>19.2</td></tr>
<tr><td>11 個
（高感度型ヘッド 2.8）</td><td>990</td><td>17.6</td></tr>
<tr><td rowspan="6">その他のもの</td><td rowspan="3">地階を除く階数が 10 以下の防火対象物</td><td>10 個</td><td>900</td><td>16.0</td></tr>
<tr><td>8 個
（高感度型ヘッド 2.6）</td><td>720</td><td>12.8</td></tr>
<tr><td>7 個
（高感度型ヘッド 2.8）</td><td>630</td><td>11.2</td></tr>
<tr><td rowspan="3">地階を除く階数が 11 以上の防火対象物</td><td>15 個</td><td>1,350</td><td>24.0</td></tr>
<tr><td>12 個
（高感度型ヘッド 2.6）</td><td>1,080</td><td>19.2</td></tr>
<tr><td>11 個
（高感度型ヘッド 2.8）</td><td>990</td><td>17.6</td></tr>
<tr><td colspan="3" rowspan="3">令第 12 条第１項第６号及び第７号の防火対象物</td><td>15 個</td><td>1,350</td><td>24.0</td></tr>
<tr><td>12 個
（高感度型ヘッド 2.6）</td><td>1,080</td><td>19.2</td></tr>
<tr><td>11 個
（高感度型ヘッド 2.8）</td><td>990</td><td>17.6</td></tr>
<tr><td colspan="3" rowspan="2">令第 12 条第１項第８号の指定可燃物を危険物の規制に関する政令別表第４に定める数量の 1,000 倍以上貯蔵し、又は取り扱うもの</td><td>20 個</td><td>1,800</td><td>32.0</td></tr>
<tr><td>16 個
（感度種別１種）</td><td>1,440</td><td>25.6</td></tr>
<tr><td colspan="3">地階を除く階数が 10 以下の防火対象物（令第 12 条第１項第１号に掲げる防火対象物で基準面積が 1,000 ㎡未満のものを除く。）</td><td rowspan="2">小区画型ヘッド</td><td>8 個</td><td>480</td><td>8.0</td></tr>
<tr><td colspan="3">地階を除く階数が 11 以上の防火対象物</td><td>12 個</td><td>720</td><td>12.0</td></tr>
<tr><td colspan="3">地階を除く階数が 10 以下の防火対象物</td><td rowspan="2">側壁型ヘッド</td><td>8 個</td><td>720</td><td>12.8</td></tr>
<tr><td colspan="3">地階を除く階数が 11 以上の防火対象物</td><td>12 個</td><td>1,080</td><td>19.2</td></tr>
</table>

備考１　高感度型ヘッド 2.6 とは、規則第 13 条の２第２項に規定する高感度型ヘッドのうち、有効散水半径が 2.6 m のものをいう。
備考２　高感度型ヘッド 2.8 とは、規則第 13 条の２第２項に規定する高感度型ヘッドのうち、有効散水半径が 2.8 m のものをいう。
備考３　乾式又は予作動式の流水検知装置が設けられているスプリンクラー設備の水源水量及びポンプの吐出量を求める場合は、個数欄に定める個数に 1.5 を乗じて得た個数（小数点以下は切り上げ）とする。
備考４　ポンプの吐出量は、次に掲げるヘッドの種類に応じて、乗じて得た量以上とする。
(1)　標準型ヘッド及び側壁型ヘッド　90Ｌ/min
(2)　小区画型ヘッド　60Ｌ/min

イ　一のスプリンクラー設備に異なる種別（有効散水半径、放水量、感度の種別の違いをいう。以下この第３において同じ。）の閉鎖型ヘッドを使用する場合のポンプの吐出量及び水源水量は、その値が最大となる種別の閉鎖型ヘッドに係る規定に基づき算出すること。（第３－５図参照）

＜第３－５図＞

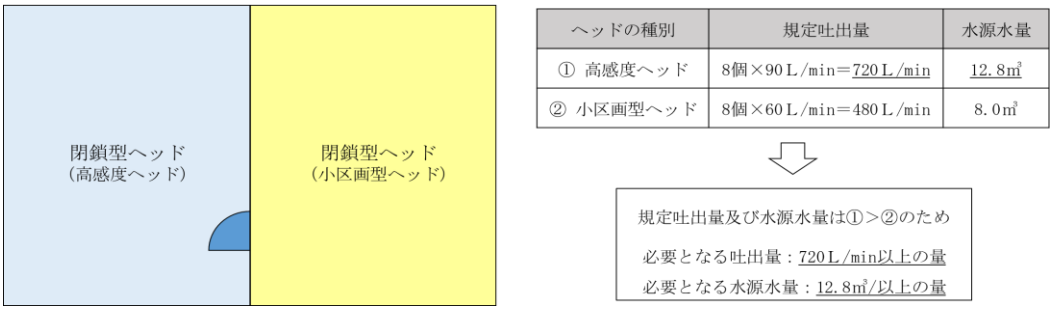

＜第３－５図＞

(2)　ヘッドの配置等

ヘッドの配置等は、関連規定によるほか、次によること。

関 連 規 定		
令第 12 条	第２項	第２号
規則第 13 条の２	第４項	第１号
規則第 13 条の３	第２項、第３項	
規則第 13 条の５	第２項、第５項、第７項、第９項	

ア　閉鎖型ヘッドの配置

閉鎖型ヘッドの配置（規則第 13 条の５第１項に規定するラック式倉庫等に設けるものを除く。）は、次によること。

(ｱ)　配置形

標準型ヘッド（小区画型ヘッドを含む。）の配置は、原則として格子配置（正方形又は長方形）とすること。（第３－６図参照）

なお、千鳥型配置とする場合は、一のヘッド当たりの防護面積が広く、かつ、単位面積当たりの散水量が低下する千鳥配置はしないこと。◇（第３－７図参照）

≪正方形配置の場合≧

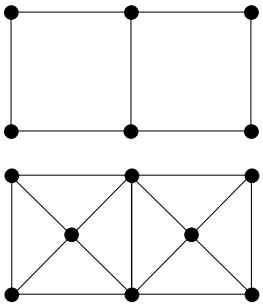

≪長方形配置の場合≧

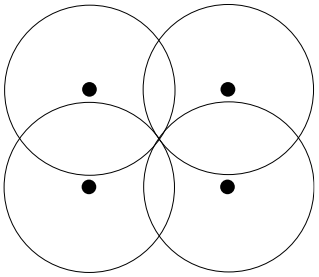

●：ヘッド

＜第３－６図＞

≪千鳥配置の場合≧

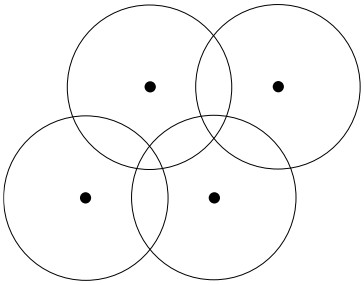

※散水密度が低下しないように配置したもの

＜第３－７図＞

(ｲ)　配置形によるヘッドの設置間隔

ヘッドの設置間隔の最大距離は、第 3－3 表及び第 3－8 図を参照すること（小区画型ヘッドを除く。）。◇

＜第 3－3 表＞

ヘッドの水平距離(m)	正方形配置の場合(m)	長方形配置の場合(m)
高感度ヘッドの水平距離：R	R×√2 又は R×2	R×2

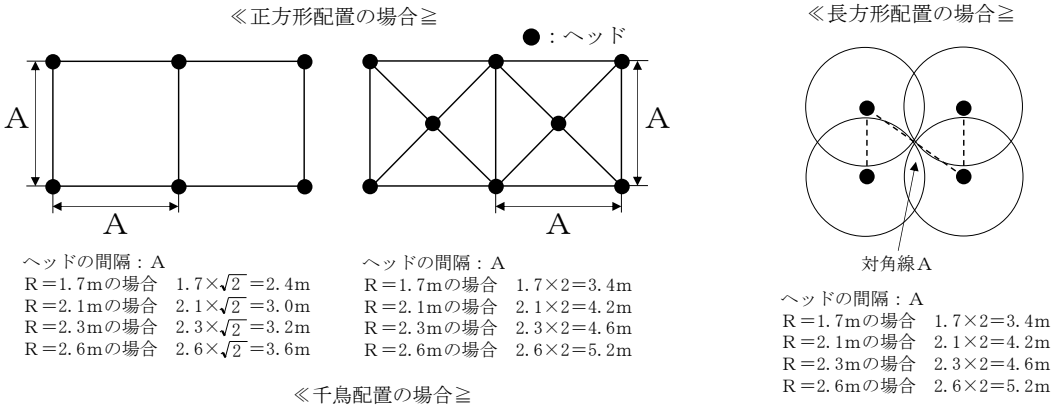

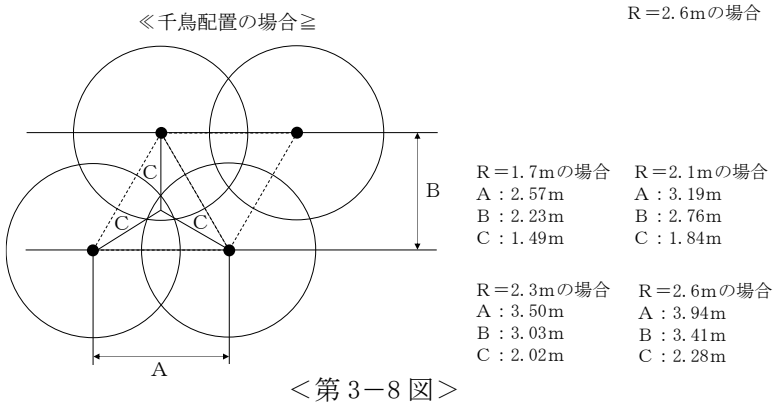

＜第 3－8 図＞

(ｳ)　傾斜天井等の配置の間隔

a　ヘッドを取り付ける面の傾斜が 3/10（17°）を超え、1/1（45°）以下の場合

屋根又は天井の頂部より当該頂部に最も近いヘッドに至るまでの間隔は、当該傾斜面に平行に配置されたヘッド相互の間隔の 1/2 以下の値とし、かつ、当該頂部からの垂直距離が 1m以下となるように設けること。◇

ただし、当該頂部にヘッドが設けられているものについては、この限りでない。(第 3－9 図参照)

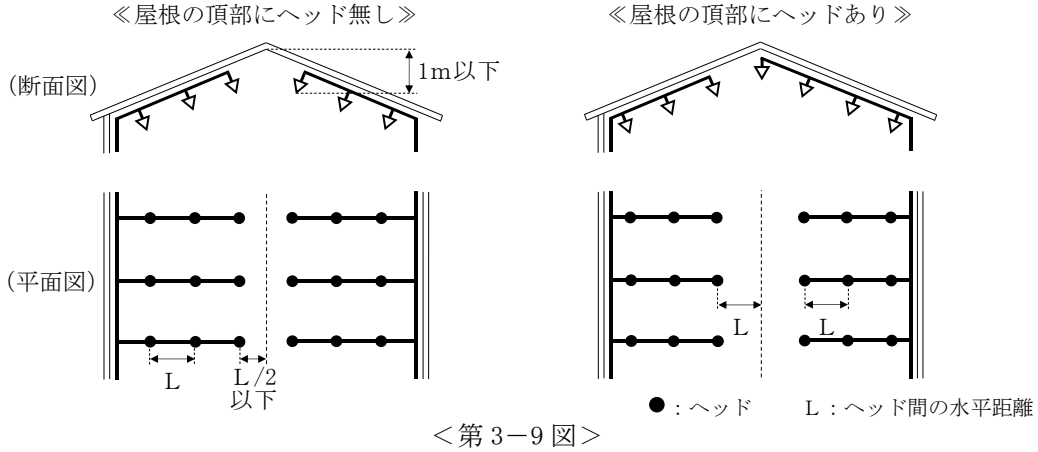

＜第 3－9 図＞

ｂ　ヘッドを取り付ける面の傾斜が 1/1（45°）を超える場合

屋根又は天井の頂部にヘッドを設ける場合は、当該屋根又は天井と当該ヘッドとの水平距離を 0.6m以上とすることにより、当該屋根又は天井の頂部からの垂直距離を a によらず 1mを超えて設けることができる。◇（第 3－10 図参照）

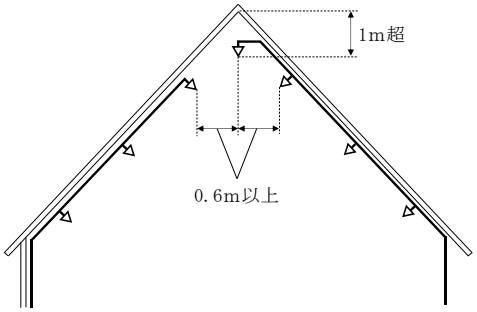

＜第 3－10 図＞

(ｴ)　小区画型ヘッドの相互の設置間隔

小区画型ヘッドを同一の宿泊室等に 2 以上設置する場合は、ヘッド相互の間隔は、3m以下とならないように設けること。◇

ただし、次のいずれかに適合する場合は、この限りでない。

ａ　個々の小区画型ヘッドの放水圧力における散水形状から判断し、隣接する小区画型ヘッドを濡らすおそれがないと認められる場合

ｂ　小区画型ヘッド相互間に設けられた遮水のための垂れ壁、専用板等を設けた場合

ｃ　被水防止措置を講じた小区画型ヘッドを用いる場合

イ　閉鎖型ヘッドの設置

閉鎖型ヘッドの設置（規則第 13 条の 5 第 1 項に規定するラック式倉庫等に設けるものを除く。）は、次によること。

(ｱ)　異なる種別の閉鎖型ヘッドを用いる場合

異なる種別の閉鎖型ヘッドは、火災発生時に作動することが想定される同一区画（防火区画されている部分、垂れ壁等で区切られた部分等であって、当該部分における火災発生時において当該部分に設置されているヘッドが同時に作動すると想定される部分をいう。）内に設けないこと。◇

ただし、感度の種別及び放水量が同じヘッドにあっては、この限りでない。

(ｲ)　標準型ヘッド（小区画型を除く。）を設置する場合

ａ　規則第 13 条の 2 第 4 項第 1 号ホに規定する「何も設けられ、又は置かれていない」範囲は、第 3－11 図によること。

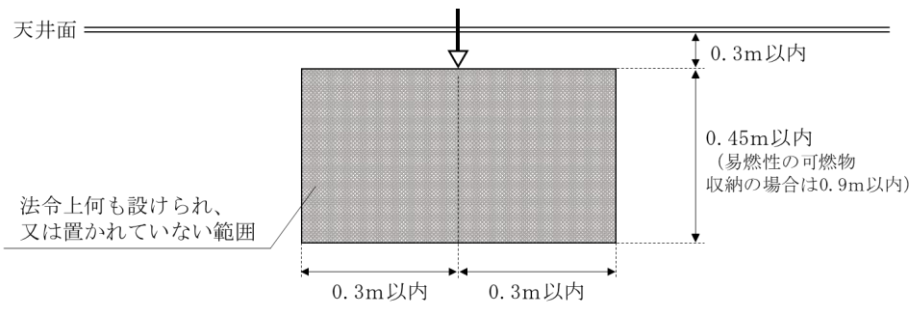

＜第 3－11 図＞

b　規則第 13 条の 2 第 4 項第 1 号ホに規定する「易燃性の可燃物」とは、危険物、指定可燃物のほか、ウレタンホーム、綿糸、マッチ類、化学繊維類など着火危険性が高く、延焼速度の速いもの又は同様の状態にあるものをいい、書物、書類等は該当しないものとする。

(ｳ)　小区画型ヘッドを設置する場合

小区画型ヘッドを設置する場合は、規則第 13 条の 3 第 1 項及び第 2 項の規定によるほか、次によること。

a　規則第 13 条の 3 第 2 項第 1 号に規定する「宿泊室等」には、宿泊室、病室、談話室、娯楽室、居間、教養室、休憩室、面会室、休養室等が該当するものとする。

b　小区画型ヘッドのデフレクターから下方 0.45m以内で、かつ、水平方向の壁面までの間の範囲には、何も設けられ又は置かれていないこと。★

ただし、当該ヘッドの放水圧力における散水形状から判断し、散水障害とならないと認められる場合又は当該ヘッドからの散水が妨げられる部分が他のヘッドにより有効に警戒されている場合は、この限りでない。（第 3－12 図参照）

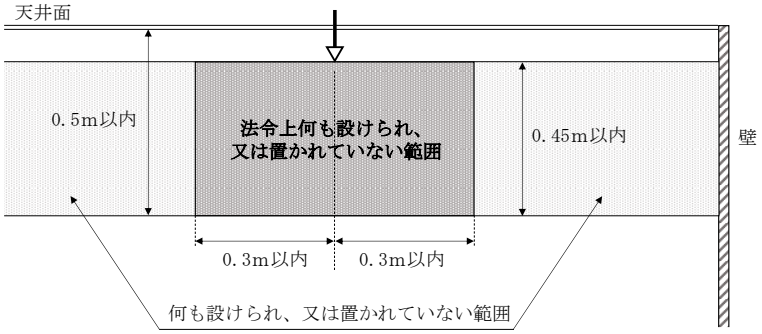

＜第 3－12 図＞

(ｴ)　側壁型ヘッドを設置する場合

側壁型ヘッドを設置する場合は、規則第 13 条の 3 第 3 項の規定によるほか、次によること。

a　規則第 13 条の 3 第 3 項第 1 号に規定する「その他これらに類する部分」には、フロント、ロビー等が該当するものとする。

b　規則第 13 条の 3 第 3 項第 6 号に規定する「何も設けられ、又は置かれていない」範囲は、第 3－13 図によること。

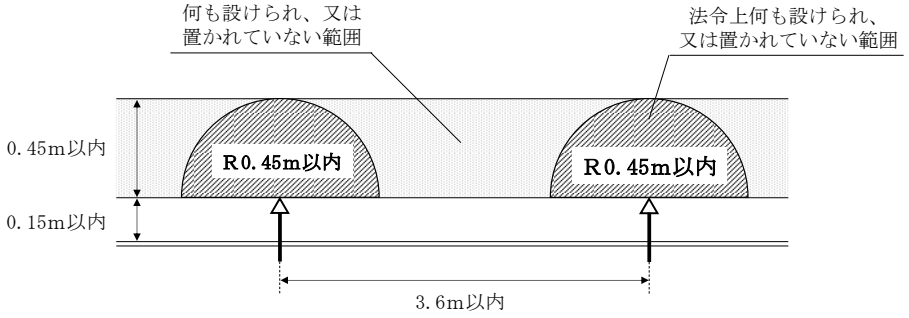

＜第 3－13 図＞

(ｵ)　はり、垂れ壁等がある場合

a　取付け面から突き出したはり、垂れ壁等

ヘッドのデフレクターから水平方向（傾斜した屋根等に取り付ける場合にあっては、横方向）にはり、垂れ壁等がある場合の閉鎖型ヘッドの設置については、原則として第3－4表及び第3－14図によること。◇

ただし、当該ヘッドの放水圧力における散水形状から判断し、散水障害とならないと認められる場合又は当該ヘッドからの散水が妨げられる部分が他のヘッドにより有効に警戒されている場合は、この限りでない。

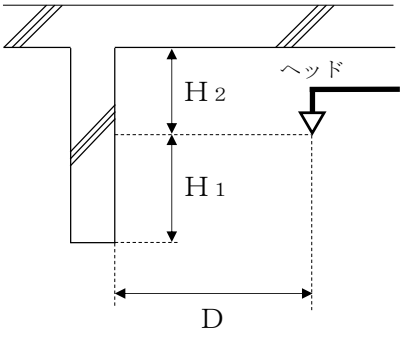

＜第3－14図＞

＜第3－4表＞

D（ｃｍ）	H１（ｃｍ）	H２（ｃｍ）
75未満	0	30以下（倉庫等で天井を不燃材料で仕上げた場合は45以下）
75以上100未満	10未満	
100以上150未満	15未満	
150以上	30未満	

b　カーテン、間仕切り等

カーテン、天井面まで立ち上げられていない間仕切り壁等が設けられている場合は、当該間仕切り壁等ごとにヘッドを設けること。ただし、当該間仕切り壁等の上部60ｃｍ以上が開放されている場合（網目状で開口率70%以上のものを含む。）又は当該ヘッドの放水圧力における散水形状から判断し、散水障害とならないと認められる場合については、同一の放水区域とすることができる。（第3－15図参照）

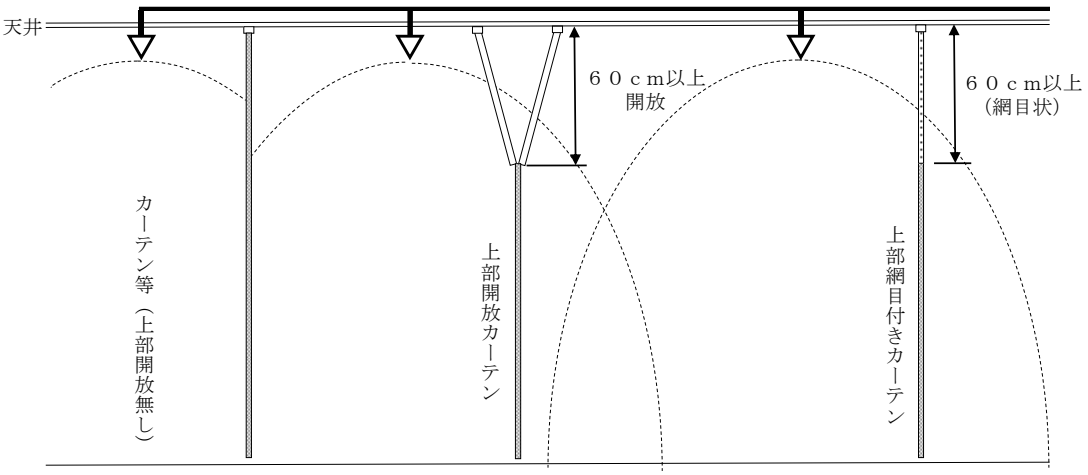

＜第3－15図＞

(ｶ)　給排気用ダクト、棚、開放型の飾り天井等がある場合

a　給排気用ダクト、棚等

規則第13条の2第4項第1号ロの規定により、給排気用ダクト、棚等（以下この

第 3 において「ダクト等」という。）でその幅又は奥行が 1.2ｍを超えるものがある場合には、当該ダクト等の下面にもヘッドを設けなければならないが、次のいずれかに該当する場合は、令第 32 条の規定の適用により、当該各基準によることができる。

(a)　ダクト等の上方に感熱継手（火災の感知と同時に弁体を開放し、開放型ヘッドに加圧水を供給する継手をいう。）を当該機器の仕様により設けた場合は、上方部分にヘッドを設けないことができる。（第 3－16 図参照）

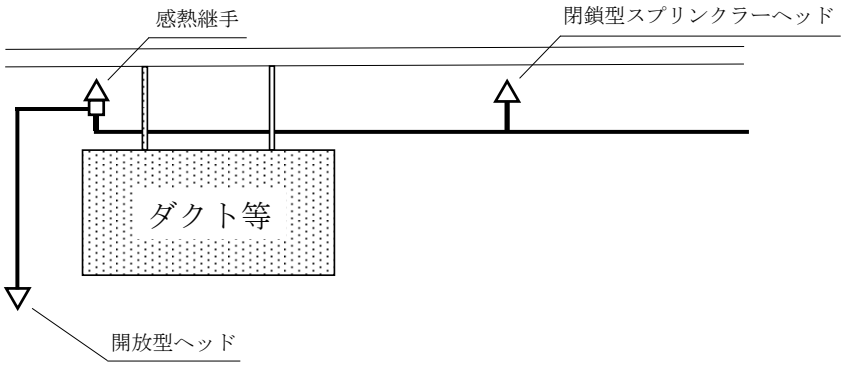

＜第 3－16 図＞

(b)　ダクト等の上方に設けるヘッドの放水圧力における散水形状から判断し、散水障害とならないと認められる場合については、ダクト等の下面に設けるヘッドを省略して差し支えないものとする。（第 3－17 図参照）

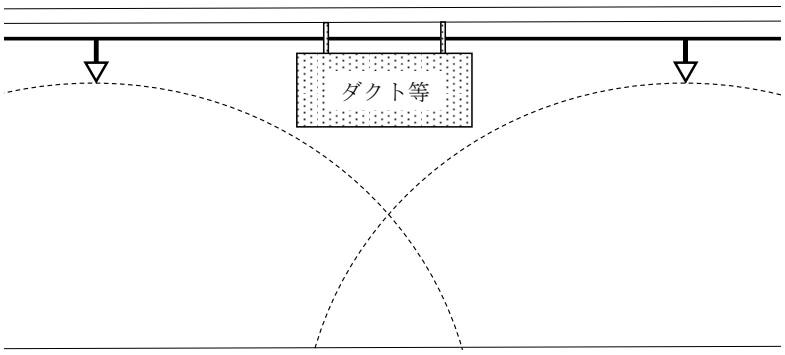

＜第 3－17 図＞

b　ルーバー等の開放型飾り天井

ルーバー等（取付けヘッドの作動温度以下で溶融等し、かつ、熱感知の障害とならないものを除く。）の開放型の飾り天井（以下この第 3 において「飾り天井等」という。）が設けられる場合で、天井又は屋根から飾り天井の下端までの距離が 45ｃｍ以上となるときは、天井又は屋根下のほか、飾り天井等下にもヘッドを設けること。◇

ただし、次の(a)から(d)までの要件に適合する場合は、この限りでない。（第 3－18 図参照）

(a)　飾り天井等を構成する部材の厚さ及びその幅が５ｃｍ以下であること。

(b)　取付状況が著しく散水を妨げるものではないこと。

(c)　開放部分の合計面積が飾り天井等の 70%以上であること。

(d)　飾り天井等の上部に設けられるヘッドのデフレクターから、下部に 60ｃｍ以上の空間を保有することができること。

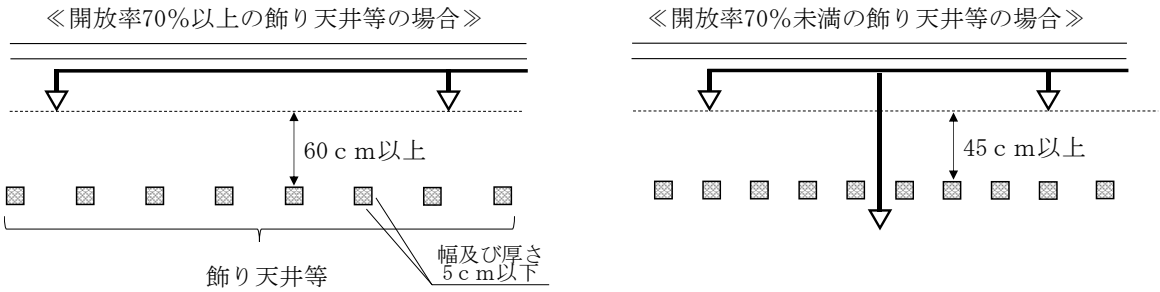

＜第 3－18 図＞

ｃ　規則第 13 条の 2 第 4 項第 1 号ロ及び前ｂの場合において、ダクト等又は飾り天井等の上部に設けるヘッドからの消火水により、下方に設けるヘッドの感熱に影響を及ぼす場合には、次に掲げる防護板を設けること。◇

(a)　防護板の構造は金属製のものとし、大きさは直径 30ｃｍ以上のものとすること。

(b)　防護板の下面からデフレクターまでの距離は 30ｃｍ以内とすること。

ウ　ラック式倉庫に設けるヘッド

ラック式倉庫に設けるヘッドは、関連規定によるほか、「ラック式倉庫の防火安全対策ガイドラインについて」（平成 10 年消防予第 119 号）により設置すること。

関 連 規 定		
規則第 13 条の 5	第 3 項から第 5 項	
その他	「ラック式倉庫のラック等を設けた部分におけるスプリンクラーヘッドの設置に関する基準」（平成 10 年消防庁告示第 5 号）	

(3)　配管の摩擦損失計算

配管の摩擦損失計算は、「配管の摩擦損失計算の基準」（平成 20 年消防庁告示第 32 号）の規定によるほか、次によること。

ア　範囲の選択

加圧送水装置により送水を行う場合、最も放水圧力の低くなると予想されるヘッドから、規則第 13 条の 6 第 1 項に定める個数分の放水範囲を選択すること。

イ　計算方法

配管の摩擦損失の計算は、次のいずれかによること。

(ｱ)　水力計算法

最も放水圧力が低くなると予想されるヘッドの放水量を、実高、配管の摩擦損失水頭等の影響による放水圧力の増加に伴う放水量(80Ｌ/min 又は 50Ｌ/min)の増加を求め、摩擦損失計算を行う方法。

(ｲ)　簡易計算方法

最も放水圧力が低くなると予想されるヘッドの放水量を、規則第 14 条第 1 項第 11 号ハ(ｲ)の規定による吐出量（90Ｌ/min 又は 60Ｌ/min）を流水量として水源までの配管の摩擦損失計算を行う方法。

なお、配水管又は枝管の配管径は、原則として摩擦損失計算を行い決定すること。ただし、これによらない場合は、標準型ヘッドにあっては第３－５表、小区画型ヘッドにあっては第３－６表によること。★

＜第３－５表＞

標準型ヘッド	
管の呼び径	ヘッドの合計個数
25A 以上	2 個以下
32A 以上	3 個以下
40A 以上	5 個以下
50A 以上	10 個以下
65A 以上	20 個以下
80A 以上	21 個以上

＜第３－６表＞

小区画型ヘッド	
管の呼び径	ヘッドの合計個数
25A 以上	3 個以下
32A 以上	4 個以下
40A 以上	8 個以下
50A 以上	9 個以上

（注１）　枝管に取り付けるヘッドの数は、一の枝管につき５個を限度とする。（第３－19 図参照）

（注２）　適用は、最大同時開放個数とする。

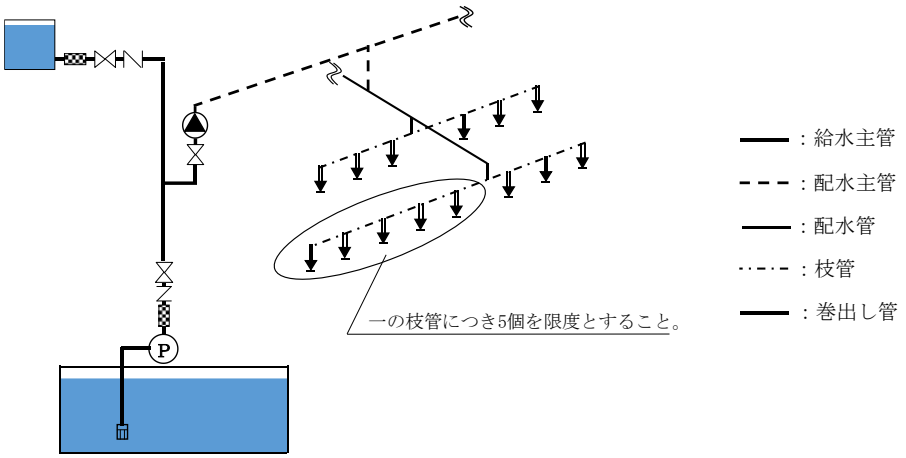

＜第３－19 図＞

ウ　摩擦損失水頭

摩擦損失計算で用いる摩擦損失水頭は、次によること。

(ｱ)　配管等の摩擦損失水頭の数値は、別記「配管の摩擦損失水頭」及び第２「屋内消火栓設備」別記「配管の摩擦損失水頭」によること。

(ｲ)　フート弁は逆止弁に相当するものとして計算すること。

エ　補助散水栓については、前イ.(ｱ)による場合は放水量を 60Ｌ/min、前イ.(ｲ)による場合は 70Ｌ/min として計算すること。

オ　設計時における配管の摩擦損失水頭の計算値には、余裕を持たせるため 1.1 を乗じること。◇

カ　配管をリング状に結合（ループ配管）する方法の場合は、「スプリンクラー設備等におけるループ配管の取扱いについて」（平成 18 年消防予第 103 号）によること。

(4)　流水検知装置

流水検知装置は、規則第 14 条第１項第４号の２、第４号の４及び第４号の５の規定によるほか、同一階の配管系に放水量の異なるヘッド又は補助散水栓が設けられている場合の

流水検知装置の流量定数は、第３－７表により放水検査についての末端試験弁のオリフィス口径に応じて第３－８表に示す性能を有すること。◇

＜第３－７表＞

同一階の配管系の組み合わせ	検知流量定数の区分		
	50	60	50･60 併用
標準型ヘッド（小区画型ヘッドを除く。）及び補助散水栓		○	○
側壁型ヘッド及び補助散水栓		○	○
標準型ヘッド（小区画型ヘッドを除く。）及び小区画型ヘッド	○		○
側壁型ヘッド及び小区画型ヘッド	○		○
小区画型ヘッド及び補助散水栓			○

＜第３－８表＞

流水検知装置の検知流量定数	放水圧力（ＭＰａ）	放水量（Ｌ/min）
50	0.1 以上 1.0 以下	50 以上
60	0.25 以上 1.0 以下	60 以上

なお、放水量は次式に算出する。

$Q = K \times D^2 \times \sqrt{10P}$

Ｑ：放水量（Ｌ/min）
Ｋ：オリフィス係数（オリフィス形状に応じた値）
Ｄ：オリフィス口径（㎜）
Ｐ：放水圧力（Ｍｐａ）

(5)　末端試験弁

末端試験弁は、規則第 14 条第１項第５号の２の規定によるほか、次によること。

ア　規則第 14 条第１項第５号の２ロに規定する末端試験弁の二次側に設ける試験用放水口から放出される水は、安全な場所へ排出できるよう措置すること。◇

イ　規則第 14 条第１項第５号の２ハに規定する標識は、第 26「標識」の定めるところによること。★

２　乾式又は予作動式流水検知装置を用いるスプリンクラー設備

乾式流水検知装置を用いるスプリンクラー設備（以下この第３において「乾式スプリンクラー設備」という。）又は予作動式流水検知装置を用いるスプリンクラー設備（以下この第３において「予作動式スプリンクラー設備」という。）は、前Ⅰ及びⅡ.１によるほか、次によること。

(1)　設置場所

ア　乾式スプリンクラー設備は、スプリンクラー設備の配管等の凍結による障害を生ずるおそれのある場所に設置できるものであること。◇

イ　予作動式スプリンクラー設備は、電子機器や美術品を大量に保管する倉庫などの水損の被害が著しく大きい場所に限定して設置できるものであること。◇

(2)　水源

湿式予作動式及び負圧湿式予作動式（真空式）にあっては、令第 32 条の規定の適用により、規則第 13 条の 6 第 1 項第 1 号及び第 3 号の規定による係数 1.5 を乗じないことができる。

なお、負圧湿式予作動式（真空式）については、一般社団法人日本消火装置工業会が定める自主基準である「負圧環境下でも使用可能な閉鎖型スプリンクラーヘッドの試験基準」に適合したヘッドを使用すること。

(3)　空気加圧用の加圧装置

乾式又は予作動式の流水検知装置の二次側配管は、次のいずれかの方法により当該流水検知装置に適応した圧力で加圧すること。◇

ア　加圧用ガス容器を用いるもの

(ｱ)　ガスは、乾燥空気又は窒素を用いること。

(ｲ)　ガス容量は、二次側配管内のガスが放出された場合、60 分以内に充填できる量以上の量とすること。

イ　コンプレッサーを用いるもの

(ｱ)　二次側配管内の圧力が設定圧力値よりも低下する前に二次側配管を加圧でき、適当な圧力になった場合、自動的に運転を停止できる機能を有すること。

(ｲ)　供給能力は、30 分以内に加圧できること。

(4)　負圧装置の真空ポンプ

予作動式（負圧式）又は予作動式（負圧湿式）スプリンクラー設備に用いる負圧装置の真空ポンプは、次によること。◇

ア　負圧装置の真空ポンプは、専用とすること。

イ　真空ポンプは、常用電源回路の分電盤から専用配線とし、他の動力回路の故障による影響を受けるおそれのないものについては、非常電源を設けないことができる。

(5)　感知部

予作動式流水検知装置を作動させるための感知部は、次によること。◇

ア　感知部は専用の感知器とすること。ただし、スプリンクラー設備及び自動火災報知設備の機能に影響を及ぼさない場合で、かつ、放水区域と自動火災報知設備の警戒区域の範囲を同一にした場合は、自動火災報知設備の火災信号により乾式流水検知装置を作動させることができる。

イ　感知部として用いる感知器（煙感知器及び炎感知器を除く。）の公称作動温度は、ヘッドの標示温度より低いものとし、非火災報の発するおそれがないように設けること。

(6)　減圧警報装置

乾式スプリンクラー設備又は予作動式スプリンクラー設備（二次側に圧力の設定を必要とするもの）における規則第 14 条第 1 項第 4 号の 5 に規定する「自動的に警報を発する装置」は、防災センター等に警報及び表示ができるものであること。◇

(7)　配管内容積

規則第 14 条第 1 項第 8 号の 2 の規定によるヘッドが開放後の 1 分以内に放水できるための措置として、第 3－9 表による流水検知装置の呼び径に応じた当該流水検知装置二次側の

配管内容積とすること。★

ただし、流水検知装置又はその直近に急速開放装置又は空気排出器を設けた場合は、この限りでない。

なお、配管内の容積は第3－10表を参考とすること。

＜第3－9表＞　流水検知装置と配管内容積

流水検知装置 呼び径	50A	65A	80A	100A	125A	150A	200A
二次側配管 内容積（L）	70以下	200以下	400以下	750以下	1,200以下	2,800以下	2,800以下

＜第3－10表＞　管径と配管内容積（JIS G3452）

管径	25A	32A	40A	50A	65A	80A	100A	125A	150A	200A
1m当たりの容積（L）	0.6	1.0	1.4	2.2	3.6	5.1	8.7	13.4	18.9	32.9

Ⅲ　開放型ヘッドを用いるスプリンクラー設備

開放型ヘッドを用いるスプリンクラー設備（以下この第３において「開放型スプリンクラー設備」という。）は、前Ⅰによるほか、次によること。

１　加圧送水装置及び水源等

ポンプを用いる加圧送水装置及び水源等は、前Ⅰ.1.(1)及び(2)並びに第1.2によるほか、次によること。

(1)　閉鎖型スプリンクラー設備と開放型スプリンクラー設備を兼用する場合のポンプの吐出量は、各ヘッドの種別に応じた規定吐出量を加算して得た量以上の量とすること。ただし、閉鎖型ヘッド設置部分と開放型ヘッド設置部分とを耐火構造の壁及び床で区画し、かつ、開口部に特定防火設備である防火戸（随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖するものに限る。）を設けた場合は、各規定吐出量のうち最大となる量以上の量とすることができる。(第3－20図参照)

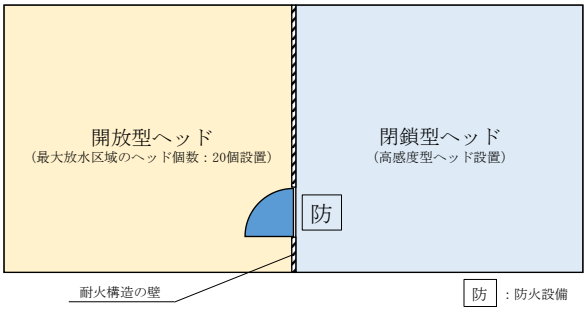

ヘッドの種別	規定吐出量
開放型スプリンクラーヘッド	20個×90Ｌ/min＝1,800Ｌ/min
閉鎖型スプリンクラーヘッド（高感度型）	8個×90Ｌ/min＝720Ｌ/min

⇩

必要となる吐出量：1,800Ｌ/min以上の量
(720Ｌ/min＜1,800Ｌ/min)

＜第3－20図＞

(2)　閉鎖型スプリンクラー設備と開放型スプリンクラー設備を兼用する場合の水源水量は、前(1)によること。

(3)　規則第13条の6第1項第4号表中「舞台部が10階以下の階に存するとき」で、放水区域が1の場合は、令第32条の規定の適用により、係数1.6を乗じないことができるものとする。

２　放水区域

放水区域は、規則第14条第1項第2号の規定によるほか、次によること。

(1)　2以上の放水区域を設ける場合の一の放水区域の面積は、100㎡以上とすること。◇

(2)　放水区域を分割する場合は、第3－21図の例によること。ただし、ポンプの吐出量が5，000Ｌ/min以上となる場合は、5分割以上とすることができる。◇

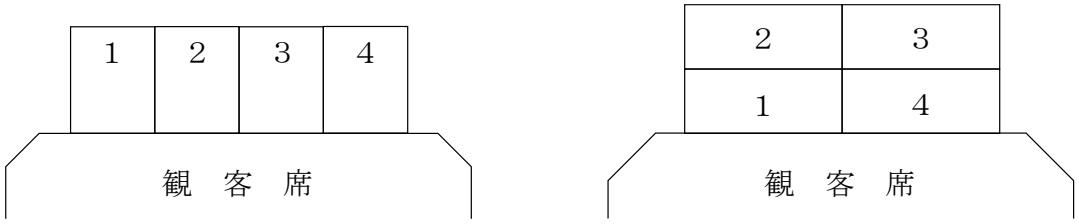

＜第3－21図＞

(3)　各放水区域が接する部分の開放型ヘッドの間隔は、隣接する放水区域が相互に重複するよう次により設けること。◇（第３－22 図参照）

ア　ヘッドが正方形に配置されている場合は、放水区域の境界に面するヘッドの相互間隔を 50ｃｍ以内に近接して設けること。

イ　ヘッドが長方形に配置されている場合で、放水区域の境界に面するヘッドの相互間隔が 2.4ｍを超えるときは、ヘッド相互を結ぶ線を 50ｃｍ以内とし、かつ、ヘッドを千鳥形に設けること。

≪アの場合のヘッドの配置≫

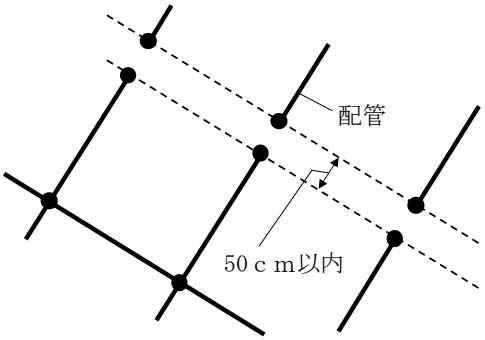

≪イの場合のヘッドの配置≫

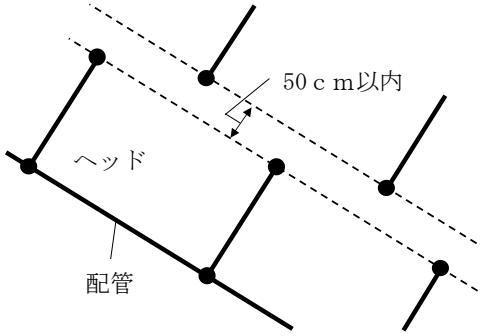

＜第３－22 図＞

(4)　開放型ヘッドの設置

開放型ヘッドの設置は、関連規定によるほか、次によること。

関 連 規 定		
令第 12 条	第２項	第１号、第２号（ロを除く。）
規則第 13 条の２	第１項	
	第４項	第２号

ア　すのこの上部に電動機、滑車、ワイヤー等以外の可燃物を設ける場合は、すのこの上部に閉鎖型のヘッドを設けること。★（第３－23 図参照）

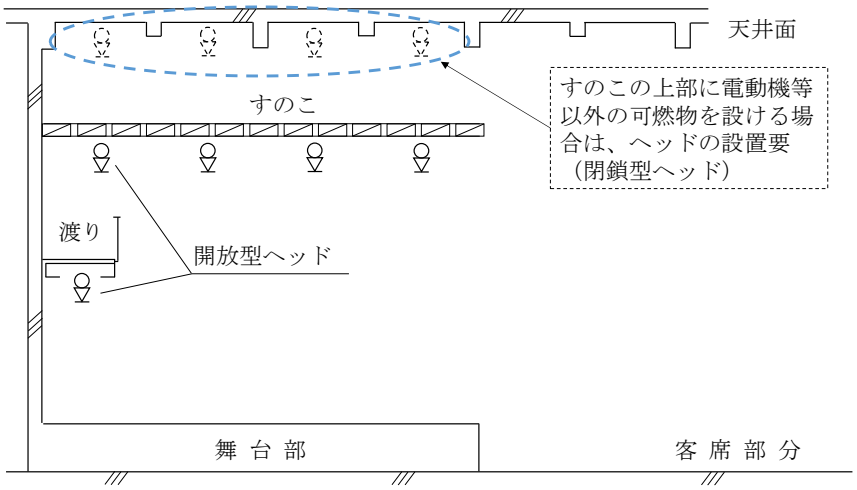

＜第３－23 図＞

イ　舞台部の上方に設置されているすのこの開口部分の面積が、すのこの総面積の 70%以上（はりつぶし面積の 30%以内とすること。）あるものは、当該すのこの上方天井又は小屋裏の室内に面する部分にヘッドを設けることにより、当該すのこの下面の部分に設けるヘッドを省略して差し支えないものとする。（第 3－24 図参照）

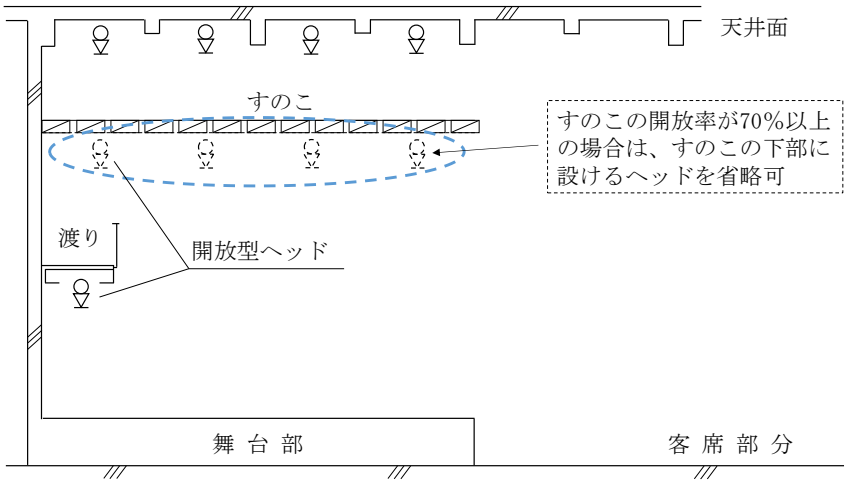

＜第 3－24 図＞

ウ　ダクト等で、その幅又は奥行が 1.2ｍを超えるものがある場合には、当該ダクト等の下面にもヘッドを設けること。ただし、ダクト等の上方に設けるヘッドの放水圧力における散水形状から判断し、散水障害とならないと認められる場合については、ダクト等の下面に設けるヘッドを省略して差し支えないものとする。

(5)　機能試験装置

ヘッドにより放水することができる場所は、令第 32 条の規定の適用により、規則第 14 条第 1 項第 1 号ニに規定する一斉開放弁又は手動式開放弁の二次側配管に設ける当該弁の作動を試験するための装置を設けないことができるものとする。

なお、放水される水については、安全な場所へ排出できるよう措置すること。

(6)　起動装置等

ア　規則第 14 条第 1 項第 8 号イ(ｲ)ただし書に規定する「火災時に直ちに手動式の起動装置により加圧送水装置及び一斉開放弁を起動させることができる場合」とは、起動装置の操作部と自動火災報知設備の受信機等との歩行距離がおおむね 30m以下である場合をいう。★

イ　火災を感知するために閉鎖型ヘッドを使用する場合は、前Ⅱ.1.(2)を準用するほか、一のヘッドの感知区域は、特定主要構造部を耐火構造とした防火対象物又はその部分は 20 ㎡につき 1 個以上の個数を、その他の防火対象物は 15 ㎡につき 1 個以上の個数を設けること。◇

ウ　火災を感知するために自動火災報知設備の感知器を使用する場合は、第 10「自動火災報知設備」2（(2)を除く。）を準用すること。◇

Ⅳ　放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備

規則第 13 条の 4 第 2 項に規定する「放水型ヘッド等」を用いるスプリンクラー設備（以下この第 3 において「放水型スプリンクラー設備」という。）は、関連規定及び前Ⅰによるほか、次によること。

関 連 規 定		
令第 12 条	第 2 項	第 2 号ロ
規則第 13 条の 4		
規則第 13 条の 5	第 1 項、第 2 項、第 6 項から第 9 項	
規則第 13 条の 6	第 1 項	第 5 号
	第 2 項	第 5 号
規則第 14 条	第 2 項	
その他	「放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備の設置及び維持に関する技術上の基準の細目」（平成 8 年消防庁告示第 6 号）	

１　加圧送水装置及び水源等

ポンプを用いる加圧送水装置及び水源等は、前Ⅰ.1.(1)及び(2)並びにⅠ.2 によるほか、次によること。

(1)　放水型スプリンクラー設備と閉鎖型スプリンクラー設備を兼用する場合のポンプの吐出量は、各ヘッドの種別に応じた規定吐出量を加算して得た量以上の量とすること。ただし、放水型ヘッド設置部分と閉鎖型ヘッド設置部分とを耐火構造の壁及び床で区画し、かつ、開口部に防火設備である防火戸（随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖するものに限る。）を設けた場合は、各規定吐出量のうち最大となる量以上の量とすることができる。

(2)　放水型スプリンクラー設備と閉鎖型スプリンクラー設備を兼用する場合の水源水量は、前(1)によること。

２　高天井部分の取扱い

令第 12 条第 2 項第 2 号ロ並びに規則第 13 条の 5 第 6 項及び第 8 項の規定により放水型ヘッド等を設けることとされている部分（以下この第 3 において「高天井部分」という。）の取扱いは、次によること。

(1)　高天井部分の床面から天井までの高さは、次によること。

ア　天井のある場合は、床面から天井までの高さとし、天井のない場合は、床面から屋根の下面までの高さとすること。（第 3－25 図参照）

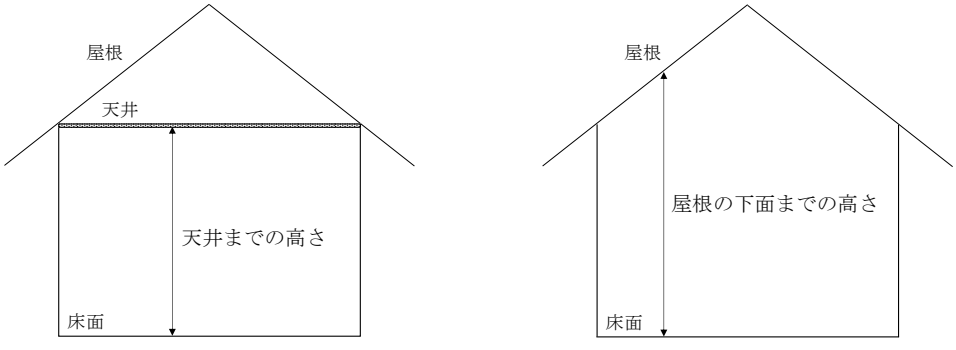

≪天井がある場合≫　　≪天井がない場合≫

＜第 3－25 図＞

イ　同一空間内で部分ごとに高さが異なる場合は、床面から天井までの平均の高さではなく、個々の部分ごとの床面から天井までの高さとする。（第 3－26 図参照）

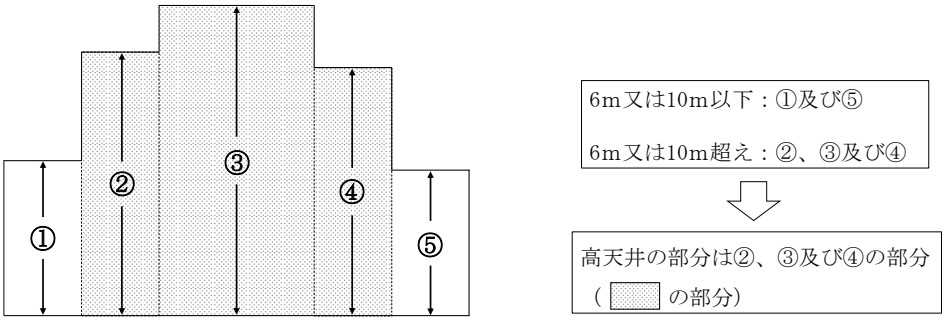

＜第 3－26 図＞

ウ　天井が開閉する部分については、当該天井が閉鎖された状態における床面からの高さとする。

(2)　次のいずれかに該当するものは、高天井部分に該当しないものであること。

なお、当該部分は、おおむね 50 ㎡未満で、かつ、閉鎖型ヘッドにより有効に警戒されていること。

ア　階段又はエスカレーターの付近に設けられる小規模な吹き抜け状の部分（第 3－27 図参照）

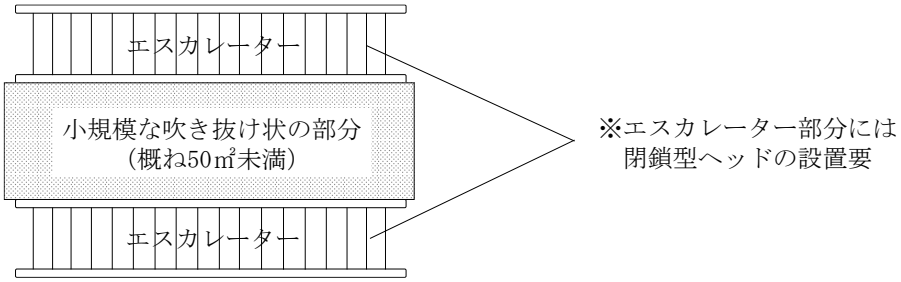

＜第 3－27 図＞

イ　天井又は小屋裏が傾斜を有するものである等の理由により、床面から天井までの高さが局所的に高くなる部分（第 3－28 図参照）

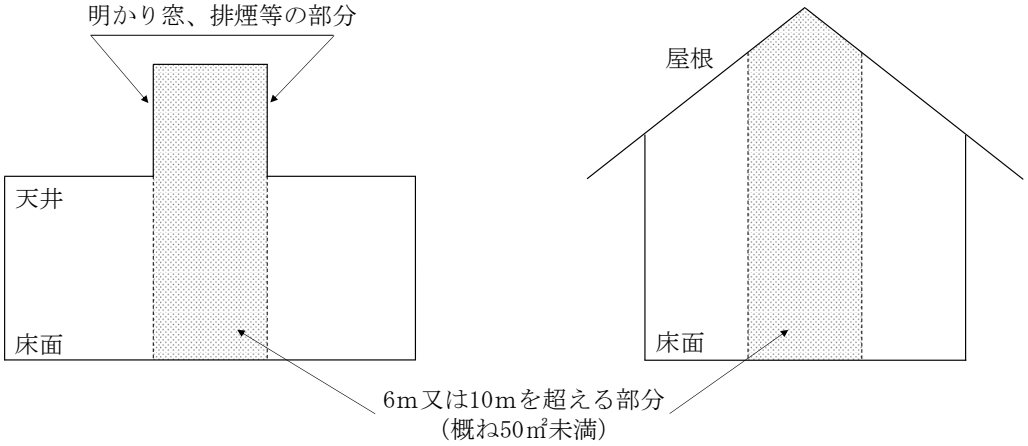

＜第 3－28 図＞

３　起動装置

起動装置は、規則第 14 条第 2 項第 1 号及び「放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備の設置及び維持に関する技術上の基準の細目」（平成 8 年消防庁告示第 6 号）の規定によるほか、次によること。

(1)　放水区域の選択及び放水操作は、原則として自動放水とするが、次のいずれかに該当する場合は、放水操作を手動で行うことができる。

ア　防火対象物の防災要員により、高天井部分における火災の監視及び現場確認並びに速やかな火災初期対応を行うことができる場合

イ　高天井部分の利用形態により、非火災報が発生しやすい場合

ウ　高天井部分の構造、使用形態、管理方法等の状況に応じて、放水操作を手動で行うことが適切と判断される場合

(2)　放水操作を手動で行う場合は、次によること。

ア　管理、操作等のマニュアルが作成されていること。

イ　防災センター等において、自動又は手動の状態が表示されていること。

ウ　操作者は、当該装置について習熟した者であること。

エ　防災センター等以外の場所において操作できるものについては、次によること。

(ｱ)　操作可能なそれぞれの場所において、その時点での操作権のある場所が明確に表示されていること。

(ｲ)　操作可能なそれぞれの場所において、操作状況が監視できること。

(ｳ)　操作可能な場所相互間で、同時に通話できる設備を設けること。

(ｴ)　操作可能な場所には、放水型ヘッド等により警戒されている部分を通過することなく到達できること。

オ　手動で起動する装置には、第 26「標識」に定めるスプリンクラー設備の手動起動装置である旨の表示を設けること。◇

４　高天井部分の放水型ヘッド等の省略

次のいずれかに該当する場合は、令第 32 条の規定の適用により、高天井部分に、放水型ヘッド等及びその他のヘッドを設けないことができる。

(1)　放水型ヘッド等の省略

高天井部分の床面が、隣接する高天井部分以外の部分に設けられた閉鎖型ヘッドにより有効に包含されている場合は、当該高天井部分には放水型ヘッド等を設けないことができる。（第 3－29 図参照）

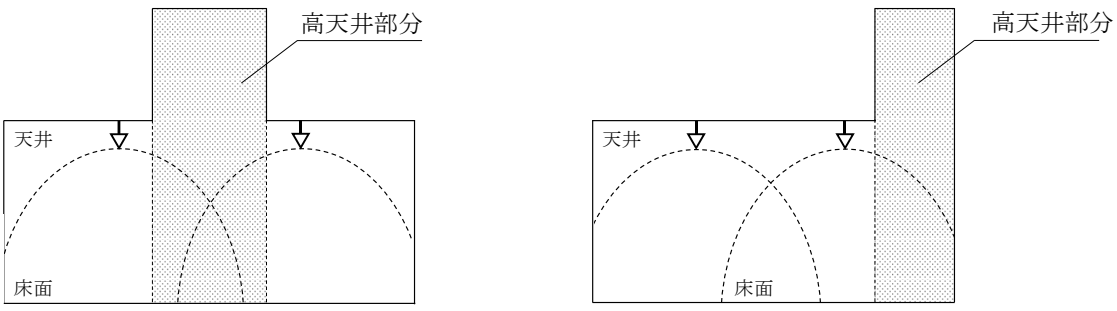

＜第 3－29 図＞

(2)　閉鎖型ヘッドの省略

高天井部分以外の部分の床面が、隣接する高天井部分に設けられた放水型ヘッド等により有効に包含される場合には、当該高天井部分以外の部分には、閉鎖型ヘッドを設けないことができる。(第3－30図参照)

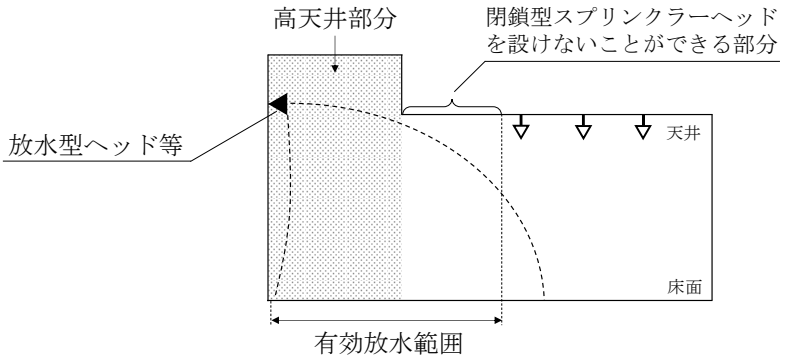

＜第3－30図＞

(3)　放水型ヘッド等及びその他のヘッドの省略

次のいずれかに該当する部分は、放水型ヘッド等及びその他のヘッドを設けないことができる。

ア　体育館（主として競技を行うために使用するものに限る。）、屋内ゲートボール場、屋内射撃場、プール、スカッシュ場、ロビー、フロント、ホール、会議室、ダンスフロア、通路その他これらに類する部分で、次の全ての要件に適合する部分。

なお、特定防火対象物並びに地階、無窓階又は11階以上の階に存する部分にあっては、次の(ｱ)から(ｴ)までの要件に適合し、放水型ヘッド等及びその他のヘッドを省略することができる場合であっても、努めて放水型ヘッド等及びその他のヘッドを設置すること。また、竣工後に当該部分を展示、販売等を目的として可燃物の持ち込みが想定される部分については、ヘッドの省略はできないものであること。

(ｱ)　高天井部分の壁及び天井の仕上げが準不燃材料であること。

(ｲ)　高天井部分において、火気使用設備又は火気使用器具の持ち込み等による火気の使用がないこと。

(ｳ)　高天井部分には、多量の可燃物が存しないこと（高天井部分の広さに対し、物品等の可燃物が相当の余裕をもって設置又は配置されている場合を除く。）。

(ｴ)　屋内消火栓設備又は補助散水栓により有効に警戒されていること。

イ　床面積がおおむね 50 ㎡未満である部分で、前ア.(ｲ)から(ｴ)までの要件に適合する部分

Ⅴ　特定施設水道連結型スプリンクラー設備

１　給水方法及び消防法令の適用範囲

特定施設水道連結型スプリンクラー設備の類型としては、第 3-31 図から第 3－37 図までの方式が考えられる。

なお、特定施設水道連結型スプリンクラー設備に係る消防法令の適用範囲は、水源（必要水量を貯留するための施設を設けないものにあっては、水道事業者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管）からヘッドまでの部分であること。ただし、配水管が水源であり、水道法施行規則（昭和 32 年厚生省令第 45 号）第 12 条の 2 第 2 号に掲げる水道メーターが設置されている場合にあっては、水源から水道メーターまでの部分を除く。（第 3－31 図から第 3－37 図参照）

(1)　直結式

ア　直結直圧式

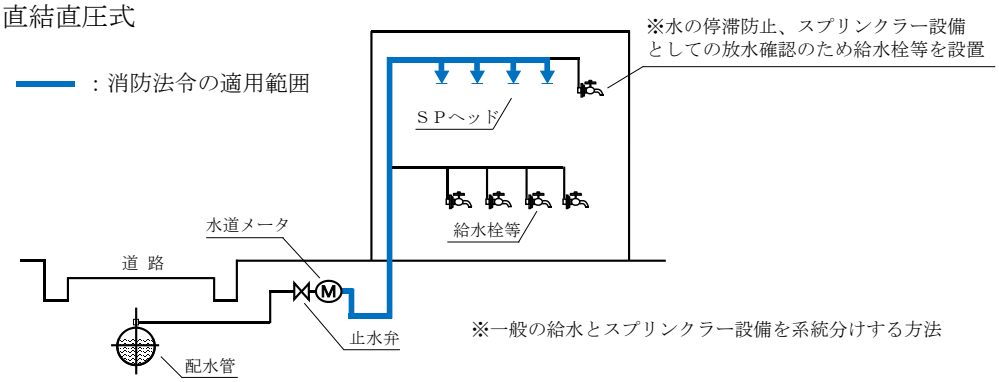

＜第 3－31 図＞

イ　直結増圧式（直送式）

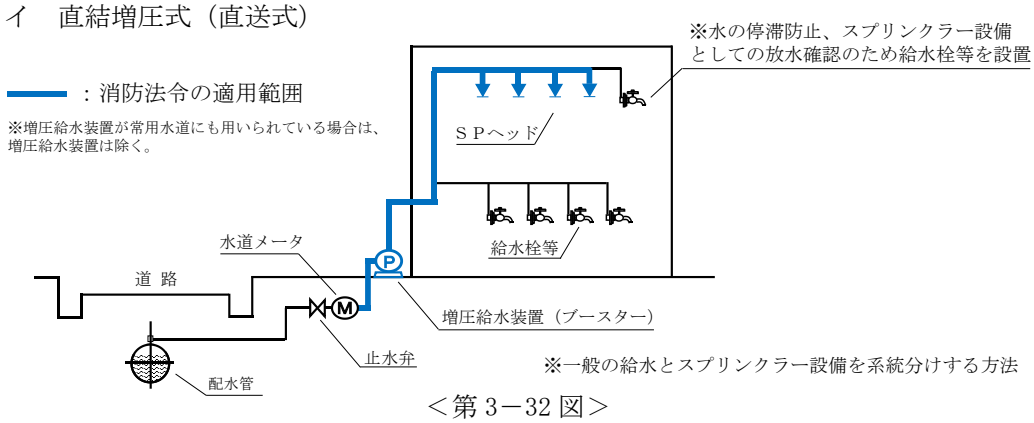

＜第 3－32 図＞

ウ　直結増圧式（高架水槽式）

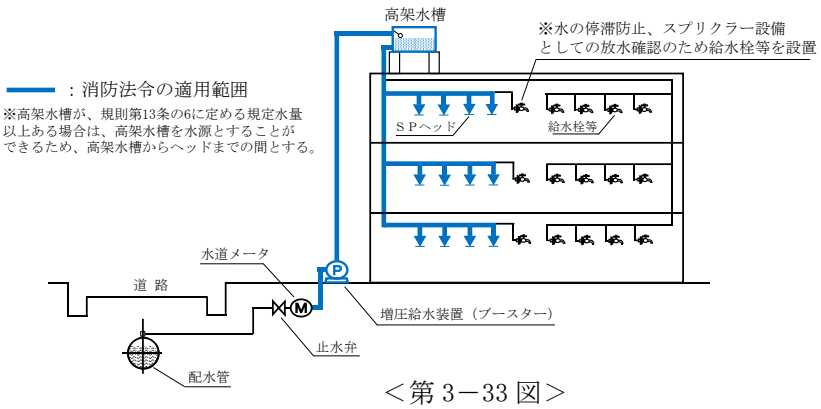

＜第 3－33 図＞

(2)　受水槽式

ア　高架水槽式

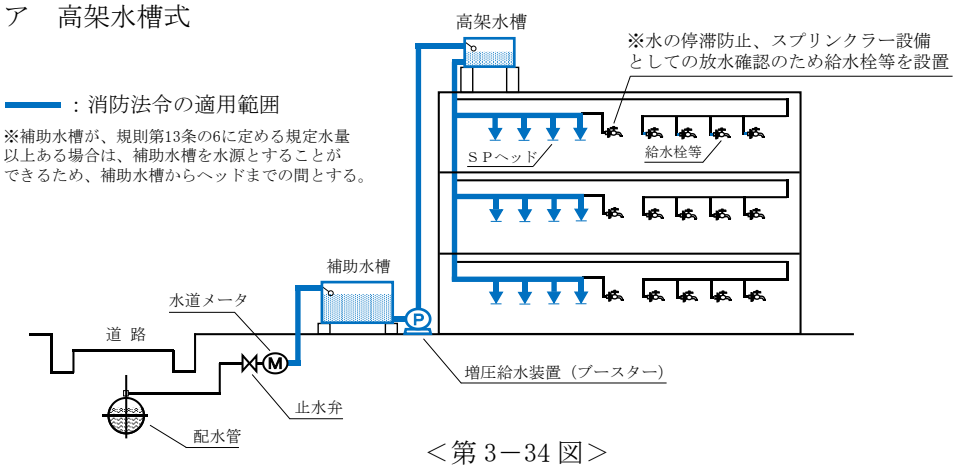

＜第 3－34 図＞

イ　圧力水槽式

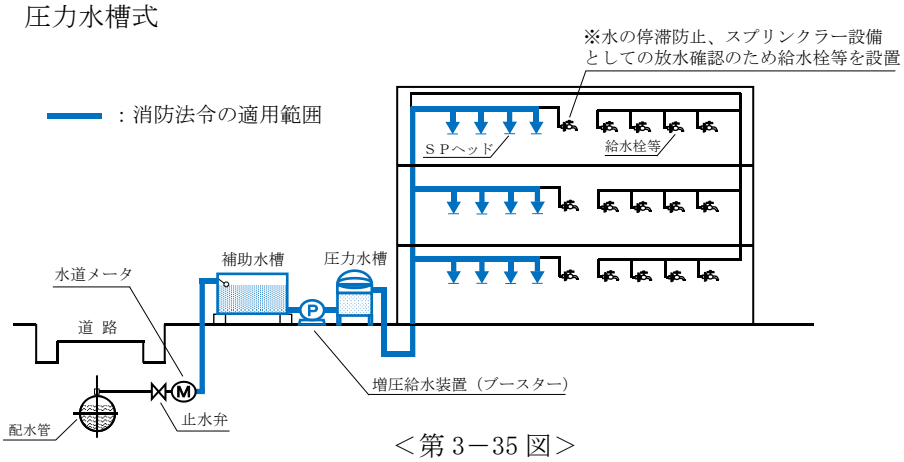

＜第 3－35 図＞

ウ　ポンプ直送式

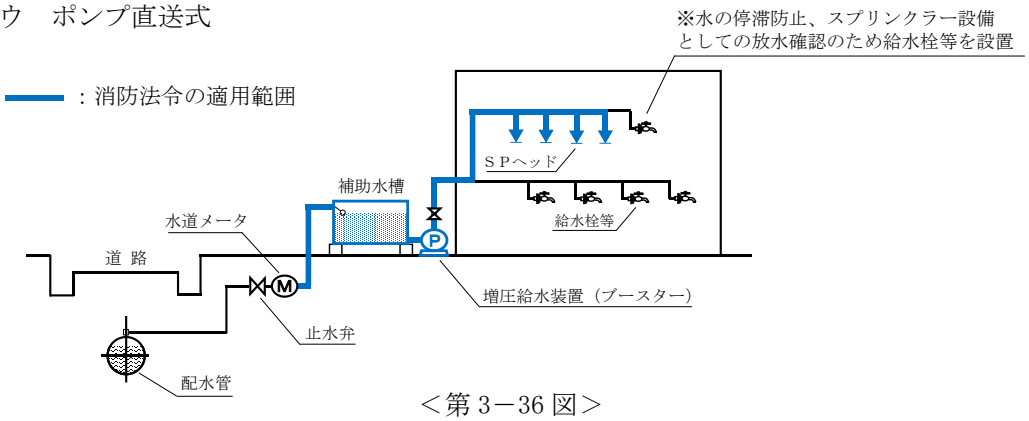

＜第 3－36 図＞

エ　直結・受水槽補助水槽併用式

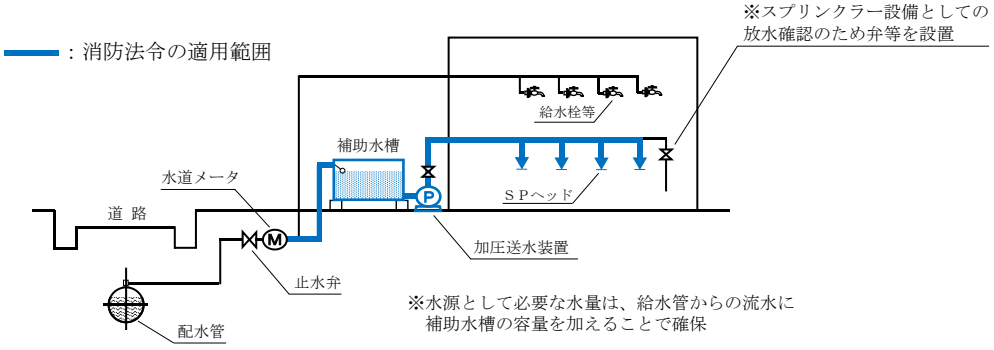

＜第 3－37 図＞

２　加圧送水装置

特定施設水道連結型スプリンクラー設備の加圧送水装置にポンプを用いる場合は、規則第14条第1項第11号の2及び「加圧送水装置の基準」（平成9年消防庁告示第8号）の規定によるほか、次によること。

なお、「直結・受水槽補助水槽併用式」（第3－37図）が該当するものであること。

(1)　設置場所

加圧送水装置に設ける補助水槽の材質がＦＲＰ製のものについては、第2「屋内消火栓設備」1.(1)を準用すること。◇

(2)　機器

加圧送水装置は、認定品を使用すること。◇

(3)　加圧送水装置の電源は、常用電源回路の分電盤から専用とし、他の動力回路の障害による影響を受けるおそれのないこと。◇

(4)　常用の給水装置において増圧のために用いられている装置（ブースターポンプ等）は、特定施設水道連結型スプリンクラー設備の加圧送水装置には該当しないものであること。

３　水源水量

水源を設ける場合は、規則第13条の6第1項第2号及び第4号の規定によるほか、次によること。

(1)　「直結・受水槽補助水槽併用式」（第3－37図）の類型の特定施設水道連結型スプリンクラー設備については、加圧送水装置の補助水槽の水量と配水管から補給される水量を併せた水量が、第3－11表及び第3－12表の左欄の区分に応じ、同表右欄に掲げる水源水量及び放水量を20分間得られる水量を確保すること。

＜第3－11表＞

内装仕上げ	水源水量
準不燃材料	1.2㎥以上
準不燃材料以外	0.6㎥×4以上 （ヘッドの設置個数が4未満の場合は、当該設置個数）

＜第3－12表＞

内装仕上げ	放水圧力	放水量
準不燃材料	0.02ＭＰａ以上	15Ｌ/分
準不燃材料以外	0.05ＭＰａ以上	30Ｌ/分
※最大の放水区域に設置されるヘッドの個数（当該個数が4以上の場合は、4）のヘッドを同時に使用した場合		

(2)　前(1)において、補助水槽には必要とされる水量の1/2以上の水量を貯留すること。

４　配管等

配管等は、規則第 14 条第 1 項第 10 号及び「特定施設水道連結型スプリンクラー設備に係る配管、管継手及びバルブ類の基準」（平成 20 年消防庁告示第 27 号）の規定によるほか、次によること。

(1)　「特定施設水道連結型スプリンクラー設備に係る配管、管継手及びバルブ類の基準」（平成 20 年消防庁告示第 27 号。以下この第 3 において「27 号告示」という。）第 1 号から第 3 号までにおいて準用する規則第 12 条第 1 項第 6 号ニ、ホ及びトに掲げる日本産業規格に適合する配管等にライニング処理等をしたものについては、当該規格に適合する配管等と同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するものとして取り扱うこととして差し支えない。

(2)　27 号告示第 4 号に規定する「火災時に熱を受けるおそれがある部分に設けられるもの以外のもの」とは、次のいずれかに掲げるものをいう。（第３－38 図参照）

ア　配管等が、壁又は天井（内装仕上げを難燃材料でしたものに限る。）の裏面に設けられているもの

イ　配管等が、厚さ 50 ㎜以上のロックウール又はこれと同等以上の耐熱性を有するものにより被覆されたもの

ウ　地中埋設部分

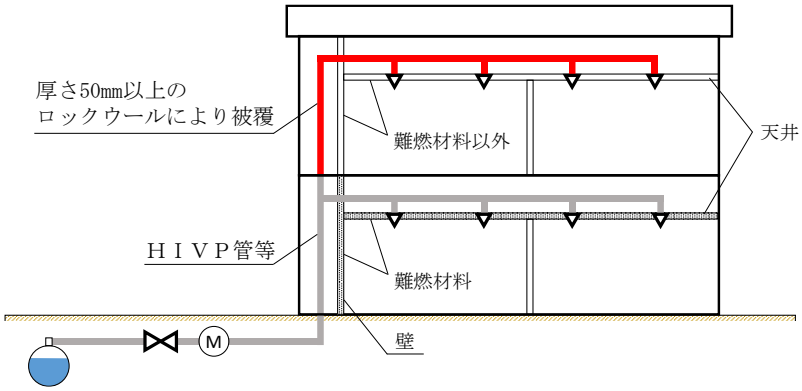

＜第３－38 図＞

５　ヘッドの設置を要しない部分

ヘッドの設置を要しない部分の取扱いについては、前Ⅰ.4 によるほか、次によること。

(1)　通行の用に供するのみの玄関ホール、風除室等は、規則第 13 条第 3 項第 9 号の 2 に規定する「その他これらに類する場所」として取り扱うことができる。ただし、いす、ソファー、テーブル等が設けられ、談話スペース等として利用されている場合は、「その他これらに類する場所」には該当しないものとし、当該場所にヘッドを設置すること。

(2)　脱衣室内に、火を使用する設備等（条例第 64 条の規定により届出を要するものに限る。）が設けられている場合は、当該場所にヘッドを設置すること。◇

６　ヘッドの配置等

ヘッドの配置等は、前Ⅱ.1.(2)によること。

７　末端試験弁

規則第 14 条第 1 項第 5 号の 2 に規定する「放水圧力及び放水量を測定できるもの」については、放水圧力等の測定装置を必ずしも配管の末端に設ける必要はないこと。ただし、この場合において、末端における放水圧力及び放水量を計算により求めることとし、所要の放水圧力及び放水量が基準に適合していることを確認すること。

なお、末端試験弁を設ける場合は、第 26「標識」に定める標識を設けること。◇

８　給水装置等

給水装置等の留意点は、次によること。◇

(1)　空気又は水の停滞を防止するための措置を講じること。

(2)　結露現象を生じ、周囲（天井等）に影響を与えるおそれのある場合は、防露措置が講じられていること。

(3)　寒冷地等における凍結防止のための水抜きが行われる施設については、水抜き時にも正常に作動するスプリンクラー設備を設置すること。

９　配管の摩擦損失の計算

配管の摩擦損失の計算は、前Ⅱ.1.(3)によるほか、水道法令で用いられるウェストンの方式を用いる計算方法でも差し支えないものとする。

$$H = \sum_{N=1}^{N} Hn$$

H：配管の摩擦損失水頭（m）
N：配管の摩擦損失計算に必要なＨｎの数
Ｈｎ：次の算式（ウェストンの式）により求める配管の大きさの呼びごとの摩擦損失水頭（m）

$$Hn = \left(0.0126 + \frac{0.01739 - 0.1087\,d}{\sqrt{V}}\right) \times \frac{L}{d} \times \frac{v^2}{2g}$$

$$Q = \frac{\pi d^2}{4} \times V \Rightarrow V = \frac{4Q}{\pi d^2}$$

V：配管内の平均流速（m/ｓ）
ｄ：管の実内径（m）
Ｌ：配管長（m）※継手類の直管相当長を含む。
ｇ：重力加速度（9.8m/ｓ）
Q：流量（m^3/ｓ）

なお、代表的な管の種別及び大きさの呼びに応じて算出したＨｎの値及び継手類の直管相当長は、別記「配管の摩擦損失水頭」第 9 表から第 16 表までの値を参考とすること。

また、表にない機器を設置した場合の損失は、そのメーカーの明示値や特性曲線等によること。

10　特例基準

水道の用に供する水管に連結されていないスプリンクラー設備であって、水源や加圧送水装置等により、放水量及び放水圧力等特定施設水道連結型スプリンクラー設備に必要とされる性能が確保されるものにあっては、特定施設水道連結型スプリンクラー設備と同等以上の性能を有するものとして、令第 32 条の規定を適用して差し支えないものとする。

別　記　　配管の摩擦損失水頭

第１　配管の摩擦損失水頭

＜第１表＞ 配管用炭素鋼鋼管（JIS G3452）　　単位（m/100m）

管の呼び径 / 流量 (L/min)	25A	32A	40A	50A	65A	80A	100A	125A	150A	200A
90	35.26	10.07	4.78	1.48	0.43	0.18	0.05	0.01	—	—
120	60.03	17.14	8.14	2.52	0.74	0.32	0.08	0.03	0.01	—
180	127.11	36.30	17.23	5.34	1.58	0.68	0.18	0.06	0.02	—
270	269.14	76.87	36.50	11.33	3.36	1.45	0.40	0.14	0.06	—
360	458.26	130.87	62.13	19.28	5.71	2.46	0.67	0.23	0.10	0.02
450	692.46	197.75	93.89	29.13	8.63	3.72	1.01	0.35	0.15	0.04
540	970.24	277.08	131.56	40.82	12.10	5.21	1.42	0.49	0.21	0.05
630	—	368.52	174.97	54.29	16.09	6.94	1.89	0.66	0.28	0.07
720	—	471.79	224.00	69.50	20.60	8.88	2.43	0.84	0.36	0.09
810	—	586.65	278.54	86.42	25.62	11.05	3.02	1.05	0.45	0.11
900	—	712.91	338.48	105.02	31.14	13.42	3.67	1.27	0.55	0.14
990	—	850.37	403.75	125.27	37.14	16.01	4.38	1.52	0.66	0.17
1080	—	998.89	474.27	147.15	43.63	18.81	5.14	1.79	0.77	0.20
1170	—	—	549.97	170.64	50.59	21.81	5.97	2.07	0.90	0.23
1260	—	—	630.78	195.72	58.03	25.02	6.84	2.38	1.03	0.26
1350	—	—	716.66	222.36	65.93	28.43	7.78	2.70	1.17	0.30
1440	—	—	807.54	250.56	74.29	32.03	8.76	3.04	1.32	0.34
1530	—	—	903.39	280.30	83.11	35.84	9.80	3.41	1.48	0.38
1620	—	—	1004.15	311.56	92.38	39.83	10.90	3.79	1.64	0.42
1710	—	—	1109.78	344.34	102.09	44.03	12.05	4.19	1.82	0.47
1800	—	—	—	378.62	112.26	48.41	13.24	4.60	2.00	0.52
1890	—	—	—	414.38	122.86	52.98	14.50	5.04	2.19	0.56
1980	—	—	—	451.62	133.90	57.74	15.80	5.49	2.38	0.62
2070	—	—	—	490.33	145.38	62.69	17.15	5.96	2.59	0.67
2160	—	—	—	530.50	157.29	67.83	18.56	6.45	2.80	0.72
2250	—	—	—	572.12	169.63	73.15	20.02	6.96	3.02	0.78
2340	—	—	—	615.17	182.39	78.66	21.52	7.48	3.25	0.84
2430	—	—	—	659.66	195.59	84.34	23.08	8.02	3.49	0.90
2520	—	—	—	705.57	209.20	90.21	24.69	8.58	3.73	0.96
2610	—	—	—	752.89	223.23	96.27	26.34	9.16	3.98	1.03
2700	—	—	—	801.63	237.68	102.50	28.05	9.75	4.24	1.10
4050	—	—	—	1697.24	503.23	217.01	59.39	20.65	8.98	2.33

＜第２表＞ 配管用炭素鋼鋼管（JIS G3452）　　単位（m/100m）

管の呼び径 / 流量（L/min）	25A	32A	40A	50A	65A	80A	100A	125A	150A	200A
80	28.36	8.10	3.85	1.19	0.35	0.15	－	－	－	－
160	102.23	29.19	13.86	4.30	1.28	0.55	0.15	－	－	－
240	216.44	61.81	29.35	9.11	2.70	1.16	0.32	0.11	－	－
320	368.54	105.25	49.97	15.51	4.60	1.98	0.54	0.19	－	－
400	556.88	159.04	75.51	23.43	6.95	3.00	0.82	0.29	0.12	－
480	780.27	222.83	105.80	32.83	9.73	4.20	1.15	0.40	0.17	－
560	－	296.37	140.72	43.66	12.95	5.58	1.53	0.53	0.23	－
640	－	379.42	180.15	55.90	16.57	7.15	1.96	0.68	0.30	－
720	－	471.79	224.01	69.50	20.61	8.89	2.43	0.85	0.37	0.10
800	－	573.32	272.21	84.46	25.04	10.80	2.96	1.03	0.45	0.12
880	－	683.87	324.70	100.75	29.87	12.88	3.53	1.23	0.53	0.14
960	－	803.31	381.41	118.35	35.09	15.13	4.14	1.44	0.63	0.16
1040	－	931.53	442.29	137.23	40.69	17.55	4.80	1.67	0.73	0.19
1120	－	－	507.28	157.40	46.67	20.13	5.51	1.92	0.83	0.22
1200	－	－	576.34	178.83	53.02	22.87	6.26	2.18	0.95	0.25
1280	－	－	649.43	201.51	59.75	25.77	7.05	2.45	1.07	0.28
1360	－	－	726.51	225.42	66.84	28.82	7.89	2.74	1.19	0.31
1440	－	－	807.54	250.57	74.29	32.04	8.77	3.05	1.33	0.34
1520	－	－	892.49	276.92	82.11	35.41	9.69	3.37	1.47	0.38
1600	－	－	981.33	304.49	90.28	38.93	10.66	3.71	1.61	0.42
1680	－	－	－	333.25	98.81	42.61	11.66	4.06	1.76	0.46
1760	－	－	－	363.20	107.69	46.44	12.71	4.42	1.92	0.50
1840	－	－	－	394.33	116.92	50.42	13.80	4.80	2.09	0.54
1920	－	－	－	426.64	126.50	54.55	14.93	5.19	2.26	0.59
2000	－	－	－	460.10	136.42	58.83	16.10	5.60	2.43	0.63
2080	－	－	－	494.73	146.69	63.26	17.31	6.02	2.62	0.68
2160	－	－	－	530.50	157.29	67.83	18.56	6.46	2.81	0.73
2240	－	－	－	567.43	168.24	72.55	19.86	6.91	3.00	0.78
2320	－	－	－	605.48	179.53	77.42	21.19	7.37	3.20	0.83
2400	－	－	－	644.68	191.15	82.43	22.56	7.85	3.41	0.89

＜第３表＞ 配管用炭素鋼鋼管（JIS G3452）　　単位（m/100m）

管の呼び径 / 流量（L/min）	25A	32A	40A	50A	65A	80A	100A	125A	150A	200A
50	11.89	3.39	1.61	0.50	0.15	0.06	－	－	－	－
60	16.65	4.76	2.26	0.70	0.21	0.09	－	－	－	－
100	42.85	12.24	5.81	1.80	0.53	0.23	－	－	－	－
120	60.04	17.15	8.14	2.53	0.75	0.32	0.09	－	－	－
150	90.72	25.91	12.30	3.82	1.13	0.49	0.13	－	－	－
200	154.48	44.12	20.95	6.50	1.93	0.83	0.23	0.08	－	－
250	233.42	66.66	31.65	9.82	2.91	1.26	0.34	0.12	－	－
300	327.06	93.40	44.35	13.76	4.08	1.76	0.48	0.17	－	－
350	434.99	124.23	58.98	18.30	5.43	2.34	0.64	0.22	0.10	－
400	556.88	159.04	75.51	23.43	6.95	3.00	0.82	0.29	0.12	－
450	692.46	197.76	93.89	29.13	8.64	3.73	1.02	0.35	0.15	－
500	841.49	240.31	114.10	35.40	10.50	4.53	1.23	0.43	0.18	－
550	－	286.65	136.10	42.23	12.52	5.34	1.48	0.51	0.22	－
600	－	336.72	159.87	49.61	14.71	6.34	1.74	0.60	0.26	－

＜第４表＞ 圧力配管用炭素鋼鋼管（JIS G3454　Sch40）　　単位（m/100m）

管の呼び径 / 流量（L/min）	25A	32A	40A	50A	65A	80A	100A	125A	150A	200A
90	37.85	10.34	5.01	1.51	0.50	0.22	0.05	0.02	—	—
120	64.46	17.62	8.53	2.57	0.86	0.37	0.10	0.03	0.01	—
180	136.48	37.30	18.06	5.44	1.83	0.80	0.21	0.07	0.03	—
270	288.97	78.99	38.25	11.54	3.88	1.70	0.46	0.16	0.07	—
360	492.02	134.50	65.13	19.63	6.61	2.89	0.77	0.27	0.11	0.02
450	743.48	203.24	98.41	29.67	9.99	4.36	1.17	0.41	0.17	0.04
540	1041.73	284.77	137.89	41.58	14.00	6.12	1.64	0.58	0.24	0.06
630	—	378.74	183.40	55.30	18.62	8.14	2.18	0.77	0.32	0.08
720	—	484.88	234.79	70.79	23.83	10.42	2.79	0.99	0.42	0.10
810	—	602.92	291.96	88.03	29.64	12.96	3.48	1.23	0.52	0.13
900	—	732.68	354.79	106.98	36.02	15.75	4.23	1.49	0.63	0.16
990	—	873.96	423.21	127.61	42.96	18.78	5.04	1.78	0.75	0.19
1080	—	1026.60	497.12	149.89	50.47	22.07	5.92	2.09	0.89	0.22
1170	—	—	576.46	173.82	58.52	25.59	6.87	2.43	1.03	0.26
1260	—	—	661.17	199.36	67.12	29.35	7.88	2.79	1.18	0.30
1350	—	—	751.18	226.50	76.26	33.34	8.95	3.17	1.34	0.34
1440	—	—	846.45	255.23	85.93	37.57	10.09	3.57	1.51	0.38
1530	—	—	946.91	285.52	96.13	42.03	11.29	3.99	1.69	0.43
1620	—	—	1052.53	317.37	106.85	46.72	12.55	4.44	1.88	0.48
1710	—	—	1163.25	350.75	118.10	51.64	13.87	4.91	2.08	0.53
1800	—	—	—	385.67	129.85	56.78	15.25	5.40	2.28	0.58
1890	—	—	—	422.10	142.12	62.14	16.69	5.91	2.50	0.63
1980	—	—	—	460.03	154.89	67.73	18.19	6.44	2.73	0.69
2070	—	—	—	499.46	168.17	73.53	19.75	6.99	2.96	0.75
2160	—	—	—	540.38	181.94	79.56	21.37	7.56	3.20	0.81
2250	—	—	—	582.77	196.22	85.80	23.04	8.16	3.46	0.88
2340	—	—	—	626.63	210.98	92.26	24.78	8.77	3.72	0.94
2430	—	—	—	671.94	226.24	98.93	26.57	9.41	3.98	1.01
2520	—	—	—	718.71	241.99	105.81	28.42	10.06	4.26	1.08
2610	—	—	—	766.91	258.22	112.91	30.32	10.74	4.55	1.16
2700	—	—	—	816.55	274.93	120.22	32.29	11.43	4.84	1.23
4050	—	—	—	1728.84	582.10	254.54	68.37	24.21	10.26	2.61

＜第５表＞ 圧力配管用炭素鋼鋼管（JIS G3454　Sch40）　　単位（m/100m）

管の呼び径 / 流量（L/min）	25A	32A	40A	50A	65A	80A	100A	125A	150A	200A
80	30.45	8.32	4.03	1.22	0.41	0.18	—	—	—	—
160	109.76	30.00	14.53	4.38	1.48	0.65	0.17	—	—	—
240	232.39	63.53	30.76	9.28	3.12	1.37	0.37	0.13	—	—
320	395.69	108.17	52.38	15.79	5.32	2.33	0.62	0.22	—	—
400	597.92	163.45	79.15	23.87	8.04	3.51	0.94	0.33	0.14	—
480	837.76	229.01	110.90	33.44	11.26	4.92	1.32	0.47	0.20	—
560	—	304.59	147.50	44.47	14.97	6.55	1.76	0.62	0.26	—
640	—	389.94	188.83	56.94	19.17	8.36	2.25	0.80	0.34	—
720	—	484.88	234.80	70.80	23.84	10.42	2.80	0.99	0.42	0.11
800	—	589.22	285.33	86.04	28.97	12.67	3.40	1.21	0.51	0.13
880	—	702.84	340.34	102.62	34.55	15.11	4.06	1.44	0.61	0.16
960	—	825.60	399.79	120.55	40.59	17.75	4.77	1.69	0.72	0.18
1040	—	957.37	463.60	139.79	47.07	20.58	5.53	1.96	0.83	0.21
1120	—	—	531.72	160.33	53.98	23.61	6.34	2.25	0.95	0.24
1200	—	—	604.11	182.16	61.33	26.82	7.20	2.55	1.08	0.28
1280	—	—	680.72	205.26	69.11	30.22	8.12	2.88	1.22	0.31
1360	—	—	761.51	229.62	77.31	33.81	9.08	3.22	1.36	0.35
1440	—	—	846.45	255.23	85.94	37.58	10.09	3.58	1.52	0.39
1520	—	—	935.49	282.08	94.98	41.53	11.16	3.95	1.67	0.43
1600	—	—	—	310.16	104.43	45.67	12.27	4.34	1.84	0.47
1680	—	—	—	339.46	114.30	49.98	13.42	4.76	2.02	0.51
1760	—	—	—	369.96	124.57	54.47	14.63	5.18	2.20	0.56
1840	—	—	—	401.67	135.24	59.14	15.89	5.63	2.38	0.61
1920	—	—	—	434.58	146.32	63.98	17.19	6.09	2.58	0.66
2000	—	—	—	468.67	157.80	69.00	18.53	6.57	2.78	0.71
2080	—	—	—	503.94	169.68	74.20	19.93	7.06	2.99	0.76
2160	—	—	—	540.38	181.96	79.56	21.37	7.57	3.21	0.82
2240	—	—	—	577.99	194.61	85.10	22.86	8.10	3.43	0.88
2320	—	—	—	616.76	207.68	90.81	24.39	8.64	3.66	0.93
2400	—	—	—	656.68	221.11	96.69	25.97	9.20	3.90	0.99

＜第６表＞ 圧力配管用炭素鋼鋼管（JIS G3454　Sch40）　　単位（m/100m）

管の呼び径 / 流量（L/min）	25A	32A	40A	50A	65A	80A	100A	125A	150A	200A
50	12.76	3.49	1.69	0.51	0.17	0.08	－	－	－	－
60	14.54	4.05	2.01	0.62	0.21	0.09	－	－	－	－
100	46.01	12.58	6.09	1.84	0.62	0.24	－	－	－	－
120	64.46	17.62	8.53	2.57	0.87	0.38	0.10	－	－	－
150	97.41	26.63	12.89	3.89	1.31	0.57	0.15	－	－	－
200	165.86	45.34	21.96	6.62	2.23	0.97	0.26	0.09	－	－
250	250.62	68.51	33.18	10.00	3.37	1.47	0.40	0.14	－	－
300	351.16	95.99	46.48	14.02	4.72	2.06	0.55	0.20	－	－
350	467.04	127.67	61.82	18.64	6.28	2.74	0.74	0.26	0.11	－
400	597.92	163.45	79.15	23.87	8.04	3.51	0.94	0.33	0.14	－
450	743.49	203.24	98.42	29.68	9.99	4.37	1.17	0.42	0.18	－
500	903.49	246.98	119.60	36.06	12.14	5.31	1.43	0.51	0.21	－
550	－	294.61	142.66	43.02	14.48	6.33	1.70	0.60	0.26	－
600	－	346.06	167.58	50.53	17.01	7.44	2.00	0.71	0.30	－

＜第７表＞ 圧力配管用炭素鋼鋼管（JIS G3454　Sch80）　　単位（m/100m）

管の呼び径 / 流量（L/min）	25A	32A	40A	50A	65A	80A	100A	125A	150A	200A
80	45.91	12.05	5.68	1.65	0.54	0.23	—	—	—	—
160	165.51	43.46	20.47	5.94	1.94	0.84	0.22	—	—	—
240	350.43	92.01	43.34	12.58	4.11	1.79	0.47	0.16	—	—
320	596.68	156.66	73.79	21.43	6.99	3.04	0.81	0.28	0.12	—
400	901.62	236.73	111.51	32.38	10.56	4.60	1.22	0.42	0.18	—
480	—	331.69	156.24	45.37	14.80	6.44	1.70	0.59	0.26	—
560	—	441.15	207.79	60.34	19.69	8.57	2.27	0.78	0.34	—
640	—	564.76	266.02	77.25	25.20	10.97	2.90	1.00	0.44	0.11
720	—	702.26	330.79	96.05	31.34	13.64	3.61	1.25	0.54	0.13
800	—	853.39	401.98	116.73	38.08	16.58	4.39	1.51	0.66	0.16
880	—	—	479.49	139.23	45.43	19.78	5.23	1.81	0.79	0.19
960	—	—	563.23	163.55	53.36	23.23	6.15	2.12	0.93	0.23
1040	—	—	653.13	189.66	61.88	26.94	7.13	2.46	1.07	0.26
1120	—	—	749.10	217.52	70.94	30.90	8.17	2.82	1.23	0.30
1200	—	—	851.08	247.14	80.63	35.10	9.29	3.21	1.40	0.35
1280	—	—	959.01	278.48	90.86	39.56	10.47	3.61	1.58	0.39
1360	—	—	—	311.53	101.64	44.25	11.71	4.04	1.77	0.44
1440	—	—	—	346.28	112.98	49.19	13.01	4.49	1.96	0.48
1520	—	—	—	382.70	124.86	54.36	14.38	4.97	2.17	0.53
1600	—	—	—	420.80	137.29	59.77	15.81	5.46	2.38	0.59
1680	—	—	—	460.55	150.26	65.42	17.31	5.97	2.61	0.64
1760	—	—	—	501.94	163.76	71.30	18.86	6.51	2.84	0.70
1840	—	—	—	544.96	177.80	77.41	20.48	7.07	3.09	0.76
1920	—	—	—	589.60	192.37	83.75	22.16	7.65	3.34	0.82
2000	—	—	—	635.85	207.46	90.32	23.90	8.25	3.60	0.89
2080	—	—	—	683.70	223.07	97.12	25.69	8.87	3.87	0.96
2160	—	—	—	733.14	239.20	104.14	27.55	9.51	4.15	1.02
2240	—	—	—	784.17	255.85	111.39	29.47	10.17	4.44	1.10
2320	—	—	—	836.77	273.01	118.86	31.45	10.86	4.74	1.17
2400	—	—	—	890.93	290.68	126.55	33.48	11.56	5.05	1.24

＜第８表＞ 圧力配管用炭素鋼鋼管（JIS G3454　Sch80）　　単位（m/100m）

管の呼び径 / 流量（L/min）	25A	32A	40A	50A	65A	80A	100A	125A	150A	200A
50	19.24	5.05	2.38	0.69	0.23	0.10	－	－	－	－
60	29.96	7.08	3.33	0.97	0.32	0.14	－	－	－	－
100	69.38	18.22	8.58	2.49	0.81	0.35		－	－	－
120	99.21	25.52	12.02	3.49	1.14	0.50	0.13	－	－	－
150	146.89	38.57	18.17	5.28	1.72	0.75	0.20	－	－	－
200	250.10	65.67	30.93	8.98	2.93	1.28	0.34	0.12	－	－
250	377.92	99.23	46.74	13.57	4.43	1.93	0.51	0.18	－	－
300	529.53	139.03	65.49	19.02	6.20	2.70	0.71	0.25	0.11	－
350	704.27	184.91	87.10	25.29	8.25	3.59	0.95	0.33	0.14	－
400	901.62	236.73	111.51	32.38	10.56	4.60	1.22	0.42	0.18	－
450	－	294.36	138.65	40.26	13.14	5.72	1.51	0.52	0.23	－
500	－	357.71	168.49	48.93	15.96	6.95	1.84	0.63	0.28	－
550	－	426.69	200.98	58.36	19.04	8.29	2.19	0.76	0.33	－
600	－	501.21	236.08	68.55	22.37	9.74	2.58	0.89	0.39	－

＜第 9 表＞ 硬質塩化ビニルライニング鋼管（SGP-VA、SGP-VB、SGP-VD）　　単位（m）

流量 L/min ／ 管径 (内径(mm))	15	20	30	40	45	60	80
15（13.1）	0.3260	0.5421	1.1197	1.8848	2.3358	3.9583	6.7376
20（18.6）	0.0665	0.1093	0.2223	0.3701	0.4567	0.7659	1.2906
25（24.6）	0.0189	0.0308	0.0619	0.1022	0.1256	0.2089	0.3491
32（32.7）	0.0053	0.0085	0.0169	0.0277	0.0339	0.0560	0.0928
40（38.6）	0.0025	0.0041	0.0080	0.0130	0.0158	0.0260	0.0429
50（49.9）	0.0008	0.0013	0.0025	0.0040	0.0049	0.0079	0.0129

＜第 10 表＞ ポリエチレン粉体ライニング鋼管（SGP-PA、SGP-PB、SGP-PD）　　単位（m）

流量 L/min ／ 管径 (内径(mm))	15	20	30	40	45	60	80
15（15.5）	0.1517	0.2509	0.5143	0.8611	1.0649	1.7956	3.0420
20（21.0）	0.0385	0.0631	0.1275	0.2115	0.2605	0.4353	0.7309
25（27.0）	0.0125	0.0203	0.0405	0.0666	0.0819	0.1357	0.2262
32（35.0）	0.0039	0.0063	0.0124	0.0203	0.0248	0.0409	0.0676
40（40.9）	0.0020	0.0031	0.0061	0.0099	0.0121	0.0199	0.0327
50（52.2）	0.0007	0.0011	0.0020	0.0032	0.0039	0.0064	0.0105

＜第 11 表＞ 水道用硬質ポリ塩化ビニル管（VP,HIVP）　　単位（m）

流量 L/min ／ 管径 (内径(mm))	15	20	30	40	45	60	80
13（13.0）	0.3376	0.5615	1.1602	1.9534	2.4211	4.1036	6.9863
16（16.0）	0.1314	0.2170	0.4442	0.7431	0.9187	1.5475	2.6192
20（20.0）	0.0480	0.0787	0.1594	0.2648	0.3264	0.5462	0.9184
25（25.0）	0.0176	0.0287	0.0575	0.0949	0.1166	0.1938	0.3238
30（31.0）	0.0067	0.0109	0.0216	0.0354	0.0434	0.0716	0.1189
40（40.0）	0.0022	0.0035	0.0068	0.0110	0.0134	0.0220	0.0363
50（51.0）	0.0008	0.0012	0.0022	0.0036	0.0044	0.0071	0.0117

＜第 12 表＞ 配管用炭素鋼鋼管（SGP）　　単位（m）

流量 L/min ／ 管径 (内径(mm))	15	20	30	40	45	60	80
15（16.1）	0.1277	0.2109	0.4317	0.7220	0.8924	1.5031	2.5436
20（21.6）	0.0339	0.0555	0.1121	0.1858	0.2288	0.3819	0.6407
25（27.6）	0.0113	0.0183	0.0366	0.0603	0.0740	0.1226	0.2042
32（35.7）	0.0036	0.0058	0.0114	0.0185	0.0227	0.0373	0.0617
40（41.6）	0.0018	0.0029	0.0057	0.0092	0.0112	0.0184	0.0303
50（52.9）	0.0006	0.0010	0.0019	0.0030	0.0037	0.0060	0.0098

（注）配管用炭素鋼鋼管（SGP）は、本設備が給水装置に該当しない場合に限り使用可能。

第２　継手類の直管相当長

＜第 13 表＞ 硬質塩化ビニルライニング鋼管（SGP-VA、SGP-VB、SGP-VD）　　単位（m）

種別／大きさの呼び	エルボ	チーズ（直流）	チーズ（分流）	仕切弁	逆止弁
15	3.0	1.2	3.8	3.5	5.5
20	3.1	1.6	3.8	2.3	2.7
25	3.2	1.2	3.3	1.7	2.9
32	3.6	1.4	4.0	1.3	3.2
40	3.3	0.9	3.6	1.7	2.6
50	3.3	0.9	3.5	1.9	3.7

＜第 14 表＞ ポリエチレン粉体ライニング鋼管（SGP-PA、SGP-PB、SGP-PD）　　単位（m）

種別／大きさの呼び	エルボ	チーズ（直流）	チーズ（分流）	仕切弁	逆止弁
15	6.6	2.7	8.3	7.7	12.0
20	5.5	2.9	6.7	4.1	4.8
25	5.0	1.9	5.2	2.7	4.5
32	5.0	2.0	5.6	1.8	4.5
40	4.4	1.2	4.8	2.3	3.5
50	4.1	1.2	4.4	2.4	4.6

（注） ポリエチレン粉体ライニング鋼管では、硬質塩化ビニルライニング鋼管と同じ継手類を使用するため、硬質塩化ビニルライニング鋼管の継手類と摩擦損失水頭が同じ数値となるよう、直管相当長を算出。

＜第 15 表＞ 水道用硬質塩化ビニル管（VP、HIVP）　　単位（m）

種別／大きさの呼び	エルボ	チーズ（直流）	チーズ（分流）
13	0.5	0.0	0.5
16	0.5	0.0	0.5
20	0.5	0.0	0.5
25	0.5	0.0	0.5
30	0.8	1.0	1.8
40	0.8	1.0	1.8
50	1.2	1.5	2.7

＜第 16 表＞ 配管用炭素鋼鋼管（SGP）　　単位（m）

種別／大きさの呼び	エルボ	チーズ（直流）	チーズ（分流）	仕切弁	逆止弁
15	0.6	0.18	0.9	0.12	1.2
20	0.75	0.24	1.2	0.15	1.6
25	0.9	0.27	1.5	0.18	2.0
32	1.2	0.36	1.8	0.24	2.5
40	1.5	0.45	2.1	0.30	3.1
50	2.1	0.60	3.0	0.39	4.0

第３の２　パッケージ型自動消火設備

「必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」（平成 16 年総務省令第 92 号）第 2 条に規定するパッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する基準は、関連規定によるほか、次によること。

関 連 規 定		
令第 29 条の 4	第 1 項	
その他	「必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」（平成 16 年総務省令第 92 号）	
	「パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件」（平成 16 年消防庁告示第 13 号）	

１　用語の定義

(1)　「Ⅰ型」とは、「パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件」（平成 16 年消防庁告示第 13 号。以下「13 号告示」という。）第 6、第 15 及び第 16 においてⅠ型として定める性能を有するパッケージ型自動消火設備をいう。

(2)　「Ⅱ型」とは、13 号告示第 6、第 15 及び第 16 においてⅡ型として定める性能を有するパッケージ型自動消火設備をいう。

(3)　「感知部」とは、火災により生ずる熱、煙又は炎を利用して自動的に火災の発生を感知し、受信装置又は中継装置に、火災が発生した旨の信号（以下この第 3 の 2 において「火災信号」という。）を発信するものをいう。

(4)　「放出口」とは、火災の消火等のために、消火薬剤を有効に放射させるものをいう。

(5)　「放出導管」とは、消火薬剤を消火薬剤貯蔵容器等から放出口へ導く管をいう。

(6)　「消火薬剤貯蔵容器等」とは、消火薬剤（蓄圧式の貯蔵容器にあっては、消火薬剤と加圧用ガス）を貯蔵する容器、加圧用ガスを貯蔵する容器及びこれに附属する部品をいう。

(7)　「受信装置」とは、火災信号を受信し、火災を感知した旨を音又は音声で知らせ、作動装置等を起動させる旨の信号（以下この第 3 の 2 において「起動信号」という。）を発信する装置をいう。

(8)　「中継装置」とは、火災信号、起動信号又は作動装置等が作動した旨の信号を受信し、及び発信する装置をいう。

(9)　「作動装置」とは、起動信号により、弁等を開け、消火薬剤貯蔵容器等から消火薬剤を送り出すための装置をいう。

(10)　「警戒区域」とは、パッケージ型自動消火設備の感知部が、発生した火災を有効に感知することができる区域をいう。

(11)　「防護区域」とは、パッケージ型自動消火設備の放出口から放射される消火薬剤により火災の消火ができる区域をいう。

(12)　「防護面積」とは、防護区域の面積をいう。

(13)　「同時放射区域」とは、火災が発生した場合において、作動装置又は選択弁等に接続する一の放出導管に接続される、一定の区域に係る全ての放出口から消火及び延焼防止のため

に同時に消火薬剤を放射し、防護すべき区域をいう。

⑭　「本体ユニット」とは、格納箱に消火薬剤貯蔵容器等、作動装置、受信装置、中継装置（中継装置を設ける場合に限る。）等が収納されたものをいう。

２　設置要件

(1)　Ⅰ型を設置することができる防火対象物

令第 12 条第 1 項第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 9 号から第 12 号までに掲げる防火対象物又はその部分（令第 12 条第 2 項第 2 号ロに規定する部分を除く。）のうち、令別表第 1(5)項若しくは(6)項に掲げる防火対象物又は同表(16)項に掲げる防火対象物の同表(5)項若しくは(6)項に掲げる防火対象物の用途に供される部分で、延べ面積が 10,000 ㎡以下のもの。

(2)　Ⅱ型を設置することができる防火対象物

令第 12 条第 1 項第 1 号及び第 9 号に掲げる防火対象物又はその部分で、延べ面積が 275 ㎡未満のもの（易燃性の可燃物が存し消火が困難と認められるものを除く。）。

なお、易燃性の可燃物が存し消火が困難と認められるものとは、表面が合成皮革製のソファ等で特に燃焼速度が速いものとして次のいずれにも該当するものが設置されている防火対象物又はその部分をいう。

ア　座面（正面幅がおおむね 800ｍｍ以上あるもの）及び背面からなるもの

イ　表面が合成皮革、クッション材が主にポリウレタンで構成されているもの

３　Ⅰ型の設置方法

(1)　同時放射区域

同時放射区域が隣接する場合におけるパッケージ型自動消火設備の防護面積は、隣接する部分（壁、戸等により区画されない部分をいう。）に限り、0.6m長くすることができるものであること。

ア　一の居室等を 2 の同時放射区域とする場合（第 3 の 2－1 図参照）

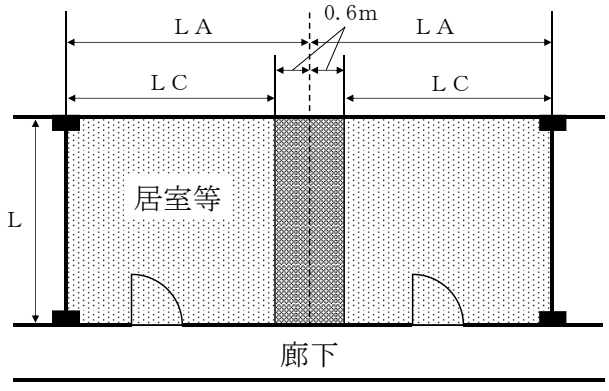

同時放射区域：Ｌ×ＬＡ＝Ｌ×（ＬＣ＋0.6m）
この場合において、パッケージ型自動消火設備の防護面積は、
Ｌ×（ＬＣ＋0.6m）とすることができる。

＜第 3 の 2－1 図＞

イ　廊下、通路等を２以上の同時放射区域とする場合（第３の２−２図参照）

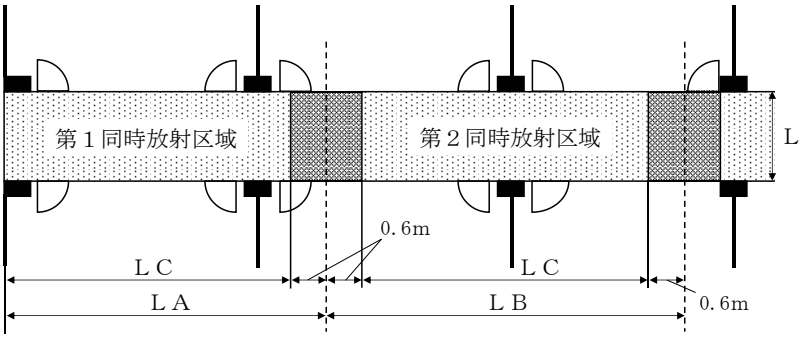

第１同時放射区域：Ｌ×ＬＡ＝Ｌ×（ＬＣ＋0.6m）
第２同時放射区域：Ｌ×ＬＢ＝Ｌ×（0.6m＋ＬＣ＋0.6m）
この場合において、パッケージ型自動消火設備の防護面積はそれぞれ、
Ｌ×（（ＬＣ＋0.6m）又は（0.6m＋ＬＣ＋0.6m））とすることができる。

＜第３の２−２図＞

(2)　同時放射区域における設備の共用

消火薬剤、消火薬剤貯蔵容器等、受信装置、中継装置、作動装置等は、次に定めるところにより、２以上の同時放射区域において共用することができる。

ア　隣接する同時放射区域間の設備を共用しないこと。ただし、次の場合にあっては、この限りでない。

なお、この場合の隣接する同時放射区域とは、火災が発生した場合において延焼するおそれのある当該同時放射区域に接している区域等を全て含むものであること。（第３の２−3、4図参照）

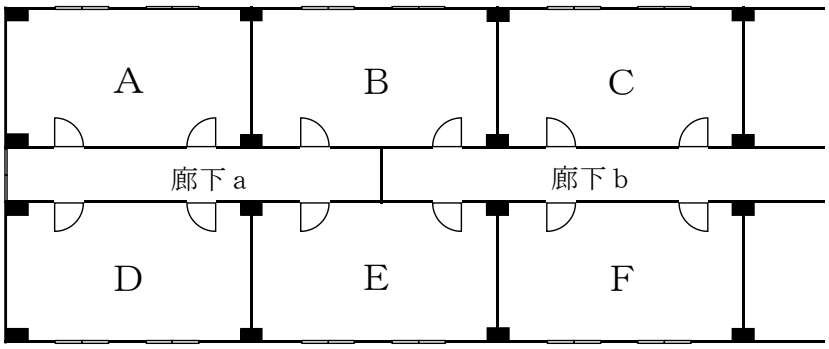

	A	B	C	D	E	F	廊下ａ	廊下ｂ
A		○					○	
B	○		○				○	○
C		○						○
D					○		○	
E				○		○	○	○
F					○			○
廊下ａ	○	○		○	○			○
廊下ｂ		○	○		○	○	○	

備考１　○印は、隣接するものを示す。
２　廊下ａ及び廊下ｂは、同時放射区域（13㎡）で区画した場合とする。
３　各室は、一の同時放射区域となっている。

＜第３の２−３図＞（隣接する同時放射区域の考え方）

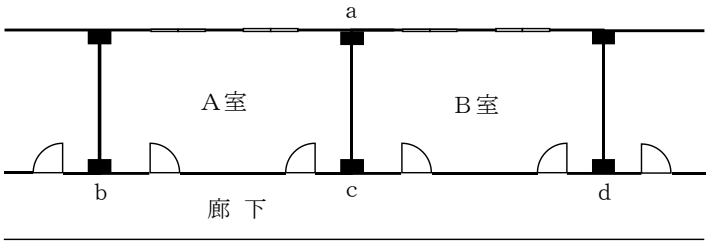

(1)	Ａ室とＢ室間において共用できる場合（ａ－ｃ間が右の事項を満たす場合）	耐火構造若しくは準耐火構造又はこれらと同等以上の防火性能を有する壁等で区画されていること。Ａ室とＢ室間に開口部があるときは、当該部分に防火設備が設けらていること。
(2)	Ａ室とＢ室間において共用ができない場合（ａ－ｃ間が右の事項に該当する場合）	上記事項を満たしていない場合（例：ふすま、障子その他これらに類するもので区画されている。）
(3)	Ａ室又はＢ室と廊下において共用できる場合（ｂ－ｃ間又はｃ－ｄ間が右の事項に該当する場合）	耐火構造若しくは準耐火構造又はこれらと同等以上の防火性能を有する壁等で区画されていること。なお、Ａ室又はＢ室と廊下の間に開口部がある時は、当該部分に防火設備が設けられていること。

＜第３の２－４図＞（隣接する同時放射区域において、
パッケージ型自動消火設備を共用する場合の取扱い）

(ｱ)　隣接する同時放射区域が建基令第 107 条若しくは第 107 条の２に規定する技術的基準に適合する壁若しくは間仕切り壁又はこれらと同等以上の性能を有する壁若しくは間仕切り壁で区画され、かつ、開口部には防火設備である防火戸が設けられている場合

(ｲ)　入所者が就寝に使用する居室以外であって、講堂、機能訓練室その他これらに類するもので、可燃物の集積量が少なく、かつ、延焼のおそれが少ないと認められる場所に設置する場合

(ｳ)　前(ｱ)又は(ｲ)に掲げる場合のほか、令第 12 条第２項第３号の２に規定する床面積の合計が 1,000 ㎡未満の防火対象物又はその部分に設置する場合で、火災が発生した同時放射区域以外の同時放射区域に対応する防護区域に設ける放出口から消火薬剤が放射されないよう次のいずれかにより設置したとき。

なお、隣接する同時放射区域間で設備を共有する場合におけるそれぞれの同時放射区域は、次のａを除き、境界部分を 0.9m以上重複させて設定すること。（第３の２－５図参照）

ａ　一の同時放射区域が隣接する同時放射区域と壁、床、天井、戸（ふすま、障子その他これらに類するものを除く。）等で区画されている場合

ｂ　一の同時放射区域に対し消火薬剤を放出した後、他の同時放射区域から異なる２以上の火災信号を受信しても当該他の同時放射区域に係る選択弁等が作動しないように受信装置が制御されたもの

ｃ　火災信号の受信を遮断する機能等を用いることにより、受信装置が一の同時放射区域において異なる 2 以上の火災信号を受信した後に、他の同時放射区域から火災信号を受信しないように措置が講じられているもの

ｄ　同時放射区域を重複させる部分の中央付近に天井面から 35ｃｍ以上下方に突出した難燃性の垂れ壁が設置されたもの（同時放射区域の重複が 2 を超えていないものに限る。）（第３の２－６、７図参照）

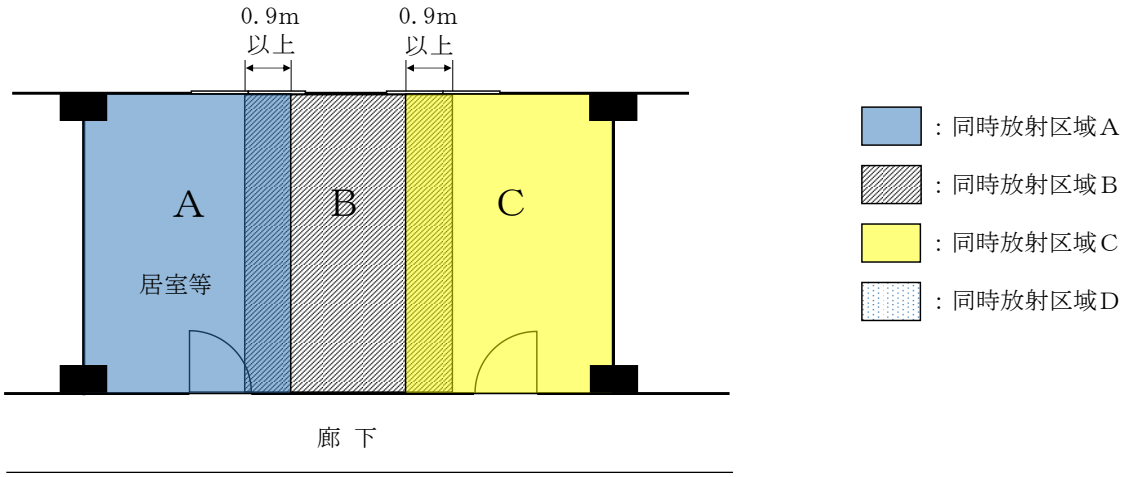

＜第３の２−５図＞（隣接する同時放射区域の設置方法）

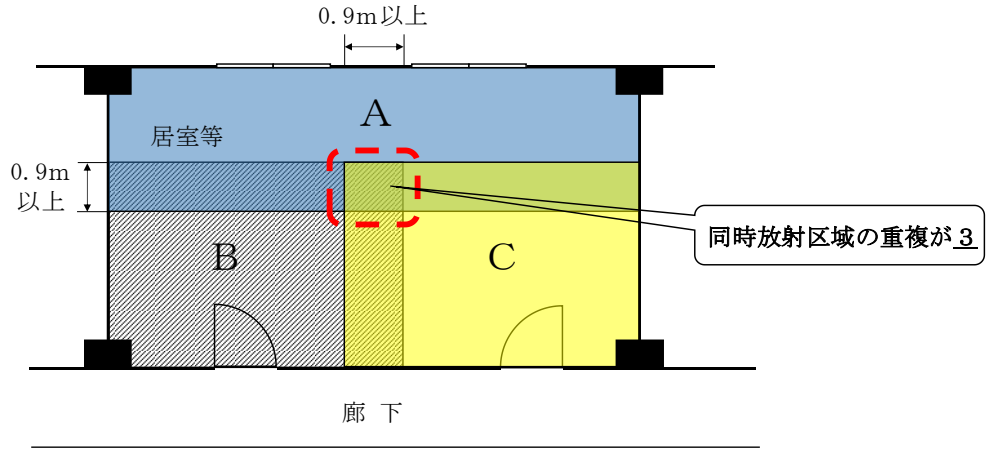

＜第３の２−６図＞（(ｳ)．ｄの場合において設定できない例①）

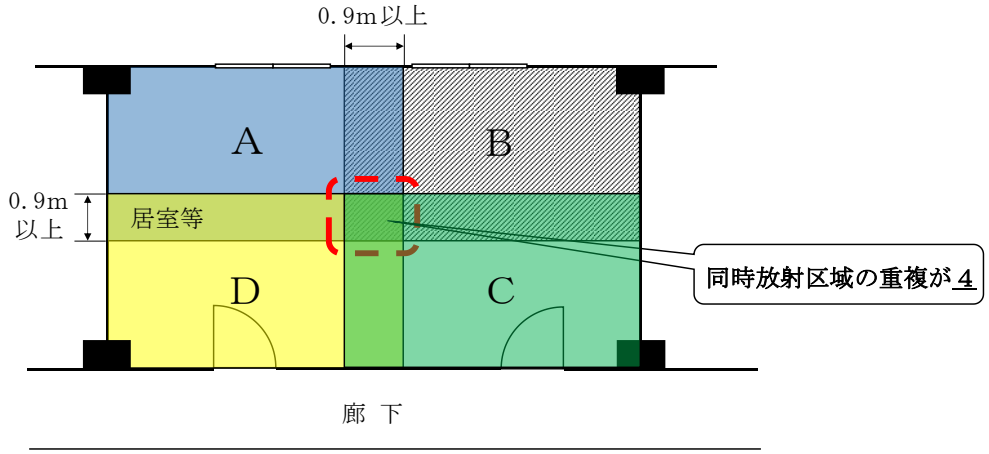

＜第３の２−７図＞（(ｳ)．ｄの場合において設定できない例②）

イ　共用する 2 以上の同時放射区域にそれぞれ対応する警戒区域において発生した火災を有効に感知することができ、かつ、火災が発生した同時放射区域に有効に消火薬剤を放出できるパッケージ型自動消火設備を用いること。

ウ　作動装置が作動してから共用するいずれの同時放射区域内においても 30 秒以内に消火薬剤を放射することができるパッケージ型自動消火設備を用いること。

(3)　本体ユニット

ア　設置場所

13 号告示第 5 第 8 号に規定する「点検に便利で、かつ、火災等の災害による被害を受けるおそれが少ない箇所」とは、次のいずれかに該当する場所をいうものであること。★

(ｱ)　第 2「屋内消火栓設備」1.(1).ア.(ｱ)に掲げる場所

(ｲ)　屋外又は建築物の屋上（本体ユニットが屋外型のものに限る。）

(ｳ)　壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料で仕上げた廊下、通路、その他これらに類する場所

イ　機器

13 号告示第 4 第 6 号(一)イ、ロ及びハに掲げる場合以外の場合には、隣接する同時放射区域間で受信装置の共用が認められていないことから、隣接する同時放射区域において、各受信装置が異なる 2 以上の火災信号を受信したときには、それぞれ対応する同時放射区域に係る選択弁等に起動信号を発信する必要があること。

４　Ⅱ型の設置方法

(1)　13 号告示第 4 第 8 号に規定する「通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後一定の時間建基令第 108 条の 2 各号に掲げる要件を満たす性能を有する材料」（以下この第 3 の 2 において「不燃性材料」という。）とは、建基令に規定する不燃材料、準不燃材料又は難燃材料等をいうものであること。

(2)　不燃性材料で仕上げをした試験室のみで消火性能を判定したⅡ型については、試験室の仕上げに用いた材料と同等以上の性能を有する材料で仕上げをした部分にのみ放出口を設置することができるが、この場合に防火対象物全体に仕上げを行う必要はなく、放出口の設置が必要な部分にのみ仕上げを行えば足りるものであること。

５　機器

パッケージ型自動消火設備は、認定品を使用すること。◇

第４　水噴霧消火設備

１　加圧送水装置

加圧送水装置は、関連規定によるほか、次によること。

関 連 規 定		
令第 14 条		第 5 号
規則第 16 条	第 3 項	第 3 号（ホ及びヘを除く。）
規則第 17 条	第 2 項	
その他	「加圧送水装置の基準」（平成 9 年消防庁告示第 8 号）	

(1)　設置場所

加圧送水装置の設置場所は、第 2「屋内消火栓設備」1.(1)を準用すること。

(2)　ポンプを用いる加圧送水装置

ポンプを用いる加圧送水装置の機器及び設置方法は、第 2「屋内消火栓設備」1.(2)(イ.(ｱ).ｂを除く。）を準用すること。

(3)　高架水槽を用いる加圧送水装置

高架水槽を用いる加圧送水装置の機器及び設置方法は、第 2「屋内消火栓設備」1.(3)を準用すること。

(4)　圧力水槽を用いる加圧送水装置

圧力水槽を用いる加圧送水装置の機器及び設置方法は、第 2「屋内消火栓設備」1.(4)を準用すること。

２　水源等

水源等は、関連規定によるほか、第 2「屋内消火栓設備」2（(1).アを除く。）を準用すること。

関 連 規 定		
令第 14 条		第 4 号
規則第 16 条	第 2 項	
規則第 17 条	第 3 項	

３　配管等

配管、管継手及びバルブ類（以下この第 4 において「配管等」という。）は、関連規定によるほか、次によること。

関 連 規 定		
規則第 16 条	第 3 項	第 2 号の 2
規則第 17 条	第 6 項	
その他	「合成樹脂製の管及び管継手の基準」（平成 13 年消防庁告示第 19 号） 「金属製管継手及びバルブ類の基準」（平成 20 年消防庁告示第 31 号）	

(1)　機器

配管等の機器は、第 2「屋内消火栓設備」3.(1)を準用すること。

(2)　設置方法

ア　配管内の充水

配管内は、速やかな放水及び配管の腐食防止のため、一斉開放弁から噴霧ヘッドまでの部分を除き、補助用高架水槽又は補助ポンプにより常時充水しておくこと。◇

なお、配管内の充水については、第２「屋内消火栓設備」3.(2).アを準用すること。◇

イ　配管等の耐震措置、埋設する場合の措置及び凍結防止措置は、第 2「屋内消火栓設備」3.(2).ウからオまでを準用すること。◇

ウ　合成樹脂製の管及び管継手にあっては、第２「屋内消火栓設備」3.(2).キを準用すること。

４　起動装置

起動装置は、規則第 16 条第３項第３号ホの規定によるほか、次によること。

(1)　規則第 16 条第３項第３号ホ(ｲ)ただし書に規定する「火災時に直ちに手動式の起動装置により加圧送水装置及び一斉開放弁を起動させることができる場合」とは、第３「スプリンクラー設備」Ⅲ.2.(6).アを準用すること。

(2)　自動式の起動装置

ア　閉鎖型スプリンクラーヘッド又は火災感知用ヘッド（以下この第４において「起動用ヘッド」という。）を用いる場合

起動用ヘッドは、放水区域ごとに次により設けること。◇。

(ｱ)　起動用ヘッドは、標示温度が 79℃未満のものを使用すること。

(ｲ)　起動用ヘッド１個当たりの警戒面積は 20 ㎡以下とし、取付け面の高さに応じて第４－1 表に示す数値とすること。

＜第４－1 表＞

感度種別	警戒面積	取付高さ	感度種別	警戒面積	取付高さ
１種	20 ㎡以下	7m以下	２種	20 ㎡以下	5m以下
	13 ㎡以下	10m以下		11 ㎡以下	10m以下

(ｳ)　放水区域内に起動用ヘッドの取付け面から 0.4m以上突出したはり等によって区画された部分がある場合は、当該区画された部分ごとに設けること。

イ　感知器を用いる場合

感知器は、放水区域ごとに規則第 23 条第 4 項の規定の例により設けること。◇

(3)　手動式の起動装置

手動式の起動装置は、第３「スプリンクラー設備」Ⅰ.8.(2)を準用すること。

５　制御弁

制御弁は、規則第 16 条第３項第４号及び第 17 条第６項の規定によるほか、第３「スプリンクラー設備」Ⅰ.6 を準用すること。

６　試験装置

一斉開放弁に設ける試験装置は、第３「スプリンクラー設備」Ⅲ.２.(5)を準用すること。

７　送水口

水噴霧消火設備には、送水口を設けること。◇

なお、送水口は、第３「スプリンクラー設備」Ⅰ.９を準用すること。◇

８　非常電源及び配線等

非常電源及び配線等は、関連規定によるほか、第２「屋内消火栓設備」５及び第24「非常電源」によること。

関 連 規 定		
令第14条		第６号
規則第16条	第３項	第２号
規則第17条	第６項	
その他		「耐火電線の基準」（平成９年消防庁告示第10号）

９　貯水槽等の耐震措置

貯水槽等の耐震措置は、規則第16条第３項第７号及び第17条第６項の規定によるほか、第２「屋内消火栓設備」６を準用すること。

10　表示及び警報

表示及び警報は、第３「スプリンクラー設備」Ⅰ.12.(1)及び(3)を準用すること。◇

11　総合操作盤

総合操作盤は、関連規定によるほか、第25「総合操作盤」によること。

関 連 規 定		
規則第16条	第３項	第６号
規則第17条	第６項	
その他	「総合操作盤の基準を定める件」（平成16年消防庁告示第７号） 「総合操作盤の設置方法を定める件」（平成16年消防庁告示第８号）	

第５　泡消火設備

Ⅰ　共通事項

１　加圧送水装置

加圧送水装置は、関連規定によるほか、次によること。

関 連 規 定		
規則第 18 条	第 4 項	第 9 号
その他	「加圧送水装置の基準」（平成 9 年消防庁告示第 8 号）	

(1)　設置場所

加圧送水装置の設置場所は、第 2「屋内消火栓設備」1.(1)を準用すること。

(2)　ポンプを用いる加圧送水装置

ポンプを用いる加圧送水装置の機器及び設置方法は、第 2「屋内消火栓設備」1.(2)（イ.(ｱ). b を除く。）を準用すること。

(3)　高架水槽を用いる加圧送水装置

高架水槽を用いる加圧送水装置の機器及び設置方法は、第 2「屋内消火栓設備」1.(3)を準用すること。

(4)　圧力水槽を用いる加圧送水装置

圧力水槽を用いる加圧送水装置の機器及び設置方法は、第 2「屋内消火栓設備」1.(4)を準用すること。

２　水源等

水源等は、令第 15 条第 5 号及び規則第 18 条第 2 項の規定によるほか、第 2「屋内消火栓設備」2（(1).アを除く。）を準用すること。

３　配管等

配管、管継手及びバルブ類（以下この第 5 において「配管等」という。）は、関連規定によるほか、次によること。

関 連 規 定		
規則第 18 条	第 4 項	第 8 号
その他	「合成樹脂製の管及び管継手の基準」（平成 13 年消防庁告示第 19 号） 「金属製管継手及びバルブ類の基準」（平成 20 年消防庁告示第 31 号）	

(1)　機器

配管等の機器は、第 2「屋内消火栓設備」3.(1)を準用すること。

(2)　設置方法

ア　配管内の充水

配管内は、起動用水圧開閉装置を用いる方法、第 2「屋内消火栓設備」3.(2).ア.(ｲ)の例による方法等で、常時充水しておくこと（一斉開放弁（乾式流水検知装置を用いた方式の場合は、当該流水検知装置）から泡放出口までの部分を除く。）。◇

イ　配管等の耐震措置、埋設する場合の措置及び凍結防止措置は、第 2「屋内消火栓設備」3.(2).ウからオまでを準用すること。◇

ウ　合成樹脂製の管及び管継手にあっては、第 2「屋内消火栓設備」3.(2).キを準用すること。

４　非常電源及び配線等

非常電源及び配線等は、関連規定によるほか、第 2「屋内消火栓設備」5 及び第 24「非常電源」によること。

関 連 規 定		
令第 15 条		第 7 号
規則第 18 条	第 4 項	第 7 号、第 13 号
その他		「耐火電線の基準」（平成 9 年消防庁告示第 10 号） 「耐熱電線の基準」（平成 9 年消防庁告示第 11 号）

５　貯水槽等の耐震措置

貯水槽等の耐震措置は、規則第 18 条第 4 項第 16 号の規定によるほか、第 2「屋内消火栓設備」6 を準用すること。

６　表示及び警報

表示及び警報は、規則第 18 条第 4 項第 12 号の規定によるほか、第 3「スプリンクラー設備」Ⅰ.12.(1)及び(3)を準用すること。

７　総合操作盤

総合操作盤は、関連規定によるほか、第 25「総合操作盤」によること。

関 連 規 定		
規則第 18 条	第 4 項	第 15 号
その他	「総合操作盤の基準を定める件」（平成 16 年消防庁告示第 7 号） 「総合操作盤の設置方法を定める件」（平成 16 年消防庁告示第 8 号）	

Ⅱ　固定式

１　ポンプの吐出量

規則第 18 条第 4 項第 9 号ハ(ｲ)に規定するポンプの吐出量（高発泡用泡放出口を用いるものを除く。）は、隣接する 2 放射区域（令別表第 1(13)項ロの用途に供される部分にあっては、一放射区域）の泡ヘッドの個数が最大となる部分において、当該部分に設けられた全てのヘッドから同時に放射される泡水溶液の毎分当たりの量以上の量とすること。★

２　水源水量

(1)　規則第 18 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による水源水量は、前 1 に定める泡ヘッドを同時に使用した場合に 10 分間放射することができる泡水溶液を作るのに必要な量以上の量とすること。★

(2)　規則第 18 条第 2 項第 5 号に規定する「配管内を満たすに要する泡水溶液の量」は、次によること。★

ア　必要な泡水溶液量の算出範囲については、ポンプから最遠の 2 放射区域までの配管（配管内に泡水溶液が充水されている部分を除く。）を満たすに必要な量とすること。

イ　配管内（1m当たり）を満たすに必要な泡水溶液の量は、第 5－1 表によること。

＜第 5－1 表＞　　泡水溶液配管中の泡水溶液量（配管用炭素鋼管の場合）

管径（A）	15	20	25	32	40	50	65
泡水溶液量（L/m）	0.204	0.367	0.599	1.001	1.360	2.198	3.621
管径（A）	80	100	125	150	200	250	300
泡水溶液量（L/m）	5.115	8.709	13.437	18.918	32.910	50.751	72.918

※ 泡水溶液量は、配管 1m当たりを満たすに必要な泡水溶液量を示す。

３　泡消火薬剤の貯蔵量

規則第 18 条第 3 項に規定する泡消火薬剤の貯蔵量（高発泡用泡放出口を用いるものを除く。）は、前 2 により算出された泡水溶液の量に、泡消火薬剤の種別に応じた希釈容量濃度を乗じて得た量以上の量とすること。★

なお、泡消火薬剤の貯蔵量等の計算方法については、別記「泡消火薬剤等の計算例」を参照すること。

４　放射区域

放射区域は、規則第 18 条第 4 項第 5 号の規定によるほか、次によること。(第 5－2 表参照)

(1)　フォームヘッドを用いる泡消火設備の放射区域

自動車の修理若しくは整備の用に供される部分又は駐車の用に供される部分で、不燃材料で造られた壁等により、火災の延焼拡大が一部分に限定されるときは、一の放射区域を 50 ㎡以下とすることができる。

(2)　フォーム・ウォーター・スプリンクラーヘッドを用いる泡消火設備の放射区域

令別表第 1(13)項ロの用途に供される部分の泡消火設備の放射区域は、当該部分の床面積

の 1/3 以上の面積で、かつ、200 ㎡以上（当該面積が 200 ㎡未満となる場合にあっては、当該床面積）となるように設けること。

＜第 5－2 表＞

泡ヘッドの種別	防火対象物又はその部分	一放射区域	泡ヘッドの防護範囲
フォーム・ウォーター・スプリンクラーヘッド	令別表第 1(13)項ロに掲げる防火対象物又は防火対象物の屋上部分で、回転翼航空機又は垂直離着陸航空機の発着の用に供されるもの	床面積又は屋上部分の面積の 1/3 以上の部分に設置された全ヘッド ※1	防火対象物又はその部分の天井又は小屋裏に床面積 8 ㎡につき 1 個以上のヘッドを防護対象物の全ての表面が当該ヘッドの有効防護空間内に包含できるように設ける。
	指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う防火対象物又はその部分	床面積50 ㎡の部分に設置された全ヘッド	
フォームヘッド	道路の用に供される部分	当該部分の床面積 80 ㎡以上 160 ㎡以下の部分に設置された全ヘッド	防火対象物又はその部分の天井又は小屋裏に床面積 9 ㎡につき 1 個以上のヘッドを防護対象物の全ての表面が当該ヘッドの有効防護空間内に包含できるように設ける。
	駐車の用に供される部分 ※2	当該部分の床面積 50 ㎡以上 100 ㎡以下の部分に設置された全ヘッド	
	自動車の修理又は整備の用に供される部分 ※2		
	指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う防火対象物又はその部分		

※1　(13)項ロの防火対象物にあっては、当該部分の床面積の 1/3 以上の面積で、かつ、200 ㎡以上（当該面積が 200 ㎡未満となる場合は、当該面積）となるように設けること。

※2　不燃材料で造られた壁等により、火災の延焼拡大が一部に限定される場合にあっては、一の放射区域を 50 ㎡以下とすることができる。

５　泡消火薬剤混合装置等

泡消火薬剤混合装置は、規則第 18 条第 4 項第 14 号の規定に基づく告示基準が示されるまでの間、次によること。◇

(1)　混合方式は、次のいずれかによる方式とし、使用する泡消火薬剤の種別に応じ、規定される希釈容量濃度が確実に得られるものであること。

ア　プレッシャー・プロポーショナー方式

送水管の途中に混合器を設置し、泡消火薬剤貯蔵槽に加圧水の一部を送り込み、泡消火薬剤を混合器に圧送又は圧入して混合させる方式（第 5－1 図参照）

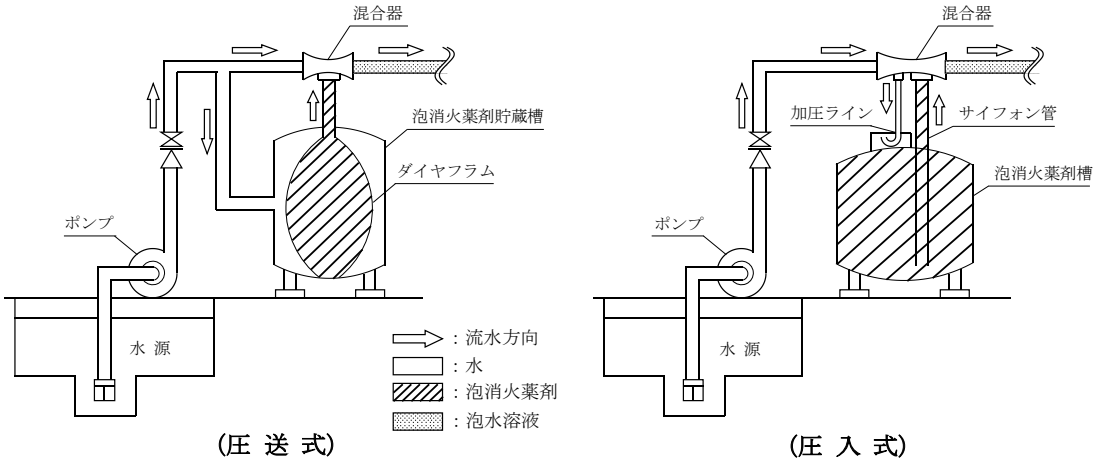

＜第 5－1 図＞

イ　プレッシャー・サイド・プロポーショナー方式

泡消火薬剤貯蔵槽、加圧送水装置、コントロール弁、混合器等で構成され、送水量と送液量はコントロール弁によりバランスをとって混合される方式（第 5－2 図参照）

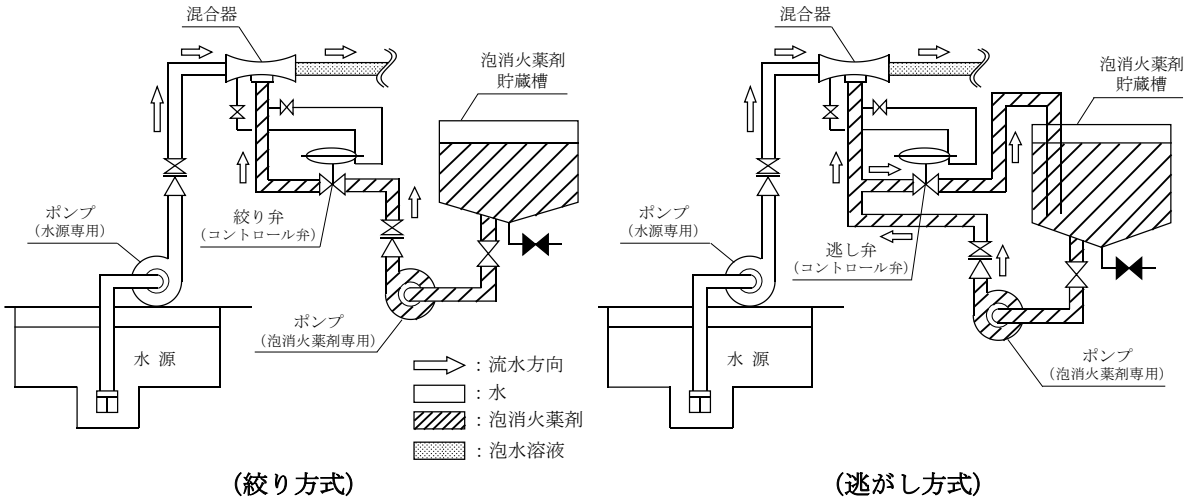

＜第 5－2 図＞

ウ　ポンプ・プロポーショナー方式

加圧送水装置の吐出管と吸水管とを接続するバイパス配管に設けられた混合器に加圧水の一部を流し、泡消火薬剤の吸引量を濃度調整弁で調節して混合させる方式（第 5－3 図参照）

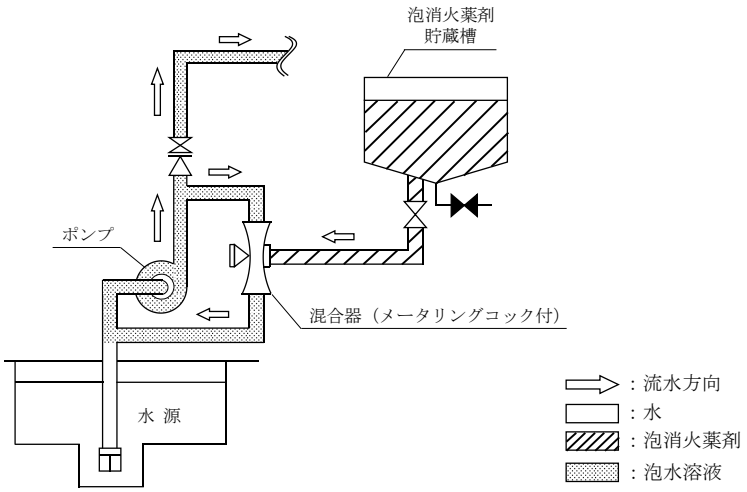

＜第 5－3 図＞

(2)　起動装置の作動から泡放出口の泡水溶液の放射までに要する時間は、おおむね 1 分以内であること。

６　泡放出口

(1)　機器

ア　フォームヘッド（合成界面活性剤泡消火薬剤及び水成膜泡消火薬剤を用いるものに限る。）は、規則第 18 条第 4 項第 14 号の規定に基づく告示基準が示されるまでの間、評定品を使用すること。◇

イ　評定品であるフォームヘッドには、評定時に組合せを指定された泡消火薬剤を用いること。◇

(2)　泡放出口の配置等

駐車場の部分に設けるフォームヘッド（合成界面活性剤泡消火薬剤及び水成膜泡消火薬剤を用いるものに限る。）の配置等は、規則第 18 条第 4 項第 14 号の規定に基づく告示基準が示されるまでの間、次によること。◇

ア　使用するフォームヘッドの許容取付け高さ（各ヘッドごとに決められたヘッドの取付け高さの上限値及び下限値の範囲をいう。）において、放射区域の各部分から一のフォームヘッドまでの水平距離が 2.1m以下となるように設けること。ただし、側壁型のフォームヘッドは、設計仕様の水平距離内に設けること。

イ　配置形による間隔

配置形による間隔は、第 3「スプリンクラー設備」Ⅱ.1.(2).ア.(ｲ)（Ｒ＝2.1 とする。）を参照すること。

ウ　はり、垂れ壁等がある場合のフォームヘッドの設置は、第 5－4 図及び第 5－3 表の例によること。ただし、当該ヘッドからの放射が妨げられる部分が、他のフォームヘッドにより有効に警戒されている場合にあっては、この限りでない。

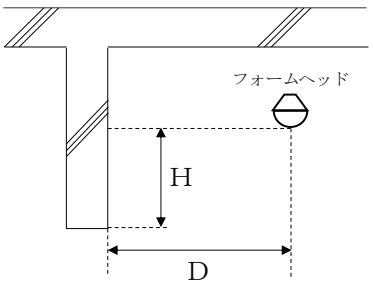

＜第 5－4 図＞

＜第 5－3 表＞

D（ｃｍ）	H（ｃｍ）
75未満	0
75以上100未満	10未満
100以上150未満	15未満
150以上	30未満

エ　ダクト、空調吹出口、配管、吊り金具、照明器具等で障害物となるものは、ヘッドからの泡放射の妨げとならないよう、当該ヘッドから横方向に 30ｃｍ以上離した位置に設けること。

なお、やむを得ず障害物の横方向 30ｃｍ以内に設ける場合は、障害物の下端より下方となる位置に設けること。

オ　複数の段に駐車できる機械式駐車場等にフォームヘッドを設ける場合は、最上段の天井部分のほか、各段に駐車した車両に対しても泡が有効に放射されるようにフォームヘッドを設置すること。この場合、感知用のヘッドは、天井面のみに設置することで支障ないものとする。

なお、側壁型で評定品のフォームヘッドを使用する場合は、当該ヘッドから有効に放射できるように設置すること。ただし、構造体によって最上段以外の段に設置できないものは、当該構造体の周囲全体から放射できるように、ヘッドを設置すること。

７　起動装置

起動装置は、規則第 18 条第 4 項第 10 号の規定によるほか、次によること。

(1)　規則第 18 条第 4 項第 10 号イただし書に規定する「火災時に直ちに手動式の起動装置により加圧送水装置、一斉開放弁及び泡消火薬剤混合装置を起動させることができる場合」とは、第 3「スプリンクラー設備」Ⅲ. 2. (6). アを準用すること。

(2)　自動式の起動装置

ア　閉鎖型スプリンクラーヘッド又は火災感知用ヘッド（以下この第 5 において「起動用ヘッド」という。）を用いる場合。

起動用ヘッドは、放射区域ごとに次により設けること。

(ｱ)　起動用ヘッドは、標示温度が 79℃未満のものを使用すること。

(ｲ)　起動用ヘッド 1 個当たりの警戒面積は 20 ㎡以下とし、取付け面の高さに応じて第 5－4 表に示す数値とすること。

＜第 5－4 表＞

感度種別	警戒面積	取付高さ	感度種別	警戒面積	取付高さ
1 種	20 ㎡以下	7m以下	2 種	20 ㎡以下	5m以下
	13 ㎡以下	10m以下		11 ㎡以下	10m以下

(ｳ)　放水区域内に起動用ヘッドの取付け面から 0.4　m以上突出したはり等によって区画された部分がある場合は、当該区画された部分ごとに設けること。

イ　感知器を用いる場合

感知器は、放水区域ごとに規則第 23 条第 4 項の規定の例により設けること。◇

(3)　手動式の起動装置

ア　自動車の修理若しくは整備の用に供される部分又は駐車の用に供される部分に設ける起動装置は、放射区域ごとに放射区域内又はその直近の箇所に 1 個以上設けること。◇

イ　放射区域を示す表示を設けること。◇

８　自動警報装置等

自動警報装置は、規則第 18 条第 4 項第 12 号の規定によるほか、次によること。

(1)　一の流水検知装置が警戒する区域の面積は、3,000 ㎡以下とし、2 以上の階にわたらないこと。★

(2)　自動警報装置の受信部は、第 3「スプリンクラー設備」Ⅰ. 7. (3) を準用すること。

(3)　相互間の通話装置は、第 3「スプリンクラー設備」Ⅰ. 7. (4) を準用すること。

(4)　音響警報装置は、第 3「スプリンクラー設備」Ⅰ. 7. (5) を準用すること。

９　制御弁等

(1)　泡消火設備の配管には、前 8 の自動警報装置を設置する系統ごとに規則第 14 条第 1 項第 3 号に規定する制御弁を設けること。◇

(2)　制御弁には、第 26「標識」に定める制御弁である旨の標識を設けること。◇

(3)　各放射区域の一斉開放弁の一次側及び二次側には、仕切弁を設けること（仕切弁一体型のものを除く。）。◇

10　泡消火薬剤貯蔵タンク等

泡消火薬剤貯蔵タンク及び加圧送液装置は、令第 15 条第 6 号の規定によるほか、次によること。◇

(1)　消火薬剤に適した材質若しくは措置を講じること。

(2)　管理、点検等のための点検口等を設けること。

(3)　消火薬剤の貯蔵量を確認できる液面計又は計量棒を設けること。

(4)　消火薬剤貯蔵タンクの設置場所は、次によること。

ア　搬入、点検又は補修に必要な空間を有すること。

イ　通路、換気、室温、照明、排水等を考慮すること。

(5)　加圧式貯蔵タンクは、次によること。

ア　送水ポンプの起動時に圧力が加わるもの又は常時落差圧力が加わるものは、圧力容器構造規格による第 2 種圧力容器の基準に適合していること。

イ　泡原液と加圧のための水が混合しないよう、ダイヤフラム等により区画すること。

ウ　圧力計を設けること。

(6)　前(5)以外貯蔵タンクで、落差により送液するものは、混合器（吸込器）の位置において原液タンクに水が混入しないよう混合器の直近に自動弁を設けること。

11　試験装置

一斉開放弁には、試験装置を設けること。◇

12　送水口

地階又は無窓階に設置する泡消火設備（フォーム・ウォーター・スプリンクラーヘッドを用いたものに限る。）には、送水口を設けること。◇

なお、送水口は、第 3「スプリンクラー設備」Ⅰ.9 を準用すること。◇

Ⅲ　移動式

移動式の泡消火設備については、関連規定によるほか、次によること。

関 連 規 定		
令第 15 条		第 2 号から第 4 号
規則第 18 条	第 2 項	第 4 号
	第 4 項	第 3 号から第 4 号
その他	「屋内消火栓設備の屋内消火栓等の基準」（平成 25 年消防庁告示第 2 号）	

１　移動式のものとすることができる場所

移動式のものとすることができる場所については、第 2 章第 9「水噴霧消火設備等の設置に関する取扱い」1（(3)を除く。）によること。

２　加圧送水装置

(1)　ポンプの吐出量

規則第 18 条第 4 項第 9 号ハ(ｲ)に規定するポンプの吐出量は、次によること。

ア　自動車の修理又は整備の用に供される部分及び駐車の用に供される部分等

自動車の修理又は整備の用に供される部分及び駐車の用に供される部分等に設けるものにあっては、ノズル設置個数が最も多い階又は屋上における当該設置個数（設置個数が 2 を超えるときは、2 とする。）に 130Ｌ/min を乗じて得た量以上の量とすること。

イ　飛行機又は回転翼航空機の格納庫等

飛行機又は回転翼航空機の格納庫等に設けるものにあっては、ノズル設置個数が最も多い階又は屋上における当該設置個数（設置個数が 2 を超えるときは、2 とする。）に 260Ｌ/min を乗じて得た量以上の量とすること。

(2)　ポンプの全揚程

規則第 18 条第 4 項第 9 号ハ(ﾛ)に規定するノズルの先端の放射圧力換算水頭は、35m以上とすること。★

３　水源水量

水源水量は、規則第 18 条第 2 項第 4 号の規定によるほか、前Ⅱ.2.(2)を準用すること。

４　起動装置

起動装置は、規則第 12 条第 1 項第 7 号ヘ及びトの規定の例により設けるほか、第 2「屋内消火栓設備」1.(5)を準用すること。この場合、第 2「屋内消火栓設備」1.(5).ア.(ｱ)の数値は 0.4ＭＰａと読み替えるものとする。

５　泡消火薬剤混合装置等

(1)　混合方式は、プレッシャー・プロポーショナー方式、プレッシャー・サイド・プロポーショナー方式又はライン・プロポーショナー方式（送水系統に混合器を設置し、泡消火薬剤を混合器に吸引して混合させる方式）とすること。（第 5－1、2、5 図参照）

なお、ライン・プロポーショナー方式については、ピックアップ方式を除くものとする。

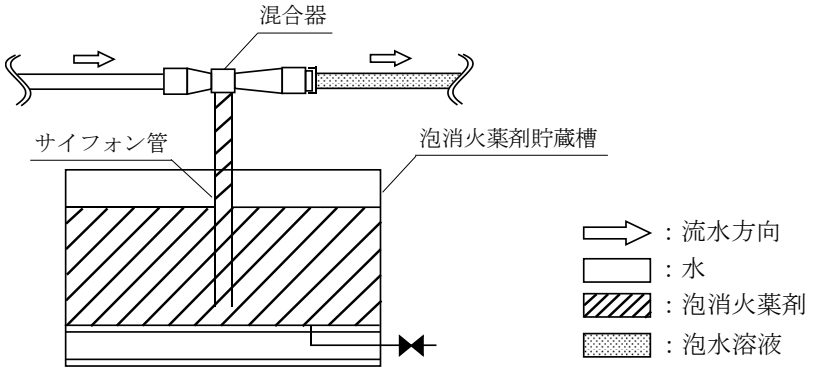

＜第 5－5 図＞

(2)　プレッシャー・プロポーショナー方式の泡放射用器具を格納する箱（以下この第 5 において「泡放射用器具格納箱」という。）には、規則第 18 条第 2 項第 4 号及び第 5 号に定める量の泡原液を貯蔵する容器を収納し、混合器として置換吸込器等を付置しておくこと。◇

(3)　プレッシャー・サイド・プロポーショナー方式（2 管式）の混合器は、泡放射用器具格納箱内又はその直近（おおむね 5m以内）に設置すること。◇

６　泡放射用器具格納箱

(1)　泡放射用器具格納箱の構造は、第 2「屋内消火栓設備」4.(2).ア.(ｱ)（ｂを除く。）を準用すること。◇

(2)　泡放射用器具格納箱の大きさは、泡ノズル及び消防用ホースを容易に取り出すことができる大きさとすること。また、当該格納箱に泡消火薬剤混合装置等を内蔵するものにあっては、泡消火薬剤の補充、充填、点検等のための空間が保有されていること。◇

(3)　加圧送水装置の始動を明示する赤色の表示灯を泡放射用器具格納箱の内部又はその直近の箇所に設けること。◇

ただし、規則第 18 条第 4 項第 4 号ロの規定により設けた赤色の灯火を点滅させることにより、加圧送水装置の始動を表示できる場合は、この限りでない。

７　ホース接続口等

(1)　ホース接続口の結合金具は、差込式の差し口とし、口径は呼称 40 又は 50 とすること。◇

(2)　放射のための開閉の操作は、2 動作以下でできるものとし、かつ、水のみを放射することもできる構造とすること。◇

８　標示及び灯火

(1)　規則第 18 条第 4 項第 4 号イに規定する泡放射用器具格納箱への表示は、第 24「標識」の定めるところによること。★

(2)　規則第 18 条第 4 項第 4 号ロに規定する赤色の灯火は、第 2「屋内消火栓設備」4.(2).ア.(ｲ).ｄ及びｅを準用すること。

別　記

泡消火薬剤等の計算例

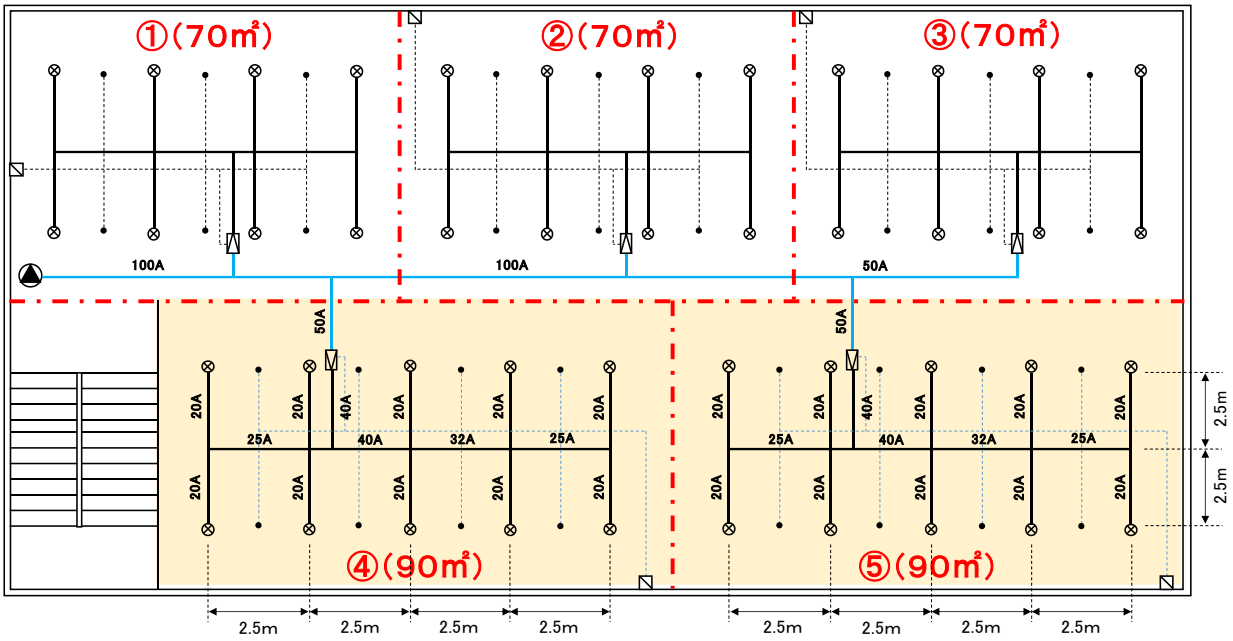

≪概要等≫

1 消火薬剤は、水成膜消火薬剤を使用
2 希釈濃度は、3%を使用
3 ポンプから一斉開放弁までの部分（青色着色部分）は、配管内に泡水溶液が充水されているもの。

NO：放射区域（50㎡以上100㎡以下）
⊗：泡ヘッド（フォームヘッド）0.25ＭＰａ　35Ｌ／min
●：火災感知ヘッド等（閉鎖型スプリンクラーヘッド）
：一斉開放弁
：手動起動装置

放射区域番号	放射区域面積	最大放射区域※	放射量	ヘッド設置個数	最大放射区域の泡ヘッド合計数
①	70 ㎡		280Ｌ／min	8 個	
②	70 ㎡		280Ｌ／min	8 個	
③	70 ㎡		280Ｌ／min	8 個	
④	90 ㎡	◎	350Ｌ／min	10 個	20 個
⑤	90 ㎡	◎	350Ｌ／min	10 個	

※ 最大放射区域とは、隣接する２放射区域に設ける泡ヘッドの設置個数が最大となる区域をいう。

＜配管内を満たすに要する泡水溶液の量＞

放射区域番号	配管長	泡水溶液量
④	20Ａ：25m 25Ａ：5m 32Ａ：2.5m 40Ａ：5m	25 m × 0.367Ｌ／m ＝ 9.175Ｌ 5 m × 0.599Ｌ／m ＝ 2.995Ｌ 2.5 m × 1.001Ｌ／m ＝ 2.503Ｌ 5 m × 1.360Ｌ／m ＝ 6.800Ｌ
⑤	20Ａ：25m 25Ａ：5m 32Ａ：2.5m 40Ａ：5m	25 m × 0.367Ｌ／m ＝ 9.175Ｌ 5 m × 0.599Ｌ／m ＝ 2.995Ｌ 2.5 m × 1.001Ｌ／m ＝ 2.503Ｌ 5 m × 1.360Ｌ／m ＝ 6.800Ｌ
		合　計　42.95Ｌ

【ポンプ吐出量】　35Ｌ／min×20 個＝700Ｌ／min
【水　源　水　量】　35Ｌ／min×20 個×10min＋42.95Ｌ＝7.05 ㎥
【泡消火薬剤必要量】　（35Ｌ／min×20 個×10min＋42.95Ｌ）×0.03＝211.29Ｌ

（注）配管内に泡水溶液が充水されている部分（青色部分）は、「配管内を満たすに要する泡水溶液量」から除くことができるが、当該部分に使用した水量及び消火薬剤量を必ず補填すること。

第６　不活性ガス消火設備

Ⅰ　用語の定義

１　「防護区画」とは、全域放出方式の場合の消火を対象とする区画のことで、壁、柱、床又は天井（天井のない場合にあっては、屋根）が不燃材料で造られ、区画の開口部が、消火剤が放射される直前又は同時程度に自動的に閉鎖される（消火効果を減ずるおそれがなく、かつ、保安上の危険がないものを除く。）構造の区画をいう。

２　「防護対象物」とは、不活性ガス消火設備の消火対象となるものをいう。

３　「全域放出方式」とは、固定した噴射ヘッドから、防護区画内の全域に消火剤を放射し、消火する方式のものをいう。

４　「局所放出方式」とは、固定した噴射ヘッドから、防護対象物に消火剤を直接放射する方式のものをいい、二酸化炭素消火設備においてのみ使用が許されている放出方式である。

５　「移動式」とは、固定された二酸化炭素貯蔵容器とホース架又はホースリール、赤色の灯火、移動できるホース及びノズル開閉弁により構成された設備で、人がホース、ノズル開閉弁を操作して防護対象物に消火剤を直接放射する方式のものをいう。

６　「貯蔵容器」とは、消火剤を高圧に圧縮し、ボンベ等に貯蔵した容器をいう。

７　「容器弁」とは、容器の出口圧力を減圧するとともに、容器内圧力異常に伴う容器の破裂を防止するための安全装置が設けられているものをいう。

８　「安全装置」とは、貯蔵容器からのガス漏洩に伴う圧力上昇による配管破裂を防止するため、貯蔵容器から選択弁までの間に設けられているものをいう。

９　「選択弁」とは、貯蔵容器を共用する 2 以上の防護区画又は防護対象物への消火剤の放出を選択するための弁をいう。

10　「容器弁開放装置」とは、ガス圧又は電気により容器弁を開放する装置をいう。

11　「起動用ガス容器」とは、貯蔵容器の容器弁を開放するための二酸化炭素を貯蔵する容器をいう。

12　「逃がし弁」とは、起動用ガス容器内のガス漏洩時の低圧では開放して操作管内の圧力上昇を防止し、起動用ガス容器開放時の高圧では閉止する機能を有する弁をいう。

13　「袋小路室」とは、防護区画及び防護区画に隣接する部分以外で、防護区画に隣接する部分を経由しなければ避難できない室をいう。

14　「音響警報装置」とは、消火剤が放射される前に防護区画又は防護対象物の近辺にいる人に対し、消火剤が放出される旨を音声又は音響により知らせ、避難させるための装置をいい、音声（スピーカー）、モーターサイレン、ブザー、ベル等がある。

15　「放出表示灯」とは、規則第 19 条第 5 項第 19 号イ(ニ)及び第 19 号の 2 ロに規定する消火剤が放出された旨を表示する表示灯をいう。

16　「短絡信号」とは、制御盤と手動起動装置との電路間で、押しボタン信号回路のほか、他線の短絡により起こり得る回路によって発生する信号をいう。

17　「起動回路」とは、手動起動装置とその電路及び容器弁開放装置とその電路（両極を同時に開閉できるものを除く。）をいう。

18　「地絡信号」とは、起動回路の地絡によって発生する信号をいう。

Ⅱ　防火対象物又はその部分に応じた放出方式及び消火剤の種類

不活性ガス消火設備の放出方式及び消火剤の種類は、当該設備を設置する防火対象物又はその部分の使用形態に応じて第6－1表により設けること。

＜第6－1表＞

防火対象物又はその部分 ＼ 放出方式 ／ 消火剤の種類				全　域		局所 ※1	移動 ※2
				二酸化炭素	窒素 IG-55 IG-541	二酸化炭素	二酸化炭素
常時人がいない部分以外の部分 ※3				×	×	×	○
	道路の用に供する部分		屋上部分	×	×	×	○
			その他の部分	×	×	×	×
常時人がいない部分	防護区画の面積が1,000㎡以上又は体積が3,000㎥以上のもの			○	×		
	その他のもの	自動車の修理又は整備の用に供される部分		○	○	○	○
		駐車の用に供される部分		○	○	×	×
		多量の火気を使用する部分		○	×	○	○
		発電機室等	ガスタービン発電機が設置	○	×	○	○
			その他のもの	○	○	○	○
		通信機器室		○	○	×	×
		指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う部分	・綿花類、木毛及びかんなくず、ぼろ及び紙くず（動植物油がしみ込んでいる布又は紙及びこれらの製品を除く。）、糸類、わら類、再生資源燃料又は合成樹脂類（不燃性又は難燃性でないゴム製品、ゴム半製品、原料ゴム及びゴムくずに限る。）に係るもの ・木材加工品及び木くずに係るもの	○	×	×	×
			・可燃性固体類、可燃性液体類又は合成樹脂類（不燃性又は難燃性でないゴム製品、ゴム半製品、原料ゴム及びゴムくずを除く。）に係るもの	○	×	○	○

※1 原則として全域放出方式とし、次の(1)及び(2)に該当する場合は、局所放出方式とすることができる。
(1) 予想される出火箇所が特定の部分に限定される場合
(2) 全域放出方式又は移動式の設置が不適当と認められる場合

※2 火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所以外の場所に限り移動式とすることができる。

※3 次に掲げる場所は、「常時人がいない部分以外の部分」に該当するものであること。
(1) 当該部分の用途、利用状況等から判断して、部外者、不特定の者等の出入りするおそれのある部分
(2) 当該部分の用途、利用状況等から判断して、関係者、部内者等定常的に人のいる可能性のある部分
(3) 防災センター、中央管理室その他総合操作盤、中央監視盤等を設置し、常時人による監視、制御等を行う必要がある部分

Ⅲ　固定式（二酸化炭素を放射するもの）

１　全域放出方式

(1)　消火剤の量

二酸化炭素貯蔵容器に貯蔵する消火剤の量は、令第 16 条第 5 号並びに規則第 19 条第 4 項第 1 号イ及び第 3 号の規定によるほか、別記 1「二酸化炭素消火設備（全域放出方式）の消火剤量の計算例」を参照すること。

(2)　貯蔵容器の設置場所

貯蔵容器の設置場所は、令第 16 条第 6 号及び規則第 19 条第 5 項第 6 号の規定によるほか、次によること。

ア　不燃材料で造った壁、床又は天井（天井のない場合にあっては、屋根）で区画し、開口部に防火設備である防火戸を設けた室に設けること。★

イ　防護区画以外の場所で、かつ、防護区画を通ることなく出入りすることができる場所に設けること。★

ウ　貯蔵容器の設置場所には、第 26「標識」に定める貯蔵容器置場である旨及び立入禁止である旨の表示を設けること。◇

(3)　貯蔵容器及び貯蔵容器に附属する機器

貯蔵容器並びに貯蔵容器に附属する容器弁、安全装置、破壊板及び放出弁は、関連規定によるほか、次によること。

関 連 規 定		
規則第 19 条	第 5 項	第 5 号イ、第 6 号の 2、第 6 号の 3、第 8 号から第 10 号、第 12 号
その他	「不活性ガス消火設備等の容器弁、安全装置及び破壊板の基準」（昭和 51 年消防庁告示第 9 号） 「不活性ガス消火設備等の放出弁の基準」（平成 7 年消防庁告示第 1 号）	

ア　貯蔵容器は、高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）及び容器保安規則（昭和 41 年通商産業省令第 50 号）に定める容器検査に合格したものであること。

イ　貯蔵容器は、最高充填圧力の 5/3 倍以上の耐圧試験に合格したものであること。

ウ　容器弁、安全装置、破壊板及び放出弁は、認定品を使用すること。◇

(4)　選択弁

選択弁は、規則第 19 条第 5 項第 11 号及び「不活性ガス消火設備等の選択弁の基準」（平成 7 年消防庁告示第 2 号）の規定によるほか、次によること。

ア　選択弁は、貯蔵容器の直近又は火災の際容易に接近することができ、かつ、係員以外の者がみだりに出入りしない場所に設けること。◇

イ　選択弁及びその他の弁の有効断面積は、その取付配管の断面積と同等以上の大きさを保有すること。◇

ウ　選択弁は、認定品を使用すること。◇

(5)　容器弁開放装置

容器弁開放装置は、次によること。

ア　手動でも開放できる構造であること。◇

イ　電磁開放装置を用いて容器弁を開放するもので、同時に開放する貯蔵容器の数が 7 以

上のものは、当該貯蔵容器に電磁開放装置を設けること。◇

(6)　配管等

配管及び管継手（以下この第６において「配管等」という。）は、規則第 19 条第５項第７号イ、ロ(ｲ)及びハ(ｲ)の規定によるほか、次によること。

ア　配管径は、落差損失及び摩擦損失を計算の上、各ヘッドにおいて規定値以上の放出圧力で放出時間内に放出できるものであること。

イ　起動用ガス容器と貯蔵容器を接続する操作管には、起動用ガス容器内のガスの漏洩により貯蔵容器が開放しないよう誤作動防止のための逃がし弁を設けること。◇

ただし、当該二酸化炭素消火設備のシステムにおいて、操作管への逃がし弁の設置以外の方法により、操作管内の圧力上昇による誤作動を防止するための措置が講じられている場合は、この限りでない。

なお、逃がし弁の基準については、別記２「二酸化炭素消火設備の逃がし弁の基準」によること。

(7)　噴射ヘッド

噴射ヘッドは、関連規定によるほか、次によること。

関 連 規 定		
令第 16 条		第１号
規則第 19 条	第２項	第１号、第２号イ、第３号イ、第４号
その他	「不活性ガス消火設備等の噴射ヘッドの基準」（平成７年消防庁告示第７号）	

噴射ヘッドは、認定品を使用すること。◇

(8)　防護区画の構造等

防護区画の構造、開口部、換気装置等は、関連規定によるほか、次によること。

関 連 規 定		
令第 16 条		第１号
規則第 19 条	第５項	第３号、第４号イ

ア　防護区画の構造

(ｱ)　防護区画を構成する区画壁は、消火剤が漏洩するおそれがない構造とすること。

特に、ALC パネル、押出成形セメント板等の工場生産された規格部材等による施工方法を用いたものにあっては、モルタル塗り等による仕上げ、目地部分へのシーリング材等の充填その他の必要な漏洩防止対策を講じること。◇

(ｲ)　防護区画には、有効に二方向避難ができるように２以上の出入口が設けられていること。◇

ただし、防護区画の各部分から避難口の位置が容易に確認でき、かつ、出入口までの歩行距離が 20m以下である場合にあっては、この限りでない。

(ｳ)　防護区画は、２以上の室にまたがらないこと。◇

ただし、通信機器室、電子計算機器室の附室等で、次の全てに該当する場合は、同一の防護区画として取り扱うことができるものとする。

ａ　他の消火設備の設置又は有効範囲内の部分とすることが構造上困難であること。

ｂ　廊下、休憩室等の用に供されないこと。

c　主たる部分と同一防護区画とすることに構造、機能上妥当性があること。

(ｴ)　防護区画内にフリーアクセスフロアがある場合で、その内部にケーブル等の火災源となるものが布設又は収納される場合は、当該部分も防護区画に含めること。◇

(ｵ)　天井が気密性のない構造の場合又は天井の構造上同一防護区画とすることが妥当である場合は、天井内も防護区画に含めること。◇

(ｶ)　地階の防護区画の床面積は、400 ㎡以下とすること（無人となる場所又は電気室、機械室等特定少数の者が出入りする場所以外の場所に設けるものに限る。）。◇

ただし、次の全ての要件に適合する場合は、この限りでない。

a　地階の階数は一であること。

b　防護区画に接して、次に掲げるドライエリア等を有すること。

(a)　当該防護区画の外周の 2 面以上、かつ、周長の 1/2 以上が、当該ドライエリア等に接続していること。

(b)　開口部に面するドライエリア等の部分の幅は、当該開口部がある壁から 2.5m以上であること。

(c)　ドライエリア等には、地上へ出るための傾斜路、階段等の避難施設が設けられていること。

イ　開口部

(ｱ)　防護区画に設ける出入口の扉は、当該防護区画の内側から外側に開放される構造のものとするとともに、ガス放出による室内圧の上昇により容易に開放しない自動閉鎖装置付きのものとすること。★

(ｲ)　開口部にガラスを用いる場合は、網入りガラス又はこれと同等以上の強度を有するものとすること。◇

(ｳ)　自動閉鎖装置にガス圧を用いるものにあっては、起動用ガス容器のガスを用いないこと。◇

(ｴ)　自動閉鎖装置を設けない開口部の面積の合計の数値は、規則第 19 条第 5 項第 4 号イ(ﾊ)によること。

ウ　換気装置等

(ｱ)　換気設備の風道には、起動装置の作動との連動閉鎖又は放出ガスのガス圧により閉鎖するダンパーを設けること。◇

(ｲ)　防護区画内には、避難経路を明示することができるよう誘導灯を設けること。◇

ただし、建基令第 126 条の 4 第 1 項に規定する非常用の照明装置が設置されているなど十分な照明が確保されている場合にあっては、誘導標識によることができる。

(9)　防護区画に隣接する部分等

ア　規則第 19 条第 5 項第 19 号の 2 ただし書に規定する「防護区画において放出された消火剤が開口部から防護区画に隣接する部分に流入するおそれがない場合又は保安上の危険性がない場合」とは、次によること。★

(ｱ)　隣接する部分が直接外気に開放されている場合又は外部の気流が流通する場合

(ｲ)　隣接する部分の体積が防護区画の体積の 3 倍以上である場合（防護区画及び当該防護区画に隣接する部分の規模、構造等から判断して、隣接する部分に存する人が高濃度の

二酸化炭素を吸入するおそれのある場所を除く。）

(ｳ)　漏洩した二酸化炭素が滞留し、人命に危険を及ぼすおそれがない場合

イ　防護区画に隣接する部分に設ける出入口の扉（当該防護区画に面するもの以外のものであって、通常の出入り又は避難経路として使用されているものに限る。）は、当該部分の内側から外側に容易に開放される構造のものとすること。◇

ウ　防護区画に隣接する部分には、防護区画から漏洩した二酸化炭素が漏洩するおそれのある地下室、ピット等の窪地が設けられていないこと。◇

エ　非常用エレベーター以外のエレベーターの乗降ロビーにあっても、防護区画に隣接して設けないこと。◇

なお、やむを得ず設置する場合は、二酸化炭素消火設備の作動と連動してエレベーターが当該階に停止しないようにするとともに、二酸化炭素放出後におけるエレベーターの運行、人員管理等の対応を的確に行うこと。この場合において、エレベーター内の放出表示灯については、設置を省略して差し支えないものとする。

(10)　制御盤

制御盤は、規則第 19 条第 5 項第 19 号の 3 及び「不活性ガス消火設備等の制御盤の基準」（平成 13 年消防庁告示第 38 号）の規定によるほか、次によること。

ア　制御盤は、認定品を使用すること。◇

イ　制御盤は、原則として防災センター等に設けること。◇

ただし、当該場所に火災表示、起動表示、ガス放出表示及び自動起動方式にあっては、自動又は手動の切替状態の表示を行う場合は、貯蔵容器の設置場所又はその直近に設けることができる。

ウ　火災の際、延焼、衝撃等のおそれの少ない箇所に設けること。◇

(11)　起動装置

起動装置は、関連規定によるほか、次によること。

関 連 規 定		
規則第 19 条	第 5 項	第 14 号イ、第 15 号、第 16 号イ、ロ、ニ

ア　規則第 19 条第 5 項第 14 号イ(ｲ)ただし書の規定により自動式とすることができる場所は、次に掲げる場所で、二次災害の発生するおそれのない場所とする。★

なお、自動式とする場合は、手動式との切替方式とすること。

(ｱ)　常時人のいない防火対象物

(ｲ)　夜間等において無人となる防火対象物（無人となる時間帯に限る。）

イ　手動式の起動装置は、次によること。

(ｱ)　起動装置は、機械的及び化学的損傷を受けない場所で、火災の際にも容易に接近でき、かつ、安全に操作できる場所に設けること。◇

(ｲ)　起動装置が設けられている場所は、起動装置及び表示を容易に識別できる明るさが確保されていること。◇

(ｳ)　手動起動装置の操作箱は、評定品を使用すること。◇

なお、評定品以外のものを使用する場合は、照明スイッチ、非常ベル等他の設備の操作とまぎらわしい操作方法を避け、消火のため意識して操作しなければ起動すること

ができない機構とすること。

(ｴ)　押しボタン、開閉器等の手動起動装置の操作部は、同一箇所で、確実に操作できる構造とすること。◇

(ｵ)　起動装置の伝達部分（配線、配管等）で、損傷のおそれのある部分には、有効な防護措置を講じること。◇

(ｶ)　起動装置は、周囲の温度が－10℃から 50℃の範囲内で、確実に作動すること。◇

(ｷ)　表示

a　規則第 19 条第 5 項第 15 号ニに規定する起動装置の表示は、第 26「標識」の定めるところによること。★

b　規則第 19 条第 5 項第 15 号チに規定する起動装置又はその直近の箇所に表示する保安上の注意事項には、次に掲げる内容を盛り込むほか、第 26「標識」の定めるところによること。★

(a)　火災又は点検のとき以外は、当該手動起動装置に絶対に手を触れてはならない旨

(b)　手動式の起動装置を設置した場所は、防護区画において放出された消火剤が流入するおそれがあるため、二酸化炭素消火設備を起動した後、速やかに安全な場所へ退避することが必要である旨（当該場所について、消火剤が流入するおそれがない場合又は保安上の危険性がない場合を除く。）

ウ　自動式の起動装置は、次によること。

(ｱ)　自動起動方式である旨の注意文章を自動火災報知設備の受信機及び二酸化炭素消火設備の制御盤に表示すること。◇

(ｲ)　自動起動方式の二酸化炭素消火設備に設ける手動式の起動装置は、二酸化炭素消火設備起動用の感知器の作動と手動式の起動装置の作動で放出するものとすること。◇

(ｳ)　感知器は、規則第 23 条第 4 項の規定の例により設けること。◇

ただし、天井高の高いタワー方式の機械式駐車場等にあっては、差動式分布型とし、最上部を基準として 15m未満の間隔ごとに設けること。

(ｴ)　自動的に起動した装置の復旧は、手動操作によること。◇

(ｵ)　感知器の誤作動による消火剤の放出を防ぐため、アンド回路方式とすること。◇

⑿　音響警報装置

音響警報装置は、関連規定によるほか、次によること。

関 連 規 定		
規則第 19 条	第 5 項	第 17 号、第 19 号の 2 ハ
その他	「不活性ガス消火設備等の音響警報装置の基準」（平成 7 年消防庁告示第 3 号）	

ア　音響警報装置は、認定品を使用すること。◇

イ　音声装置（スピーカーへ音声電気信号を送る装置で、再生部及び増幅器により構成されるものをいう。）は、火災の際、延焼のおそれのない場所で、かつ、維持管理が容易にできる場所に設けること。◇

ウ　防護区画の各部分から一の音響警報装置までの水平距離が 25m以下となるように反響等を考慮して設けること。★

なお、騒音の大きい防護区画等で、警報装置だけでは効果が期待できないと認められる

場合にあっては、赤色の回転灯を付置すること。◇

エ　音声による警報は、注意音による警報を発した後に、音声（男声）による警報を繰り返し行うことができるものとし、音声の内容は、消火剤の放出による危険性を周知させるよう、次の例によること。★

「火事です。火事です。消火剤（○○ガス）を放出します。危険ですので避難してください。」

オ　防護区画に係る警報と防護区画に隣接する部分に係る警報は、同一の内容とすることができる。

カ　他の警報音又は騒音と明らかに区別して聞き取ることができるように、音響警報装置から音声メッセージが発せられている間は、当該防護区画及び防護区画に隣接する部分については、自動火災報知設備（音声により警報を発するものに限る。）又は放送設備の鳴動を自動的に停止し、又は設置位置、音圧レベルの調整等により、音声メッセージの内容の伝達に支障をきたさないよう措置を講じること。★

キ　音響警報装置の具体的な設置場所については、別図「不活性ガス消火設備（全域放出方式）の音響警報装置等設置例」1.(2)を参照すること。

(13)　保安のための措置

保安のための措置は、規則第19条第5項第19号イ及び第19号の2の規定によるほか、次によること。

ア　遅延装置

(ｱ)　遅延時間は、規則第19条第5項第19号イ(ｲ)の規定によるほか、退避時の歩行速度等、各部分の条件を考慮し、次の算出方法により十分な遅延時間を設置すること。★

a　次の(a)又は(b)のいずれか小さい方の時間により算出すること。

(a)　次の計算式により算出する遅延時間

$$t = \left(\frac{l_{room}}{v} + t_{start} \right) \times 1.5$$

t：遅延時間（単位　秒）
l_{room}：当該居室等の最遠部分から当該居室の出口の一に至る歩行距離（単位　m）
v：歩行速度＝1m/秒
t_{start}：避難開始時間＝15秒（駐車の用に供される部分にあっては30秒）

(b)　次の計算式により算出する最大遅延時間

（手動起動の場合）

$$t_{max} = 150 - \left(\left(\frac{l_{room}}{v} \right) \times 1.5 \right)$$

（自動起動の場合）

$$t_{max} = 90$$

t_{max}：最大遅延時間（単位　秒）
l_{room}：当該居室等の最遠部分から当該居室の出口の一に至る歩行距離（単位　m）
v：歩行速度＝1m/秒

ｂ　前ａ．(a)により算出した時間が、前ａ．(b)の最大遅延時間を超える区画にあっては、当該区画に二酸化炭素消火設備を設置することが望ましくないことから、次のいずれかの対応をとること。

(a)　二酸化炭素消火設備以外の消火設備の設置

(b)　前 a.(a)により算出する時間が最大遅延時間を超えないような区画の大きさへの変更

(ｲ)　遅延装置は、設定した時限が容易に修正できない構造とし、かつ、その時間設定部分は、不用意に変動されることのないよう十分保護すること。★

イ　閉止弁

閉止弁は、規則第 19 条第 5 項第 19 号イ(ﾊ)及び「不活性ガス消火設備の閉止弁の基準」（令和 4 年消防庁告示第 8 号）の規定によるほか、次によること。◇

(ｱ)　閉止弁の閉止状態を作業員等が十分判別できるよう、操作箱に点滅する表示灯を設け、かつ、受信機又は制御盤にも点滅する表示灯を設けること。

(ｲ)　表示灯による点滅表示ができない場合は、作業員等が閉止弁の閉止状態を判別するための警報音を付加すること。

ウ　放出表示灯

(ｱ)　放出表示灯は、防護区画又は防護区画に隣接する部分の出入口等のうち、通常の出入り又は避難経路として使用される出入口の見やすい箇所に設けること。★

なお、防護区画に係る放出表示灯と防護区画に隣接する部分に係る放出表示灯は、同一の仕様のものを設置することができる。

(ｲ)　袋小路室に設ける放出表示灯については、当該袋小路室に音響警報装置が設けられているときは、当該袋小路室の放出表示灯を設けないことができる。

(ｳ)　放出表示灯の点灯のみでは、十分に注意喚起が行えないと認められる場合にあっては、放出表示灯の点滅、赤色の回転灯の付置等の措置を講じること。◇

(ｴ)　放出表示灯の仕様は、第 6－1 図の例によること。★

なお、放出表示灯の具体的な設置場所については、別図「不活性ガス消火設備（全域放出方式）の音響警報装置等設置例」1.(2)を参照すること。

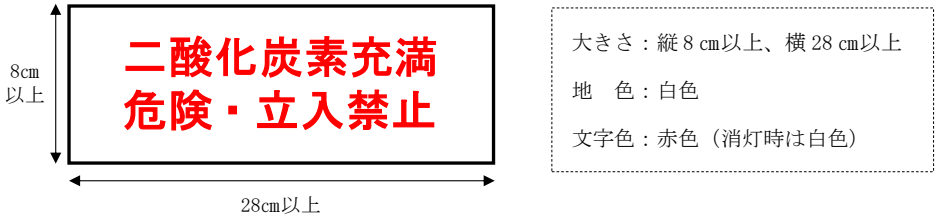

＜第 6－1 図＞

エ　標識

貯蔵容器を設ける場所、防護区画等に設ける標識は、規則第 19 条第 5 項第 19 号イ(ﾎ)の規定によるほか、次によること。★

なお、出入口に設ける標識は、標識の設置の対象となる室の外側のみが該当するものであり、標識の具体的な設置場所については、別図「不活性ガス消火設備（全域放出方式）の音響警報装置等設置例」1.(1)を参照すること。

(ｱ)　規則第 19 条第 5 項第 19 号イ(ﾎ)に規定する貯蔵容器を設ける場所及び防護区画の出入口等に設ける標識は、次によること。

a　規則第 19 条第 5 項第 19 号イ(ﾎ)(1)に定める事項については、第 6－2 図の例によること。



大きさ：縦 30 ㎝以上、横 30 ㎝以上
地　色：白色
人　：黒色
煙　：黄色
文　字：「ＣＯ２」及び「二酸化炭素 CARBON　DIOXIDE」は黒色、「危険」及び「DANGER」は黄色とする。
シンボル：地色は黄色、枠は黒色、感嘆符は黒色とする。

＜第 6－2 図＞

b　規則第 19 条第 5 項第 19 号イ(ﾎ)(2)に定める事項については、第 6－3 図の例によること。

この室は、
二酸化炭素消火設備が設置されています。
消火ガスを吸い込むと死傷のおそれがあります。
消火ガスが放出された場合は入室しないこと。
室に入る場合は、消火ガスが滞留していないことを確認すること。

大きさ：縦 20 ㎝以上、横 30 ㎝以上
地　色：黄色
文字色：黒色

＜第 6－3 図＞

(ｲ)　防護区画に隣接する部分（防護区画と当該防護区画に隣接する部分に開口部が存する場合に限る。）の出入口の見やすい箇所に、第 6－4 図の例により保安上の注意事項を明示した標識を設けること。この場合、あわせて前(ｱ)．a による標識を設けることが望ましい。

危険
ここは、隣室に設置された二酸化炭素消火設備の消火ガスが流入するおそれがあり、吸い込むと死傷のおそれがあります。
消火ガスが放出された場合は、退避すること。
近づく場合は、消火ガスが滞留していないことを確認すること。

大きさ：縦 20 ㎝以上、横 30 ㎝以上
地　色：黄色
文字色：黒色

＜第 6－4 図＞

(ｳ)　防護区画内の見やすい箇所に、第６－５図の例により保安上の注意事項を明示した標識を設けること。この場合、あわせて前(ｱ)．a による標識を設けることが望ましい。

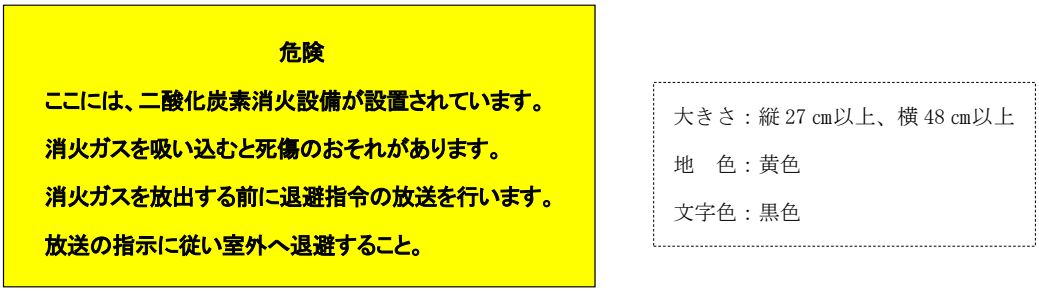

＜第６－５図＞

オ　防護区画外の適当な箇所に、関係者による避難誘導及び救助のための空気呼吸器（内容積 2.0Ｌ以上のもの）を備えること。◇

カ　異常信号

起動信号回路に次の異常信号が入った場合には、誤放出を防止できる回路等となっていること。◇

(ｱ)　制御盤と手動起動装置間の電路の短絡信号（制御盤と手動起動装置（操作箱）が一体となっているものを除く。）を受信した場合。この場合において、短絡信号を検出できるよう措置するとともに、短絡した場合は起動しないような制御回路とすること。

(ｲ)　起動信号回路の電路の地絡信号を受信した場合。この場合において、地絡信号を検出できる機能（警報又は注意表示を含む。）を備えること。

⑭　排出措置

規則第 19 条第 5 項第 18 号及び第 19 号の 2 イに規定する放出された消火剤及び燃焼ガスを安全な場所に排出するための措置は、次によること。★

ア　自然排出による場合

(ｱ)　開口部は、外壁に設けられた窓その他の開口部で、防護区画外から容易に開放できるものであること。

(ｲ)　開口部は、放出された消火剤が著しい局部的な滞留を起こさないような配置とすること。

(ｳ)　外壁に面する開口部（防護区画の床面からの高さが当該階の高さの 2/3 以下の位置に存する開口部に限る。）の面積の合計は、当該防護区画の床面積の 1/10 以上であること。

イ　機械排出による場合

(ｱ)　放出された消火剤及び燃焼ガスを 1 時間以内（おおむね 3～5 回/ｈ）に排出することができるように設けること。

(ｲ)　機械排出装置は、原則として専用のものとすること。

ただし、防護区画等から排出した消火剤が他の室に漏洩しない構造のものにあっては、この限りでない。

なお、防護区画に係る機械排出装置と当該防護区画に隣接する部分に係る機械排出

装置は、兼用することができる。

(ｳ)　排気装置の操作部は、防護区画及び当該防護区画に隣接する部分を経由せずに到達できる場所に設けること。

(ｴ)　排出装置としてポータブルファンを用いる場合は、防護区画に専用の排気用風管の接続口を設け、排気が漏洩しない構造とすること。

(ｵ)　排気口は、床面の直近に設けること。

(ｶ)　機械排出装置には、規則第 12 条第 1 項第 4 号に規定する非常電源を設けること。この場合において、非常電源の種別は、規則第 19 条第 5 項第 20 号の規定にかかわらず、非常電源専用受電設備、自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備（特定防火対象物で、延べ面積が 1,000 ㎡以上のもの（小規模特定用途複合防火対象物を除く。）にあっては、自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備）によるものとすることができる。

ウ　規則第 19 条第 5 項第 18 号及び第 19 号の 2 イに規定する安全な場所とは、屋外のうち、次に掲げる場所とする。

(ｱ)　周辺に人の通行や滞留がないこと。

(ｲ)　消火剤等が滞留するおそれのある窪地等がないこと。

⑮　非常電源及び配線等

非常電源及び配線等は、関連規定によるほか、第 2「屋内消火栓設備」5 及び第 24「非常電源」によること。

関 連 規 定		
令第 16 条		第 7 号
規則第 19 条	第 5 項	第 20 号、第 21 号
その他		「耐熱電線の基準」（平成 9 年消防庁告示第 11 号）

⑯　耐震措置

貯蔵容器、配管及び非常電源の耐震措置は、規則第 19 条第 5 項第 24 号の規定によるほか、第 2「屋内消火栓設備」6 を準用すること。

⑰　維持管理等

二酸化炭素消火設備の維持管理については、規則第 19 条の 2 の規定によるほか、次によること。◇

ア　防護区画及び当該防護区画に隣接する部分の利用者、利用状況等について、十分な管理をすること。

イ　維持管理点検等のために、関係者のみが出入りする場所にあっては、当該部分の関係者以外の者が出入りできないように出入口の管理を徹底すること。

ウ　防火管理者、利用者、作業員等に対して、二酸化炭素の人体に対する危険性、設備の適正な取扱い方法、作動の際の通報、警報音並びに避難経路及び方法等について、周知徹底すること。

エ　工事等のため防護区画内に立ち入る場合は閉止弁を閉止することとなるため、工事又は点検実施中に火災が発生した場合の対応について計画を定め、作業員等に周知徹底すること。

オ　建物関係者が不在となる夜間等の時間帯において、機械式駐車場等のメンテナンス等のため緊急的に作業員等が防護区画に立ち入ることが想定される建物にあっては、閉止弁が設けられた部分に当該作業員等が立ち入って閉止弁を確実に閉止することができるよう、所要の計画等を定めておくこと。

カ　工事等の終了後は、閉止弁を確実に開放すること。

キ　二酸化炭素消火設備が作動し、二酸化炭素が放出された場合には、直ちに消防機関への通報、当該設備の設置、保守点検等に係る専門業者等への連絡を行うとともに、二酸化炭素が放出された防護区画及び当該防護区画に隣接する部分への立入りを禁止すること。

ク　二酸化炭素が放出された防護区画及び当該防護区画に隣接する部分に立ち入る場合にあっては、消防機関、専門業者等の指示に従うとともに、次の事項に留意すること。

(ｱ)　二酸化炭素の排出は、完全に消火されていることを確認した上で行うこと。

(ｲ)　防護区画及び当該防護区画に隣接する部分に入室する場合は、二酸化炭素が十分に排出されていることを確認した後とすること。

ケ　避難訓練等で音響警報装置の警報音を聞く機会を設けること。

コ　規則第 19 条の 2 第 4 号の規定によるほか、次に掲げる図書を制御盤の付近等に備え付けること。

(ｱ)　機器構成図

(ｲ)　系統図

(ｳ)　防護区画及び貯蔵容器を貯蔵する場所の平面図

(ｴ)　閉止弁の開閉操作手順及び手動自動切換装置の操作手順

２　局所放出方式

(1)　消火剤の量

二酸化炭素貯蔵容器に貯蔵する消火剤の量は、令第 16 条第 5 号並びに規則第 19 条第 4 項第 2 号及び第 3 号の規定によること。

(2)　貯蔵容器の設置場所

貯蔵容器の設置場所は、前 1.(2)によること。

(3)　貯蔵容器及び貯蔵容器に附属する機器

貯蔵容器並びに貯蔵容器に附属する容器弁、安全装置、破壊板及び放出弁は、前 1.(3)によること。

(4)　選択弁

選択弁は、前 1.(4)によること。

(5)　容器弁開放装置

容器弁開放装置は、前 1.(5)によること。

(6)　配管等

配管等は、前 1.(6)によること。

(7)　噴射ヘッド

噴射ヘッドは、令第 16 条第 2 号及び規則第 19 条第 3 項の規定によるほか、前 1.(7)を準用すること。

(8)　起動装置

起動装置は、関連規定によるほか、前 1.(11)を準用すること。

関 連 規 定		
規則第 19 条	第 5 項	第 14 号イ(ｲ)、第 15 号、第 16 号イ(ｲ)、ロ、ニ

(9)　音響警報装置

音響警報装置は、関連規定及び前 1.(12)（オからキまでを除く。）によるほか、次によること。

関 連 規 定		
規則第 19 条	第 5 項	第 17 号イ、ロ、ニ
その他	「不活性ガス消火設備等の音響警報装置の基準」（平成 7 年消防庁告示第 3 号）	

他の警報音又は騒音と明らかに区別して聞き取ることができるように、音響警報装置から音声メッセージが発せられている間は、当該防護区画については、自動火災報知設備（音声により警報を発するものに限る。）又は放送設備の鳴動を自動的に停止し、又は設置位置、音圧レベルの調整等により、音声メッセージの内容の伝達に支障をきたさないよう措置を講じること。★

(10)　排出措置

排出措置は、規則第 19 条第 5 項第 18 号の規定によるほか、前 1.(14)を準用すること。

(11)　非常電源及び配線等

非常電源及び配線等は、前 1.(15)によること。

(12)　耐震措置

貯蔵容器、配管及び非常電源の耐震措置は、前 1.(16)によること。

Ⅳ　固定式（全域放出方式（窒素、IG-55 又は IG-541 を放射するもの））

１　消火剤の量

(1)　窒素、IG-55 又は IG-541 の貯蔵容器に貯蔵する消火剤の量は、令第 16 条第 5 号並びに規則第 19 条第 4 項第 1 号ロ及び第 3 号の規定によること。

(2)　貯蔵する消火剤の量は、放射した場合の防護区画内の濃度が設計消火剤濃度（消炎濃度に適切な安全率を見込んだ濃度をいう。）以上で、かつ、許容濃度（生体に対する影響の観点から許容できる濃度をいう。）以下となる量とすること。◇

なお、設計消火剤濃度と許容濃度は、第 6－2 表を参照すること。

＜第 6－2 表＞

消火剤の種類	設計消火剤濃度	許 容 濃 度
窒　素	40.3%	52.3%
IG-55	37.9%	43%
IG-541	37.6%	43%

２　貯蔵容器の設置場所

貯蔵容器の設置場所は、前Ⅲ.1.(2)によること。

３　貯蔵容器及び貯蔵容器に附属する機器

貯蔵容器並びに貯蔵容器に附属する容器弁、安全装置、破壊板及び放出弁は、関連規定によるほか、前Ⅲ.1.(3)を準用すること。

関 連 規 定		
規則第 19 条	第 5 項	第5号ロ、第6号の2、第6号の3、第12号、第13号ロ、ハ、ニ
その他	「不活性ガス消火設備等の容器弁、安全装置及び破壊板の基準」（昭和 51 年消防庁告示第 9 号） 「不活性ガス消火設備等の放出弁の基準」（平成 7 年消防庁告示第 1 号）	

４　選択弁

選択弁は、前Ⅲ.1.(4)によること。

５　容器弁開放装置

容器弁開放装置は、前Ⅲ.1.(5)によること。

６　配管等

配管等は、規則第 19 条第 5 項第 7 号イ、ロ(ﾛ)及びハ(ﾛ)の規定によるほか、前Ⅲ.1.(6)を準用すること。

７　噴射ヘッド

噴射ヘッドは、関連規定によるほか、前Ⅲ.1.(7)を準用すること。

関 連 規 定		
令第 16 条		第 1 号
規則第 19 条	第 2 項	第 1 号、第 2 号ロ、第 3 号ロ、第 4 号
その他	「不活性ガス消火設備等の噴射ヘッドの基準」（平成 7 年消防庁告示第 7 号）	

８　防護区画の構造等

防護区画の構造、開口部、換気装置等は、関連規定によるほか、前Ⅲ.1.(8)（イ.(ｴ)を除く。）を準用すること。

関 連 規 定		
令第 16 条		第 1 号
規則第 19 条	第 5 項	第 3 号、第 4 号ロ

９　制御盤

制御盤は、前Ⅲ. 1. (10)によること。

10　起動装置

起動装置は、関連規定によるほか、前Ⅲ. 1. (11)（ア、イ並びにウ. (ｲ)及び(ｵ)を除く。）を準用すること。

関 連 規 定		
規則第 19 条	第 5 項	第 14 号ロ、第 15 号、第 16 号イ(ｲ)、ロ、ハ、ニ

11　音響警報装置

音響警報装置は、関連規定及び前Ⅲ. 1. (12)（オからキまでを除く。）によるほか、次によること。

関 連 規 定		
規則第 19 条	第 5 項	第 17 号
その他	「不活性ガス消火設備等の音響警報装置の基準」（平成 7 年消防庁告示第 3 号）	

(1)　他の警報音又は騒音と明らかに区別して聞き取ることができるように、音響警報装置から音声メッセージが発せられている間は、当該防護区画については、自動火災報知設備（音声により警報を発するものに限る。）又は放送設備の鳴動を自動的に停止し、又は設置位置、音圧レベルの調整等により、音声メッセージの内容の伝達に支障をきたさないよう措置を講じること。★

(2)　音響警報装置の具体的な設置場所については、別図「不活性ガス消火設備（全域放出方式）の音響警報装置等設置例」2 を参照すること。

12　保安のための措置

保安のための措置は、規則第 19 条第 5 項第 19 号ロの規定によるほか、次によること。

(1)　放出表示灯

ア　放出表示灯は、防護区画の出入口等のうち、通常の出入り又は避難経路として使用される出入口の見やすい箇所に設けること。★

イ　放出表示灯の点灯のみでは、十分に注意喚起が行えないと認められる場合にあっては、放出表示灯の点滅、赤色の回転灯の付置等の措置を講じること。◇

ウ　放出表示灯の仕様は、第 6－6 図の例によること。★

なお、放出表示灯の具体的な設置場所については、別図「不活性ガス消火設備（全域放出方式）の音響警報装置等設置例」2 を参照すること。

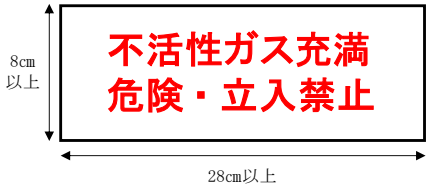

大きさ：縦 8 cm以上、横 28 cm以上
地　色：白色
文字色：赤色（消灯時は白色）

＜第 6－6 図＞

(2)　標識

防護区画内の見やすい箇所及び放出表示灯を設けなければならない出入口の見やすい箇所に、第６－7、8 図の例により保安上の注意事項を明示した標識を設けること。◇

なお、標識の具体的な設置場所については、別図「不活性ガス消火設備（全域放出方式）の音響警報装置等設置例」2 を参照すること。

ア　防護区画内に設けるもの

注　意
ここには、不活性ガス(ガス名)消火設備を設けています。
消火ガスを放出する前に退避指令の放送を行います。
放送の指示に従い室外へ退避して下さい。

大きさ：縦 27 ㎝以上、横 48 ㎝以上
地　色：黄色
文字色：黒色

＜第６－7 図＞

イ　防護区画の出入口に設けるもの

注　意
この室は、不活性ガス(ガス名)消火設備が設置されています。消火ガスが放出された場合は、入室しないで下さい。
室に入る場合は、消火ガスが滞留していないことを確認して下さい。

大きさ：縦 20 ㎝以上、横 30 ㎝以上
地　色：淡いグレー
文字色：緑色

＜第６－8 図＞

(3)　異常信号

異常信号による誤放出を防止するため、次に掲げる回路を起動回路に設けること。◇

ア　手動起動装置の電路の短絡による誤放出防止回路

イ　手動起動装置とその電路及び容器弁ソレノイドとその電路の地絡を検出する回路

13　排出措置

排出措置は、規則第 19 条第 5 項第 18 号の規定によるほか、前Ⅲ. 1. (14)を準用すること。

14　非常電源及び配線等

非常電源及び配線等は、前Ⅲ. 1. (15)によること。

15　耐震措置

貯蔵容器、配管及び非常電源の耐震措置は、前Ⅲ. 1. (16)によること。

16　避圧措置

規則第 19 条第 5 項第 22 号の 2 に規定する圧力上昇を防止するための措置は、次によること。★

(1)　避圧口を設ける場合の開口部の面積算定は、次式によること。

$$A = \frac{134 \times Q}{\sqrt{P - \triangle P}}$$

A：必要となる避圧口面積（㎠）
Q：消火剤最大流量＝平均流量×α＝（必要消火剤量(㎥)/1(min)）×α
　　α：最大流量算出係数（メーカーにより基準値が異なる）
P：防護区画の許容圧力（Ｐａ）
△P：ダクトの圧力損失（Ｐａ）

(2)　避圧口に接続されるダクトは、避圧口以上の大きさを有するものとし、避圧に影響を及ぼす曲折部を設けないこと。

ただし、避圧の影響を考慮した避圧口を設置する場合には、曲折部を設けることができる。

(3)　防護区画の開口部にガラスを用いる場合にあっては、前Ⅲ.1.(8).イ.(ｲ)によるほか、前(1)による許容圧力以上の耐圧強度を有するものを使用すること。

Ⅴ　移動式（二酸化炭素を放射するもの）

移動式の不活性ガス消火設備については、関連規定によるほか、次によること。

関 連 規 定		
令第 16 条		第 3 号、第 4 号
規則第 19 条	第 4 項	第 4 号
	第 6 項	
その他	「移動式の不活性ガス消火設備等のホース、ノズル、ノズル開閉弁及びホースリールの基準」（昭和 51 年消防庁告示第 2 号）	

１　移動式のものとすることができる場所

移動式のものとすることができる場所については、第 2 章第 9「水噴霧消火設備等の設置に関する取扱い」1（(2)を除く。）によること。

２　貯蔵容器の設置場所

貯蔵容器は、火災等の災害による被害を受けるおそれが少ない箇所に設けること。★

３　機器等

ホース、ノズル、ノズル開閉弁及びホースリールは、認定品を使用すること。◇

４　標識及び灯火

(1)　規則第 19 条第 6 項第 4 号に規定する「移動式不活性ガス消火設備である旨及び消火剤の種類を表示した標識」は、第 26「標識」の定めるところによること。★

(2)　規則第 19 条第 6 項第 4 号に規定する赤色の灯火は、第 2「屋内消火栓設備」4.(2).ア.(ｲ).ｄの規定を準用すること。

Ⅵ　総合操作盤

総合操作盤は、関連規定によるほか、第 25「総合操作盤」によること。

関 連 規 定		
規則第 19 条	第 5 項	第 23 号
その他	「総合操作盤の基準を定める件」（平成 16 年消防庁告示第 7 号） 「総合操作盤の設置方法を定める件」（平成 16 年消防庁告示第 8 号）	

Ⅶ　圧力損失計算等

配管等の圧力損失計算等については、（一社）日本消火装置工業会が定める基準によること。◇

別記１

二酸化炭素消火設備（全域放出方式）の消火剤量の計算例

消火剤量（kg）＝防護区画の体積（㎥）※１×Fv（kg/㎥）＋開口部の面積（㎥）※２×Fa（kg/㎥）

Fv：防護区画の体積１㎥当たりの消火剤量（表１参照）

Fa：開口部１㎥当たりの消火剤の量（表１参照）

※１ 規則第 19 条第４項第１号イ(ｲ)に規定する気密構造体とは、柱、はり、コンクリート基礎などの恒久的な構造体をいい、発電機や機械設備などの不燃物については、それ自体が消火対象物であることと、その体積が恒久的ではないことから、原則として防護区画の体積に含まれるものであること。

※２ 開口部の面積による消火剤の加算（下線部分）は、自動閉鎖装置を設けない場合に限る。

＜表１＞

防火対象物又はその部分		体積１㎥当たりの消火剤の量 Fv(kg)	消火剤の総量の最低限度（kg）	開口部１㎡当たりの消火剤の量 Fa（kg）
通信機器室		1.2		10
指定可燃物	綿花類	2.7		20
	木材加工品・木くず	2.0		15
	合成樹脂類	0.75		5
上記以外	50 ㎥未満	1.0		5
	50 ㎥以上 150 ㎥未満	0.9	50	
	150 ㎥以上 1,500 ㎥未満	0.8	135	
	1,500 ㎥以上	0.75	1,200	

＜計算例＞

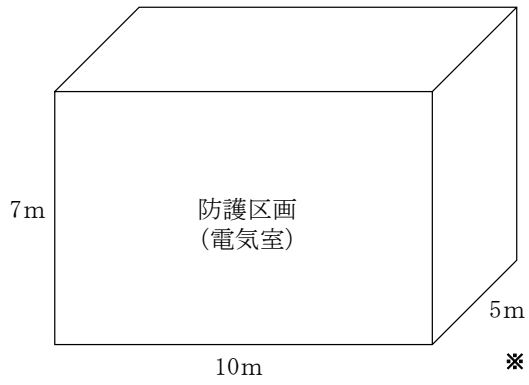

※ 自動閉鎖装置を設けない開口部無し

防護区画の体積：10m×5m×7m＝350 ㎥

防護区画の体積１㎥当たりの消火剤の量：0.80

350 ㎥×0.80＝280 kg

自動閉鎖装置を設けない開口部による消火剤量の加算：無し

消火剤の最低限度量：135 kg

135 kg＜280 kgであるため、必要となる消火剤の量は、280 kg

別記２

二酸化炭素消火設備の逃がし弁の基準

１　構造及び機能

逃がし弁の構造は、次に定めるところによる。

(1)　作動圧力で開放し大気にガスを逃がし、閉止圧力で閉止するものであること。

(2)　使用時に破壊、亀裂等の異常を生じないものであること。

(3)　ほこり又は湿気により機能に異常を生じないものであること。

(4)　本体の外表面は、使用上支障のおそれがある腐食、割れ、きず又はしわがないものであること。

(5)　さびの発生により機能に影響を与えるおそれのある部分は、有効な防錆処理をしたものであること。

(6)　ゴム及び合成樹脂等は、容易に変質しないものであること。

２　耐圧試験

逃がし弁の弁箱は、二酸化炭素消火設備の最高使用圧力（温度 40℃における起動用ガス容器、貯蔵容器又は貯蔵タンクの蓄圧全圧力。以下この別記２において同じ。）の 1.5 倍の水圧力を２分間加えた場合に、漏れ又は変形を生じないものであること。

３　気密試験圧力

逃がし弁は、二酸化炭素消火設備の最高使用圧力の窒素ガス又は空気圧力を 5 分間加えた場合に、漏れを生じないものであること。

４　作動試験

逃がし弁は 0.25ＭＰａ以下の作動圧力で開放し、作動圧力以上 3.5ＭＰａ以下の閉止圧力で閉止すること。

５　表示

逃がし弁には、次に掲げる事項をその見やすい箇所に容易に消えないように表示すること。

(1)　製造者名又は商標

(2)　製造年又は型式

別図

不活性ガス消火設備（全域放出方式）の音響警報装置等設置例

１　二酸化炭素を放出する不活性ガス消火設備

（1）　標識の設置例

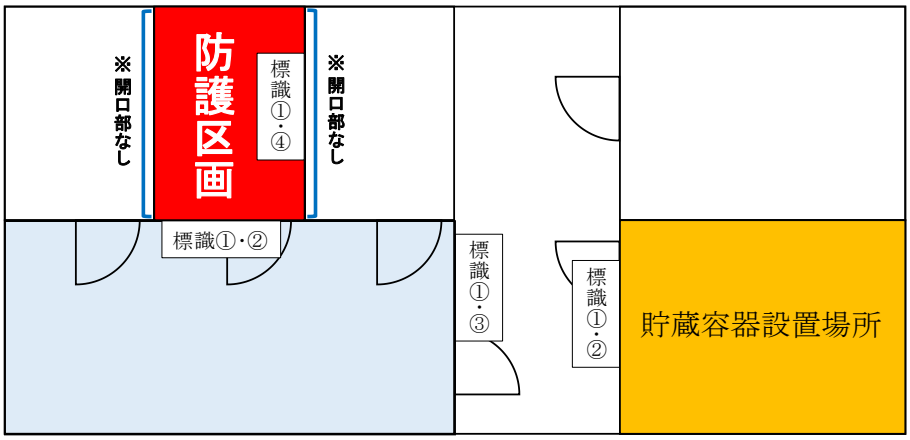

	設置場所	標 識 例	備　考
標識 ①	・防護区画の出入口 ・貯蔵容器設置場所の出入口 ・防護区画内の見やすい位置		＜大きさ＞ 縦３０ｃｍ以上、横３０ｃｍ以上 ＜色＞ 地　色：白色 人　：黒色 煙　：黄色 「ＣＯ２」及び「二酸化炭素 CARBON DIOXIDE」は黒色、「危険」及び「DANGER」は黄色とする。 シンボルは地色は黄色、枠は黒色、感嘆符は黒色とする。
標識 ②	・防護区画の出入口 ・貯蔵容器設置場所の出入口	この室は、 二酸化炭素消火設備が設置されています。 消火ガスを吸い込むと死傷のおそれがあります。 消火ガスが放出された場合は入室しないこと。 室に入る場合は、消火ガスが滞留していないことを確認すること。	＜大きさ＞ 縦２０ｃｍ以上 横３０ｃｍ以上 ＜色＞ 地　色：黄色 文字色：黒色
標識 ③	防護区画に隣接する部分の出入口	危険 ここは、隣室に設置された二酸化炭素消火設備の消火ガスが流入するおそれがあり、吸い込むと死傷のおそれがあります。 消火ガスが放出された場合は、退避すること。 近づく場合は、消火ガスが滞留していないことを確認すること。	＜大きさ＞ 縦２０ｃｍ以上 横３０ｃｍ以上 ＜色＞ 地　色：黄色 文字色：黒色
標識 ④	防護区画内の見やすい位置	危険 ここには、二酸化炭素消火設備が設置されています。 消火ガスを吸い込むと死傷のおそれがあります。 消火ガスを放出する前に退避指令の放送を行います。 放送の指示に従い室外へ退避すること。	＜大きさ＞ 縦２７ｃｍ以上 横４８ｃｍ以上 ＜色＞ 地　色：黄色 文字色：黒色

(2)　音響警報装置及び放出表示灯の設置例

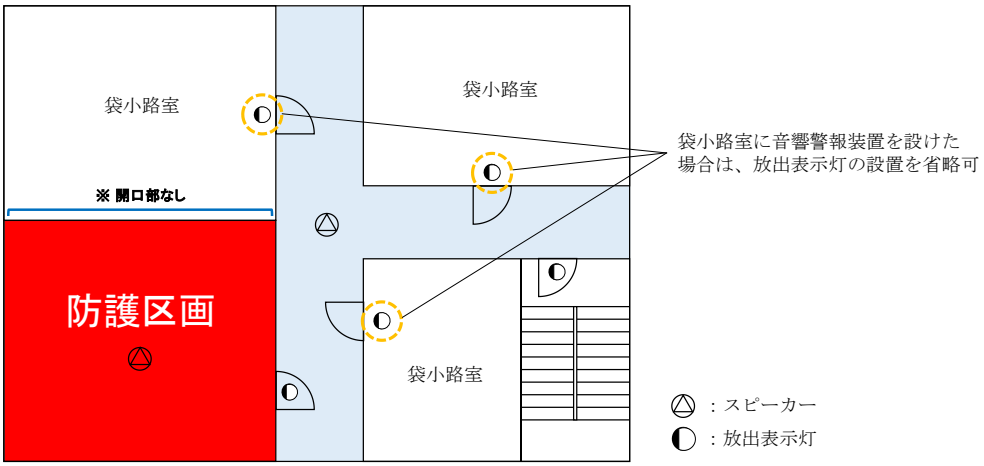

２　窒素、IG-55 又は IG-541 を放出する不活性ガス消火設備

音響警報装置、放出表示灯及び標識の設置例

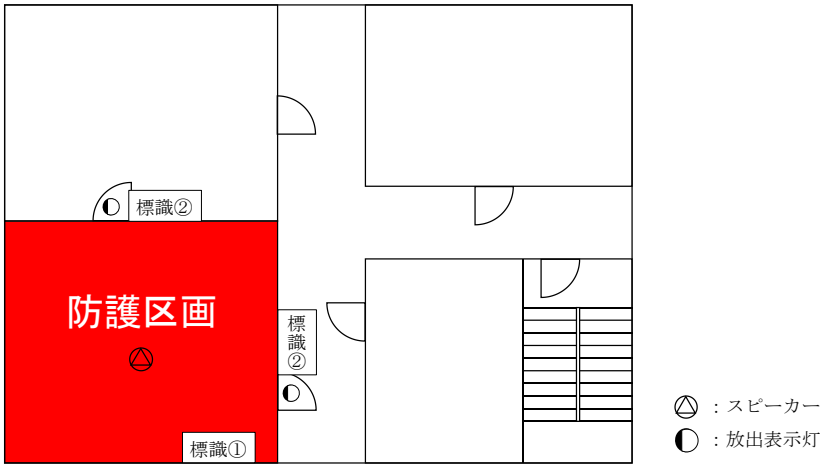

	設置場所	標 識 例	備　考
標識 ①	防護区画内の見やすい位置	**注 意** **ここには、不活性ガス（ガス名）消火設備を設けています。** **消火ガスを放出する前に避難命令の放送を行います。** **放送の指示に従い室外へ退避してください。**	＜大きさ＞ 縦２７ｃｍ以上 横４８ｃｍ以上 ＜色＞ 地　色：黄色 文字色：黒色
標識 ②	防護区画の出入口	**注 意** **この室には、不活性ガス（ガス名）消火設備が設置されています。消火ガスが放出された場合は、入室しないでください。室に入る場合は、消火ガスが滞留していないことを確認してください。**	＜大きさ＞ 縦２０ｃｍ以上 横３０ｃｍ以上 ＜色＞ 地　色：淡いグレー 文字色：緑色

第７　ハロゲン化物消火設備

１　用語の定義

(1)　「防護区画」とは、全域放出方式の場合の消火を対象とする区画のことで、壁、柱、床又は天井（天井のない場合にあっては、屋根）が不燃材料で造られ、区画の開口部が、消火剤が放射される直前又は同時程度に自動的に閉鎖される構造の区画をいう。

(2)　「防護対象物」とは、ハロゲン化物消火設備の消火対象となるものをいう。

(3)　「全域放出方式」とは、固定した噴射ヘッドから、防護区画内の全域に消火剤を放射し、消火する方式のものをいう。

(4)　「局所放出方式」とは、固定した噴射ヘッドから、防護対象物に消火剤を直接放射する方式のものをいう。

(5)　「移動式」とは、固定されたハロン消火剤貯蔵容器とホース架又はホースリール、赤色の灯火、移動できるホース及びノズル開閉弁により構成された設備で、人がホース、ノズル開閉弁を操作して防護対象物に消火剤を直接放射する方式のものをいう。

(6)　「貯蔵容器」とは、消火剤を高圧に圧縮し、ボンベ等に貯蔵した容器をいう。

(7)　「容器弁」とは、容器の出口圧力を減圧するとともに、容器内圧力異常に伴う容器の破裂を防止するための安全装置が設けられているものをいう。

(8)　「安全装置」とは、貯蔵容器からのガス漏洩に伴う圧力上昇による配管破裂を防止するため、貯蔵容器から選択弁までの間に設けられているものをいう。

(9)　「選択弁」とは、貯蔵容器を共用する２以上の防護区画又は防護対象物への消火剤の放出を選択するための弁をいう。

(10)　「容器弁開放装置」とは、ガス圧又は電気により容器弁を開放する装置をいう。

(11)　「音響警報装置」とは、消火剤が放射される前に防護区画又は防護対象物の近辺にいる人に対し、消火剤が放出される旨を音声又は音響により知らせ、避難させるための装置をいい、音声（スピーカー）、モーターサイレン、ブザー、ベル等がある。

(12)　「放出表示灯」とは、規則第 20 条第４項第 14 号イ(ハ)に規定する消火剤が放出された旨を表示する表示灯をいう。

(13)　「ハロン消火剤」とは、ハロゲン化物消火設備に使用される消火剤のうち、ハロン 2402、ハロン 1211 及びハロン 1301 の総称をいう。

２　ハロン消火剤の使用制限等

ハロン消火剤を用いるハロゲン化物消火設備は、地球環境の保護の観点から設置を抑制しており、その設置に当たっては、原則として別記「ハロン消火剤を用いるハロゲン化物消火設備・機器の使用抑制等について」によること。

３　防火対象物又はその部分に応じた放出方式及び消火剤の種類

ハロゲン化物消火設備の放出方式及び消火剤の種類は、当該設備を設置する防火対象物又はその部分の使用形態に応じて第７－１表により設けること。

＜第７－１表＞

<table>
<tr><td colspan="4" rowspan="3">放出方式
消火剤の種類
防火対象物又はその部分</td><td colspan="5">全　域</td><td>局所※1</td><td>移動※2</td></tr>
<tr><td colspan="3">ハ ロ ン</td><td rowspan="2">Ｈ Ｆ Ｃ</td><td rowspan="2">FK-5-1-12</td><td rowspan="2">ハロン</td><td rowspan="2">ハロン</td></tr>
<tr><td>2402</td><td>1211</td><td>1301</td></tr>
<tr><td colspan="4">常時人がいない部分以外の部分</td><td>×</td><td>×</td><td>○</td><td>×</td><td>×</td><td>○</td><td>○</td></tr>
<tr><td rowspan="10">常時人がいない部分</td><td colspan="3">防護区画の面積が 1,000 ㎡以上又は体積が 3,000 ㎥以上のもの</td><td>×</td><td>×</td><td>○</td><td>×</td><td>×</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="9">その他のもの</td><td colspan="2">自動車の修理又は整備の用に供される部分</td><td>×</td><td>×</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr>
<tr><td colspan="2">駐車の用に供される部分</td><td>×</td><td>×</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>×</td><td>×</td></tr>
<tr><td colspan="2">多量の火気を使用する部分</td><td>×</td><td>×</td><td>○</td><td>×</td><td>×</td><td>○</td><td>○</td></tr>
<tr><td rowspan="2">発電機室等</td><td>ガスタービン発電機が設置</td><td>×</td><td>×</td><td>○</td><td>×</td><td>×</td><td>○</td><td>○</td></tr>
<tr><td>その他のもの</td><td>×</td><td>×</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr>
<tr><td colspan="2">通信機器室</td><td>×</td><td>×</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>×</td><td>×</td></tr>
<tr><td rowspan="2">指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う部分</td><td>可燃性固体類又は可燃性液体類に係るもの</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>×</td><td>×</td><td>○</td><td>○</td></tr>
<tr><td>木材加工品及び木くずに係るもの
合成樹脂類に係るもの※3</td><td>×</td><td>○</td><td>○</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td></tr>
</table>

※1 原則として全域放出方式とし、次の(1)及び(2)に該当する場合は、局所放出方式とすることができる。
(1) 予想される出火箇所が特定の部分に限定される場合
(2) 全域放出方式又は移動式の設置が不適当と認められる場合
※2 火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所以外の場所に限り移動式とすることができる。
※3 不燃性又は難燃性でないゴム製品、ゴム半製品、原料ゴム及びゴムくずを除く。

４　全域放出方式

(1)　消火剤の量

ア　貯蔵容器又は貯蔵タンク（以下この第７において「貯蔵容器等」という。）に貯蔵する消火剤の量は、令第 17 条第４号並びに規則第 20 条第３項第１号及び第３号の規定によること。

イ　HFC-23 及び HFC-227ea を貯蔵する消火剤の量は、放射した場合の防護区画内の濃度が設計消火剤濃度（消炎濃度に適切な安全率を見込んだ濃度をいう。）以上で、かつ、許容濃度（生体に対する影響の観点から許容できる濃度をいう。）以下となる量とすること。

◇

なお、設計消火剤濃度と許容濃度は、第７－２表を参照すること。

＜第７－２表＞

消火剤の種類	設計消火剤濃度	許 容 濃 度
HFC-23	16.1%	24%
HFC-227ea	7%	9%

(2)　貯蔵容器等の設置場所

貯蔵容器等の設置場所は、令第 17 条第５号及び規則第 20 条第４項第４号柱書の規定によるほか、第６「不活性ガス消火設備」Ⅲ.1.(2)を準用すること。

(3)　貯蔵容器及び貯蔵容器に附属する機器

貯蔵容器並びに貯蔵容器に附属する容器弁、安全装置、破壊板及び放出弁は、関連規定によるほか、第６「不活性ガス消火設備」Ⅲ.1.(3)を準用すること。

関 連 規 定		
規則第 20 条	第４項	第３号から第５号、第８号、第 11 号
その他	「不活性ガス消火設備等の容器弁、安全装置及び破壊板の基準」（昭和 51 年消防庁告示第９号） 「不活性ガス消火設備等の放出弁の基準」（平成７年消防庁告示第１号）	

(4)　選択弁

選択弁は、規則第 20 条第４項第 10 号及び「不活性ガス消火設備等の選択弁の基準」（平成７年消防庁告示第２号）の規定によるほか、第６「不活性ガス消火設備」Ⅲ.1.(4)を準用すること。

(5)　容器弁開放装置

容器弁開放装置は、第６「不活性ガス消火設備」Ⅲ.1.(5)によること。

(6)　配管等

配管、管継手及びバルブ類（以下この第７において「配管等」という。）は、規則第 20 条第４項第７号の規定によるほか、第６「不活性ガス消火設備」Ⅲ.1.(6).イを準用すること。

(7)　噴射ヘッド

噴射ヘッドは、関連規定によるほか、第６「不活性ガス消火設備」Ⅲ.1.(7)を準用すること。

関 連 規 定		
令第 17 条		第１号
規則第 20 条	第１項	
その他	「不活性ガス消火設備等の噴射ヘッドの基準」（平成７年消防庁告示第７号）	

(8)　防護区画の構造

防護区画の構造は、次によること。

ア　ハロン 2402、ハロン 1211 又はハロン 1301 を放射するものにあっては、令第 17 条第 1 号及び規則第 20 条第 4 項第 2 号の 4 イの規定によるほか、第 6「不活性ガス消火設備」Ⅲ.1.(8)を準用すること。

イ　HFC-23、HFC-227ea 又は FK-5-1-12 を放射するものにあっては、令第 17 条第 1 号及び規則第 20 条第 4 項第 2 号の 4 ロの規定によるほか、第 6「不活性ガス消火設備」Ⅲ.1.(8)（イ.(ｴ)を除く。）を準用すること。

(9)　制御盤

制御盤は、規則第 20 条第 4 項第 14 号の 2 及び「不活性ガス消火設備等の制御盤の基準」（平成 13 年消防庁告示第 38 号）の規定によるほか、第 6「不活性ガス消火設備」Ⅲ.1.(10)を準用すること。

(10)　起動装置

起動装置は、次によること。

ア　ハロン 2402、ハロン 1211 又はハロン 1301 を放射するものにあっては、規則第 20 条第 4 項第 12 号の 2 イの規定によるほか、第 6「不活性ガス消火設備」Ⅲ.1.(11)（ウ.(ｲ)及び(ｵ)を除く。）を準用すること。

イ　HFC-23、HFC-227ea 又は FK-5-1-12 を放射するものにあっては、規則第 20 条第 4 項第 12 号の 2 ロの規定によるほか、第 6「不活性ガス消火設備」Ⅲ.1.(11)（ア、イ並びにウ.(ｲ)及び(ｵ)を除く。）を準用すること。

(11)　音響警報装置

音響警報装置は、関連規定及び第 6「不活性ガス消火設備」Ⅲ.1.(12)（オからキまでを除く。）によるほか、次によること。

関 連 規 定		
規則第 20 条	第 4 項	第 13 号
その他	「不活性ガス消火設備等の音響警報装置の基準」（平成 7 年消防庁告示第 3 号）	

ア　他の警報音又は騒音と明らかに区別して聞き取ることができるように、音響警報装置から音声メッセージが発せられている間は、当該防護区画については、自動火災報知設備（音声により警報を発するものに限る。）又は放送設備の鳴動を自動的に停止し、又は設置位置、音圧レベルの調整等により、音声メッセージの内容の伝達に支障をきたさないよう措置を講じること。★

イ　音響警報装置の具体的な設置場所については、第 6「不活性ガス消火設備」別図「不活性ガス消火設備（全域放出方式）の音響警報装置等設置例」2 を参照すること。

(12)　保安のための措置

保安のための措置は、規則第 20 条第 4 項第 14 号イ（HFC-23、HFC-227ea 又は FK-5-1-12 を放射するものにあっては、イ.(ｲ)及び(ﾛ)を除く。）の規定によるほか、次によること。

ア　放出表示灯

(ｱ)　放出表示灯は、防護区画の出入口等のうち、通常の出入り又は避難経路として使用さ

れる出入口の見やすい箇所に設けること。★

なお、放出表示灯の具体的な設置場所については、第６「不活性ガス消火設備」別図「不活性ガス消火設備（全域放出方式）の音響警報装置等設置例」２ を参照すること。

(ｲ)　放出表示灯の仕様は、第７－１図の例によること。★

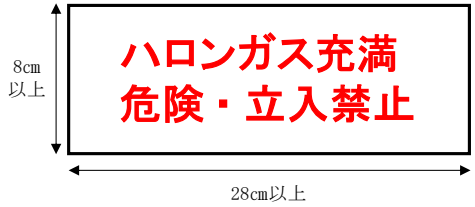

大きさ：縦８cm以上、横 28 cm以上
地　色：白色
文字色：赤色（消灯時は白色）

＜第７－１図＞

イ　標識

防護区画内の見やすい箇所及び放出表示灯を設けなければならない出入口の見やすい箇所に、第７－２、３図の例により保安上の注意事項を明示した標識を設けること。◇

なお、標識の具体的な設置場所については、第６「不活性ガス消火設備」別図「不活性ガス消火設備（全域放出方式）の音響警報装置等設置例」２ を参照すること。

(ｱ)　防護区画内に設けるもの

注　意
ここには、ハロゲン化物（ハロン〇〇〇〇）消火設備を設けています。
消火ガスを放出する前に退避指令の放送を行います。
放送の指示に従い室外へ退避して下さい。

大きさ：縦 27 cm以上、横 48 cm以上
地　色：黄色
文字色：黒色

＜第７－２図＞

(ｲ)　防護区画の出入口に設けるもの

注　意
この室は、ハロゲン化物（ハロン〇〇〇〇）消火設備が設置されています。消火ガスが放出された場合は、入室しないで下さい。
室に入る場合は、消火ガスが滞留していないことを確認して下さい。

大きさ：縦 20 cm以上、横 30 cm以上
地　色：淡いグレー
文字色：緑色

＜第７－３図＞

(13)　排出措置

排出措置は、規則第 20 条第 4 項柱書の規定によるほか、第 6「不活性ガス消火設備」Ⅲ. 1. (14)を準用すること。この場合において、ア. (ｳ)中「1/10」とあるのは「1/100」と読み替えるものとする。

⑭　非常電源及び配線等

非常電源及び配線等は、関連規定によるほか、第２「屋内消火栓設備」５及び第24「非常電源」によること。

関 連 規 定		
令第17条		第６号
規則第20条	第４項	第15号
その他		「耐熱電線の基準」（平成９年消防庁告示第11号）

⑮　耐震措置

貯蔵容器等、加圧ガス容器、配管及び非常電源の耐震措置は、規則第20条第４項第18号の規定によるほか、第２「屋内消火栓設備」６を準用すること。

⑯　避圧措置（HFC-23、HFC-227ea又はFK-5-1-12を放射するものに限る。）

規則第20条第４項第16号の２に規定する圧力上昇を防止するための措置は、第６「不活性ガス消火設備」Ⅳ.16（(1)を除く。）によること。

なお、避圧口を設ける場合の開口部の面積算定は、次式によること。★

$$A = K \times \frac{Q}{\sqrt{P - \triangle P}}$$

Ａ：避圧口面積（㎠）
Ｋ：消火剤に応じた次による定数
・HFC-23：Ｋ＝2730
・HFC-227ea：Ｋ＝1120
・FK-5-1-12：Ｋ＝580
Ｑ：消火剤最大流量＝平均流量
＝必要消火剤量(kg)/10(ｓ)
Ｐ：防護区画の許容圧力（Ｐａ）
△Ｐ：ダクトの圧力損失（Ｐａ）

５　局所放出方式（ハロン2402、ハロン1211又はハロン1301を放射するもの）

(1)　消火剤の量

貯蔵容器等に貯蔵する消火剤の量は、令第17条第４号並びに規則第20条第３項第２号及び第３号の規定によること。

(2)　貯蔵容器等の設置場所

貯蔵容器等の設置場所は、前4.(2)によること。

(3)　貯蔵容器及び貯蔵容器に附属する機器

貯蔵容器並びに貯蔵容器に附属する容器弁、安全装置、破壊板及び放出弁は、前4.(3)によること。

(4)　選択弁

選択弁は、前4.(4)によること。

(5)　容器弁開放装置

容器弁開放装置は、前4.(5)によること。

(6)　配管等

配管等は、前4.(6)によること。

(7)　噴射ヘッド

噴射ヘッドは、関連規定によるほか、前 4.(7)を準用すること。

関 連 規 定		
令第 17 条		第 1 号
規則第 20 条	第 2 項	
その他	「不活性ガス消火設備等の噴射ヘッドの基準」（平成 7 年消防庁告示第 7 号）	

(8) 制御盤

第 6「不活性ガス消火設備」Ⅲ. 1.(10)の例により、制御盤を設けること。◇

(9)　起動装置

起動装置は、前 4.(10).アによること。

(10)　音響警報装置

音響警報装置は、前 4.(11)（イを除く。）によること。

(11)　排出措置

排出措置は、前 4.(13)によること。

(12)　非常電源及び配線等

非常電源及び配線等は、前 4.(14)によること。

(13)　耐震措置

貯蔵容器等、加圧ガス容器、配管及び非常電源の耐震措置は、前 4.(15)によること。

6　移動式（ハロン 2402、ハロン 1211 又はハロン 1301 を放射するもの）

移動式のハロゲン化物消火設備については、関連規定によるほか、次によること。

関 連 規 定		
令第 17 条		第 2 号、第 3 号
規則第 20 条	第 3 項	第 4 号
	第 5 項	
その他	「移動式の不活性ガス消火設備等のホース、ノズル、ノズル開閉弁及びホースリールの基準」（昭和 51 年消防庁告示第 2 号）	

(1)　移動式のものとすることができる場所

移動式のものとすることができる場所については、第 2 章第 9「水噴霧消火設備等の設置に関する取扱い」1（(2)を除く。）によること。

(2)　貯蔵容器の設置場所

貯蔵容器は、火災等の災害による被害を受けるおそれが少ない箇所に設けること。★

(3)　機器等

ホース、ノズル、ノズル開閉弁及びホースリールは、認定品を使用すること。◇

(4)　標識及び灯火

ア　規則第 20 条第 5 項柱書の規定による移動式ハロゲン化物消火設備である旨の標識は、第 26「標識」の定めるところによること。★

イ　規則第 20 条第 5 項柱書の規定による赤色の灯火は、第 2「屋内消火栓設備」4.(2).ア.(ｲ).ｄの規定を準用すること。

７　総合操作盤

総合操作盤は、関連規定によるほか、第 25「総合操作盤」によること。

関 連 規 定		
規則第 20 条	第 4 項	第 17 号
その他	「総合操作盤の基準を定める件」（平成 16 年消防庁告示第 7 号） 「総合操作盤の設置方法を定める件」（平成 16 年消防庁告示第 8 号）	

８　圧力損失計算等

配管等の圧力損失計算等については、（一社）日本消火装置工業会が定める基準によること。◇

別記

ハロン消火剤を用いるハロゲン化物消火設備・機器の使用抑制等について

ハロン消火剤の使用については、原則として必要不可欠な分野（クリティカルユース）に限り、十分な管理のもとに使用していくことが必要であり、クリティカルユースに該当しないものにあっては、使用を抑制するものとする。

１　設置対象の考え方

(1)　ハロン消火剤を用いるハロゲン化物消火設備・機器は、他の消火設備によることが適当でない場合にのみ設置することを原則とする。

(2)　設置される防火対象物全体で考えるのではなく、消火設備を設置する部分ごとにその必要性を検討する。

(3)　人命安全の確保を第一に考え、人の存する部分か否かをまず区分して、ハロン消火剤の使用の必要性について判断する。

２　クリティカルユースの当否の判断

クリティカルユースに該当するか否かの判断は、次のとおり行うものとする。

なお、次の考え方に基づいてクリティカルユースの判断を行った場合の使用用途の種類の例を別表１に示す。また、判断のフローについては、別図を参照すること。

(1)　人が存する部分の場合

当該部分は、基本的にはガス系の消火設備を用いないことが望ましいことから、水系の消火設備（水噴霧消火設備及び泡消火設備を含む。）が適さない場合に限り、ハロン消火剤を用いることができるものとする。

なお、「人が存する部分」とは、次の場所をいう。

ア　不特定の者が出入りするおそれのある部分

(ｱ)　不特定の者が出入りする用途に用いられている部分

(ｲ)　施錠管理又はこれに準ずる出入管理が行われていない部分

イ　特定の者が常時介在する部分又は頻繁に出入りする部分

(ｱ)　居室に用いられる部分

(ｲ)　人が存在することが前提で用いられる部分（有人作業を行うための部分等）

(ｳ)　頻繁に出入りが行われる部分（おおむね１日２時間以上）

(2)　人が存しない部分の場合

当該部分は、基本的にガス系の消火設備を用いることが可能であることから、水系の消火設備及びハロン消火剤以外のガス系の消火設備が適さない場合に限り、ハロン消火剤を用いることができるものとする。

なお、「水系の消火設備及びハロン消火剤以外のガス系の消火設備が適さない場合」とは、次の場合をいう。

ア　水系の消火設備が適さない場合

(ｱ)　消火剤が不適である場合（電気火災、散水障害等）

(ｲ)　消火剤が放出された場合の被害が大きい場合（水損、汚染の拡大）

(ｳ)　機器等に早期復旧の必要性がある場合（水損等）

(ｴ)　防護対象部分が小規模であるため、消火設備の設置コストが非常に大きくなる場合

イ　ハロン消火剤以外のガス系の消火設備が適さない場合

(ｱ)　消火剤が放出されたときに、汚損・破損（他のガス系の消火剤による冷却、高圧、消火時間による影響等）、汚染の拡大（原子力施設等の特殊用途に用いる施設等で室内を負圧で管理している場所に対し、必要ガス量が多いこと等）により被害が大きい場合

(ｲ)　機器等に早期復旧の必要性がある場合（放出後の進入の困難性等）

３　代替消火設備・機器

ハロン消火剤を用いるハロゲン化物消火設備・機器の代替となる消火設備・機器を設置する場合の消火等に係る適応性については、別表２及び別表３によること。

別表１

使用用途の種類		用途例
通信機関係等	**通信機室等**	**通信機械室**、**無線機室**、**電話交換室**、**磁気ディスク室**、**電算機室**、**サーバ室**、**信号機器室**、**テレックス室**、**電話局切替室**、**通信機調整室**、**データプリント室**、**補機開閉室**、**電気室（重要インフラの通信機器室等に附属するもの）**
	放送室等	**ＴＶ中継室**、**リモートセンター**、**スタジオ**、**照明制御室**、**音響機器室**、**調整室**、**モニター室**、**放送機材室**
	制御室等	**電力制御室**、**操作室**、**制御室**、**官制室**、**防災センター**、**動力計器室**
	発電機室等	発電機室、変圧器、冷凍庫、冷蔵庫、電池室、配電盤室、電源室
	ケーブル室等	共同溝、局内マンホール、地下ピット、ＥＰＳ
	フィルム保管庫	**フィルム保管庫**、**調光室**、**中継室**、**ＶＴＲ室**、**テープ室**、**映写室**、**テープ保管庫**
	危険物施設の計器室等	**危険物施設の計器室**
歴史的遺産等	**美術品展示室等**	**重要文化財**、**美術品保管庫**、**展覧室**、**展示室**
その他	**加工・作業室等**	**輪転機が存する印刷室**
危険物関係	貯蔵所等	**危険物製造所（危険物製造作業室に限る。）**、危険物製造所（左記を除く。）、**屋内貯蔵所（防護区画内に人が入って作業するものに限る。）**、屋内貯蔵所（左記を除く。）、燃料室、油庫
	塗装等取扱所	充填室、塗料保管庫、切削油回収室、**塗装室**、**塗料等調合室**
	危険物消費等取扱所	ボイラー室、焼却室、燃料ポンプ室、燃料小出室、**詰替作業室**、暖房機械室、蒸気タービン室、ガスタービン室、鋳造場、乾燥室、**洗浄作業室**、**エンジンテスト室**
	油圧装置取扱所	油圧調整室
	タンク本体	タンク本体、屋内タンク貯蔵所、屋内タンク室、地下タンクピット、集中給油設備、製造所タンク、インクタンク、オイルタンク
	浮屋根式タンク	浮屋根式タンクの浮屋根シール部分
	ＬＰガス付臭室	都市ガス・ＬＰＧの付臭室
駐車場	自動車等修理場	**自動車修理場**、自動車研究室、格納庫
	駐車場等	**自走式駐車場**、**機械式駐車場（防護区画内に人が乗り入れるものに限る。）**、機械式駐車場（左記を除く。）、スロープ、車路
その他	機械室等	エレベーター機械室、空調機械室、受水槽ポンプ室
	厨房室等	**フライヤー室**、厨房室
	加工、作業室等	光学系組立室、漆工室、金工室、発送室、梱包室、印刷室、トレーサー室、工作機械室、製造設備、溶接ライン、エッチングルーム、裁断室
	研究試験室等	**試験室**、**技師室**、**研究室**、**開発室**、**分析室**、**実験室**、**計測室**、**細菌室**、**電波暗室**、**病理室**、**洗浄室**、**放射線室**
	倉庫等	倉庫、梱包倉庫、収納室、保冷室、**トランクルーム**、紙庫、廃棄物庫
	書庫等	**書庫**、**資料室**、文書庫、**図書室**、カルテ室
	貴重品等	**金庫室**、**宝石・毛皮・貴金属販売室**
	その他	事務室、応接室、会議室、食堂、飲食店

備考１　網掛け部分はクリティカルユースに係るもの
備考２　用途例は、例示として便宜的に表記したものであり、クリティカルユースの当否については、個々の設置対象の実状に応じてそれぞれ判断を行うものであること。

別表２　　設置場所ごとの代替設備・機器（１）
（法令上設置が認められる消火設備）

上段：現状で設置可（○：固定式、●：移動式に限る、△：常時人がいるものを除く）、空欄：設置不可
下段：安全対策レベル　□：必要、空欄：特段の配慮は不要

	一般防火対象物															危険物施設							
	自動車の修理又は整備の用に供されるもの	駐車場										鋳造場・ボイラー室・乾燥室・その他これらに類する火気使用設備	発電機・変圧器・その他これらに類する電気設備		通信機器室	指定可燃物		電気設備	製造所	一般取扱所	屋内貯蔵所	屋外タンク	２０号タンク
		垂直循環方式	多層循環方式	水平循環方式	エレベーター方式	エレベータースライド方式	平面往復方式	自走式立体方式・自走平面方式	地下方式（多段方式を含む。）	自動車用エレベーター方式	屋上		ガスタービン	それ以外		可燃性固体類、可燃性液体類又は合成樹脂類	木材加工品及び木くず		第２類の引火性固体及び第４類危険物				
水噴霧消火設備		○					○	○								○	○		○	○	○	○	
泡消火設備（高発砲）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						○	○		○	○	○		
	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□						□	□		□	□	□		
泡消火設備（低発砲）	○	○					○	○			●					○	○		○	○	○	○	○
不活性ガス消火設備（二酸化炭素に限る）	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△		△	△	△	△	△	△	○	○	○	○		○
	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□		□	□	□	□	□	□	□	□	□	□		□
不活性ガス消火設備（二酸化炭素を除く）	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△				△	△								
	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□				□	□								
ハロゲン化物消火設備（ハロン消火剤を除く）	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△				△	△								
	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□				□	□								
粉末消火設備	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○		○	○	○	○		○
	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□		□	□	□	□	□		□	□	□	□		□

※ 本表は基本的な考え方を示したものであり、個別の防火対象物の実状も踏まえて判断すべきものである。

別表３

設置場所ごとの代替設備・機器（２）
（自主的に設置する消火設備）

上段：現状で設置可（○：固定式、●：移動式に限る、△：常時人がいるものを除く）、空欄：設置不可
下段：安全対策レベル　□：必要、空欄：特段の配慮は不要

	一般防火対象物												危険物施設	
	機械室	展示室	厨房	図書館・博物館・美術館等	電子計算機室	倉庫			テレビ・ラジオの放送施設	航空管制室・制御室等	ケーブル室等	フィルム等保管庫	印刷機室	浮屋根タンクシール部
						金庫室等	トンランクルーム	ラック式その他						
スプリンクラー設備	○	○	○	○	○		○	○	○	○				
水噴霧消火設備	○	○	○	○							○	○		
泡消火設備（高発砲）	○							○				○		
	□							□				□		
泡消火設備（低発砲）	○													
不活性ガス消火設備（二酸化炭素に限る）	△	△		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
	□	□		□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	
不活性ガス消火設備（二酸化炭素を除く）	△	△		△	△	△	△		△	△	△	△	△	
	□	□		□	□	□	□		□	□	□	□	□	
ハロゲン化物消火設備（ハロン消火剤を除く）	△	△		△	△	△	△		△	△	△	△	△	
	□	□		□	□	□	□		□	□	□	□	□	
粉末消火設備	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○	
	□	□	□	□	□	□	□		□	□		□	□	

※ 本表は基本的な考え方を示したものであり、個別の防火対象物の実状も踏まえて判断すべきものである。

別図

＜クリティカル・ユースの判断フロー＞

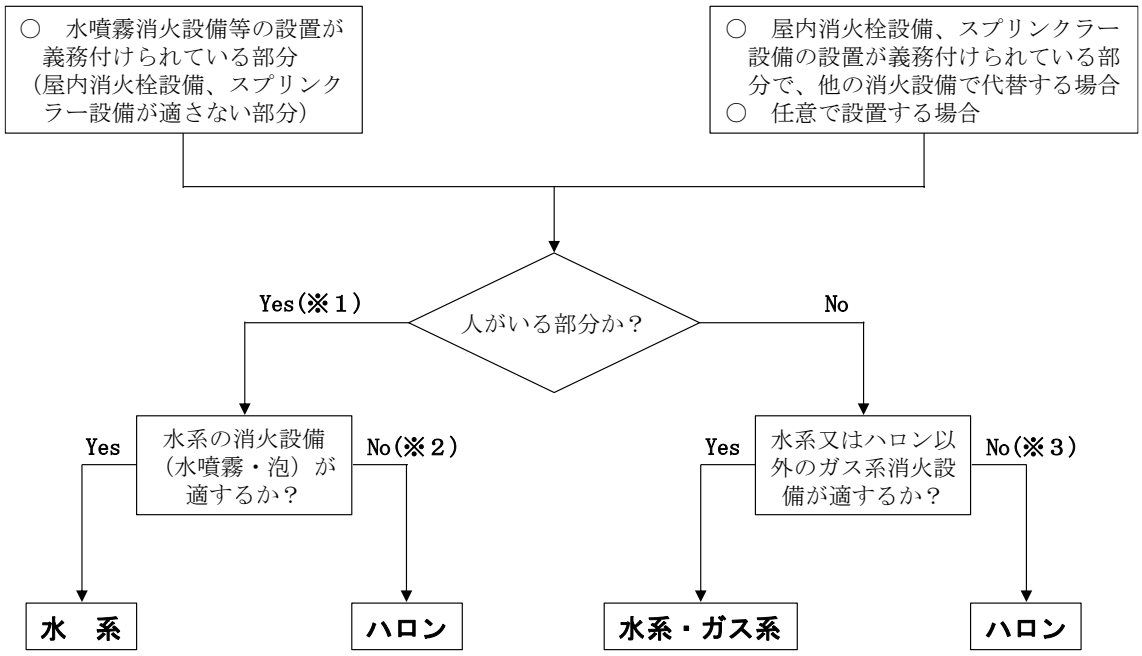

※１　「人がいる部分」とは、次の場所をいう。

(1)　不特定多数の者が出入りするおそれのある部分

(2)　特定の者が常時介在する部分又は頻繁に出入りする部分

※２　水系の消火設備が適さない場合

(1)　消火剤が不適である（電気火災）。

(2)　消火剤が放出された場合の被害が大きい。

ア　水損

イ　汚染の拡大

(3)　機器等に早期復旧の必要性がある。

(4)　防護対象部分が小規模であるため、消火設備の設置コストが著しく大きくなる。

※３　次の両方に該当する場合

(1)　水系の消火設備が適さない場合

※２に同じ。

(2)　ハロン以外のガス系の消火設備が適さない場合

ア　消火剤が放出された場合の被害が大きい。

(ｱ)　汚損、破損（冷却、高圧、消火時間による影響）

(ｲ)　汚染の拡大（必要ガス量が多い）

イ　機器等に早期復旧の必要性がある（放出後の進入の困難性等）

第８　粉末消火設備

１　用語の定義

(1)　「防護区画」とは、全域放出方式の場合の消火を対象とする区画のことで、壁、柱、床又は天井（天井のない場合にあっては、屋根）が不燃材料で造られ、区画の開口部が、消火剤が放射される直前又は同時程度に自動的に閉鎖される構造の区画をいう。

(2)　「防護対象物」とは、粉末消火設備の消火対象となるものをいう。

(3)　「全域放出方式」とは、固定した噴射ヘッドから、防護区画内の全域に消火剤を放射し、消火する方式のものをいう。

(4)　「局所放出方式」とは、固定した噴射ヘッドから、防護対象物に消火剤を直接放射する方式のものをいう。

(5)　「移動式」とは、固定された粉末貯蔵容器等とホース架又はホースリール、赤色の灯火、移動できるホース及びノズル開閉弁により構成された設備で、人がホース、ノズル開閉弁を操作して防護対象物に消火剤を直接放射する方式のものをいう。

(6)　「貯蔵容器」とは、消火剤を高圧に圧縮し、ボンベ等に貯蔵した容器をいう。

(7)　「容器弁」とは、容器の出口圧力を減圧するとともに、容器内圧力異常に伴う容器の破裂を防止するための安全装置が設けられているものをいう。

(8)　「安全装置」とは、貯蔵容器からのガス漏洩に伴う圧力上昇による配管破裂を防止するため、貯蔵容器から選択弁までの間に設けられているものをいう。

(9)　「選択弁」とは、貯蔵容器を共用する２以上の防護区画又は防護対象物への消火剤の放出を選択するための弁をいう。

(10)　「容器弁開放装置」とは、ガス圧又は電気により容器弁を開放する装置をいう。

(11)　「音響警報装置」とは、消火剤が放射される前に防護区画又は防護対象物の近辺にいる人に対し、消火剤が放出される旨を音声又は音響により知らせ、避難させるための装置をいい、音声（スピーカー）、モーターサイレン、ブザー、ベル等がある。

(12)　「放出表示灯」とは、規則第 19 条第５項第 19 号イ(ニ)及び第 19 号の２ロに規定する消火剤が放出された旨を表示する表示灯をいう。

２　消火剤

粉末消火設備の消火剤の成分及び性状は、「消火器用消火剤の技術上の規格を定める省令」（昭和 39 年自治省令第 28 号）第７条に適合した検定品であること。

３　全域放出方式

(1)　消火剤の量

貯蔵容器又は貯蔵タンク（以下この第８において「貯蔵容器等」という。）に貯蔵する消火剤の量は、令第 18 条第４号並びに規則第 21 条第３項第１号及び第３号の規定によること。

(2)　貯蔵容器等の設置場所

貯蔵容器等の設置場所は、令第 18 条第 5 号及び規則第 21 条第 4 項第 3 号の規定によるほか、第 6「不活性ガス消火設備」Ⅲ.1.(2)を準用すること。

(3)　貯蔵容器及び貯蔵容器に附属する機器

貯蔵容器並びに貯蔵容器に附属する容器弁、安全装置、破壊板及び放出弁は、関連規定によるほか、第 6「不活性ガス消火設備」Ⅲ.1.(3)を準用すること。

関 連 規 定		
規則第 21 条	第 4 項	第 2 号、第 3 号、第 12 号
その他	「不活性ガス消火設備等の容器弁、安全装置及び破壊板の基準」(昭和 51 年消防庁告示第 9 号) 「不活性ガス消火設備等の放出弁の基準」(平成 7 年消防庁告示第 1 号)	

(4)　クリーニング装置

クリーニング装置は、規則第 21 条第 4 項第 4 号の規定によるほか、次によること。◇

ア　クリーニング用のガスは、窒素ガス又は二酸化炭素によるものとし、その容量は、消火剤 1kg につき、第８－１表に掲げる量以上の量とすること。

＜第 8－1 表＞

使用ガスの種類	加圧式	蓄圧式
窒素ガス	不要	10Ｌ
二酸化炭素	20ｇ	

イ　クリーニング用のガスは、専用容器とすること。ただし、加圧用ガスに窒素ガスを用いる場合は、この限りでない。

ウ　クリーニング用のガス貯蔵容器は、第 6「不活性ガス消火設備」Ⅲ.1.(3).ア及びイを準用すること。

(5)　選択弁

選択弁は、規則第 21 条第 4 項第 11 号及び「不活性ガス消火設備等の選択弁の基準」(平成 7 年消防庁告示第 2 号) の規定によるほか、第 6「不活性ガス消火設備」Ⅲ.1.(4)を準用すること。

(6)　容器弁開放装置

容器弁開放装置は、第 6「不活性ガス消火設備」Ⅲ.1.(5)によること。

(7)　配管等

配管、管継手及びバルブ類（以下この第 8 において「配管等」という。）は、規則第 21 条第 4 項第 7 号及び「金属製管継手及びバルブ類の基準」(平成 20 年消防庁告示第 31 号) 並びに第 6「不活性ガス消火設備」Ⅲ.1.(6).イを準用するほか、次によること。◇

ア　噴射ヘッドを取り付ける枝配管までの分岐は、同時放射する噴射ヘッドの放射圧力が均一となるようにトーナメント形式とし、かつ、末端の取付けヘッド数を 2 個以内とすること。ただし、有効な特殊継手を使用した場合は、この限りでない。

イ　配管を分岐する場合は、貯蔵容器側にある屈曲部から分岐管までの長さを、当該管径の 20 倍以上とすること。(第 8－1 図参照)

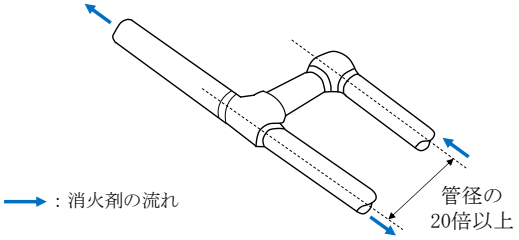

＜第８－１図＞

ウ　規則第 21 条第 4 項第 7 号へただし書に規定する消火剤と加圧用又は蓄圧式ガスとが分離しないような措置とは、第８－２図に示す配管方式が考えられる。

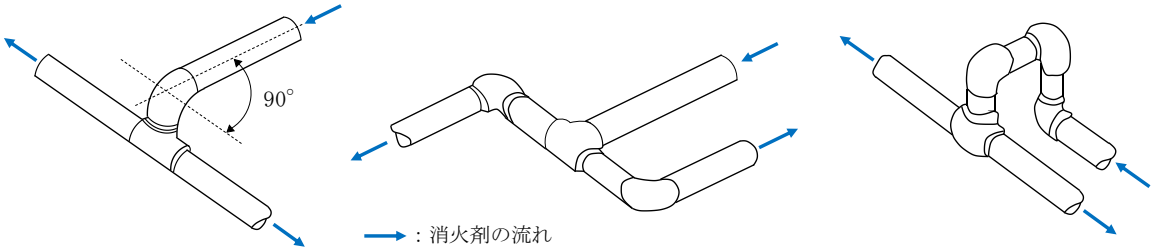

＜第８－２図＞

エ　バルブ類は、第２「屋内消火栓設備」3.(1).ウ（(ｵ)を除く。）によること。

(8)　噴射ヘッド

噴射ヘッドは、関連規定によるほか、第６「不活性ガス消火設備」Ⅲ.1.(7)を準用すること。

関 連 規 定		
令第 18 条		第 1 号
規則第 21 条	第 1 項	
その他	「不活性ガス消火設備等の噴射ヘッドの基準」（平成 7 年消防庁告示第 7 号）	

(9)　防護区画の構造

防護区画の構造は、令第 18 条第 1 号及び規則第 21 条第 4 項柱書の規定によるほか、第６「不活性ガス消火設備」Ⅲ.1.(8)を準用すること。

(10)　制御盤

第６「不活性ガス消火設備」Ⅲ.1.(10)の例により制御盤を設けること。◇

(11)　圧力調整器

圧力調整器は、規則第 21 条第 4 項第 8 号の規定によるほか、次によること。◇

ア　圧力調整器には、指示圧力が一次側にあっては 24.5ＭＰａ以上、二次側にあっては調整圧力に見合った圧力計を取り付けること。

イ　容器開放の際、二次圧力をおおむね 1.5ＭＰａないし 2.0ＭＰａに減圧し、貯蔵容器等に導入すること。

ウ　圧力調整器は、有効放出時間において、放射圧力の 15%減まで維持できる流量性能を有するものであること。

⑿　起動装置

起動装置は、規則第 21 条第 4 項第 14 号の規定によるほか、第 6「不活性ガス消火設備」Ⅲ.1.(11)（ウ.(ｲ)及び(ｵ)を除く。）を準用すること。

⒀　音響警報装置

音響警報装置は、関連規定及び第 6「不活性ガス消火設備」Ⅲ.1.(12)（オからキまでを除く。）によるほか、次によること。

関 連 規 定		
規則第 21 条	第 4 項	第 15 号
その他	「不活性ガス消火設備等の音響警報装置の基準」（平成 7 年消防庁告示第 3 号）	

ア　他の警報音又は騒音と明らかに区別して聞き取ることができるように、音響警報装置から音声メッセージが発せられている間は、当該防護区画については、自動火災報知設備（音声により警報を発するものに限る。）又は放送設備の鳴動を自動的に停止し、又は設置位置、音圧レベルの調整等により、音声メッセージの内容の伝達に支障をきたさないよう措置を講じること。◇

イ　音響警報装置の具体的な設置場所については、第 6「不活性ガス消火設備」別図「不活性ガス消火設備（全域放出方式）の音響警報装置等設置例」2 を参照すること。

⒁　定圧作動装置

定圧作動装置は、規則第 21 条第 4 項第 9 号及び「粉末消火設備の定圧作動装置の基準」（平成 7 年消防庁告示第 4 号）の規定によること。

なお、定圧作動装置は、認定品を使用すること。◇

⒂　保安のための措置

保安のための措置は、規則第 21 条第 4 項第 16 号の規定によるほか、次によること。

ア　放出表示灯

(ｱ)　放出表示灯は、防護区画の出入口等のうち、通常の出入り又は避難経路として使用される出入口の見やすい箇所に設けること。★

なお、放出表示灯の具体的な設置場所については、第 6「不活性ガス消火設備」別図「不活性ガス消火設備（全域放出方式）の音響警報装置等設置例」2 を参照すること。

(ｲ)　放出表示灯の仕様は、第 8－3 図の例によること。★

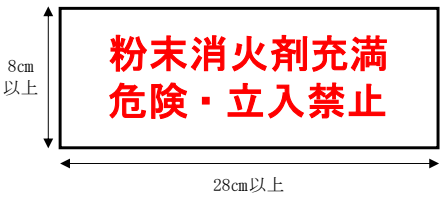

大きさ：縦 8 cm以上、横 28 cm以上
地　色：白色
文字色：赤色（消灯時は白色）

＜第 8－3 図＞

イ　標識

防護区画内の見やすい箇所及び放出表示灯を設けなければならない出入口の見やすい箇所に、第 8－4、5 図の例により保安上の注意事項を明示した標識を設けること。◇

なお、標識の具体的な設置場所については、第 6「不活性ガス消火設備」別図「不活性

ガス消火設備（全域放出方式）の音響警報装置等設置例」2 を参照すること。

(ｱ)　防護区画内に設けるもの

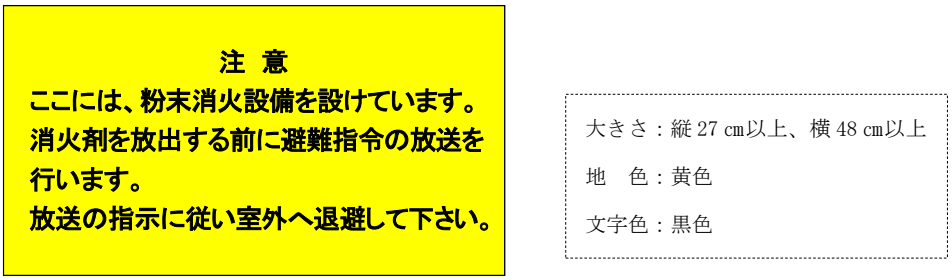

＜第 8－4 図＞

(ｲ)　防護区画の出入口に設けるもの

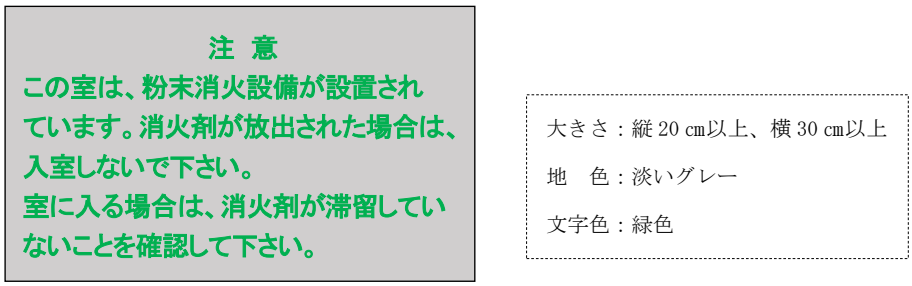

＜第 8－5 図＞

(16)　非常電源及び配線等

非常電源及び配線等は、関連規定によるほか、第 2「屋内消火栓設備」5 及び第 24「非常電源」によること。

関 連 規 定		
令第 18 条		第 6 号
規則第 21 条	第 4 項	第 17 号
その他		「耐熱電線の基準」（平成 9 年消防庁告示第 11 号）

(17)　耐震措置

貯蔵容器等、加圧ガス容器、配管及び非常電源の耐震措置は、規則第 21 条第 4 項第 20 号の規定によるほか、第 2「屋内消火栓設備」6 を準用すること。

4　局所放出方式

(1)　局所放出方式の設置場所

局所放出方式は、次に掲げる場所に設置することができるものであること。ただし、オーバーヘッド方式（固定された噴射ヘッドから防護対象物及びその周囲を包含するように消火剤を放射するものをいう。）によるものにあっては、この限りでない。◇

ア　予想される出火箇所が特定の部分に限定される場所

イ　全域放出方式又は移動式の設置が不適当と認められる場所

(2)　消火剤の量

貯蔵容器等に貯蔵する消火剤の量は、令第 18 条第 4 号並びに規則第 21 条第 3 項第 2 号

及び第３号の規定によること。

(3)　貯蔵容器等の設置場所

貯蔵容器等の設置場所は、前3.(2)によること。

(4)　貯蔵容器及び貯蔵容器に附属する機器

貯蔵容器並びに貯蔵容器に附属する容器弁、安全装置、破壊板及び放出弁は、前3.(3)によること。

(5)　選択弁

選択弁は、前3.(5)によること。

(6)　容器弁開放装置

容器弁開放装置は、前3.(6)によること。

(7)　配管等

配管等は、前3.(7)によること。

(8)　噴射ヘッド

噴射ヘッドは、関連規定によるほか、前3.(8)を準用すること。

関 連 規 定		
令第18条		第１号
規則第21条	第２項	
その他	「不活性ガス消火設備等の噴射ヘッドの基準」（平成７年消防庁告示第７号）	

(9)　制御盤

制御盤は、前3.(10)によること。

(10)　圧力調整器

圧力調整器は、前3.(11)によること。

(11)　起動装置

起動装置は、前3.(12)によること。

(12)　音響警報装置

音響警報装置は、前3.(13)（イを除く。）によること。

(13)　定圧作動装置

定圧作動装置は、前3.(14)によること。

(14)　非常電源及び配線等

非常電源及び配線等は、前3.(16)によること。

(15)　耐震措置

貯蔵容器等、加圧ガス容器、配管及び非常電源の耐震措置は、前3.(17)によること。

５　移動式

移動式の粉末消火設備については、関連規定によるほか、次によること。

関 連 規 定		
令第18条		第２号、第３号
規則第21条	第３項	第４号
	第５項	
その他	「移動式の不活性ガス消火設備等のホース、ノズル、ノズル開閉弁及びホースリールの基準」（昭和51年消防庁告示第２号）	

(1)　移動式のものとすることができる場所

移動式のものとすることができる場所については、第 2 章第 9「水噴霧消火設備等の設置に関する取扱い」1 によること。

(2)　貯蔵容器の設置場所

貯蔵容器は、火災等の災害による被害を受けるおそれが少ない箇所に設けること。★

(3)　機器等

ホース、ノズル、ノズル開閉弁及びホースリールは、認定品を使用すること。◇

(4)　標識及び灯火

ア　規則第 21 条第 5 項柱書の規定による移動式粉末消火設備である旨の標識は、第 26「標識」の定めるところによること。★

イ　規則第 21 条第 5 項柱書の規定による赤色の灯火は、第 2「屋内消火栓設備」4.(2).ア.(ｲ).ｄの規定を準用すること。

６　総合操作盤

総合操作盤は、関連規定によるほか、第 25「総合操作盤」によること。

関 連 規 定		
規則第 21 条	第 4 項	第 19 号
その他	「総合操作盤の基準を定める件」（平成 16 年消防庁告示第 7 号） 「総合操作盤の設置方法を定める件」（平成 16 年消防庁告示第 8 号）	

７　圧力損失計算等

配管等の圧力損失計算等については、（一社）日本消火装置工業会が定める基準によること。◇

第９　屋外消火栓設備

１　加圧送水装置

加圧送水装置は、関連規定によるほか、次によること。

関 連 規 定		
規則第 22 条		第 9 号、第 10 号
その他	「加圧送水装置の基準」（平成 9 年消防庁告示第 8 号）	

(1)　設置場所

加圧送水装置の設置場所は、第 2「屋内消火栓設備」1.(1)を準用すること。

(2)　ポンプを用いる加圧送水装置

ポンプを用いる加圧送水装置の機器及び設置方法は、第 2「屋内消火栓設備」1.(2)(イ.(ｱ).ｂを除く。）を準用すること。

(3)　高架水槽を用いる加圧送水装置

高架水槽を用いる加圧送水装置の機器及び設置方法は、第 2「屋内消火栓設備」1.(3)を準用すること。

(4)　圧力水槽を用いる加圧送水装置

圧力水槽を用いる加圧送水装置の機器及び設置方法は、第 2「屋内消火栓設備」1.(4)を準用すること。

(5)　起動装置

起動装置は、規則第 22 条第 10 号ホの規定によるほか、第 2「屋内消火栓設備」1.(5)を準用すること。

なお、第 2「屋内消火栓設備」1.(5)に示す起動用水圧開閉装置の設定圧力は、「H_1＋0.3ＭＰａ」とすること。

(6)　放水圧力が 0.6ＭＰａを超えないための措置

規則第 22 条第 10 号ニの規定による規定放水圧力を超えないための措置は、第 2「屋内消火栓設備」1.(6)を準用すること。

なお、屋外消火栓設備のノズル先端における放水圧力が 0.35ＭＰａを超える場合は、同様の措置を講じること。◇

２　水源等

水源等は、令第 19 条第 3 項第 3 号の規定によるほか、第 2「屋内消火栓設備」2（(1).アを除く。）を準用すること。

３　配管等

配管、管継手及びバルブ類（以下この第 9 において「配管等」という。）は、関連規定によるほか、次によること。

関 連 規 定		
規則第 22 条		第 8 号
その他	「合成樹脂製の管及び管継手の基準」（平成 13 年消防庁告示第 19 号） 「金属製管継手及びバルブ類の基準」（平成 20 年消防庁告示第 31 号）	

(1)　機器

配管、管継手及びバルブ類は、規則第 22 条第 8 号の規定によるほか、第 2「屋内消火栓設備」3.(1)を準用すること。

(2)　設置方法

ア　配管内の充水

配管内は、速やかな放水及び配管の腐食防止のため、補助用高架水槽又は補助ポンプにより常時充水しておくこと。◇

なお、配管内の充水については、第 2「屋内消火栓設備」3.(2).アを準用すること。◇

イ　管径

配管の呼び径の算出に際し、管の受け持つ流水量は、第 9－1 表に定めるもの以下とすること。◇

＜第 9－1 表＞

使用管径（mm）	管の受け持つ流水量（L/min）
65 以上	350
100 以上	700

ウ　配管等の耐震措置、埋設する場合の措置及び凍結防止措置は、第 2「屋内消火栓設備」3.(2)ウからオまでを準用すること。◇

エ　合成樹脂製の管及び管継手にあっては、第 2「屋内消火栓設備」3.(2).キを準用すること。

４　屋外消火栓箱等

屋外消火栓箱等は、関連規定によるほか、次によること。

関 連 規 定		
令第 19 条	第 3 項	第 1 号、第 2 号、第 5 号
規則第 22 条		第 1 号から第 4 号
その他	「屋内消火栓設備の屋内消火栓等の基準」（平成 25 年消防庁告示第 2 号）	

(1)　機器

ア　屋外消火栓箱の構造

屋外消火栓箱の構造は、第 2「屋内消火栓設備」4.(2).ア.(ｱ).ａ、ｃ及びｄを準用すること。◇

なお、箱の大きさは、幅 85ｃｍ以上、高さ 1.05m以上とし、奥行きは弁の操作、ホースの収納等に十分な余裕を有すること。◇（第 9－1 図参照）

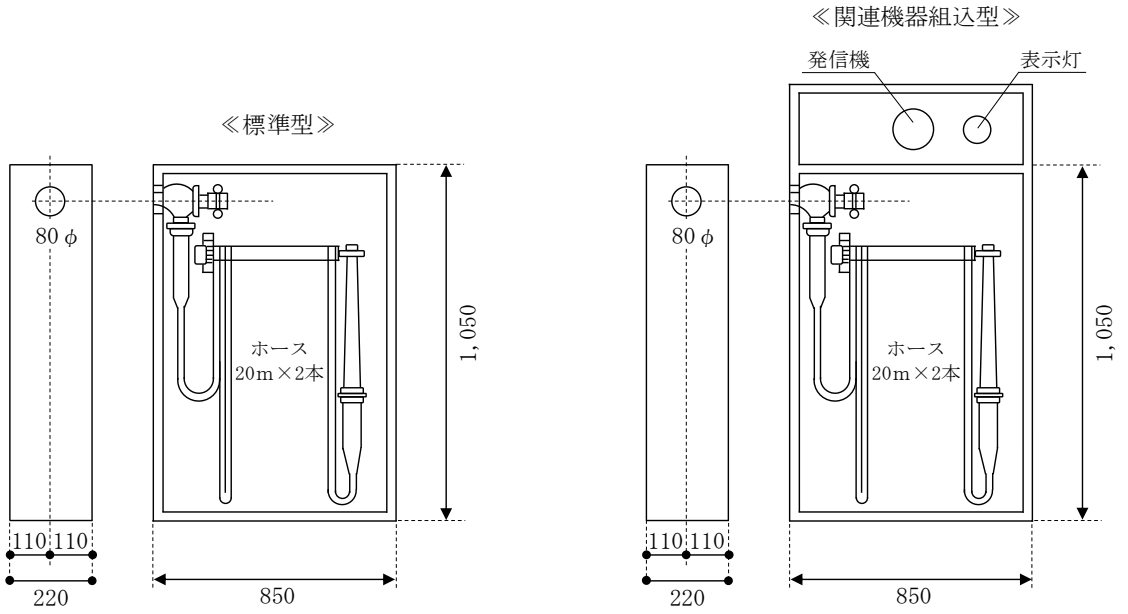

＜第 9－1 図＞

イ　標示及び灯火

(ｱ)　規則第 22 条第 4 号イに規定する屋外消火栓箱への「ホース格納箱」の表示は、第 26「標識」の定めるところによること。★

なお、屋外消火栓箱に放水口を内蔵するものについては、「消火栓」と表示すること。

(ｲ)　規則第 22 条第 4 号ロに規定する「消火栓」の標識は、第 26「標識」の定めるところによること。★

(ｳ)　屋外消火栓箱の上部には、第 2「屋内消火栓設備」4.(2).ア.(ｲ).ｄに準じた赤色の灯火を設けること。◇

(ｴ)　前(ｳ)により設けた赤色の灯火を点滅させることにより加圧送水装置の始動を表示できる場合は、規則第 22 条第 3 号に規定する加圧送水装置の始動を明示する表示灯を設けないことができる。

ウ　開閉弁

(ｱ)　屋外消火栓の開閉弁は、最大使用圧力の区分に応じた認定品を使用すること。◇

(ｲ)　屋外消火栓の開閉に器具を必要とするものは、ホース格納箱に当該器具を収納しておくこと。◇

エ　放水口

放水口の結合金具は、差込式の差し口とし、口径は呼称 50 又は 65 とすること。◇

オ　ホース

ホースは、呼称 50 又は 65 のもので、長さ 20m以上のものを 2 本以上設置すること。★

カ　ノズル

(ｱ)　品質評価品を使用すること。◇

(ｲ)　ノズルチップの口径は、スムースノズルの場合 18ｍｍから 20ｍｍのもので、噴霧切替装置を有すること。◇

(ｳ)　管そうの元金具には、取手が設けられていること。◇

(2)　設置方法

ア　令第 11 条第 4 項の規定を適用する場合、屋外消火栓は、原則として防火対象物の出入口又は消火活動時において、容易にホースを延長して進入できる開口部付近に設けること。◇

イ　令 19 条第 3 項第 1 号及び第 2 号に規定する「建築物の各部分」とは、1 階部分の外壁又はこれに代わる柱等の部分（地上 1m程度）をいうものであること。

ウ　令第 11 条第 4 項に規定する「当該設備の有効範囲内の部分」とは、屋外消火栓設備にあっては、ホース接続口からの水平距離が 40mの範囲内で、かつ、当該範囲内において間仕切り壁等で放水できない部分が生じないようホースの長さ、延長経路及び放水距離（おおむね 15m）を考慮し、有効に消火できる部分をいうものであること。

エ　令第 19 条の規定により屋外消火栓設備を設置した場合において、当該防火対象物（令第 19 条第 4 項の規定に該当する部分を除く。）の中央部等に未警戒となる部分が生じる場合は、当該部分に屋内消火栓設備の設置が必要であること。（第 9－2 図参照）

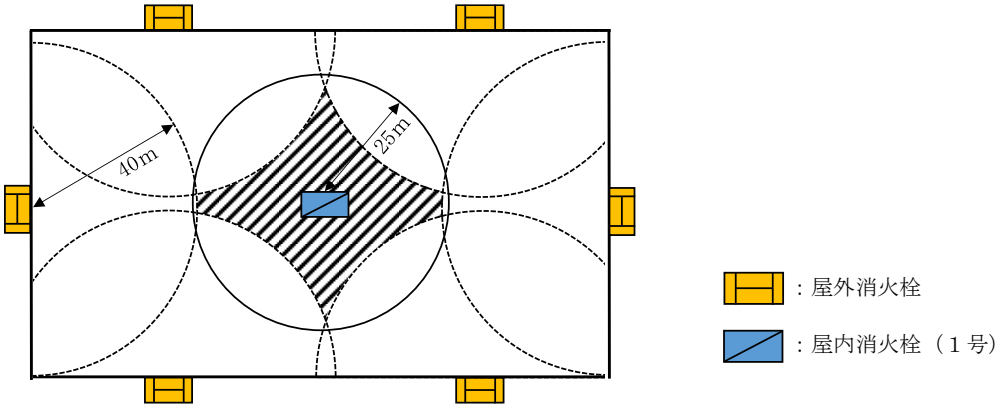

＜第 9－2 図＞

オ　前エにおいて、建築構造上又は機械設備の配置状況等により、当該未警戒部分に屋内消火栓設備を設置することが著しく困難な場合は、第 9－2 表の左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に掲げるポンプの吐出量とし、かつ、当該未警戒部分の直近の屋外消火栓に必要なホースを増設することにより、当該未警戒部分への屋内消火栓設備の設置を省略して差し支えないものとする。

＜第 9－2 表＞

未警戒となる部分の面積	ポンプの吐出量
500 ㎡以下	800Ｌ/min
500 ㎡を超え 1,000 ㎡以下	1,200Ｌ/min
1,000 ㎡を超え 1,500 ㎡以下	
1,500 ㎡を超えるもの	1,600Ｌ/min

カ　同一敷地内に屋外消火栓設備の設置を要する防火対象物が複数棟ある場合は、それぞれの棟ごとに屋外消火栓を設けて警戒すること。ただし、令第 19 条第 3 項第 1 号の規定による有効範囲内であり、かつ、ホースが各棟の建築物内の各部分に延長でき、有効に消火できる場合は、この限りでない。（第 9－3 図参照）

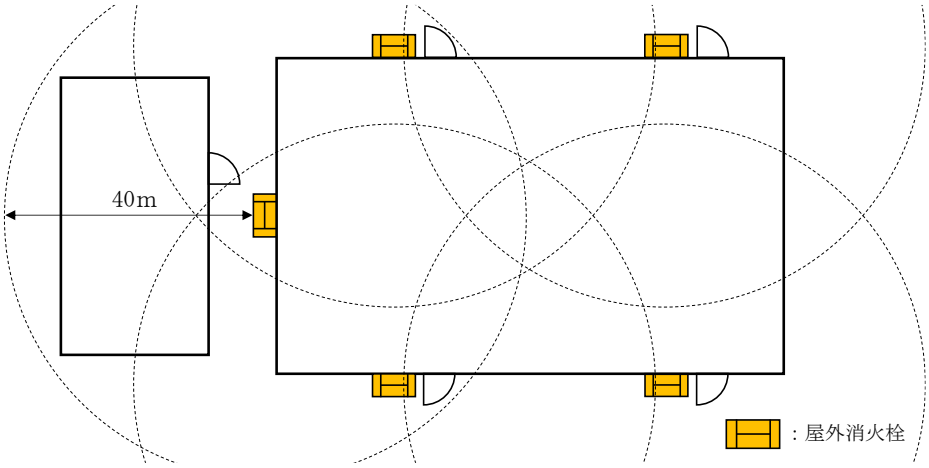

＜第 9－3 図＞

5　非常電源及び配線等

非常電源及び配線等は、関連規定によるほか、第 2「屋内消火栓設備」5 及び第 24「非常電源」によること。

関 連 規 定		
規則第 22 条		第 6 号
その他		「耐火電線の基準」（平成 9 年消防庁告示第 10 号） 「耐熱電線の基準」（平成 9 年消防庁告示第 11 号）

6　貯水槽等の耐震措置

貯水槽等の耐震措置は、規則第 22 条第 12 号の規定によるほか、第 2「屋内消火栓設備」6 を準用すること。

7　表示及び警報

表示及び警報は、第 2「屋内消火栓設備」7 を準用すること。◇

8　配管の摩擦損失の計算等

配管の摩擦損失の計算等は、第 2「屋内消火栓設備」8 を準用すること。

なお、平ホースの摩擦損失水頭は、第 9－3 表による値以上の値とすること。

＜第 9－3 表＞

口径及び長さ / 流　量	50ｍｍ×20m	65ｍｍ×20ｍｍ
350Ｌ/min	3.0m	0.8m

９　特例基準

屋外消火栓設備の設置に係る令第 32 条の規定の適用については、第 2「屋内消火栓設備」9.(4)の基準を準用する。

10　総合操作盤

総合操作盤は、関連規定によるほか、第 25「総合操作盤」によること。

関 連 規 定		
規則第 22 条	第 1 項	第 11 号
その他	「総合操作盤の基準を定める件」（平成 16 年消防庁告示第 7 号） 「総合操作盤の設置方法を定める件」（平成 16 年消防庁告示第 8 号）	

第１０　動力消防ポンプ設備

１　水源等

水源等は、令第 20 条第 4 項第 1 号及び第 3 号の規定によるほか、次によること。

(1)　水源は、原則として貯水槽とすること。◇

(2)　貯水槽を地盤面下に設ける場合は、当該貯水槽において地盤面の高さから 4.5m以内の部分を有効水量とすること。◇

(3)　貯水槽は、屋外の地盤面より高い位置に設ける場合は、耐食性を有する不燃材料で造られたものであること。◇

ただし、ガラス繊維強化プラスチック又はこれと同等以上の強度及び耐食性を有する材料で造られ、かつ、周囲の建築物その他の工作物から 3m以上の距離を保つ等、延焼を防止するための措置を講じる場合は、この限りでない。

(4)　貯水槽は、屋内の地盤面より高い位置に設ける場合は、不燃材料で造られたものであること。◇

ただし、ガラス繊維強化プラスチック又はこれと同等以上の強度を有する材料で造られ、かつ、不燃材料で区画した専用室に設ける場合は、この限りでない。

(5)　貯水槽は、当該貯水槽の周囲に、動力消防ポンプを容易に接近させ、操作するために必要な空地を有するものであること。◇

(6)　有効水量を常時確保しておくため、次のいずれかの措置を講じたものであること。◇

ア　減水警報装置（有効水位を下回った場合に警報を発するもの）を設け、音響装置及び表示灯を常時人がいる場所に設けること。

イ　水槽の外部から水位を確認できる目盛りを設けること。

ウ　水道等からボールタップ等により自動的に補給ができる構造であること。この場合において、水槽の溢水位と給水管の下端の距離を当該給水管の直径の 2 倍以上とするなど、水道等の汚染を防止するための措置を講じたものであること。

２　採水口又は吸管投入孔

(1)　採水口を設ける場合は、次によること。

ア　採水口は、地盤面の高さから 0.5m以上 1m以下で貯水槽の水量を有効に給水できる部分に設けること。◇

イ　採水口の結合金具は、「消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令」（平成 25 年総務省令第 23 号）に規定する呼称 75 のめねじに適合する単口のものであること。★

ウ　採水口のパッキン以外の材質は、日本産業規格 H5120、H5121 若しくは G5501 に適合する材質又はこれらと同等以上の強度及び耐食性を有するものであること。◇

エ　採水口には、防護措置を講じること。◇

オ　採水口に接続する配管は、呼び径 100A 以上のものであること。◇

(2)　吸管投入孔を設ける場合は、次によること。◇

ア　吸管投入孔は、直径 60ｃｍ以上の円が内接することができる大きさであること。

イ　吸管投入孔は、鉄蓋等が取り付けられたものであること。

ウ　吸管投入孔が車両の通行に供される場所に設置されている場合は、鉄蓋等が車両の通行に耐える強度のものであること。

３　動力消防ポンプ

動力消防ポンプ（消防ポンプ自動車又は自動車によって牽引されるものを除く。以下この第10において同じ。）は、関連規定によるほか、次によること。

関 連 規 定		
令第 20 条	第 3 項	
	第 4 項	第 4 号
その他	「動力消防ポンプの技術上の規格」（昭和 61 年自治省令第 24 号）	

(1)　動力消防ポンプは、水源ごとに 1 以上設置すること。◇

(2)　屋外に設ける場合は、雨水等の影響を受けないよう対策を講じること。★

(3)　動力消防ポンプの常置場所には、「動力消防ポンプ常置場所」と表示した標識を設けること。◇

ただし、動力消防ポンプを固定して設ける場合は、この限りでない。

(4)　動力消防ポンプに備えるノズルの口径は、呼称 19ｍｍ以上のものであること。◇

(5)　動力消防ポンプによる消火活動が十分に行えるよう、次のいずれかの措置を講じること。◇

ア　操作及び取扱いに習熟した者を常駐させておくこと。

イ　動力消防ポンプを固定し、配管により貯水槽と接続しておくこと。

４　配管等

配管等は、次によること。

(1)　配管等の材質は、規則第 12 条第 1 項第 6 号ニ、ホ及びトの規定の例によるほか、仕切弁及び逆止弁は、日本産業規格 B2011、B2031 若しくは B2071 又はこれと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するものであること。◇

(2)　配管は、必要に応じて地震による震動等に耐えるための有効な措置を講じたものであること。◇

第１１　自動火災報知設備

１　受信機

(1)　設置方法

受信機の設置方法は、関連規定によるほか、次によること。

関 連 規 定	
規則第 24 条	第 2 号、第 6 号、第 8 号
規則第 24 条の 2	第 1 号

ア　共同住宅等管理人が不確定な防火対象物に設置する受信機は、居住者及び消防隊が容易に受信機の表示等を確認できる位置に設け、かつ、いたずら防止のための措置を講じること。◇

イ　受信機は、操作上支障となる障害物がないよう、次の(ｱ)から(ｳ)までに掲げる空間を確保すること。★

(ｱ)　扉の開閉に支障のない位置に設けられていること。

(ｲ)　前面は、1m以上の空間が確保されていること。

(ｳ)　背面に扉のあるものは、点検に必要な空間が確保されていること。

ウ　表示窓には、警戒区域の番号及びその名称を容易に消えない方法で記入すること。◇

エ　警戒区域が 5 を超える場合は、原則としてＰ型 1 級の受信機を設けること。

オ　夜間、宿直室等に火災を通報する必要のあるものは、主ベルの鳴動と同時に鳴動する補助的な音響装置又は副受信機を当該宿直室に設けること。◇

カ　温度又は湿度が高く、衝撃、振動が激しい等、受信機の機能に影響を与える場所には設けないこと。★

キ　受信機には、Ｄ種接地を施すこと。

ク　一の建築物は、原則として当該建築物に設置する受信機で監視するものであること。ただし、同一敷地内に 2 以上の建築物があり、管理上やむを得ない場合で、次の(ｱ)から(ｳ)までのいずれかに該当する場合は、各棟を監視する各受信機を省略し、一の受信機により監視することができるものとする。

(ｱ)　次の全てに適合する場合

a　各防火対象物の全警戒区域を表示する受信機が、防災センター、守衛室等の集中的な管理ができる火災受信場所に設けられていること。

b　各防火対象物と受信機相互間には、規則第 24 条第 2 号トに規定する「同時に通話することができる設備」（以下この第 11 において「同時通話装置」という。）が設けられていること。

なお、「同時通話装置」は、次に掲げるもの又はこれらと同等の通話効果が認められるものとすること。

(a)　非常電話

(b)　インターホン

(c)　緊急割込みの機能を有する構内電話

(d)　発信機（Ｐ型 1 級、Ｔ型）

(ｲ)　防火対象物が平屋建てで、警戒区域が 2 以下の場合

(ｳ)　受信機を設置する防火対象物以外の防火対象物には副受信機が設けられおり、当該副受信機からの火災信号等の移報により受信機で監視できる場合

ケ　同一の場所に 2 以上の受信機が設けられている場合は、当該受信機に同時通話装置を設けないことができる。

コ　非常警報設備(放送設備)が設けられる防火対象物については､操作部と併設すること。◇

サ　副受信機を設ける場合における副受信機の操作スイッチは、床面からの高さが 0.8m（いすに座って操作するものにあっては、0.6m）以上 1.5m以下の箇所に設けること。◇

(2)　警戒区域

警戒区域（火災の発生した区域を他の区域と区別して識別することができる最小単位の区域をいう。以下この第 11 において同じ。）は、関連規定によるほか、次によること。

関 連 規 定		
令第 21 条	第 2 項	第 1 号、第 2 号
規則第 23 条	第 1 項	

ア　階段、傾斜路等の警戒区域の設定は、次によること。

(ｱ)　高層建築物における階段及び傾斜路の警戒区域は、垂直距離 45m以下ごとに一の警戒区域とすること。ただし、地階（地階の階数が 1 の防火対象物を除く。）の階段及び傾斜路は、別警戒区域とすること。◇（第 11－1 図参照）

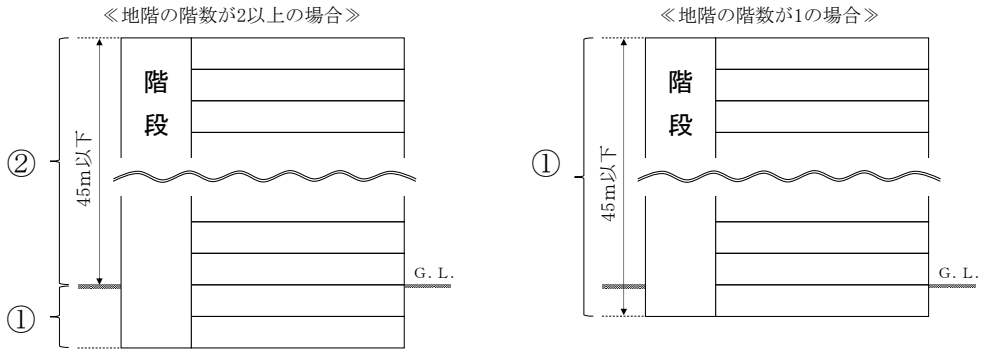

＜第 11－1 図＞

(ｲ)　階段、傾斜路、エレベーターの昇降路、パイプダクトその他これらに類する場所が同一防火対象物に 2 以上ある場合は、それらの位置から水平距離 50mの範囲内にあるものは、同一の警戒区域とすることができる。（第 11－2 図参照）

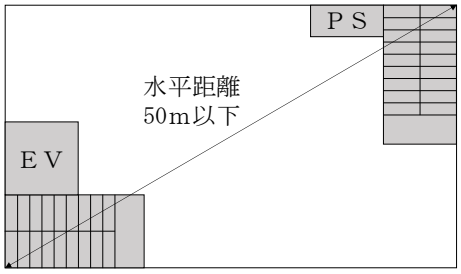

＜第 11－2 図＞

(ｳ)　各階の階段がそれぞれ5m未満の範囲内で異なった位置に設けられている場合（階段室が形成されている場合を除く。）は、一の直通階段とみなすことができる。

(ｴ)　廊下、通路等又は階数が 2 以下の階段は、当該階の居室の警戒区域と同一の警戒区域とすることができる。（第 11－3 図参照）

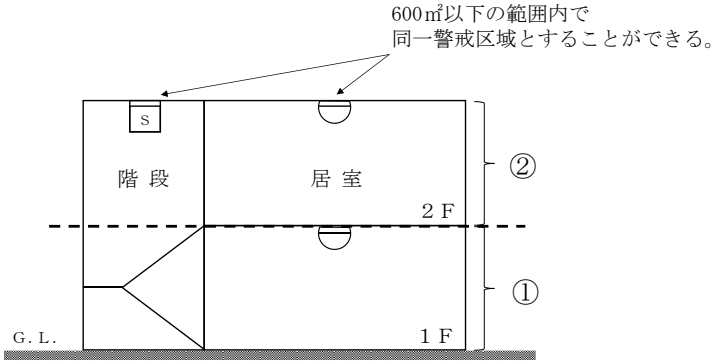

＜第 11－3 図＞

イ　警戒区域の面積は､感知器の設置を免除されている場所も含めて算定すること｡ただし、次のいずれかに該当する部分については、警戒区域の面積から当該部分を除外できるものとする。

なお、警戒区域の算出に当たっては、壁等の中心線を境界線として算出すること。

(ｱ)　開放廊下、バルコニー、屋外階段その他床面積に算出されない部分

(ｲ)　外気に面して開放された上屋（車庫、倉庫等）で、次の 2.(2).ウに規定する「外部の気流が流通する場所」に該当し、感知器が設けられていない部分

ウ　天井裏及び小屋裏と当該部分の直下階の警戒区域の床面積の合計が 600 ㎡以下となる場合は、同一の警戒区域とすることができる。この場合、容易に感知器の作動状況を確認できる点検口を設けること。（第 11－4 図参照）

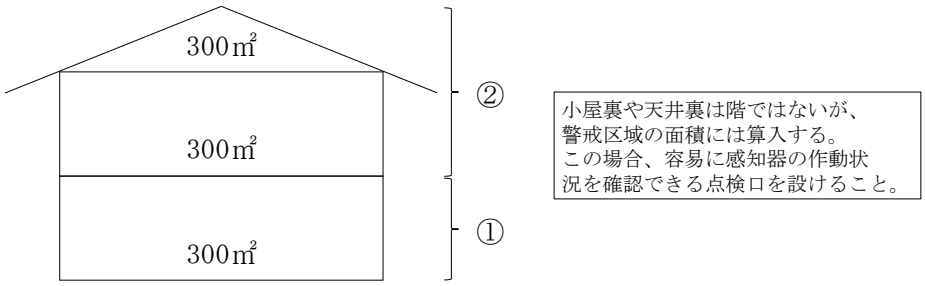

＜第 11－4 図＞

エ　警戒区域の番号は、次によること。◇

(ｱ)　下層階から順に付すること。

(ｲ)　受信機に近い場所から遠い場所へと順に付すこと。

(ｳ)　階段、エレベーターシャフト、ダクト等の竪穴の部分は、各階の居室等の番号のあとに付すること。

オ　防火対象物の主要な出入口からその内部を見通すことができる場合（光電式分離型感知器を設置する場合を除く。）は、令第 32 条の規定の適用により、警戒区域の 1 辺の長さを 100m以下とすることができる。

カ　泡消火設備等の感知部分として自動火災報知設備の感知器のほか、自動開放弁の開放専用の感知器を設置する場合の感知区域は、泡消火設備等の放射区域と同一に設定すること。◇

キ　受信機の一の表示窓には、2 以上の警戒区域を表示しないこと。

(3)　常用電源

常用電源は、規則第 24 条第 3 号の規定によるほか、次によること。

ア　電源の電圧及び容量が適切であること。

イ　電源電圧は、300Ｖ以下とし、150Ｖを超えるものは変圧器の外箱がＤ種接地工事により設置されていること。

ウ　電源は、専用回路とすること。ただし、他の消防用設備等の電源を自動火災報知設備の電源と共用する場合で、これにより自動火災報知設備に障害をおよぼすおそれのないときは、共用することができる。

エ　電源は、配電盤又は分電盤主開閉器又は階別主開閉器の電源側から分岐すること。ただし、第 11－5 図のように配電盤及び分電盤の分岐回路に、それぞれ自動遮断器を設け、分岐回路で発生した電気事故が幹線に波及するおそれがなく、かつ、常用電源が確保されている分電盤の二次側から専用回路として受信機の電源をとる方法については、この限りでない。

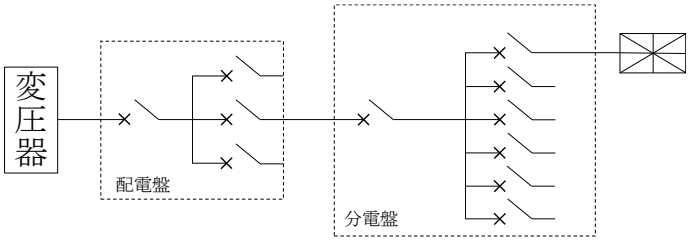

＜第 11－5 図＞

オ　回路の分岐点から 3m以下の箇所に各極を同時に開閉できる開閉器及び過電流遮断器（定格遮断電流 20Ａ以下のもの）を設けること。★

カ　蓄電池設備を常用電源として使用する場合は、「蓄電池設備の基準」（昭和 48 年消防庁告示第 2 号）に適合するものを使用すること。◇

キ　蓄電池設備の出力電圧は、受信機の定格電圧に等しいものであるとともに、蓄電池設備には出力電圧を維持するために十分な容量の充電装置が備えられていること。★

ク　蓄電池から受信機に至る配線の途中に主電源の各極に開閉できる開閉器及び最大負荷電流の 1.5～3.0 倍の定格電流で作動する密閉型のヒューズが設けられていること。★

(4)　非常電源

非常電源は、関連規定によるほか、次によること。

関 連 規 定		
令第 21 条	第 2 項	第 4 号
規則第 24 条		第 4 号
その他	「耐火電線の基準」（平成 9 年消防庁告示第 10 号）	

ア　非常電源は、第 24「非常電源」によること。

イ　受信機の予備電源が非常電源の容量を上回るときは、非常電源の設置を省略することができる。

なお、予備電源については、品質評価品を使用すること。◇

２　感知器

(1)　感知器の選択基準

ア　環境状態に適応する感知器の選択

環境状態に適応する感知器の選択は、規則第 23 条第 4 項から第 8 項までの規定によるほか、次によること。

(ｱ)　多信号感知器又は複合式感知器以外の感知器

a　規則第 23 条第 4 項第 1 号ニ(ｲ)から(ﾄ)まで及び同号ホ(ﾊ)に掲げる場所に設置する感知器は、第 11－1 表によること。

b　規則第 23 条第 5 項各号又は第 6 項第 2 号若しくは第 3 号に掲げる場所のうち、第 11－2 表の環境状態の項に掲げる場所で、非火災報又は感知の遅れが発生するおそれがあるときは、規則第 23 条第 5 項各号に掲げる場所にあっては、同表中の適応煙感知器又は炎感知器を、規則第 23 条第 6 項第 2 号又は第 3 号に掲げる場所にあっては、同表中の適応熱感知器、適応煙感知器又は炎感知器を設置すること。

なお、煙感知器を設置したのでは、非火災報が頻繁に発生するおそれ又は感知が著しく遅れるおそれのある環境状態にある場所にあっては、規則第 23 条第 4 項第 1 号ニ(ﾁ)に掲げる場所として同表中の適応熱感知器又は炎感知器を設置すること。

(ｲ)　多信号感知器及び複合式感知器の設置

多信号感知器及び複合式感知器の設置については、その有する種別、公称作動温度又は当該感知回路の蓄積機能の有無の別に応じ、そのいずれもが前(ｱ)により適応する感知器を設置すること。

(ｳ)　次に掲げる防火対象物のうち、就寝施設（宿泊室、病室、入居室、入所室、宿直室、仮眠室等）として用いる居室は、煙感知器を設けること。◇

a　令別表第 1(5)項イに掲げる防火対象物

b　令別表第 1(6)項イ(1)から(3)まで及び(6)項ロに掲げる防火対象物

c　令別表第 1(6)項ハ（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）に掲げる防火対象物

d　令別表第 1(16)項イ（前 a から c までに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。）に掲げる防火対象物

(ｴ)　規則第 23 条第 5 項第 6 号に掲げる場所のうち、次のいずれかに該当する場合は、令第 32 条の規定の適用により、煙感知器、熱煙複合式スポット型感知器又は炎感知器を熱感知器（差動式又は補償式のものにあっては 1 種又は 2 種のもの、定温式のものにあっては特種又は 1 種のものに限る。）とすることができる。

なお、令第 32 条の規定の適用により、押入れ部分に熱感知器を設ける場合は、定温式感知器又は補償式感知器を設けること。

a　天井裏又は小屋裏

b　押入れ及び小規模倉庫

c　2の階以下で水平区画されたパイプシャフトその他これらに類する場所

d　複合用途防火対象物のうち、個人の住居の用に供する部分及び共同住宅部分（個人の住居の用に供する部分に限る。）

e　規則第5条の5第1項に規定する普通階に該当する地階部分（規則第23条第5項第1号から第5号までに掲げる場所を除く。）

f　規則第23条第5項第1号から第5号までに掲げる場所以外の場所で、次の(a)から(e)までの要件に適合する場所

(a)　居室に該当しないこと。

(b)　天井の高さは、2.5m以下であること。

(c)　耐火構造の壁及び床で区画され、かつ、開口部に防火設備である防火戸（随時開くことができる自動閉鎖装置付きのものに限る。）が設けられていること。

(d)　前(c)の区画された部分の床面積は、40㎡以下であること。

(e)　前(c)の区画された部分の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げは、準不燃材料であること。

＜第11－1表＞

設置場所			適応熱感知器									炎感知器	備考
環境状態		具体例	差動式スポット型		差動式分布型		補償式スポット型		定温式		熱アナログ式スポット型		
			1種	2種	1種	2種	1種	2種	特種	1種			
規則第23条第4項第1号ニ(イ)から(ト)までに掲げる場所及び同号ホ(ハ)に掲げる場所	じんあい、微粉等が多量に滞留する場所	ごみ集積所、荷捌所、塗装室、紡績･製材・石材等の加工場等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1. 規則第23条第5項第6号の規定による地階、無窓階及び11階以上の部分では、炎感知器を設置しなければならないとされているが､炎感知器による監視が著しく困難な場合等については、令第32条の規定を適用して､適応熱感知器を設置できるものであること。 2. 差動式分布型感知器を設ける場合は、検出部にじんあい、微粉等が侵入しない措置を講じたものであること。 3. 差動式スポット型感知器又は補償式スポット型感知器を設ける場合は、じんあい、微粉等が侵入しない構造のものであること。 4. 定温式感知器を設ける場合は、特種が望ましいこと。 5. 紡績･製材の加工場等火災拡大が急速になるおそれのある場所に設ける場合は､定温式感知器にあっては特種で公称作動温度 75℃以下のもの、熱アナログ式スポット型感知器にあっては火災表示に係る設定表示温度を 80℃以下としたものが望ましいこと。
	水蒸気が多量に滞留するする場所	蒸気洗浄室、脱衣室、湯沸室、消毒室等	○	○	×	○	×	○	○	○	○	×	1. 差動式分布型感知器又は補償式スポット型感知器は､急激な温度変化を伴わない場所に限り使用すること。 2. 差動式分布型感知器を設ける場合は､検出部に水蒸気が侵入しない措置を講じたものであること。 3. 差動式スポット型感知器､補償式スポット型感知器､定温式感知器又は熱アナログ式スポット型感知器を設ける場合は、防水型を使用すること。
	腐食性ガスが発生するおそれのある場所	メッキ工場、バッテリー室、汚水処理場等	×	×	○	○	○	○	○	○	○	×	1. 差動式分布型感知器を設ける場合は、感知器が被覆され、検出部が腐食性ガスの影響を受けないもの又は検出部に腐食性ガスが侵入しない措置を講じたものであること。 2. 補償式スポット型感知器､定温式感知器又は熱アナログ式スポット型感知器を設ける場合は、腐食性ガスの性状に応じ､耐酸型又は耐アルカリ型を使用すること。 3. 定温式感知器を設ける場合は、特種が望ましいこと。

規則第23条第4項第1号ニ(イ)から(ト)までに掲げる場所及び同号ホ(ハ)に掲げる場所	厨房その他正常時において煙が滞留する場所	厨房室、調理室、溶接作業所等	×	×	×	×	×	×	○	○	○	×	厨房、調理室等で高湿度となるおそれのある場所に設ける感知器は、防水型を使用すること。
	著しく高温となる場所	乾燥室、殺菌室、ボイラー室、鋳造室、映写室、スタジオ等	×	×	×	×	×	×	○	○	○	×	
	排気ガスが多量に滞留する場所	駐車場、車庫、荷物取扱所、車路、自家発電室、トラックヤード、エンジンテスト室等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.　規則第23条第5項第6号の規定による地階、無窓階及び11階以上の部分では、炎感知器を設置しなければならないとされているが、炎感知器による監視が著しく困難な場合等については、令第32条の規定を適用して、適応熱感知器を設置できるものであること。 2.　熱アナログ式スポット型感知器を設ける場合は、火災表示に係る設定表示温度は60℃以下であること。
	煙が多量に流入するおそれのある場所	配膳室、厨房の前室、厨房内にある食品庫、ダムウェーター、厨房周辺の廊下及び通路、食堂等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	1.　固形燃料等の可燃物が収納される配膳室、厨房の前室等に設ける定温式感知器は、特種のものが望ましいこと。 2.　厨房周辺の廊下及び通路、食堂等については、定温式感知器を使用しないこと。 3.　上記2の場所に熱アナログ式スポット型感知器を設ける場合は、火災表示に係る設定表示温度は60℃以下であること。
	結露が発生する場所	スレート又は鉄板で葺いた屋根の倉庫・工場、パッケージ型冷却機専用の収納室、密閉された地下倉庫、冷凍室の周辺等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	1.　差動式スポット型感知器、補償式スポット型感知器、定温式感知器又は熱アナログ式スポット型感知器を設ける場合は、防水型を使用すること。 2.　補償式スポット型感知器は、急激な温度変化を伴わない場所に限り使用すること。
	火を使用する設備で火炎が露出するものが設けられている場所	ガラス工場、キューポラのある場所、溶接作業所、厨房、鋳造所、鍛造所等	×	×	×	×	×	×	○	○	○	×	

(注1)　○印は当該場所に適応することを示し、×印は当該設置場所に適応しないことを示す。
(注2)　設置場所の欄に掲げる「具体例」については、感知器の取付け面の付近（炎感知器にあっては公称監視距離の範囲）が、「環境状態」の欄に掲げるような状態にあるものを示す。
(注3)　差動式スポット型、差動式分布型及び補償式スポット型の1種は感度が良いため、非火災報の発生については、2種に比べて不利な条件にあることに留意すること。
(注4)　差動式分布型3種及び定温式2種は、消火設備と連動する場合に限り使用できること。
(注5)　多信号感知器にあっては、その有する種別、公称作動温度の別に応じ、そのいずれもが表1により適応感知器とされたものであること。

＜第 11－2 表＞

設置場所		適応熱感知器					適応煙感知器						炎感知器	備考
環境状態	具体例	差動式スポット型	差動式分布型	補償式スポット型	定温式	熱アナログ式スポット型	イオン化式スポット型	光電式スポット型	イオン化アナログ式スポット型	光電アナログ式スポット型	光電式分離型	光電アナログ式分離型		
喫煙による煙が滞留するような換気の悪い場所	会議室、応接室、休憩室、控室、楽屋、娯楽室、喫茶室、飲食室、待合室、キャバレー等の客室、集会場、宴会場等	○	○	○				○＊		○＊	○	○		
就寝施設として使用する場所	ホテルの客室、宿泊室、仮眠室等						○＊	○＊	○＊	○＊	○	○		
煙以外の微粒子が浮遊している場所	廊下、通路等						○＊	○＊	○＊	○＊	○	○	○	
風の影響を受けやすい場所	ロビー、礼拝堂、観覧場、塔屋にある機械室等		○					○＊		○＊	○	○	○	
煙が長い距離を移動して感知器に到達する場所	階段、傾斜路、エレベーター昇降路等							○		○	○	○		光電式スポット型感知器又は光電アナログ式スポット型感知器を設ける場合は、当該感知器回路に蓄積機能を有しないこと。
燻焼火災となるおそれのある場所	電話機械室、通信機室、電算機室、機械制御室等							○		○	○	○		
大空間で、かつ、天井が高いこと等により熱及び煙が拡散する場所	体育館、航空機の格納庫、高天井の倉庫･工場、観覧席上部等で感知器取付け高さが 8ｍ以上の場所		○								○	○	○	

(注 1)　○印は、当該設置場所に適応することを示す。
(注 2)　○＊印は、当該設置場所に煙感知器を設ける場合は、当該感知器回路に蓄積機能を有することを示す。
(注 3)　設置場所の欄に掲げる「具体例」については、感知器の取付け面の付近（光電式分離型感知器にあっては光軸、炎感知器にあっては公称監視距離の範囲）が、「環境状態」の欄に掲げるような状態にあるものを示す。
(注 4)　差動式スポット型、差動式分布型、補償式スポット型及び煙式（当該感知器回路に蓄積機能を有しないもの）の 1 種は感度が良いため、非火災報の発生については、2 種に比べて不利な条件にあることに留意すること。
(注 5)　差動式分布型 3 種及び定温式 2 種は、消火設備と連動する場合に限り使用すること。
(注 6)　光電式分離型感知器は、正常時に煙等の発生がある場合で、かつ、空間が狭い場所には適応しない。
(注 7)　大空間で、かつ、天井が高いこと等により熱及び煙が拡散する場所で、差動式分布型又は光電式分離型 2 種を設ける場合にあっては 15m未満の天井高さに、光電式分離型 1 種を設ける場合にあっては 20m未満の天井高さで設置するものであること。
(注 8)　多信号感知器にあっては、その有する種別、公称作動温度の別に応じ、そのいずれもが第 11－2 表により適応感知器とされたものであること。
(注 9)　蓄積型の感知器又は蓄積式の中継器若しくは受信機を設ける場合は、規則第 24 条第 7 号の規定によること。

イ　取付け面の高さに応じた感知器の選択

設置場所の床面からの高さに応じた感知器の選択は、規則第 23 条第 4 項第 2 号の規定によるほか、次によること。

(ｱ)　規則第 23 条第 4 項第 2 号に規定する取付け面の高さは、次の図式により計算し、取付け面の高さに適応する感知器を設けること。ただし、周囲の状況から判断して、出火が予想される収納物等が通常の状態において床面より高い位置で収納される倉庫、格納庫にあっては、この限りでない。（第 11－6 図参照）

$$\text{取付け面の高さ（h）} = \frac{\text{取付け面の最高部（H）＋取付け面の最低部（H′）}}{2}$$

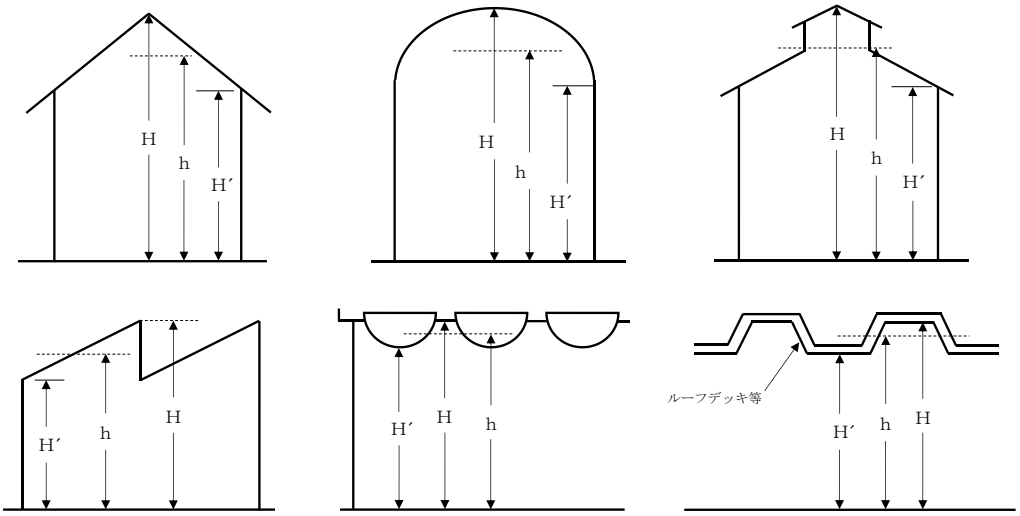

＜第 11－6 図＞

(ｲ)　規則第 23 条第 4 項第 2 号に規定する取付け面の高さに応じた感知器がないものについては、有効に火災を感知できる部分に限り、令第 32 条の規定を適用し、第 11－1 表及び第 11－2 表に定める感知器を設置できるものとする。

ウ　固定式の消火設備を設置する場合の感知器の種別

固定式の消火設備を設置する場合の感知器は、第 11－3 表によること。◇

＜第 11－3 表＞

種別 ／ 使用場所		差動式又は補償式	定温式		イオン化式スポット型又は光電式スポット型
			特定主要構造部が耐火構造の場合	その他の場合	
消火設備のある場所	消火設備と連動しない場合	1 種又は 2 種	特種又は 1 種	特種	1 種又は 2 種
	消火設備と連動する場合	2 種又は 3 種	1 種又は 2 種	1 種又は 2 種	2 種又は 3 種

(2)　感知器の設置を要しない部分

感知器の設置を要しない部分は、関連規定によるほか、次によること。

関 連 規 定		
令第 21 条	第 2 項	第 3 号
規則第 23 条	第 4 項	第 1 号イからハ

ア　次のいずれかに該当する場所については、感知器を設置しないことができる。

(ｱ)　金属等の溶融、鋳造又は鍛造設備のある場所のうち、感知器により有効に感知できない部分

(ｲ)　便所（便所内に設けられたＳＫを含む。）、浴室及びこれらに類する場所。

なお、浴室の天井裏に天井組込み形衣類乾燥･暖房等用電気機器を設ける場合で、当該機器が別記２「浴室に設ける天井組込み形衣類乾燥･暖房等用電気機器の設置基準」に適合しない場合は、令第 21 条第 2 項第 3 号ただし書及び(ｸ)の規定にかかわらず、当該機器の上部に定温式の感知器を設置すること。◇（第 11－7 図参照）

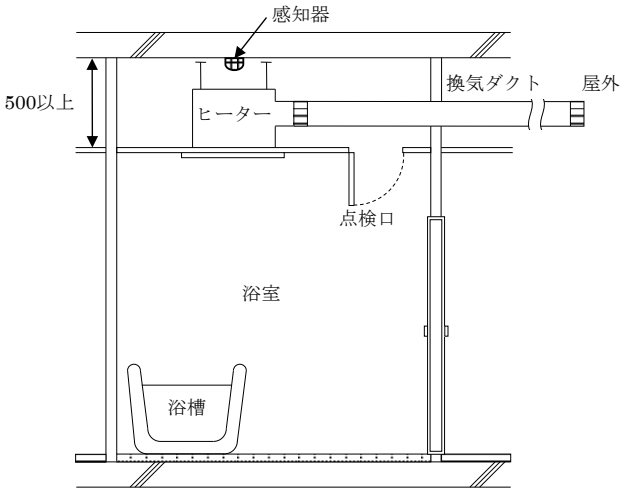

＜第 11－7 図＞

(ｳ)　振動が著しく、感知器の機能の保持が困難な場所

(ｴ)　狭隘な天井裏等で感知器の設置、維持を行うことが困難な場所

(ｵ)　不燃材料で造られている防火対象物又はその部分で、出火の危険がないと認められる場合又は出火源となる設備、物件が原動機、電動機等にして出火のおそれが著しく少なく、延焼拡大のおそれがないと認められるもので、次のいずれかに該当するもの

ａ　浄水場、汚水処理場等の用途に供する建築物で、内部の設備が水管、貯水池又は貯水槽のみである部分

ｂ　プール、プールサイド（売店等の附属施設を除く。）及びアイススケートリンクの滑走路部分

ｃ　抄紙工場、サイダー、ジュース工場等の洗浄、充填場等の部分

ｄ　不燃性の金属、石材等の加工工場で可燃性のものを収納又は取り扱わない部分

ｅ　倉庫、塔屋部分等にして、不燃性の物品のみを収納する部分

ｆ　腐食性ガスが発生し、感知器の機能に支障を及ぼすおそれのある部分

(ｶ)　開口部に特定防火設備である防火戸又はこれと同等以上のものを設けている金庫室

(ｷ)　恒温室、冷蔵室等で、火災を早期に感知することができる自動温度調節装置（冷蔵室等の温度状況を常時有効に監視できる指示温度計又は自動温度計を用いた自動温度表示装置をいう。以下この第 11 において同じ。）を守衛室その他常時人がいる場所に設けている部分。ただし、一の床面積が 30 ㎡を超える冷蔵室等は、自動温度表示装置のほか、次に掲げる設備を設けているものであること。

ａ　自動温度表示装置又はその直近の箇所に、冷蔵室等の温度が設定温度より上昇した場合に、警報音を発する音響装置（ベル、ブザー等）を設けること。

ｂ　音響装置の音圧は、取り付けられた音響装置の中心から 1m離れた位置で 70ｄＢ以上あること。

ｃ　自動温度表示装置及び音響装置の電源は、次によること。

(a)　電源は、交流低圧屋内幹線で電源までの配線の途中で他の配線を分岐させていないこと。

(b)　開閉器には、自動温度表示装置及び音響装置用のものである旨の表示を設けること。

ｄ　配線は、電気工作物に係る法令の規定によること。

(ｸ)　建基法第 2 条第 9 号の 3 イ若しくはロのいずれかに該当する建築物の天井裏、小屋裏等で、不燃材料の壁、天井及び床で区画された部分。

なお、天井裏等の部分とパイプシャフトその他これらに類する場所（以下この第 11 において「ＰＳ等」という。）が同一の空間となる場合における感知器の設置に係る取扱いについては、別記３「天井裏の部分等に係る感知器の取扱い」によること。

(ｹ)　床の間又は踏込みで、当該部分の床面積が 2 ㎡未満のもの

(ｺ)　通行の用のみに供される風除室

(ｻ)　パイプシャフトその他これらに類する場所のうち、次のいずれかに適合するもの

ａ　水平断面積（内法寸法）が 1 ㎡未満のもの

なお、パイプシャフト等の開口部（ｂ部分）の面積が 1 ㎡未満の場合でも、パイプシャフト等の断面積（ａ＋ｂ部分）が 1 ㎡以上の場合は、感知器を設けること。（第 11－8 図参照）

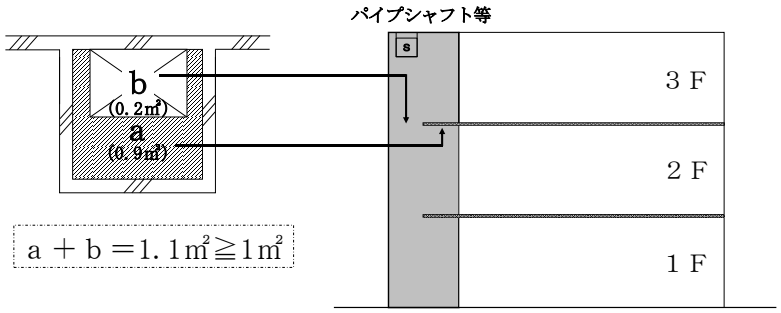

＜第 11－8 図＞

ｂ　前ａ以外のもので、次のいずれかに適合するもの

(a)　2 の階以下ごとに耐火構造の壁及び床で区画され、かつ、開口部に防火設備である防火戸又はこれと同等以上のものが設けられているもの

(b)　給水管及び排水管のみで可燃物が存置されていないもの

(ｼ)　1 ㎡未満で寝具類以外の物品を収容する押入れ、物置、ショーケース等

(ｽ)　前(ｼ)以外の押入れ、物置等で、上部の天井裏に感知器を設けた場合又は居室に設けた感知器により有効に火災を感知できると認められる場合（第 11－9 図から第 11－14 図参照）

a　押入等の壁面及び天井面が不燃材料の場合

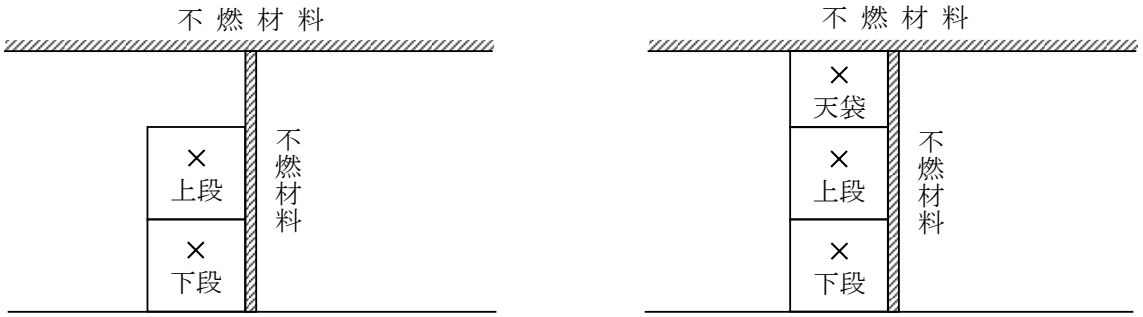

＜第 11－9 図＞

b　押入等の壁面及び天井面が不燃材料以外の場合

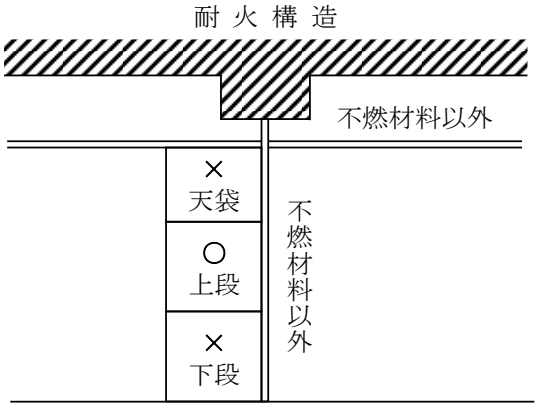

＜第 11－10 図＞

c　天井裏に感知器がある場合

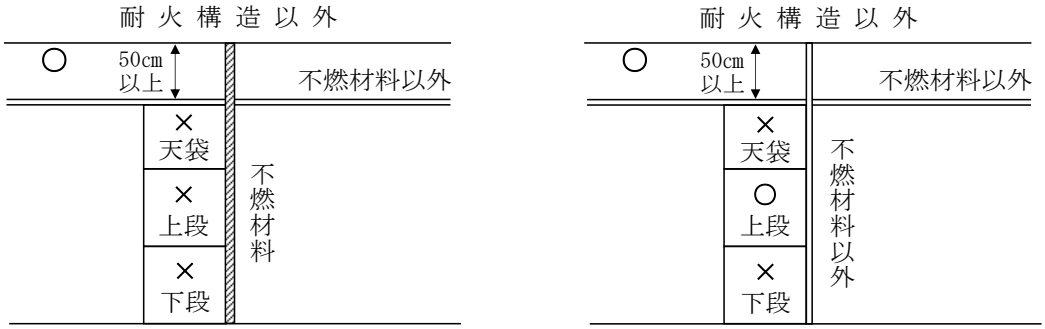

＜第 11－11 図＞

ｄ　天井裏に感知器がない場合

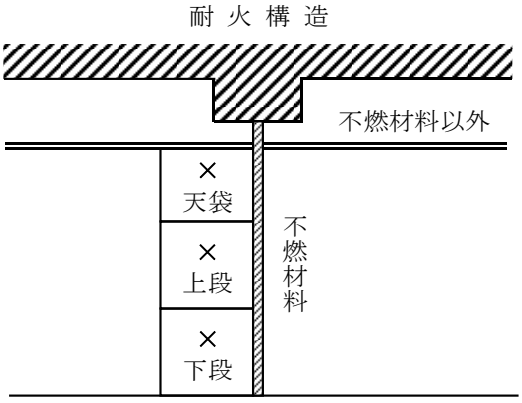

＜第 11－12 図＞

ｅ　天井裏が 50 ㎝未満の場合

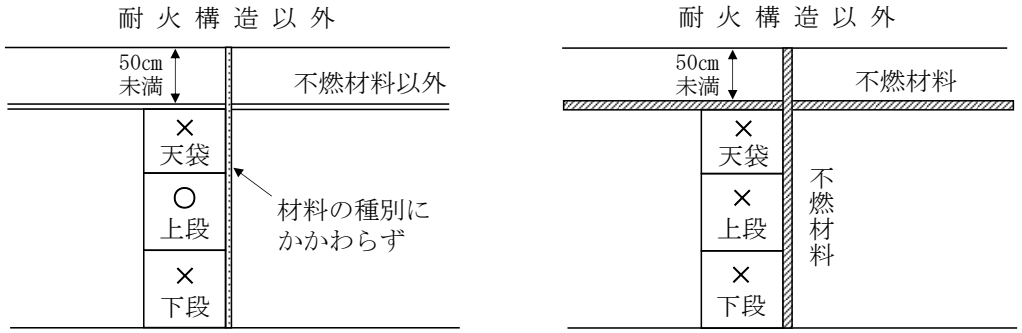

＜第 11－13 図＞

ｆ　1 箇所の押入等を 2 室で使用する場合

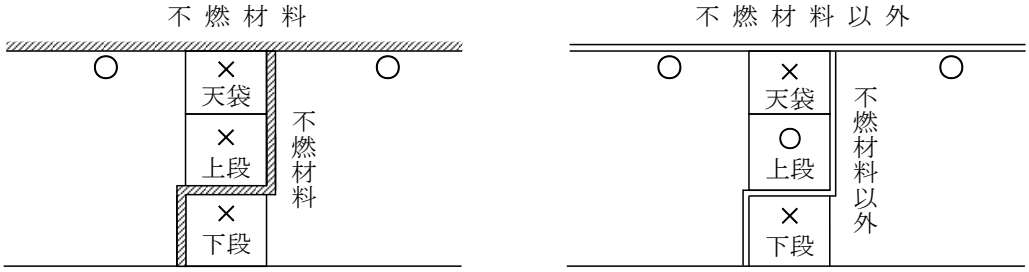

＜第 11－14 図＞

イ　規則第 23 条第 4 項第 1 号ロの取扱いについては、次によること。

(ｱ)　規則第 23 条第 4 項第 1 号ロに規定する「外部の気流が流通する場所」は、第 3「スプリンクラー設備」Ⅰ.4.(1).イを準用すること。

(ｲ)　第 2 章第 9「水噴霧消火設備等の設置に関する取扱い」1.(1).ア.(ｲ)に適合する多段式の自走式自動車車庫については、同基準 1.(1).ア.(ｲ).ｂに示す開口部から 5m未満の範囲の部分は、規則第 23 条第ｋ4 項第 1 号ロに規定する「外部の気流が流通する場所」に該当するものとして取り扱うものとする。

ウ　上屋その他外部の気流が流通する場所又は天井等の高さが 20m以上である場所で、当該場所が用途上可燃物品の存置が少ない等により、火災発生の危険が著しく少ない場合

又は火災が発生した場合延焼のおそれが著しく少ないと認められる場合は、炎感知器の設置を免除して差し支えないものとする。

(3)　感知器の機能

ア　腐食性ガス等の発生する場所に設ける場合は、耐酸型又は耐アルカリ型の感知器とすること。

イ　じんあい、可燃性ガス、蒸気が滞留するおそれのある場所に設ける場合は、防爆型の感知器とすること。

ウ　水蒸気等が著しく発生するおそれのある場所（厨房、消毒室、脱衣室、湯沸室等）に設ける場合は、防水型の感知器とすること。

(4)　取付け位置

感知器の取付け位置は、関連規定によるほか、次によること。

関 連 規 定		
規則第 23 条	第 4 項	第 3 号イ、第 4 号ロ、第 4 号の 2 イ、第 4 号の 3 イ、第 5 号イ、第 7 号イからニ、第 7 号の 2、第 7 号の 3、第 7 号の 4、第 7 号の 5、第 8 号、第 9 号

ア　取付け面からの距離

天井面にルーフデッキ等を使用する場合における感知器の取付け面から下端までの距離（H）は、当該ルーフデッキ等の最頂部から感知器の下端までの距離とすること。（第 11－15 図参照）

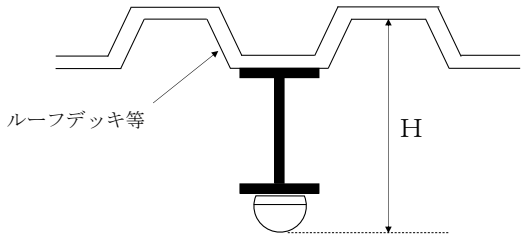

＜第 11－15 図＞

イ　空気吹き出し口からの位置

規則第 23 条第 4 項第 8 号に規定する「換気口等の空気吹出し口」からの位置は、次によること。

(ｱ)　吹出し方向が固定されている場合等で、感知器に直接風圧がかからない位置に設けられるものについては、規則第 23 条第 4 項第 8 号の規定に適合するものとして取り扱うものとする。（第 11－16 図参照）

(ｲ)　換気口等の空気吹出し口が天井面から 1m未満の壁体に設けられている場合は、当該吹出し口から 1.5m以上離して感知器を設けること。ただし、吹出し口が天井面から 1m以上離れた壁体に設けられる場合は、1.5m以内とすることができる。（第 11－17 図参照）

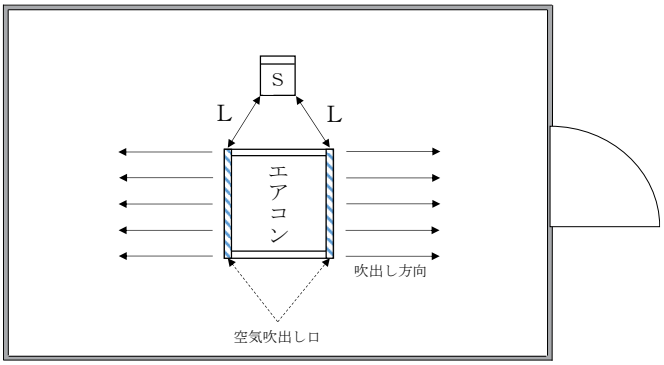

※Ｌを１．５ｍ未満とすることができる

＜第 11－16 図＞

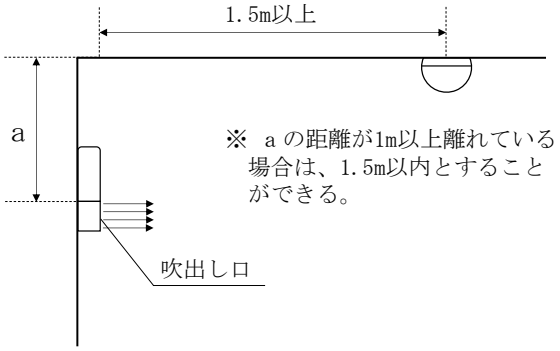

＜第 11－17 図＞

ウ　狭隘な居室

規則第 23 条第 4 項第 7 号イに規定する「天井が低い居室」とは、天井高がおおむね 2.5m未満をいい、「狭い居室」とは、床面積がおおむね 40 ㎡未満の居室をいうこと。

なお、規則第 23 条第 5 項各号の規定により煙感知器を設けなければならない場合において、室の面積が著しく小さく、規則第 23 条第 4 項第 7 号ニ及び第 8 号の各規定を同時に満たす場所がないときは、令第 32 条の規定の適用により、当該各規定によらずとも差し支えないものとする。この場合における感知器の設置場所については、規則第 23 条第 4 項第 8 号の規定を優先し、出入口付近で可能な限り壁から離れた位置に感知器を設けること。（第 11－18 図参照）

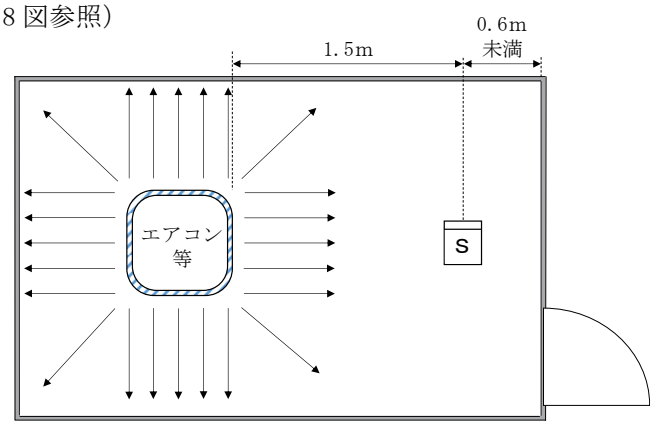

吹出し口から1.5m以上の離隔距離を優先

＜第 11－18 図＞

エ　取付け角度

スポット型感知器（炎感知器を除く。）を 45 度以上の傾斜のある取付け面に設置する場合は、座板等を用いて傾斜しないように設けること。（第 11－19 図参照）

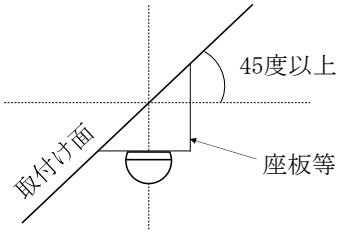

＜第 11－19 図＞

(5)　感知区域

ア　小区画の取扱い

感知器は、取付け面から 40 ㎝（差動式分布型感知器及び煙感知器を設ける場合にあっては 60 ㎝）以上突出したはり等によって区画された部分（以下この第 11 において「感知区域」という。）ごとに、取付け面の高さ及び床面積に応じて必要となる個数の感知器を設けること。ただし、小規模な感知区域（以下この第 11 において「小区画」という。）については、次により取り扱うことができる。

(ｱ)　小区画が連続してある場合

小区画が連続してある場合は、建築物の構造、感知器の種別及び取付け面の高さに応じ、第 11－4 表及び第 11－5 表に定める範囲内で、2 以上の隣接する感知区域を同一の感知区域とすることができる。（第 11－20 図から第 11－22 図参照）

a　熱感知器の場合

＜第 11－4 表＞

感知器種別＼構造		耐火	その他
差動式スポット型 補償式スポット型	1 種	20 ㎡	15 ㎡
	2 種	15 ㎡	10 ㎡
定温式スポット型	特種	15 ㎡	10 ㎡
	1 種	13 ㎡	8 ㎡
熱アナログ式スポット型		15 ㎡	10 ㎡
差動式分布型		20 ㎡	

(a)　差動式スポット型、定温式スポット型、補償式スポット型及び熱アナログ式スポット型

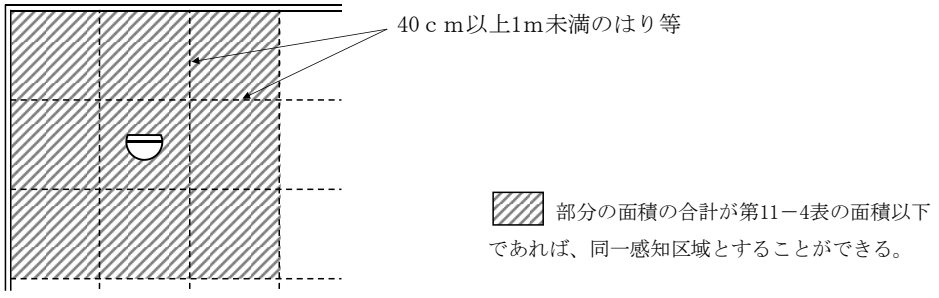

＜第 11－20 図＞

(b)　差動式分布型

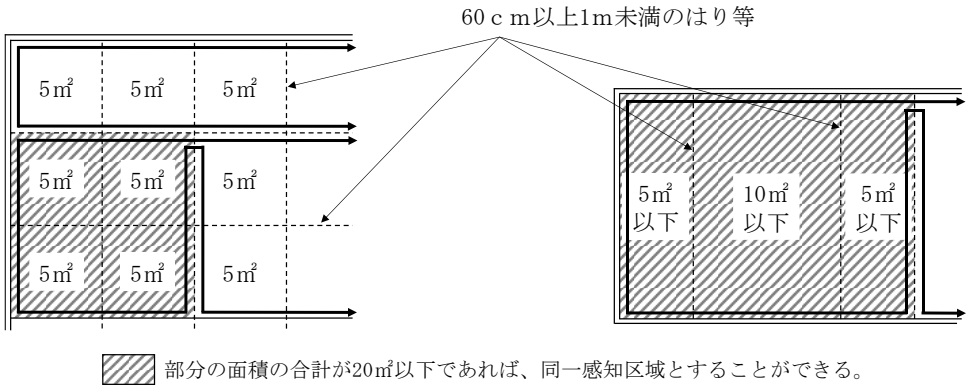

＜第 11－21 図＞

b　煙感知器の場合（イオン化式スポット型、光電式スポット型、イオン化アナログ式スポット型、光電アナログ式スポット型）

＜第 11－5 表＞

感知器種別＼取付け面の高さ	4m未満	4m以上 8m未満	8m以上 15m未満	15m以上 20m未満
1　種	60 ㎡	60 ㎡	40 ㎡	40 ㎡
2　種	60 ㎡	60 ㎡	40 ㎡	－
3　種	20 ㎡	－	－	－

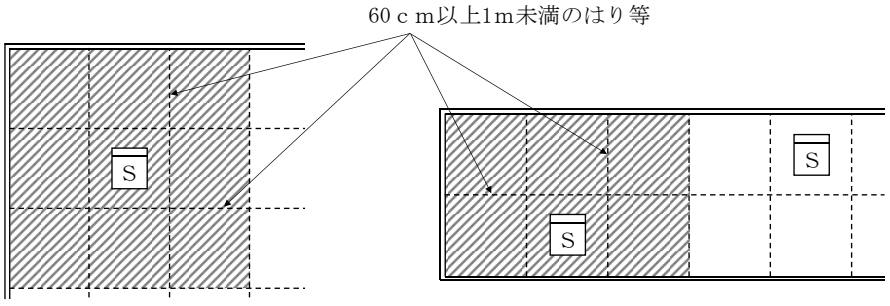

＜第 11－22 図＞

(ｲ)　1 つの小区画が隣接してある場合

1 つの小区画が隣接してある場合で、当該小区画が第 11－6 表の左欄に掲げる感知器の種別に応じ、同表右欄に定める床面積以下のときは、当該小区画を含めて同一の感知区域とすることができる。この場合、感知器は小区画に隣接するように設けること。（第 11－23 図から第 11－26 図参照）

なお、小区画を加えた合計面積は、規則第 23 条第 4 項第 3 号ロ及び第 7 号ホの規定による感知面積の範囲内であること。

＜第 11－6 表＞

感知器種別		小区画の床面積
熱感知器	差動式スポット型、補償式スポット型、定温式スポット型、熱アナログ式スポット型、差動式分布型	5 ㎡
煙感知器	イオン化式スポット型、光電式スポット型、イオン化アナログ式スポット型、光電アナログ式スポット型	10 ㎡

≪差動式スポット型の例≫

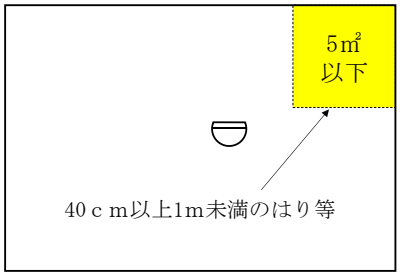

＜第 11－23 図＞

≪光電式スポット型の例≫

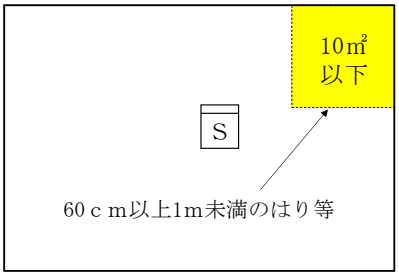

＜第 11－24 図＞

≪差動式分布型の例≫

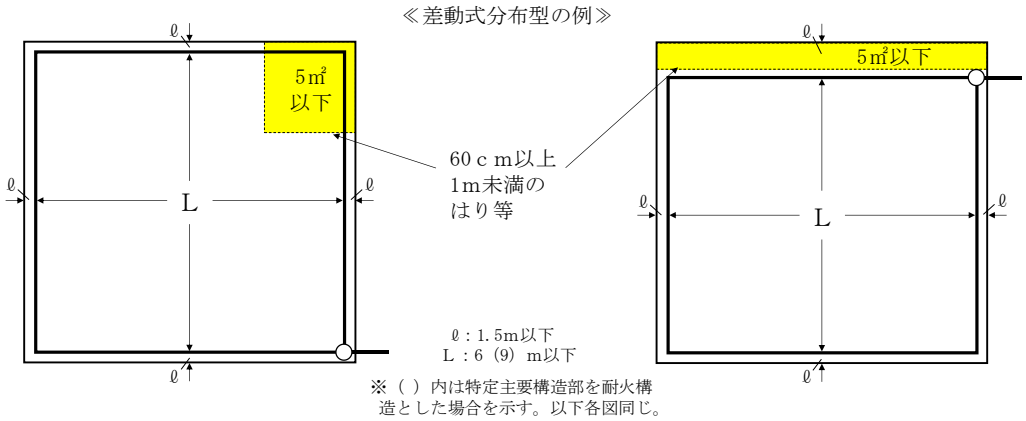

＜第 11－25 図＞　　＜第 11－26 図＞

イ　棚、張出し等がある場合

取付け面（天井面）から下方 50ｃｍ以上の部分に短辺が 3m以上で、かつ、面積が 20 ㎡以上の棚、張出し等（以下この第 11 において「棚等」という。）がある場合は、取付け面とは別の感知区域とすること◇（第 11－27 図参照）。

ただし、ルーバー形状等の開放性のある天井（以下この第 11 において「開放型天井」という。）を設けた場合で、当該開放型天井の上部に設置された感知器により有効に感知できる場合（開放部分の面積の合計が開放型天井のおおむね 70%以上）は、開放型天井の上部にのみ設置すれば足りるものとする。（第 11－28 図参照）

なお、棚等と取付け面との距離が 50ｃｍ未満の場合は、当該棚等に相当する天井面の部分には、感知器の設置を省略することができる。（第 11－29 図参照）

※ スポット型感知器についても、下の図例に準じること

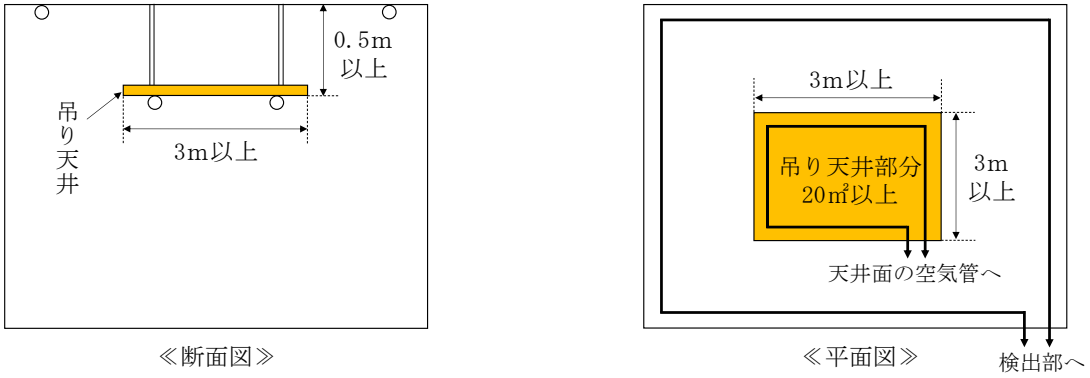

≪断面図≫　≪平面図≫

＜第 11－27 図＞

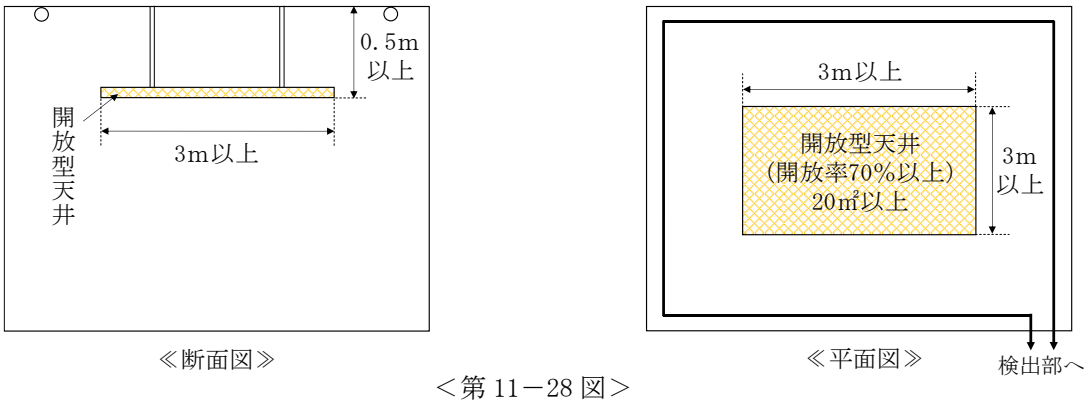

≪断面図≫　≪平面図≫

＜第 11－28 図＞

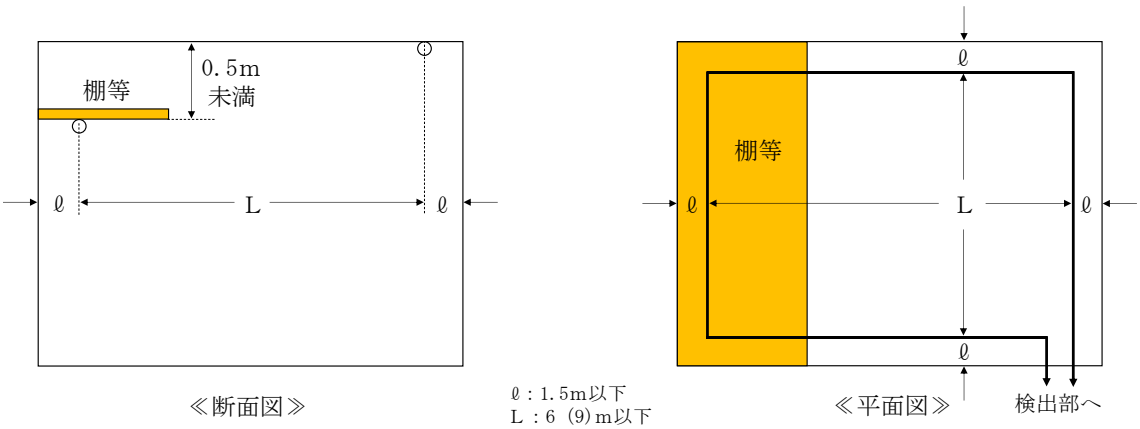

≪断面図≫

ℓ：1.5m以下
L：6（9）m以下

≪平面図≫

＜第 11－29 図＞

ウ　間仕切り壁等を設ける場合

(ｱ)　感知区域を構成する間仕切り壁等の上部に空気の流通する有効な開口部を設けた場合の感知区域の取扱いは、次によること。

a　差動式スポット型、定温式スポット型及び補償式スポット型並びに熱アナログ式スポット型の感知器の感知区域を構成する間仕切り壁等の上方の部分（取付け面から下方 40 ㎝未満の部分に限る。）に、次のいずれかの要件に適合する開口部を設けた

場合は、当該隣接する感知区域を同一の感知区域とすることができる。

(a) 間仕切り壁等の前面に高さ 30 ㎝以上の開口部を設けた場合

(b) 幅及び高さがそれぞれ間仕切り壁等の幅の 1/2 以上（感知区域を構成する間仕切り壁等が 2 面以上ある場合は、長辺の一辺に対する割合とする。）及び 30ｃｍ以上の開口部を設け、当該開口部から 30ｃｍ以内に感知器を設けた場合（第 11-30、31 図参照）

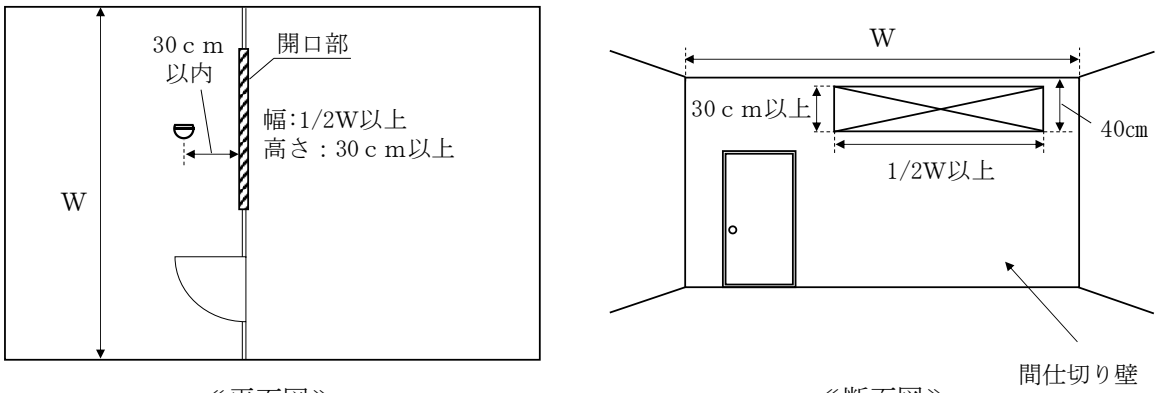

≪平面図≫　　≪断面図≫

＜第 11－30 図＞

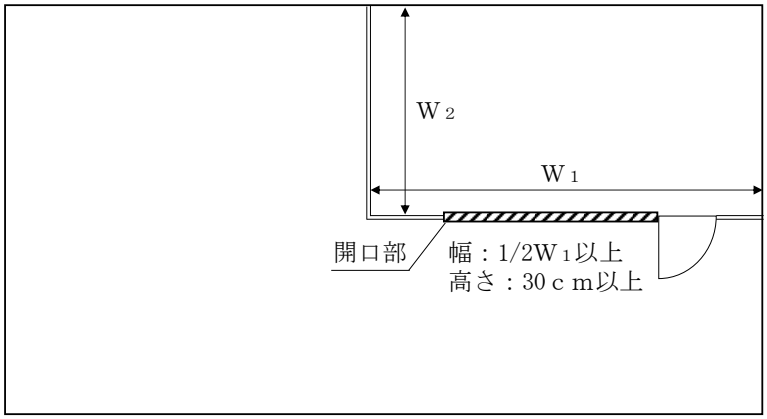

≪平面図≫

※ 感知区域に2面（W1及びW2）以上の間仕切り壁等がある場合は、
開口部の幅は、長辺（W1）の1/2以上とすること。

＜第 11－31 図＞

b　煙感知器の感知区域を構成する間仕切り壁等の上方の部分（取付け面から下方 60ｃｍ未満の部分に限る。）に、次のいずれかの要件に適合する開口部を設けた場合は、当該隣接する感知区域を同一の感知区域とすることができる。

(a)　幅及び高さがそれぞれ 1.8m以上及び 20ｃｍ以上の開口部を設けた場合（第 11－32 図参照）

(b)　幅及び高さがそれぞれ 80ｃｍ以上及び 30ｃｍ以上の開口部を設け、当該開口部から 30ｃｍ以内に感知器を設けた場合（第 11－33 図参照）

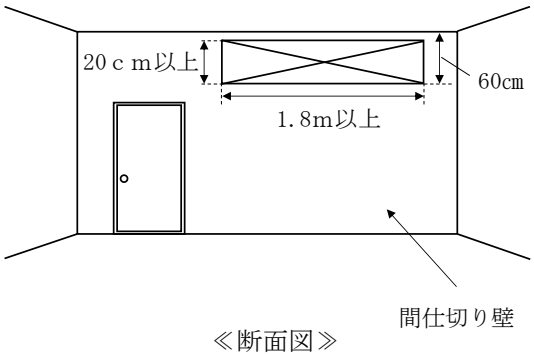

≪断面図≫

＜第 11－32 図＞

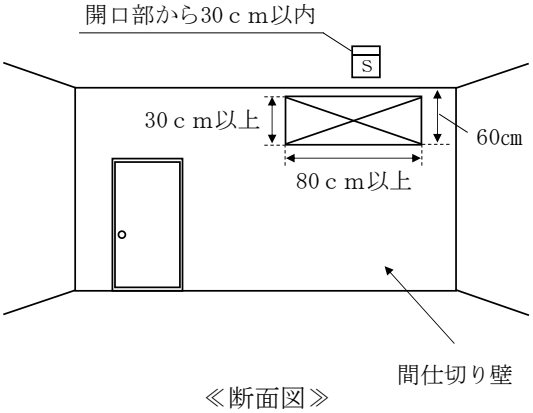

≪断面図≫

＜第 11－33 図＞

(ｲ)　アコーディオンカーテン等により間仕切られた場合は、それぞれ別の感知区域とすること。ただし、布製のカーテン等軽微なもので間仕切られたものについては、この限りでない。

エ　ルーフデッキ等を使用する場合

天井面にルーフデッキ等を使用する場合における感知区域の取扱いは、次によること。

(ｱ)　ルーフデッキ等とはり等に間隔がある場合

ルーフデッキ等とはり等に間隔がある場合におけるはり等の高さ（H）は、ルーフデッキ等の最低部からはり等の下端までとすること。（第 11－34 図参照）

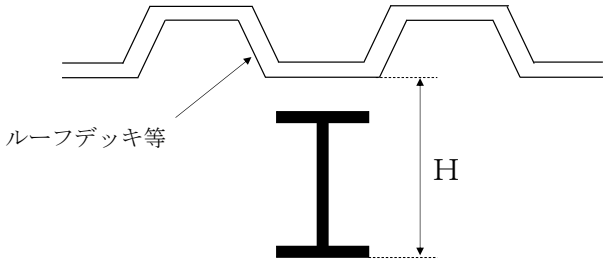

＜第 11－34 図＞

(ｲ)　ルーフデッキ等とはり等に間隔がない場合

ルーフデッキ等とはり等に間隔がない場合におけるはり等の高さ（H）は、ルーフデッキ等の最頂部からはり等の下端までとすること。（第 11－35 図参照）

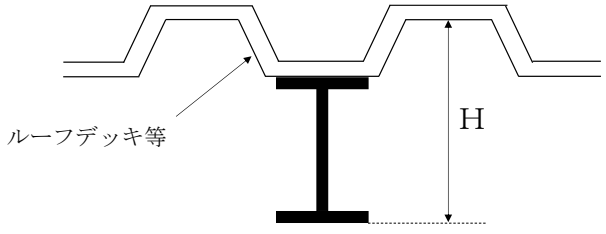

＜第 11－35 図＞

(6)　差動式スポット型、定温式スポット型及び補償式スポット型並びに熱アナログ式スポット型感知器

差動式スポット型、定温式スポット型及び補償式スポット型並びに熱アナログ式スポット型感知器の設置方法は、関連規定によるほか、次によること。

関 連 規 定		
規則第 23 条	第 4 項	第 3 号、第 8 号、第 9 号
	第 7 項	

ア　細長い居室等

短辺が 3m未満の細長い居室等に感知器を設置する場合は、建築物の構造及び感知器の種別に応じ、第 11－7 表に定める歩行距離（L）以内ごとに感知器を 1 個以上設置すること。◇（第 11－36 図参照）

＜第 11－7 表＞

感知器種別 ＼ 構造 ／ 取付け間隔		歩行距離 L	
		耐火構造	耐火以外
差動式スポット型 補償式スポット型	1 種	15m以内	10m以内
	2 種	13m以内	8m以内
定温式スポット型	特種	13m以内	8m以内
	1 種	10m以内	6m以内
熱アナログ式スポット型		13m以内	8m以内

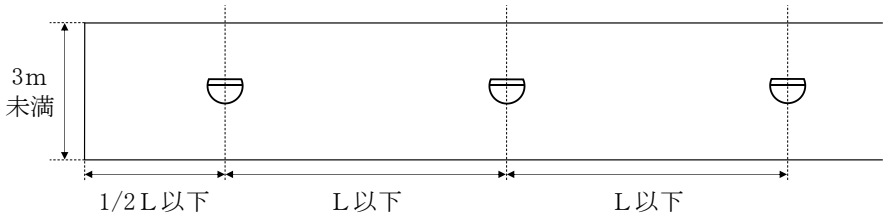

＜第 11－36 図＞

イ　感知器の配置

(ｱ)　感知器は、一の感知区域内で極端に偏在しないように配置すること。◇

ただし、天井の高さが 4m未満の水平面に取り付ける場合で、建築物の構造及び感知器の種別に応じ、第 11－8 表に定める距離以内に設ける場合は、この限りでない。

＜第 11－8 表＞

感知器種別 ＼ 構造 ／ 設置間隔		取付け面各部分から感知器までの距離	
		耐火構造	耐火以外
定温式スポット型	特種	8m以内	6m以内
	1 種	7m以内	5m以内
	2 種	4m以内	3m以内
差動式スポット型	1 種	9m以内	7m以内

補償式スポット型	２種	8m以内	6m以内

(ｲ)　40ｃｍ未満のはり等により区画された部分が連続する場合は、感知器を千鳥配置となるように設けること。◇（第 11－37 図参照）

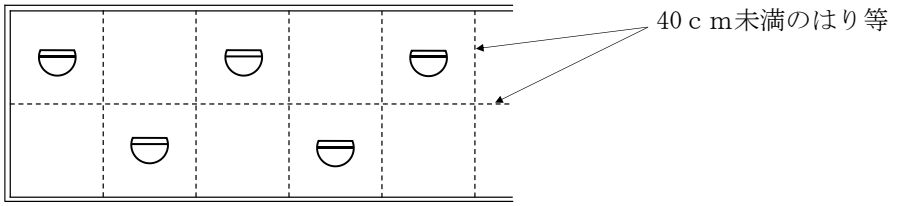

＜第 11－37 図＞

ウ　段違いの天井等

同一室内で感知器の取付け面の高さが異なる部分が存する段違い天井等の取扱いについては、次によること。

(ｱ)　段違いが 40ｃｍ未満の場合

段違い天井等で、段違いの深さが 40ｃｍ未満の場合は、平面天井とみなして同一の感知区域とすることができる。この場合、感知器は主たる取付け面（同一の感知区域内で取付け面の高さが異なる部分がある場合、その取付け面の高さに応じた面積のうち、最も広い部分の取付け面をいう。以下この第 11 において同じ。）に設けること。（第 11－38 図参照）

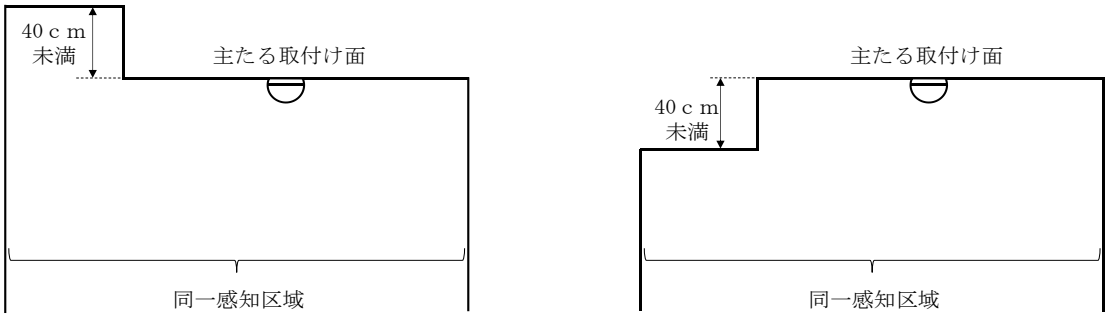

＜第 11－38 図＞

(ｲ)　段違いが 40ｃｍ以上の場合

段違い天井等で、段違いの深さが 40ｃｍ以上の場合は、次によること。

a　居室等の幅が 6m未満の場合

段違い部分を含む居室等の幅が 6m未満の場合は、同一の感知区域とすることができる。この場合、段違いの高い部分の幅が 1.5m以上のときは、感知器を高い天井面に設けること。（第 11－39 図参照）

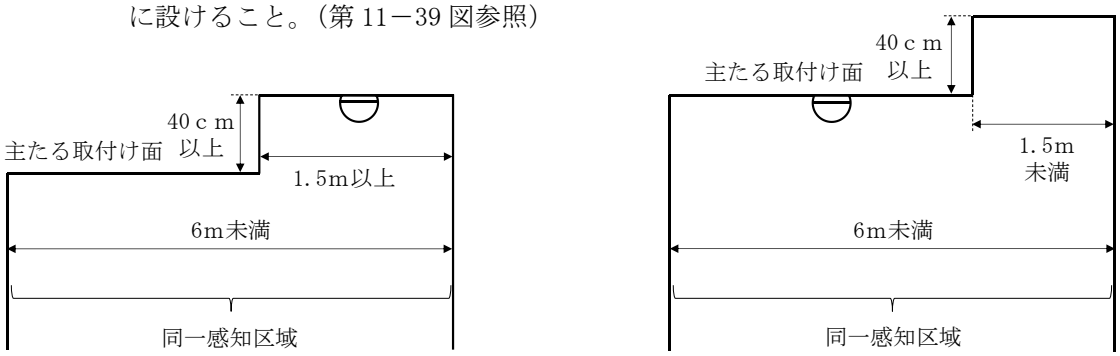

＜第 11－39 図＞

b　居室等の幅が 6m以上の場合

(a)　主たる取付け面が高い場合

段違い部分を含む居室等の幅が 6m以上の場合で、主たる取付け面より 40ｃｍ以上低い段違いがあるときは、段違いの低い部分の幅が 3m未満であれば、同一の感知区域とすることができる。この場合、感知器は主たる取付け面に設けること。（第 11－40 図参照）

(b)　主たる取付け面が低い場合

段違い部分を含む居室等の幅が 6m以上の場合で、主たる取付け面より 40ｃｍ以上高い段違いがあるときは、段違いの高い部分の幅が 1.5m未満であれば、同一の感知区域とすることができる。この場合、感知器は主たる取付け面に設けること。（第 11－41 図参照）

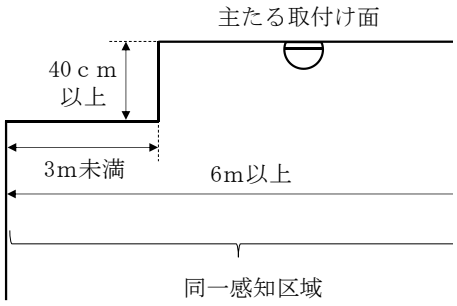

＜第 11－40 図＞

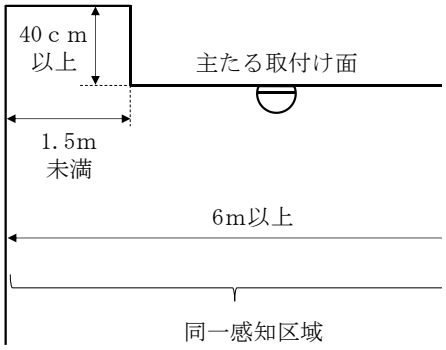

＜第 11－41 図＞

(ｳ)　段違い天井等が中央にある場合

a　段違いの低い部分が中央にある場合

(a)　段違いの高い部分の幅が 1.5m以上で、主たる取付け面の幅が 6m未満の場合は、当該各部分を同一の感知区域とすることができる。この場合、感知器は同一の感知区域となる各部分の合計面積に必要となる個数を高い天井面に設けること。（第 11－42 図参照）

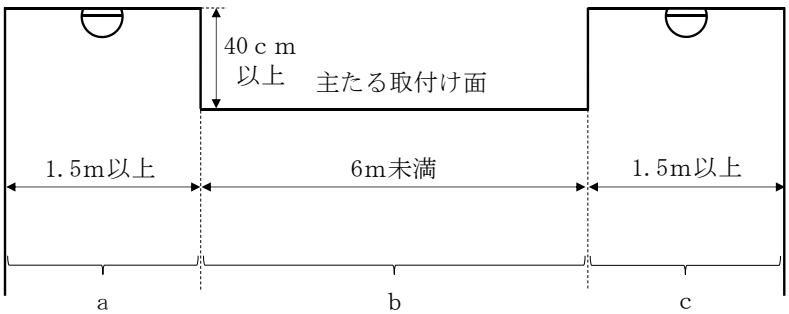

a，b 及びｃを同一感知区域とすることができる。

＜第 11－42 図＞

(b)　段違いの高い部分の幅が1.5m未満で、主たる取付け面の幅が6m以上の場合は、当該各部分を同一の感知区域とすることができる。この場合、感知器は同一の感知区域となる各部分の合計面積に必要となる個数を主たる取付け面に設けること。（第11－43図参照）

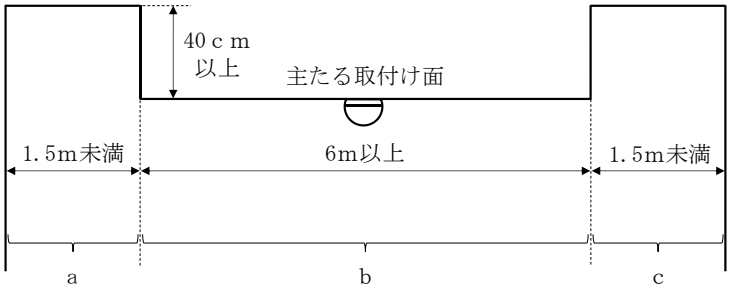

a，ｂ及びｃを同一感知区域とすることができる。

＜第11－43図＞

b　段違いの高い部分が中央にある場合

(a)　段違いの高い部分の幅が3m未満で、主たる取付け面の幅が3m以上の場合は、段違いの高い部分の感知区域をいずれかの低い部分の天井面と同一の感知区域とすることができる。この場合、感知器は同一の感知区域となる各部分の合計面積に必要となる個数を主たる取付け面に設けること。（第11－44図参照）

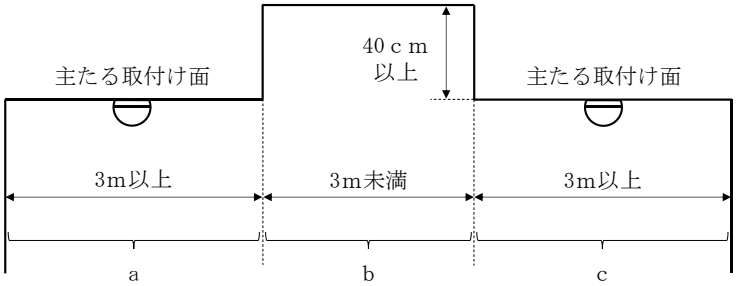

ａ及びｂ又はｂ及びｃを同一感知区域とすることができる。

＜第11－44図＞

(b)　段違いの高い部分及び低い部分の幅がいずれも3m未満の場合は、当該各部分を同一の感知区域とすることができる。この場合、感知器は同一の感知区域となる各部分の合計面積に必要となる個数を高い天井面に設けること。（第11－45図参照）

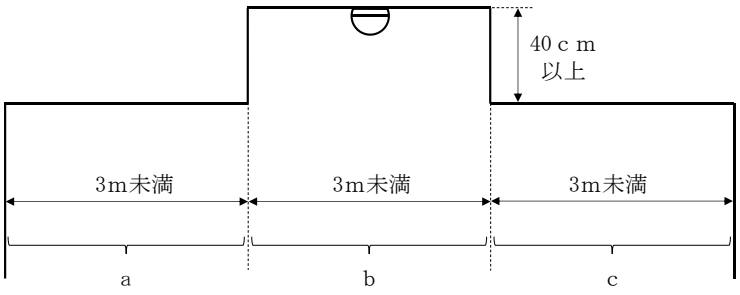

a，ｂ及びｃを同一感知区域とすることができる。

＜第11－45図＞

エ　傾斜した天井等

傾斜角度が 3/10 以上の天井等（以下この第 11 において「傾斜天井等」という。）の場合は、規則第 23 条第 4 項第 3 号ロの規定により、感知区域内ごとに必要となる感知器の個数を算出し、傾斜天井等の頂部に設けるほか、次により設置すること。

なお、天井等の傾斜角度が 3/10 未満の場合は、平面の天井等とみなして感知器を設置して差し支えないものとする。

(ｱ)　傾斜天井等の頂部から壁等までの距離が第 11－9 表に定める感知器設定線（Ｌ）以下の場合は、傾斜天井等の頂部に設置すること。（第 11－46 図参照）

＜第 11－9 表＞

取付け間隔／構造／平均高／感知器種別		感知器設定線（Ｌ）			
		耐火構造		耐火構造以外	
		4m未満	4m以上 8m未満	4m未満	4m以上 8m未満
差動式スポット型 補償式スポット型	1 種	9 m	7 m	7 m	6 m
	2 種	8 m	6 m	6 m	5 m
定温式スポット型	特 種	8 m	6 m	6 m	5 m
	1 種	7 m	5 m	5 m	4 m
熱アナログ式スポット型		8 m	6 m	6 m	5 m

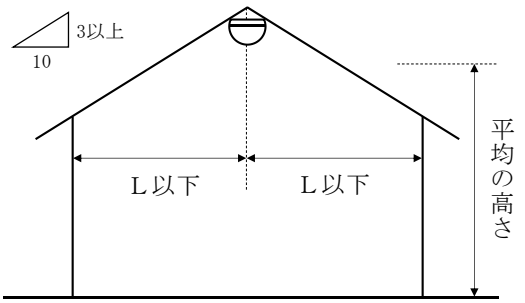

＜第 11－46 図＞

(ｲ)　傾斜天井等の頂部から壁等までの距離が第 11－9 表に定める感知器設定線（Ｌ）を超える場合は、次によること。

a　頂部からＬｍ以内ごとにＬｍのほぼ中間に設けること。（第 11－47 図参照）

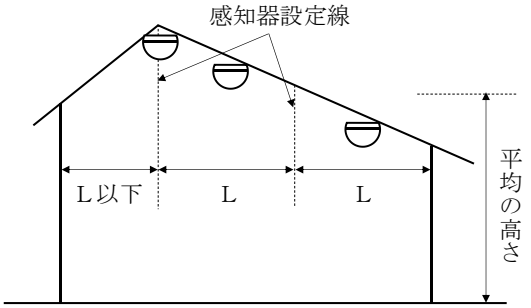

＜第 11－47 図＞

b　傾斜角度が大きい場合は、Ｌｍ以内の範囲で頂部が密となるように設けること。（第 11－48 図参照）

c　天井面の傾斜が左右同一の場合は、頂部を中心に左右対称となるように設けること。（第 11－48 図参照）

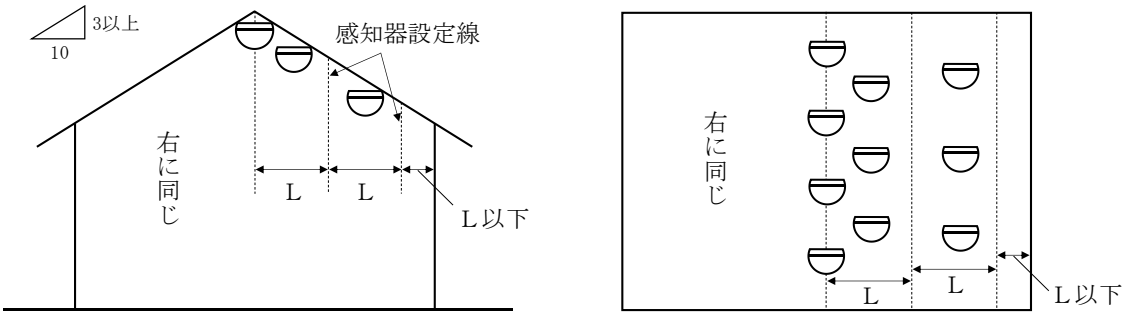

（断面図）　（平面図）

＜第 11－48 図＞

オ　のこぎり形天井等

のこぎり形の天井等の場合で、天井等の傾斜角度が 3/10 未満の場合は、平面の天井等とみなして感知器を設置して差し支えないが、傾斜角度が 3/10 以上のときは、前エに準じて設けること。ただし、のこぎり形状の深さが 40ｃｍ以上の場合は、傾斜角度にかかわらず、それぞれ別の感知区域とすること。（第 11－49 図参照）

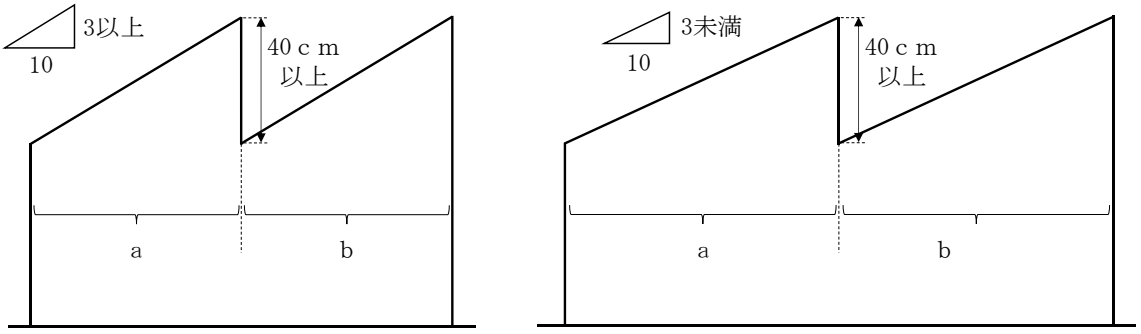

a 及び b はそれぞれ別の感知区域とすること。

＜第 11－49 図＞

カ　円形の天井等

円形の天井等の場合で、円形部の最低部と最頂部とを結ぶ線の傾斜角度が 3/10 未満の場合は、平面の天井等とみなして感知器を設置して差し支えないが、傾斜角度が 3/10 以上のときは、前エに準じて設けること。ただし、円形の天井が 2 以上隣接している場合で、当該隣接部分の深さが 40ｃｍ以上の場合は、傾斜角度にかかわらず、それぞれ別の感知区域とすること。（第 11－50 図参照）

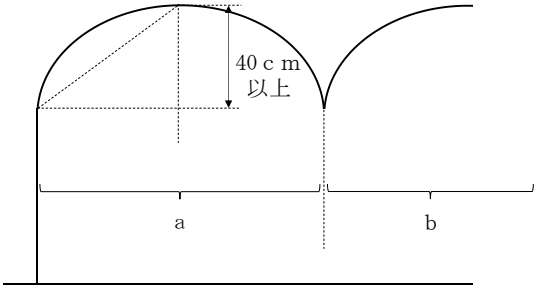

（断面図）

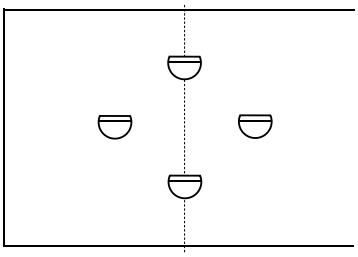

（平面図）

a及びｂはそれぞれ別の感知区域とすること。

＜第11－50図＞

キ　越屋根の天井等

越屋根の天井等の場合で、傾斜角度が3/10以上のときは、前エに準じて設けるほか、次によること。

なお、天井等の傾斜角度が3/10未満の場合は、平面の天井等とみなして感知器を設置して差し支えないものとする。

(ｱ)　越屋根部の幅が1.5m未満の場合

越屋根部の幅が1.5m未満の場合は、越屋根部の基部にそれぞれ1個以上の感知器を設け、その他の部分には、前エの例により設けること。（第11－51図参照）

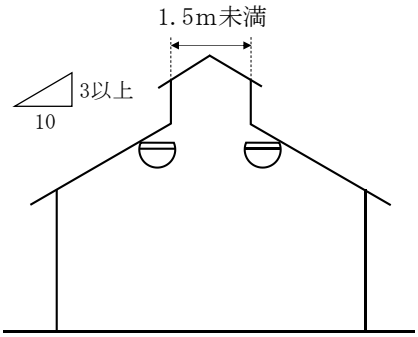

（断面図）

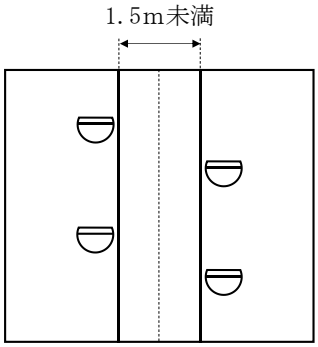

（平面図）

＜第11－51図＞

(ｲ)　越屋根部の幅が1.5m以上の場合

越屋根部の幅が1.5m以上の場合は、越屋根部の合掌部及び基部にそれぞれ1個以上の感知器を設け、その他の部分には、前エの例により設けること。（第11－52図参照）

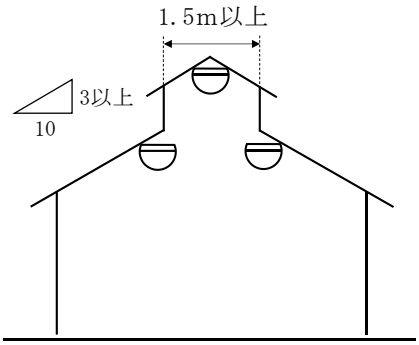

（断面図）

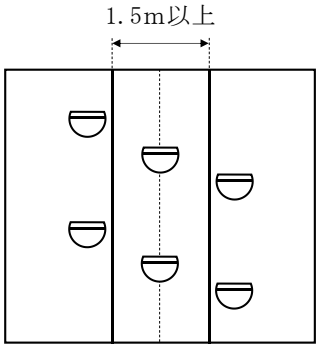

（平面図）

＜第11－52図＞

(ｳ)　越屋根部が換気等の目的に使用される場合

越屋根部の幅が 1.5m以上の場合で、越屋根部が換気等の目的に使用されるときは、越屋根部の合掌部に設ける感知器を熱気流の流通経路となる位置で、かつ、左右対称となるように設けること。(第 11－53 図参照)

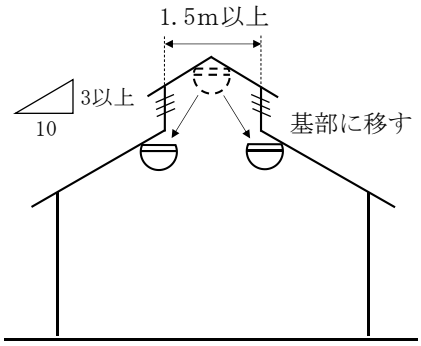

(断面図)

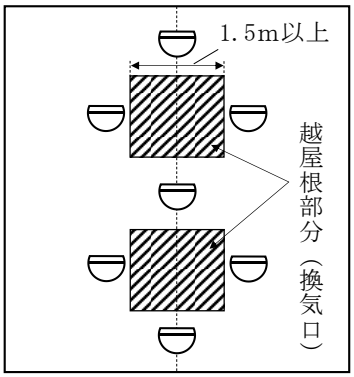

(平面図)

＜第 11－53 図＞

(7)　差動式分布型（空気管式）

差動式分布型感知器（空気管式）の設置方法は、規則第 23 条第 4 項第 4 号の規定によるほか、次によること。

ア　空気管の露出部分の長さ

規則第 23 条第 4 項第 4 号イの規定により、感知器の露出部分は、感知区域ごとに 20m以上とすること。

なお、露出長が 20mに満たない場合は、2 重巻き又はコイル巻きにより 20m以上にすること。(第 11－54 図参照)



(2重巻きの例)

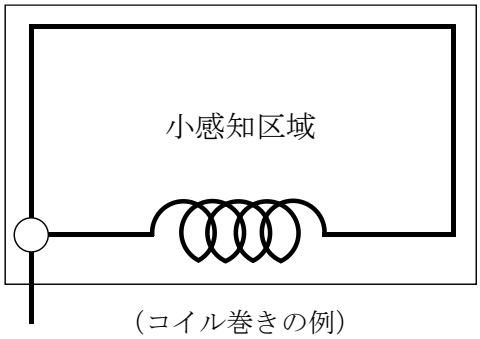

(コイル巻きの例)

＜第 11－54 図＞

イ　空気管の相互間隔

相対する空気管の相互間隔は、特定主要構造部を耐火構造とした防火対象物又はその部分にあっては 9m以下（耐火構造以外の防火対象物又はその部分にあっては 6m以下）となるように設けること（第 11－55 図参照)。ただし、感知区域の規模又は形状等により有効に火災の感知を感知することができる場合で、次により設けた場合は、この限りでない。

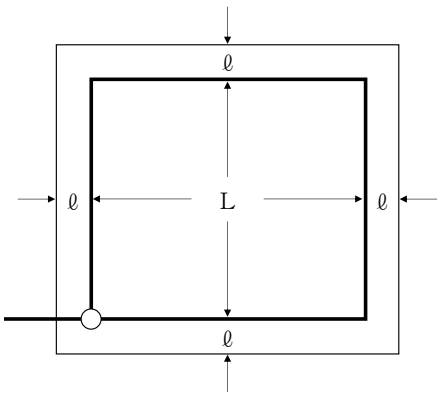

＜第 11－55 図＞

(ｱ)　一辺省略

次の図のような場合、壁面に沿う一辺（ ･･･････部分）を省略することができる。(第 11－56、57 図参照)

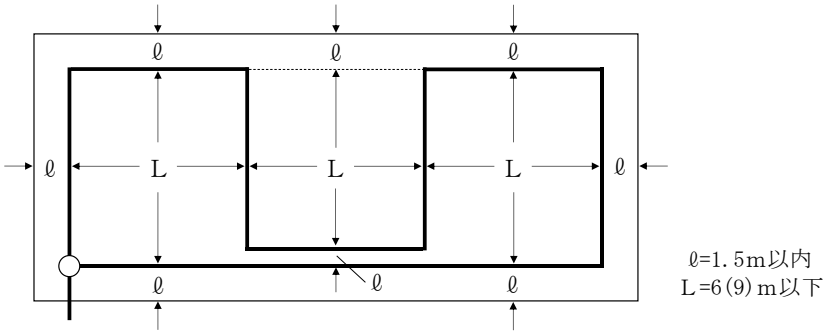

＜第 11－56 図＞

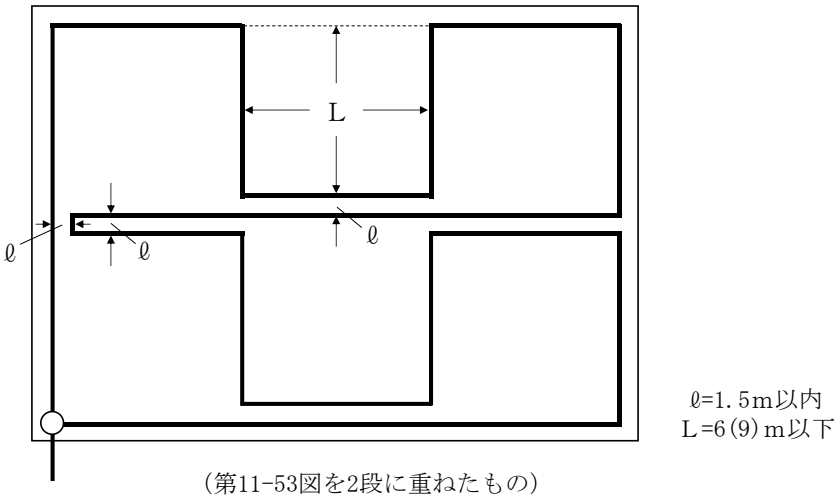

(第11-53図を2段に重ねたもの)

＜第 11－57 図＞

(ｲ)　二辺省略

空気管の短い方の相互間隔（L′の方向）を 5m（耐火にあっては 6m）以下とした場合は、他の相互間隔（L_1の方向）を 6m（耐火にあっては 9m）以上とすることができる。(第 11－58、59 図参照)

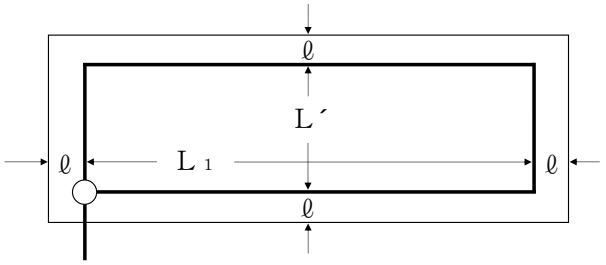

ℓ=1.5m以内
L ´= 5(6)m以下とした場合
L 1= 6(9)m以上とすることができる。

＜第 11－58 図＞

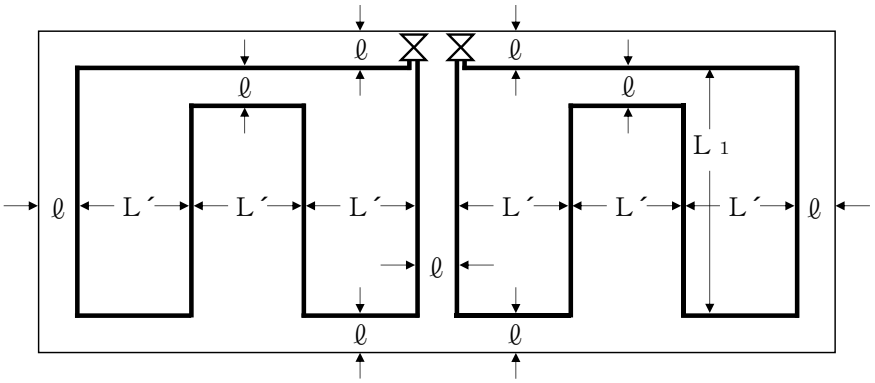

ℓ=1.5m以内
L ´= 5(6)m以下とした場合
L 1= 6(9)m以上とすることができる。

＜第 11－59 図＞

(ｳ)　一辺省略と二辺省略の組合せ（第 11－60 図から第 11－62 図参照）

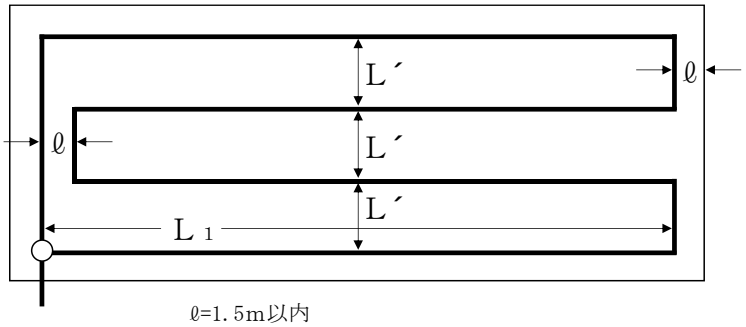

ℓ=1.5m以内
L ´= 5(6)m以下とした場合
L 1= 6(9)m以上とすることができる。

＜第 11－60 図＞

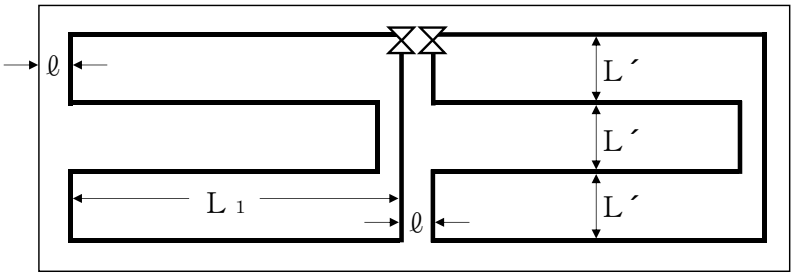

ℓ=1.5m以内
L ´= 5(6)m以下とした場合
L 1= 6(9)m以上とすることができる。

＜第 11－61 図＞

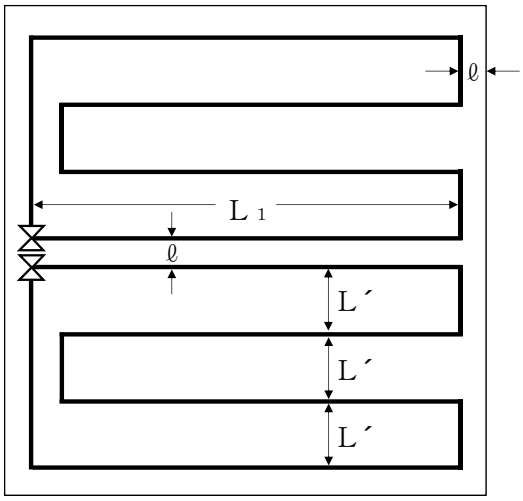

ℓ=1.5m以内
L´= 5(6)m以下とした場合
L１= 6(9)m以上とすることができる。

＜第 11－62 図＞

ウ　段違いの天井等

同一室内で感知器の取付け面の高さが異なる部分が存する段違い天井等の取扱いについては、次によること。

(ｱ)　段違いが 60ｃｍ未満の場合

段違い天井等で、段違いの深さが 60ｃｍ未満の場合は、平面天井とみなして同一の感知区域とすることができる。（第 11－63 図参照）

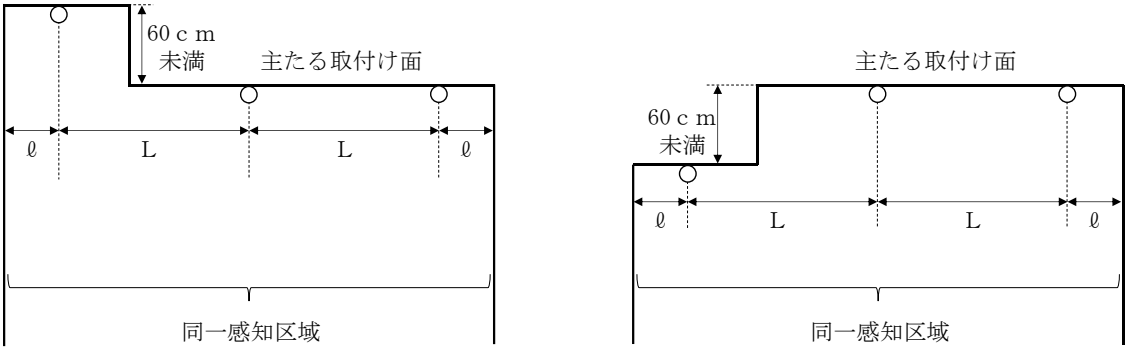

ℓ=1.5m以内
L=6(9)m以下

ℓ=1.5m以内
L=6(9)m以下

＜第 11－63 図＞

(ｲ)　段違いが 0.6m以上の場合

段違い天井等で、段違いの深さが 60ｃｍ以上の場合は、次によること。

a　主たる取付け面より低い段違いが壁面側のある場合

主たる取付け面より 60ｃｍ以上低い段違いが壁面側にある場合、段違い部分の幅が 3.0m未満のときは、同一の感知区域とすることができる。（第 11－64 図参照）

なお、段違い部分の幅が 3.0m以上の場合は、それぞれ別の感知区域とすること。（第 11－65 図参照）

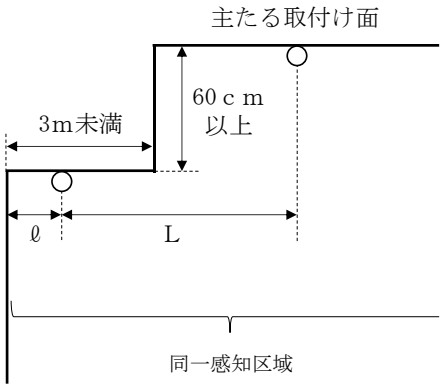

ℓ=1.5m以内
L=6(9)m以下

＜第 11－64 図＞

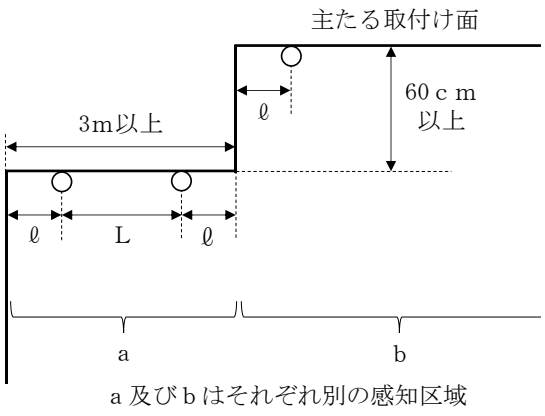

ℓ=1.5m以内
L=6(9)m以下

＜第 11－65 図＞

b　主たる取付け面より高い段違いが壁面側にある場合

主たる取付け面より 60ｃｍ以上高い段違いが壁面側にある場合、段違い部分の幅が 1.5m未満のときは、同一の感知区域とすることができる。（第 11－66 図参照）

なお、段違い部分の幅が 1.5m以上の場合は、それぞれ別の感知区域とすること。（第 11－67 図参照）

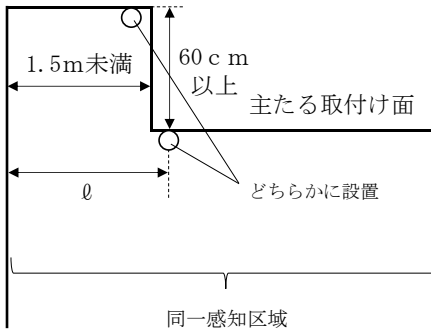

ℓ=1.5m以内
L=6(9)m以下

＜第 11－66 図＞

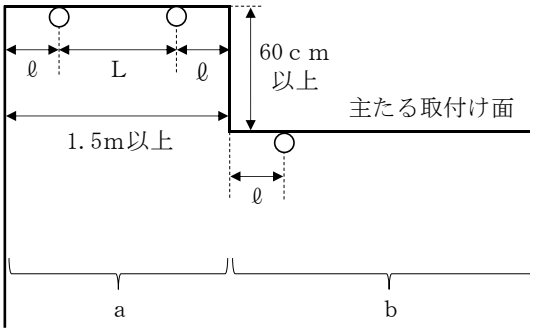

ℓ=1.5m以内
L=6(9)m以下

＜第 11－67 図＞

c　主たる取付け面より低い段違いが中央にある場合

主たる取付け面より 60ｃｍ以上低い段違いが中央にある場合、低い段違い部分の幅が 5m（特定主要構造部を耐火構造とした場合は 6m）未満のときは、同一の感知区域とすることができる。この場合、感知器は同一の感知区域となる部分のうち、高い天井面に設けること。（第 11－68 図参照）

なお、低い段違い部分の幅が 5m（特定主要構造部を耐火構造とした場合は 6m）以上の場合は、それぞれ別の感知区域とすること。（第 11－69 図参照）

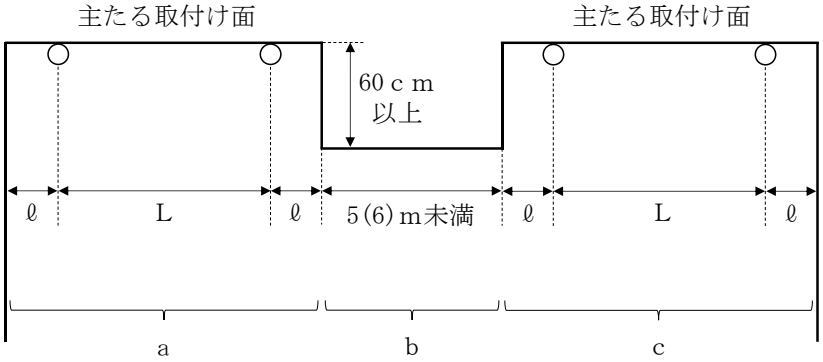

ℓ=1.5m以内
L=6(9)ｍ以下

ａ及びｂ又はｂ及びｃは同一感知区域とすることができる。
空気管はａ及びｃの高い天井面に設置

＜第 11－68 図＞

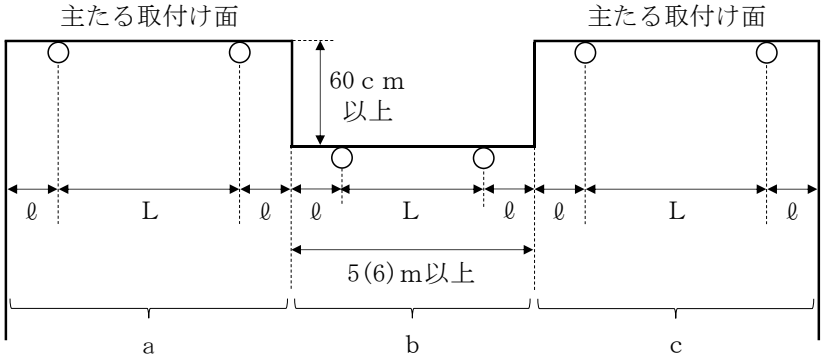

ℓ=1.5m以内
L=6(9)ｍ以下

ａ，ｂ及びｃはそれぞれ別の感知区域

＜第 11－69 図＞

d　主たる取付け面より高い段違いが中央にある場合

主たる取付け面より 60ｃｍ以上高い段違いが中央にある場合、高い段違い部分の幅が 1.5m未満のときは、同一の感知区域とすることができる。（第 11－70 図参照）

なお、高い段違い部分の幅が 1.5m以上の場合は、それぞれ別の感知区域とすること。（第 11－71 図参照）

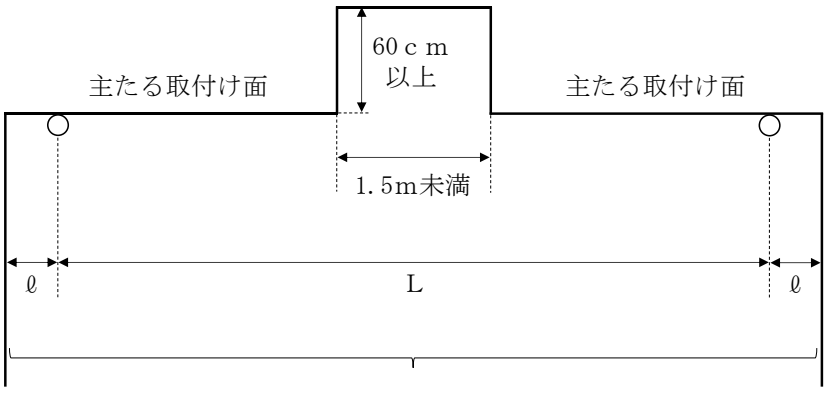

ℓ=1.5m以内
L=6(9)ｍ以下

同一感知区域

＜第 11－70 図＞

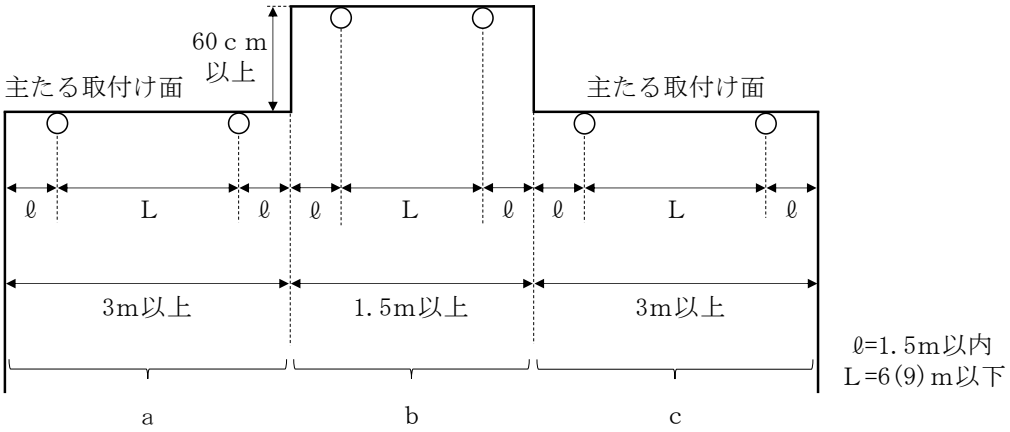

ａ，ｂ及びｃはそれぞれ別の感知区域

＜第 11－71 図＞

エ　傾斜した天井等

傾斜天井等の場合は、建物の両側壁から 1.5ｍを除いた幅を、空気管の間隔が 5m（特定主要構造部を耐火構造とした場合は 6m）以内となるように空気管の必要本数を割り出し、頂部に 1 本以上設置するほか、頂部を密とし、空気管の平均間隔が 5m（特定主要構造部を耐火構造とした場合は 6m）以下とし、かつ、設置位置が左右対称となるように設けること。この場合、粗となる空気管の最大間隔は 8m（特定主要構造部を耐火構造とした場合は 9m）を超えないこと。（第 11－72 図参照）

なお、天井等の傾斜角度が 3/10 未満の場合は、平面の天井等とみなして空気管を設置して差し支えないものとする。

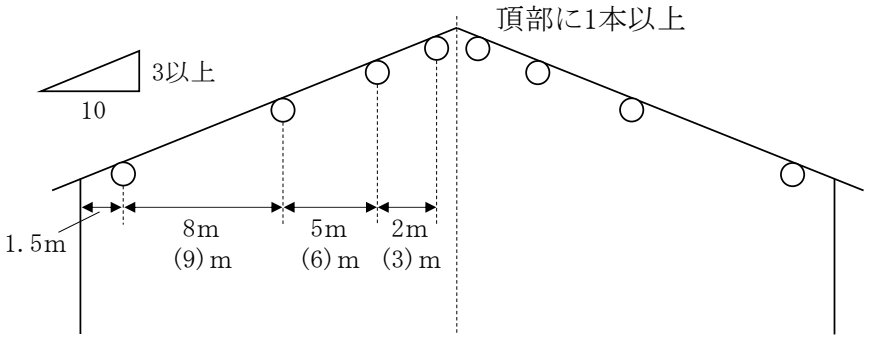

（断面図）

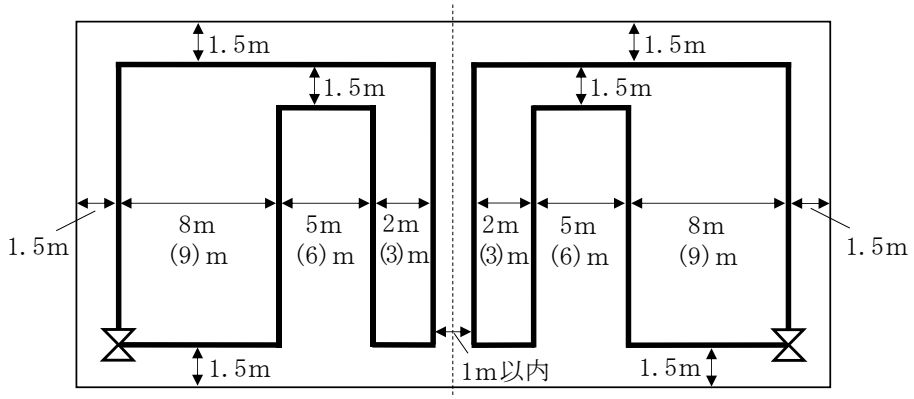

（平面図）

＜第 11－72 図＞

オ　越屋根の天井等

越屋根の天井等の場合で、傾斜角度が 3/10 以上のときは、前エに準じて設けるほか、次によること。

(ｱ)　越屋根部の幅が 1.5m未満の場合

越屋根部の幅が 1.5m未満の場合は、越屋根部の基部にそれぞれ 1 本の空気管を設けること。(第 11－73 図参照)

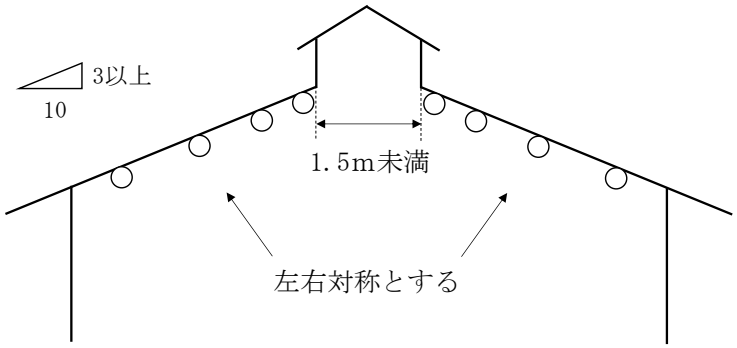

＜第 11－73 図＞

(ｲ)　越屋根部の幅が 1.5m以上の場合

越屋根部の幅が 1.5m以上の場合は、越屋根部を一の感知区域とし、越屋根の合掌部の頂部に空気管を設けるほか、傾斜した天井部分は前(ｱ)の方法により設けること。(第 11－74 図参照)

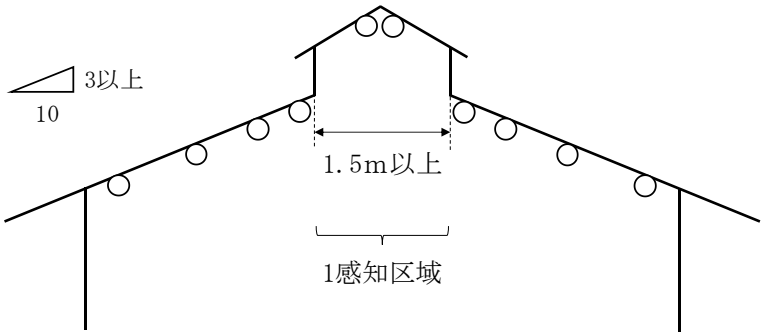

＜第 11－74 図＞

(ｳ)　越屋根の構造がベンチレーター等による換気等の目的に使用される場合又は越屋根が構造上設置困難な場合は、熱気流の経路となる越屋根の基部に一の感知区域とみなして空気管を設けること。この場合、別の検出部で警戒しないようにすること。(第 11－75 図参照)

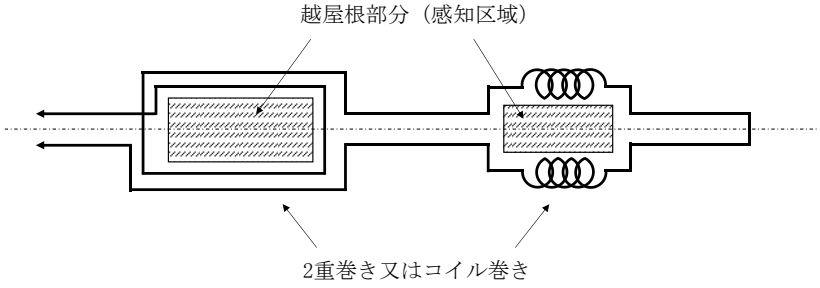

＜第 11－75 図＞

カ　のこぎり形天井等

のこぎり形の天井等の場合で、天井等の傾斜角度が 3/10 未満の場合は、平面の天井等とみなして感知器を設置して差し支えないが、傾斜角度が 3/10 以上のときは、前エに準じて設けること。ただし、のこぎり形状の深さが 60ｃｍ以上の場合は、傾斜角度にかかわらず、それぞれ別の感知区域とすること。（第 11－76 図参照）

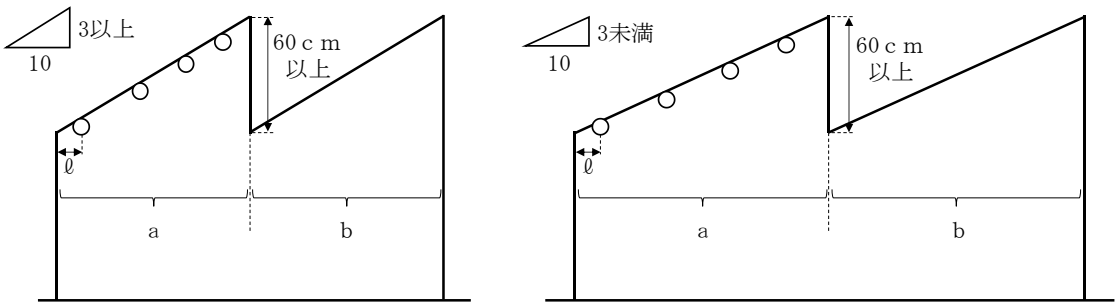

a 及びｂはそれぞれ別の感知区域とすること。

＜第 11－76 図＞

キ　円形の天井等

円形の天井等の場合で、円形部の最低部と最頂部とを結ぶ線の傾斜角度が 3/10 未満の場合は、平面の天井等とみなして感知器を設置して差し支えないが、傾斜角度が 3/10 以上のときは、前エに準じて設けること。ただし、円形の天井が 2 以上隣接している場合で、当該隣接部分の深さが 60ｃｍ以上の場合は、傾斜角度にかかわらず、それぞれ別の感知区域とすること。（第 11－77 図参照）

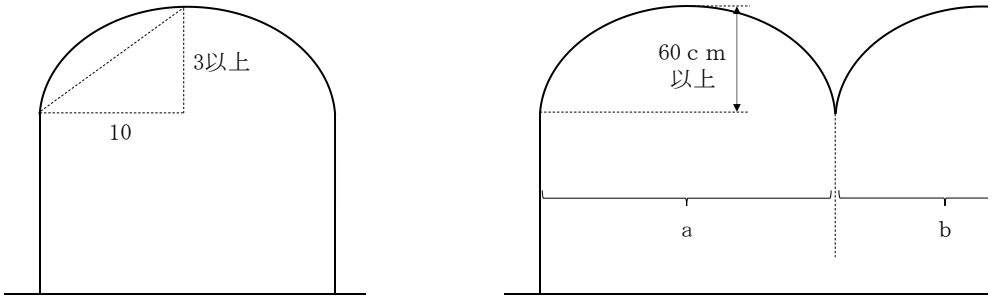

（断面図）　　（断面図）

a 及びｂはそれぞれ別の感知区域とすること。

＜第 11－77 図＞

ク　取付け方法等

(ｱ)　空気管は、ステップル等により 35ｃｍ以内ごとに止め金具により確実に固定すること。★

(ｲ)　空気管の屈曲半径は 5ｍｍ以上とし、かつ、つぶれ等がないこと。★

(ｳ)　空気管の接続は接続管（スリーブ）を用いてハンダ付けとし、かつ、接続部分を腐食等のないよう塗色すること。★

(ｴ)　壁体等を貫通する部分は、保護管、ブッシング等により保護しておくこと。★

(ｵ)　空気管は、途中で分岐しないこと。◇

(ｶ)　テックス又は耐火ボード等天井の目地に空気管を設ける場合は、感熱効果が十分得られるように天井面に露出して設けること。★

(ｷ)　接続部分又は屈曲部分は、５ｃｍ以内で止め金具により固定すること。◇（第 11－78 図参照）

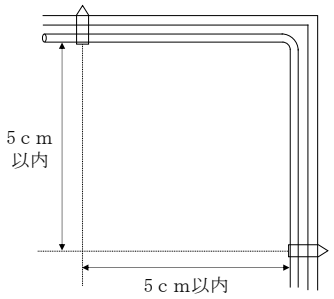

＜第 11－78 図＞

(8)　差動式分布型（熱電対式）

差動式分布型感知器（熱電対式）の設置方法は、規則第 23 条第 4 項第 4 号の 2 の規定によるほか、次によること。

ア　熱電対部の最小接続個数は、一の感知区域ごとに 4 個以上とすること。（第 11－79 図参照）

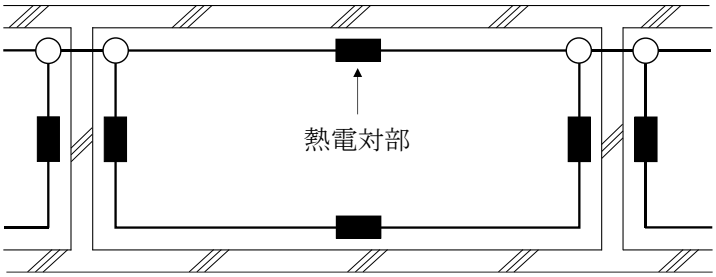

＜第 11－79 図＞

イ　熱電対部の最大接続個数は、一の検出部につき 20 個以下とすること。

ウ　感知器は、取付け面の下方 30ｃｍ以内の位置に設けること。ただし、接続電線は、天井裏等に隠ぺいすることができる。（第 11－80 図参照）

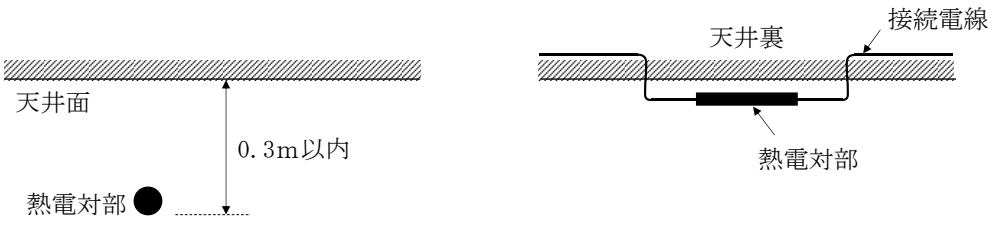

＜第 11－80 図＞

エ　熱電対部は、一の感知区域ごとに、取付け面の高さに応じ、第 11－10 表の床面積（A）に対して設置個数（B）を、床面積が（A）を超える場合は同表右欄による個数を算出し、火災を有効に感知するように設けること。

＜第 11－10 表＞

	床面積（A）	設置個数（B）	床面積が（A）を超える場合	
耐火構造	88 ㎡以下	4 個以上	22 ㎡までを増すごとに	（B）に 1 個を加えた個数以上
その他	72 ㎡以下	4 個以上	18 ㎡までを増すごとに	

なお、具体的な設置方法については、次によること。

(ｱ)　一の感知区域で 18 ㎡（特定主要構造部が耐火構造の場合は 22 ㎡）で割り、小数点以下は切り上げて熱電対部の個数を算出すること。この場合、4 個以下の場合は、最小接続個数の 4 個とすること。

(ｲ)　前(ｱ)により算出された熱電対部の個数を検出部 1 台当たりの最大接続個数 20 で割り、小数点以下は切り上げて検出部の台数を算出すること。

(ｳ)　熱電対部は、建物の形状にあわせて、次により配置すること。（第 11－81 図参照）

a　耐火構造の場合は、ａ×ｂ≦22 ㎡の区画ごとに熱電対部を 1 個以上設けること。

b　耐火構造以外の場合は、ａ×ｂ≦18 ㎡の区画ごとに熱電対部を 1 個以上設けること。

c　区画のａ：ｂの比率は、1：4.5 以内となるように設定し、耐火構造の場合は、長辺は 9.9m以下（短辺は 2.2m）とすること。また、耐火構造以外の場合は、長辺は 9 m以下（短辺は 2m）とすること。◇（第 11－11 表参照）

d　熱電対部は、区画の中央部に設けること。◇

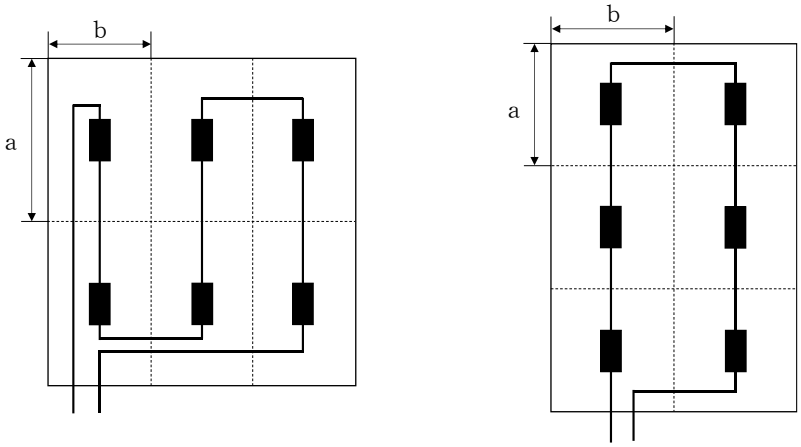

＜第 11－81 図＞

＜第 11－11 表＞

耐火構造		耐火構造以外	
ａ×ｂ≦22 ㎡		ａ×ｂ≦18 ㎡	
2.2m×9.9m	6m×3.6m	2m×9m	6m×3m
3m×7.3m	7m×3.1m	3m×6m	7m×2.5m
4m×5.5m	8m×2.7m	4m×4.5m	8m×2.2m
5m×4.4m	9m×2.4m	5m×3.6m	9m×2m

オ　熱電対部と接続電線との最大合成抵抗値は、一の検出部につき当該検出部に明記されている最大合成抵抗値以下とすること。

カ　接続電線は、ステップル等により直線部分にあっては第 11－82 図で示す間隔により確実に止められていること。この場合、熱電対部にはステップル等が接触しないようにすること。★

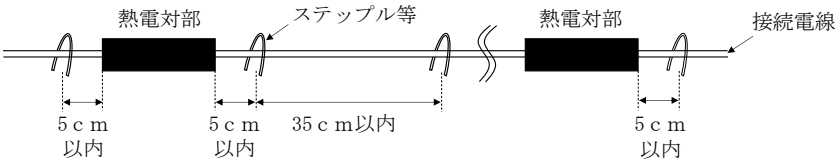

＜第 11－82 図＞

キ　熱電対部と電線との接続は、圧着接続するものとし、圧着部は、ビニールスリーブ等で被覆すること。★

ク　熱電対部の極性を誤接続しないこと。★

ケ　壁体等を貫通する部分は、保護管、ブッシング等により保護すること。★

(9)　差動式分布型（熱半導体式）

差動式分布型感知器（熱半導体式）の設置方法は、規則第 23 条第 4 項第 4 号の 3 の規定によるほか、次によること。

ア　感熱部と接続電線との最大合成抵抗値は、一の検出部につき指定された値以下とすること。

イ　感熱部と検出部との接続は、各感熱部の起電力が累積されるよう直列に接続すること。

ウ　感熱部の極性は、誤接続しないこと。

(10)　定温式感知線型感知器

定温式感知線型感知器の設置方法は、規則第 23 条第 4 項第 5 号及び第 6 号の規定によるほか、次によること。

ア　感知線の全長は、指定された抵抗値以内とすること。

イ　感知線は、1 室ごとに、また、電線との接続箇所ごとに 1 個以上の端子板を設けること。

ウ　感知線は、感知区域ごとに取付け面の各部分からいずれかの部分までの水平距離が第 11－83 図に示す値（R）以下となるように設けること。

R（m）		
	特種・1種	2種
耐火構造	4.5	3
耐火構造以外	3	1

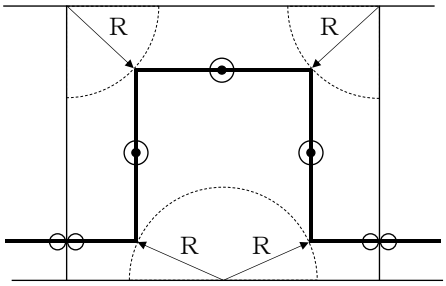

＜第 11－83 図＞

エ　感知線は、ステップル等により直線部分にあっては 50ｃｍ以内（垂れ下がる等のおそれのある場合は 35ｃｍ以内）、屈曲部分にあっては 10ｃｍ以内（感熱部が点在している場合は 5ｃｍ以内）の間隔で確実に止められていること。★

オ　端子部分の端子と止め金具の間隔は、10ｃｍ以内とすること。★（第 11－84 図参照）

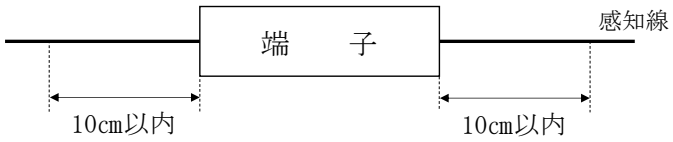

＜第 11－84 図＞

カ　感知線の屈曲半径は、5ｃｍ以上とすること。★

(11)　煙感知器（光電式分離型感知器を除く。）

煙感知器（光電式分離型感知器を除く。）の設置方法は、規則第 23 条第 4 項第 7 号及び第 7 項の規定によるほか、次によること。

ア　廊下及び通路

(ｱ)　廊下及び通路に感知器を設ける場合は、歩行距離 30m（3 種の感知器にあっては 20m）につき 1 個以上設けること。この場合、歩行距離は、廊下及び通路の中心線に沿って計測するものとし、幅員が 1.2m未満の場合は、中心部に感知器を設けること（第 11－85、86 図参照）。ただし、次の a 又は b のいずれかに該当する場合は、廊下及び通路に感知器を設けないことができる。

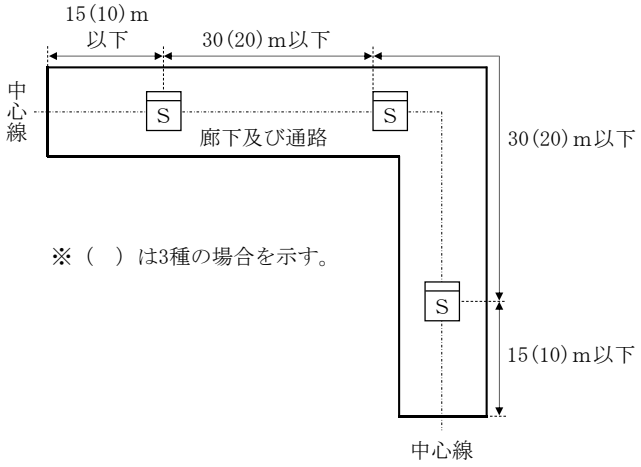

＜第 11－85 図＞

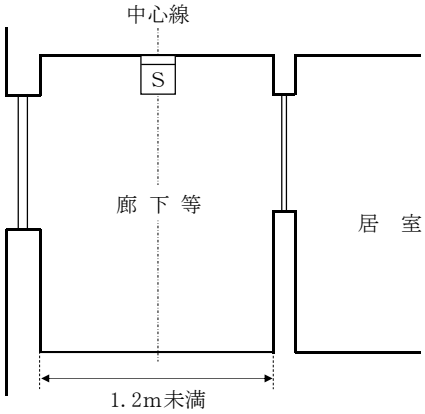

＜第 11－86 図＞

a　階段に接続していない 10m以下の廊下及び通路（第 11－87 図参照）

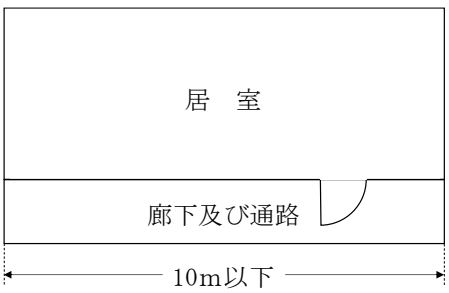

＜第 11－87 図＞

b　階段に至るまでの歩行距離が 10m以下の廊下及び通路（第 11－88 図参照）

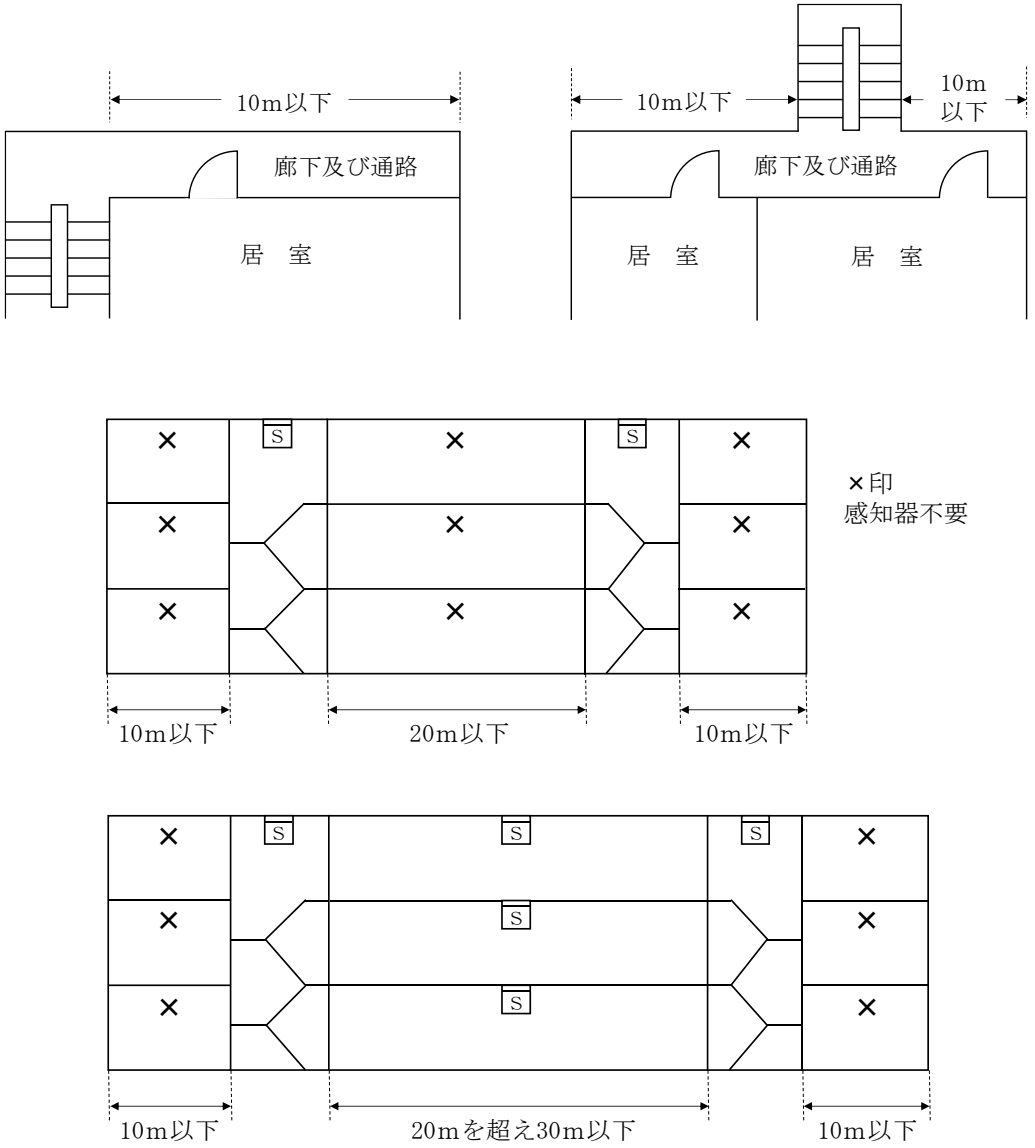

＜第 11－88 図＞

(ｲ)　廊下及び通路が傾斜している場合は、歩行距離が 30mにつき垂直距離が 5m未満であるときは、前(ｱ)に準じて設けること。（第 11－89 図参照）

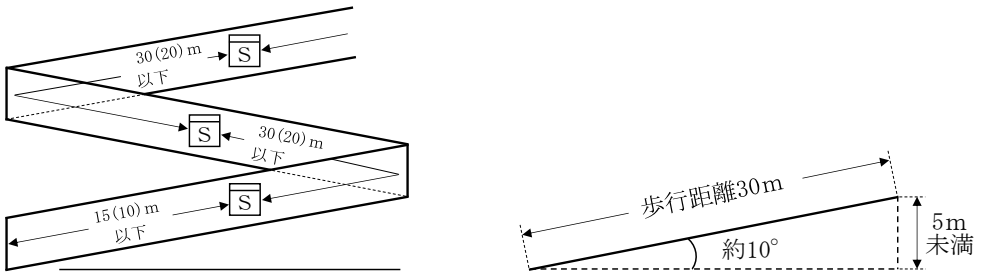

＜第 11－89 図＞

イ　階段、傾斜路等

(ｱ)　階段に感知器を設ける場合は、垂直距離 15m（3 種にあっては 10m）につき 1 個以上を室内に面する部分又は上階の床の下面若しくは頂部に設けること。ただし、特定一階段等防火対象物に該当するものについては、1 種又は 2 種とし、垂直距離 7.5mにつき 1 個以上を設けること。（第 11－90 図参照）

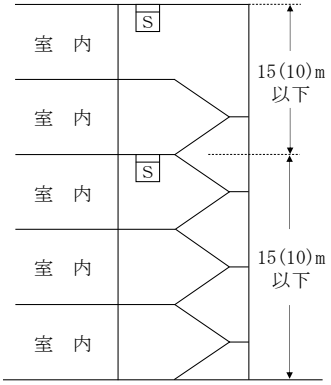

※ 特定一階段等防火対象物に該当する場合は、15(10)m以下を7.5m以下とする。

＜第 11－90 図＞

(ｲ)　傾斜路等で、歩行距離が 30mにつき 5m以上の垂直距離の傾斜角度となる場合は、前(ｱ)によること。

(ｳ)　エスカレーターに設ける場合は、前(ｱ)を準用すること。（第 11－91 図参照）

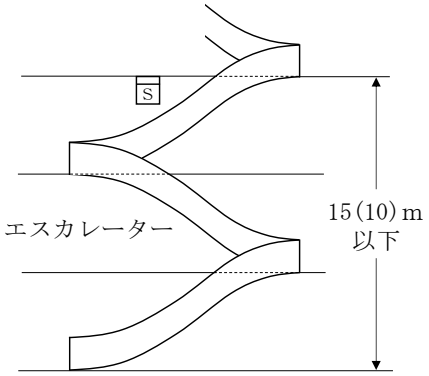

＜第 11－91 図＞

(ｴ)　特殊な階段等の場合

各階の階段がそれぞれ 5m未満の範囲内で異なった位置に設けられている場合（階段室が形成されている場合を除く。）は、一の直通階段とみなすことができる。（第 11－92 図参照）

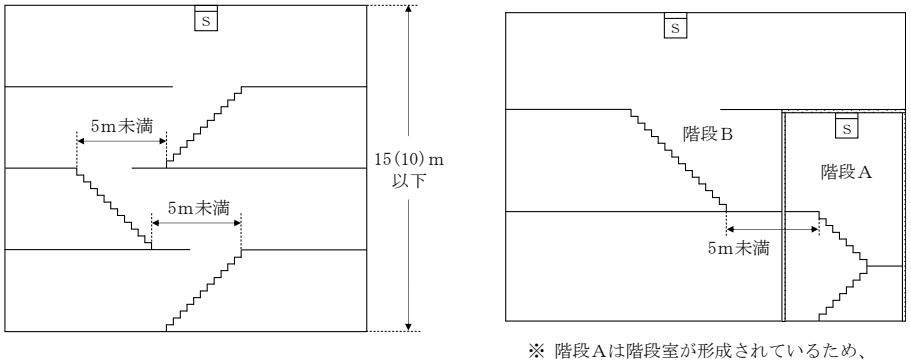

※ 階段Aは階段室が形成されているため、階段Bと同一の直通階段とはみなせない。

＜第 11－92 図＞

ウ　エレベーターの昇降路等

エレベーターの昇降路、リネンシュート、パイプダクト等の竪穴部分に感知器を設ける場合は、最頂部に設けること。ただし、感知器の取付け面が維持管理上著しく困難である場合は、その取付け面をエレベーターの昇降路の最頂部から維持可能な面まで下げることができるものとする。

エ　細長い居室等

短辺が3m未満の細長い居室等に感知器を設置する場合は、前アに準じて設けること。◇

オ　段違いの天井等

同一室内で感知器の取付け面の高さが異なる部分が存する段違い天井等の取扱いについては、次によること。

(ｱ)　段違いが60ｃｍ未満の場合

段違い天井等で、段違いの深さが 60ｃｍ未満の場合は、同一感知区域とすることができる。（第11－93図参照）

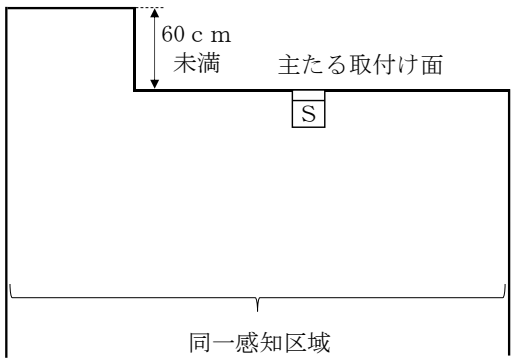

＜第11－93図＞

(ｲ)　段違いが60ｃｍ以上の場合

段違い天井等で、段違いの深さが60ｃｍ以上の場合は、次によること。

ａ　居室等の幅が6m未満の場合

段違い部分を含む居室等の幅が6m未満の場合は、同一の感知区域とすることができる。この場合、段違いの高い部分の幅が1.5m以上のときは、感知器を高い天井面に設けること。（第11－94図参照）

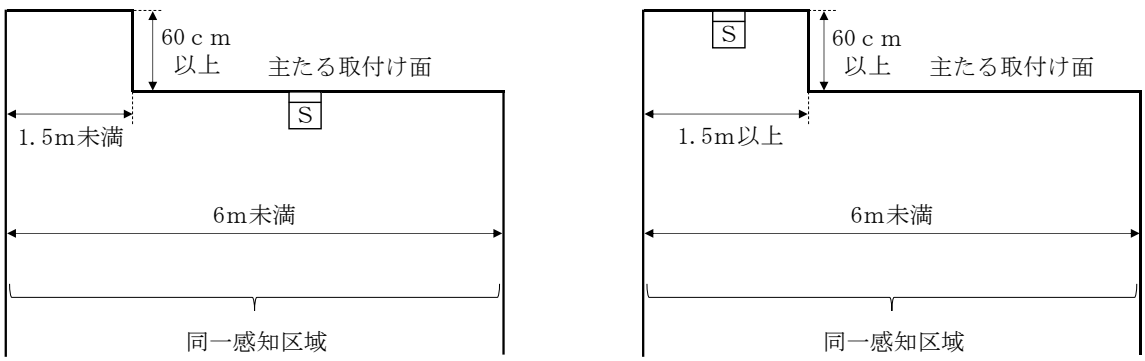

＜第11－94図＞

b　居室等の幅が 6m以上の場合

(a)　主たる取付け面が高い場合

段違い部分を含む居室等の幅が 6m以上の場合で、主たる取付け面より 60ｃｍ以上低い段違いがあるときは、段違いの低い部分の幅が 3m未満であれば、同一の感知区域とすることができる。この場合、感知器は主たる取付け面に設けること。（第 11－95 図参照）

(b)　主たる取付け面が低い場合

段違い部分を含む居室等の幅が 6m以上の場合で、主たる取付け面より 60ｃｍ以上高い段違いがあるときは、段違いの高い部分の幅が 1.5m未満であれば、同一の感知区域とすることができる。この場合、感知器は主たる取付け面に設けること。（第 11－96 図参照）

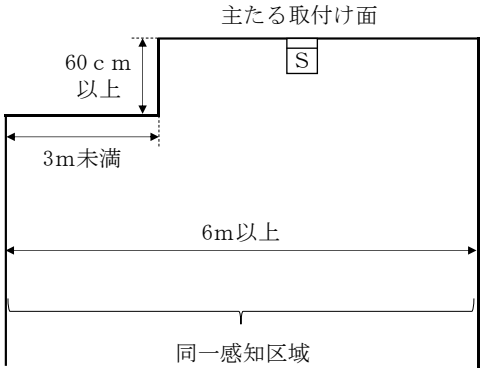

＜第 11－95 図＞

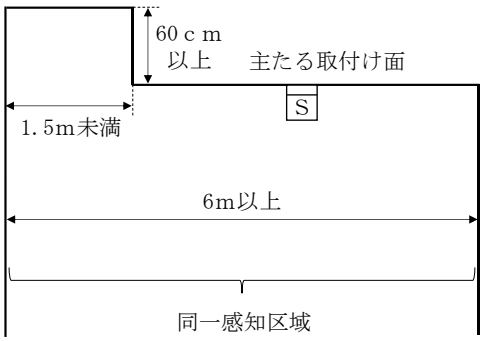

＜第 11－96 図＞

(ｳ)　段違い天井等が中央にある場合

a　段違いの低い部分が中央にある場合

段違いの高い部分の幅が 1.5m以上で、主たる取付け面の幅が 6m未満の場合は、当該各部分を同一の感知区域とすることができる。この場合、感知器は高い天井面に設けること。（第 11－97 図参照）

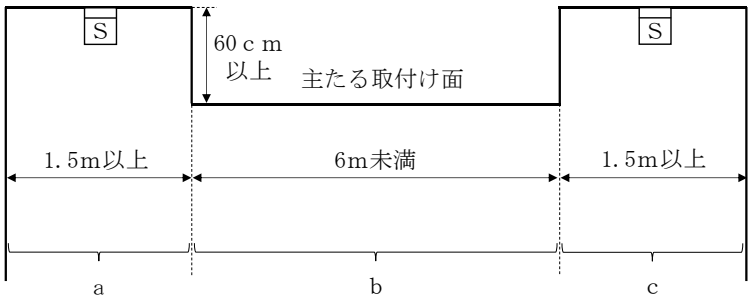

a，b 及びｃを同一感知区域とすることができる。

＜第 11－97 図＞

b　段違いの高い部分が中央にある場合

段違いの高い部分の幅が 3m未満の場合は、当該各部分を同一の感知区域とすることができる。（第 11－98 図参照）

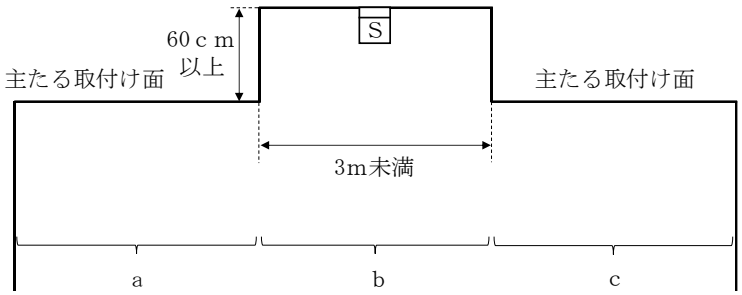

a，ｂ及びｃを同一感知区域とすることができる。

＜第 11－98 図＞

カ　傾斜した天井等

傾斜天井等の場合は、規則第 23 条第 4 項第 7 号ホの規定により、感知区域内ごとに必要となる感知器の個数を算出し、傾斜天井等の頂部に設けるほか、次により設置すること。

なお、天井等の傾斜角度が 3/10 未満の場合は、平面の天井等とみなして感知器を設置して差し支えないものとする。

(ｱ)　傾斜天井等の頂部から壁等までの距離が第 11－12 表に定める感知器設定線（Ｌ）以下の場合は、傾斜天井等の頂部に設置すること。（第 11－99 図参照）

＜第 11－12 表＞

感知器設定線	取付け面の平均の高さ		
	4m未満	4m以上 8m未満	8m以上
L	12m	9m	7m

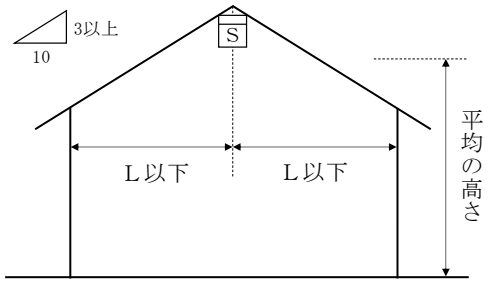

＜第 11－99 図＞

(ｲ)　傾斜天井等の頂部から壁等までの距離が第 11－12 表に定める感知器設定線（Ｌ）を超える場合は、次によること。

ａ　頂部からＬｍ以内ごとにＬｍのほぼ中間に設けること。（第 11－100 図参照）

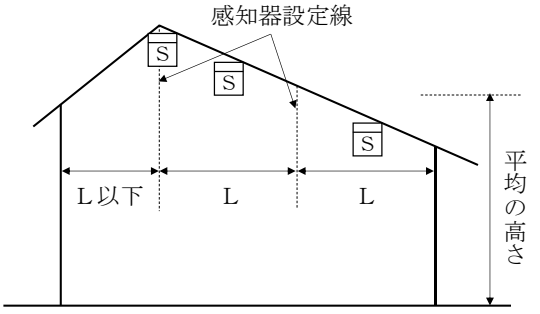

＜第 11－100 図＞

b　傾斜角度が大きい場合は、Ｌｍ以内の範囲で頂部が密となるように設けること。（第 11－101 図参照）

c　天井面の傾斜が左右同一の場合は、頂部を中心に左右対称となるように設けること。（第 11－101 図参照）

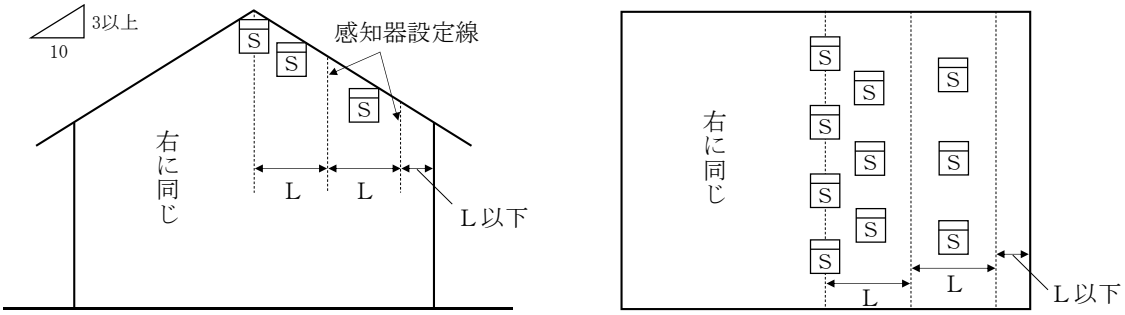

（断面図）　（平面図）

＜第 11－101 図＞

キ　のこぎり形天井等

のこぎり形の天井等の場合で、天井等の傾斜角度が 3/10 未満の場合は、平面の天井等とみなして感知器を設置して差し支えないが、傾斜角度が 3/10 以上のときは、前カに準じて設けること。ただし、のこぎり形状の深さが 60ｃｍ以上の場合は、傾斜角度にかかわらず、それぞれ別の感知区域とすること。（第 11－102 図参照）

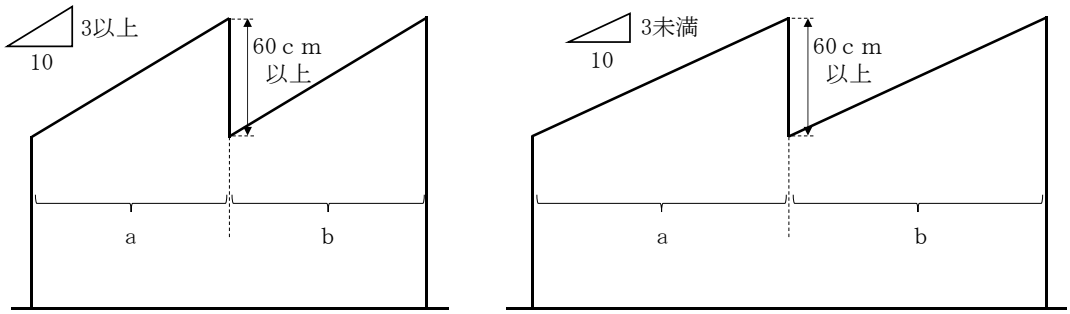

a 及びｂはそれぞれ別の感知区域とすること。

＜第 11－102 図＞

ク　円形の天井等

円形の天井等の場合で、円形部の最低部と最頂部とを結ぶ線の傾斜角度が 3/10 未満の場合は、平面の天井等とみなして感知器を設置して差し支えないが、傾斜角度が 3/10 以上のときは、前カに準じて設けること。ただし、円形の天井が 2 以上隣接している場合で、当該隣接部分の深さが 60ｃｍ以上の場合は、傾斜角度にかかわらず、それぞれ別の感知区域とすること。（第 11－103 図参照）

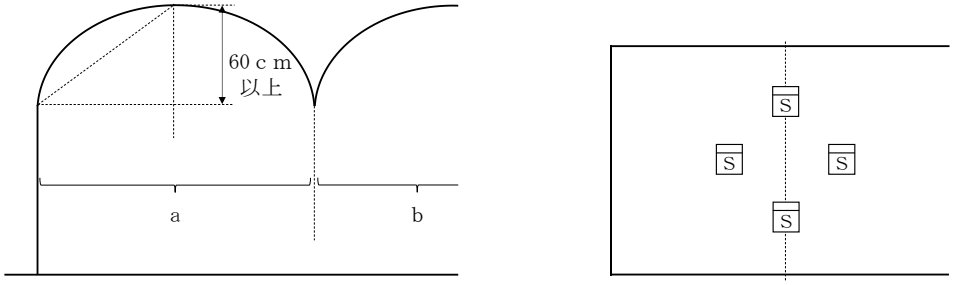

（断面図）　（平面図）

a及びｂはそれぞれ別の感知区域とすること。

＜第11－103図＞

ケ　越屋根の天井等

越屋根の天井等の場合で、傾斜角度が3/10以上のときは、前カに準じて設けるほか、次によること。

なお、天井等の傾斜角度が3/10未満の場合は、平面の天井等とみなして感知器を設置して差し支えないものとする。

(ｱ)　越屋根部の幅が1.5m未満の場合

越屋根部の幅が1.5m未満の場合は、越屋根部の基部にそれぞれ1個以上の感知器を設け、その他の部分には、前カの例により設けること。（第11－104図参照）

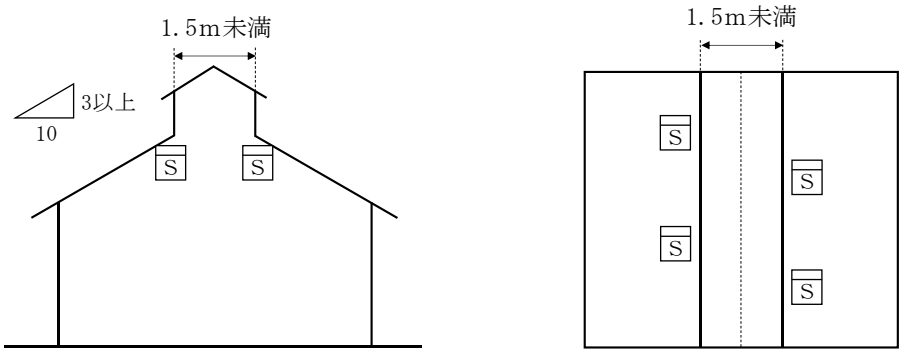

（断面図）　（平面図）

＜第11－104図＞

(ｲ)　越屋根部の幅が1.5m以上の場合

越屋根部の幅が1.5m以上の場合は、越屋根部の合掌部及び基部にそれぞれ1個以上の感知器を設け、その他の部分には、前カの例により設けること。（第11－105図参照）

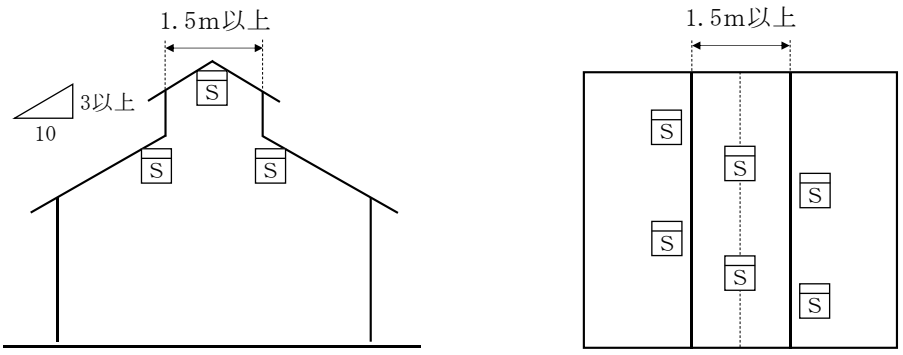

（断面図）　（平面図）

＜第11－105図＞

(ｳ)　越屋根部が換気等の目的に使用される場合

越屋根部の幅が 1.5m以上の場合で、越屋根部が換気等の目的に使用されるときは、越屋根部の合掌部に設ける感知器を熱気流の流通経路となる位置で、かつ、左右対称となるように設けること。(第 11－106 図参照)

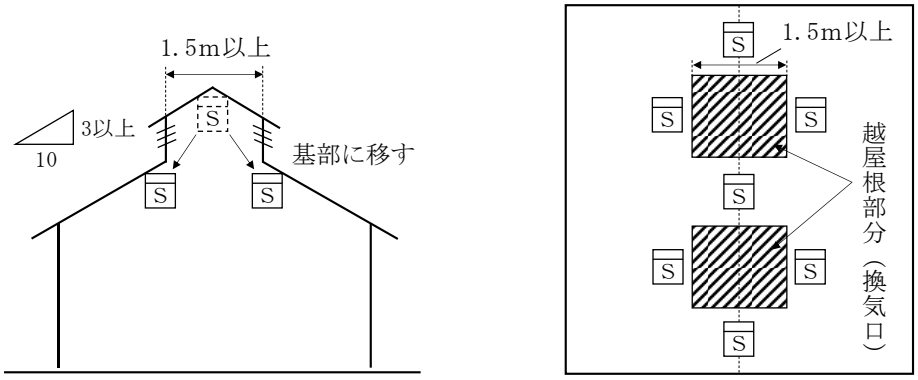

（断面図）　（平面図）

＜第 11－106 図＞

(12)　光電式分離型感知器

光電式分離型感知器の設置方法は、規則第 23 条第 4 項第 7 号の 3 及び第 7 項の規定によるほか、次によること。

ア　規則第 23 条第 4 項第 7 号の 3 ロ、ハ、ヘ及びトの規定による感知器の設置方法については、第 11－107 図の例によること。

なお、光軸の長さは、感知器のレンズ面を基準とすること。

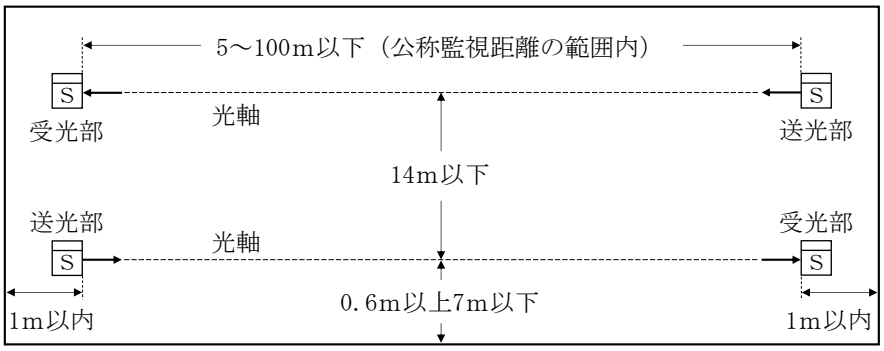

＜第 11－107 図＞

イ　感知器の光軸の高さは、天井等の高さの 80%以上となるように設けること。(第 11－108 図参照)

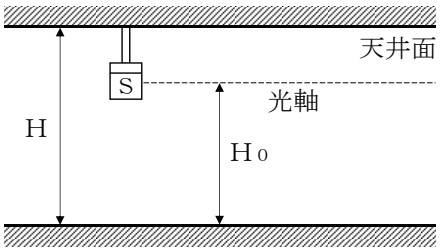

H：床面から天井等までの高さ
Ho：床面から光軸までの高さ

0.8H≦Ho＜H

＜第 11－108 図＞

ウ　感知器は、壁、天井等に確実に取り付けるとともに、衝撃、振動等により、容易に光軸がずれない措置を講じること。

エ　隣接する監視区域に設ける感知器の送光部及び受光部は、相互に影響しないように設けること。

オ　傾斜等がある天井等に対する感知器の設置方法

傾斜等がある天井等(越屋根の形状を有するものを除く。)に感知器を設置する場合は、一の感知器の監視区域（1 組の感知器が火災を有効に感知することのできる区域で、光軸を中心に左右に水平距離 7m以下の部分の床から天井等までの区域をいう。）を、まず天井等の高さが最高となる部分を有効に包含できるように設定し、順次監視区域が隣接するように設定すること。ただし、天井等の高さが最高となる部分の 80%の高さより、軒の高さが高い場合は、この限りでない。

なお、具体的な設置方法については、次の図例によること。

(ｱ)　傾斜した天井等の設置例

a　軒の高さ（h）が天井等の高さの最高となる部分の高さ（H）の 80%未満（h＜0.8H）となる場合（第 11－109 図参照）

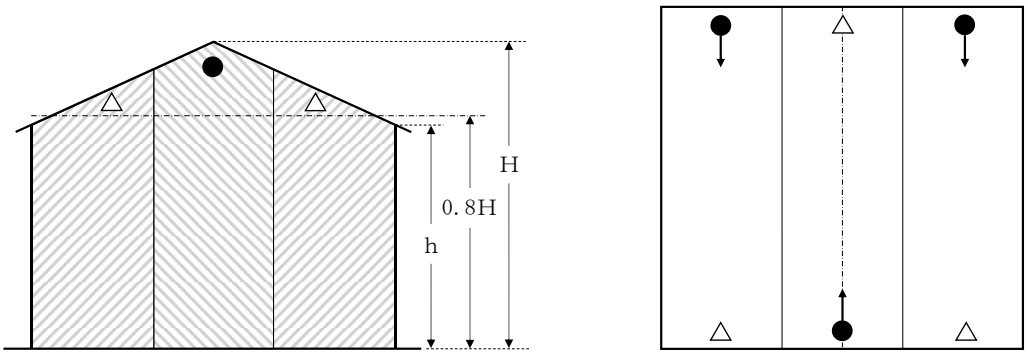

●，●→ は感知器送光部，△ は感知器受光部，▨ は監視区域を示す。
（以下の図において同じ。）

＜第 11－109 図＞

b　軒の高さ（h）が天井等の高さの最高となる部分の高さ（H）の 80%以上（h≧0.8H）となる場合（第 11－110 図参照）

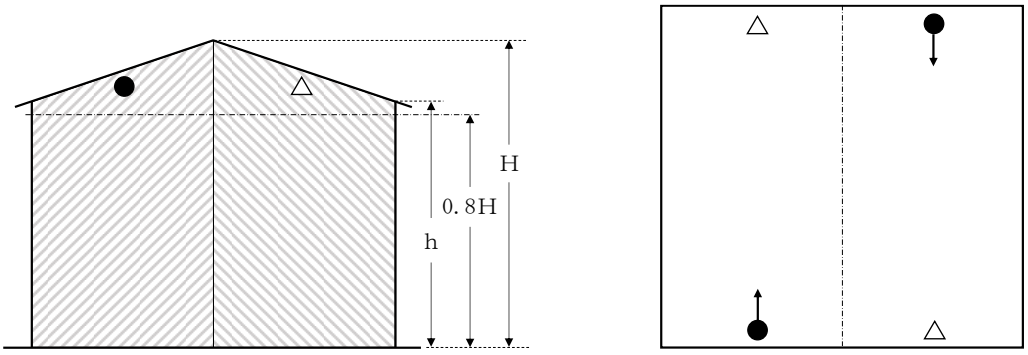

＜第 11－110 図＞

(ｲ)　のこぎり形の天井等の設置例

a　軒の高さ（ｈ１、ｈ２）が天井等の高さの最高となる部分の高さ（Ｈ１、Ｈ２）の 80%未満（ｈ１＜0.8Ｈ１、ｈ２＜0.8Ｈ２）となる場合（第 11－111 図参照）

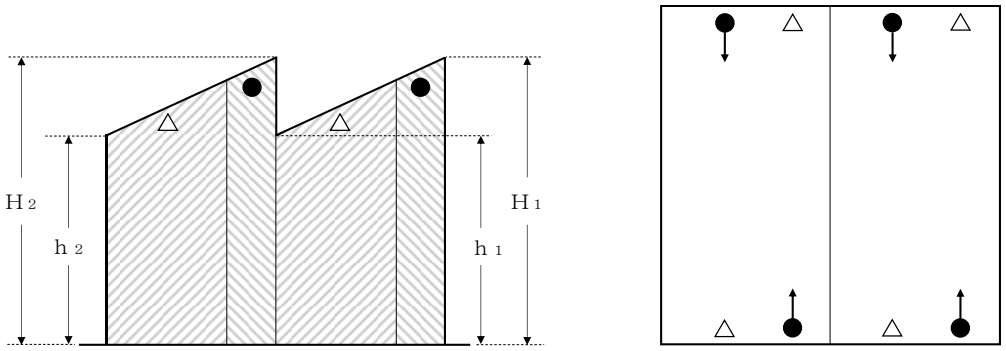

＜第 11－111 図＞

b　軒の高さ（ｈ１、ｈ２）が天井等の高さの最高となる部分の高さ（Ｈ１、Ｈ２）の 80%以上（ｈ１≧0.8Ｈ１、ｈ２≧0.8Ｈ２）となる場合（第 11－112 図参照）

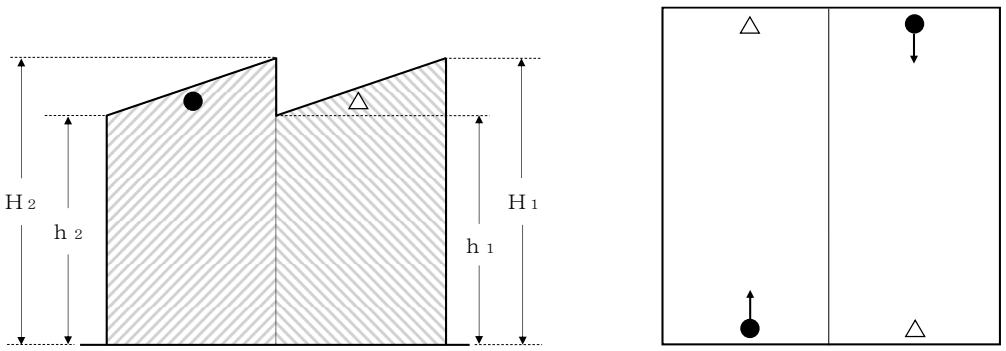

＜第 11－112 図＞

(ｳ)　差掛形の天井等の設置例

a　軒の高さ（ｈ１、ｈ２）が天井等の高さの最高となる部分の高さ（Ｈ１、Ｈ２）の 80%未満（ｈ１＜0.8Ｈ１、ｈ２＜0.8Ｈ２）となる場合（第 11－113 図参照）

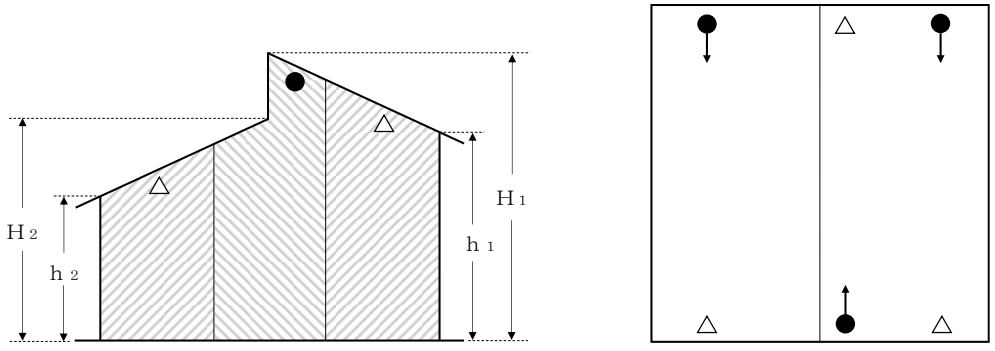

＜第 11－113 図＞

b　軒の高さ（ｈ１、ｈ２）が天井等の高さの最高となる部分の高さ（Ｈ１、Ｈ２）の 80%以上（ｈ１≧0.8Ｈ１、ｈ２≧0.8Ｈ２）となる場合（第 11－114 図参照）

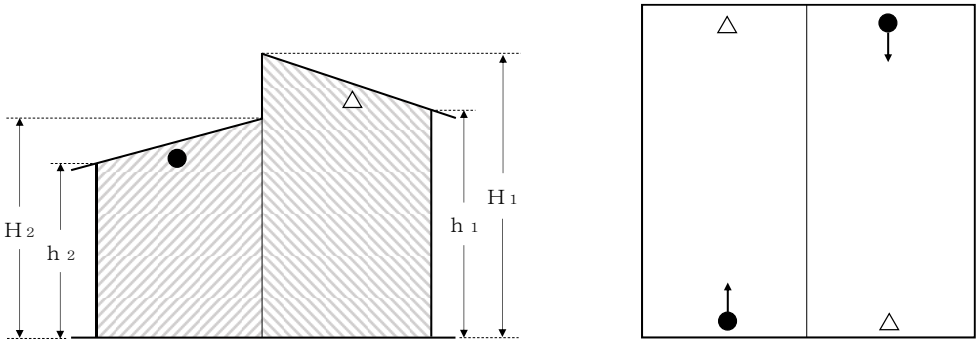

＜第 11－114 図＞

(ｴ)　越屋根を有する傾斜した天井等の設置例

a　越屋根部の幅が 1.5m以上の場合は、天井等の傾斜にかかわらず、当該越屋根部を有効に包含できるように監視区域を設定するとともに、順次、監視区域を隣接するよう設定すること。（第 11－115 図参照）

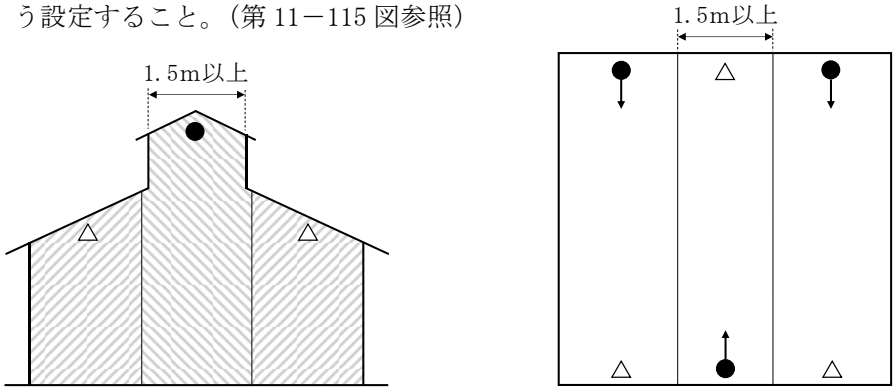

＜第 11－115 図＞

b　越屋根部の幅が 1.5m以上の場合で、越屋根が換気等の目的に使用されるときは、当該越屋根部の基部にそれぞれ光軸が通るように監視区域を設定すること。（第 11－116 図参照）

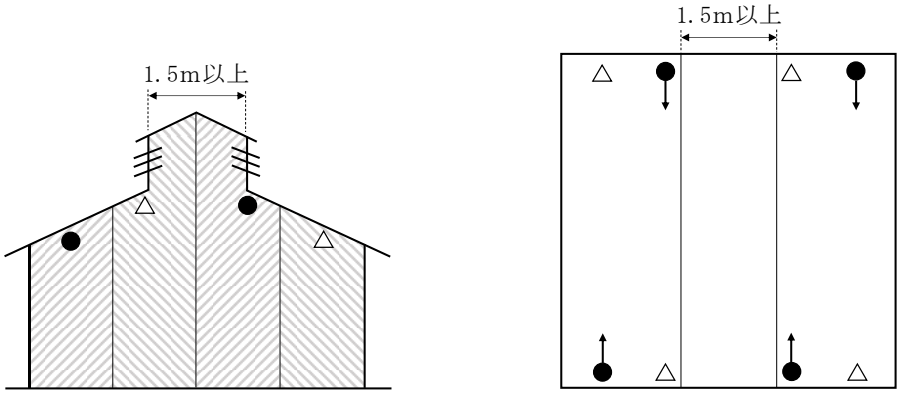

＜第 11－116 図＞

c　越屋根部の幅が 1.5m未満の場合は、天井等の傾斜にかかわらず、当該越屋根を支える大棟間の中心付近に光軸が通るように監視区域を設定するとともに、順次、監視区域を隣接するように設定すること。（第 11－117 図参照）

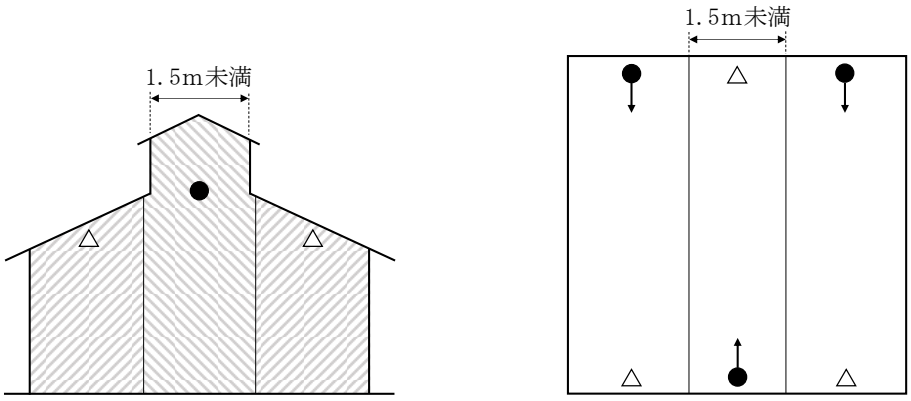

＜第 11－117 図＞

(ｵ)　円形の天井等の設置例

a　アーチ形の天井等の場合は、監視区域をアーチ形の天井等の高さが最高となる部分を有効に包含できるように設定し、順次、監視区域を隣接するように設定していくこと。（第 11－118 図参照）

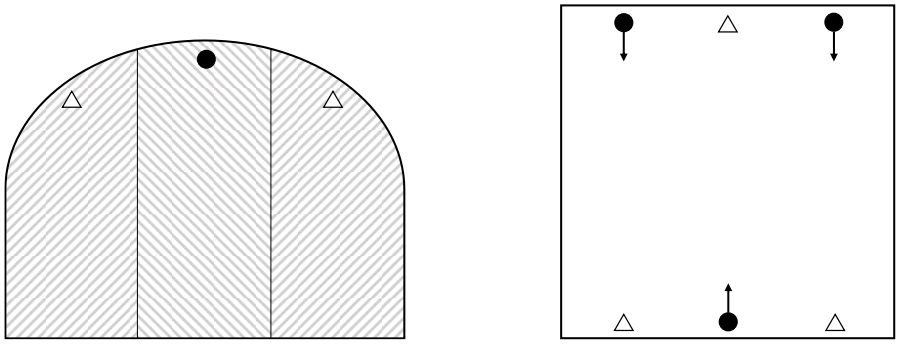

＜第 11－118 図＞

b　ドーム形の天井等の場合は、当該感知器の光軸が、ドーム形の天井等の各部分の高さの 80%以上に収まり、かつ、未監視区域を生じないように設置すること。

カ　凸凹がある壁面を有する防火対象物に対する感知器の設置方法

凸凹がある壁面に監視区域を設定する場合、凸凹がある壁面と光軸との水平距離は、当該壁面の最深部から 7m以下とすること（第 11－119 図参照）。この場合、凸凹の深さが 7mを超える部分にあっては、未監視部分が生じないように、当該未監視部分をスポット型感知器等で補完する等の措置を講じること。（第 11－120 図参照）

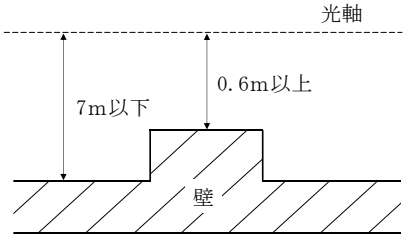

＜第 11－119 図＞

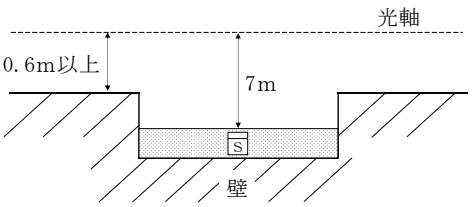

＜第 11－120 図＞

キ　公称監視距離を超える空間に対する感知器の設置方法

感知器の公称監視距離を超える空間に感知器を設置する場合は、未監視部分が生じないように光軸を連続して設定すること。（第 11－121 図参照）

なお、感知器の維持、管理、点検等のために天井等の部分に通路等を設ける場合は、隣接する感知器の水平距離を 1m以内とすること。（第 11－122 図参照）

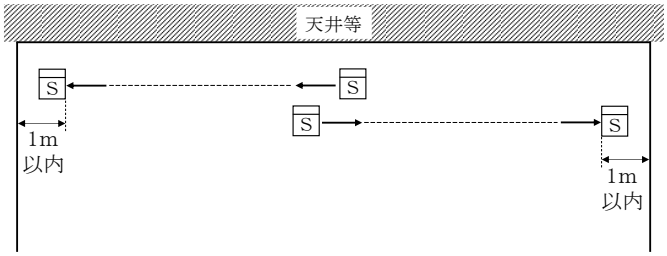

＜第 11－121 図＞

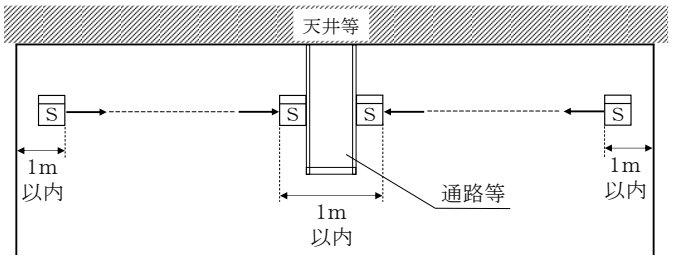

＜第 11－122 図＞

(13)　炎感知器

炎感知器の設置方法は、規則第 23 条第 4 項第 7 号の 4 及び第 7 号の 5 の規定によるほか、次によること。

ア　道路の用に供されるもの以外のもの

(ｱ)　感知器は、屋内に設けるものにあっては屋内型のものを、屋外に設けるものにあっては屋外型のものを天井等又は壁に設けること。

(ｲ)　感知器は、壁によって区画された区域ごとに、監視空間（当該区域の床面から高さ 1.2mまでの空間をいう。以下この第 11 において同じ。）の各部分から当該感知器までの距離が公称監視距離の範囲内となるように設けること。（第 11－123、124 図参照）

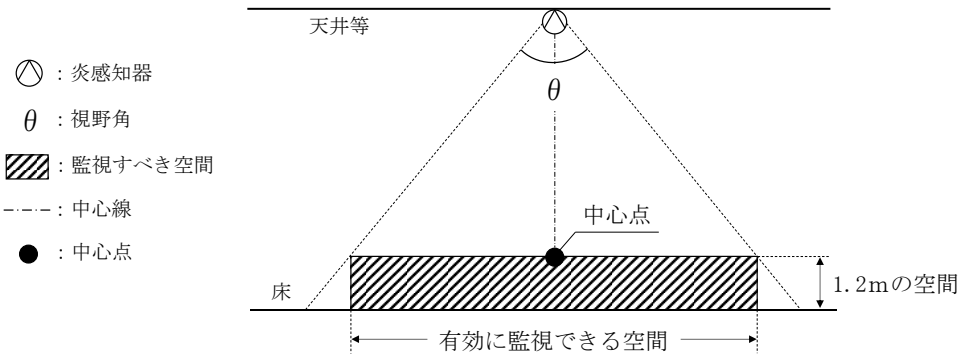

＜第 11－123 図＞

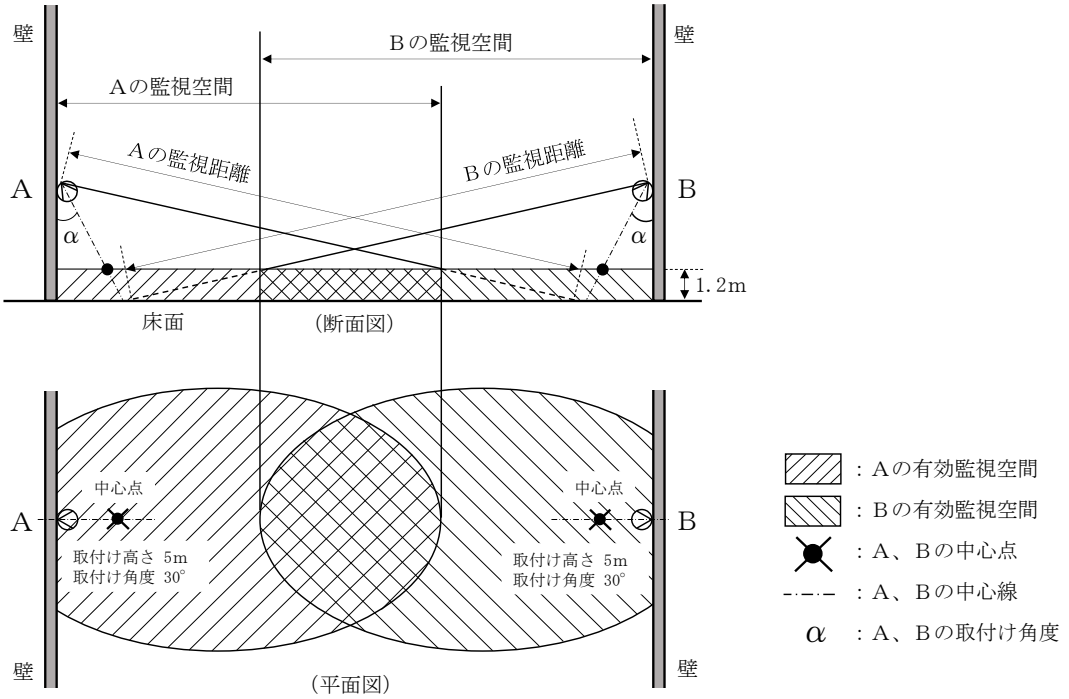

＜第 11－124 図＞

(ｳ)　感知器は、障害物等により有効に火災の発生を感知できないことがないように設けること。ただし、監視空間内にある 1.2m以下の物によって遮られる部分は、感知障害がないものとして取り扱うことができる。（第 11－125 図参照）

なお、床面からの高さが 1.2mを超える部分に障害物等がある場合は、当該未監視部分を警戒する感知器を別に設けること。（第 11－126 図参照）

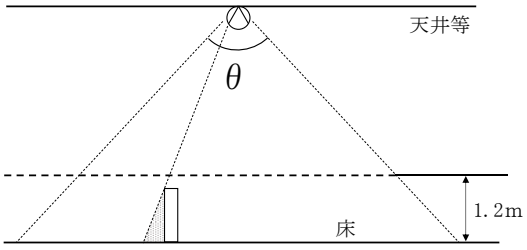

＜第 11－125 図＞

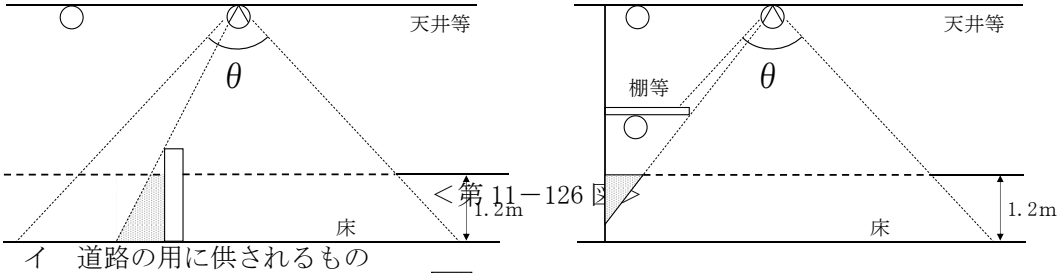

＜第 11－126 図＞

イ　道路の用に供されるもの

(ｱ)　感知器は、道路型を設けること。

(ｲ)　規則第 23 条第 4 項第 7 号の 5 イ、ロ及びハの規定による感知器の設置方法については、第 11－127 図の例によること。

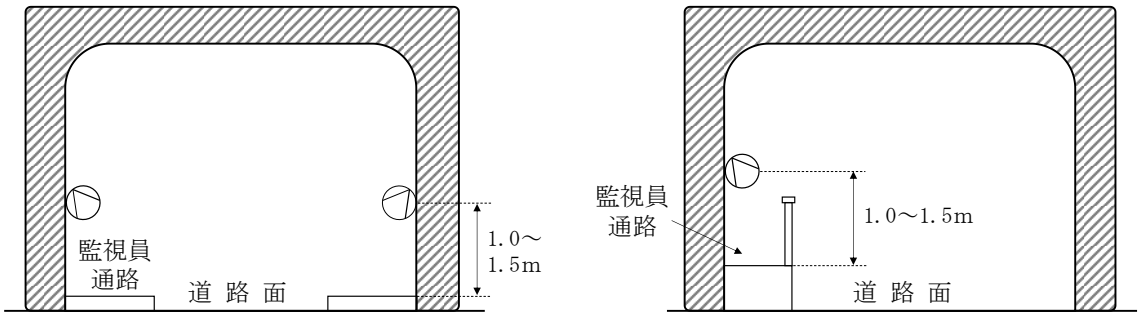

＜第 11－127 図＞

(14)　連動用感知器

消火設備の連動用感知器又は建基法に基づき防火区画等に設置する感知器は、自動火災報知設備の感知器と誤認しないよう当該感知器又はその周辺に有効な識別表示をすること。◇

3　中継器

中継器は、関連規定によるほか、次によること。

関 連 規 定		
規則第 23 条	第 9 項	
規則第 24 条の 2		第 3 号、第 6 号

(1)　温度、湿度、衝撃、振動及び腐食性ガスの発生等により機器の機能に影響を受けるおそれのない場所に設けること。★

(2)　雨水等の影響を受けるおそれのある場所に設けるものは、適当な防護措置を講じること。★

(3)　操作上又は点検実施上支障とならない位置で、かつ、操作等に必要な空間を有する位置に設けること。★

(4)　受信機により監視されない配線を通じて電力が供給される中継器は、次によること。

ア　電源は、専用回路とし、かつ、配線の途中で他の電源を分岐しないこと。

イ　電源の停電が直ちに受信機に表示されること。

4　配線

配線は、電気工作物に係る法令及び関連規定によるほか、次によること。

関 連 規 定		
規則第 24 条		第 1 号
その他	「耐熱電線の基準」（平成 9 年消防庁告示第 11 号）	

(1)　使用する電線（耐火又は耐熱保護を必要とするものを除く。）は、この工事の種別に応じ、第 11－13 表のいずれかに適合するもの又はこれと同等以上の耐食性、絶縁性、導電率及び引張り強さを有すること。

＜第 11－13 表＞

A欄	B欄	C欄
屋内配線に使用する電線	JIS C3306（ビニルコード） JIS C3307（600Ｖビニル絶縁電線（IV）） JIS C3342（600Ｖビニル絶縁ビニルシースケーブル（VV）） JCS 3416（600Ｖ耐燃性ポリエチレン絶縁電線（EM-IE）） JCS 3417（600Ｖ耐燃性架橋ポリエチレン絶縁電線（EM-IC）） JCS 4418（600V耐燃性ポリエチレンシースケーブル（EM-EE、EM-CE））	断面積 0.75ｍｍ^2 以上 導体直径 1.0ｍｍ以上 導体直径 1.0ｍｍ以上 導体直径 1.0ｍｍ以上 導体直径 1.0ｍｍ以上 導体直径 1.0ｍｍ以上
屋側又は屋外配線に使用する電線	JIS C3307（600Ｖビニル絶縁電線（IV）） JIS C3342（600Ｖビニル絶縁ビニルシースケーブル（VV）） JCS 3416（600Ｖ耐燃性ポリエチレン絶縁電線（EM-IE）） JCS 3417（600Ｖ耐燃性架橋ポリエチレン絶縁電線（EM-IC）） JCS 4418（600V耐燃性ポリエチレンシースケーブル（EM-EE、EM-CE））	導体直径 1.0ｍｍ以上 導体直径 1.0ｍｍ以上 導体直径 1.0ｍｍ以上 導体直径 1.0ｍｍ以上 導体直径 1.0ｍｍ以上
架空配線に使用する電線	JIS C3307（600Ｖビニル絶縁電線（IV）） JIS C3340（屋外用ビニル絶縁電線（OW）） JIS C3342（600Ｖビニル絶縁ビニルシースケーブル（VV）） JCS 4418（600V耐燃性ポリエチレンシースケーブル（EM-EE、EM-CE））	導体直径2.0mm以上の硬銅線＊ 導体直径 2.0ｍｍ以上 導体直径 1.0ｍｍ以上 導体直径 1.0ｍｍ以上
地中配線に使用する電線	JIS C3342（600Ｖビニル絶縁ビニルシースケーブル（VV）） JCS 4418（600V耐燃性ポリエチレンシースケーブル（EM-EE、EM-CE））	導体直径 1.0ｍｍ以上 導体直径 1.0ｍｍ以上
使用電圧 60Ｖ以下の配線に使用する電線＊＊	JCS 4396（警報用ポリエスチレン絶縁ケーブル）	導体直径 0.5ｍｍ以上

備考　＊は、径間が 10ｍ以下の場合は、導体直径 2.0ｍｍ以上の軟銅線とすることができる。
　　＊＊は、使用電圧 60Ｖ以下の配線に使用する電線については、本表のＢ欄に掲げる JCS 4396 以外の規格に適合する電線で、それぞれＣ欄に掲げる導体直径又は導体の断面積を有するものも使用できるものとする。
　　JCS とは、日本電線工業会規格をいう。

(2)　終端器を設ける場合は、発信機、発信機等の総合盤内部又は感知器に設けること。この場合、総合盤内部に終端器を設けるものは、端子台等に設置し警戒区域を明らかにしておくこと。◇

(3)　終端器を設置する総合盤又は感知器には、終端器を設置している旨の表示をすること。◇

(4)　位置表示灯又は発信機を屋内消火栓設備の位置表示灯又は遠隔起動装置と兼用するときの配線は、第 2「屋内消火栓設備」5.(2)の基準を準用すること。

５　発信機

発信機は、規則第 24 条第 8 号の 2 の規定によるほか、次によること。

(1)　設置場所

廊下、階段、出入口付近等多数の者の目にふれやすい場所で、かつ、操作の容易な場所に設けること。★

(2)　設置基準

ア　腐食性ガス等の発生するおそれのある場所は、防食型とすること。★

イ　可燃性ガス、粉じん等が滞留するおそれのある場所に設ける場合は、防爆型とすること。★

ウ　雨水等が侵入するおそれのある場所に設ける場合は、防水型とすること。★

エ　消火栓箱等の扉の開閉に伴って可動する部分に設けるリード線は、可とう性のあるより線等を使用すること。★

オ　発信機を屋内消火栓設備の遠隔起動装置と連動して兼用する場合は、第 26「標識」に定める「消火栓起動」の表示を設けること。◇

カ　規則第 12 条第 1 項第 3 号ロの規定により屋内消火栓箱の上部に設ける赤色の灯火の直近に発信機を設けた場合は、規則第 24 条第 8 号の 2 ハの規定よる表示灯を設けないことができる。

(3)　機器

巡回記録装置、電話、消火設備、その他の警報設備等と共用させる場合は、共用することにより自動火災報知設備の機能に障害を与えないこと。

(4)　特例基準

地階又は建基法上、階数に算入される最上階で、当該階が次のアからエまでに掲げる要件に適合する場合は、当該部分には発信機及び表示灯を設置しないことができる。

ア　耐火建築物又は準耐火建築物に存する階であること。

イ　居室を有しないこと。

ウ　床面積の合計が建築面積の 1/8 以下であり、かつ、30 ㎡以下（床面積が 15 ㎡を超える倉庫が存する場合を除く。）であること。

エ　当該階に存する各室の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料とし、かつ、その下地が不燃材料で造られたものであること。

６　地区音響装置

地区音響装置は、関連規定によるほか、次によること。

関 連 規 定		
規則第 24 条		第 5 号、第 5 号の 2
その他	「地区音響装置の基準」（平成 9 年消防庁告示第 9 号）	

(1)　地区音響装置は、認定品を使用すること。◇

(2)　地区音響装置の音圧は、次によること。

ア　取り付けられた音響装置の中心から 1m離れた位置で、90ｄＢ（音声警報を発するものにあっては 92ｄＢ）以上とすること。

イ　防火対象物の構造、区画、周囲の騒音等により、音響が聞き取りにくい部分があると認められる場合には、公称音圧の高いものの使用又は音響装置の設置個数の増加など、各部分において適正に警報音が聞き取れるよう措置を講じること。◇

(3)　損傷を受けるおそれのある場所に設けないこと。◇

(4)　可燃性ガス、粉じん等が滞留するおそれのない場所に設けること。ただし、やむをえず当該場所に設ける場合は、適切な防護措置を講じること。★

(5)　雨水等が侵入するおそれがある場所に設ける場合は、防水型とすること。★

(6)　地区音響装置と放送設備が併設されている場合は、非常放送中に地区音響装置の鳴動を自動的に停止するよう措置を講じること。◇

(7)　音響が聞き取りにくい場所の措置

ア　規則第 24 条第 5 号イ(ﾛ)及び第 5 号の 2 イ(ﾛ)に規定する「音響が聞き取りにくい場所」とは、具体的には次に掲げる場所をいうものであること。ただし、ダンスホール、カラオケボックス等であっても、室内で自動火災報知設備の地区音響装置の音を容易に聞き取ることができる場合は対象には含まないものとする。

(ｱ)　ダンスホール、ディスコ、ライブハウス、コンサートホール等で室内の音響が大きいため、他の音響が聞き取りにくい場所

(ｲ)　カラオケボックス等で壁、防音設備等により室外の音響が聞き取りにくい場所

イ　規則第 24 条第 5 号イ(ﾛ)及び第 5 号の 2 イ(ﾛ)に規定する「他の警報音又は騒音と明らかに区別して聞き取ることができる」とは、地区音響装置の音圧を、任意の場所で 65ｄＢ以上確保すること。ただし、暗騒音が 65ｄＢ以上ある場合は、次に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果のある措置を講じること。

(ｱ)　地区音響装置の音圧が、当該場所における暗騒音よりも 6ｄＢ以上強くなるように確保されていること。

(ｲ)　地区音響装置の作動と連動して地区音響装置の音以外の音が自動的に停止し、又は常時人がいる場所に受信機又は火災表示盤等を設置することにより、地区音響装置が鳴動した場合に地区音響装置以外の音を手動で停止できるものであること。

ウ　規則第 24 条第 5 号イ(ﾊ)及び第 5 号の 2 イ(ﾊ)に規定する「当該個室において警報音を確実に聞き取ることができるように措置されていること」とは、次によること。

(ｱ)　任意の場所で 65ｄＢ以上の警報音を確保すること。

(ｲ)　暗騒音（ヘッドホン等から流れる音を含む。）が 65ｄＢ以上ある場合は、次のいずれかの措置又はこれと同等以上の効果のある措置を講じること。

ａ　個室における警報装置の音圧が、通常の使用状態においてヘッドホン等から流れる最大音圧（※）よりも 6ｄＢ以上強くなるように確保されていること。

※　音響機器自体において一定以上音圧が上がらないよう制限されている場合や、利用者に音圧を一定以上に上げないよう周知徹底がなされている場合等においては、当該音圧をいう。

ｂ　地区音響装置の作動と連動して、地区音響装置以外の音が自動的に停止又は低減し、又は常時人がいる場所に受信機又は火災表示盤等を設置することにより、地区音響装置が鳴動した場合に地区音響装置以外の音を手動で停止又は低減はできるものであること。

エ　鳴動方式

地区音響装置の鳴動方法は、原則として全館一斉鳴動とすること。ただし、規則第 24 条第 1 項第 5 号ハに規定する防火対象物については、区分鳴動方式とすることができる。なお、区分鳴動方式とする場合は、次によること。

(ｱ)　第 1 報の感知器が鳴動した場合は、次による鳴動動方式とすること。

ａ　出火階が、2 階以上の階の場合にあっては出火階及びその直上階

ｂ　出火階が、1 階の場合にあっては出火階、その直上階及び地階

ｃ　出火階が、地階の場合にあっては出火階、その直上階及びその他の地階

(ｲ)　規則第 24 条第 5 号ハ及び第 5 号の 2 ロ(ｲ)に規定する「一定の時間」とは、防火対象物の用途、規模並びに火災確認に要する時間、出火階及びその直上階等からの避難が完了すると想定される時間等を考慮し、おおむね 2 分から 5 分とし、最大でも 10 分以内とすること。

(ｳ)　規則第 24 条第 5 号ハ及び第 5 号の 2 ロ(ｲ)に規定する「新たな火災信号」とは、感知器が作動した警戒区域以外の警戒区域からの火災信号、他の感知器からの火災信号（火災信号を感知器ごとに認識できる受信機に限る。）、発信機からの火災信号及び火災の発生を確認した旨の信号が該当するものであること。

7　予備品

規則第 24 条の 2 第 1 号の規定により警戒区域一覧図及び表示温度等設定一覧図（アナログ式に限る。）を受信機の付近に備えるほか、予備電球、予備ヒューズ、附属品収納箱、取扱説明書、受信機回路図及び予備品の交換に必要な工具を備えること。★

8　Ｒ型自動火災報知設備

Ｒ型の自動火災報知設備は、前 1 から 7 までの基準によるほか、受信機と感知器との間の外部配線をテストできる導通試験装置又は次の(1)及び(2)に掲げる要件に適合する中継器を設けること。

(1)　中継器は、中継器と感知器との間の外部配線の導通を行うことができること。

(2)　中継器から感知器回路の末端に至るまでの配線は、第 2「屋内消火栓設備」5.(2)の基準を準用するほか、次によること。

ア　配線に使用する電線の太さは、ケーブルは導体の直径が 0.9ｍｍ以上のもの、その他のものは、導体の直径が 1.2ｍｍ以上とすること。

イ　感知器等の機器と配線とは、ゆるみが生じないように確実に接続すること。

ウ　中継器は、点検の容易な場所に設置すること。

9　蓄積機能

蓄積機能は、規則第 24 条第 7 号及び第 8 号の規定によること。

10　特例基準

次のいずれかに適合する場合は、自動火災報知設備を設置しないことができる。

(1)　仮設建築物で、巡回監視装置を設け頻繁に巡視する場合、火災感知器用のセキュリティシステムを設置し、火災信号を常時警備会社で監視している場合等、容易に火災を感知できると認められる場合

(2)　事業用又は準事業用発電所若しくは変電所の発電機室又は変圧器室のうち、特定主要構造部を耐火構造とし、かつ、壁及び天井が不燃材料で造られているもの

(3)　電力の開閉所（電力の開閉に油入開閉器を設置する開閉所を除く。）で、特定主要構造部を耐火構造とし、かつ、壁、天井及び床が準不燃材料で造られているもの

(4)　令第 21 条第 1 項第 3 号イに掲げる防火対象物（令別表第 1(16)項イに掲げる防火対象物に限る。）又は令第 21 条第 1 項第 7 号に掲げる防火対象物で、別記 1「自動火災報知設備の取扱い及び技術上の特例基準」に適合するもの

11　総合操作盤

総合操作盤は、関連規定によるほか、第 25「総合操作盤」によること。

関 連 規 定		
規則第 24 条		第 9 号
その他	「総合操作盤の基準を定める件」（平成 16 年消防庁告示第 7 号） 「総合操作盤の設置方法を定める件」（平成 16 年消防庁告示第 8 号）	

12　移報用装置等

消防用設備等又は警備保障会社等の保有する防災通報受信装置に移報する移報用装置等と自動火災報知設備を接続する場合は、次によること。

(1)　移報用装置

ア　受信機の直近に設けること。◇

イ　移報用装置を停止した場合、その状況が容易に判明できる位置に停止中である旨の表示を設けること。◇

ウ　移報用装置のボックスには、警備会社の電話番号を表示すること。◇

エ　定期的に点検を行い、適正に維持すること。◇

オ　移報用装置の作動によって自動火災報知設備の予備電源及び非常電源に支障をきたさないこと。

カ　自動火災報知設備と警備会社の責任分界点は、移報用装置の 2 次側接点（引き出し端子）とする。◇

(2)　連動停止スイッチ

ア　連動停止スイッチは、専用のものとすること。◇

イ　連動を停止した場合は、連動が停止中である旨の表示灯が点灯又は点滅すること。◇

ウ　連動停止スイッチを受信機直近に別箱で設置する場合の電源は、受信機から供給されていること。◇

エ　火災通報装置を自動火災報知設備の感知器、中継器の作動と連動して起動する場合は、第 14「火災通報装置」6 によること。

オ　既設の受信機の内部に連動停止スイッチを組み込む場合は、原則として着工届が必要であり、当該自動火災報知設備に精通した甲種第 4 類の消防設備士が行うこと。ただし、移報用装置の機能（無電圧接点等）を有している受信機に連動停止スイッチの工事を行う場合又は移報用装置の機能を有しているが、火災代表の接点の出力端子に予備がなく、リレー等による予備の追加を行う場合については、この限りでない。

(3)　工事の施工

ア　着工届から使用開始までの順序は次のとおりである。

着工届→施工→検査→使用開始

イ　移報用装置の着工届出書には、移報用装置メーカーの工事説明書及び自動火災報知設備の保守点検受託会社の接続方法に支障がない旨の確認又は当該防火対象物の関係者の承諾が届出書の摘要欄に証明してあること。◇

ウ　工事の施工は、法第 17 条の 5 の規定に基づき、当該工事に係る消防設備士免状を有する者によって行うこと。

エ　工事が完了したときは、消防本部予防課に届出を行い、検査を受けること。

別記１

自動火災報知設備の取扱い及び技術上の特例基準

（趣旨）

第１　この基準は、消防法施行令の一部を改正する政令（平成 14 年政令第 274 号）による改正後の令第 21 条第 1 項第 3 号イ（令別表第 1（16）項イに掲げる防火対象物に限る。）又は令第 21 条第 1 項第 7 号の規定により、自動火災報知設備の設置義務が生じる防火対象物について、自動火災報知設備を設置しないことができる場合の特例基準及び自動火災報知設備の技術上の特例基準並びに消防法施行規則の一部を改正する省令（平成 15 年総務省令第 90 号）による改正後の規則に係る特定一階段等防火対象物の自動火災報知設備の技術上の特例基準を定めるものである。

（用語の定義）

第２　特例基準における用語の定義は、次のとおりとする。

１　「第 3 号対象物」とは、令第 21 条第 1 項第 3 号イの規定により、自動火災報知設備の設置義務が生じる令別表第 1(16)項イに掲げる防火対象物（同表(2)項ニ、(5)項イ若しくは(6)項イ(1)から(3)まで若しくはロに掲げる防火対象物又は同表(6)項ハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）の用途に供される部分が存するものを除く。）をいう。

２　「第 7 号対象物」とは、令第 21 条第 1 項第 7 号の規定により、自動火災報知設備の設置義務が生じる防火対象物（令別表第 1(2)項ニ、(5)項イ若しくは(6)項イ(1)から(3)まで若しくはロに掲げる防火対象物又は同表(6)項ハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）の用途に供される部分が存するもの除く。）をいう。

３　「既存防火対象物」とは、2003 年 10 月 1 日において現に存する防火対象物又は現に新築、増築等の工事中の防火対象物をいう。

４　「対象用途」とは、令別表第 1（1）項、(2）項イ、ロ及びハ、(3）項、(4）項、(6）項イ(4)、ハ（利用者を入居させ、又は宿泊させるものを除く。）及びニ又は（9）項イに掲げる防火対象物の用途をいう。

５　「避難階」とは、建基令第 13 条第 1 号に規定する直接地上へ通ずる出入口のある階をいう。

６　「避難階以外の階」とは、令第 4 条の 2 の 2 第 2 号で規定される「避難階以外の階」をいうものであり、1 階及び 2 階を除くものとし、規則で定める避難上有効な開口部を有しない壁で区画されている部分が存する場合にあっては、その区画された部分とする。

７　「特定一階段等防火対象物」とは、対象用途に供される部分が避難階以外の階に存する防火対象物で、当該避難階以外の階から避難階又は地上に直通する階段（建基令第 26 条に規定する傾斜路を含む。）が 2（当該階段が屋外に設けられ、又は規則で定める避難上有効な構造を有する場合にあっては、1）以上設けられていないものをいう。

８　「住宅用防災機器」とは、条例第 38 条の２で規定する機器をいう。

（自動火災報知設備を設置しないことができる場合の特例基準）

第３　第3号対象物のうち、次の(1)及び(2)に掲げる要件に該当する場合にあっては、既存、新築の別を問わず、令第32条の規定を適用し、自動火災報知設備を設置しないことができるものであること。

(1)　防火対象物の延べ面積は、500平方メートル未満であること。

(2)　対象用途に供される部分が、次のアからウまでに掲げる全ての要件に適合すること。

ア　対象用途に供される部分の存する階は、避難階であり、かつ、無窓階以外の階であること。

イ　対象用途に供される部分の床面積の合計は、150平方メートル未満であること。ただし、対象用途に供される部分が存する避難階に機械室、電気室、廊下、階段、エレベーターシャフト、パイプスペース等で、対象用途以外の用途に供される部分と共用されるものにあっては、それぞれの用途の面積に応じて按分するものであること。

ウ　全ての対象用途に供される部分から主要な避難口に容易に避難できること。

２　第7号対象物のうち、避難階以外の階の部分の全てが次の(1)から(3)までに掲げる要件のいずれかに該当する場合は、既存、新築の別を問わず、令第32条の規定を適用し、自動火災報知設備を設置しないことができるものであること。

(1)　居室以外の部分（機械室、倉庫等）であって、不特定多数の者の出入りがないもの。

(2)　実態上の用途が対象用途以外の用途に供される部分であって、第2章第1「令別表第1に掲げる防火対象物の取扱い」1.(2).イにより、主たる用途に供される部分の従属的な部分を構成すると認められる部分とされたため、当該部分が対象用途に供される部分として取り扱われているもの。

(3)　一般住宅の用途に供される部分であって、第2章第1「令別表第1に掲げる防火対象物の取扱い」1.(5).エにより、防火対象物全体が単独の対象用途に供される防火対象物として取り扱われることとされたため、当該一般住宅の用途に供される部分が対象用途に供される部分として取り扱われているもの。

３　１から２までの規定により、令第32条の規定を適用して自動火災報知設備を設置しないことができるとされた防火対象物であっても、住宅用防災機器を条例第38条の３及び条例第38条の４の基準により設置すること。

（既存防火対象物の自動火災報知設備の技術上の特例基準）

第４　既存防火対象物が第3号対象物又は第7号対象物に該当する場合において、自動火災報知設備の設置を要する場合は、令第32条の規定を適用し、次の技術上の特例基準により設置することができる。

(1)　警戒区域

令第21条第2項第1号の規定にかかわらず、次のア又はイによることができる。ただし、地階と地上階を同一警戒とすることはできない。

ア　防火対象物の階数が3以下であり、かつ、延べ面積が500平方メートル未満のものは、防火対象物全体を1警戒区域とすることができる。

イ　前ア以外の防火対象物にあっては、階数が2以下ごとに1警戒区域とすることができる。この場合、階段等の竪穴部分は、最上階の警戒区域と同一とすることができる。

(2)　受信機

(1)により防火対象物全体を１警戒区域とした場合は、規則第 24 条第 2 号チの規定にかかわらず、Ｐ型２級１回線のものを設置することができる。

(3)　感知器

次に掲げる場所に該当する場合は、規則第 23 条第 4 項から第 7 項の規定にかかわらず、感知器を設置しないことができる。

ア　一般住宅部分（共同住宅の住戸を含む。）のうち、台所、居室、収納室（4 平方メートル以上のものをいう。）及び階段室以外の部分

イ　天井裏及び小屋裏の部分

(4)　発信機及び受信機

非常警報設備が、令第 24 条第 4 項の技術上の基準に従い設置され、当該非常警報設備が自動火災報知設備と連動して鳴動することができる場合、規則第 24 条第 5 号、第 5 号の 2 及び第 8 号の 2 の規定にかかわらず、発信機を設置しないことができることとし、受信機については、規則第 24 条第 2 号イの規定にかかわらず、当該非常警報設備の作動した火災警戒区域の表示をしないことができる。

２　既存防火対象物が特定一階段等防火対象物に該当する場合において、自動火災報知設備が設置されている場合は、次によることができる。

(1)　避難階以外の階の部分が全て第 3.2.(1)から(3)のいずれかに該当する場合は、次によることができる。

ア　階段及び傾斜路に設ける自動火災報知設備の煙感知器は、垂直距離 15 メートル（3 種の煙感知器にあっては 10 メートル）につき 1 個以上の個数を設けることができる。

イ　自動火災報知設備の受信機は、再鳴動機能（地区音響停止スイッチが停止状態にある間に受信機が火災信号を受信したときは、当該地区音響停止スイッチが一定時間以内に自動的に（地区音響装置が鳴動している間に停止状態にされた場合においては自動的に）鳴動状態になる機能をいう。以下「再鳴動機能付受信機」という。）付としないことができる。

(2)　(1)に該当しない場合で、自動火災報知設備の受信機が、常時人のいる場所（受信機がエレベーターホール又は廊下等に設置され、適切に管理がされているものを含む。）に設置されているときは、次のア又はイに該当するものは、当該受信機を再鳴動機能付受信機としないことができる。

ア　法第 8 条第 1 項の防火対象物においては、防火管理上必要な業務、法第 8 条の 2 第 1 項の防火対象物においては、防火対象物の全体について防火管理上必要な業務が適切に執行されているもの。

イ　地区音響装置をいたずら防止カバー等により、容易に停止できない構造としたもの。

（その他）

第５　これらの特例基準を適用する場合は、「消防用設備等特例適用申請書」を提出すること。

別記２

浴室に設ける天井組込み形衣類乾燥・暖房等用電気機器の設置基準

１　適用範囲

この基準は、一般家庭の浴室内の乾燥、浴室暖房等に用いる電気機器のうち、次の全てに該当する機器（以下別記２において「適合機器」という。）に適用する。

(1)　浴室内の天井に組込み形等として設置されるもの

(2)　電気ヒーターを熱源（ヒートポンプ式のみのものは除く。）とするもの

(3)　組込み形等の浴室用衣類乾燥機の自主試験基準（一般社団法人日本電機工業会で定める自主試験基準）に適合したもの又はこれと同等以上の安全性が確認されたもの

２　設置方法

条例第４条（温風暖房機）の規定によるほか、次によること。（別図参照）

(1)　機器本体

ア　適合機器本体の可燃物等からの離隔距離については、条例第 25 条の規定を適用し、製造業者等が指定する距離で設置できるものであること。

イ　機器は、上階スラブ又は天井等に堅固に取り付けること。

ウ　浴室内への温風吹出口及び空気吸込口の前方 10ｃｍ未満の範囲内には、造営材等（乾燥する衣類を含む。）を設けないこと。

(2)　換気ダクト（浴室の除湿等を目的とする機器本体と接続されるもの）

ア　ダクトは、不燃材料で造ること。

イ　ダクトは、専用とすること。ただし、一の住戸内の洗面所、便所その他これらに類する室のダクトと接続される場合で、当該室のダクトが不燃材料で造られている場合は、この限りでない。

(3)　その他

ア　漏電遮断器を設けること。

イ　機器本体に近接する部分に、機器本体の点検・清掃に必要な点検口を設けること。ただし、点検口を設けなくとも、容易に点検・清掃できる構造である場合はこの限りでない。

別 図

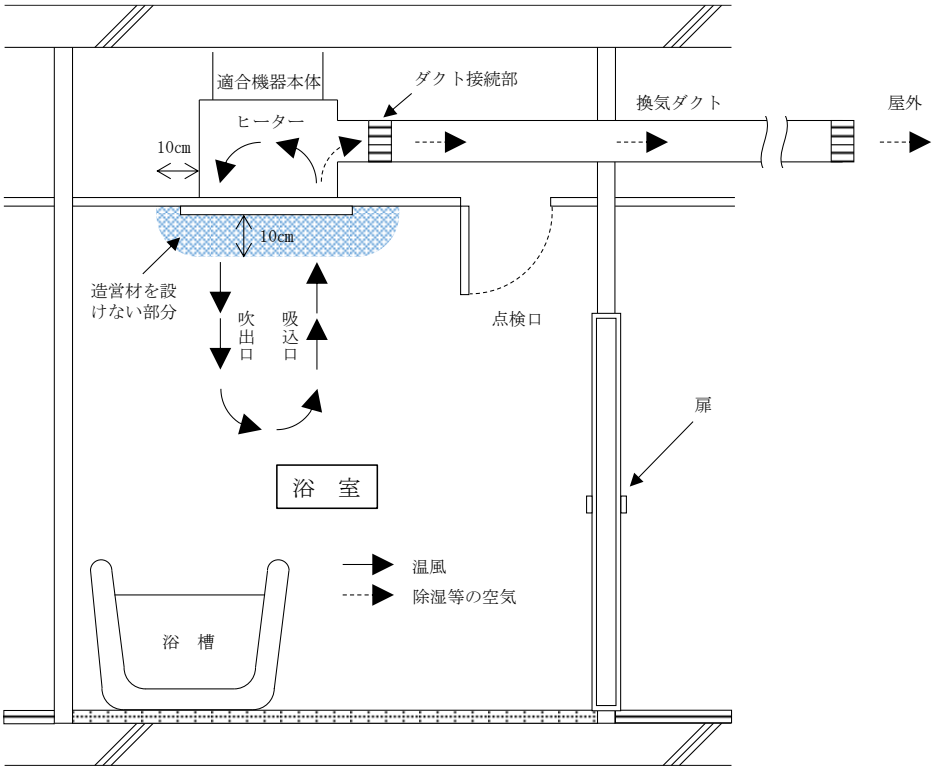
適合機器本体
ダクト接続部
換気ダクト
屋外
ヒーター
10cm
10cm
造営材を設
けない部分
吹
出
口
吸
込
口
点検口
扉
浴　室
温風
除湿等の空気
浴　槽

別記３

天井裏の部分等に係る感知器の取扱い

1　趣旨

令第 21 条第 2 項第 3 号ただし書及び令第 32 条の規定の適用により、天井裏の部分に感知器の設置を要しない部分と、当該部分がＰＳ等の部分と同一の空間となる場合等、天井裏の部分における感知器の設置方法、特例基準等について定めたものである。

2　設置方法

天井裏の部分とＰＳ等の部分が同一の空間となる部分（以下「一体空間部分」という。）における感知器の取扱いについては、防火対象物の構造、ＰＳ等の部分の面積に応じて、次により設けること。

(1)　特定主要構造部が耐火構造の場合

ア　ＰＳ等の部分の面積が 1 ㎡以上の場合は、ＰＳ等の部分にのみ感知器を設置し、天井裏の部分については、感知器の設置を要しないものとする。この場合において、規則第 23 条第 4 項第 2 号に規定する取付け面の高さ（以下この別記３において「取付け面の高さ」という。）は、ＰＳ等の部分の高さとし、第 3 号に規定する一の感知区域内における感知器の必要個数の算出に係る床面積（以下この別記３において「床面積」という。）は、一体空間部分の面積から天井裏の部分の面積を除いて算出することができるものとする。（第 1 図参照）

≪耐火構造≫

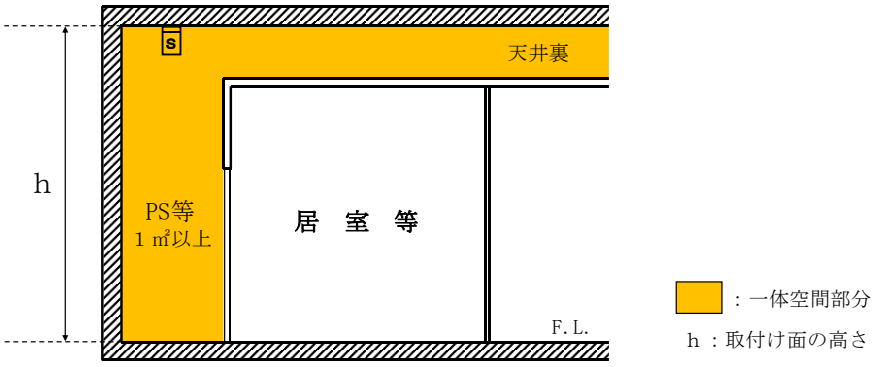

PS等の部分にのみ感知器設置
※ 天井裏の部分は令第21条第2項第3号ただし書により不要

＜第 1 図＞

イ　ＰＳ等の部分の面積が 1 ㎡未満の場合は、一体空間部分には、令第 32 条の規定の適用により、感知器を設置しないことができるものとする。

(2)　建基法第 2 条第 9 号の 3 イ若しくはロのいずれかに該当する建築物の場合

ア　ＰＳ等の部分の面積が 1 ㎡以上の場合

(ｱ)　ＰＳ等の部分の面積が 1 ㎡以上の場合で、一体空間部分が、不燃材料の壁、天井及び床で区画され、かつ、開口部に防火設備である防火戸又はこれと同等の防火性能を有するものが設けられているときは、ＰＳ等の部分にのみ感知器を設置し、天井裏の部分については、令第 32 条の規定の適用により、感知器を設置しないことができるものとす

る。この場合において、取付け面の高さ及び床面積の取扱いについては、前(1).アによること。（第 2 図参照）

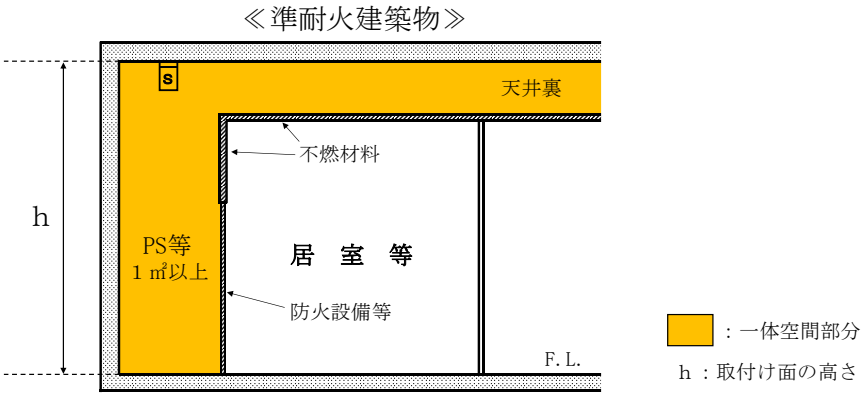

PS等の部分にのみ感知器設置
※ 天井裏の部分は令第32条適用

＜第 2 図＞

(ｲ)　ＰＳ等の部分の面積が 1 ㎡以上の場合で、一体空間部分が、前(ｱ)による構造に適合しないときは、一体空間部分に感知器を設置すること。この場合において、取付け面の高さは、天井裏の部分の高さとし、床面積は、一体空間部分の面積とすること。（第 3 図参照）

なお、天井裏の部分とＰＳ等の部分は、同一の警戒区域として差し支えないものとする。

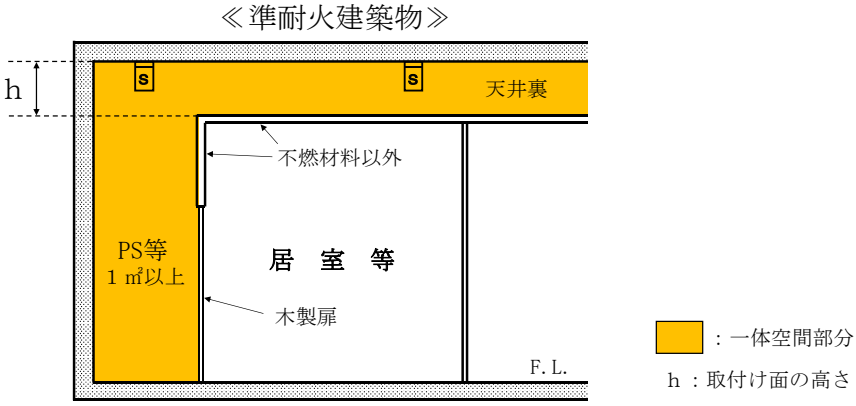

PS等の部分及び天井裏の部分ともに感知器設置

＜第 3 図＞

イ　ＰＳ等の部分の面積が 1 ㎡未満の場合

(ｱ)　ＰＳ等の部分の面積が 1 ㎡未満の場合で、前ア.(ｱ)による構造に適合するときは、一体空間部分には、令第 32 条の規定の適用により、感知器を設置しないことができるものとする。

(ｲ)　ＰＳ等の部分の面積が 1 ㎡未満の場合で、前ア.(ｱ)による構造に適合しないときは、天井裏の部分にのみ感知器を設置し、ＰＳ等の部分については、令第 32 条の規定の適用により、感知器を設置しないことができるものとする。この場合において、取付け面の高さは、天井裏の部分の高さとし、床面積は、一体空間部分の面積からＰＳ等の部分の面積を除いて算出することができるものとする。（第 4 図参照）

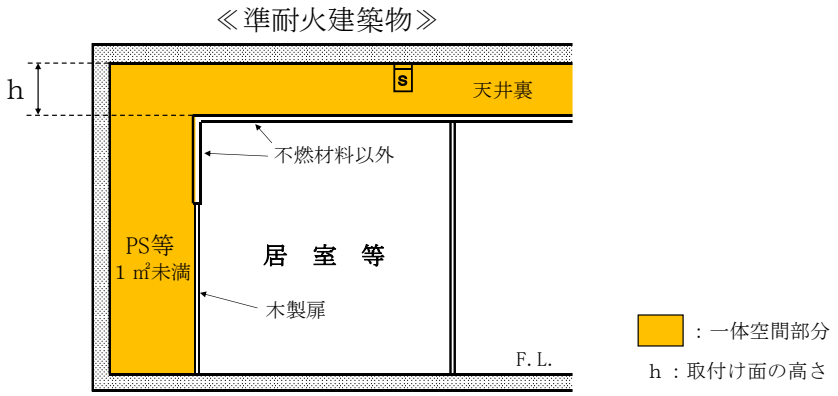

天井裏の部分にのみ感知器設置
※ PS等の部分は令第32条適用

＜第 4 図＞

3　その他

(1)　一体空間部分の壁又は天井に、爆燃の危険性があるウレタンフォーム等を吹付けた場合は、第 11「自動火災報知設備」2.(2).ア.(ｸ)並びに前 2.(2).ア.(ｱ)及びイ.(ｱ)による天井裏の部分の感知器の免除は認められないものであること。

(2)　天井が設けられていない部分に不燃材料以外で造られたユニットバスを設けた場合は、当該部分を第 11「自動火災報知設備」2.(2).ア.(ｸ)による不燃材料で区画された部分の対象から除いて差し支えないものとする。(第 5 図参照)

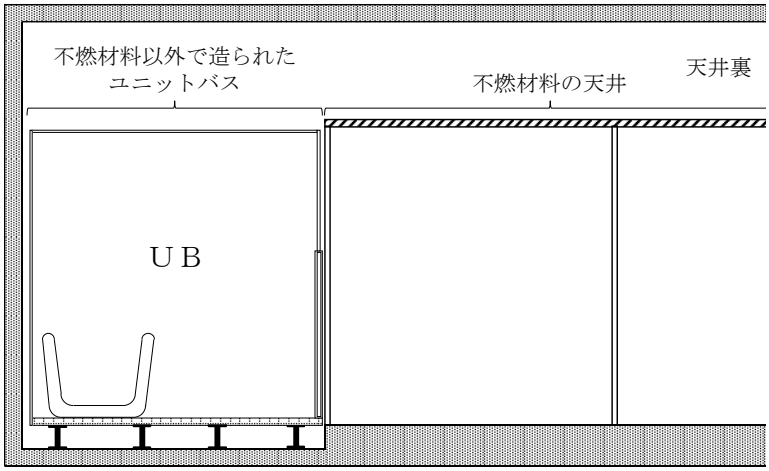

天井裏の部分は、令第32条の適用により感知器の免除可能

＜第 5 図＞

第１２　ガス漏れ火災警報設備

１　受信機

受信機は、関連規定によるほか、次によること。

関 連 規 定		
規則第 24 条の 2 の 3	第 1 項	第 3 号、第 8 号、第 9 号
規則第 24 条の 2 の 4		第 3 号
その他	「ガス漏れ検知器並びに液化石油ガスを検知対象とするガス漏れ火災警報設備に使用する中継器及び受信機の基準」（昭和 56 年消防庁告示第 2 号）	

(1)　設置方法

受信機の設置方法は、第 11「自動火災報知設備」1.(1)を準用すること。

(2)　警戒区域

警戒区域（ガス漏れの発生した区域を他の区域と区別して識別することができる最小単位の区域をいう。以下この第 12 において同じ。）は、関連規定によるほか、次によること。

関 連 規 定		
令第 21 条の 2	第 2 項	第 1 号、第 2 号
規則第 24 条の 2 の 2	第 4 項、第 5 項	
規則第 24 条の 2 の 3	第 1 項	第 3 号ロ

ア　一辺の長さは、50m以下とすること。◇

イ　通路又は地下道に面する室、店舗等を一の警戒区域に含まれるよう設定すること。◇

ウ　受信機の一の表示窓には、2 以上の警戒区域を表示しないこと。◇

エ　燃焼器等（ガス燃焼機器及び当該機器が接続される末端のガス栓（ホースコック又はネジコック等）をいう。以下この第 12 において同じ。）の設置されていない室、店舗等（通路又は地下道を含む。）の面積も警戒区域に含めること。

なお、具体的には次の図例を参考とすること。

(ｱ)　床面積が 600 ㎡以下の場合の例（第 12－1 図参照）

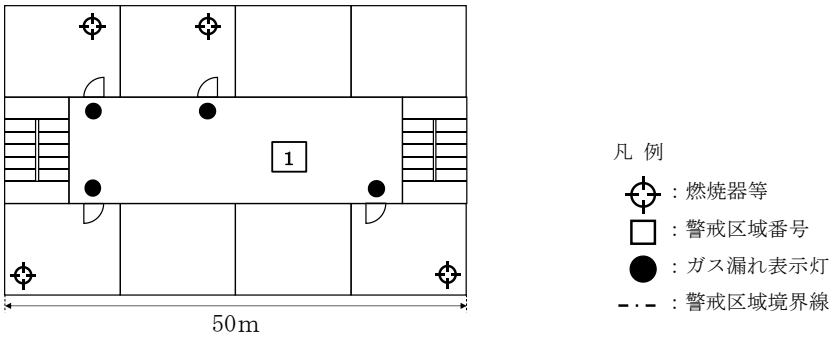

＜第 12－1 図＞

(ｲ)　床面積が 600 ㎡を超える場合の例（第 12－2 図参照）

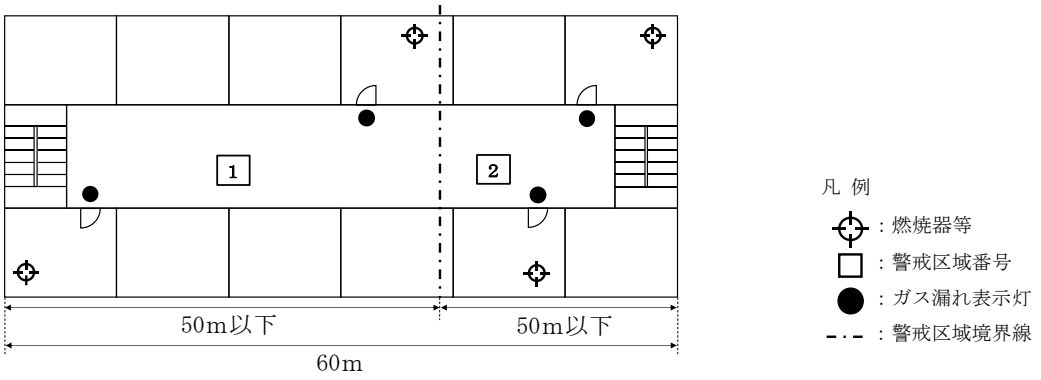

＜第 12－2 図＞

(ｳ)　床面積が 1,200 ㎡の場合の例（第 12－3 図参照）

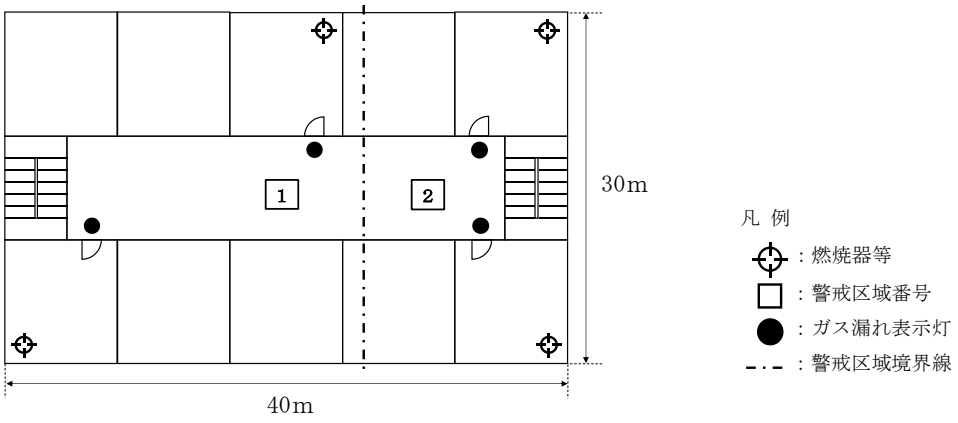

（注）1,000㎡及び200㎡に分割することができる。

＜第 12－3 図＞

(ｴ)　床面積が 900 ㎡の場合の例（第 12－4 図参照）

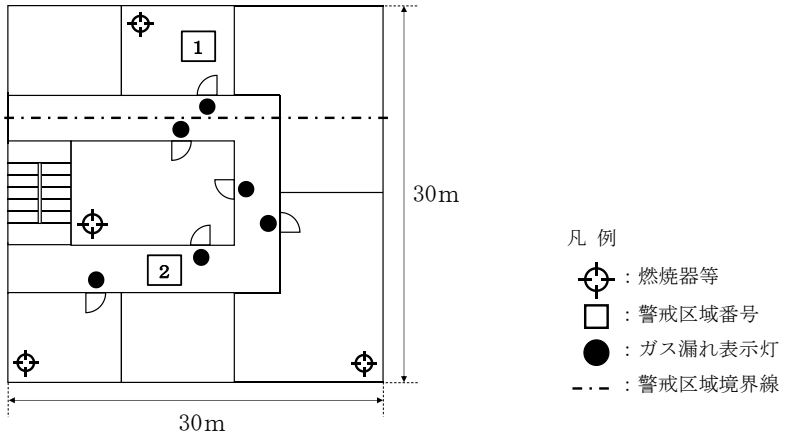

（注）通路の中央からガス漏れ表示灯が容易に確認できない場合であり、
600㎡及び300㎡に分割することができる。

＜第 12－4 図＞

(ｵ)　床面積が 1,200 ㎡で区画されていない室の場合の例（第 12－5 図参照）

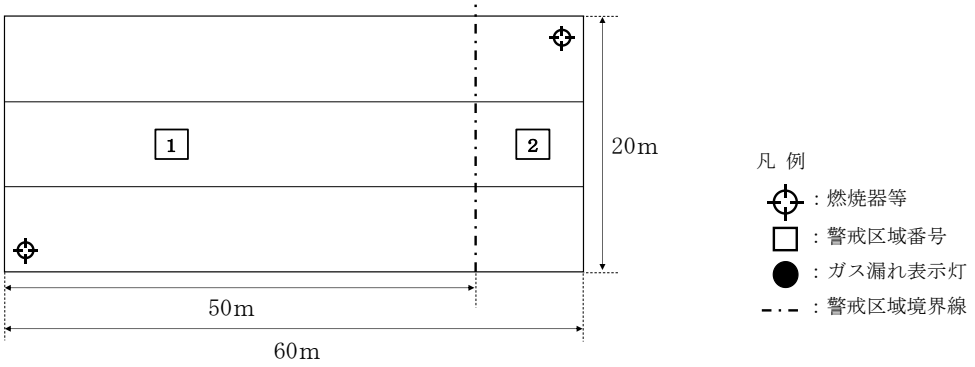

（注）一辺の最大長を50mとし、1,000㎡及び200㎡に分割することができる。

＜第 12－5 図＞

(ｶ)　床面積が 1,600 ㎡で区画されていない室の場合の例（第 12－6 図参照）

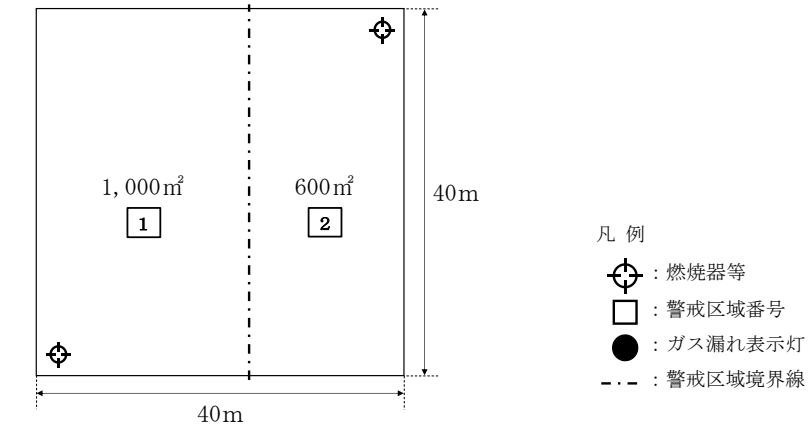

（注）1,000㎡及び600㎡に分割することができる。
なお、警戒区域一覧図が容易に識別できるよう、境界線は直線上に設けること。

＜第 12－6 図＞

(ｷ)　燃焼器等が設けられている部分ごとに警戒区域を 1,000 ㎡に設定した場合の例（第 12－7 図参照）

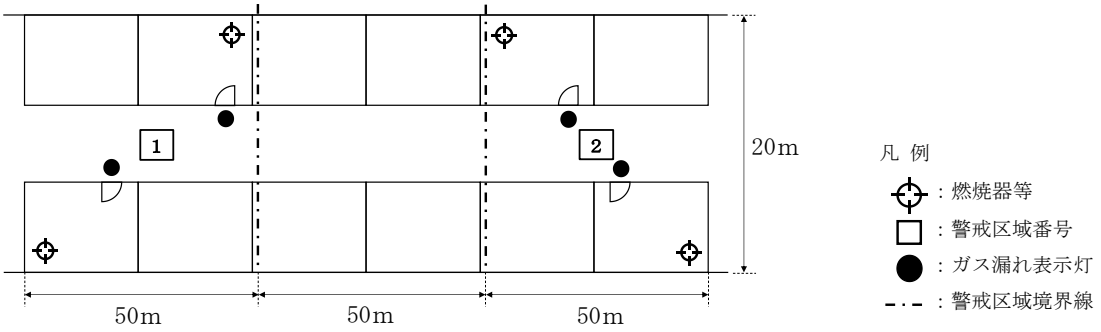

＜第 12－7 図＞

(ｸ)　通路に曲り角がある部分の警戒区域を 600 ㎡に設定した場合の例（第 12－8 図参照）

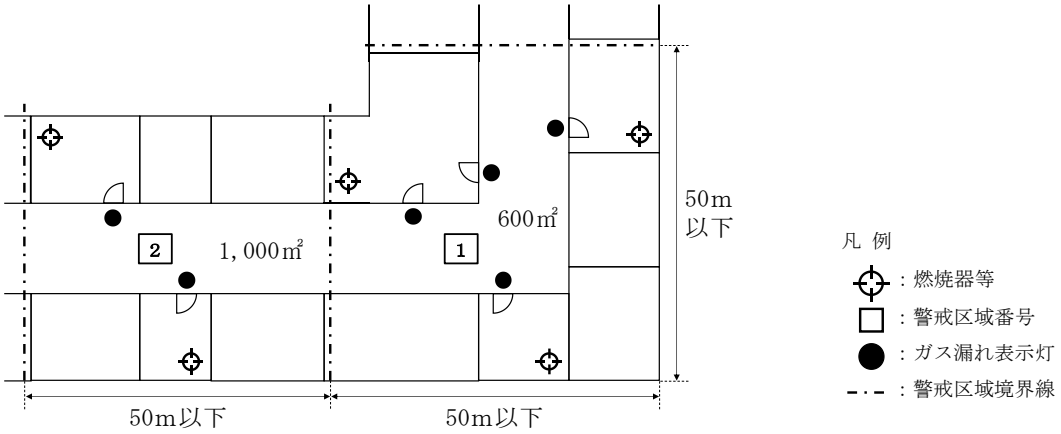

＜第 12－8 図＞

(ｹ)　通路又は地下道の中央に店舗等が存する場合の例（第 12－9 図参照）

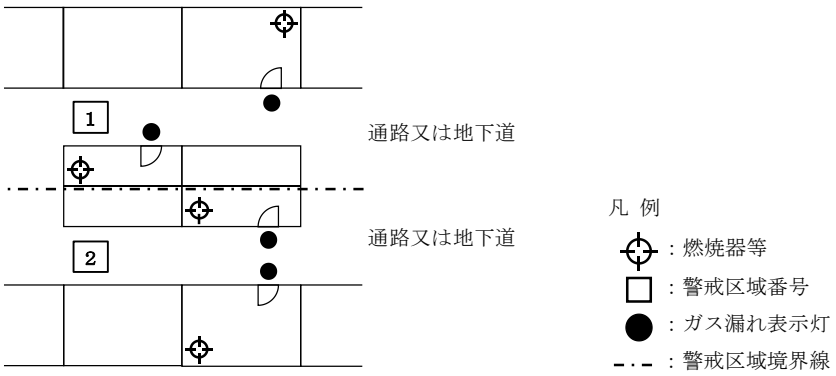

＜第 12－9 図＞

(3)　常用電源

常用電源は、第 11「自動火災報知設備」1.(3)を準用すること。

(4)　非常電源

非常電源は、第 11「自動火災報知設備」1.(4)を準用すること。

２　検知器

検知器は、関連規定によるほか、次によること。

関 連 規 定		
規則第 24 条の 2 の 3	第 1 項	第 1 号、第 8 号
その他	「ガス漏れ検知器並びに液化石油ガスを検知対象とするガス漏れ火災警報設備に使用する中継器及び受信機の基準」（昭和 56 年消防庁告示第 2 号）	

(1)　機器

ア　液化石油ガスを検知対象とする検知器

液化石油ガスを検知対象とする検知器は、高圧ガス保安協会が行う検定に合格したも

のを使用すること。◇

イ　前ア以外の検知器

液化石油ガスを検知対象とする検知器以外の検知器は、一般財団法人日本ガス機器検査協会が行う検査に合格したものであること。◇

(2)　設置方法

検知器の設置方法は、規則第 24 条の 2 の 3 第 1 項第 1 号の規定によるほか、次によること。

ア　燃焼器又は貫通部からの距離

規則第 24 条の 2 の 3 第 1 項第 1 号イ(ｲ)及びロ(ｲ)の規定による燃焼器又は貫通部（燃料用ガスを供給する導管が防火対象物又はその部分の外壁を貫通する場所をいう。以下この第 12 において同じ。）からの水平距離は、次によること。

(ｱ)　ガス燃焼器の場合は、バーナー部分の中心からの水平距離とすること。（第 12－10 図参照）

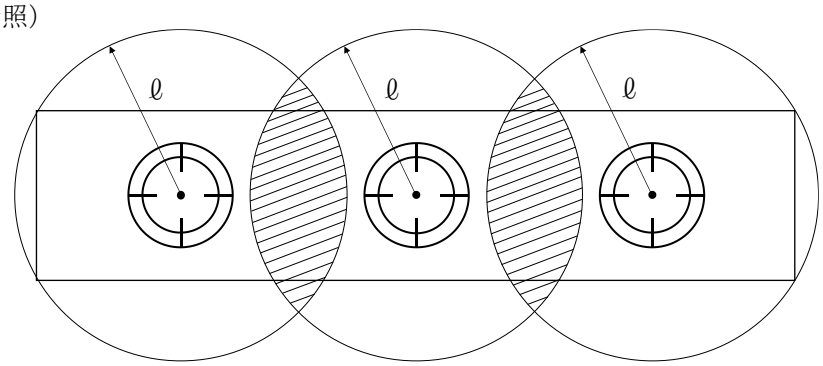

（注）この場合、検知器は斜線部分の範囲内に設ければ2個で足りる。

空気に対する比重が1を超える場合：ℓ＝4m
空気に対する比重が1未満の場合：ℓ＝8m

＜第 12－10 図＞

(ｲ)　未使用ガス栓又はガス栓からゴムホース等によりガス燃焼機器に接続されているため、燃焼機器の位置が定まらないものについては、ガス栓の中心からの水平距離とすること。（第 12－11 図参照）

(ｳ)　貫通部は、外壁の室内に面するガス配管からの水平距離とすること。

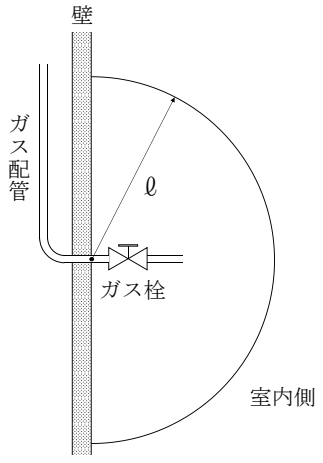

＜第 12－11 図＞

イ　空気に対する比重が 1 未満の場合の設置方法

(ｱ)　燃焼器等から水平距離が 8m以内のガス漏れを最も有効に検知することができ、かつ、廃ガスの影響の少ない位置に検知器を設けること。(第 12－12 図参照)

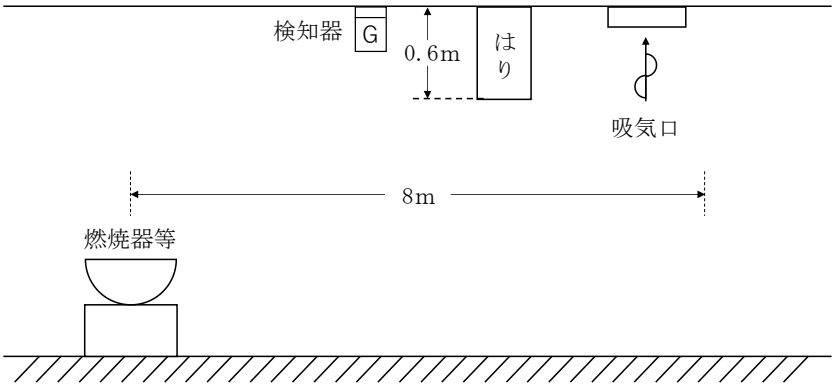

＜第 12－12 図＞

(ｲ)　燃焼器等から水平距離 12m以内（廃ガスの影響を受けやすい水平距離 4m以内を除く。）で天井面から 0.6m未満の位置に吸気口がある場合は、前(ｱ)により検知器を設けるほか、燃焼器等から最も近い吸気口付近（吸気口からおおむね 1.5m以内）に検知器を設けること。◇（第 12－13 図参照)。

ただし、最も近い吸気口が燃焼器等から水平距離 4mを超え 8m以内にある場合は、当該吸気口付近に検知器を設けることで足りるものとする。(第 12－14 図参照)

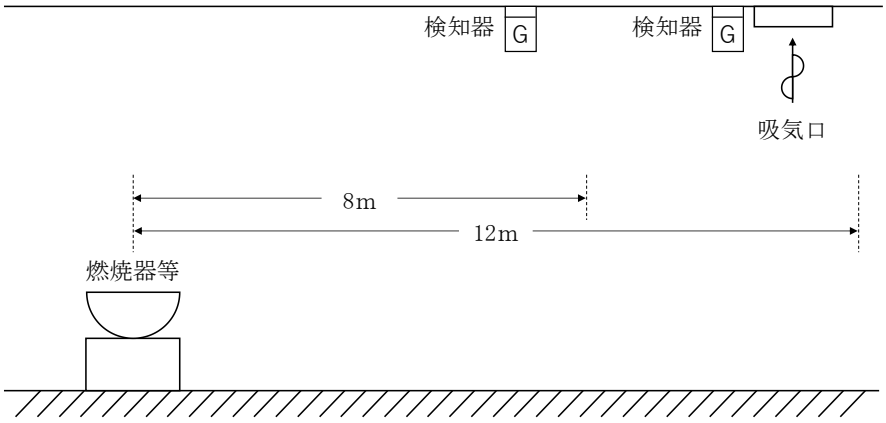

＜第 12－13 図＞

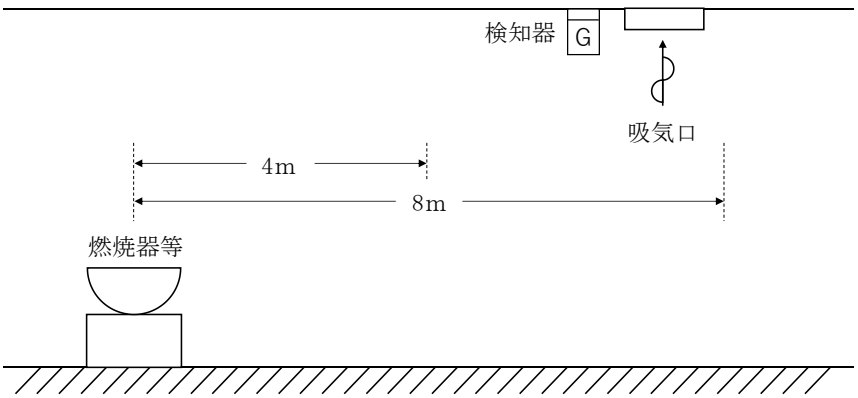

＜第 12－14 図＞

ウ　空気に対する比重が 1 を超える場合の設置方法

(ｱ)　床面に 0.3m以上の段差がある場合は、燃焼器等又は貫通部が設けられている側に検知器を設けること。(第 12－15 図参照)

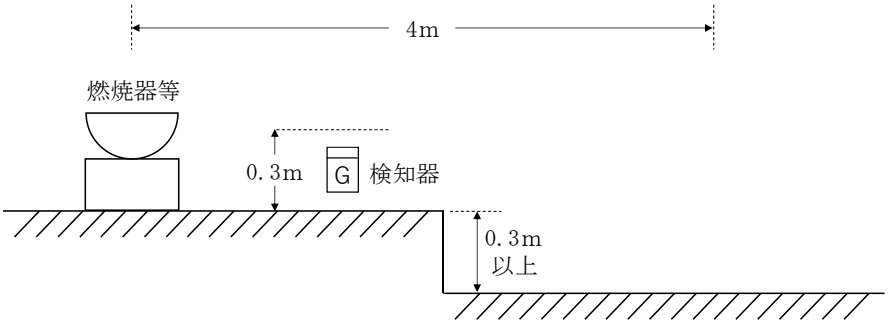

＜第 12－15 図＞

(ｲ)　燃焼器等又は貫通部から水平距離 4m以内に床面からの高さが 0.3mを超えるカウンター等がある場合は、燃焼器等又は貫通部が設けられている側に検知器を設けること。(第 12－16 図参照)

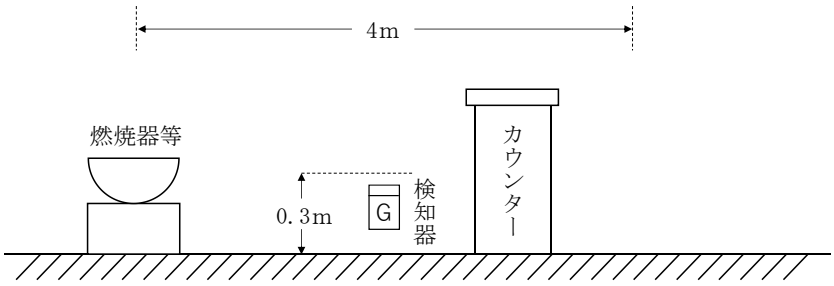

＜第 12－16 図＞

(3)　温泉の採取のための設備に設ける検知器の設置方法

規則第 24 条の 2 の 3 第 1 項第 1 号イ(ﾛ)及びロ(ﾛ)において、検知器は温泉採取設備の周囲の長さ 10mにつき 1 個以上設けることとされているが、具体的には第 12-17 図の例によること。

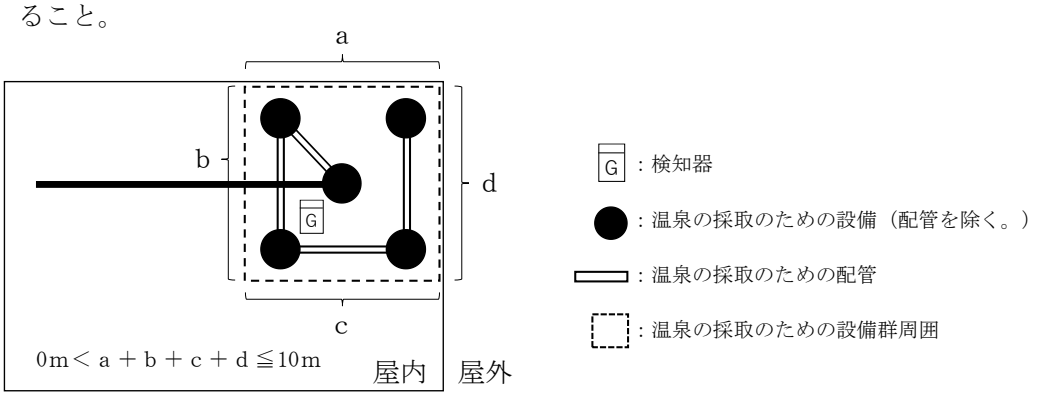

＜第 12－17 図＞

(4)　常用電源

電源は、規則第 24 条の 2 の 3 第 1 項第 6 号の規定によるほか、次によること。

ア　受信機及び中継器から電源の供給を受ける検知器は、第 11「自動火災報知設備」1.(3)を準用すること。

イ　受信機及び中継器から電源の供給を受けない検知器は、次によること。

(ｱ)　電源は、専用回路とすること。ただし、他の消防用設備等の電源をガス漏れ火災警報設備の電源と共有する場合で、ガス漏れ火災警報設備に支障を生じないときは、電源を共用することができる。

(ｲ)　回路の分岐点から 3m以下の箇所に、各極を同時に開閉できる開閉器及び最大負荷電流の 1.5 倍（3Ａ未満の場合は 3Ａとする。）以上の電流で作動する定格遮断電流が 20Ａ以下である過電流遮断器を設けること。◇

(ｳ)　電線は、最大負荷電流以上の許容電流値を有するものを使用すること。

(ｴ)　電源回路との接続をコンセントにより行うもの（検知器の電力供給停止が受信機で確認できるものに限る。）は、容易に離脱しない構造の専用コンセントを使用すること。

(5)　検知器の設置を要しない場所

次のいずれかに該当する場所は、令第 32 条の規定を適用し、検知器を設置しないことができる。

ア　腐食性ガスの発生する場所等で検知器の機能保持が困難な場所

イ　カートリッジ式ガスボンベを内蔵する燃焼器のある場所

ウ　検知対象ガスを冷凍用の熱交換器に使用するもの（燃焼しない場合に限る。）

エ　空気吸入口が屋外に面している密閉式バーナー（ＢＦ式及びＦＦ式）を有する燃焼器（当該燃焼器が接続されるガス栓を含む。）のある場所

※　「ＢＦ」とは、Balanced Flue（自然吸排気）、「ＦＦ」とは、Forced Draught Balanced Flue（強制吸排気）の略である。

3　中継器

中継器は、関連規定によるほか、第 11「自動火災報知設備」3 を準用すること。

関 連 規 定		
規則第 24 条の 2 の 3	第 1 項	第 2 号
規則第 24 条の 2 の 4		第 2 号
その他	「ガス漏れ検知器並びに液化石油ガスを検知対象とするガス漏れ火災警報設備に使用する中継器及び受信機の基準」（昭和 56 年消防庁告示第 2 号）	

4　警報装置

警報装置は、規則第 24 条の 2 の 3 第 1 項第 4 号の規定によるほか、次によること。

(1)　音声警報装置

音声警報装置（音声によりガス漏れの発生を防火対象物の関係者及び利用者に警報する装置をいう。以下この第 12 において同じ。）は、規則第 24 条の 2 の 3 第 1 項第 4 号イの規定によるほか、次によること。

ア　音声警報装置は、「非常警報装置の基準」（昭和 48 年消防庁告示第 6 号）に準ずるもの

であること。◇

イ　増幅器及び操作部は、受信機の設けられている場所付近で、操作上支障のない位置に設けること。★

ウ　スピーカーは、次により設けること。★

(ｱ)　音響効果を妨げる障害物等のない場所に設けること。

(ｲ)　通行、荷物搬送等による損傷を受けるおそれのない位置に設けること。

(ｳ)　雨水、腐食性ガス等の影響を受けるおそれのある場所に設ける場合は、適切な防護措置を講じること。

(2)　ガス漏れ表示灯

ガス漏れ表示灯（検知器の作動と連動し、表示灯によりガス漏れの発生を通路にいる防火対象物の関係者に警報する装置をいう。以下この第 12 において同じ。）は、規則第 24 条の 2 の 3 第 1 項第 4 号ロの規定によるほか、次によること。

ア　一の警戒区域が 2 以上の室からなる場合は、検知区域（一の検知器が有効にガス漏れを検知することができる区域をいう。以下この第 12 において同じ。）のある室ごとの主たる出入口付近にガス漏れ表示灯を設けること。ただし、警戒区域が一の室からなる場合は、ガス漏れ表示灯を設けないことができる。

イ　ガス漏れ表示灯の直近には、第 26「標識」に定めるガス漏れ表示灯である旨の表示を設けること。◇

(3)　検知区域警報装置

検知区域警報装置（検知器の作動と連動し、音響によりガス漏れの発生を検知区域において防火対象物の関係者に警報する装置をいう。以下この第 12 において同じ。）は、規則第 24 条の 2 の 3 第 1 項第 4 号ハの規定によるほか、次によること。

ア　検知区域警報装置は、検知区域内に設けること。

イ　機械室その他常時人がいない場所で、一の警戒区域が 2 以上の検知区域から構成される場合又は天井裏若しくは床下部分の検知区域にあっては、当該検知区域ごとに検知区域警報装置を設けること。◇

５　配線

配線は、電気工作物に係る法令及び規則第 24 条の 2 の 3 第 1 項第 5 号の規定によるほか、次によること。

(1)　配線に使用する電線とその他の電線とは、同一の管、ダクト（絶縁効力のあるもので仕切られている場合は、当該部分を一のダクトとみなす。）、線ぴ、プルボックス等の中に設けないこと。ただし、60Ｖ以下の弱電流回路に使用する電線については、この限りでない。

(2)　配線（耐火又は耐熱保護を要するものを除く。）に用いる電線は、第 11「自動火災報知設備」4.(1)を準用すること。

６　非常電源

非常電源は、規則第 24 条の 2 の 3 第 1 項第 7 号の規定によるほか、第 24「非常電源」によること。

7　総合操作盤

総合操作盤は、関連規定によるほか、第 25「総合操作盤」によること。

関 連 規 定		
規則第 24 条の 2 の 3	第 1 項	第 10 号
その他	「総合操作盤の基準を定める件」（平成 16 年消防庁告示第 7 号） 「総合操作盤の設置方法を定める件」（平成 16 年消防庁告示第 8 号）	

第１３　漏電火災警報器

１　設置場所

(1)　漏電火災警報器は、次に掲げる場所以外の場所に設けること。ただし、防爆、防腐、防音、防振、静電遮蔽等設置場所に応じた適当な防護措置を施したものにあっては、この限りでない。

ア　可燃性蒸気、可燃性ガス又は可燃性微粉が滞留するおそれのある場所

イ　火薬庫を製造し、貯蔵し、又は取り扱う場所

ウ　腐食性の蒸気、ガス等が発生するおそれのある場所

エ　湿度の高い場所

オ　温度変化の激しい場所

カ　振動が激しく機械的損傷を受けるおそれのある場所

キ　大電流回路、高周波発生回路等により影響を受けるおそれのある場所

(2)　受信機は、屋内の点検が容易な位置に設けること。★

ただし、当該設備に雨水等に対する適当な防護措置を施した場合は、屋外の点検が容易な位置に設けることができる。

(3)　変流器は、建築物に電力を供給する電路の引込部の外壁等に近接した電路又はＢ種接地線で、点検が容易な位置に設けること。

２　設置方法

(1)　漏電火災警報器は、令第 22 条第 1 項に掲げる防火対象物の電路の引込線又はＢ種接地線に設けること。ただし、同一敷地内に管理について権限を有する者が同一の者である令第 22 条第 1 項に該当する 2 以上の建築物の電気の引込線が共通であるときは、当該共通にする引込線に 1 個の漏電火災警報器を設置すれば足りること。

なお、具体的には次の図例によること。

ア　各防火対象物に設けられている電力量計に至るまでの引込線が防火対象物の関係者の所有にかかる場合の例（第 13－1、2 図参照）

＜引込線の接続と引込口配線の関係＞

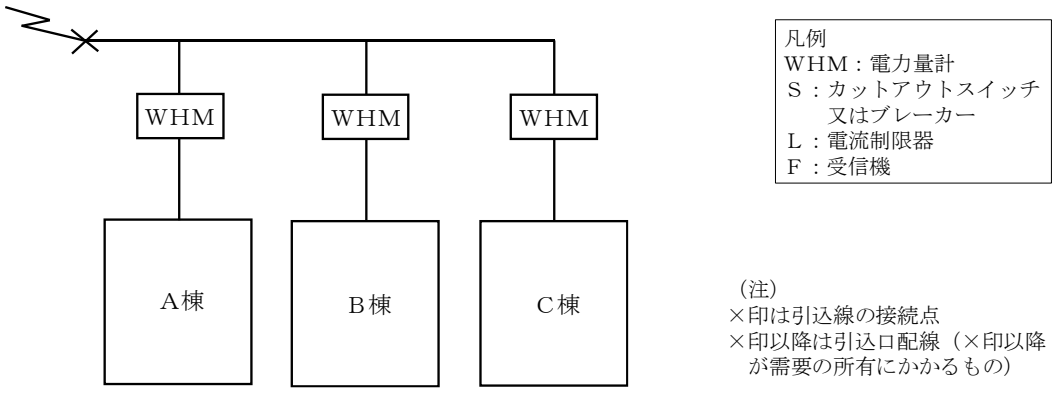

＜第 13－1 図＞

＜変流器の設置箇所と電路との関係＞

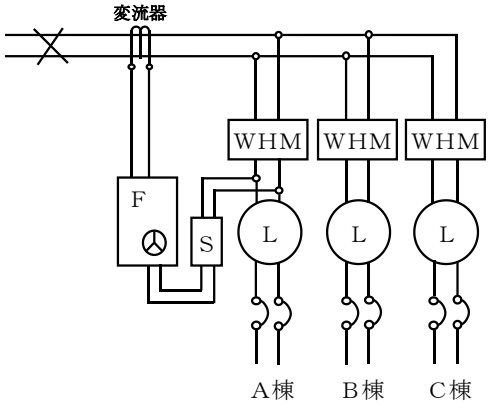

＜第 13－2 図＞

イ　各防火対象物に設けられている電力量計に至るまでの引込線が電気事業者の所有に係る場合の例（第 13－3、4 図参照）

＜引込線の接続と引込口配線の関係＞

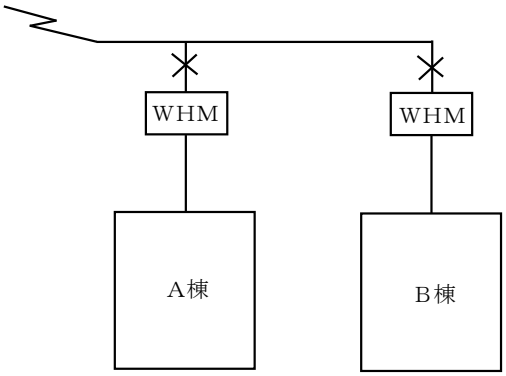

＜第 13－3 図＞

＜変流器の設置箇所と電路との関係＞

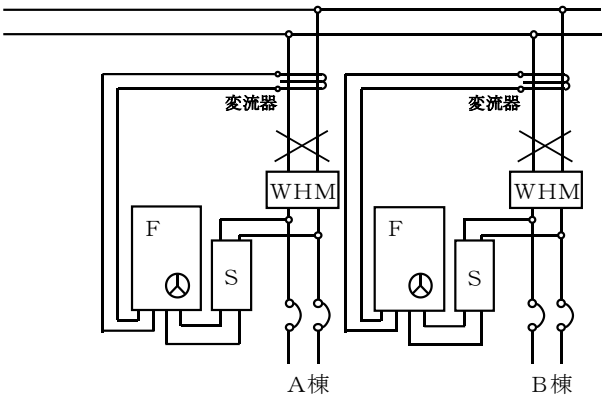

＜第 13－4 図＞

(2)　高周波による誘導障害を生じるおそれのある場所に設ける場合は、次に掲げる措置を講じること。★

ア　受信機の変流器接続用端子及び操作電源端子に誘導防止用コンデンサを設けること。

イ　変流器の二次側配線は、次により設置すること。

(ｱ)　配線にはシールドケーブルを使用するか、配線相互間を密着して設けること。

(ｲ)　配線こう長をできる限り短くすること。

(ｳ)　大電流回路からはできるだけ離隔すること。

ウ　その他必要に応じ静電誘導防止、電磁誘導防止等の措置を講じること。

(3)　屋外の電路に設ける場合は、屋外型とすること。ただし、防水上有効な措置を講じた場合は、屋内型とすることができる。

(4)　契約電流容量の 125%以上の電流値を有するものを設置した場合は、定格電流以上のものを設置したものとみなす。

(5)　Ｂ種接地線に設ける場合は、当該接地線の太さを考慮し、変流器の口径に十分余裕のあるものを設けること。◇

(6)　引込線の抜き換えが予想される場合は、分割型の変流器を使用すること。◇

３　変流器の定格の選定

(1)　警戒電路に設ける変流器の定格電流は、当該建築物の警戒電路における負荷電流（せん頭負荷電流を除く。）の総和としての最大負荷電流値以上とすること。

(2)　Ｂ種接地線に設ける変流器の定格電流は、当該警戒電路の定格電圧の数値の 20%に相当する数値以上の電流値とすること。

４　検出漏洩電流設定値

漏電火災警報器の検出漏洩電流設定値は、建築物の警戒電路の負荷、電線こう長等を考慮して 100ｍＡから 400ｍＡまで（Ｂ種接地線に設けるものにあっては 400ｍＡから 800ｍＡまで）を標準として誤報が生じない範囲内に設定すること。

５　操作電源

(1)　漏電火災警報器の操作電源は、電流制限器（電流制限器を設けていない場合にあっては主開閉器）の一次側から専用回路として分岐し、その専用回路には、開閉器（定格 15Ａのヒューズ付き開閉器又は定格 20Ａ以下の配線用遮断器に限る。）を設けること。（第 13－5、6 図参照）

＜電流制限器がある場合＞

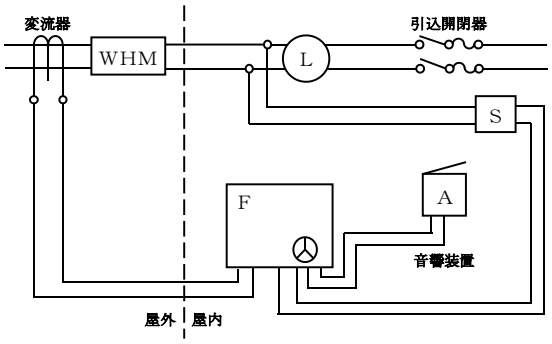

＜第 13－5 図＞

＜主開閉器がある場合＞

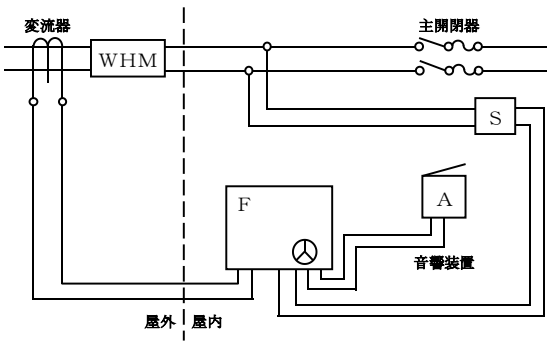

＜第 13－6 図＞

(2)　漏電火災警報器の専用回路に設ける開閉器には、第 26「標識」に定める漏電火災警報器用である旨の表示を設けること。◇

６　配線

漏電火災警報器の配線に用いる電線は、第 13－1 表のＡ欄に掲げる電線の種類に応じ、それぞれＢ欄に掲げる規格に適合し、かつ、Ｃ欄に掲げる導体直径若しくは導体の公称断面積を有するもの又はＢ欄及びＣ欄に掲げる電線に適合するものと同等以上の電線としての性能を有するものであること。

＜第 13－1 表＞

A欄			B欄	C欄
操作電源の配線に使用する電線			JIS C3307（600Ｖビニル絶縁電線（IV）） JIS C3342（600Ｖビニル絶縁ビニルシースケーブル（VV）） JCS 3416（600Ｖ耐燃性ポリエチレン絶縁電線（EM-IE）） JCS 3417（600Ｖ耐燃性架橋ポリエチレン絶縁電線（EM-IC）） JCS 4418（600Ｖ耐燃性ポリエチレンシースケーブル（EM-EE、EM-CE））	導体直径 1.6ｍｍ以上 導体直径 1.6ｍｍ以上 導体直径 1.6ｍｍ以上 導体直径 1.6ｍｍ以上 導体直径 1.6ｍｍ以上
変流器の二次側屋内配線に使用する電線			JIS C3306（ビニルコード） JIS C3307（600Ｖビニル絶縁電線（IV）） JIS C3342（600Ｖビニル絶縁ビニルシースケーブル（VV）） JCS 3416（600Ｖ耐燃性ポリエチレン絶縁電線（EM-IE）） JCS 3417（600Ｖ耐燃性架橋ポリエチレン絶縁電線（EM-IC）） JCS 4418（600Ｖ耐燃性ポリエチレンシースケーブル（EM-EE、EM-CE）） JCS 4396（警報用ポリエスチレン絶縁ケーブル）＊	断面積 0.75ｍｍ²以上 導体直径 1.0ｍｍ以上 導体直径 1.0ｍｍ以上 導体直径 1.0ｍｍ以上 導体直径 1.0ｍｍ以上 導体直径 1.0ｍｍ以上 導体直径 0.5ｍｍ以上
変流器の二次側屋内又は屋外配線に使用する電線			JIS C3307（600Ｖビニル絶縁電線（IV）） JIS C3340（屋外用ビニル絶縁電線（OW）） JIS C3342（600Ｖビニル絶縁ビニルシースケーブル（VV）） JCS 3416（600Ｖ耐燃性ポリエチレン絶縁電線（EM-IE）） JCS 3417（600Ｖ耐燃性架橋ポリエチレン絶縁電線（EM-IC）） JCS 4418（600Ｖ耐燃性ポリエチレンシースケーブル（EM-EE、EM-CE）） JCS 4396（警報用ポリエスチレン絶縁ケーブル）＊	導体直径 1.0ｍｍ以上 導体直径 2.0ｍｍ以上 導体直径 1.0ｍｍ以上 導体直径 1.0ｍｍ以上 導体直径 1.0ｍｍ以上 導体直径 1.0ｍｍ以上 導体直径 0.5ｍｍ以上
変流器の二次側架空配線に使用する電線			JIS C3307（600Ｖビニル絶縁電線（IV）） JIS C3340（屋外用ビニル絶縁電線（OW）） JIS C3342（600Ｖビニル絶縁ビニルシースケーブル（VV）） JCS 4418（600Ｖ耐燃性ポリエチレンシースケーブル（EM-EE、EM-CE）） JCS 4396（警報用ポリエスチレン絶縁ケーブル）＊	導体直径 2.0ｍｍ以上の硬銅線＊＊ 導体直径 2.0ｍｍ以上 導体直径 1.0ｍｍ以上 導体直径 1.0ｍｍ以上 導体直径 0.5ｍｍ以上
地中配線に使用する電線			JIS C3342（600Ｖビニル絶縁ビニルシースケーブル（VV）） JCS 4418（600Ｖ耐燃性ポリエチレンシースケーブル（EM-EE、EM-CE））	導体直径 1.0ｍｍ以上 導体直径 1.0ｍｍ以上
音響装置の配線に使用する電線	使用電圧が60Ｖを超えるもの	地中配線	JIS C3342（600Ｖビニル絶縁ビニルシースケーブル（VV）） JCS 4418（600Ｖ耐燃性ポリエチレンシースケーブル（EM-EE、EM-CE））	導体直径 1.6ｍｍ以上 導体直径 1.6ｍｍ以上
		架空配線	JIS C3340（屋外用ビニル絶縁電線（OW））	導体直径 2.0ｍｍ以上
		前記以外	JIS C3307（600Ｖビニル絶縁電線（IV）） JCS 3416（600Ｖ耐燃性ポリエチレン絶縁電線（EM-IE）） JCS 3417（600Ｖ耐燃性架橋ポリエチレン絶縁電線（EM-IC）） JCS 4418（600Ｖ耐燃性ポリエチレンシースケーブル（EM-EE、EM-CE））	導体直径 1.6ｍｍ以上 導体直径 1.6ｍｍ以上 導体直径 1.6ｍｍ以上 導体直径 1.6ｍｍ以上
使用電圧が 60Ｖ以下の配線に使用する電線＊＊＊			JCS 4396（警報用ポリエスチレン絶縁ケーブル）	導体直径 0.5ｍｍ以上

備考　＊は、屋内型変流器の場合に限る。
＊＊は、径間が 10m以下の場合は、導体直径 2.0ｍｍ以上の軟銅線とすることができる。
＊＊＊は、使用電圧 60Ｖ以下の配線に使用する電線については、本表のＢ欄に掲げる JCS 4396 以外の規格に適合する電線で、それぞれＣ欄に掲げる導体直径又は導体の断面積を有するものも使用できるものとする。
JCS とは、日本電線工業会規格をいう。

7　契約電流容量の算定

令第 22 条第 1 項第 7 号に規定する契約電流容量は、次によること。

(1)　防火対象物の関係者（所有者、管理者又は占有者をいう。）と電気事業者間でなされた契約電流（契約上使用できる最大電流（Ａ）をいう。）、契約容量（契約上使用できる最大容量（ｋＶＡ）をいう。）及び契約電力（契約上使用できる最大電力（ｋＷ）をいう。）とし、契約電流（アンペア契約）にあってはその契約の電流値、契約容量又は契約電力にあっては、

標準電圧を 100Ｖ又は 200Ｖ、力率を 1.0 として次の式により求めた値とすること。

$$契約電流容量（A）＝\frac{契約容量（kVA）又は契約電力（kW）\times 1,000}{標準電圧（100V又は200V）\times 力率（1.0）}$$

注1 電気方式が三相3線式の場合にあっては、標準電圧に $\sqrt{3}$ を乗じること。
注2 電気方式が単相3線式の場合にあっては、標準電圧を200Ｖとすること。

(2)　同一敷地内に 2 以上の防火対象物がある場合で、契約種別が 1 である場合にあっては、当該防火対象物の契約電流容量を当該防火対象物の低圧屋内電路に接続されている負荷設備総容量（ｋＶＡ又はｋＷ）から次の式によって求めた値とすること。

$$契約電流容量（A）＝\frac{負荷設備総容量（kVA又はkW）\times 1,000}{標準電圧（100V又は200V）\times 力率（1.0）}\times 需要係数（0.6）$$

注1 電気方式が三相3線式の場合にあっては、標準電圧に $\sqrt{3}$ を乗じること。
注2 電気方式が単相3線式の場合にあっては、標準電圧を200Ｖとすること。

(3)　高圧又は特別高圧の変電設備を有する防火対象物の契約電流容量は、低圧側において前(2)の式により算出した値とすること。

(4)　同一の防火対象物に同一契約種別が 2 以上となる場合の契約電流容量は、その合計値とすること。

８　特例基準

令第 22 条第 1 項の規定の適用を受ける防火対象物のうち、次のいずれかに該当するものは、令第 32 条の規定を適用し、漏電火災警報器を設置しないことができる。

(1)　間柱若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの壁、根太若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの床又は天井野縁若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの天井（以下この第 13 において「令第 22 条の壁等」という。）に現に電気配線がなされておらず、かつ、当該防火対象物における業態からみて、令第 22 条の壁等に電気配線がなされる見込みがないと認められる防火対象物

(2)　令第 22 条の壁等が防火対象物の一部分にしか存在しない防火対象物で、令第 22 条の壁等に漏電があった場合でも、地絡電流が流れるおそれがないと認められるもの

(3)　建基法第 2 条第 9 号の 3 ロに該当する防火対象物で、令第 22 条の壁等になされている電気配線が、金属管工事、金属線ぴ工事、可とう電線管工事、金属ダクト工事、バスダクト工事、フロアダクト工事その他電気配線を被覆する金属体による工事のいずれかにより施工されており、当該金属管等がＤ種接地工事又はＣ種接地工事により接地され、かつ、当該金属管等の接地線と大地との電気抵抗がＤ種接地工事の場合は 100Ω以下、Ｃ種接地工事の場合は 10Ω以下の防火対象物

(4)　令別表第 1(7)項及び(14)項に掲げる防火対象物で、当該防火対象物における契約電流容量（同一建築物で契約種別の異なる電気が供給されているものにあっては、契約種別ごとの電流容量）が 10Ａ以下のもの

第１４　火災通報装置

１　用語の定義

(1)　「火災通報装置」とは、火災が発生した場合において、手動起動装置を操作すること又は自動火災報知設備の感知器の作動と連動することにより、電話回線を使用して消防機関を呼び出し、蓄積音声情報により通報するとともに、通話を行うことができる装置をいう。

(2)　「蓄積音声情報」とは、あらかじめ音声で記憶させている火災通報に係る情報をいう。

(3)　「アナログ加入回線」とは、アナログ方式の電話回線で、常時使用できる端末機器が一であるものをいう。

(4)　「デジタル加入回線」とは、デジタル方式の電話回線で、1回線に2以上の信号チャンネルを有し、同時に2以上の端末機器を使用することのできるＩＳＤＮ回線等をいう。

(5)　「ＩＰ電話回線」とは、インターネットプロトコルを用いて音声伝送を行う電話回線をいう。

(6)　「ターミナルアダプター」（以下この第14において「ＴＡ」という。）とは、デジタル加入回線に対応する機能を持たない端末機器をデジタル加入回線に接続して使用するための信号変換装置で、ＤＳＵと組み合わせて使用するものをいう。

(7)　「火災通報優先接続型ＴＡ」とは、ＴＡのうち、火災通報装置をデジタル加入回線に接続する際に火災通報装置が発生する信号を他の端末機器が発する信号に優先してデジタル加入回線に接続し、送信する機能を持ったものをいう。

(8)　「ＤＳＵ（デジタルサービスユニット）」とは、デジタル加入回線におけるデジタル通信に必要な速度変換、同期等の機能を持つ回線接続装置でデジタル加入回線の終端に接続するものをいう。

(9)　「回線終端装置等」とは、回線終端装置その他のＩＰ電話回線を使用するために必要な装置をいう。

(10)　「アナログ端末機器」とは、火災通報装置、電話機、ファクシミリ等でアナログ信号を発する機器をいう。

２　設置場所等

火災通報装置の設置場所等は、規則第25条第2項の規定によるほか、次によること。

(1)　常時人がいる場所が複数ある場合は、1つの場所に火災通報装置の本体を設け、それ以外の場所には必要に応じて遠隔起動装置を設けること。◇

(2)　火災通報装置本体及び遠隔起動装置の押しボタンは、床面からの高さが0.8m以上1.5m以下の箇所に設けること。◇

(3)　火災通報装置、ＴＡ及び回線終端装置等は、次によること。◇

ア　ＴＡ及び回線終端装置等は、当該火災通報装置と同室に設けること。

イ　ＴＡ及び回線終端装置等には、火災通報装置が接続されている旨の表示を見やすい位置に設けること。

ウ　火災通報装置、ＴＡ及び回線終端装置等は、湿気、ほこり等の影響を受けるおそれのない場所に設けること。

エ　火災通報装置、ＴＡ及び回線終端装置等には、地震等による転倒を防止する装置が講じられていること。

３　機器

火災通報装置は、「火災通報装置の基準」（平成８年消防庁告示第１号。以下「1 号告示」という。）の規定によるほか、次によること。

(1)　火災通報装置は、認定品を使用すること。◇

(2)　ＴＡ等は、次によること。

ア　火災通報装置の通報メッセージを正確にデジタル加入回線に送信できるものであり、かつ、消防機関からの呼び返し等を的確に火災通報装置に伝達できることが確認されている機器を使用すること。

イ　火災通報優先接続型ＴＡの機能は、次によること。

(ｱ)　火災通報優先接続型ＴＡに接続される火災通報装置以外の端末機器を使用中に火災通報装置を起動した場合、火災通報装置の通報が優先されること。

(ｲ)　火災通報装置を起動した場合には、火災通報装置が起動中である旨の表示がなされていること。

４　電話回線との接続

(1)　電話回線の信号種別（アナログ式、デジタル式）により、接続可能な機器を選択すること。

(2)　火災通報装置の接続箇所等については、次によること。

ア　アナログ加入回線との接続

(ｱ)　屋内の電話回線のうち、構内交換機等と電話局の間となる部分に接続すること。この場合、構内交換機等の内線には接続しないこと。

(ｲ)　利用度の低い発信専用回線の１回線を使用すること。◇

(ｳ)　接続方法は、次の図例によること。（第 14－1、2 図参照）

ａ　分界点を通信コネクタ以外の方式とする場合

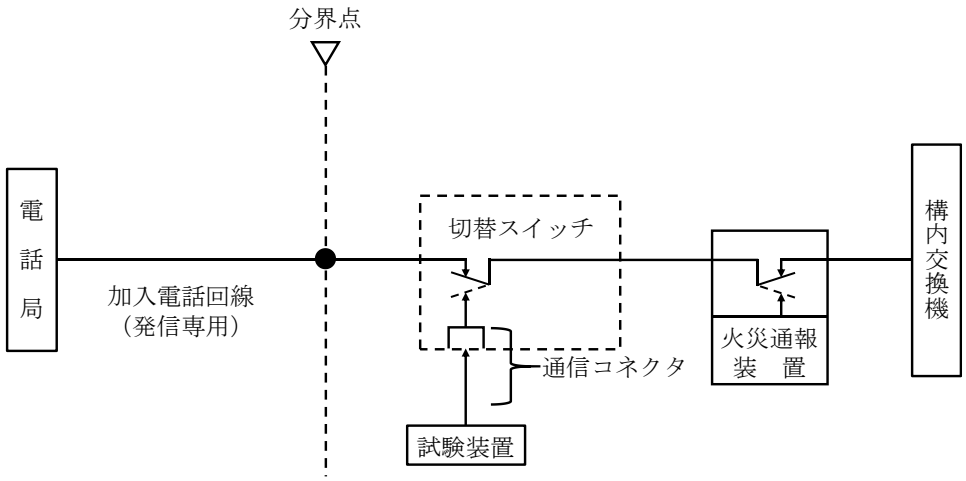

＜第 14－1 図＞

b　分界点を通信コネクタとする場合

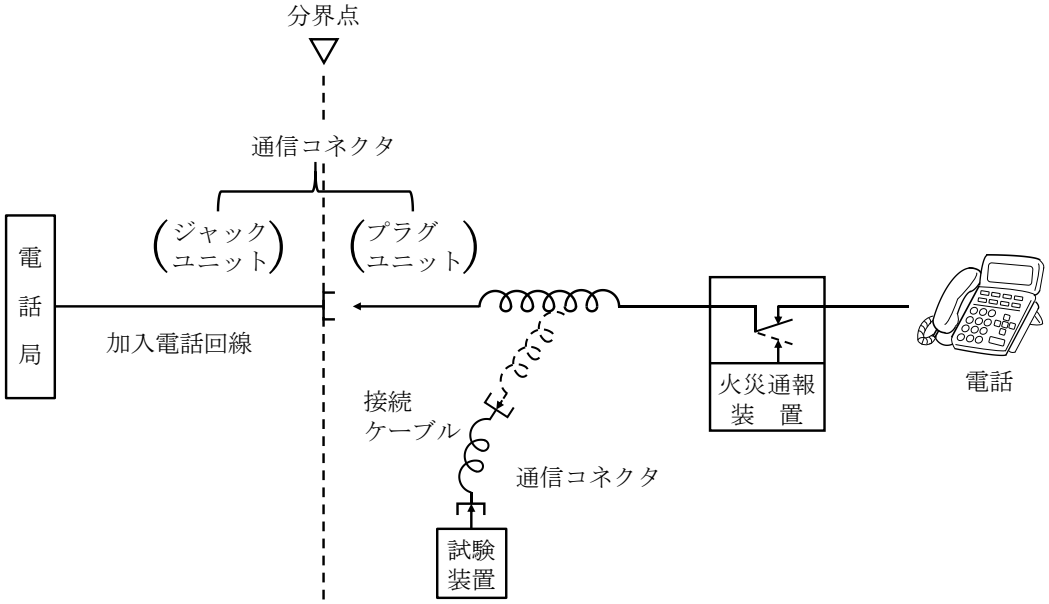

注１ [ ] の部分にあっては、火災通報装置に内蔵されているものもある。
注２　通信コネクタの内↑は、プラグユニットを ┌┐ は、ジャックユニットを示す。

＜第 14－2 図＞

イ　デジタル加入回線との接続

(ｱ)　火災通報優先接続型ＴＡを用いる場合（第 14－3 図参照）

a　火災通報装置は、優先接続機能を有するアナログ端末器用端子に接続すること。

b　火災通報装置以外の端末機器として、パソコン等を当該ＴＡのデジタル端末機器用端子に接続する場合、送信情報量は 64kbps までとし、その旨を表示すること。◇

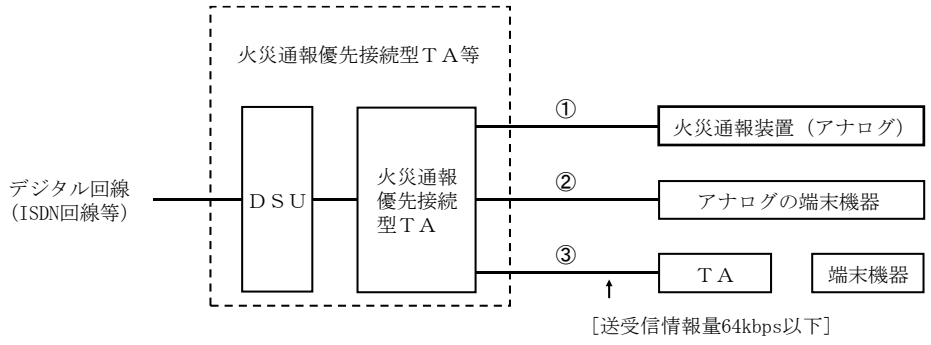

※１ 火災通報装置は、①（優先接続機能を有するアナログ端末機器用端子）に接続すること。
※２ 火災通報優先接続型ＴＡ等を介して接続する場合は、②（アナログの端末機器用端子）及び③（デジタルの端末機器用端子）にそれぞれの端末機器を接続して差し支えない。ただし、③（デジタルの端末機器用端子）に接続するデジタルの端末機器又はＴＡの送受信情報量を128kbpsとすると、火災通報装置が起動してから通報までに90秒程度要することがあるため、デジタルの端末機器又はＴＡを接続する場合は、その送受信情報量を64kbps以下とすること。

＜第 14－3 図＞

(ｲ)　火災通報優先接続型ＴＡ以外のＴＡを用いる場合（第 14－4 図参照）

a　火災通報装置は、アナログ端末機器用端子に接続すること。

b　デジタル加入回線に接続する端末機器は、火災通報装置とその他の端末機器 1 つ

までとし、デジタル加入回線の 1 つの信号チャンネルを火災通報装置専用として確保すること。

c　火災通報装置以外の端末機器として、パソコン等を当該ＴＡのデジタル端末機器用端子に接続する場合、送信情報量は 64kbps までとし、その旨を表示すること。◇

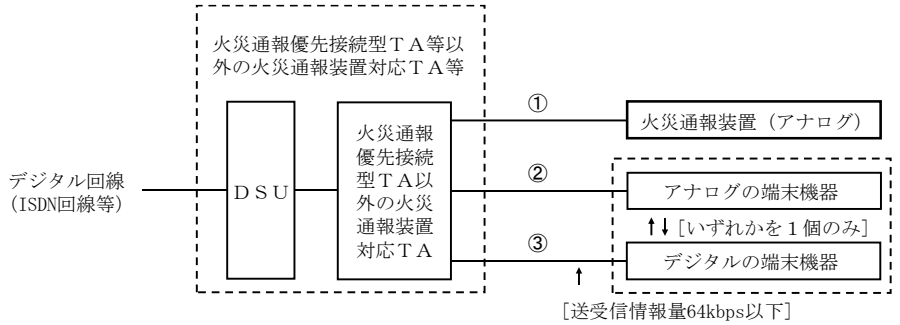

※1 火災通報装置は、①（アナログ端末機器用端子）に接続すること。
※2 火災通報装置以外の端末機器は、②（アナログの端末機器用端子又は③（デジタルの端末機器用端子）のいずれかに1個のみ接続すること。
※3 デジタルの端末機器を接続する場合は、その送受信情報量を64kbps以下とすること。
※4 ③（デジタルの端末機器用端子）には、他のＴＡを接続しないこと。

＜第 14－4 図＞

ウ　ＩＰ電話回線との接続

(ｱ)　「050」から始まる番号を有するＩＰ電話回線のうち、消防機関において通報者の位置情報を取得できない回線には接続しないこと。

(ｲ)　火災通報装置は、屋内のＩＰ電話回線のうち、回線終端装置等から電話機、ファクシミリ等の通信機器までのアナログ信号を伝送する電話回線の部分に、当該通信機器の影響を受けないように接続すること。（第 14－5 図参照）

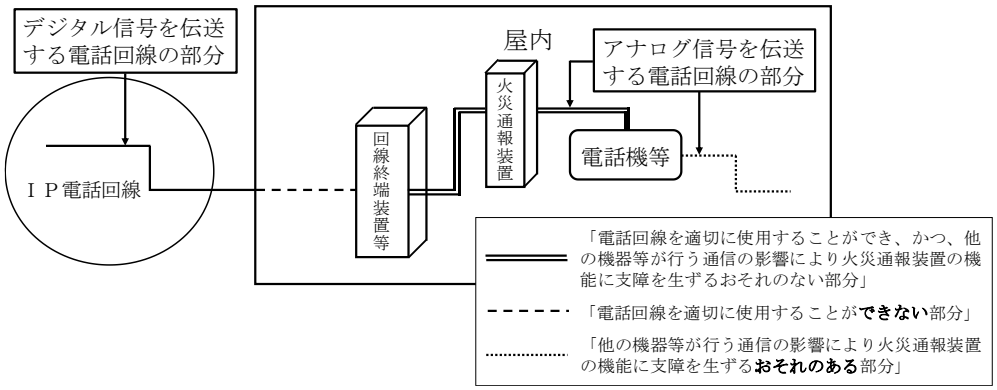

＜第 14－5 図＞

(ｳ)　回線終端装置等に複数のアナログ端末機器接続用の端子があり、火災通報装置が接続されている端子以外の端子に他の通信機器を接続する場合（無線を用いること等により端子は設けられていないが、複数の端子が設けられているのと同等の機能を有する場合を含む。）、当該通信機器による通信は、規則第 25 条第 3 項第 3 号に規定する「他の機器等が行う通信の影響により当該火災通報装置の機能に支障を生ずるおそれのない部分」に該当するものであること。（第 14－6 図参照）

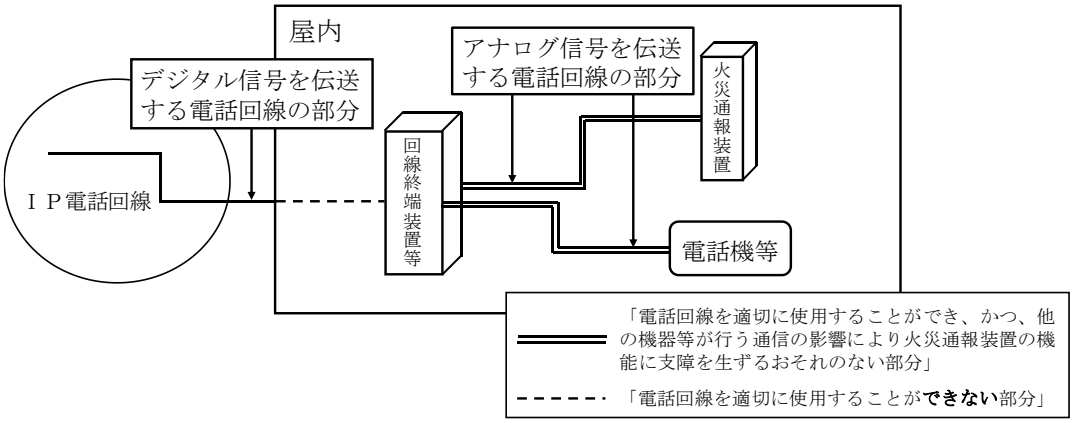

＜第 14－6 図＞

５　通報メッセージ

蓄積音声情報の通報内容は、1 号告示の規定によるほか、次によること。

(1)　手動起動による起動

手動起動により起動された場合の通報内容は、第 14－1 表によること。

＜第 14－1 表＞

	内　容	メッセージ例
①	通報信号	ピ、ピ、ピ　　ピ、ピ、ピ
②	火災である旨の固定メッセージ	火事です　火事です
③	設置対象物の所在地 **※1**	こちらは、三原市○○町○丁目○○番○○号
④	設置対象物の名称 **※2**	○○病院
⑤	設置対象物の階数	地上○階建て（地下○階建て）
⑥	設置対象物の電話番号 **※3** （火災の際に通話可能な代表番号等）	電話番号は、０８４８－○○－○○○○です
⑦	逆信してもらう旨のメッセージ	逆信してください

※１　世羅郡世羅町については、「郡」を省略して差し支えない。（次の(2)において同じ。）
※２　建物名称が長い場合は、一部名称を省略して差し支えない。（次の(2)において同じ。）
※３　電話番号については、市外局番も含めること。（次の(2)において同じ。）

(2)　自動火災報知設備の連動による起動

自動火災報知設備との連動により起動された場合の通報内容は、第 14－2 表によること。

＜第 14－2 表＞

	内　容	メッセージ例
①	通報信号	ピン、ポーン　　ピン、ポーン
②	自動火災報知設備が作動した旨のメッセージ	自動火災報知設備が作動しました
③	設置対象物の所在地	こちらは、三原市○○町○丁目○○番○○号
④	設置対象物の名称	○○病院
⑤	設置対象物の階数	地上○階建て（地下○階建て）
⑥	設置対象物の電話番号 （火災の際に通話可能な代表番号等）	電話番号は、０８４８－○○－○○○○です
⑦	逆信してもらう旨のメッセージ	逆信してください

６　自動火災報知設備との連動

規則第 25 条第 3 項第 5 号の規定による自動火災報知設備の感知器との連動については、次によること。

(1)　起動方法については、感知器からの火災信号によるほか、自動火災報知設備の受信機が火災表示を行う要件（中継器からの火災表示信号、発信機からの火災信号等）と連動起動するものであること。

(2)　複合用途防火対象物のうち、令別表第 1(6)項イ(1)又は(2)及び(6)項ロに掲げる防火対象物の用途（以下この第 14 において「対象用途」という。）が存するものについては、対象用途部分を含む防火対象物全体の火災信号からの連動を原則とすること。

なお、対象用途部分とその他の用途部分が明確に区分され、かつ、対象用途部分の火災信号からの連動とすることで早期の通報体制に支障がないと認められるものについては、当該部分からの連動として差し支えないものとする。

(3)　自動火災報知設備には、次のいずれかにより非火災報対策を講じること。★

ア　蓄積式の感知器、中継器又は受信機の設置

イ　二信号式の受信機の設置

ウ　蓄積付加装置の設置

エ　設置場所の環境状態に適応する感知器の設置

(4)　規則第 25 条第 3 項第 5 号ただし書中の「防災センター」とは、総合操作盤その他これに類する設備により防火対象物の消防用設備等の監視、操作等を行う場所であって、常時人による監視等が行われており、確実な通報体制が確保されているものをいうものであること。

なお、当該防災センターに類するもので、同等の通報体制が講じられていると認められるものについては、令第 32 条の規定を適用し、「防災センター」と取り扱って差し支えないものとする。ただし、福祉施設等で夜間、事務所等において従業員が通常の勤務を行っている場合は、これにあたらないものとする。

(5)　連動に係る配線工事については、甲種第 4 類の消防設備士が行うものであること。

(6)　自動火災報知設備と連動させる場合は、連動停止スイッチを介して、次により接続させること。

ア　自動火災報知設備の受信機の連動停止スイッチを使用する場合は、次によること。◇

(ｱ)　連動停止スイッチは、専用のものとすること。ただし、消防用設備等の点検の際に適切に火災通報装置への移報停止及び復旧ができる機能を有しているものについては、この限りでない。

(ｲ)　連動を停止した場合は、連動が停止中である旨の表示灯が点灯又は点滅すること。

(ｳ)　連動停止スイッチ付近に連動が停止する旨を表示し、関係者に周知させること。このとき、火災通報装置以外のその他の設備等と接続されている場合は、その旨も表示させること。（第 14－3 表①参照）

イ　連動停止スイッチを新たに設ける場合は、次によること。

(ｱ)　連動停止スイッチは、専用のものとすること。◇

ただし、消防用設備等の点検の際に適切に火災通報装置への移報停止及び復旧ができる機能を有しているものについては、この限りでない。

(ｲ)　連動を停止した場合は、連動が停止中である旨の表示灯が点灯又は点滅すること。◇

(ｳ)　連動停止スイッチ付近に連動が停止する旨を表示し、関係者に周知させること。このとき、火災通報装置以外のその他の設備等と接続されている場合は、その旨も表示させること。◇（第 14－3 表①参照）

(ｴ)　連動停止スイッチを受信機直近に別箱で設ける場合の電源は、受信機から供給されていること。◇

(ｵ)　連動停止スイッチを設ける場合の電源は、受信機から供給することを原則とするが、特定小規模施設用自動火災報知設備のうち受信機を設けないもの等受信機から電源供給ができない場合は、火災通報装置から供給することで差し支えないものとする。◇

(ｶ)　既設の受信機の内部に連動停止スイッチを組み込む場合は、当該自動火災報知設備に精通した甲種第 4 類の消防設備士が行うこと。

(ｷ)　連動停止スイッチの工事をする際、自動火災報知設備の受信機に移報装置を設ける場合は、着工届を提出すること。

(7)　自動火災報知設備の受信機及び発信機には、直接通報である旨の表示を設けること。◇（第 14－7 図、第 14－3 表③参照）

＜第 14－3 表＞

	設置場所	大きさ	文　字	表示例
①	受信機の連動の停止スイッチであることが分かる場所（矢印などを使用して明確にすること）	1 ㎝×8 ㎝以上 又は 1.8 ㎝×4 ㎝以上	119 番連動停止スイッチ	１１９番連動停止スイッチ １１９番連動 停止スイッチ １１９番連動 （電気錠連動） 停止スイッチ　※火災通報装置以外の設備も接続されている場合
②	受信機付近の見やすい場所	10 ㎝×14 ㎝以上 ＜A6 相当＞	注意事項等	第 14－7 図
③	発信機の分かりやすい場所	1 ㎝×4 ㎝以上	119 番連動	１１９番連動

１１９番通報と連動しています
（自動火災報知設備が作動した場合には、自動的に１１９番通報され消防車が出動します。）

・点検する際は、火災通報装置との連動スイッチを切ってください。

・自衛消防訓練を行う際は、火災通報装置との連動スイッチを切ってください。

・誤作動による出動を防止するために、操作方法を習熟するようにしてください。

火災でないことが判明した場合又は鎮火した場合は、
速やかにその旨を１１９番通報してください。

（その後、誤作動等の原因を調査し、感知器の交換等必要な対応をしてください。）

＜第 14－7 図＞

7　電源及び配線等

火災通報装置等の電源及び配線等は、関連規定によるほか、次によること。

関 連 規 定		
規則第 25 条	第 3 項	第 4 号
	第 4 項	第 1 号
その他	「火災通報装置の基準」（平成 8 年消防庁告示第 1 号） 電気工作物に係る法令	

(1)　規則第 25 条第 3 項第 4 号イに規定する「配線の接続部が、振動又は衝撃により容易に緩まないように措置されている場合」とは、別図「配線の接続部が、振動又は衝撃により容易に緩まない措置の例」の例によること。また、「配線の接続部」とは、常用電源が供給される配線のコンセント部分を含む全ての脱着可能な接続部のことであること。

(2)　規則第 25 条第 3 項第 4 号ロに規定する「表示」の方法は、ビニールテープに火災通報装置用のものである旨又は火災通報装置に係る回線終端装置等用のものである旨を記載し、接続部等に貼り付ける等の方法により行うこと。

(3)　回線終端装置等の予備電源は、市販されている無停電電源装置（以下「ＵＰＳ」という。）でも差し支えないものとする。

なお、ＵＰＳの容量の確認方法については、別記１「ＵＳＰ容量の確認方法」によること。

(4)　共同住宅等においては、配線方法等により火災通報装置が設置された住戸等内の回線終端装置等以外に、共用部分にも回線終端装置等が設けられることがあり、その場合、共用部分の回線終端装置等についても予備電源を設けること。（別記２「火災通報装置をＩＰ電話回線に接続する場合の回線終端装置等の例」参照）

(5)　ＴＡには予備電源を備えることとするほか、次によること。◇

ア　予備電源は、1 号告示に定める火災通報装置の予備電源に準じた容量とすること。

イ　予備電源は、火災通報装置の予備電源と兼用して差し支えないものとする。この場合、火災通報装置とＴＡそれぞれに必要な容量を確保すること。

ウ　予備電源は、密閉型蓄電池とすること。

エ　密閉型蓄電池に交流・直流変換装置を付加したＵＰＳを設ける場合は、常用電源と予備電源を兼ねることができる。

8　特例基準

次のいずれかに該当する場合は、令第 32 条の規定を適用し、消防機関へ通報する火災報知設備を設置しないことができる。

(1)　同一敷地内に複数の防火対象物があり、令第 2 条が適用される防火対象物で、次のいずれかに該当するものは、別棟に消防機関へ通報する火災報知設備を設置しないことができる。

ア　主たる防火対象物に消防機関へ通報する火災報知設備が設けられ、別棟に遠隔起動装置が設置されている場合

イ　主たる防火対象物の防災センター等に、別棟の自動火災報知設備の移報を受信する装置が設けられ、当該防災センター等から令第 23 条第 3 項に規定する電話により、火災の際、適切に通報できる体制がとられている場合（令別表第 1(5)項イ又は(6)項イ(1)から(4)まで、ロ若しくはハに掲げる防火対象物を除く。）

(2)　非特定防火対象物のうち、次の全てに該当するもの

ア　通常無人（駐車、駐輪、物品搬入、点検等の際に一次的に立ち入る形態のものを含む。）であること。

イ　当該防火対象物に守衛室、管理人室その他の従業員の立ち寄る施設が設けられていないこと。

(3)　令別表第 1(5)項イ並びに(6)項イ、ロ及びハに掲げる防火対象物以外の防火対象物で、次のいずれかの要件に適合するときは、令第 32 条の規定を適用し、消防機関へ通報する火災報知設備の設置を要しないことができるものとする。

ア　防火対象物の所在地が、自社で通信設備を整備するいずれかの携帯電話事業者（ＭＮＯ）のサービスエリアの範囲内である場合

イ　消防法第 17 条の 3 の 2 の規定による検査の際に、携帯電話での通報が可能であることが確認できる場合

別図

配線の接続部が、振動又は衝撃により容易に緩まない措置の例

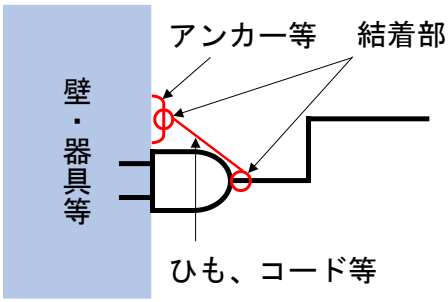

電源（分電盤との間に開閉器が設けられていない配線からとられている場合に限る。）の配線接続部の直近の壁等にアンカーを固着させるとともに、当該アンカーと配線の接続部をひも、コード等で結着する。

＜基本的な概念図＞

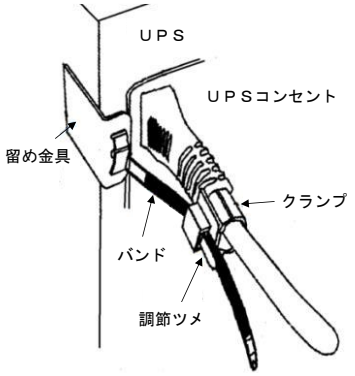

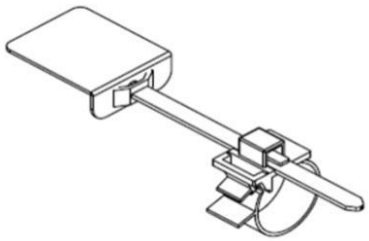

＜市販の器具を活用した措置の例＞

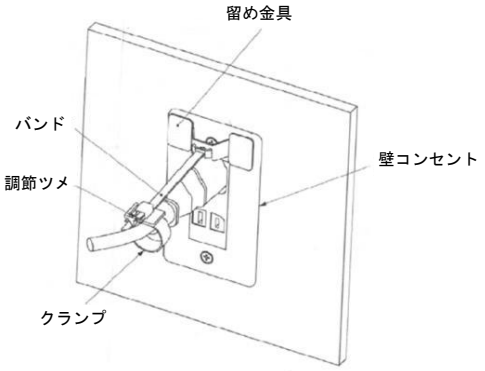

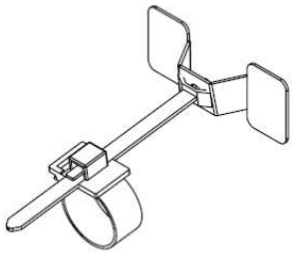

＜市販の器具を活用した措置の例＞



＜特定火災通報装置に附属するコンセント抜け防止金具の例＞

別記１

ＵＰＳ容量の確認方法

１　概要

ＵＰＳの容量算定にあたっては、負荷機器（回線終端装置等）の容量（以下「負荷容量」という。）を把握する必要があり、負荷容量の合計とＵＰＳのカタログ等に示されている定格容量等の規格を基に２及び３に示す要件を満たすＵＰＳを選定する。

２　負荷容量

負荷容量は、一般的に皮相電力Ｓ［ＶＡ］又は消費（有効）電力Ｐ［Ｗ］で表示されることが多く、一のＵＰＳの負荷が複数の回線終端装置等で構成される場合は、それらの合計が負荷容量となる。

ＵＰＳは、次の(1)及び(2)により算定される負荷容量を上回るものを選定することとなる。

(1)　皮相電力による負荷容量の算定

ア　負荷容量がＳ［ＶＡ］で与えられている場合は当該値を用いる。

イ　負荷容量がＰ［Ｗ］で与えられている場合は$S=P/\cos\theta$（$\cos\theta$：負荷の力率）により皮相電力に換算した値を用いる。

ウ　ア又はイによる数値を合計し負荷容量S_L［ＶＡ］を得る。

$$S_o > S_L \times \alpha$$

S_o：ＵＰＳの定格出力容量［ＶＡ］

S_L：負荷容量の合計［ＶＡ］

α：余裕率（1.1 以上）

※　力率（$\cos\theta$）は、負荷の特性に応じた値となる。

※　余裕率（α）は、負荷の特性に応じ設けられ、1.1 以上の値を用いるものとする。

※　負荷容量は定格値を用いるものとする。

(2)　消費（有効）電力による負荷容量の算定

ア　負荷容量がＰ［Ｗ］で与えられる場合は当該値を用いる。

イ　負荷容量がＳ［ＶＡ］で与えられる場合は$P=S\times\cos\theta$により消費（有効）電力に換算した値を用いる。

ウ　ア又はイによる数値を合計し負荷容量P_L［Ｗ］を得る。

$$P_o > P_L \times \alpha$$

P_o：ＵＰＳの定格出力容量［Ｗ］

P_L：負荷容量の合計［Ｗ］

α：余裕率（1.1 以上）

３　ＵＰＳの停電補償時間

原則として 70 分以上の停電補償時間を有するＵＰＳを選定することとする。

別記２

火災通報装置をＩＰ電話回線に接続する場合の回線終端装置等の例

１　光配線方式

光ファイバーケーブルを建物内に引き込み、共用部分にある光端子盤からスプリッタ等を経由し、各住戸内にある回線終端装置及び通信用宅内設備に接続する方法であり、各住戸の回線終端装置及び通信用宅内設備に予備電源を設ける必要がある。（図１参照）

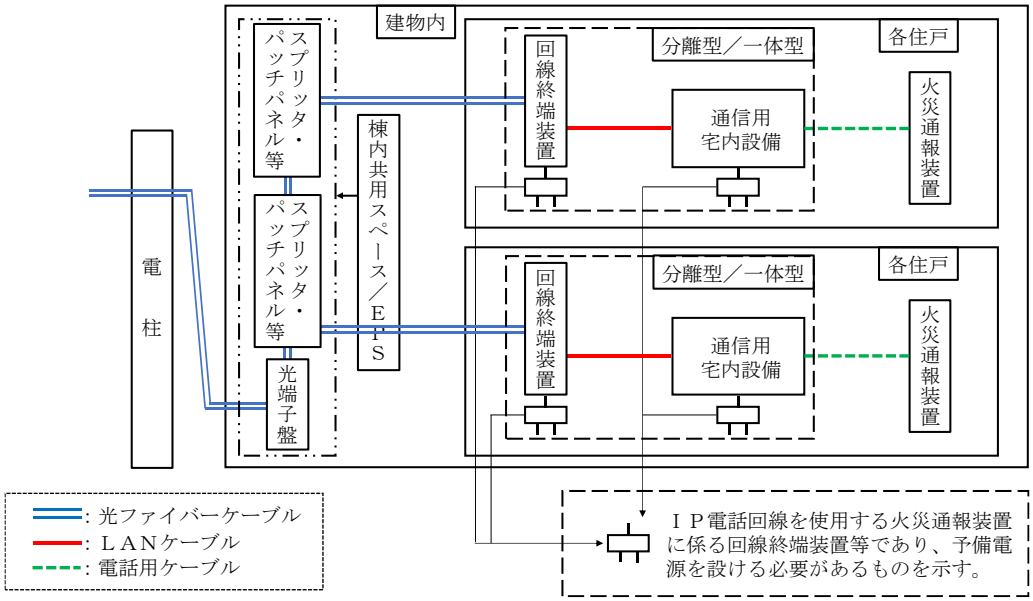

図１　光配線方式

２　ＶＤＳＬ方式

光ファイバーケーブルを建物内に引き込み、共用部分にある光端子盤から集合型回線終端装置を経由し、ＶＤＳＬ集合装置から電話用ケーブルで各住戸内にある通信用宅内設備に接続する方法であり、各住戸のＶＤＳＬ宅内装置一体型に加え、棟内共用スペース内の集合型回線終端装置及びＶＤＳＬ集合装置にも予備電源を設ける必要がある。（図２参照）

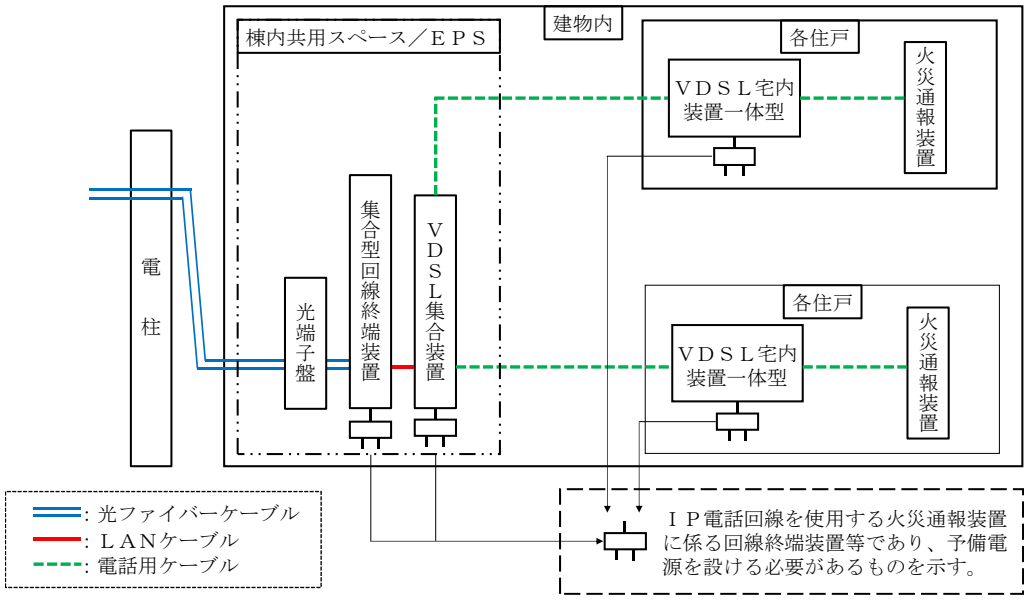

図２　ＶＤＳＬ方式

３　ＬＡＮ配線方式

光ファイバーケーブルを建物内に引き込み、共用部分にある光端子盤から集合型回線終端装置を経由し、そこからＬＡＮケーブルで各住戸内の通信用宅内設備に接続する方法であり、各住戸内の通信用宅内設備に加え、棟内共用スペース内の集合型回線終端装置にも予備電源を設ける必要がある。（図３参照）

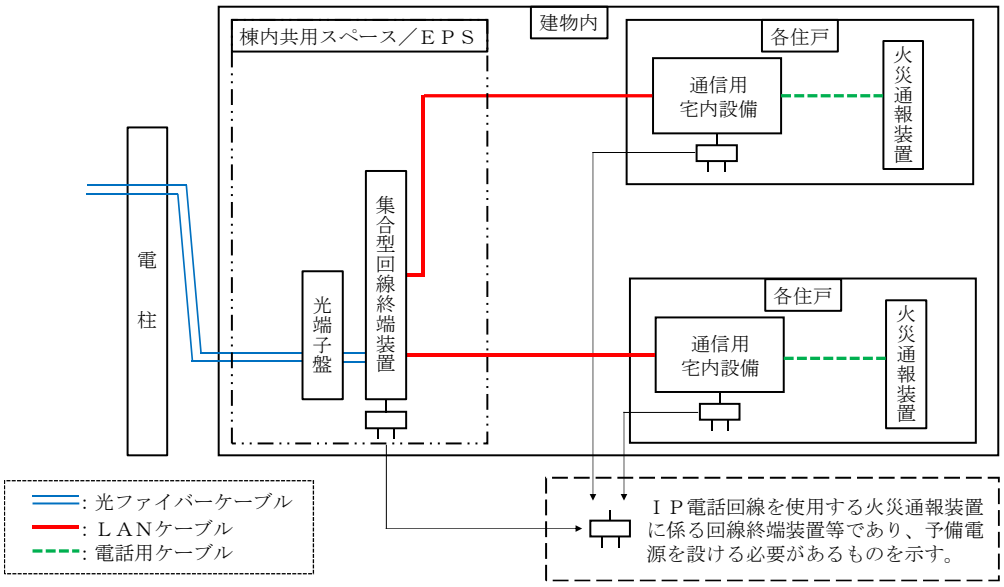

図３　ＬＡＮ接続方式

【参考】　戸建て等の場合

光ファイバーケーブルを建物内に引き込み、回線終端装置及び通信用宅内設備を介して接続する方法であり、回線終端装置及び通信用宅内設備に予備電源を設ける必要がある。（図４参照）

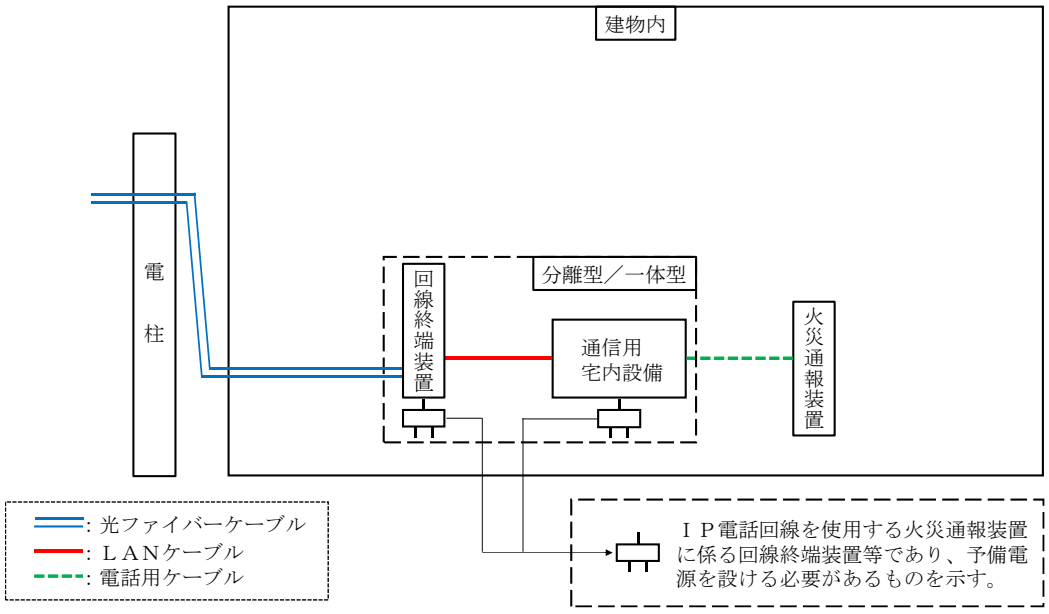

図４　戸建て等の場合

第１５　非常警報設備

１　放送設備

放送設備は、関連規定によるほか、次によること。

関 連 規 定		
令第 24 条	第 4 項	
規則第 25 条の 2	第 2 項	第 2 号から第 6 号
その他	「非常警報設備の基準」（昭和 48 年消防庁告示第 6 号）	

(1)　増幅器等

ア　設置場所

増幅器等（増幅器及び操作部をいう。以下この第 15 において同じ。）の設置場所は、規則第 25 条の 2 第 2 項第 3 号ホ、ト及びルの規定によるほか、次によること。

(ｱ)　増幅器等は、操作上支障となる障害物がないよう、第 11「自動火災報知設備」1.(1).イに定める空間を確保すること。★

(ｲ)　同一敷地内に 2 以上の建築物があり、管理上やむを得ない場合で、次のいずれかに該当する場合は、一の増幅器等により警戒することができるものとする。

a　建築物の各部分が増幅器等から半径 60m以内に包含されている場合

b　増幅器等を設ける棟以外の棟に遠隔操作器が設けられている場合

c　各防火対象物と増幅器等相互間に、規則第 25 条の 2 第 2 項第 3 号ヲに規定する「相互間で同時に通話することができる設備」が設けられている場合

なお、「相互間で同時に通話することができる設備」とは、第 11「自動火災報知設備」1.(1).ク.(ｱ).b によること。

(ｳ)　自動火災報知設備の受信機又は副受信機と併設すること。◇

イ　機器

(ｱ)　認定品を使用すること。◇

(ｲ)　増幅器の定格出力は、次式を満足すること。

増幅器の定格出力 ≧ スピーカーの定格入力（Wの合計）

(ｳ)　放送設備と自動火災報知設備の地区音響装置が併設されている場合は、非常放送中に地区音響装置の鳴動を自動的に停止するよう措置を講じること。◇

(2)　鳴動方法等

ア　鳴動方式

放送設備の鳴動方法は、原則として全館一斉鳴動とすること。ただし、規則第 25 条の 2 第 2 項第 1 号ロに規定する防火対象物については、区分鳴動方式とすることができる。

なお、区分鳴動方式とする場合は、第 11「自動火災報知設備」6.(7).エ.(ｱ)によるほか、次によること。

(ｱ)　規則第 25 条の 2 第 2 項第 3 号チに規定する「一定の時間」とは、次によること。

a　放送設備を設置した防火対象物全体にスプリンクラー設備が設けられている場合は、5 分以内とすること。

b　前 a 以外の防火対象物は、3 分以内とすること。

(ｲ)　規則第 25 条の 2 第 2 項第 3 号チに規定する「新たな火災信号」とは、次に掲げる信号とする。(第 15－1 図参照)

a　第 1 報の感知器が作動した警戒区域以外の警戒区域の感知器からの火災信号

b　第1報の感知器以外の感知器からの火災信号（火災信号を感知器ごとに認識できる受信機に限る。）

c　発信機、非常電話等（起動装置）からの火災信号

＜感知器からの火災信号により起動した場合＞

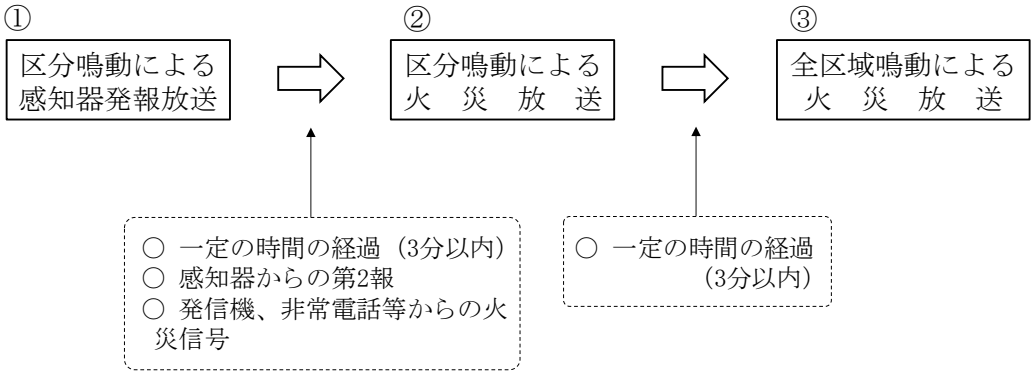

＜発信機、非常電話等からの火災信号により起動した場合＞

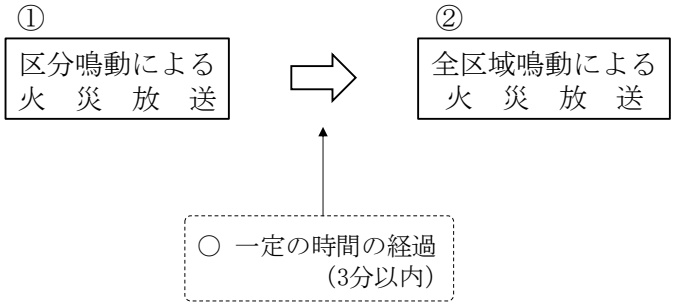

＜第 15－1 図＞

イ　音声警報音

「非常警報設備の基準」(昭和 48 年消防庁告示第 6 号) 第 4 第 3 号(3)の規定による音声警報音のメッセージは、次の文例又はこれに準ずるものとすること。ただし、防火対象物の利用形態、管理形態等により支障が生じるおそれのあるものについては、内容を変更することができるものとする。

(ｱ)　感知器発報放送

「ただいま○階の火災感知器が作動しました。係員が確認しておりますので、次の放送にご注意ください。」

(ｲ)　火災放送

「火事です。火事です。○階で火災が発生しました。落ち着いて避難してください。」

(ｳ)　非火災報放送

「先ほどの火災感知器の作動は、確認の結果、異常がありませんでした。ご安心ください。」

(3)　報知区域

報知区域は、規則第 25 条の 2 第 2 項第 3 号チの規定によるほか、次によること。

ア　一の報知区域（1 回線における当該回路の音響装置の鳴動区域をいう。以下この第 15 において同じ。）は、原則として階別とすること。◇

イ　階段及びエレベーターは、居室等の部分と別の報知区域とすること。◇

ウ　劇場等で階の一部が吹き抜けになっており、天井面等に取り付けたスピーカーにより有効な音量が得られる場合、当該部分は一の報知区域とすることができる。（第 15－2 図参照）

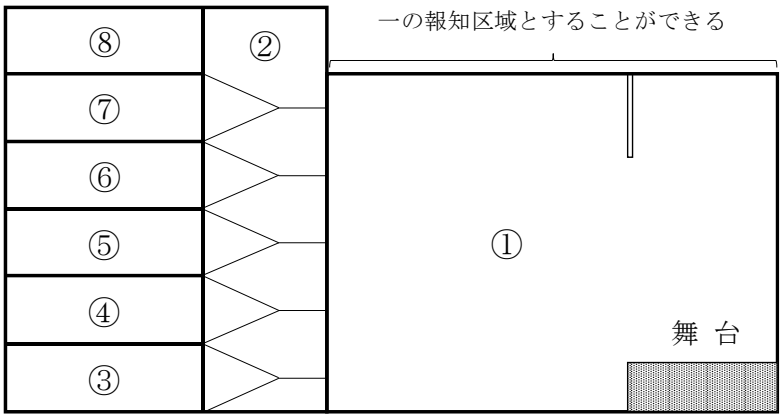

（注）①～⑧は報知区域番号を示す。

＜第 15－2 図＞

エ　全区域に火災を報知することができる操作部又は遠隔操作器（以下この第 15 において「遠隔操作器等」という。）が防災センター等に 1 以上設けられている防火対象物で、次に掲げる要件のいずれかに該当するときは、令第 32 条の規定を適用し、遠隔操作器等から報知できる区域を防火対象物の全区域としないことができる。

(ｱ)　管理区分又は用途が異なる一の防火対象物で、遠隔操作器等から遠隔操作器等が設けられた管理区分の部分又は用途の部分全体に火災を報知することができるよう措置された場合

(ｲ)　防火対象物の構造、使用形態等から判断して、火災発生時の避難が防火対象物の部分ごとに独立して行われると考えられる場合であって、独立した部分に設けられた遠隔操作器等が当該独立した部分全体に火災を報知することができるよう措置された場合

(ｳ)　ナースステーション等に遠隔操作器等を設けて病室の入院患者等の避難誘導を行うこととしている等のように、防火対象物の一定の場所のみを避難誘導の対象とすることが適当と考えられる場合であって、避難誘導の対象場所全体に火災を報知することができるよう措置された場合

(4)　起動装置

起動装置は、令第 24 条第 4 項第 2 号及び規則第 25 条の 2 第 2 項第 2 号の 2 の規定によるほか、次によること。

ア　非常用押しボタン

(ｱ)　階段への出入口付近又は廊下等の多数の者の目にふれやすい場所で、操作の容易な場所に設けること。

(ｲ)　認定品を使用すること。◇

イ　非常電話

(ｱ)　設置位置

a　操作部（親機）は、防災センター等に設けること。

b　非常電話（子機）は、前ア.(ｱ)に準じること。

(ｲ)　機器

a　認定品を使用すること。◇

b　非常電話機は、送受話器を取り上げることにより、自動的に操作部への発信が行われるものであること。

c　非常電話機は、放送機能を有しないこと。

d　操作部は、非常電話機の発信により放送設備を自動的に起動することもできるものであること。

e　操作部は、非常電話機の発信により火災音信号が鳴動するものとし、発信階を表示すること。

f　操作部は、2回線以上の非常電話機を操作した場合、任意に選択が可能であること。この場合、遮断された回線の非常電話機には話中音が流れるものであること。

g　非常電話機の回線が短絡又は断線しても、他の回線に障害が波及しないこと。

h　非常電話機の収納箱及び操作部の外箱は、厚さ0.8ｍｍ以上の鋼板又はこれと同等以上の強度及び難燃性を有すること。★

i　放送設備を起動する場合、増幅器等との連動方式は、無電圧メーク接点により相互の機能に異常を生じないこと。

ウ　起動装置の省略

放送設備が自動火災報知設備と連動されている場合は、令第32条の規定を適用し、起動装置を省略することができるものとする。ただし、規則第25条の2第2項第2号の規定により設置を要する通話装置(通話装置として設置する非常電話を含む。)については、省略することができない。

(5)　スピーカー

スピーカーの設置要領は、規則第25条の2第2項第3号イからニまでの規定によるほか、次によること。

ア　放送区域

(ｱ)　部屋の間仕切りについては、音の伝達に十分な開口部があるものを除き、固定式か移動式かにかかわらず、放送区域を構成する壁として取り扱うものとする。

(ｲ)　規則第25条の2第2項第3号ロ(ｲ)括弧書に規定する「障子、ふすま等遮音性能の著しく低いもの」には、障子、ふすまのほか、カーテン(アコーディオンカーテンを除く。)、つい立て、すだれ、格子戸又はこれに類するものが該当するものとする。

(ｳ)　通常は開口している移動式の壁又は戸であっても、閉鎖して使用する可能性のあるも

のは、放送区域を構成する壁又は戸として取り扱うものとする。

(ｴ)　規則第 25 条の 2 第 2 項第 3 号ロ(ﾛ)ただし書の規定によるスピーカーの設置を免除できる放送区域及びスピーカーの設置場所については、次によること。

a　居室及び居室から地上に通じる主たる廊下その他の通路以外の部分（非居室）でスピーカーの設置を免除できる場合（第 15－3 図参照）

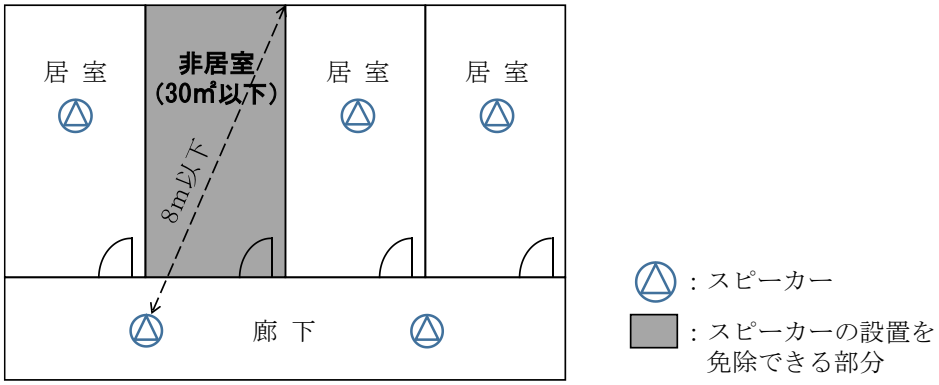

＜第 15－3 図＞

b　居室でスピーカーの設置を免除できる場合（第 15－4 図参照）

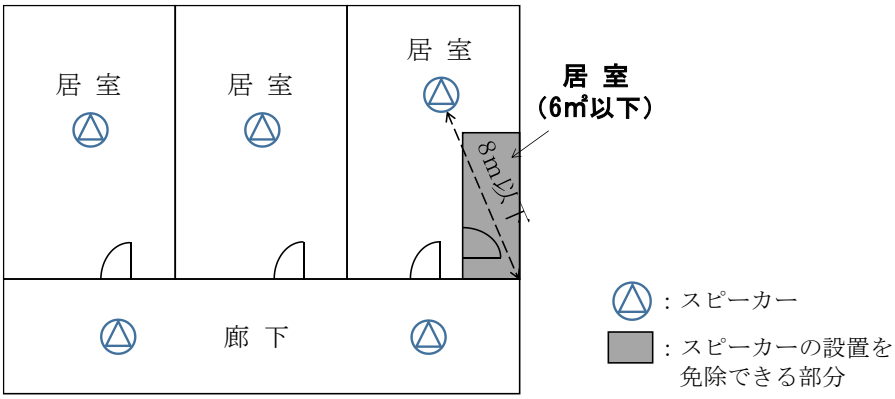

＜第 15－4 図＞

c　居室から地上に通じる主たる廊下その他の通路でスピーカーの設置を免除できる場合（第 15－5 図参照）

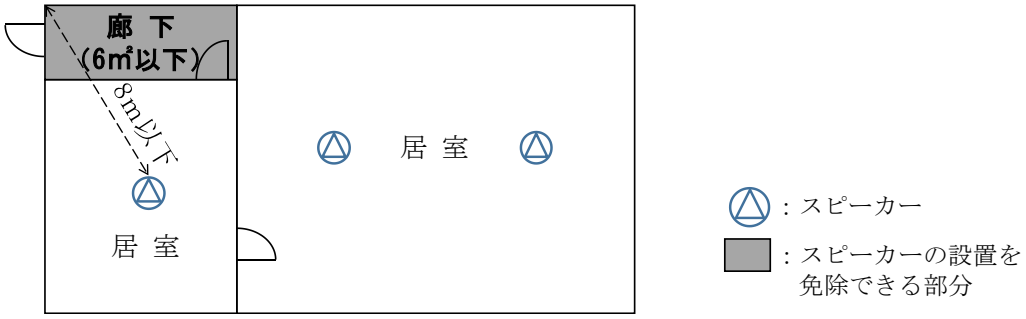

＜第 15－5 図＞

ｄ　２以上の隣接する放送区域の２以上のスピーカーにより、スピーカーの設置を免除できる場合（第 15－6 図参照）

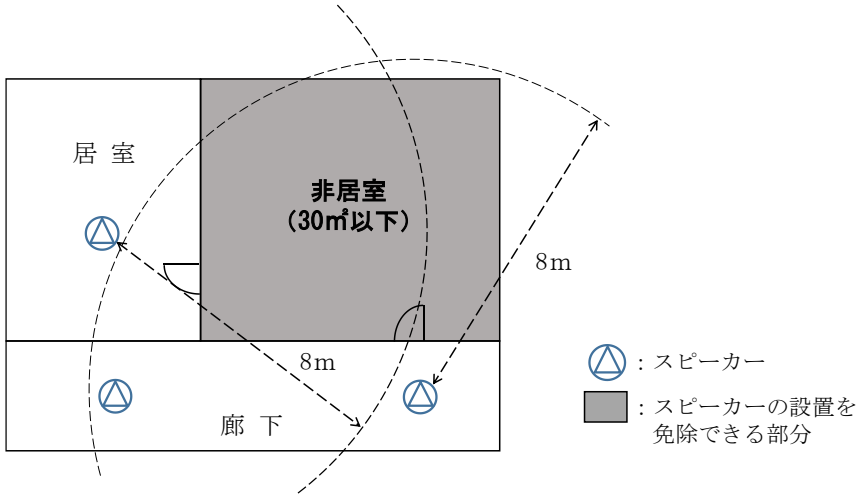

＜第 15－6 図＞

(ｵ)　スピーカーを設置する室と当該室に隣接する室との間の壁に、窓、扉等の開口部がない場合で、当該壁が遮音性能の高い壁であるときは、規則第 25 条の 2 第 2 項第 3 号ロ(ﾛ)に規定する「隣接」には該当しないものとする。（第 15－7 図参照）

ただし、脱衣室等に附属する小規模な浴室、トイレについては、この限りでない。（第 15－8 図参照）

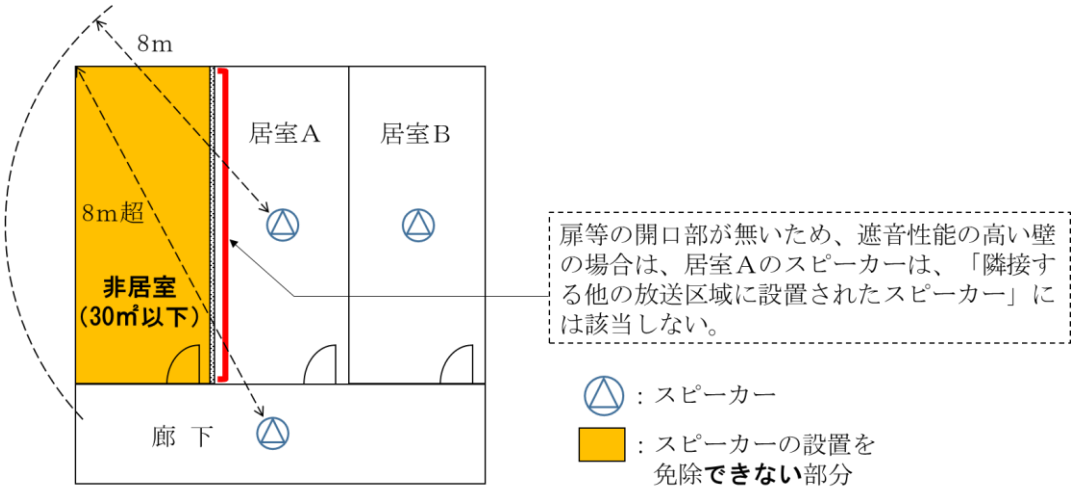

＜第 15－7 図＞

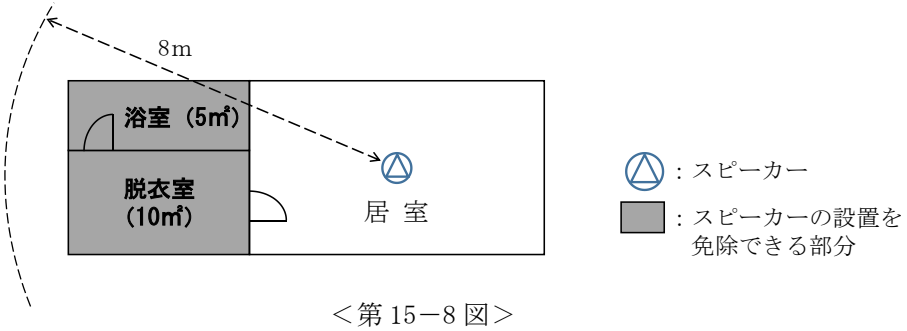

＜第 15－8 図＞

(ｶ)　階段室が形成されていない階段で、当該階段部分が規則第 25 条の 2 第 2 項第 3 号ロ(ﾛ)の規定により設置されたスピーカーで有効に包含されているときは、当該階段部分のスピーカーの設置を省略して差し支えないものとする。(第 15－9 図参照)

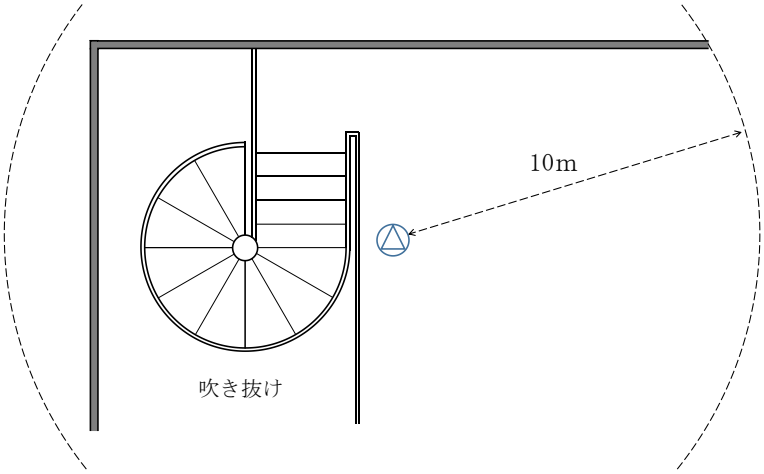

＜第 15－9 図＞

(ｷ)　防火対象物の屋上等を不特定多数の者が出入りする駐車場、飲食等の目的で使用する場合は、当該部分にスピーカーを設けること。◇

(ｸ)　エレベーターの昇降路に設けるスピーカーについては、エレベーターのかご内に設けること。◇

(ｹ)　カラオケボックス等の遮音性の高い居室は、規則第 25 条の 2 第 2 項第 3 号ロ(ﾛ)ただし書の規定にかかわらず、スピーカーを設置すること。◇

(ｺ)　規則第 25 条の 2 第 2 項第 3 号ロ(ﾛ)ただし書の規定によりスピーカーが設置されない放送区域が存する場合は、当該部分の面積を合計し、対応する種類のスピーカーを設置すること。(第 15－10 図参照)

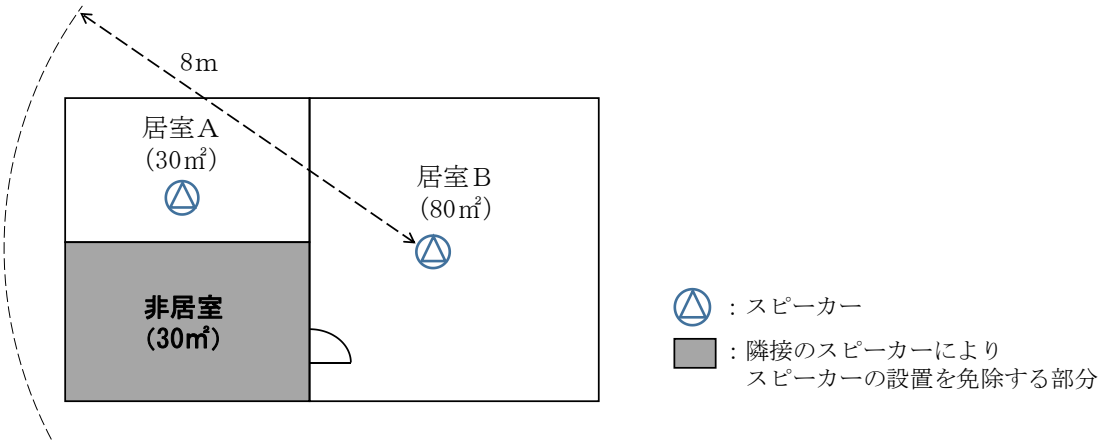

	放送区域の面積	設置すべきスピーカーの種類
居室A	30㎡	L級、M級又はS級
居室B	110㎡（80㎡＋30㎡）	L級

＜第 15－10 図＞

イ　音響が聞き取りにくい場所の措置

(ｱ)　規則第 25 条の 2 第 2 項第 3 号イ(ﾛ)及びﾊ(ﾆ)に規定する「音響が聞き取りにくい場所」とは、第 11「自動火災報知設備」6.(7).アを準用すること。

(ｲ)　規則第 25 条の 2 第 2 項第 3 号イ(ﾛ)及びﾊ(ﾆ)に規定する「他の警報音又は騒音と明らかに区別して聞き取ることができる」とは、第 11「自動火災報知設備」6.(7).イを準用すること。

(ｳ)　規則第 25 条の 2 第 2 項第 3 号イ(ﾊ)に規定する「当該個室において警報音を確実に聞き取ることができるよう措置されていること」とは、第 11「自動火災報知設備」6.(7).ウを準用すること。

(6)　特例基準

令第 32 条の規定の適用については、次によること。

ア　放送区域内に一部スピーカーの未包含部分が生じる場合で、次の(ｱ)及び(ｲ)の要件に適合するときは、規則第 25 条の 2 第 2 項第 3 号ロ(ﾛ)の規定に適合しているものとして取り扱うことができるものとする。(第 15－11 図参照)

(ｱ)　未包含部分の面積は、おおむね 1 ㎡以下であること。

(ｲ)　隣接の放送区域には、前(5).ア.(ｴ)の基準の例によりスピーカーが有効に設けられていること。

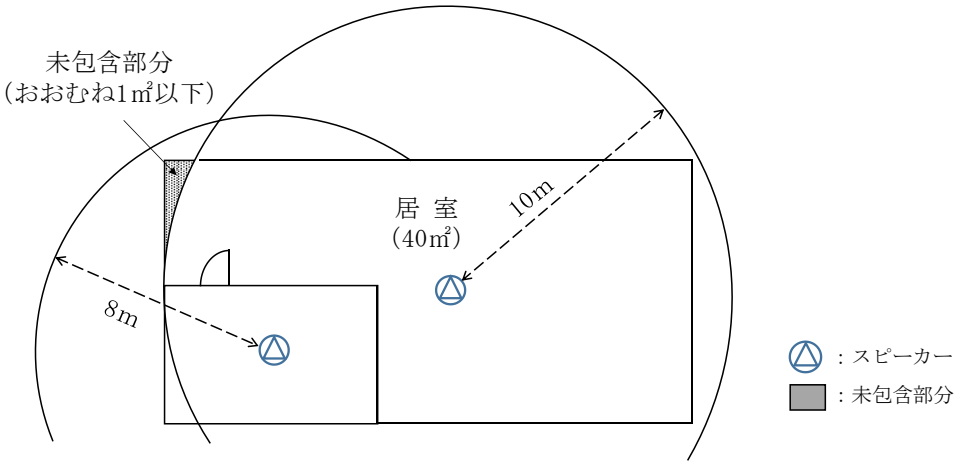

＜第 15－11 図＞

イ　令別表第 1(5)項ロに掲げる防火対象物の住戸部分については、住戸内の戸等の設置にかかわらず、各住戸（メゾネット型住戸等の 2 以上の階にまたがるものについては各階ごとの部分）を一の放送区域として取り扱って差し支えないものとする。

ウ　通常、人の入ることを想定しない小規模なＰＳ、物入れ等については、当該部分のスピーカーの設置を省略して差し支えないものとする。

エ　展示場、体育館、アトリウム等の大空間の放送区域については、当該部分の任意の場所において、音声警報の第 2 シグナル音の音圧が 70ｄＢ以上確保できるようスピーカーを配置することで支障ないものとする。

オ　放送設備の操作部等が設置されている防災センター等において、次の(ｱ)及び(ｲ)に掲げる要件に適合する場合は、当該部分のスピーカーの設置を省略して差し支えないものとする。

(ｱ)　操作部等にモニタースピーカーが設置されていること。

(ｲ)　当該放送区域（防災センター等）の各部分から操作部等のモニタースピーカーまでの水平距離が 10m以下であること。

カ　令第 24 条第 3 項第 4 号の規定の適用を受ける防火対象物のうち、次の(ｱ)から(ｵ)までに掲げる要件に適合するものについては、令第 24 条第 3 項第 4 号の規定にかかわらず、非常警報設備を非常ベル又は自動式サイレンとすることができる。

(ｱ)　令別表第 1(7)項に掲げる防火対象物で、主たる用途は体育館であること。

(ｲ)　耐火建築物又は準耐火建築物であること。

(ｳ)　平屋建て（2 階部分が小規模な倉庫、歩廊等のみのものを含む。）であり、かつ、独立した防火対象物であること。

(ｴ)　屋外への出入口が 2 箇所以上設けられ、かつ、当該出入口は 2 方向避難がとれる相対的な位置に設けられていること。

(ｵ)　前(ｴ)の規定による出入口から避難上安全な校庭、道路等に通ずる避難上有効な通路が確保されていること。

キ　小規模な防火対象物（延べ床面積おおよそ 350 ㎡以下のもの）で非常警報設備を設けなくても火災である旨の警報を有効に行えると認められるものについては、令第 32 条の規定を適用して非常警報設備を設置しないことができる。

２　非常ベル、自動式サイレン

非常ベル及び自動式サイレンは、関連規定によるほか、次によること。

関 連 規 定		
令第 24 条	第 4 項	
規則第 25 条の 2	第 2 項	第 1 号、第 2 号の 2、第 4 号から第 6 号
その他	「非常警報設備の基準」（昭和 48 年消防庁告示第 6 号）	

(1)　機器

認定品を使用すること。◇

(2)　音響装置

ア　音響が聞き取りにくい場所の措置

(ｱ)　規則第 25 条の 2 第 2 項第 1 号イ(ﾛ)に規定する「音響が聞き取りにくい場所」とは、第 11「自動火災報知設備」6.(7).アを準用すること。

(ｲ)　規則第 25 条の 2 第 2 項第 1 号イ(ﾛ)に規定する「他の警報音又は騒音と明らかに区別して聞き取ることができる」とは、第 11「自動火災報知設備」6.(7).イを準用すること。

(ｳ)　規則第 25 条の 2 第 2 項第 1 号イ(ﾊ)に規定する「当該個室において警報音を確実に聞き取ることができるよう措置されていること」とは、第 11「自動火災報知設備」6.(7).ウを準用すること。

(ｴ)　防火対象物の構造、区画、周囲の騒音等により、音響が聞き取りにくい部分があると認められる場合には、第 11「自動火災報知設備」6.(2).イによる措置を講じること。◇

イ　鳴動方式

原則として、全館一斉鳴動とすること。

なお、規則第 25 条の 2 第 2 項第 1 号ロに規定する防火対象物で、区分鳴動とする場合は、第 11「自動火災報知設備」6.(7).エを準用すること。

ウ　防火対象物の屋上等を不特定多数の者が出入りする駐車場、飲食等の目的で使用する場合は、当該部分に音響装置を設けること。◇

(3)　特例基準

各部分が独立した共用部分を有しない形態の防火対象物のうち、次の全ての要件に適合するものについては、令第 32 条の規定を適用し、規則第 25 条の 2 第 2 項第 2 号の 2 イの規定にかかわらず、1 の階にのみ起動装置を設置すれば足りるものとする。(第 15－12 図参照)

ア　階数は 2 以下であること。

イ　防火対象物の各部分から一の起動装置までの歩行距離が 30m以下であること。

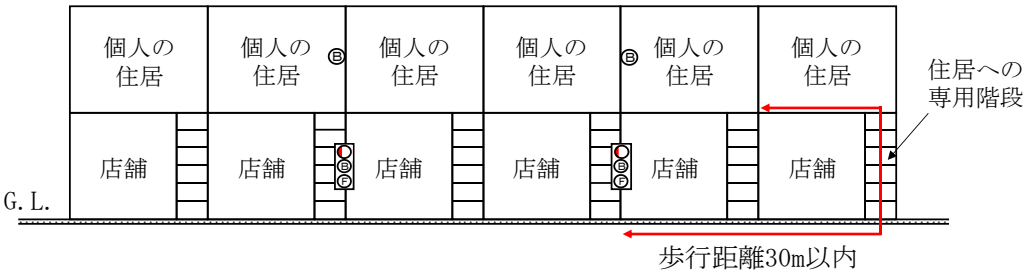

＜第 15－12 図＞

3　非常電源及び配線等

非常電源及び配線等は、関連規定によるほか、第 2「屋内消火栓設備」5 及び第 24「非常電源」によること。

関 連 規 定		
規則第 25 条の 2	第 2 項	第 4 号、第 5 号
その他		「耐火電線の基準」(平成 9 年消防庁告示第 10 号) 「耐熱電線の基準」(平成 9 年消防庁告示第 11 号)

4　総合操作盤

総合操作盤は、関連規定によるほか、第 25「総合操作盤」によること。

関 連 規 定		
規則第 25 条の 2	第 2 項	第 6 号
その他	「総合操作盤の基準を定める件」(平成 16 年消防庁告示第 7 号) 「総合操作盤の設置方法を定める件」(平成 16 年消防庁告示第 8 号)	

第１６　避難器具

１　用語の定義

(1)　「取付部」とは、避難器具を取り付ける部分をいう。

(2)　「取付部の開口部の大きさ」とは、避難器具を取り付けた状態での取付部の開口部の有効寸法をいう。ただし、救助袋にあっては、取付部の開口部の有効寸法をいう。

(3)　「操作面積」とは、避難器具を使用できる状態にするための操作に必要な当該避難器具の取付部付近の床等の面積をいう。

(4)　「降下空間」とは、避難器具を使用できる状態にした場合に、当該避難器具の設置階から地盤面その他の降着面（以下この第 16 において「降着面等」という。）までの当該避難器具の周囲に保有しなければならない避難上必要な空間をいう。

(5)　「避難空地」とは、避難器具の降着面等付近に必要な避難上の空地をいう。

(6)　「避難通路」とは、避難空地から避難上安全な広場、道路等に通ずる避難上有効な通路をいう。

(7)　「取付け具」とは、避難器具を固定部に取り付けるための器具をいう。

(8)　「避難器具用ハッチ」とは、金属製避難はしご、救助袋等の避難器具を常時使用できる状態で格納することのできるハッチ式の取付け具をいう。

(9)　「避難器具専用室」とは、避難はしご又は避難用タラップを地階に設置する場合の専用の室をいう。

(10)　「固定部」とは、防火対象物の柱、床、はりその他構造上堅固な部分又は堅固に補強された部分をいう。

２　設置方法

避難器具の設置及び維持に関する技術上の基準は、関連規定によるほか、次によること。

関 連 規 定		
令第 25 条	第 2 項	第 2 号、第 3 号
規則第 27 条	第 1 項	第 1 号から第 10 号
その他	「避難器具の基準」（昭和 53 年消防庁告示第 1 号） 「避難器具の設置及び維持に関する技術上の基準の細目」（平成 8 年消防庁告示第 2 号）	

(1)　設置位置等

ア　「避難器具の基準」（昭和 53 年消防庁告示第 1 号）及び「避難器具の設置及び維持に関する技術上の基準の細目」（平成 8 年消防庁告示第 2 号。以下この第 17 において「2 号告示」という。）の規定による各避難器具の設置位置、構造、取付部の開口部の大きさ、操作面積、降下空間、避難空地、避難通路等は、第 16－1 表によること。

＜第 16－1 表＞

避難はしご（避難器具用ハッチに格納した金属製避難はしごを除く。）

取　付　部	
開口部の大きさ	操 作 面 積
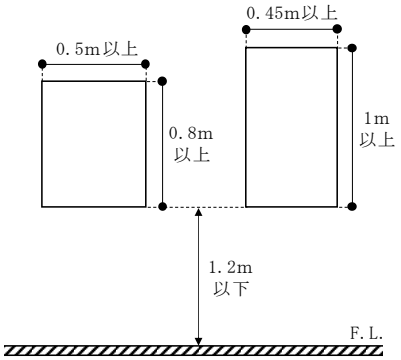 ① 床面の部分に設ける場合は、直径 0.5m以上の円が内接することができるものであること。 ② 壁面の部分に設ける取付部の開口部の下端は、床面から 1.2m以下の高さとすること。ただし、開口部の部分に避難上支障のないように固定又は半固定のステップ等を設けた場合は、この限りでない。 ③ 壁面の部分に設ける取付部の開口部に窓、扉等が設けられる場合は、ストッパー等を設け、窓、扉等が避難はしごの使用中に閉鎖しない措置を講じること。ただし、避難はしごの操作及び降下に支障を生じるおそれのないものについては、この限りでない。	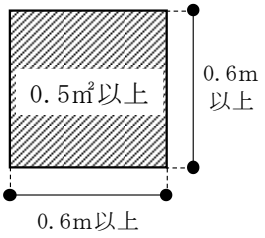 ① 器具の水平投影面積は操作面積から除く。 ② 避難はしごの操作に支障がないこと。
降下空間	避難空地
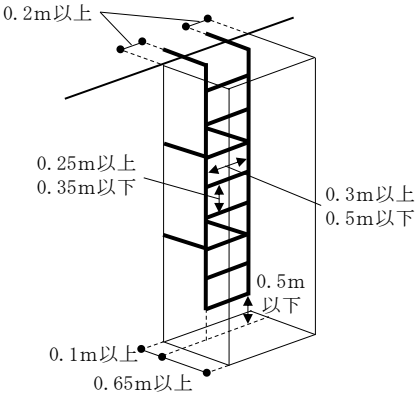 ① 縦棒の中心線からそれぞれ外方向（縦棒の数が１本のものについては、横棒の端からそれぞれ外方向）に 0.2m以上及び器具の前面から奥行 0.65m以上の角柱形の範囲。	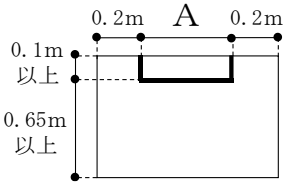 Aは器具の幅 ① 降下空間の水平投影面積以上の面積。 ② 避難空地には、当該避難空地の最大幅員（1mを超えるものにあっては、1m）以上で、かつ、避難上の安全性が確保されている避難通路を設けること。

【その他】

① つり下げ式の避難はしごは、つり下げた状態において突子が有効かつ安全に防火対象物の壁面等に接することができる位置に設けること。ただし、使用の際、突子が壁面等に接しない場合であっても降下に支障を生じないものにあっては、この限りでない。

② 降下空間と架空電線との間隔は 1.2m以上とするとともに、避難はしごの上端と架空電線との間隔は 2m以上とすること。ただし、当該架空電線の部分を絶縁性能を有するもので保護する等安全と認められる措置を講じた場合は、この限りでない。

③ 避難はしごを地階に設ける場合は、固定式とし、ドライエリア（地階に相当する建築物の外壁に沿ったからぼりをいう。以下この第 16－1 表において同じ。）の部分に設けること（避難器具専用室内に設ける場合を除く。）。

避難器具用ハッチに格納した金属製避難はしご

取　付　部

開 口 部 の 大 き さ ・ 操 作 面 積

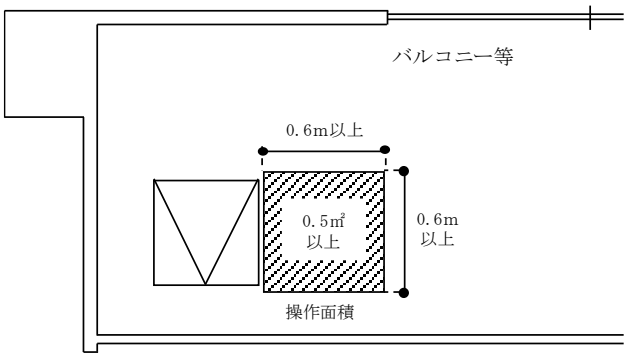

① 器具の水平投影面積は操作面積から除く。
② 避難はしごの操作に支障がないこと。

降下空間

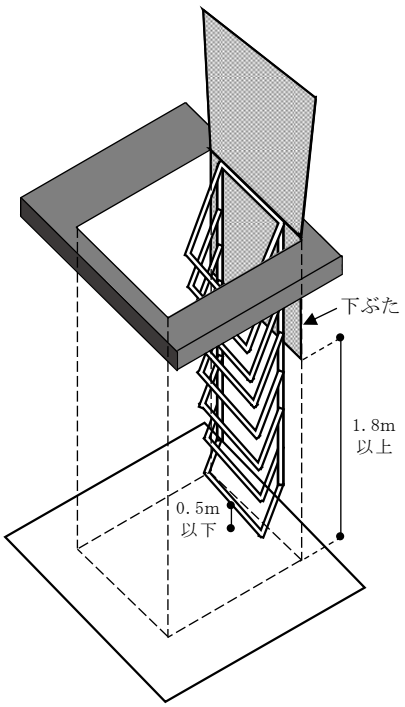

① 避難器具用ハッチの開口部から降着面等まで当該避難器具用ハッチの開口部の面積以上を有する角柱形の範囲。

避難空地

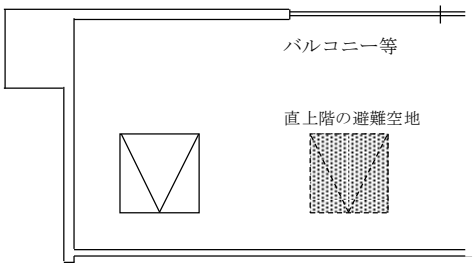

① 降下空間の水平投影面積以上の面積。
② 避難階の避難空地には、当該避難空地の最大幅員（1mを超えるものにあっては、おおむね1m）以上で、かつ、避難上の安全性が確保されている避難通路を設けること。

【その他】

① つり下げ式の避難はしごは、つり下げた状態において突子が有効かつ安全に防火対象物の壁面等に接することができる位置に設けること。ただし、使用の際、突子が壁面等に接しない場合であっても降下に支障を生じないものにあっては、この限りでない。

② 避難器具用ハッチは、手すりその他の転落防止のための措置を講じたバルコニー等外気に接する部分の床に設けること（避難器具専用室に設ける場合を除く。）。

③ 各階の避難器具用ハッチの降下口は、直下階の降下口と同一垂直線上にない位置であること。

④ 下ぶたの下端は、避難器具用ハッチの下ぶたが開いた場合に、避難空地の床面上1.8m以上の位置であること。

緩降機（多人数用を除く。）

取　付　部

開口部の大きさ

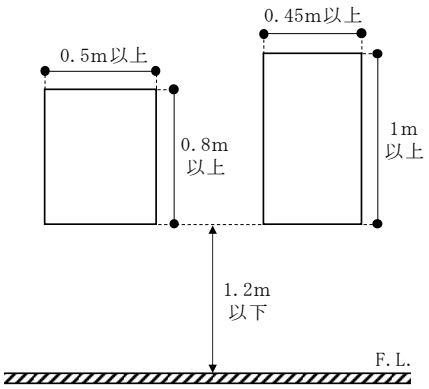

① 床面の部分に設ける場合は、直径 0.5m以上の円が内接することができるものであること。
② 壁面に設ける開口部の下端が、床面から 0.5m以上の場合は、避難上支障がないように固定又は半固定のステップ等を設けること。
③ 壁面の部分に設ける取付部の開口部に窓、扉等が設けられる場合は、ストッパー等を設け、窓、扉等が緩降機の使用中に閉鎖しない措置を講じること。ただし、緩降機の操作及び降下に支障を生じるおそれのないものについては、この限りでない。

操 作 面 積

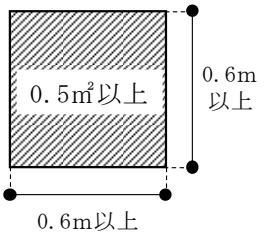

① 器具の水平投影面積は操作面積から除く。
② 緩降機の操作に支障がないこと。

降下空間

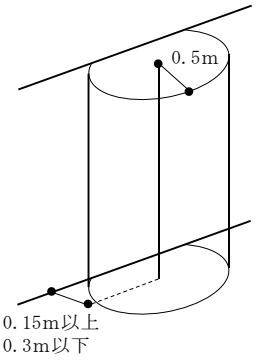

① 器具を中心とした半径 0.5mの円柱形の範囲。ただし 0.1m以内で避難上支障のない場合若しくは 0.1mを超える場合でもロープを損傷しない措置を講じた場合は、降下空間内に突起物を設けることができる。
② 降下空間及び避難空地を他の緩降機と共用する場合は、器具相互の中心を 0.5mまで近接させることができる。

避難空地

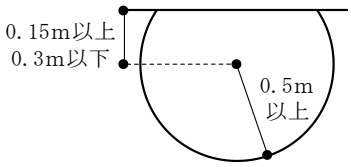

① 降下空間の水平投影面積以上の面積。
② 避難空地には、当該避難空地の最大幅員（1mを超えるものにあっては、1m）以上で、かつ、避難上の安全性が確保されている避難通路を設けること。

【その他】
① 降下空間と架空電線との間隔は 1.2m以上とするとともに、緩降機の上端と架空電線との間隔は 2m以上とすること。ただし、当該架空電線の部分を絶縁性能を有するもので保護する等安全と認められる措置を講じた場合は、この限りでない。
② 緩降機をつり下げるフックの取付位置は、床面から 1.5m以上 1.8m以下の高さとすること。
③ 緩降機のロープの長さは、取付位置に器具を設置したとき、降着面等へ降ろした着用具の下端が降着面等からプラスマイナス 0.5mの範囲となるように設定すること。

滑り台

取　付　部	
開口部の大きさ	操 作 面 積
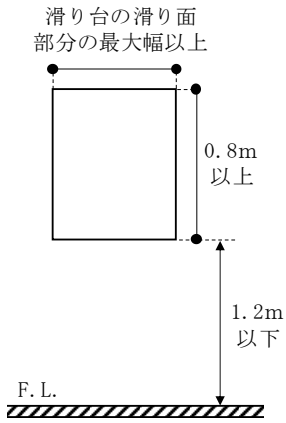 ① 壁面の部分に設ける取付部の開口部の下端は、床面から 1.2m以下の高さとすること。ただし、開口部の部分に避難上支障のないように固定又は半固定のステップ等を設けた場合は、この限りでない。 ② 壁面の部分に設ける取付部の開口部に窓、扉等が設けられる場合は、ストッパー等を設け、窓、扉等が滑り台の使用中に閉鎖しない措置を講じること。ただし、滑り台の操作及び降下に支障を生じるおそれのないものについては、この限りでない。	① 器具を使用するのに必要な広さを有すること。
降下空間	避難空地
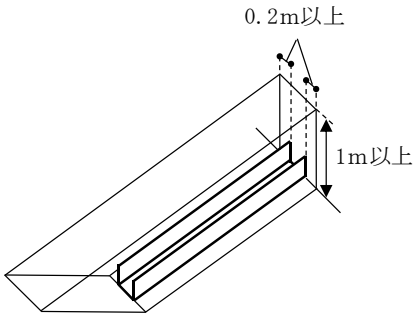 ① 滑り面から上方に 1m以上及び滑り台の両端からそれぞれ外方向に 0.2m以上の範囲。	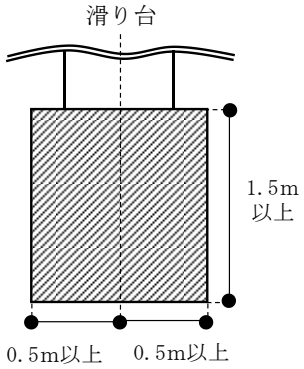 ① 避難空地には、当該避難空地の最大幅員（1mを超えるものにあっては、1m）以上で、かつ、避難上の安全性が確保されている避難通路を設けること。 ② 滑り台の下部先端から前方 1.5m以上及び滑り台の中心線から左右にそれぞれ 0.5m以上の範囲
【その他】 ① 降下空間と架空電線との間隔は 1.2m以上とするとともに、滑り台の上端と架空電線との間隔は 2m以上とすること。ただし、当該架空電線の部分を絶縁性能を有するもので保護する等安全と認められる措置を講じた場合は、この限りでない。 ② 滑り台の設置されている階の部分から当該滑り台に至るまでの間に段差がある場合は、階段、スロープ等を設けること。	

滑り棒・避難ロープ

取　付　部	
開口部の大きさ	操 作 面 積
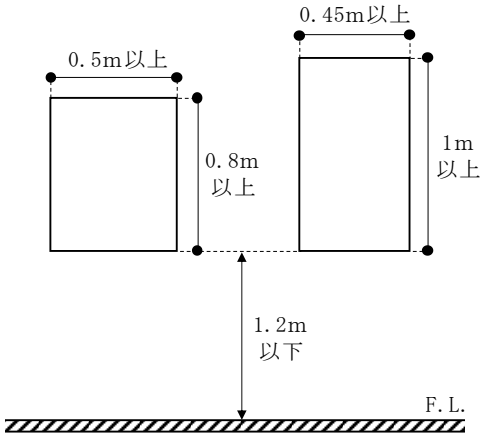 ① 床面の部分に設ける場合は、直径 0.5m以上の円が内接することができるものであること。 ② 壁面の部分に設ける取付部の開口部の下端は、床面から 1.2m以下の高さとすること。ただし、開口部の部分に避難上支障のないように固定又は半固定のステップ等を設けた場合は、この限りでない。 ③ 壁面の部分に設ける取付部の開口部に窓、扉等が設けられる場合は、ストッパー等を設け、窓、扉等が滑り棒又は避難ロープの使用中に閉鎖しない措置を講じること。ただし、滑り棒又は避難ロープの操作及び降下に支障を生じるおそれのないものについては、この限りでない。	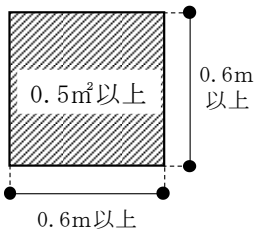 ① 器具の水平投影面積は操作面積から除く。 ② 滑り棒又は避難ロープの操作に支障がないこと。
降下空間	避難空地
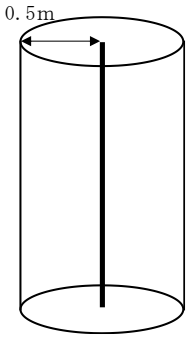 ① 器具を中心とした半径 0.5mの円柱形の範囲。ただし、避難ロープにあっては、壁面に沿って降下する場合の壁面側に対しては、この限りでない。	① 避難空地には、当該避難空地の最大幅員（1mを超えるものにあっては、1m）以上で、かつ、避難上の安全性が確保されている避難通路を設けること。 ② 避難上支障のない広さとすること。

【その他】

① 避難ロープを使用状態にした場合における当該避難ロープの最下部から降着面等までの高さは、0.5m以下であること。

② 降下空間と架空電線との間隔は 1.2m以上とするとともに、滑り棒又は避難ロープの上端と架空電線との間隔は 2m以上とすること。ただし、当該架空電線の部分を絶縁性能を有するもので保護する等安全と認められる措置を講じた場合は、この限りでない。

③ 滑り棒は、取付部の開口部の下端から 1.5m以上の高さから降着面等まで設置すること。

避難用タラップ・避難橋

取　付　部	
開口部の大きさ	操 作 面 積
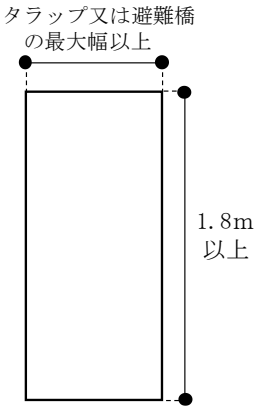	① 器具を使用するのに必要な広さを有すること。
降下空間	避難空地
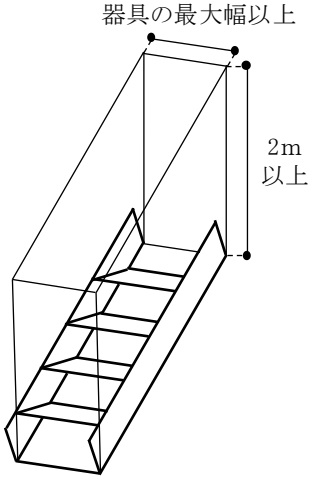 ① 器具の踏面から上方 2m以上及び器具の最大幅以上の範囲。	① 避難空地には、当該避難空地の最大幅員（1mを超えるものにあっては、1m）以上で、かつ、避難上の安全性が確保されている避難通路を設けること。 ② 避難上支障のない広さとすること。

【その他】

① 降下空間と架空電線との間隔は 1.2m以上とするとともに、避難用タラップ又は避難橋の上端と架空電線との間隔は2m以上とすること。ただし、当該架空電線の部分を絶縁性能を有するもので保護する等安全と認められる措置を講じた場合は、この限りでない。

② 避難用タラップを地階に設ける場合は、固定式とし、ドライエリアの部分に設けること（避難器具専用室内に設ける場合を除く。）。

③ 下ぶたの下端は、避難器具用ハッチの下ぶたが開いた場合に、避難空地の床面上1.8m以上の位置であること。

④ 避難用タラップ又は避難橋の設置されている階の部分から当該器具に至るまでの間に段差がある場合は、階段、スロープ等を設けること。

救助袋（斜降式）

取　付　部

開口部の大きさ

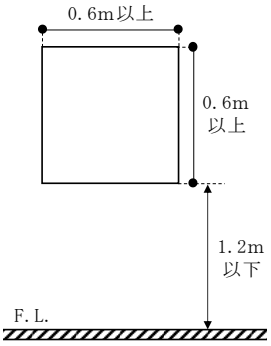

① 壁面の部分に設ける取付部の開口部の下端は、床面から 1.2m以下の高さとすること。ただし、開口部の部分に避難上支障のないように固定又は半固定のステップ等を設けた場合は、この限りでない。
② 壁面の部分に設ける取付部の開口部に窓、扉等が設けられる場合は、ストッパー等を設け、窓、扉等が救助袋の使用中に閉鎖しない措置を講じること。ただし、救助袋の操作及び降下に支障を生じるおそれのないものについては、この限りでない。

操 作 面 積

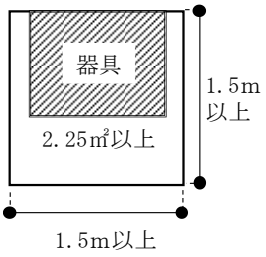

① 幅 1.5m×奥行 1.5m（器具の設置部分を含む。）ただし、操作に支障のない範囲（操作面積が 2.25 ㎡以上の場合に限る。）内で形状を変えることができる。

降下空間

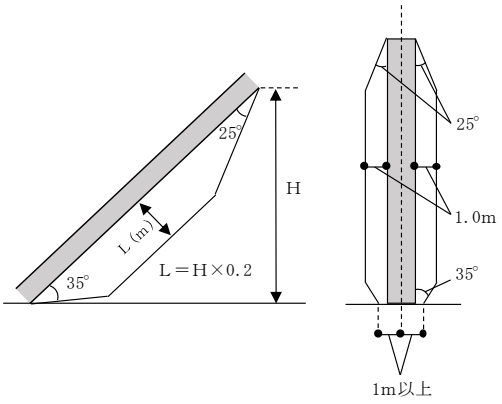

① 防火対象物の側面に沿って降下する場合の救助袋と壁面との間隔（最上部を除く。）は、0.3m（庇等の突起物がある場合にあっては、救助袋と突起物との先端との間隔は 0.5m（突起物が入口金具から下方 3m以内の場合は0.3m））以上とすることができる。

避難空地

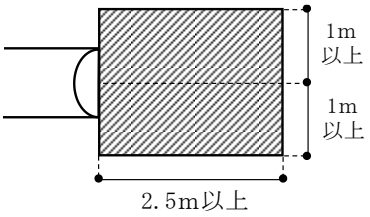

① 避難空地には、当該避難空地の最大幅員（1mを超えるものにあっては、1m）以上で、かつ、避難上の安全性が確保されている避難通路を設けること。
② 展張した袋本体の下端から前方 2.5m及び当該救助袋の中心線から左右それぞれ 1m以上の幅。

【その他】

① 降下空間と架空電線との間隔は 1.2m以上とするとともに、救助袋の上端と架空電線との間隔は 2m以上とすること。ただし、当該架空電線の部分を絶縁性能を有するもので保護する等安全と認められる措置を講じた場合は、この限りでない。
② 下部支持装置を結合するための固定環が設けられていること。
③ 袋本体の下部出口部と降着面等からの高さは、無荷重の状態において 0.5m以下であること。

救助袋（垂直式）

取　付　部

開口部の大きさ

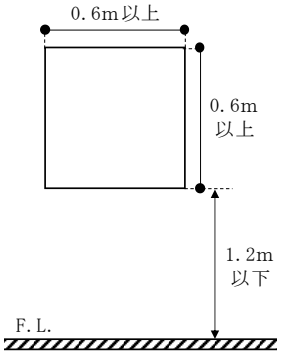

① 壁面の部分に設ける取付部の開口部の下端は、床面から 1.2m以下の高さとすること。ただし、開口部の部分に避難上支障のないように固定又は半固定のステップ等を設けた場合は、この限りでない。
② 壁面の部分に設ける取付部の開口部に窓、扉等が設けられる場合は、ストッパー等を設け、窓、扉等が救助袋の使用中に閉鎖しない措置を講じること。ただし、救助袋の操作及び降下に支障を生じるおそれのないものについては、この限りでない。

操 作 面 積

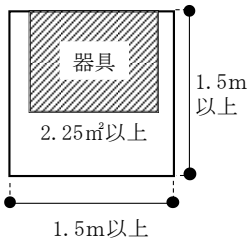

① 幅 1.5m×奥行 1.5m（器具の設置部分を含む。）ただし、操作に支障のない範囲（操作面積が 2.25 ㎡以上の場合に限る。）内で形状を変えることができる。

降下空間

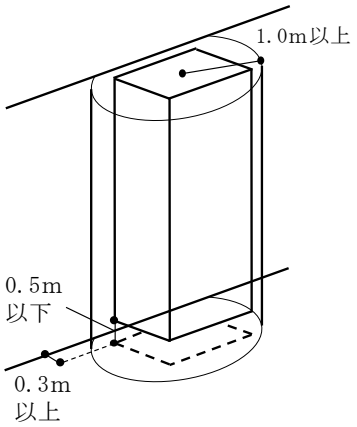

① 救助袋を中心とした半径 1m以上の円柱形の範囲。
② 救助袋と壁との間隔は 0.3m（庇等の突起物がある場合にあっては、救助袋と突起物の先端との間隔は 0.5m（突起物が入口金具から下方 3m以内の場合は 0.3m））以上とすることができる。

避難空地

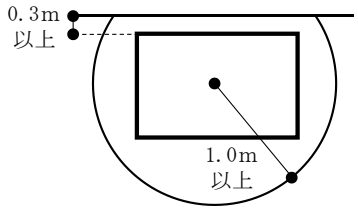

① 避難空地には、当該避難空地の最大幅員（1mを超えるものにあっては、1m）以上で、かつ、避難上の安全性が確保されている避難通路を設けること。
② 降下空間の水平投影面積以上の面積。

【その他】

① 降下空間と架空電線との間隔は 1.2m以上とするとともに、救助袋の上端と架空電線との間隔は 2m以上とすること。ただし、当該架空電線の部分を絶縁性能を有するもので保護する等安全と認められる措置を講じた場合は、この限りでない。

② 降下空間及び避難空地を共用して器具を設ける場合は、器具相互の外面を 1mまで接近させることができる。

避難器具用ハッチに格納した救助袋

取　付　部

開 口 部 の 大 き さ ・ 操 作 面 積

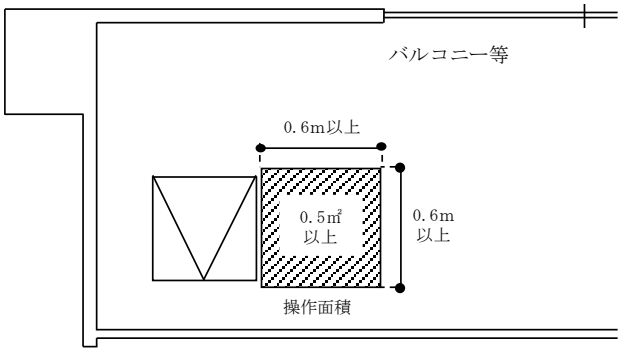

① 器具の水平投影面積は操作面積から除く。
② 救助袋の操作に支障がないこと。

降下空間	避難空地
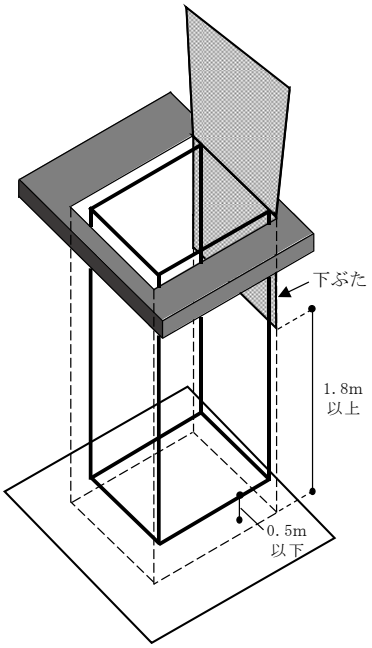	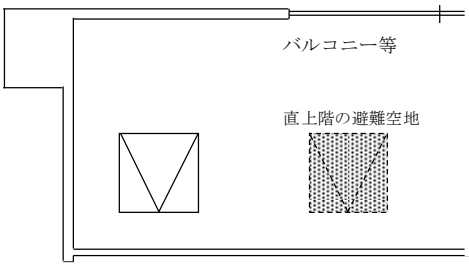
① 避難器具用ハッチの開口部から降着面等まで当該避難器具用ハッチの開口部の面積以上を有する角柱形の範囲。	① 降下空間の水平投影面積以上の面積。 ② 避難階の避難空地には、当該避難空地の最大幅員（1mを超えるものにあっては、おおむね1m）以上で、かつ、避難上の安全性が確保されている避難通路を設けること。

【その他】

① 避難器具用ハッチは、手すりその他の転落防止のための措置を講じたバルコニー等外気に接する部分の床に設けること（避難器具専用室に設ける場合を除く。）。

② 各階の避難器具用ハッチの降下口は、直下階の降下口と同一垂直線上にない位置であること。

③ 下ぶたの下端は、避難器具用ハッチの下ぶたが開いた場合に、避難空地の床面上1.8m以上の位置であること。

イ　規則第 27 条第 1 項第 4 号ホ(ﾛ)及び第 5 号ニ(ﾛ)に規定する「安全かつ容易に避難することができる構造のバルコニー等」とは、おおむね 2 ㎡以上の床面積を有し、かつ、手すり、その他の転落防止のための措置を講じたバルコニーその他これに準ずる場所をいう。

なお、その他これに準ずる場所とは、屋上、陸屋根、若しくは地階に設けられたドライエリア等が該当するものとする。

(2)　取付け方法等

避難器具の取付け方法並びに避難器具を固定部に取り付けるための取付け具の構造、強度、取付け具を固定する場合の方法、施工基準等は、2 号告示第 8 の規定によること。

３　設置個数の減免

規則第 26 条の規定による避難器具の設置個数の減免に係る取扱いは、次によること。

(1)　規則第 26 条第 5 項第 1 号へに規定する「バルコニーその他これに準ずるもの」とは、次によること。

ア　バルコニー（開放廊下を含む。）は、耐火構造とし、その周囲に高さが 110ｃｍ以上の手すり壁、さく又は金網を堅固に固定して設けたものであること。

イ　「その他これに準ずるもの」は、庇、床又は構造体の突出部がこれに該当し、これらの構造は、次によること。

(ｱ)　傾斜のある場合

避難時の予想される荷重に十分耐えられるものであり、その上面の傾斜（内側に傾斜がある場合を除く。）が 1/10 以下で、幅（幅は外壁、柱等の外面から測るものとする。）を 80ｃｍ以上とし、その周囲には高さが 110ｃｍ以上の手すり壁、さく若しくは金網を設けるか又は外壁、柱等に高さが 90ｃｍ前後の手すり棒を設けたものであること。

(ｲ)　傾斜のない場合

避難時の予想される荷重に十分耐えられるものであり、その幅は 50ｃｍ以上のものであること。ただし、幅が 80ｃｍ未満の場合には、前(ｱ)の手すり壁、さく、金網又は手すり棒を設けたものであること。

(2)　規則第 26 条第 5 項第 1 号へに規定する「バルコニーその他これに準ずるものが避難上有効に設けられている」とは、次の場合をいう。

なお、バルコニー等に隔壁が設けられ、又は障害物が置かれている場合で、当該隔壁等を容易に破壊し、又は除去することができるものを含むものとする。

ア　建築物の周囲（内側を含む。）にバルコニー等が設けられた場合（第 16－1 図参照）

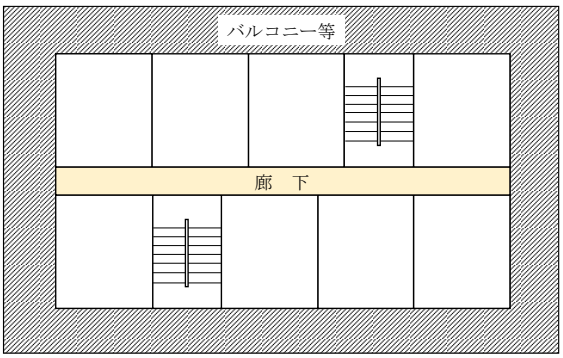

＜第 16－1 図＞

イ　建築物の居室の外気に面する部分及びその他の部分にバルコニー等が設けられ、かつ、当該バルコニー等により避難階段又は特別避難階段のいずれかの 2 以上に移行できる場合（第 16－2 図参照）

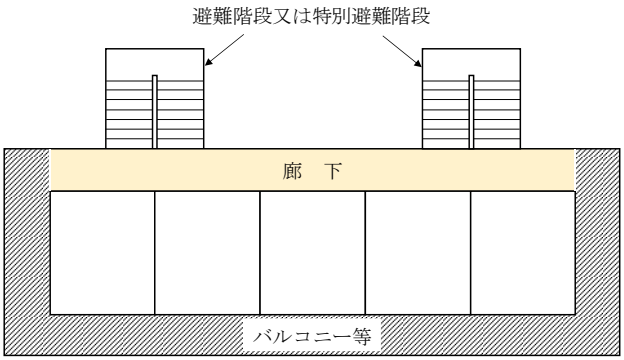

＜第 16－2 図＞

ウ　建築物の居室間を相互に連絡できるようバルコニー等が設けられ、かつ、当該バルコニー等により避難階段又は特別避難階段のいずれか 2 以上に移行できる場合（居室間の隔壁が不燃材料で造られている場合に限る。）（第 16－3 図参照）

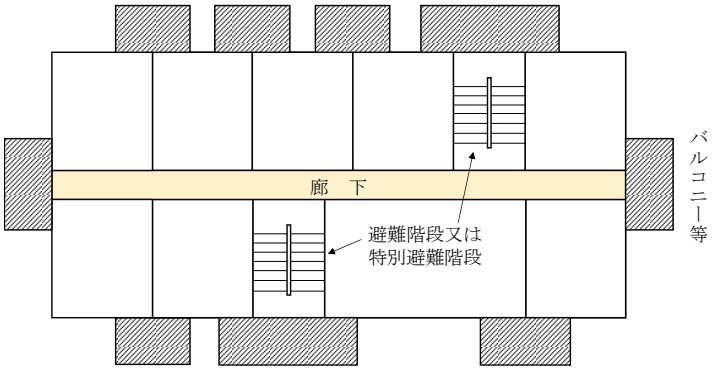

＜第 16－3 図＞

(3)　規則第 26 条第 5 項第 1 号へに規定する「あらゆる部分から」とは、居室の出入口からをいう。

(4)　規則第 26 条第 5 項第 1 号へに規定する「2 以上の異なった経路によりこれらの直通階段のうちの 2 以上のものに到達しうるよう設けられている」とは、次の場合をいう。

ア　建築物の両端のそれぞれに直通階段が設けられた場合（第 16－4 図参照）

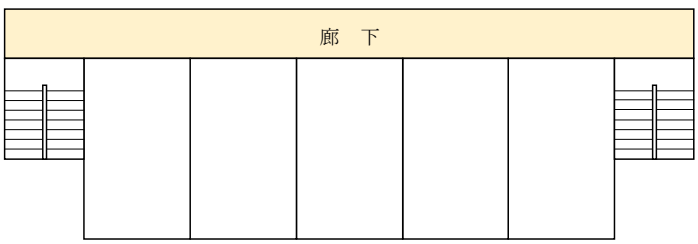

＜第 16－4 図＞

イ　建築物の周囲（内側を含む。）に廊下が設けられ、いずれの部分で火災が生じても異なる 2 方向に避難できるための直通階段が設けられた場合（第 16－5 図参照）

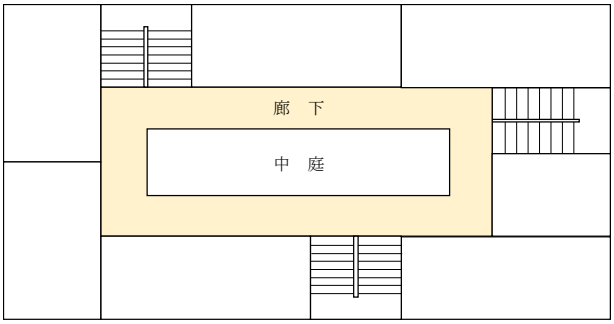

＜第 16－5 図＞

ウ　階段、エレベーター、便所等が建築物の中心部に集中したコア型の建築物については、いずれの部分で火災が発生しても異なる 2 方向に避難できるよう、2 以上の直通階段が設置され、かつ、これらの階段の間隔が水平距離にして 30m以上となるように設けられた場合（第 16－6 図参照）

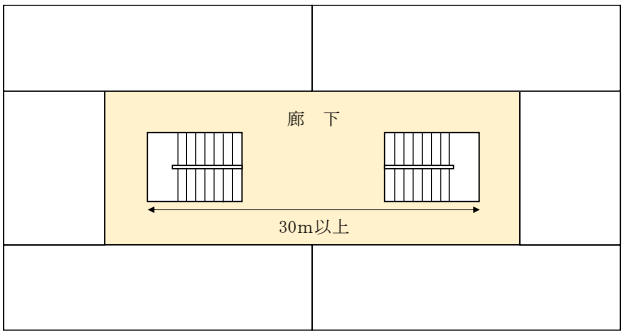

＜第 16－6 図＞

(5)　規則第 26 条第 5 項第 2 号ロに規定する「居室の外気に面する部分にバルコニー等が避難上有効に設けられており」とは、次の場合をいう。

ア　前(2).ア及びイに適合する場合

イ　建築物の居室と他の居室とを区画する壁が不燃材料で造られ、隣接の居室とを相互に連絡できるバルコニー等が設けられた場合

なお、独立したバルコニー等については、それぞれに避難のための設備又は器具を設けること。（第 16－7 図参照）

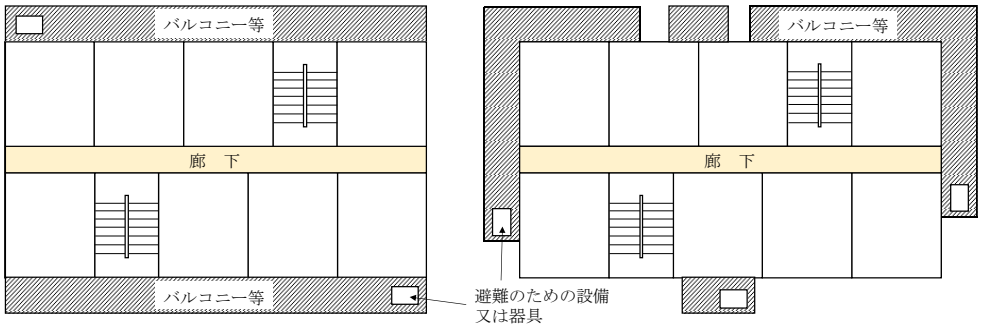

＜第 16－7 図＞

(6)　規則第 26 条第 5 項第 2 号ロに規定する「階段その他の避難のための設備若しくは器具」とは、次のものをいう。

ア　「設備」とは、各階のバルコニー等に設けた階段、傾斜路等をいう。

イ　「器具」とは、各階のバルコニー等に設けた避難用タラップ、避難はしご、緩降機、救助袋等をいう。

(7)　規則第 26 条第 5 項第 2 号ロに規定する「他の建築物に通ずる設備若しくは器具」とは、次のものをいう。

ア　「設備」とは、渡り廊下等をいう。

イ　「器具」とは、避難橋等をいう。

４　標識

(1)　規則第 27 条第 1 項第 3 号に規定する避難器具の設置の表示は、2 号告示第 5 の規定によるほか、第 26「標識」の定めるところによること。★

(2)　避難空地に物品等が存置されるおそれがある場所については、第 26「標識」に定める標識、ゼブラマーク等のペイント表示を設けること。◇

(3)　避難器具の設置場所の発見が困難な場合は、避難器具が設けられている位置まで誘導する標識を設けること。◇

５　特定一階段等防火対象物に設ける避難器具

特定一階段等防火対象物（規則第 23 条第 4 項第 7 号へに規定する特定一階段等防火対象物をいう。以下この第 16 において同じ。）に設ける避難器具については、規則第 27 条第 1 項第 1 号、第 3 号イ及びハの規定によるほか、次によること。

(1)　規則第 27 条第 1 項第 1 号イに規定する「安全かつ容易に避難することができる構造のバルコニー等」とは、前 2.(1).イによること。

(2)　規則第 27 条第 1 項第 1 号ロに規定する「常時、容易かつ確実に使用できる状態」とは、避難器具を常時組み立てた状態で設置する等、避難器具が常時使用できる状態で設置された場合をいう。

(3)　規則第 27 条第 1 項第 1 号ハに規定する「一動作（開口部を開口する動作及び保安装置を解除する動作を除く。）で、容易かつ確実に使用できるもの」とは、一動作型避難器具として開発されたもののほか、次のものをいう。

ア　緩降機の調速器の安全環がアーム先端の吊り輪に掛けられ、止め金具を確実に締め上げ、容易に取り外せない状態で設置されているもの。

イ　避難器具が取付け金具、建築物等へ固定されているもので、避難器具を使用可能な状態にするための動作が一動作であるもの。

６　特例基準

(1)　特定一階段等防火対象物

ア　特定一階段等防火対象物において、令第 4 条の 2 の 2 第 2 号括弧書に規定する避難階以外の階の全ての部分が次のいずれかに該当する場合は、当該防火対象物に設置する避

難器具については、規則第 27 条第 1 項第 1 号の規定を適用しないことができるものとする。

(ｱ)　機械室、倉庫等の居室以外の部分であって、不特定多数の者の出入りがないもの。（第 16－8 図参照）

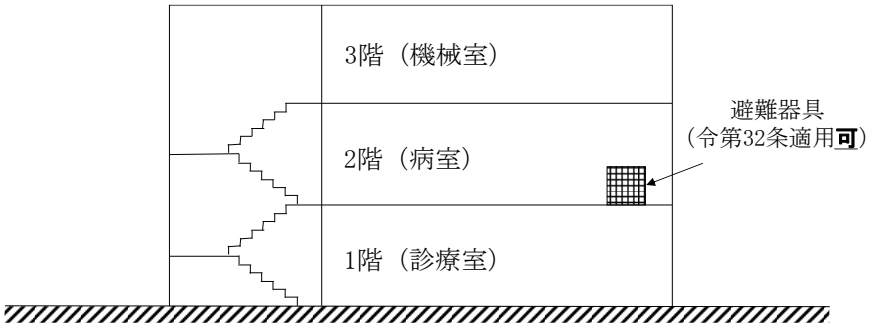

3階の用途が機械室（居室以外の部分）であるため、不特定多数の者の出入りがない場合は、2階の避難器具は規則第27条第1項第1号の規定を適用しないことができる。

＜第 16－8 図＞

(ｲ)　実態上の用途が特定用途以外の用途に供される部分であって、第 2 章第 1「令別表第 1 に掲げる防火対象物の取扱い」1.(2).イにより、当該部分が特定用途に供される部分として取り扱われるもの。

(ｳ)　一般住宅の用途に供される部分であって、第 2 章第 1「令別表第 1 に掲げる防火対象物の取扱い」1.(5).エ.(ｱ)により、当該部分が特定用途に供される部分として取り扱われるもの。

イ　特定一階段等防火対象物の階のうち、避難階又は地上に直通する階段及び傾斜路の総数が 2 以上設けられている場合は、当該階に設置する避難器具については、規則第 27 条第 1 項第 1 号の規定を適用しないことができるものとする。（第 16－9 図参照）

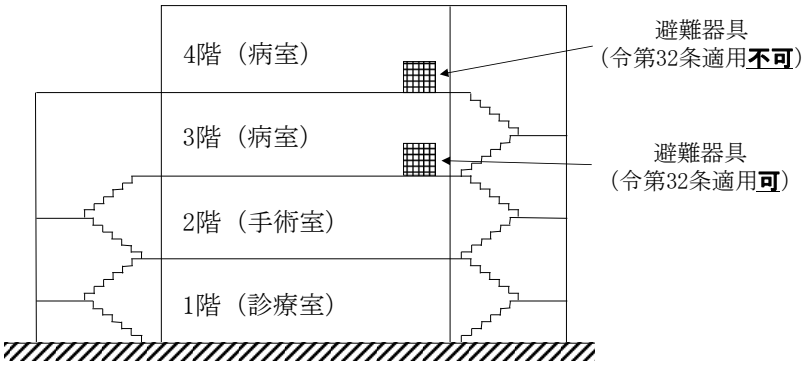

3階は地上に直通する階段が2箇所あるため、3階に設置する避難器具は、規則第27条第1項第1号の規定を適用しないことができる。
4階は地上に直通する階段が1箇所しかないため、令第32条の適用不可。

＜第 16－9 図＞

(2)　屋外階段の代替

ア　令第 25 条第 1 項第 1 号から第 4 号までに掲げる防火対象物の階（令別表第 1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項及び(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存する階を除く。）のうち、避難階に至る直通階段が 2 以上設けられている場合で、当該階段のいずれかが屋外階段（避難階段又は特別避難階段を除く。）であるときは、令第 25 条第 2 項第 1 号及び規則第 26 条の規定により当該階に設置が必要となる避難器具の個数から当該屋外階段の数を減じて差し支えないものとする。

イ　令第 25 条第 1 項各号に掲げる防火対象物の階において、屋外階段（建基令第 5 章第 2 節の規定により最低限度必要となる階段を除く。）が設置されている場合は、令第 25 条第 2 項第 1 号及び規則第 26 条の規定により当該階に設置が必要となる避難器具の個数から当該屋外階段の数を減じて差し支えないものとする。

(3)　複数の屋上等が存在する防火対象物

部分的な壁面の後退等により、避難器具を設置する部分の降着面等に屋上、バルコニー等（以下この第 16 において「屋上等」という。）が存在し、地上面までの降下が困難である形状の防火対象物のうち、次の全ての要件に適合する場合は、避難器具を屋上等まで降下できるよう設置すれば足りるものとする。（第 16－10 図参照）

なお、設置する避難器具は、降着する屋上等を地上面とみなし、令第 25 条第 2 項第 1 号に応じたものを設置できるものとする。

ア　屋上等は、避難空地を有していること。

イ　屋上等から地上までは、次のいずれかにより避難できること。

(ｱ)　避難階段又は特別避難階段（屋外に設けるものに限る。）

(ｲ)　屋上等が存する階に適応する避難器具

ウ　屋上等の降着面等から前イ.(ｱ)又は(ｲ)へ至る部分は、屋内を経由せずに到着できるものであり、かつ、避難上有効な通路が確保されていること。

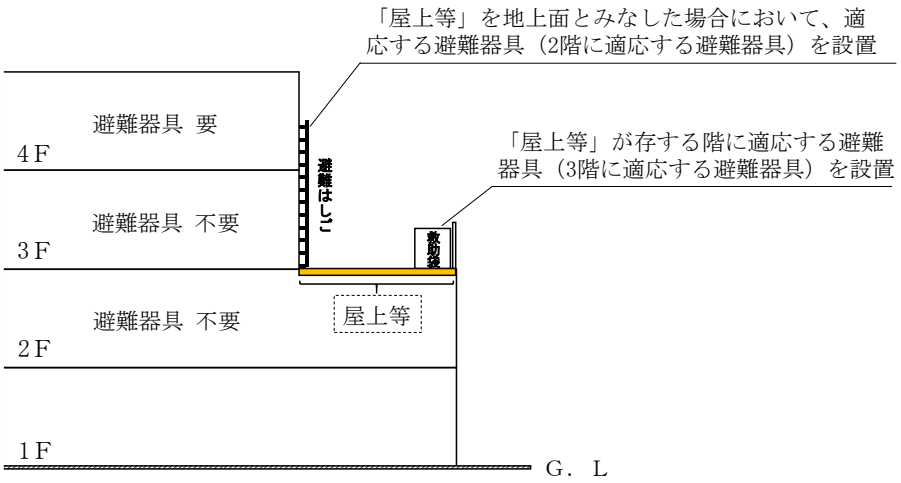

＜第 16－10 図（令第 25 条第 1 項第 1 号の防火対象物の場合の例）＞

第１７　誘導灯及び誘導標識

１　用語の定義

(1)　「誘導灯」とは、火災時、防火対象物内にいる者を屋外に避難させるため、避難口の位置や避難の方向を明示し、又は避難上有効な照度を与える照明器具をいい、避難口誘導灯、通路誘導灯及び客席誘導灯に区分される。

(2)　「点滅形誘導灯」とは、自動火災報知設備からの火災信号により、自動的にキセノンランプ、白熱電球又は蛍光ランプを点滅する装置を誘導灯器具に内蔵するもの又は外付けするもの（誘導灯の近くに外付け形点滅装置を設置するものを含む。）をいう。

(3)　「誘導音装置付誘導灯」とは、自動火災報知設備からの火災信号により、自動的に避難口の所在を示すための警報音及び音声を発生する装置を誘導灯の内部に有するもの又は外部に取り付けるもの（誘導灯の近くに取り付ける誘導音装置を含む。）をいう。

(4)　「点滅形誘導音装置付誘導灯」とは、点滅機能及び音声誘導機能を付加した誘導灯をいう。

(5)　「誘導標識」とは、火災時、防火対象物内にいる者を屋外に避難させるため、避難口の位置や避難の方向を明示した標識をいう。

(6)　「蓄光式誘導標識」とは、燐光等により光を発する誘導標識をいう。JIS Z8716 の常用光源蛍光ランプD65 により、照度 200 ルクスの外光を 20 分間照射し、その後 20 分間経過した後における表示面が 24mcd/㎡以上 100 mcd/㎡未満の平均輝度を有するものを中輝度蓄光式誘導標識といい、100 mcd/㎡以上の平均輝度を有するものを高輝度蓄光式誘導標識という。

(7)　「信号装置」とは、自動火災報知設備からの火災信号、その他必要な動作信号又は手動信号を誘導灯に伝達する装置をいう。

(8)　「移報用装置」とは、火災信号を信号装置に移報する装置をいう。

(9)　「連動開閉器」とは、信号装置等からの信号により誘導灯を消灯するための電磁開閉器をいう。

(10)　「光電式自動点滅器」とは、外光の明暗により自動的に電気信号を出力するものをいう。

(11)　「施錠連動装置」とは、出入口扉の施錠と連動して、電気信号を出力するものをいう。

(12)　「照明器具連動装置」とは、照明器具の点灯と連動して電気信号を出力するものをいう。

(13)　「居室」とは、建基法第 2 条第 4 号に規定するもののほか、駐車場、車庫、機械室、ポンプ室等これらに相当する室をいう。

(14)　「非常用の照明装置」とは、建基令第 126 条の 4 第 1 項に規定されるもので、建築基準法令の技術基準に適合しているものをいう。

(15)　「開放廊下」とは、直接外気に開放され、かつ、住戸等の火災時に発生する煙を有効に排出できる廊下をいう。

(16)　「廊下等」とは、避難階若しくは地上に通ずる直通階段（傾斜路を含む。）、直通階段の階段室、その附室の出入口又は直接屋外に出られる出入口へ通ずる廊下又は通路をいう。

(17)　「主要な避難口」とは、避難階にあっては、屋内から直接地上へ通ずる出入口（附室が設けられている場合にあっては、当該附室の出入口）、避難階以外の階にあっては、直通階段

の出入口（附室が設けられている場合にあっては、当該附室の出入口）をいう。

⑱　「最終避難口」とは、屋内から直接地上へ通ずる出入口（附室が設けられている場合にあっては、当該附室の出入口）をいう。

⑲　「外光」とは、自然光のことをいう。

なお、当該場所には採光のための十分な開口部が存すること。

⑳　「容易に見とおし、かつ、識別することができる」とは、建築物の構造、什器等の設置による視認の障害がないことをいう。ただし、出入口や誘導灯が障害物により視認できない場合であっても、人がおおむね5m程度移動することにより出入口や誘導灯を視認できるときは、容易に見とおし、かつ、識別することができるものとみなす。（第17－1図参照）

なお、吹き抜け等がある場合は、避難経路を含めて視認できること。（第17－2図参照）

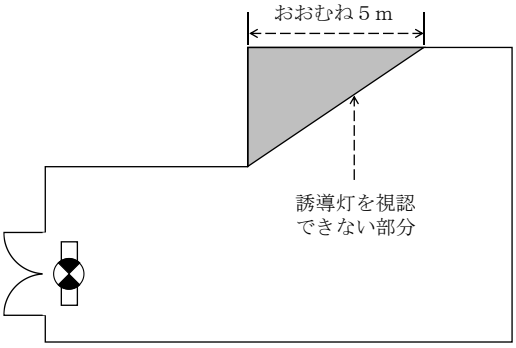

＜第17－1図＞

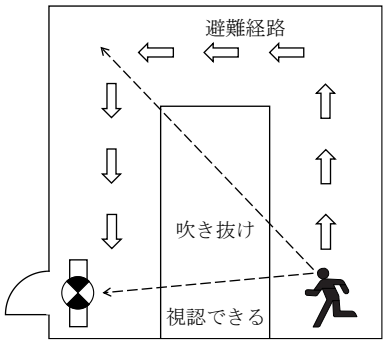

＜第17－2図＞

２　構造及び性能

誘導灯及び誘導標識の構造及び性能は、関連規定によるほか、次によること。

関 連 規 定		
規則第28条の3	第1項	
	第4項	第5号、第7号
その他	「誘導灯及び誘導標識の基準」（平成11年消防庁告示第2号）	

(1)　誘導灯及び誘導標識は、認定品を使用すること。◇

(2)　誘導灯の区分

避難口誘導灯及び通路誘導灯（階段又は傾斜路に設けるものを除く。）は、誘導灯の区分に応じて第17－1表で定める縦寸法及び表示面の明るさを有するものであること。

＜第17－1表＞

区　　分		表示面の縦寸法（メートル）	表示面の明るさ（カンデラ）	表示型式
避難口誘導灯	A級	0.4以上	50以上	A級
	B級	0.2以上0.4未満	20以上	B級・BH形
			10以上20未満	B級・BL形
	C級	0.1以上0.2未満	1.5以上	C級
通　路誘導灯	A級	0.4以上	60以上	A級
	B級	0.2以上0.4未満	25以上	B級・BH形
			13以上25未満	B級・BL形
	C級	0.1以上0.2未満	5以上	C級

(3)　誘導灯の有効範囲

ア　避難口誘導灯及び通路誘導灯の有効範囲は、当該誘導灯までの歩行距離が次の(ｱ)又は(ｲ)に定める距離のうち、いずれかの距離以下となる範囲とする。ただし、当該誘導灯を容易に見とおすことができない場合又は識別することができない場合にあっては、当該誘導灯までの歩行距離が 10m以下となる範囲とする。

(ｱ)　第 17－2 表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる距離

＜第 17－2 表＞

区　分			距離（メートル）
避難口誘導灯	A級	避難の方向を示すシンボルのないもの	60
		避難の方向を示すシンボルのあるもの	40
	B級	避難の方向を示すシンボルのないもの	30
		避難の方向を示すシンボルのあるもの	20
	C級		15
通　路誘導灯	A級		20
	B級		15
	C級		10

(注) 表示面の縦寸法がA級は 0.4m、B級は 0.2m、C級は 0.1mのものを基本とする。

(ｲ)　次の式に定めるところにより算出した距離

Ｄ＝ｋｈ

Ｄは、歩行距離（単位：メートル）

ｈは、避難口誘導灯又は通路誘導灯の表示面の縦寸法（単位：メートル）

ｋは、第 17－3 表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる値

＜第 17－3 表＞

区　分		ｋの値
避難口誘導灯	避難の方向を示すシンボルのないもの	150
	避難の方向を示すシンボルのあるもの	100
通路誘導灯		50

イ　誘導灯を容易に見とおすことができない場合又は識別することができない場合の例は、第 17－4 表を参照すること。

ウ　誘導灯の有効範囲は、表示面の裏面には及ばないものであること。

＜第 17－4 表＞

誘導灯を容易に見とおすことができない場合又は識別することができない場合の例	備　考
○ 壁面があり、陰になる部分がある場合 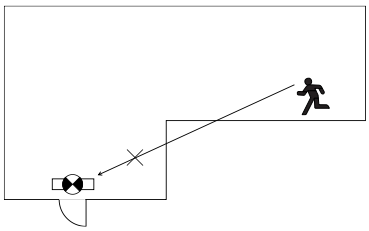	
○ 階段により階数が変わる場合 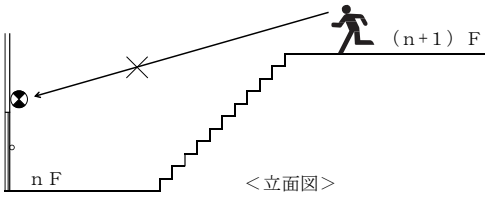	
○ 0.4m以上のはりがある場合 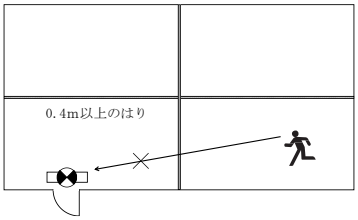 ○ 防煙壁がある場合 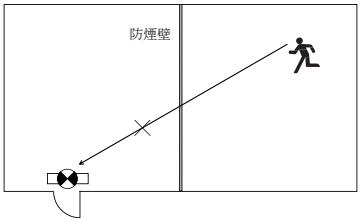	吊具等により表示上部が障害物より下方にある場合は、見とおせるものとするが、そうでない場合は、見とおしはきかないものとすること。
○ 一定以上の高さのパーテーションがある場合 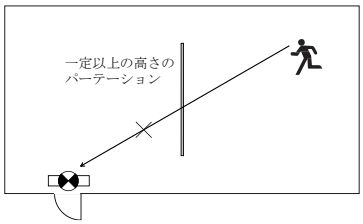 ○ 一定以上の高さのショーケース・棚がある場合 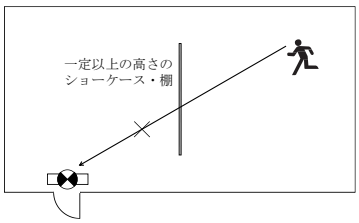 ○ 一定以上の高さの可動間仕切がある場合 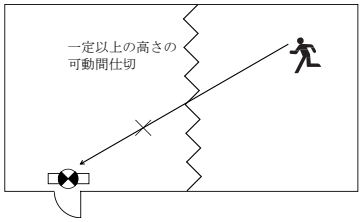	一定の高さとは、通常1.5m程度とする。 なお、誘導灯がこれらの障害物より高い位置に、避難上有効に設けられている場合は、見とおせるものとすること。
○ 吊広告・垂れ幕がある場合 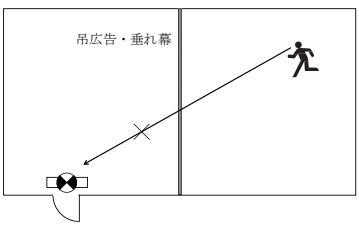	吊具等により表示上部が障害物より下方にある場合は、見とおせるものとするが、そうでない場合は、見とおしはきかないものとすること。 吊広告等を設置することが予想される場合は、あらかじめ留意すること。

３　誘導灯及び誘導標識の設置基準

誘導灯及び誘導標識の設置基準については、関連規定及び第 17－5 表によること。

関 連 規 定		
令第 26 条	第 1 項	
	第 3 項	
規則第 28 条の 3	第 4 項	第 3 号

＜第 17－5 表＞

項		設置基準			区　分			
		避難口・通路誘導灯	客席誘導灯	誘導標識	避難口誘導灯		通路誘導灯	
					当該階の床面積(㎡)		当該階の床面積(㎡)	
					1,000 ㎡以上	1,000 ㎡未満	1,000 ㎡以上	1,000 ㎡未満
(1)	イ	全部	全部	全部 ただし、誘導灯を設置した場合その有効範囲内を除く。	A・B		通路 A・B **※３**	
	ロ							
(2)	イ	全部						
	ロ							
	ハ							
	ニ							
(3)	イ							
	ロ							
(4)								
(5)	イ				C		通路Ｃ	
	ロ	**※１**						
(6)	イ	全部						
	ロ							
	ハ							
	ニ							
(7)		**※１**						
(8)								
(9)	イ	全部			A・B		通路Ａ・Ｂ **※３**	
	ロ							
(10)		**※１**			A・B		通路Ａ・Ｂ **※３**	
(11)					C		通路Ｃ	
(12)	イ							
	ロ							
(13)	イ							
	ロ							
(14)								
(15)								
(16)	イ	全部	**※２**		A・B **※４**		通路Ａ・Ｂ **※３**、**※４**	
	ロ	**※１**						
(16 の 2)		全部	**※２**		A・B		通路Ａ・Ｂ **※３**	
(16 の 3)								

備考	全部：建物のどの階にあっても設置 **※１**：地階、無窓階及び 11 階以上の部分に設置 **※２**：(1)項の用途部分に設置

備考	A・B：A級又はB級（BH形又はBL形に点滅機能を有するもの） C：C級以上（矢印付はB級以上） 通路A・B：A級又はB級BH形 通路C：C級以上 **※３**：廊下に設置する場合で、当該誘導灯をその有効範囲内の各部分から容易に識別することができる場合を除く。 **※４**：(1)項から(4)項まで若しくは(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存する階に限る。

4　誘導灯及び誘導標識の設置を要しない防火対象物又はその部分

誘導灯及び誘導標識の設置を要しない防火対象物又はその部分は、規則第 28 条の 2 の規定によるほか、次によること。

(1)　基本事項

ア　規則第 28 条の 2 第 1 項第 1 号、第 2 項第 1 号及び第 3 項第 1 号の規定による階段又は傾斜路以外の部分における誘導灯及び誘導標識の設置免除の単位は「階」であり、当該要件への適合性も階ごとに判断するものであること。（第 17－3、4 図参照）

≪規則第２８条の２第１項第１号が適用できる例≫

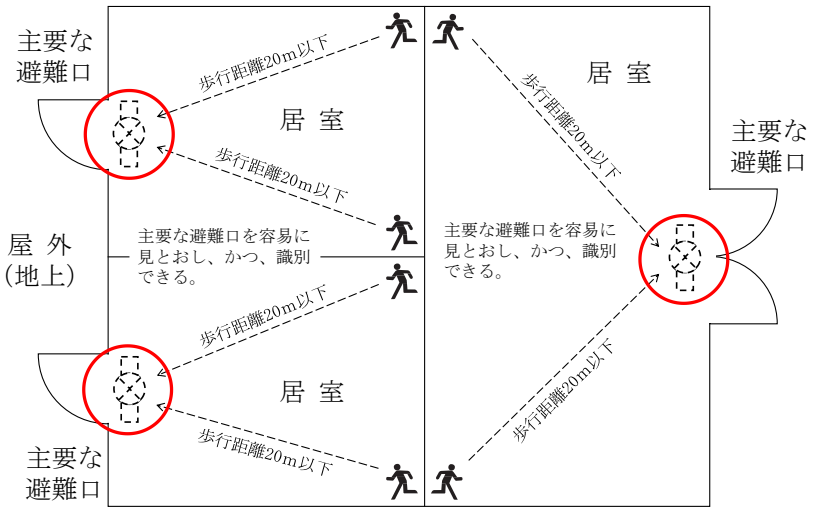

全ての居室の各部分から主要な避難口を容易に見とおし、かつ、識別できるため、階全体に避難口誘導灯の設置を要しない。

＜第 17－3 図＞

≪規則第２８条の２第１項第１号が適用できない例≫

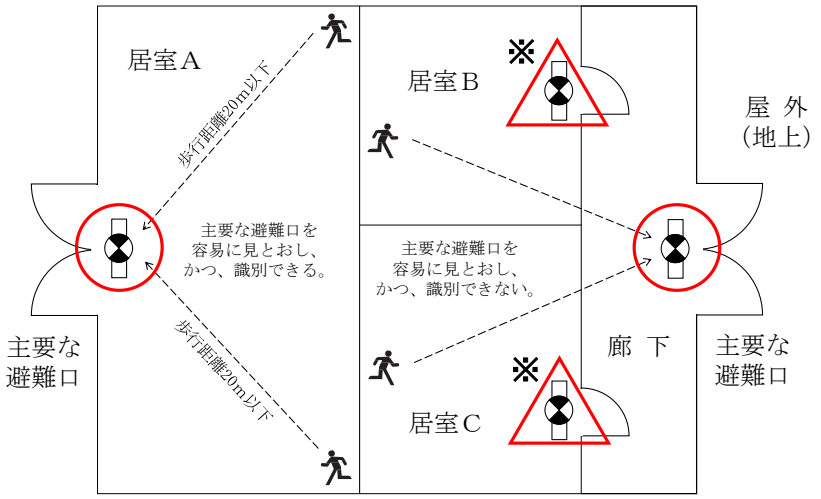

居室Ｂ及びＣは主要な避難口を容易に見とおし、かつ、識別できないため、階全体に避難口誘導灯の設置を要する。

※ 居室Ｂ及び居室Ｃについては、５.(1).ア.(ｳ)の要件に適合する場合は、△部分の避難口誘導灯の設置不要。

＜第 17－4 図＞

イ　規則第 28 条の 2 第 1 項第 3 号、第 2 項第 2 号及び第 3 項第 3 号の規定による避難階にある居室における誘導灯及び誘導標識の設置免除の単位は「居室」であり、当該要件への適合性も居室ごとに判断するものであること。

(2)　避難口誘導灯

ア　避難階（無窓階を除く。）

令別表第 1(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物の階のうち、居室の各部分から主要な避難口を容易に見とおし、かつ、識別することができる階で、当該避難口に至る歩行距離が 20m以下であるものは、避難口誘導灯の設置を要しない。（第 17－5 図参照）

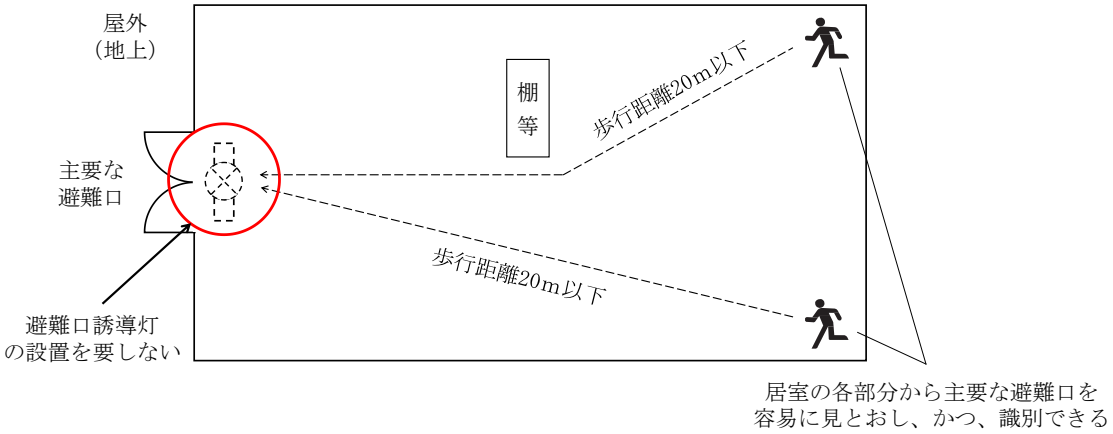

＜第 17－5 図＞

イ　避難階以外の階（地階及び無窓階を除く。）

令別表第 1(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物の階のうち、居室の各部分から主要な避難口を容易に見とおし、かつ、識別することができる階で、当該避難口に至る歩行距離が 10m以下であるものは、避難口誘導灯の設置を要しない。（第 17－6 図参照）

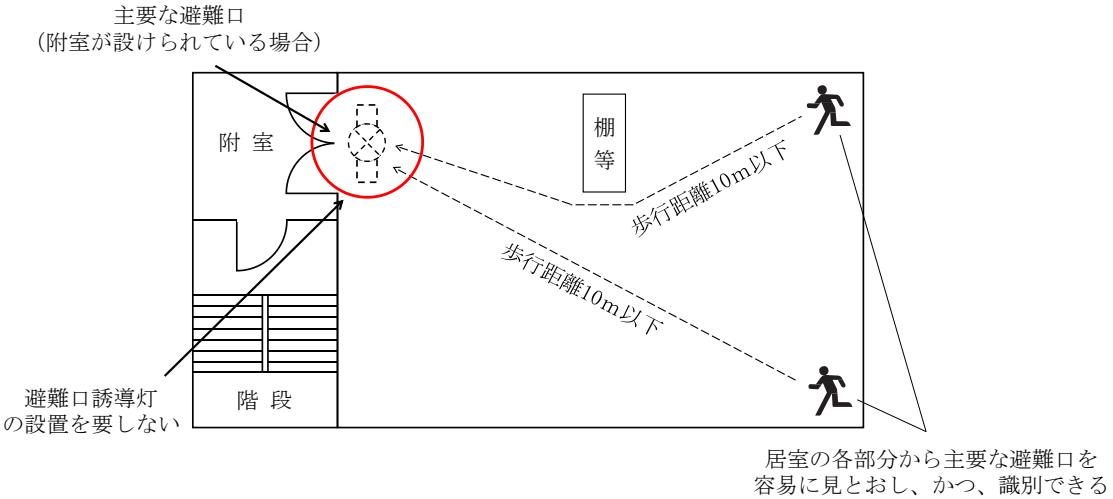

＜第 17－6 図＞

ウ　小規模な路面店等

令別表第1(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物の避難階にある居室で、次の(ｱ)から(ｵ)までに該当するものは、避難口誘導灯の設置を要しない。(第17－7、8図参照)

(ｱ)　主要な避難口(主として当該居室に存する者が利用するものに限る。)を有すること。

なお、ここでいう「主として当該居室に存する者が利用する」避難口とは、当該居室に存する者が避難する際に利用するものであって、他の部分に存する者が避難する際の動線には当たっていないものをいうものであること(例えば、一階層のコンビニエンスストアにおける売場部分の出入口等)。

(ｲ)　室内の各部分から主要な避難口を容易に見とおし、かつ、識別することができ、室内の各部分から当該避難口に至る歩行距離が30m以下であること。

(ｳ)　避難口の上部又はその直近の箇所に、高輝度蓄光式誘導標識が設けられていること。

(ｴ)　高輝度蓄光式誘導標識の周囲には、高輝度蓄光式誘導標識とまぎらわしい又は高輝度蓄光式誘導標識を遮る広告物、掲示物等を設けないこと。

(ｵ)　高輝度蓄光式誘導標識は、性能を保持するために必要な照度が採光又は照明により確保されている箇所に設けられていること。

なお、性能を保持するために必要な照度は、次によること。

a　前(ｲ)に掲げる歩行距離がおおむね15m未満の場合

停電等により通常の照明が消灯してから20分間経過した後の高輝度蓄光式誘導標識の表示面において、おおむね100mcd/㎡以上の平均輝度となる照度が確保されていること。この場合、一般的な蛍光灯による照明下において、高輝度蓄光式誘導標識が設けられており、当該箇所における照度が200ルクス以上である場合には、停電等により通常の照明が消灯してから20分間経過した後における高輝度蓄光式誘導標識の表示面がおおむね100mcd/㎡以上の平均輝度となる照度が確保されているものとみなして差し支えないものとする。

b　前(ｲ)に掲げる歩行距離がおおむね15m以上の場合

停電等により通常の照明が消灯してから20分間経過した後の高輝度蓄光式誘導標識の表示面において、おおむね300mcd/㎡以上の平均輝度となる照度が確保されていること。また、避難上有効な視認性を確保するため、次式により値を算出し、高輝度蓄光式誘導標識の表示面の縦寸法の大きさを確保すること。

$D \leqq 150 \times h$

D：避難口から当該居室内の最遠の箇所までの歩行距離（m）

h：高輝度蓄光式誘導標識の表示面の縦寸法（m）

c　前a及びbの照度は、①蓄光式誘導標識の性能、②照明に用いられている光源の特性（特に、蓄光材料の励起に必要となる紫外線等の強度）に応じて異なるものであることから、別記「蓄光式誘導標識の試験データ」の例により試験データを確認する等して、これらの組合せが適切なものとなるようにすること。

＜単独建屋の場合＞

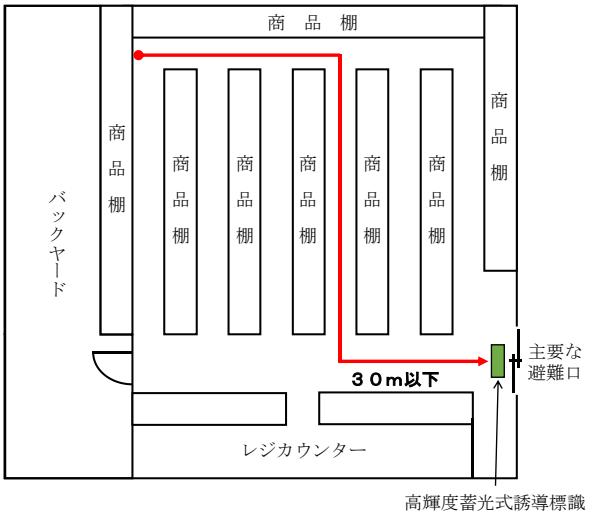

＜第 17－7 図＞

＜防火対象物の一部に当該居室が存する場合＞

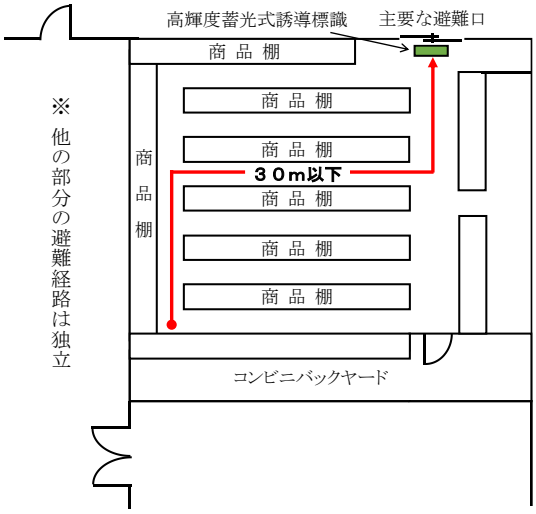

＜第 17－8 図＞

(3)　通路誘導灯

ア　避難階（無窓階を除く。）

令別表第 1(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物の階のうち、居室の各部分から主要な避難口又はこれに設ける避難口誘導灯を容易に見とおし、かつ、識別することができる階で、当該避難口に至る歩行距離が 40m以下であるものは、通路誘導灯の設置を要しない。（第 17－9 図参照）

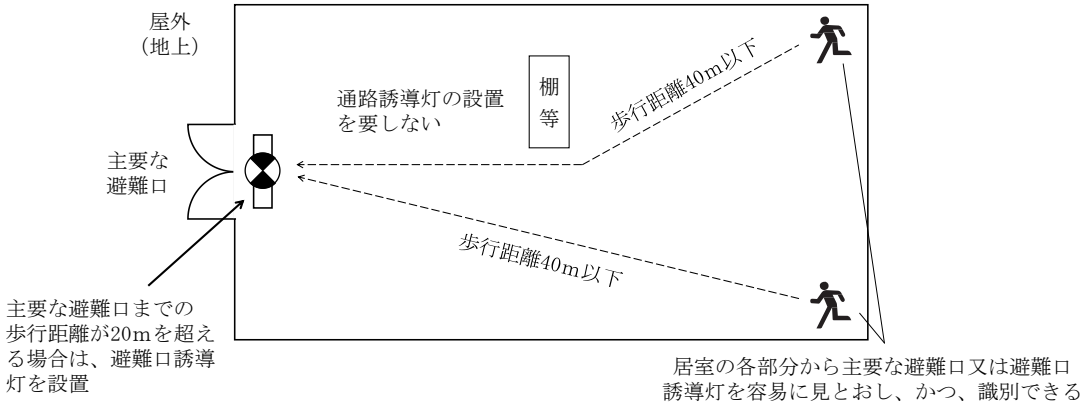

＜第 17－9 図＞

イ　避難階以外の階（地階及び無窓階を除く。）

令別表第 1(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物の階のうち、居室の各部分から主要な避難口又はこれに設ける避難口誘導灯を容易に見とおし、かつ、識別することができる階で、当該避難口に至る歩行距離が 30m以下であるものは、通路誘導灯の設置を要しない。（第 17－10 図参照）

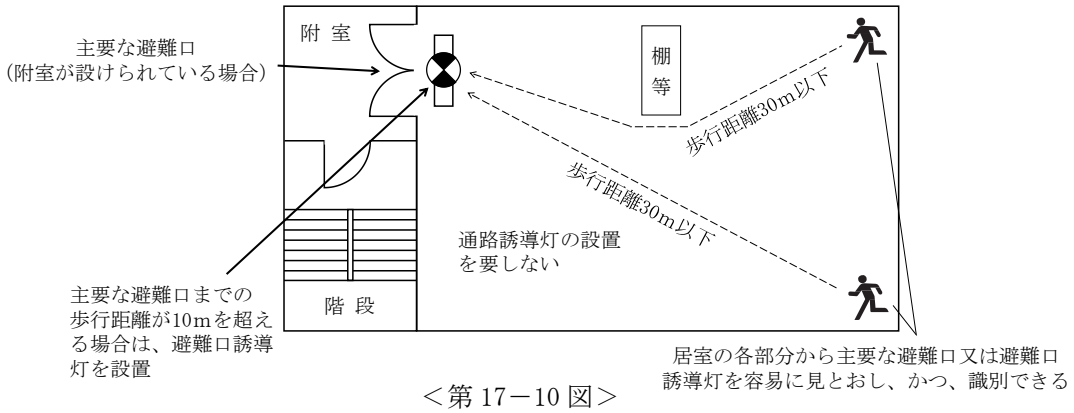

＜第 17－10 図＞

ウ　階段又は傾斜路に設けるもの

令別表第 1(1)項から(16 の 3)項までに掲げる防火対象物の階段又は傾斜路のうち、非常用の照明装置が設けられているものは、通路誘導灯の設置を要しない。ただし、「誘導灯及び誘導標識の基準」（平成 11 年消防庁告示第 2 号。以下この第 17 において「2 号告示」という。）第 4 に定める要件に該当する防火対象物の非常用の照明装置にあっては、60 分間以上作動できる予備電源容量を有するものに限る（高輝度蓄光式誘導標識が設けられた部分を除く。）。

エ　小規模な路面店等

令別表第 1(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物の避難階にある居室で、次の(ｱ)及び(ｲ)に該当するものは、通路誘導灯の設置を要しない。

(ｱ)　主要な避難口（主として当該居室に存する者が利用するものに限る。）を有すること。

(ｲ)　室内の各部分から、主要な避難口又はこれに設ける避難口誘導灯若しくは前(2).ウ.(ｳ)から(ｵ)までによる高輝度蓄光式誘導標識を容易に見とおし、かつ、識別することができ、室内の各部分から当該避難口に至る歩行距離が 30m以下であること。

(4)　誘導標識

ア　避難階（無窓階を除く。）

令別表第 1(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物の階のうち、居室の各部分から主要な避難口を容易に見とおし、かつ、識別することができる階で、当該避難口に至る歩行距離が 30m以下であるものは、誘導標識の設置を要しない。（第 17－11 図参照）

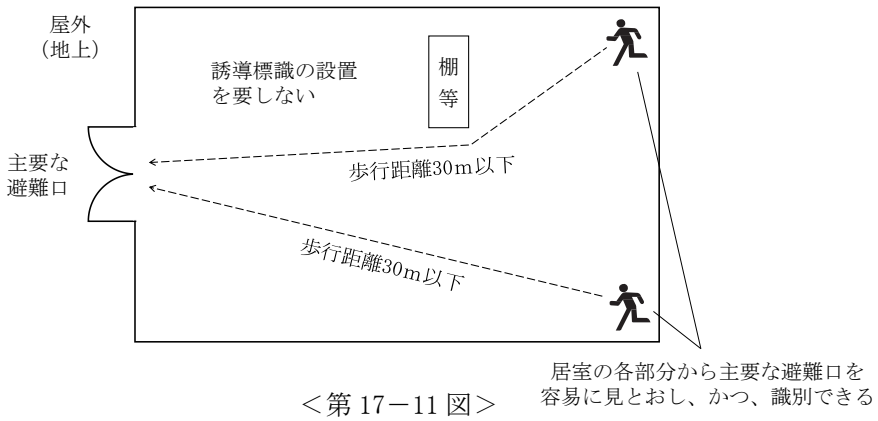

＜第 17－11 図＞

イ　避難階以外の階（地階及び無窓階を除く。）

令別表第 1(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物の階のうち、居室の各部分から主要な避難口を容易に見とおし、かつ、識別することができる階で、当該避難口に至る歩行距離が 30m以下であるものは、誘導標識の設置を要しない。

5　設置要領等

(1)　避難口誘導灯

ア　設置箇所

避難口誘導灯の設置箇所は、令第 26 条第 2 項第 1 号の規定によるほか、規則第 28 条の 3 第 3 項第 1 号の規定により、次に掲げる避難口の上部又はその直近の避難上有効な箇所に設けること。

(ｱ)　屋内から直接地上へ通ずる出入口（附室が設けられている場合にあっては、当該附室の出入口）（第 17－12 図参照）

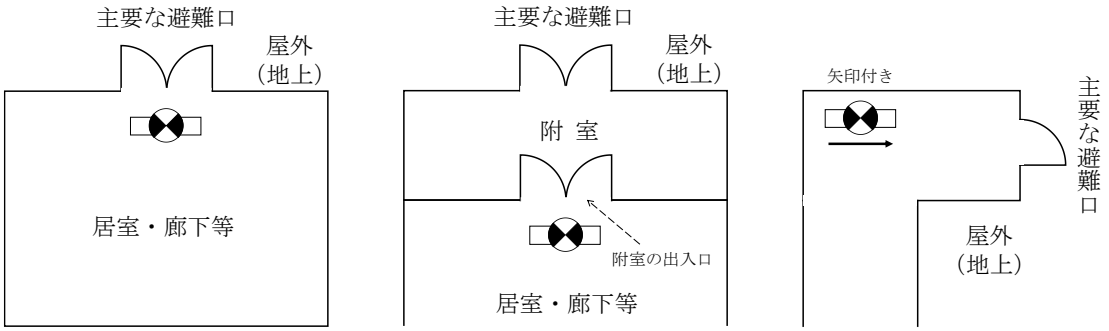

＜第 17－12 図＞

(ｲ)　直通階段の出入口（附室が設けられている場合にあっては、当該附室の出入口）（第 17－13 図参照）

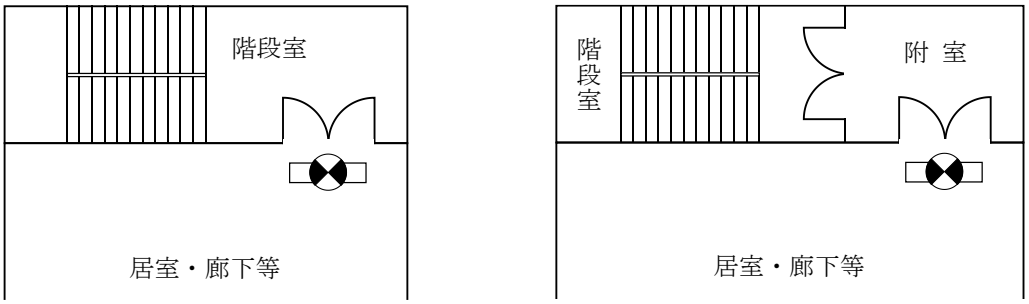

＜第 17－13 図＞

(ｳ)　前(ｱ)又は(ｲ)に掲げる避難口に通ずる廊下又は通路に通ずる出入口（居室の各部分から当該居室の出入口を容易に見とおし、かつ、識別することができるもので、床面積が 100 ㎡（主として防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供するものにあっては、400 ㎡）以下であるものを除く。）（第 17－14 図参照）

なお、居室が連続し、他の居室を通らなければ避難できない居室の出入口は、前(ｱ)又は(ｲ)に掲げる避難口に通ずる廊下又は通路に通ずる出入口に該当するものとして取り扱うものとする。（第 17－15 図参照）

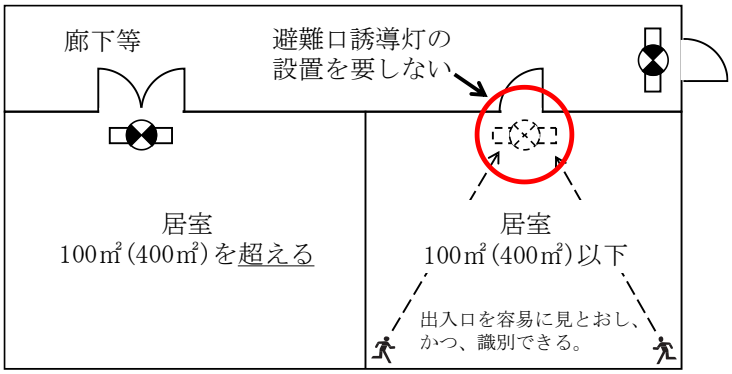

＜第 17－14 図＞

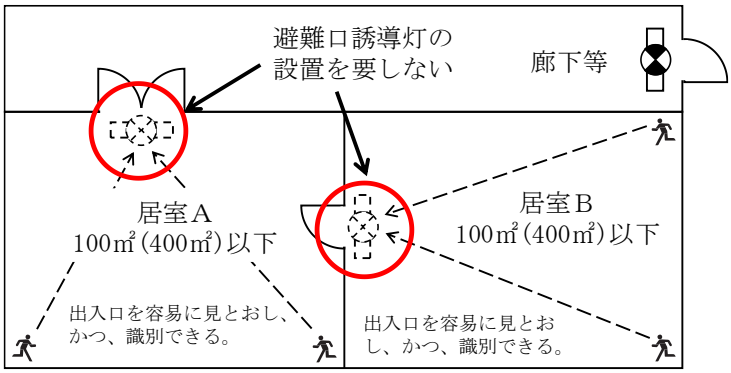

＜第 17－15 図＞

(ｴ)　前(ｱ)又は(ｲ)に掲げる避難口に通ずる廊下又は通路に設ける防火戸で直接手で開くことができるもの（くぐり戸付きの防火シャッターを含む。）がある場所（自動火災報知設備の感知器の作動と連動して閉鎖する防火戸に誘導標識が設けられ、かつ、当該誘導標識を識別することができる照度が確保されるように非常用の照明装置が設けられている場合を除く。）（第 17－16、17 図参照）

＜廊下等に防火戸がある場合の設置例＞

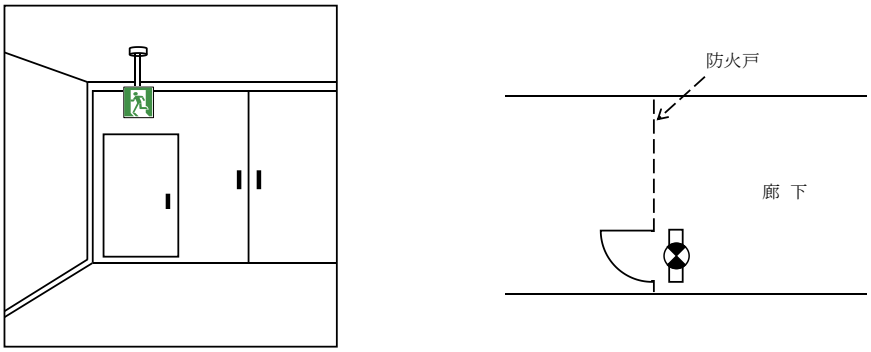

＜第 17－16 図＞

＜避難口誘導灯の設置が除外される例＞

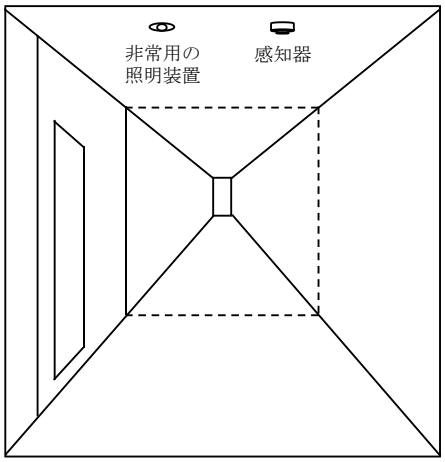

＜感知器連動閉鎖式防火戸（平常時）＞

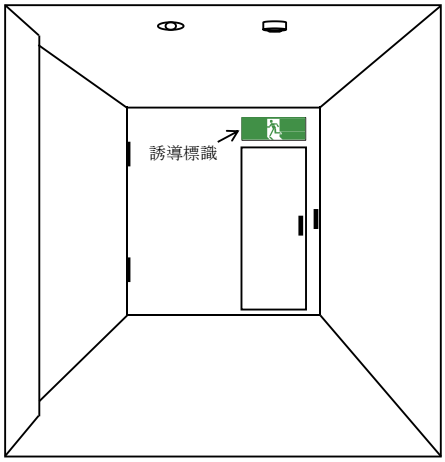

＜感知器連動閉鎖式防火戸（作動時）＞

＜第 17－17 図＞

イ　設置要領

避難口誘導灯の設置要領は、関連規定によるほか、次によること。

関 連 規 定		
規則第 28 条の 3	第 2 項	
	第 4 項	第 1 号から第 3 号、第 7 号、第 8 号

(ｱ)　表示面は多数の者の目にふれやすい位置に設けること。◇

(ｲ)　廊下等から屈折して避難口に至る場合で、次の a 及び b に該当するときは、矢印付きのものを設置すること。◇（第 17－18 図参照）

a　屈折部分の廊下等の距離は、おおむね 5m以下であること。

b　屈折部分の廊下等には、居室等の出入口が設けられていないこと。

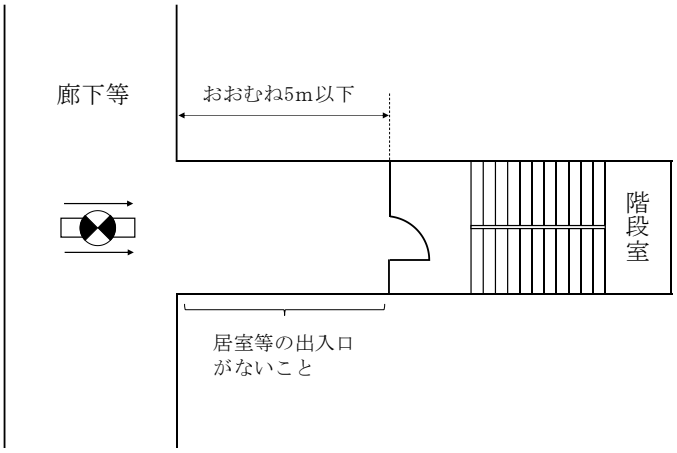

＜第 17－18 図＞

(ｳ)　避難口の上部又はその直近で、床面から誘導灯の下面までの高さが 1.5m以上 2.5m 以下となるように設置すること。◇（第 17－19 図参照）

ただし、建築物の構造上困難な場合又は位置を変更することにより容易に見とおすことができる場合にあっては、これによらないことができる。

(ｴ)　直近に垂れ壁等がある場合は、当該垂れ壁等より下方の位置に設けること。◇（第 17－19 図参照）

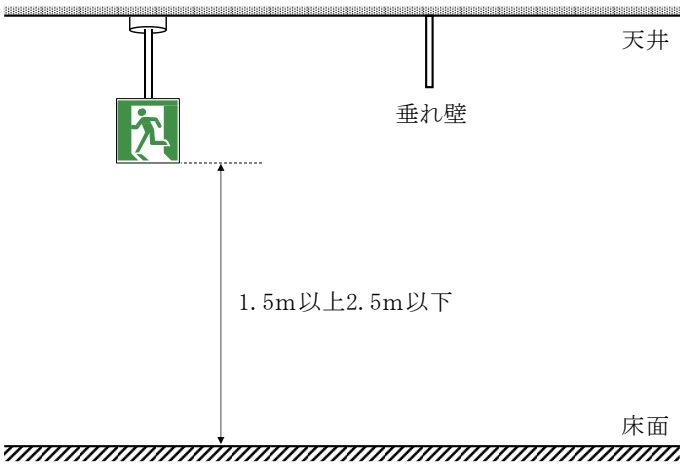

＜第 17－19 図＞

(ｵ)　避難口誘導灯の周囲には、誘導灯とまぎらわしい又は誘導灯を遮る灯火、広告物、掲示物等を設けないこと。

(ｶ)　誘導灯の視認障害を発生させるディスコ等の特殊な照明回路には、信号装置と連動した開閉器を設け、火災発生時には当該特殊照明装置を停止させること。◇

(2)　通路誘導灯

ア　設置箇所

(ｱ)　通路誘導灯の設置箇所は、令第 26 条第 2 項第 2 号及び規則第 28 条の 3 第 3 項第 2 号の規定により、次に掲げる箇所に設けること。（第 17－20 図参照）

a　曲り角

b　前(1).ア.(ｱ)及び(ｲ)に掲げる避難口に設置される避難口誘導灯の有効範囲内の箇所

c　前 a 及び b のほか、廊下又は通路の各部分（避難口誘導灯の有効範囲内の部分を除く。）を通路誘導灯の有効範囲内に包含するために必要な箇所

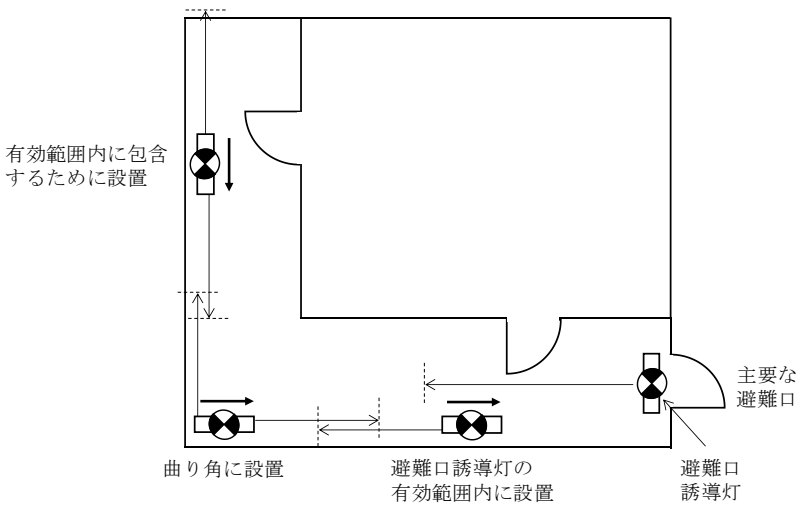

＜第 17－20 図＞

(ｲ)　廊下又は通路の各部分が避難口誘導灯の有効範囲に包含されている場合にあっては、通路誘導灯を設置しないことができる。(第 17－21、22 図参照)

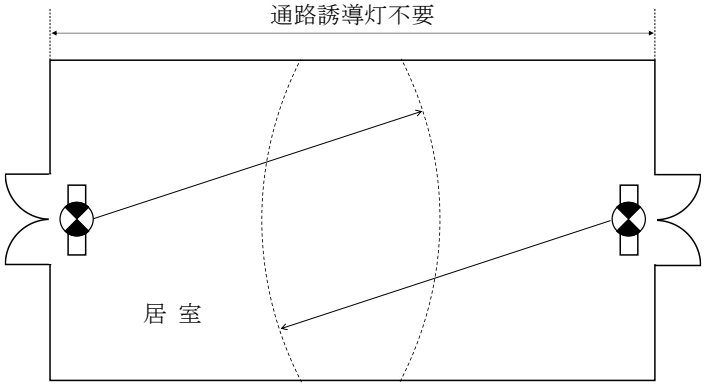

＜第 17－21 図＞

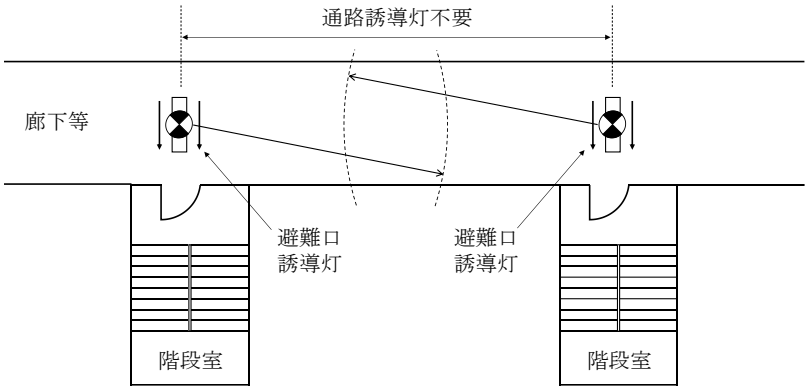

＜第 17－22 図＞

イ　設置要領

通路誘導灯の設置要領は、関連規定によるほか、次によること。

関 連 規 定		
規則第 28 条の 3	第 2 項	
	第 4 項	第 1 号から第 3 号の 2、第 5 号、第 7 号、第 8 号

(ｱ)　床面に埋め込む場合は、器具面を床面以上とし、突出し部分は 5mm以下とすること。◇

(ｲ)　直近に垂れ壁等がある場合は、当該垂れ壁等より下方の位置に設けること。◇

(ｳ)　令別表第 1(9)項イ又は(16)項イに掲げる防火対象物のうち、(9)項イの用途に供される部分で、浴室、マッサージ室、脱衣室等の居室が廊下等を経由せず連続している場合は、当該連続した居室を一つの居室内通路とみなし、通路誘導灯を設置すること。◇(第 17－23 図参照)

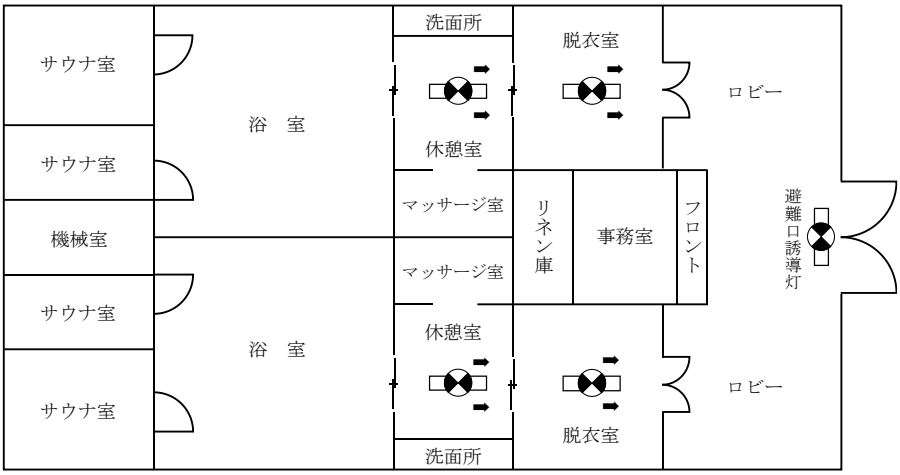

＜第 17－23 図＞

(ｴ)　令別表第 1 に掲げる防火対象物のうち、令別表第 1(2)項ニ、(16)項イ、(16 の 2)項及び(16 の 3)項に掲げる防火対象物（同表(16)項イ、(16 の 2)項及び(16 の 3)項に掲げる防火対象物にあっては、同表(2)項ニに掲げる防火対象物の用途に供する部分に限る。以下この第 17 において「(2)項ニ等」という。）以外の防火対象物に設ける通路誘導灯にあっては、床面から誘導灯の下面までの高さが 2.5m以下となるように設置すること。◇

(ｵ)　(2)項ニ等に設ける通路誘導灯（階段及び傾斜路に設けるものを除く。）にあっては、床面又は床面からの高さがおおむね 1m以下の避難上有効な箇所に設けること。（第 17－22 図参照）

ただし、次の a 又は b のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

a　通路誘導灯を補完するために、次の(a)から(d)までに適合する高輝度蓄光式誘導標識が設けられている場合（第 17－23 図参照）

(a)　高輝度蓄光式誘導標識は、床面又は床面からの高さがおおむね 1m以下の避難上有効な箇所に設けること。

(b)　廊下及び通路の各部分から一の高輝度蓄光式誘導標識までの歩行距離が 7.5m以下となる箇所及び曲り角に設けること。ただし、避難口誘導灯の有効範囲内は、設置を要しない。

(c)　高輝度蓄光式誘導標識は、前 4.(2).ウ.(ｵ)により性能を保持するために必要な照度が採光又は照明により確保されている箇所に設けられていること。

(d)　高輝度蓄光式誘導標識の周囲には、高輝度蓄光式誘導標識とまぎらわしい又は高輝度蓄光式誘導標識を遮る広告物、掲示物等を設けないこと。

＜(2)項ニ等の通路誘導灯の設置例＞

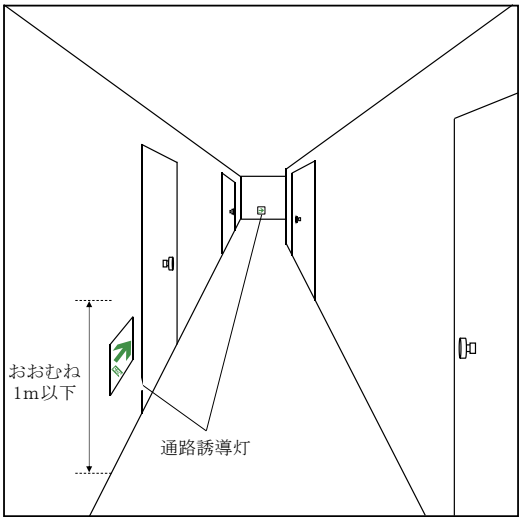

＜第 17－24 図＞

＜高輝度蓄光式誘導標識による補完の例＞

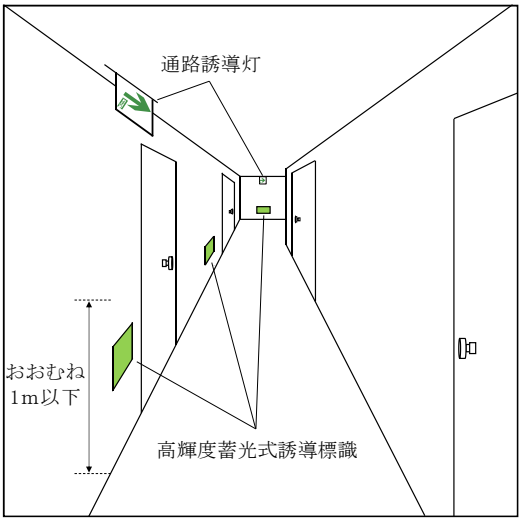

＜第 17－25 図＞

b　光を発する帯状の標示を設けることその他の方法により前 a と同等以上の避難安全性が確保されている場合

(a)　光を発する帯状の標示としては、通路の床面や壁面に避難する方向に沿ってライン状に標示を行うもの、階段等の踏面において端部の位置を示すように標示を行うもの等が想定され、停電等により通常の照明が消灯してから 20 分間経過した後における当該表面の平均輝度が、おおむね次式により求めた値を目安として確保すること。（第 17－26、27 図参照）

$$L' \geqq L \frac{100}{d'}$$

L’ ：当該標示の表面における平均輝度（mcd/㎡）

L　：２（mcd/㎡）

d’ ：当該標示の幅（ｍｍ）

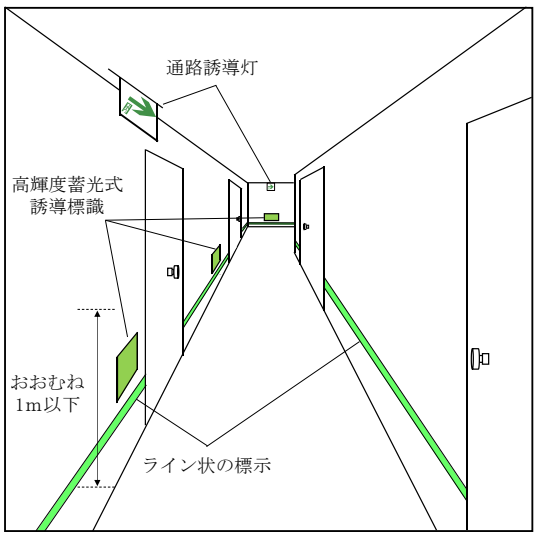

（通路の床面や壁面に避難する方向に沿ってライン上に標示を行う場合の参考例）

＜第 17－26 図＞

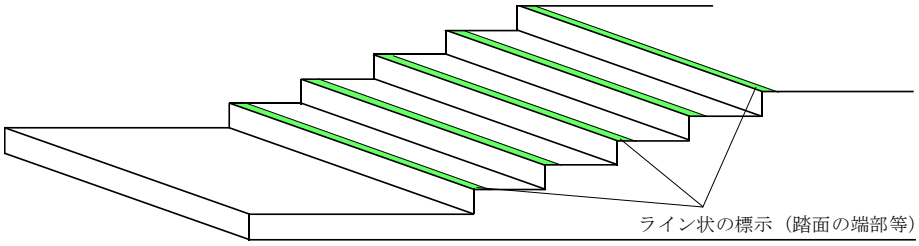

（階段等の踏面において端部の位置を示すように標示を行う場合の参考例）

＜第 17－27 図＞

(b)　その他の方法としては、高輝度蓄光式誘導標識又は前(a)による光を発する帯状の標示を補完するものとして、避難口の扉の外周やドアノブ、階段等の手すりをマーキングする標示、階段のシンボルを用いた階段始点用の標示等が想定されるものであること。（第 17－28、29 図参照）

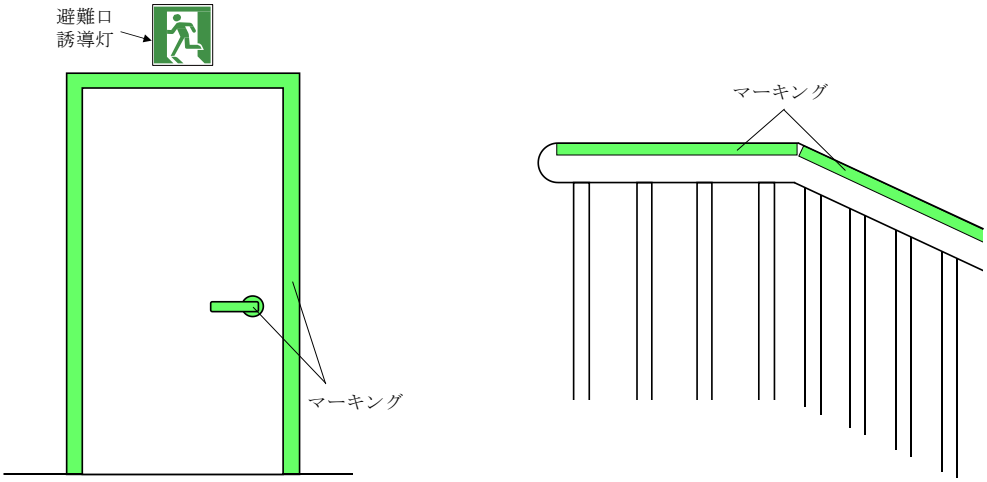

（避難口の外周やドアノブ、階段等の手すりをマーキングする標示の設置例）

＜第 17－28 図＞

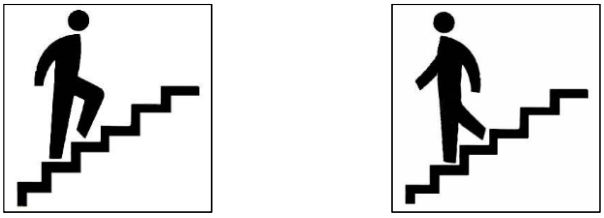

（階段のシンボルを用いた階段始点用の標示の例）

＜第 17－29 図＞

(3)　階段通路誘導灯

階段通路誘導灯の設置箇所及び設置要領は、関連規定によるほか、次によること。

関 連 規 定		
令第 26 条	第 2 項	第 2 号
規則第 28 条の 3	第 4 項	第 1 号、第 4 号、第 7 号、第 8 号

ア　階段又は傾斜路に設ける階段通路誘導灯は、踏面又は表面及び踊場の中心線の照度が１ルクス以上となるように設けること。（第 17－30 図参照）

イ　階段室内には、階数を明示した標識又は照明器具を設けること。◇

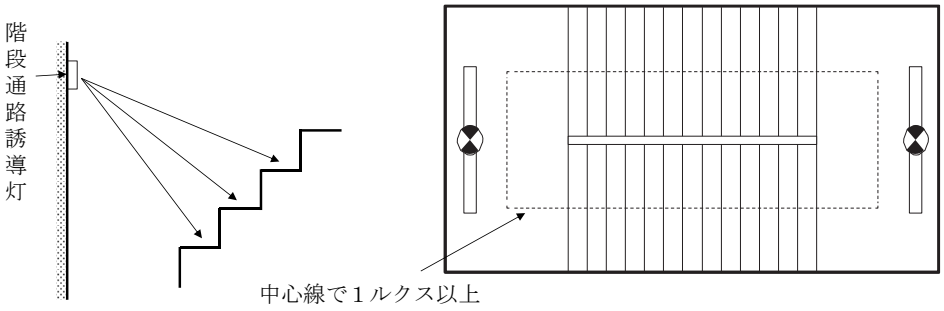

＜第 17－30 図＞

(4)　客席誘導灯

ア　設置箇所

客席誘導灯の設置箇所は、令第 26 条第２項第３号の規定により、令別表第１(1)項に掲げる防火対象物並びに同表(16)項イ及び(16 の 2)項に掲げる防火対象物の部分で、同表(1)項に掲げる防火対象物の用途に供されるものの客席部分に設けること。

イ　設置要領

客席誘導灯の設置要領は、令第 26 条第２項第３号及び規則第 28 条の規定によるほか、次によること。

(ｱ)　客席誘導灯の客席における照度は、客席内の通路の床面における水平面で 0.2 ルクス以上であること。

(ｲ)　客席を壁、床等に機械的に収納できる構造のものにあっては、当該客席の使用状態において避難上有効な照度を得られるように設置すること。

(ｳ)　客席誘導灯は、避難上障害とならないように設置すること。

(ｴ)　客席内通路が階段状になっている部分にあっては、客席内通路の中心線上において、当該通路部分の全長にわたり照明できるものとし、かつ、その照度は、当該通路の中心線上で測定し、必要な照度が得られること。（第 17－31 図参照）

(ｵ)　原則として、床面から 0.5m以下の高さに設けること。◇（第 17－29 図参照）

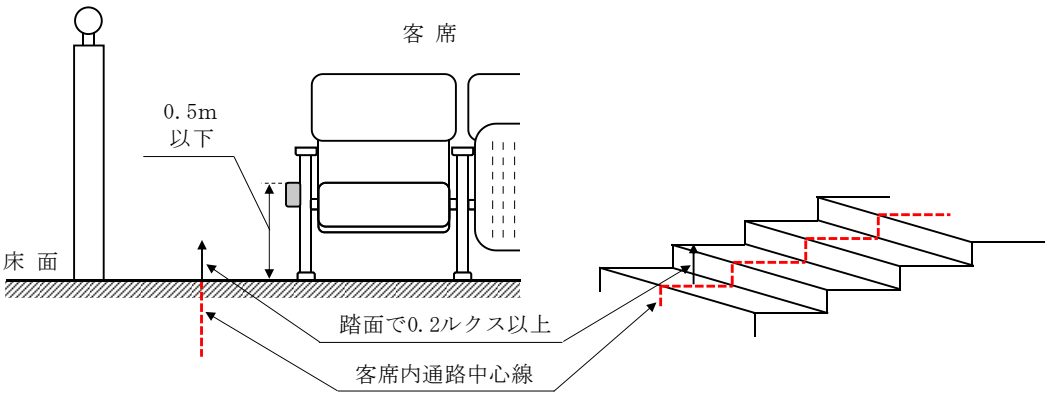

＜第 17－31 図＞

(5)　点滅形誘導灯、誘導音装置付誘導灯及び点滅形誘導音装置付誘導灯（以下この第 17 において「点滅形誘導灯等」という。）の設置要領等は、前(1)によるほか、次によること。

ア　設置箇所

(ｱ)　点滅形誘導灯等の設置箇所は、規則第 28 条の 3 第 4 項第 6 号イの規定によるほか、次に掲げる防火対象物又はその部分に設置すること。◇

a　令別表第 1(6)項に掲げる防火対象物のうち、視力又は聴力の弱い者が出入りするもので、これらの者の避難経路となる部分

b　百貨店、旅館、病院、地下街その他不特定多数の者が出入りする防火対象物で、雑踏、照明、看板等により誘導灯の視認性が低下するおそれのある部分

c　前 a 又は b に掲げる部分のほか、点滅形誘導灯等の機能により積極的に避難誘導する必要性が高いと認められる部分

(ｲ)　前(1).ア.(ｱ)又は(ｲ)に掲げる避難口に設置する避難口誘導灯以外の誘導灯には設けないこと。

イ　設置要領

点滅形誘導灯等の設置要領は、規則第 28 条の 3 第 4 項第 6 号ロ及びハの規定によるほか、次によること。

(ｱ)　自動火災報知設備の感知器の作動と連動して点滅機能及び音声誘導機能が起動するものであること。この場合における自動火災報知設備は、十分な非火災報対策が講じられていること。

(ｲ)　規則第 24 条第 5 号ハの規定により自動火災報知設備の地区音響装置の区分鳴動を行う防火対象物又はその部分に設置する場合にあっては、原則として地区音響装置の区分鳴動を行う階に設置される誘導灯についてのみ、点滅機能及び音声誘導機能が起動するものであること。◇

(ｳ)　非常警報設備として放送設備が設置されている防火対象物にあっては、誘導音装置付誘導灯又は点滅形誘導音装置付誘導灯の設置位置、誘導音装置の音圧レベルを調整する等により、非常放送の内容の伝達が困難又は不十分とならないように措置すること。◇

ただし、放送設備と連動して音声誘導を停止する装置を設けた場合は、この限りでない。

(ｴ)　点滅形誘導灯等により誘導される避難口から避難する方向に設けられている自動火災報知設備の感知器が作動したときは、当該避難口に設けられた誘導灯の点滅及び音声誘導が停止するよう措置を講じること。ただし、次に掲げる場所に設置するものについては、この限りでない。

a　屋外階段の階段室及びその附室の出入口

b　避難階段（屋内に設けるもので「消防法施行規則第 4 条の 2 の 3 並びに第 26 条第 2 項、第 5 項第 3 号ハ及び第 7 項第 3 号の規定に基づき、屋内避難階段等の部分を定める件」（平成 14 年消防庁告示第 7 号）に定める基準に適合するものに限る。）の階段室及びその附室の出入口

c　特別避難階段の階段室及びその附室の出入口

ｄ　最終避難口及びその附室の出入口

(ｵ)　前(ｴ)の場合において、当該階段室には、規則第 23 条第 4 項第 7 号の規定に準じて、次のいずれかにより煙感知器を設け、出火階が地上階の場合にあっては出火階の直上階以上、地下階の場合にあっては、地階の点滅及び音声誘導を停止させるものであること。

ａ　地上階にあっては点滅形誘導灯等を設置した直下階に、地下階にあっては地下 1 階に点滅及び音声誘導の停止専用の感知器（第 2 種蓄積型又は第 3 種蓄積型）を設けること。（第 17－32 図参照）

ｂ　自動火災報知設備の煙感知器が、当該階段室の煙を感知することができるように設けられており、かつ、適切に警戒区域が設定されている場合にあっては、前ａにかかわらず当該煙感知器と連動させてよいものであること。この場合において、受信機には点滅及び音声誘導の停止を 20 分間以上有効に作動させるための非常電源を附置すること。◇

なお、自動火災報知設備の煙感知器を用いて点滅及び音声誘導を停止させる場合は、出火階の火災信号等と、階段室に設けた煙感知器の火災信号とを演算処理できる信号装置を設ける必要があること。

＜点滅等の停止専用の煙感知器の設置例＞

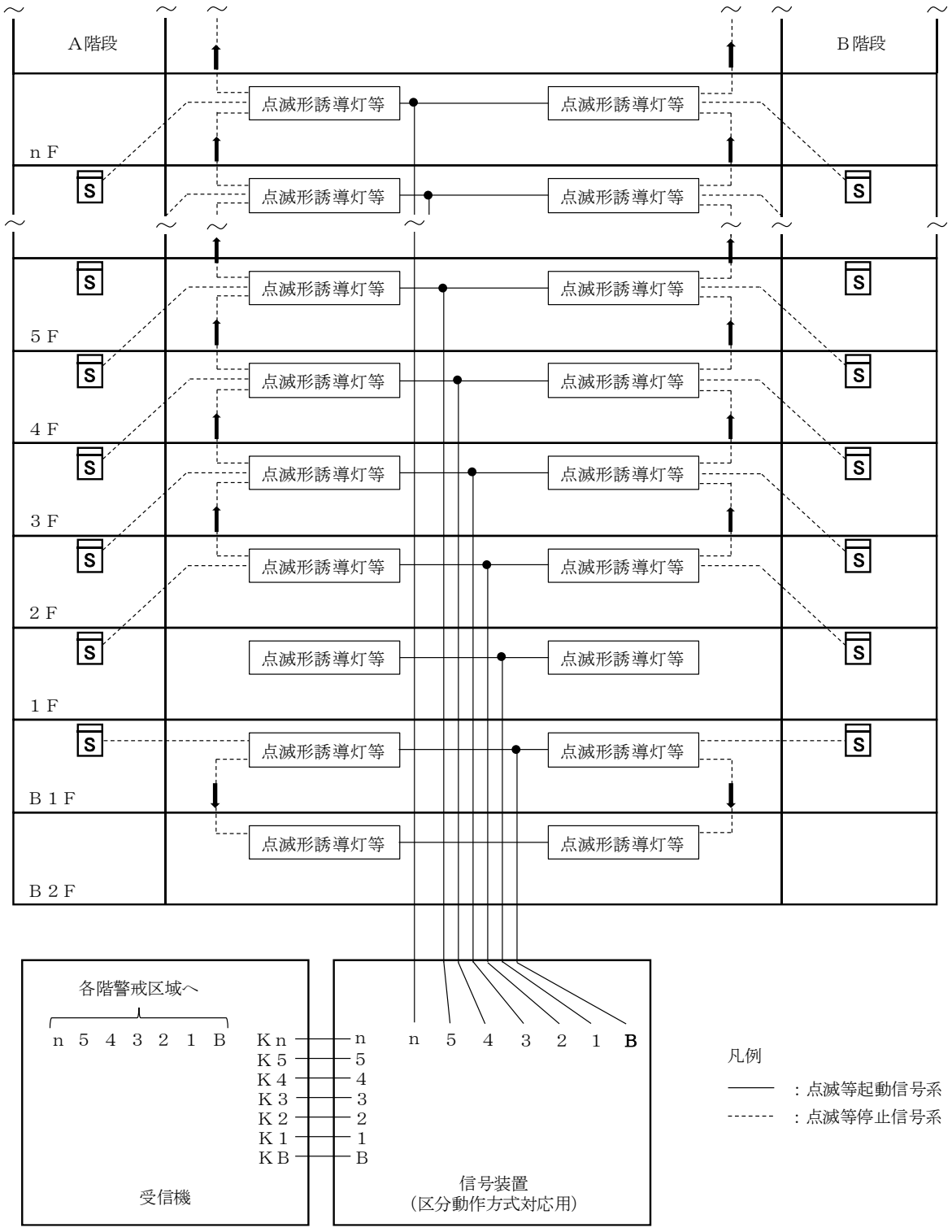

＜第 17－32 図＞

(ｶ)　点滅形誘導灯等における各機器の接続方法は、第 17－33 図の例によること。ただし、信号装置等を設けることを要しない場合にあっては、第 17－34 図の例によること。

＜信号回路がAC100Vの場合の機器接続の例＞

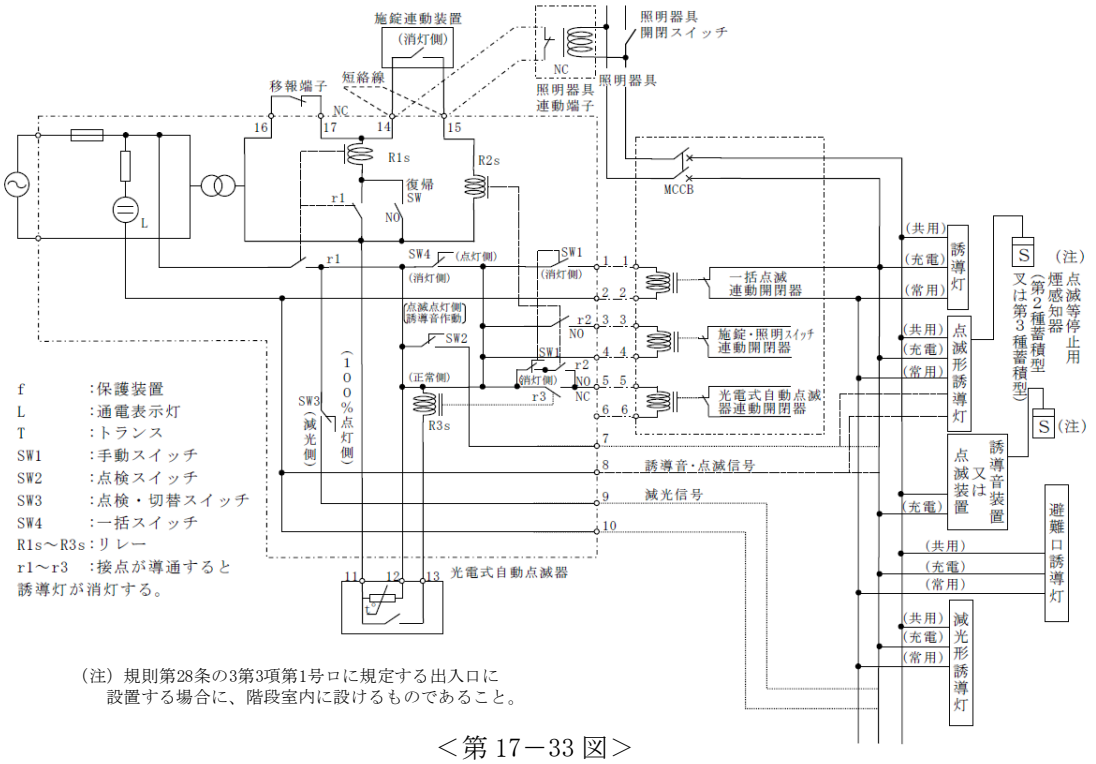

（注）規則第28条の3第3項第1号ロに規定する出入口に
設置する場合に、階段室内に設けるものであること。

＜第 17－33 図＞

＜信号回路が小勢力回路の場合の機器接続の例＞

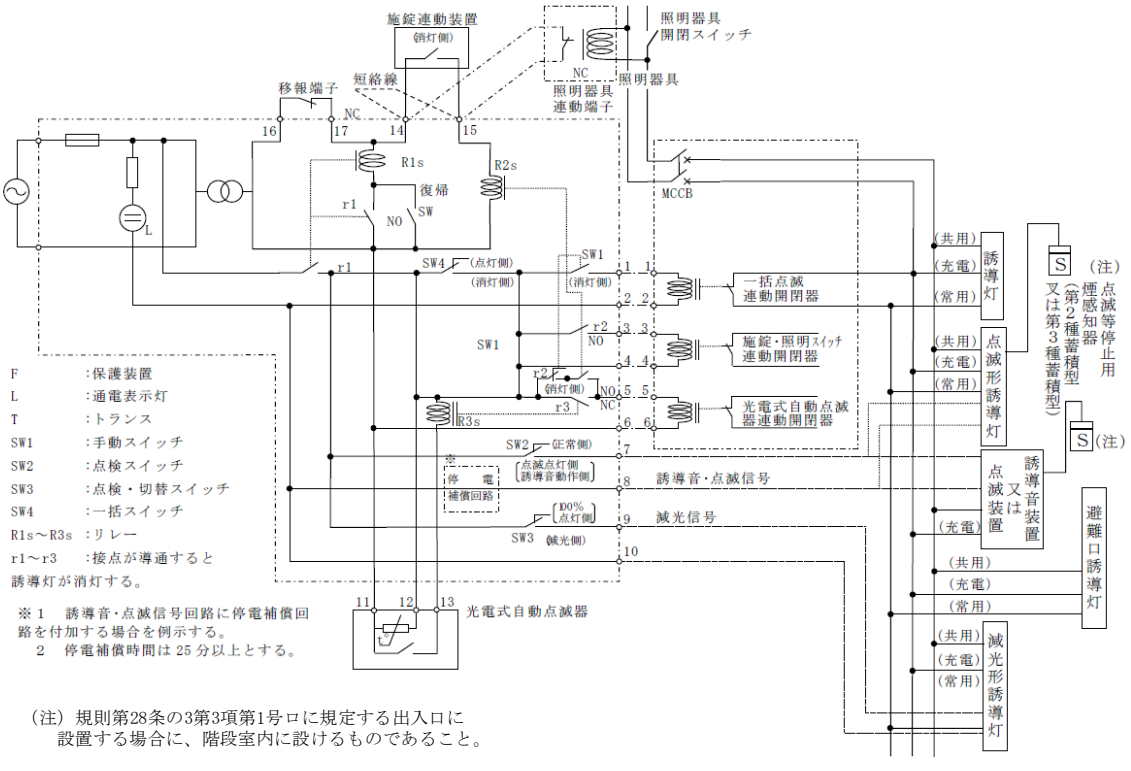

（注）規則第28条の3第3項第1号ロに規定する出入口に
設置する場合に、階段室内に設けるものであること。

＜第 17－34 図＞

(ｷ)　受信機に移報用装置、信号装置等を接続する場合は、次によること。

a　接続方法は、第 17－35 図から第 17－37 図までの例によること。

(a)　受信機に移報用端子が設けられている場合

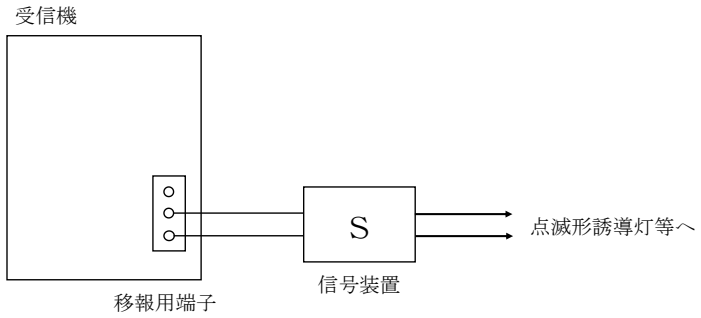

＜第 17－35 図＞

(b)　受信機に移報用端子が設けられていない場合

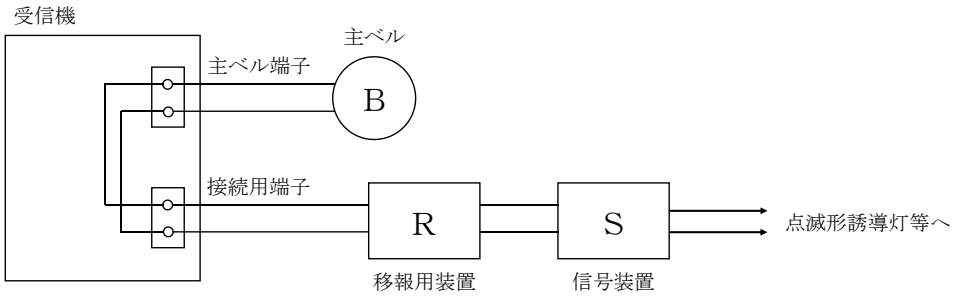

＜第 17－36 図＞

(c)　受信機に移報用端子が設けられているが、すでに他の設備に接続されている場合

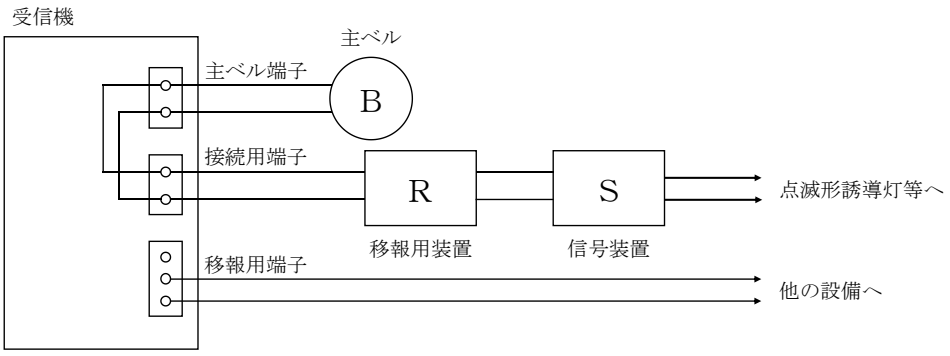

＜第 17－37 図＞

b　受信機から信号装置までの配線は、規則第 12 条第 1 項第 5 号の規定の例によること。ただし、自動火災報知設備の受信機と同一の室に設けられている場合にあっては、この限りでない。

(ｸ)　受信機に移報用装置を接続する場合は、次によること。

a　移報用装置は、受信機の直近で容易に点検できる場所に設けること。

b　受信機から移報を停止した場合、その状況が容易に判明できるように、受信機のスイッチ又は表示窓の部分に「停止中」である旨の表示を設けること。

c　移報用装置を接続することにより、受信機の電源等に支障をきたさないこと。

d　移報用装置には、「誘導灯用移報用装置」である旨の表示を設けること。

e　受信機内の移報用端子には、誘導灯用である旨の表示を設けること。

f　信号装置を移報用装置に接続する場合は、第17－36図に示すＣ及びＮＣ（ブレーク接点）端子に接続すること。

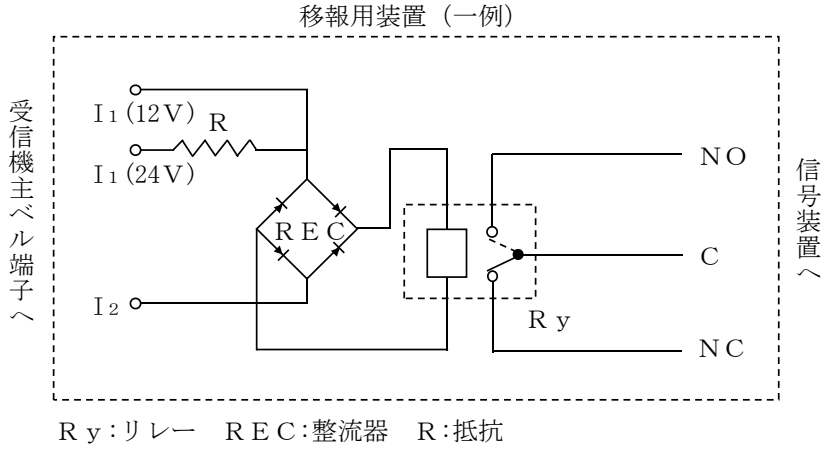

Ｒｙ:リレー　ＲＥＣ:整流器　Ｒ:抵抗

＜第17－38図＞

(6)　誘導灯と標識灯を並列設置する場合

誘導灯と標識灯（灯火を内蔵した一般の標識板をいう。以下この第17において同じ。）を並列設置する場合の設置基準は、2号告示の規定によるほか、次によること。

なお、並列設置とは、標識灯を誘導灯の短辺に接して設置することをいう。

ア　設置箇所

標識灯を並列設置する場合における誘導灯は、避難口誘導灯に限るものとし、その設置箇所は、前(1).ア.(ｱ)又は(ｲ)に掲げる場所とすること。◇

イ　設置要領

(ｱ)　誘導灯と標識灯の表示面は、明確に区分されていること。

(ｲ)　標識灯の表示面の縦寸法は、誘導灯の表示面の縦寸法以下であること。

(ｳ)　標識灯の表示する事項は、誘導灯の誘導効果に支障を与えるおそれのないものであり、公共的シンボルマークとしてふさわしいものであること。◇

(ｴ)　標識灯の表示面の平均輝度は、誘導灯の表示面の平均輝度以下のものであること。

(ｵ)　標識灯の地色は、第17－37図に示す緑色又は赤色の色相以外のものであること。

(ｶ)　設置場所の周囲には、誘導効果を阻害するおそれのある照明、看板等が設けられていないこと。◇

(ｷ)　標識灯の電源回路は、誘導灯の電源回路と別とすること。

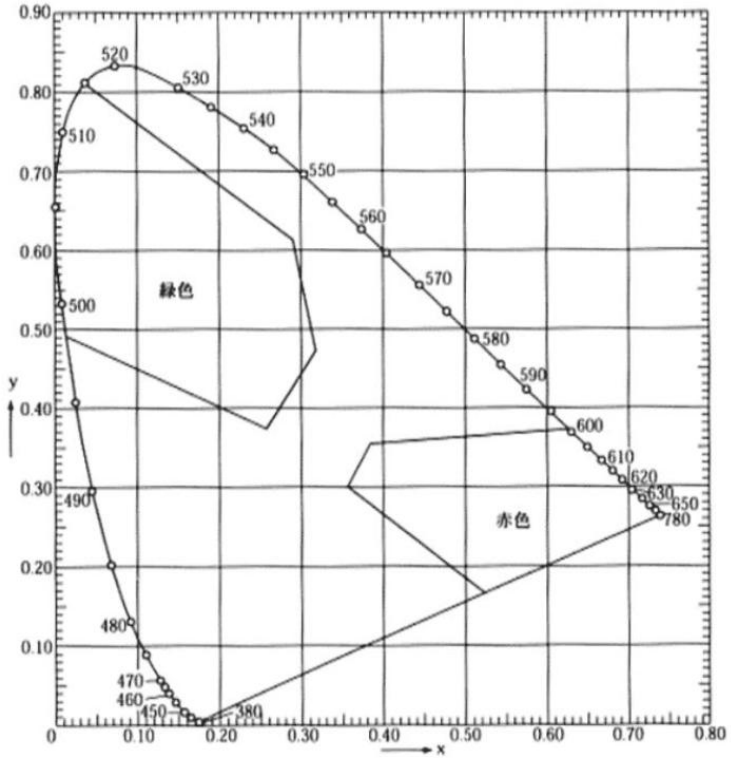

備考　x, y はJIS Z8701（XYZ表色系及びX10Y10Z10表色系による色の表示方法）によるXYZ表色系の色度座標を示す。

＜第 17－39 図＞

(7)　誘導標識

誘導標識の設置箇所及び設置要領は、関連規定によるほか、次によること。

関 連 規 定		
令第 26 条	第 2 項	第 5 号
規則第 28 条の 3	第 5 項	
その他	「誘導灯及び誘導標識の基準」（平成 11 年消防庁告示第 2 号）	

ア　設置箇所

(ｱ)　避難口に設ける誘導標識は、前(1).アに掲げる避難口の上部又はその直近の避難上有効な箇所に設けること。

(ｲ)　廊下又は通路に設ける誘導標識は、廊下又は通路及びその曲り角の床又は壁に設けること。

イ　設置要領

(ｱ)　避難口又は階段に設けるものを除き、各階ごとに、その廊下及び通路の各部分から一の誘導標識までの歩行距離が 7.5m 以下となる箇所及び曲り角に設けること。

(ｲ)　自然光による採光が十分でない場合には、照明等により補足すること。

(ｳ)　誘導灯と併設する場合の誘導標識は、努めて蓄光式誘導標識を用い、誘導灯設置付近等の床面に設けること。◇

ただし、床埋込形の通路誘導灯を設置した箇所を除くものとする。

(ｴ)　誘導標識は、容易にはがれないよう接着剤等で壁、床等に固定し、確実に貼り付けること。

６　誘導灯の消灯及び点灯

誘導灯の消灯及び点灯は、規則第 28 条の 3 第 4 項第 2 号の規定によるほか、次によること。

(1)　誘導灯を消灯できる防火対象物又はその部分

誘導灯を消灯できる防火対象物又はその部分は、次のいずれかに掲げる場所であること。

ア　無人の防火対象物

無人とは、当該防火対象物全体について、休業、休日、夜間等において定期的に無人の状態が繰り返し継続されることをいい、防災センター要員、警備員等によって管理を行っている場合も無人とみなす。

イ　外光により避難口又は避難の方向が識別できる場所（当該避難口等を識別できる間に限る。）

ウ　利用形態により特に暗さが必要である場所

通常予想される使用状態において、映像等による視覚効果、演出効果上、特に暗さが必要な第 17－6 表左欄に掲げる用途に供される場所であり、消灯対象となるのは同表右欄に掲げる使用状態にある場所であること。

＜第 17－6 表＞

用　途	使 用 状 態
遊園地のアトラクション等の用に供される部分（酒類、飲食の提供を伴うものを除く。）など常時暗さが必要とされる場所	当該部分における消灯は、営業時間中に限り行うことができるものであること。したがって、清掃、点検等のため人が存する場合には、消灯はできないものであること。
劇場、映画館、プラネタリウム、映画スタジオ等の用途に供される部分（酒類、飲食の提供を伴うものを除く。）など一定時間継続して暗さが必要とされる場所	当該部分における消灯は、映画館における上映時間中、劇場における上映中など当該部分が特に暗さが必要とされる状態で使用されている時間内に限り行うことができるものであること。
集会場等の用に供される部分など一時的（数分程度）に暗さが必要とされる場所	当該部分における消灯は、催し物全体の中で特に暗さが必要とされる状態で使用されている時間内に限り行うことができるものであること。

エ　主として当該防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供する場所で、次の全ての要件に該当する場所

(ｱ)　令別表第 1(5)項ロ、(7)項、(8)項、(9)項ロ及び(10)項から(15)項までに掲げる防火対象物の用途に供される部分であること。

(ｲ)　通常、当該防火対象物等の関係者等以外の者が存しない場所であること。

(ｳ)　日常の通行に利用されている出入口及び通路であること。

(2)　階段又は傾斜路に設ける通路誘導灯

階段又は傾斜路に設ける通路誘導灯についても、前(1).ア及びイに該当する場合は、消灯することとして差し支えない。

(3)　消灯方法

ア　誘導灯の消灯は、手動で行う方式とすること。ただし、前(1).ウに掲げる場所に設置する場合であって、当該必要性の観点から誘導灯の消灯時間が最小限に設定されているときは、誘導灯の消灯を自動で行う方式とすることができる。

イ　前(1).ウに掲げる場所において誘導灯の消灯を行う場合には、当該場所の利用者に対し、次に掲げる事項について、掲示、放送等によりあらかじめ周知すること。

(ｱ)　誘導灯が消灯される旨

(ｲ)　火災の際には誘導灯が点灯する旨

(ｳ)　避難経路

ウ　誘導灯の消灯は、個々の誘導灯ごとではなく、消灯の対象ごとに一括して消灯する方式とすること。

(4)　点灯方法

ア　自動火災報知設備の感知器の作動と連動して、消灯している全ての避難口誘導灯及び通路誘導灯を自動的に点灯すること。ただし、自動火災報知設備が設置されていない防火対象物又はその部分であって、次の全ての要件に適合するときは、この限りでない。

(ｱ)　当該防火対象物に勤務する警備員等により防火管理体制が確立されていること。

(ｲ)　前(1).ウに掲げる場所以外の場所であること。

(ｳ)　次の第 17－40 図又は第 17－41 図の回路構成により、非常時に消灯された誘導灯の点灯の保証が確保されていること。

＜信号装置を用いない場合の機器結線図＞

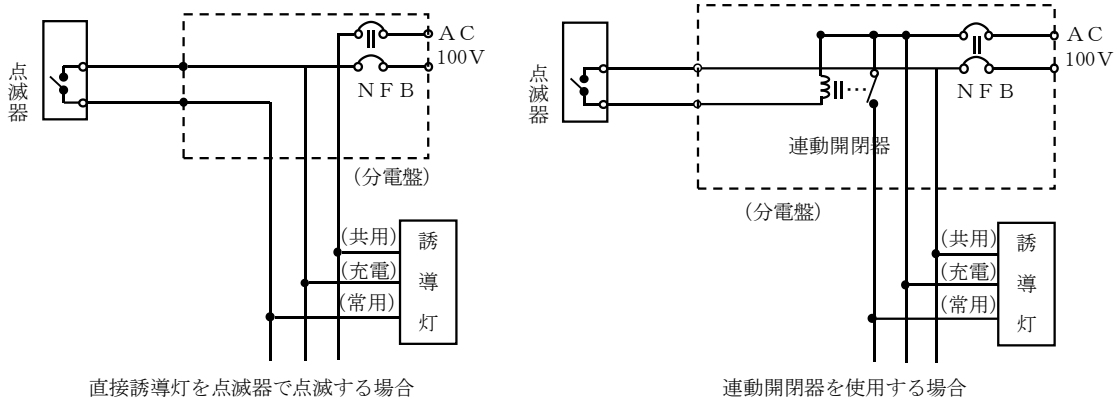

＜第 17－40 図＞

＜信号装置を用いない場合で一般照明と連動させる場合の結線図＞

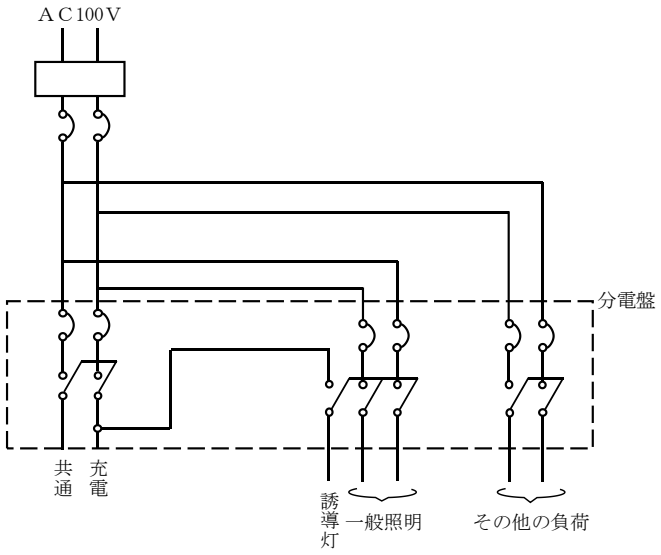

＜第 17－41 図＞

イ　当該場所の利用形態に応じて点灯する場合には、誘導灯を消灯している場所が前(1)の要件に適合しなくなったときは、自動又は手動により点灯すること。この場合の点灯方法の具体例は、第17－7表のとおりである。

＜第17－7表＞

<table>
<tr><th rowspan="2">消灯対象</th><th colspan="2">点灯方法</th></tr>
<tr><th>自動</th><th>手動</th></tr>
<tr><td>当該防火対象物が無人である場合</td><td>○ 照明器具連動装置
○ 扉開放連動装置
○ 施錠連動装置
○ 赤外線センサー　等</td><td rowspan="4">防災センター要員、警備員、宿直者等により、当該場所の利用形態に応じて、迅速かつ確実に点灯することができる防火管理体制が整備されていること。</td></tr>
<tr><td>「外光により避難口又は避難の方向が識別できる場所」に設置する場合</td><td>○ 照明器具連動装置
○ 光電式自動点滅器　等</td></tr>
<tr><td>「利用形態により特に暗さが必要である場所」に設置する場合</td><td>○ 照明器具連動装置
○ 扉開放連動装置　等</td></tr>
<tr><td>「主として当該防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供する場所」に設置する場合</td><td>○ 照明器具連動装置　等</td></tr>
</table>

備考 1　当該場所の利用形態に応じた点灯方法としては、上表に掲げるもの等から、いずれかの方法を適宜選択すればよいこと。

2　自動を選択した場合にあっても、点滅器を操作すること等により、手動でも点灯できるものであること。

(5)　設置方法

ア　自動火災報知設備との連動

自動火災報知設備との連動は、次によること。◇

(ｱ)　認定品の信号装置を使用すること。また、受信機に移報用端子のないものは、一般財団法人日本火災報知機工業会の自主管理試験に合格したものを使用すること。

(ｲ)　自動火災報知設備は、当該設備の技術上の基準に適合していること。

イ　連動開閉器

連動開閉器は、次によること。◇

(ｱ)　消灯する誘導灯を制御するための連動開閉器を分配電盤内に設置すること。

(ｲ)　連動開閉器は、負荷となる誘導灯に対して十分な容量を有すること。

(ｳ)　連動開閉器は、JIS等の規格に適合したものを使用すること。

ウ　光電式自動点滅器

光電式自動点滅器は、次によること。◇

(ｱ)　光電式自動点滅器は、JIS C8369に適合する分離式のものを使用すること。

(ｲ)　直射日光を避け、外光のみによって作動する位置に設けること。

エ　施錠連動装置

施錠連動装置は、次によること。◇

(ｱ)　施錠時に回路が閉（ON）となる接点を有するものを使用すること。

(ｲ)　施錠連動装置は、JIS等の規格に適合したものを使用すること。

オ　照明器具連動装置

照明器具連動装置は、次によること。◇

(ｱ)　誘導灯を消灯する防火対象物又はその部分に使用する場合には、照明器具のスイッチの作動と連動すること。

(ｲ)　照明器具点灯時に信号回路が開（OFF）となるような回路構成とすること。

(ｳ)　照明器具連動装置は、JIS 等の規格に適合したものを使用すること。

7　電源及び配線

(1)　常用電源

常用電源は、規則第 28 条の 3 第 4 項第 9 号の規定によるほか、次によること。

ア　誘導灯の常用電源回路には、地絡により電路を遮断する装置を設けないこと。

イ　常用電源からの専用回路は、2 以上の階（小規模な防火対象物を除く。）にわたらないこと。◇

ただし、階段通路誘導灯にあっては、この限りでない。

(2)　非常電源

非常電源は、規則第 28 条の 3 第 4 項第 10 号及び 2 号告示の規定によるほか、次によること。

ア　非常電源の容量は、誘導灯に設ける点滅機能及び音声誘導機能についても必要であること。

イ　大規模・高層の防火対象物等

(ｱ)　次に掲げる防火対象物で、規則第 28 条の 3 第 3 項第 1 号イ及びロに掲げる避難口、避難階の同号イに掲げる避難口に通ずる廊下及び通路、乗降場（地階にあるものに限る。）並びにこれに通ずる階段、傾斜路及び通路並びに直通階段に設ける誘導灯は、非常電源の容量を誘導灯に有効に 60 分間作動できる容量（20 分間を超える時間における作動に係る容量にあっては、直交変換装置を有する蓄電池設備、自家発電設備又は燃料電池設備によるものを含む。）以上とすること。

a　令別表第 1(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物で、次のいずれかに該当するもの

(a)　延べ面積が 50,000 ㎡以上のもの

(b)　地階を除く階数が 15 以上であり、かつ、延べ面積が 30,000 ㎡以上のもの

b　令別表第 1(16 の 2)項に掲げる防火対象物で、延べ面積が 1,000 ㎡以上のもの

(ｲ)　次の a 又は b のいずれかに該当する場合は、前(ｱ)によらず、当該部分に設ける通路誘導灯の非常電源の容量を 20 分間以上とすることができる。（第 17－42 図参照）

a　通路誘導灯を補完するために、高輝度蓄光式誘導標識が設けられていること。

なお、高輝度蓄光式誘導標識は、前 5.(2).イ.(ｵ).a.(a)、(b)及び(d)によるほか、性能を保持するために、停電等により通常の照明が消灯してから 60 分間経過した後の高輝度蓄光式誘導標識の表示面において、おおむね 75mcd/㎡以上の平均輝度となる照度が採光又は照明により確保されている箇所に設けられていること。

b　前 5.(2).イ.(ｵ).b の例により、前 a と同等以上の避難安全性が確保されていること。この場合において、「20 分間」とあるのは「60 分間」と読み替えるものとする。

＜通路誘導灯の非常電源の容量を20分間に緩和する場合の例＞

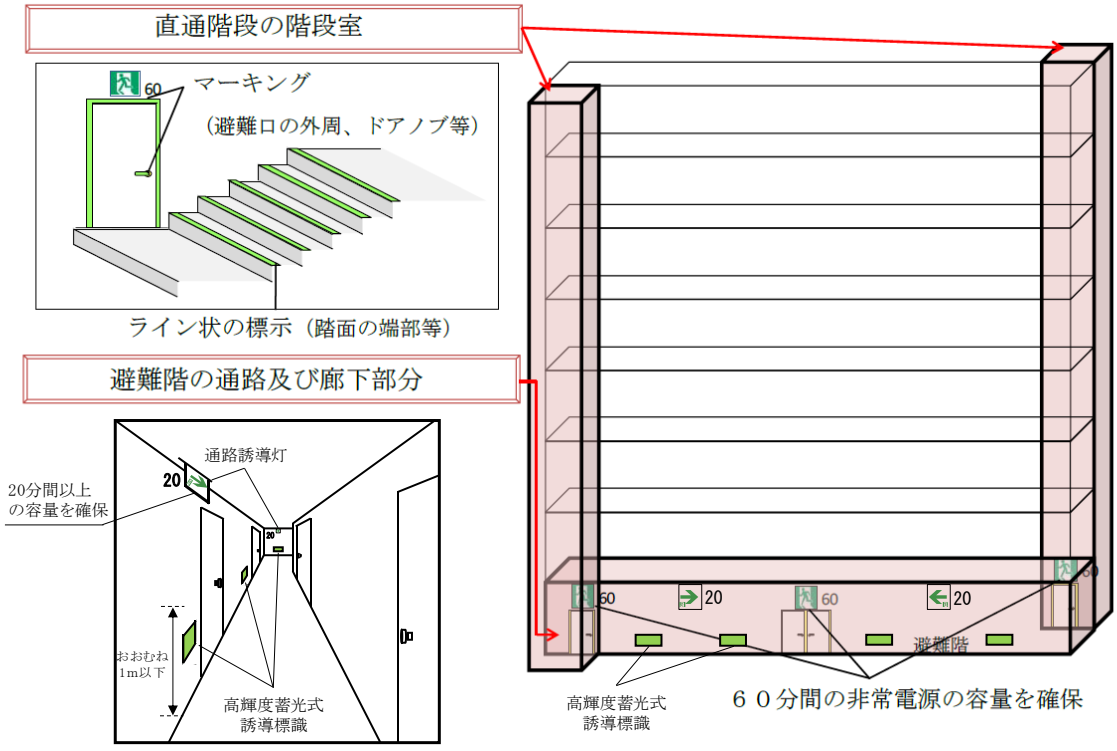

＜第 17－42 図＞

８　特例基準

誘導灯又は誘導標識の設置を要する防火対象物又はその部分のうち、次のいずれかに該当するものについては、令第 32 条の規定を適用し、誘導灯又は誘導標識を設置しないことができる。

(1)　避難口誘導灯

次のいずれかに該当する場合は、当該部分に設ける避難口誘導灯の設置を省略して差し支えないものとする。

ア　避難口が近接して 2 以上ある場合で、その一の避難口に設けた避難口誘導灯の灯火により近接している 2 以上の避難口が容易に識別することができる他の避難口（第 17－43 図参照）

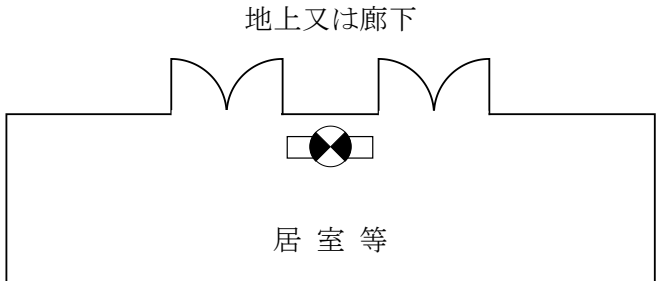

＜第 17－43 図＞

イ　令別表第１に掲げる防火対象物のうち、個人の住居の用に供する部分

ウ　令別表第１(5)項ロに掲げる防火対象物の用途に供する階又は令別表第１に掲げる防火対象物の部分で、個人の住居の用に供する階にある主要な避難口のうち、次の(ｱ)又は(ｲ)に掲げる部分

(ｱ)　開放式の廊下等に接続された直通階段の出入口で、次の全ての要件に適合するもの（第17－44図参照）

a　階段の出入口には、扉が設けられていないこと。

b　階段には、階段通路誘導灯又は非常用の照明装置が設置されていること。

c　居室の出入口から主要な避難口を容易に見とおし、かつ、識別できること。

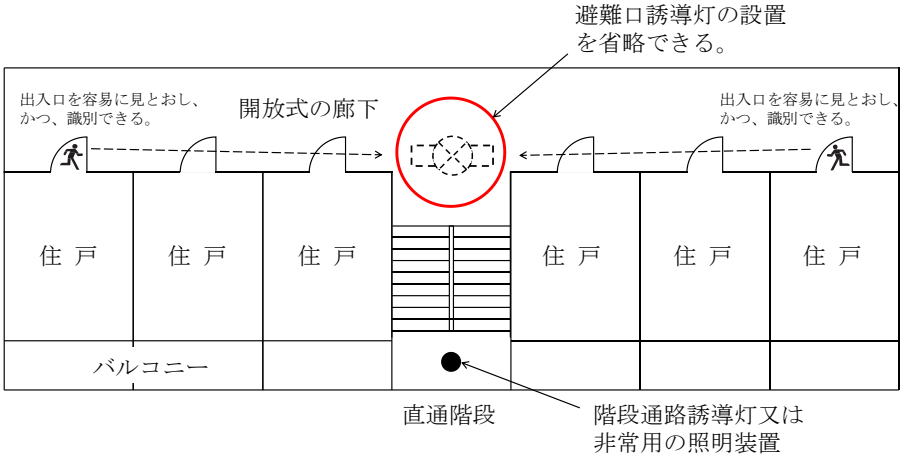

＜第17－44図＞

(ｲ)　開放式の廊下に接続された屋外直通階段の出入口（第17－45図参照）

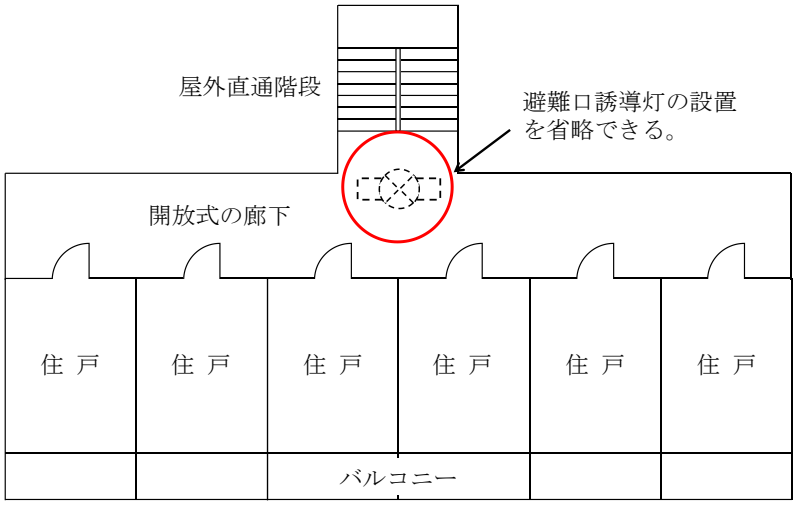

＜第17－45図＞

エ　令別表第１(5)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分の宿泊室（団体客が宿泊する大部屋を除く。）の廊下等へ通ずる出入口

オ　令別表第 1 に掲げる防火対象物のうち、部分的に客席が設けられた屋外観覧場等からの出入口で、次の(ｱ)及び(ｲ)の要件に適合するもの

(ｱ)　客席放送、避難誘導員等により避難安全体制が確立されていること。

(ｲ)　日中のみの使用で、夜間に使用されないこと。

カ　直通階段からの出入口で、当該階段から居室等を経由せず直接地上に避難できる最終避難口

キ　令別表第 1 に掲げる防火対象物のうち、冷凍室又は冷蔵室（以下この第 17 において「冷凍室等」という。）の用途に供される部分で、次のいずれかに該当する場合

(ｱ)　冷凍室等内の各部分から直近の出入口までの歩行距離が 20m以下である場合

(ｲ)　避難口である旨の表示及び緑色の灯火が設けられており、かつ、冷凍室等の作業に使用する運搬車等に付置又は附属する照明により、避難上十分な照度が容易に確保できる場合

(ｳ)　通路部分の曲り角が 1 以下で、かつ、出入口であることを識別することができる表示及び非常電源を付置した緑色の灯火を容易に確認できる場合

ク　次の要件に適合する居室の主要な避難口（地階及び無窓階に存する避難口を除く。）（第 17－46 図参照）

(ｱ) 居室の各部分から当該居室の主要な避難口を容易に見とおし、かつ、識別することができるものであること。

(ｲ) 居室の床面積が 100 ㎡（主として防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供するものにあっては、400 ㎡）以下であること。

(ｳ) 避難口は、次のいずれかに該当するものであること。

a　日常人の出入りに利用されず、かつ、避難経路とならない出入口

b　少数の関係者のみが利用する出入口

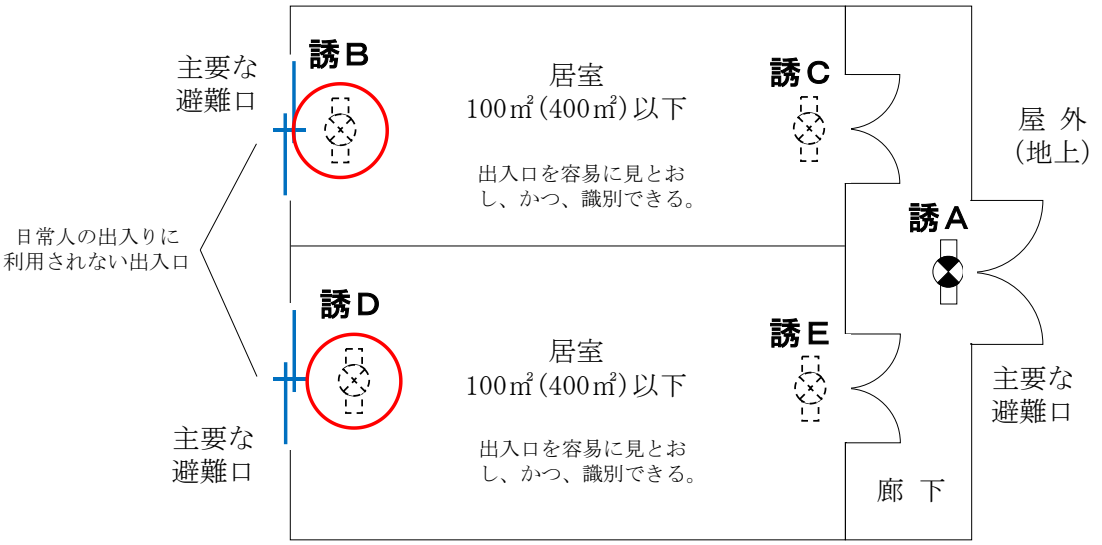

誘導灯Ａ：規則第 28 条の 2 第 1 項第 1 号の適用不可のため、設置必要。
誘導灯Ｃ及びＥ：５．(1)．ア．(ｳ)の要件に適合するため、避難口誘導灯の設置を要しない。
誘導灯Ｂ及びＤ：令第 32 条の適用により避難口誘導灯の設置を省略できる。

＜第 17－46 図＞

(2)　通路誘導灯

次のいずれかに該当する場合は、当該部分に設ける通路誘導灯の設置を省略して差し支えないものとする。

ア　外光により避難上有効な照度が得られる開放廊下

イ　令別表第１に掲げる防火対象物のうち、個人の住居の用に供する廊下等

ウ　令別表第 1(5)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分の宿泊室（団体客が宿泊する大部屋を除く。）

エ　令別表第１に掲げる防火対象物のうち、冷凍室等の用途に供される部分で、冷凍室等内に通路が整然と確保され、かつ、避難上十分な照度を有している場合

オ　関係者以外の者の出入りがない倉庫、機械室等

カ　避難口誘導灯の設置を省略できる居室内

キ　客席誘導灯を設けた居室内

(3)　階段通路誘導灯

次のいずれかに該当する場合は、当該部分に設ける階段通路誘導灯の設置を省略して差し支えないものとする。

ア　外光により避難上有効な照度が得られる屋外階段

イ　令別表第１に掲げる防火対象物のうち、個人の住居の用に供する階段

(4)　客席誘導灯

次のいずれかに該当する場合は、当該部分に設ける客席誘導灯の設置を省略して差し支えないものとする。

ア　外光により避難上有効な照度が得られる屋外観覧場等の客席部分

イ　避難口誘導灯により避難上有効な照度が得られる客席部分

ウ　移動式の客席部分で、非常用の照明装置により避難上有効な照度が得られている部分

(5)　誘導標識

前(1)から(4)までに該当する場合は、当該部分に設ける誘導標識の設置を省略して差し支えないものとする。

(6)　小規模な防火対象物等における取扱い

令別表第 1(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物又はその部分のうち、次のいずれかに該当する場合は、誘導灯及び誘導標識の設置を省略して差し支えないものとする。

ア　延べ面積がおおむね 50 ㎡以下の小規模な防火対象物

イ　常時無人である防火対象物（延べ面積が 150 ㎡以下のものに限る。）

ウ　常時無人となる部分（当該部分の床面積が 150 ㎡以下のものに限る。）

エ　避難階で、かつ、無窓階である階のうち、居室の各部分から主要な避難口を容易に見とおし、かつ、識別することができ、当該避難口に至る歩行距離がおおむね 10m以下であるもの（第 17－47 図参照）

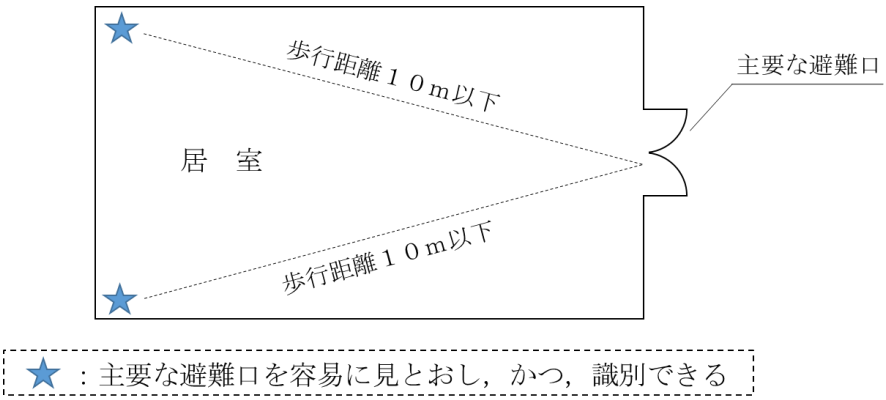

＜第 17－47 図＞

オ　避難階以外の階で、かつ、地階又は無窓階である階のうち、居室の各部分から主要な避難口を容易に見とおし、かつ、識別することができ、当該避難口に至る歩行距離がおおむね 5m以下であるもの（第 17－48 図参照）

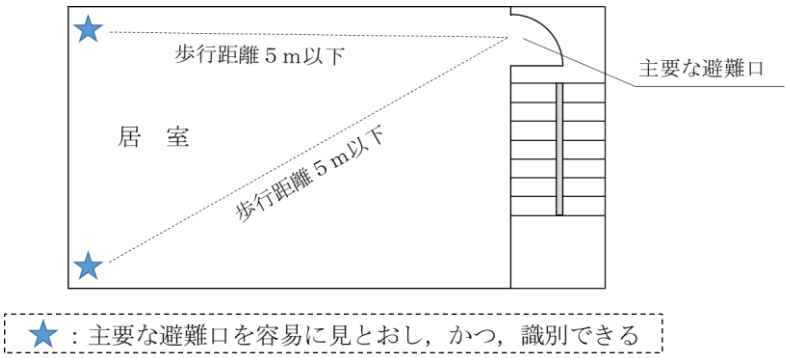

＜第 17－48 図＞

カ　延べ面積が 150 ㎡以下の防火対象物（平屋建てのものに限る。）で、当該防火対象物の居室、廊下、通路等の掃き出し窓等から屋外の安全な場所へ容易に避難できる構造であるもの（第 17－46 図参照）

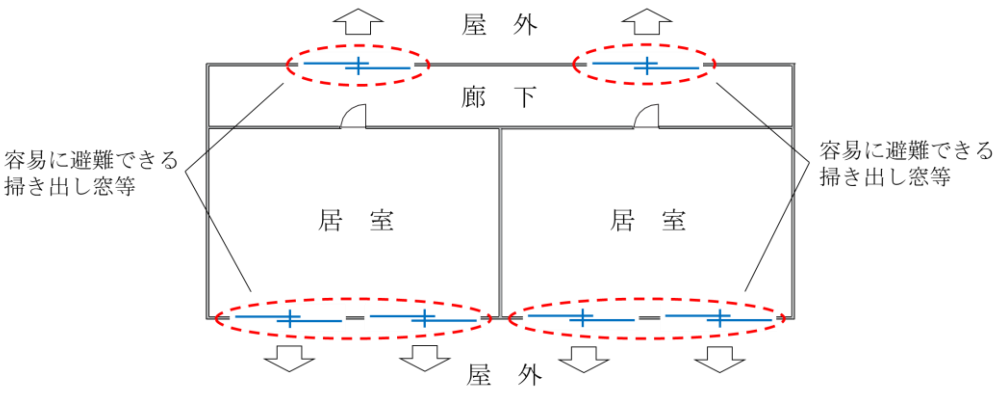

＜第 17－49 図＞

(7)　古民家を宿泊施設、レストラン等に活用する場合の取扱い

一般住宅の用に供されていた一戸建ての住宅を令別表第 1(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物（以下この第 17 において「令別表対象物」という。）として使用する場合で、次のアからウまでに該当する部分には、当該各部分における誘導灯及び誘導標識の設置を省略して差し支えないものとする。

ア　次の(ｱ)から(ｳ)までの全ての要件に適合する避難階

(ｱ)　次のいずれかの要件に該当すること。

a　各居室から他の室（縁側その他これに類するものを除く。）を経由することなくガラス戸等を開けることにより容易に外に避難できること（ガラス戸等の部分に腰壁がある場合、雨戸等により当該防火対象物に不案内な者が外部であることを判断できない可能性がある場合等の避難に支障がある場合を除く。）。

b　防火対象物に不案内な者でも各居室から廊下に出れば、夜間であっても迷うことなく（当該防火対象物の利用者が各居室から廊下又は通路に出た際に、避難口や避難階に通ずる階段を容易に見とおし、かつ、識別することができることをいう。以下次のイ.(ｱ)において同じ。）避難口に到達できること等簡明な経路により容易に避難口まで避難できること。

(ｲ)　防火対象物の外に避難した者が、当該防火対象物の開口部から 3m以内の部分を通らずに安全な場所へ避難できること。

(ｳ)　防火対象物の従業者がその利用者に対して避難口等の案内を行う、利用者から見やすい位置に避難経路図を掲示する等により、防火対象物に不案内な利用者でも容易に避難口の位置を理解できる措置が講じられていること。

イ　次の(ｱ)から(ｳ)までの全ての要件に適合する 2 階以上の階であって避難階以外のもの

(ｱ)　防火対象物に不案内な者でも各居室から廊下に出れば、夜間であっても迷うことなく避難階に通ずる階段に到達できること等簡明な経路により容易に避難できること。

(ｲ)　非常用の照明装置を廊下等の避難経路に設置すること又は利用者が常時容易に使用できるように携帯用照明器具を居室内に設置すること等により、夜間の停電時等においても避難経路を視認できること。

(ｳ)　前ア.(ｳ)の要件を満たしていること。

ウ　一般住宅の用途に供される部分が存する防火対象物の部分のうち、当該一般住宅の用途に供される部分（令別表対象物の用途に供される部分からの避難経路となる部分を除く。）

９　総合操作盤

総合操作盤は、関連規定によるほか、第 25「総合操作盤」によること。

関 連 規 定		
規則第 28 条の 3	第 4 項	第 12 号
その他	「総合操作盤の基準を定める件」（平成 16 年消防庁告示第 7 号） 「総合操作盤の設置方法を定める件」（平成 16 年消防庁告示第 8 号）	

別　記

蓄光式誘導標識の試験データ（参考例）

○ 蓄光式誘導標識の型式等：○○○○○
○ 光源となる照明器具の種類：蛍光灯・白熱電球・ＬＥＤ・その他（　　）
○ 照明器具の型式等：○○○○○○
○ 測定機器の型式等
・測 定 機 器：○○○○○○
・紫外線強度計：○○○○○○
・輝　　度　　計：○○○○○○

照度（lx）	紫外線強度（μW/㎠）	２０分後の輝度（mcd/㎡）
１５	○．○	○．○
２５	○．○	○．○
５０	○．○	○．○
１００	○．○	○．○
２００	○．○	○．○
３００	○．○	○．○
４００	○．○	○．○
５００	○．○	○．○
６００	○．○	○．○
７００	○．○	○．○
８００	○．○	○．○
９００	○．○	○．○
１０００	○．○	○．○

※１　「照度」、「紫外線強度」及び「輝度」は、照度計（JIS C1609－1 の適合品等）、紫外線強度計（おおむね波長３６０㎚～４８０㎚の範囲を測定できるもの）、輝度計（色彩輝度計等）を用いて測定した結果を記載。

※２　「２０分後の輝度」欄には、蓄光式誘導標識を照明器具により２０分間照射し、その後２０分間経過した後における測定値を記載（規則第２８条の３第４項第１０号の規定において誘導灯を補完するものとして蓄光式誘導標識を設ける場合にあっては、「６０分後の輝度」として、照明器具により２０分間照射し、その後６０分間経過した後における測定値を記載）。

※３　当該試験データを設置届に添付する等して、試験結果報告書に記載の「設置場所の照度」と突合して、蓄光式誘導標識の性能を保持するために必要な照度が確保されていることを確認。

※４　蓄光式誘導標識を複数設ける防火対象物にあっては、

○　当該防火対象物に設ける蓄光式誘導標識の型式等ごとに当該データを添付するとともに、

○　試験結果報告書の「設置場所の照度」についても、各設置箇所によって照度が異なる場合には、当該照度の範囲（例：○○lx～△△lx）を記載。また、必要に応じ、個別の設置箇所における照度を別紙にて添付。

※５　経年等に伴い、「照度」、「輝度」等が所期の条件に適しないことが、点検等の際に明らかとなった場合には、個別の状況に応じ、照明器具の交換・変更、蓄光式誘導標識の交換・変更等を適宜実施。

第１８　消防用水

消防用水は、令第 27 条の規定によるほか、次によること。

１　地盤面下 4.5m以内の部分に設ける消防用水

(1)　吸管投入孔を設けるもの

ア　吸管投入孔は、防火対象物が面する道路側に設けること。◇

イ　吸管投入孔の大きさは、直径 60ｃｍ以上の円が内接することができるものであること。★

ウ　所要水量が 80 ㎥未満のものにあっては 1 個以上、80 ㎥以上のものにあっては 2 個以上を設けること。◇

エ　吸管投入孔には、鉄蓋等を取り付けること。この場合、設置場所が車両の通行に供される場所にあっては、車両の通行に耐える強度のものとすること。◇

(2)　採水口を設けるもの

ア　位置

採水口を設ける位置は、前(1).アによるほか、次によること。

(ｱ)　採水口の前面には、消防用吸管の採水時の曲りを考慮し、2m以上の空間を確保すること。★

(ｲ)　採水口は、地盤面からの高さが 0.5m以上 1m以下の位置に設けること。◇

(ｳ)　採水口は、貯水槽の水量を有効に吸水できる位置とすること。◇

イ　構造、材質等

採水口の構造、材質等は、次によること。

(ｱ)　採水口の結合金具は、「消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令」（平成 25 年総務省令第 23 号。以下この第 18 において「23 号省令」という。）に規定される呼称 75 のめねじに適合する単口のものとすること。◇

(ｲ)　採水口の設置個数は、第 18－1 表によること。◇

＜第 18－1 表＞

所要水量	20 ㎥以上 40 ㎥未満	40 ㎥以上 100 ㎥未満	100 ㎥以上
採水口の数	1 個以上	2 個以上	3 個以上

(ｳ)　採水口の材質は、JIS H5120 若しくは H5121 又は JIS G5501 に適合する材質若しくはこれらと同等以上の強度及び耐食性を有すること。◇

(ｴ)　採水口には、防護措置を講じること。◇

ウ　配管等

配管、管継手及びバルブ類（以下この第 18 において「配管等」という。）は、次によること。

(ｱ)　採水口に接続する配管は、呼び径 100Ａ以上とすること。◇

(ｲ)　配管等の機器は、第 2「屋内消火栓設備」3.(1)を準用すること。◇

(ｳ)　配管等の耐震措置、埋設する場合の措置及び凍結防止措置は、第 2「屋内消火栓設備」3.(2).ウからオまでを準用すること。◇

２　地盤面下 4.5ｍを超える部分に設ける消防用水

ポンプを用いる加圧送水装置（以下この第 18 において「ポンプ」という。）及び採水口を次により設けた場合は、令第 27 条第 3 項第 1 号の規定にかかわらず、令第 32 条の規定を適用し、地盤面の高さから 4.5ｍを超える部分に設ける有効水量を消防用水とすることができるものとする。

(1)　採水口

採水口は、前 1.(2).ア、イ.(ｴ)並びにウ.(ｲ)及び(ｳ)によるほか、次によること。

ア　採水口の結合金具は、23 号省令に規定される呼称 65 の差込口に適合する単口とし、採水口の位置で開閉弁の操作ができる構造とすること。

イ　ポンプから採水口までの配管の口径は、採水口が 1 個の場合は 75ｍｍ以上、2 個の場合は 100ｍｍ以上、3 個以上の場合は 125ｍｍ以上とすること。

(2)　ポンプ

ア　設置場所

ポンプの設置場所は、第 2「屋内消火栓設備」1.(1)によるほか、採水口からの取水に支障の生じない位置とすること。

イ　機器

ポンプの機器は、第 2「屋内消火栓設備」1.(2).アを準用すること。

ウ　吐出量及び採水口の個数

ポンプの吐出量及び採水口の個数は、第 18－2 表によること。

＜第 18－2 表＞

所要水量	20 ㎥以上 40 ㎥未満	40 ㎥以上 100 ㎥未満	100 ㎥以上
ポンプの吐出量	1,100Ｌ/min	2,200Ｌ/min	3,300Ｌ/min
採水口の数	1 個	2 個	3 個

エ　ポンプの全揚程

(ｱ)　ポンプの全揚程は、次の式により求めた値以上の値とすること。

Ｈ＝ｈ１＋ｈ２＋15m

Ｈ：ポンプの全揚程（単位：m）

ｈ１：配管の摩擦損失水頭（単位：m）

ｈ２：落差（単位：m）

(ｲ)　配管の摩擦損失計算

配管の摩擦損失の計算は、第 2「屋内消火栓設備」8 を準用すること。

オ　耐震措置

ポンプには、地震による振動等に耐えるため、第 2「屋内消火栓設備」6.(2)による措置を講じること。

(3)　起動装置等

ア　ポンプの起動は、採水口の位置及び防災センター等から遠隔操作ができる手動式とすること。

イ　ポンプは、直接操作によってのみ停止すること。

ウ　起動装置の起動ボタンは、採水口の直近で、地盤面からの高さが 0.8m以上 1.5m以下の箇所に設けること。

エ　採水口の直近の見やすい箇所には、ポンプの始動を明示する表示灯を設けること。

(4)　配線

操作回路及び表示灯回路の配線は、規則第 12 条第 1 項第 5 号の規定を準用すること。

(5)　非常電源

ポンプには、規則第 12 条第 1 項第 4 号の規定の例により非常電源を設けること。この場合、非常電源の容量は、ポンプを有効に 60 分以上作動できる容量とすること。

なお、非常電源は、第 24「非常電源」によること。

３　地盤面より高い部分に設ける消防用水

地盤面より高い部分に消防用水を設ける場合は、前 1 によるほか、次によること。

(1)　採水口の位置で開閉弁の操作ができる構造とすること。◇

(2)　消防用水から採水口までの配管の口径は、採水口が 1 個の場合は 75ｍｍ以上、2 個の場合は 100ｍｍ以上、3 個以上の場合は 125ｍｍ以上とすること。◇

４　標示

(1)　吸管投入孔には、その付近の見やすい箇所に、第 26「標識」に定める消防用水である旨の標識を設けること。★

(2)　採水口には、その直近の見やすい箇所に、第 26「標識」に定める採水口である旨の表示を設けること。◇

５　水源の兼用

(1)　空調用蓄熱槽との兼用

空調用蓄熱槽(建築物の基礎部分を利用して、空調用の冷温水を蓄えるための水槽をいう。以下この第 18 において同じ。）に蓄えられている水（以下この第 18 において「空調用蓄熱槽水」という。）を消防用水として使用する場合は、前 1 から 3 までによるほか、次によること。

ア　空調用蓄熱槽水の温度及び水質については、次によること。

(ｱ)　温度は、おおむね 40℃以下であること。

(ｲ)　水質は、原水を上水道水とする等、消防活動上支障のないものであること。

イ　空調用蓄熱槽の設備については、次によること。

(ｱ)　吸管投入孔及び採水管の取水部分は、空調用蓄熱槽の部分のうち水温の低い部分に設けること。

(ｲ)　空調用蓄熱槽からの採水又は採水後の充水により、当該空調用蓄熱槽に係る空調設備の機能に影響を及ぼさないようにするため、必要な措置が講じられていること。

ウ　吸管投入孔及び採水口には、その付近の見やすい箇所に、次の事項を掲示すること。

(ｱ)　採水可能水量

(ｲ)　注意事項

(2)　開発行為に伴い設けられる防火水槽との兼用

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 4 条第 12 項に規定する開発行為に伴い設けられる防火水槽が、次に掲げる全ての要件に適合する場合は、消防用水と兼用して差し支えないものとする。

ア　防火水槽は、消防用水が必要となる防火対象物の敷地内に設けられていること。

イ　水源の水量は、防火水槽及び消防用水にそれぞれ必要となる水量のうち、最大となる量以上の量を確保すること。

ウ　防火水槽は、消防用水の基準に適合するものであること。

エ　防火対象物の関係者は、法第 17 条第 1 項の規定により、兼用する防火水槽を適切に維持管理すること。

オ　防火水槽の位置、構造等に変更がある場合は、関係部局と協議すること。

６　総合操作盤

ポンプを設ける場合の消防用水に係る総合操作盤については、第 25「総合操作盤」を準用すること。◇

第１９　排煙設備

１　防煙区画

防煙区画は、次によること。

(1)　防煙区画は、可能な限り単純な形状とし、原則として２以上の階にわたらないこと。◇

(2)　間仕切り壁の上部が、排煙上有効に開放されている場合の２室については、同一の防煙区画として取り扱うことができるものとする。

なお、排煙上有効に開放されている要件とは、次のア及びイに掲げる要件に適合する場合とする。

ア　間仕切り壁の上部で、天井面から 50ｃｍ下方までの部分が有効に開放されていること。

イ　当該開放部分の面積が、それぞれ排煙を負担する床面積の 1/50 以上であること。（第19－1 図参照）

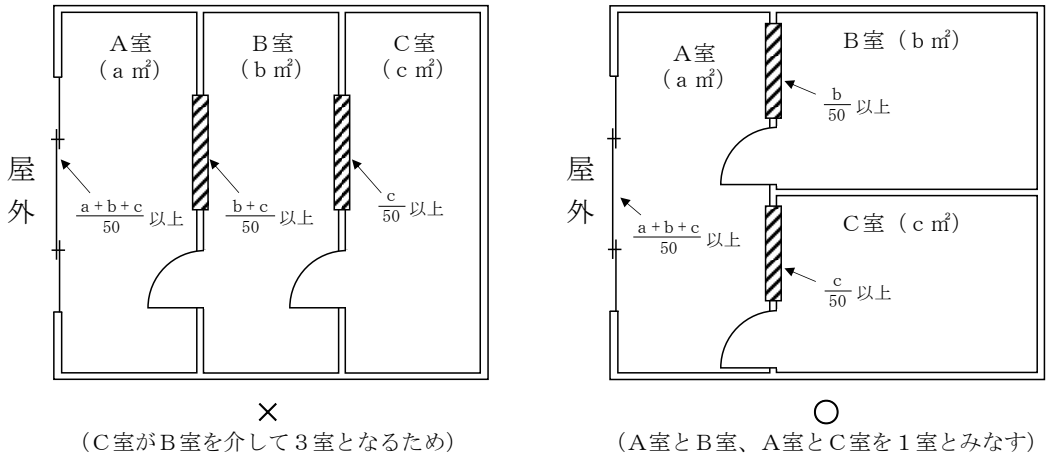

＜第 19－1 図＞

(3)　防煙区画に設ける垂れ壁は、規則第 30 条第１号イの規定により、天井面から 50ｃｍ以上（令第 28 条第１項第１号に掲げる防火対象物にあっては、80ｃｍ以上）の突出を要するが、垂れ壁の下部に随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は煙感知器の作動と連動して自動的に閉鎖する構造の不燃材料の戸が設けられている場合は、垂れ壁の突出を 30ｃｍ以上とすることができるものとする。（第 19－2 図参照）

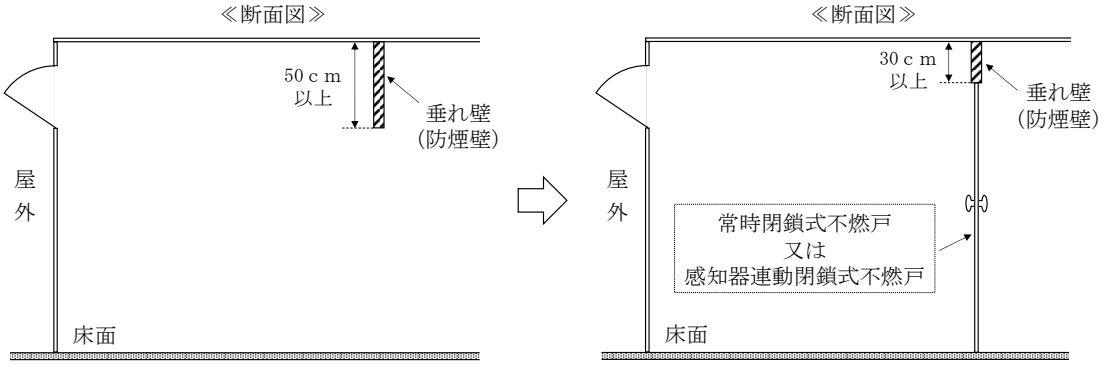

＜第 19－2 図＞

(4)　規則第 30 条第 1 号イに規定する防煙壁として可動防煙垂れ壁を設ける場合は、次によること。★（第 19－3 図参照）

ア　可動防煙垂れ壁の材質、構造等が火災時に有効かつ確実に作動するものであること。

イ　可動防煙垂れ壁の丈は 50ｃｍ以上（令第 28 条第 1 項第 1 号に掲げる防火対象物にあっては、80ｃｍ以上）とすること。

ウ　作動した状態において、床面から 1.8m以上の空間を確保すること。

エ　可動防煙垂れ壁の作動については煙感知器の作動と連動するものとし、かつ、当該垂れ壁の近接した場所に手動で作動する降下装置を設けること。

オ　総合操作盤を設ける防火対象物にあっては、可動防煙垂れ壁の作動が防災センター等で制御でき、かつ、監視できるものであること。

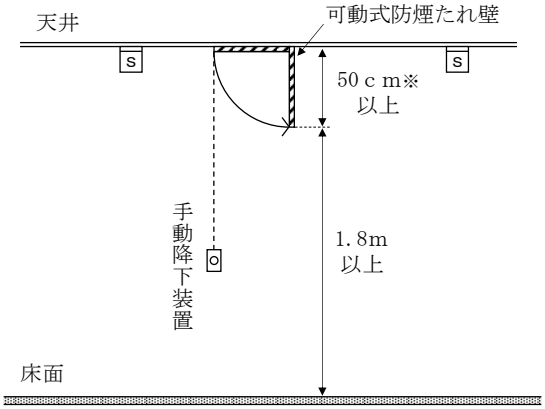

※令第28条第1項第1号に掲げる防火対象物にあっては、80ｃｍ以上

＜第 19－3 図＞

２　排煙口

排煙口は、令第 28 条第 2 項第 3 号及び規則第 30 条第 1 号の規定によるほか、次によること。

(1)　自然排煙口の有効開口面積は、設置される防煙壁の種類に応じて、次の範囲内に存する開口部の面積を有効開口面積として算定すること。

ア　間仕切り壁、又は前 1.(3)による場合は、床面からの高さが天井の高さの 1/2 以上の範囲（第 19－4 図参照）

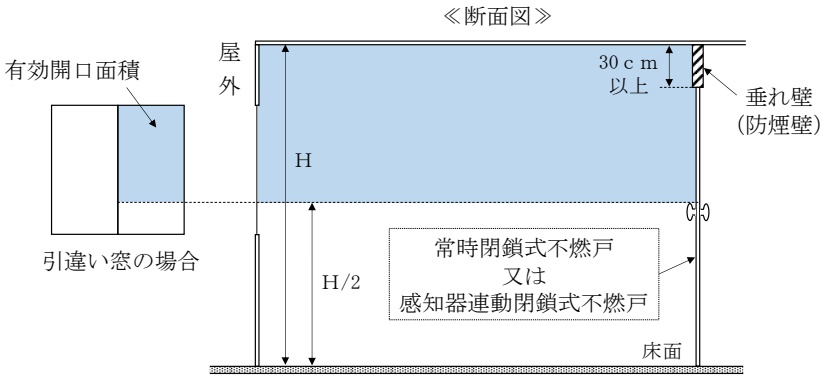

＜第 19－4 図＞

イ　防煙垂れ壁の場合は、天井面から 50ｃｍ以上（令第 28 条第 1 項第 1 号に掲げる防火対象物にあっては、80ｃｍ以上）下方に突出した防煙垂れ壁の下端までの範囲（第 19－5 図参照）

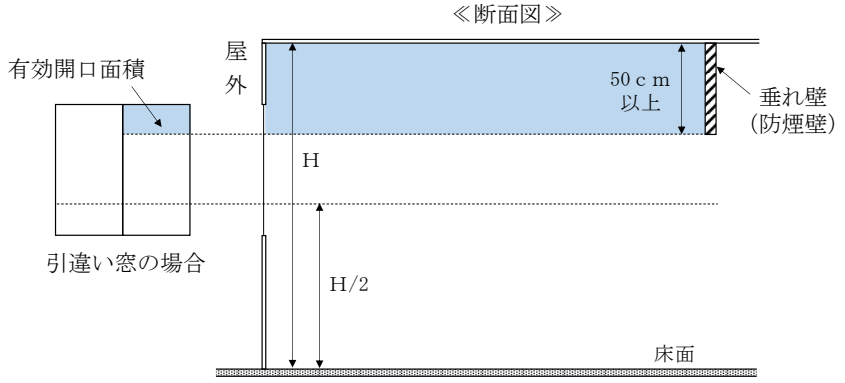

＜第 19－5 図＞

(2)　自然排煙口に回転窓、内たおし窓、外たおし窓及びガラリを設ける場合の有効開口面積は、次の算定式により算定すること。（第 19－6 図参照）

90 度≧α≧45 度　のとき　$S_0=S$

45 度＞α≧0 度　のとき　$S_0=\alpha/45\text{度}\times S$

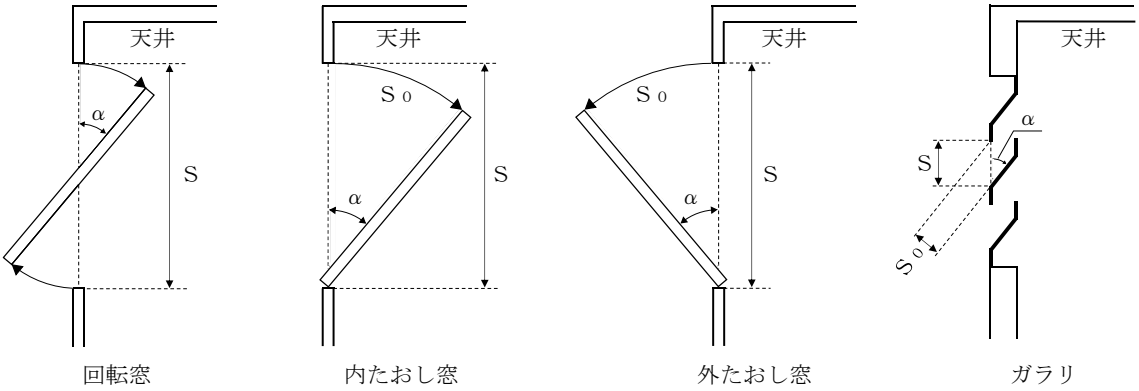

＜第 19－6 図＞

３　給気口

給気口は、規則第 30 条第 2 号の規定によること。

４　風道

風道は、令第 28 条第 2 項第 3 号及び規則第 30 条第 3 号の規定によるほか、次によること。

(1)　風道は、防火区画を貫通しないようにすること。◇

なお、やむを得ず防火区画を貫通する場合で、当該箇所その他延焼防止上必要な箇所に防火ダンパーを設けるときは、規則第 30 条第 3 号ホの規定によること。

(2)　規則第 30 条第 3 号ハに規定する「風道の断熱の措置」とは、次に掲げる材料により有効に断熱された措置をいう。

ア　厚さ 25ｍｍ以上のロックウール

イ　厚さ 25ｍｍ以上かつ密度 24 kg/m³以上のグラスウール

ウ　前ア又はイと同等以上の断熱性能を有するもの

５　起動装置

起動装置は、令第 28 条第 2 項第 2 号及び規則第 30 条第 4 号の規定によること。

６　排煙機及び給気機

排煙機及び給気機は、規則第 30 条第 5 号の規定によること。

７　排煙設備の性能

排煙設備の性能は、規則第 30 条第 6 号の規定によること。

８　電源

電源は、規則第 30 条第 7 号の規定によるほか、第 11「自動火災報知設備」1.(3)を準用すること。

９　非常電源

非常電源は、規則第 30 条第 8 号及び「耐火電線の基準」（平成 9 年消防庁告示第 10 号）の規定によるほか、第 24「非常電源」によること。

10　操作回路の配線

操作回路の配線は、規則第 30 条第 9 号及び「耐熱電線の基準」（平成 9 年消防庁告示第 11 号）の規定によるほか、第 2「屋内消火栓設備」5.(2)を準用すること。

11　耐震措置

風道、排煙機、給気機及び非常電源の耐震措置は、規則第 30 条第 11 号の規定によるほか、第 2「屋内消火栓設備」6 を準用すること。

12　特例基準

(1)　次のいずれかに該当する場所については、令第 32 条の規定を適用し、排煙口を設けないことができるものとする。

ア　不燃性の物品のみを収納する室又は内部の設備が、水管貯水池（槽）その他これらに類する設備（ポンプ等を含む。）のみの室

イ　耐火構造の壁及び床で区画され、かつ、開口部に防火設備である防火戸（随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖するものに限る。）が設けられており、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料とし、かつ、下地を不燃材料で造った 50 ㎡以内（スプリンクラー設備が令第 12 条の基準に従い設置されているものにあっては、100 ㎡以内）の室。

なお、当該区画を貫通する給排水管、配電管その他の管は鋼管とし、風道は建基令第 112 条第 21 項に規定する構造の防火ダンパー（火災により煙が発生した場合に自動的に閉鎖又は作動をするものに限る。）を設けること。

ウ　耐火構造の壁及び床で区画され、かつ、開口部に特定防火設備である防火戸又はこれと

同等以上のものを設けた冷蔵室、冷凍室、金庫その他これらに類する室

エ　機械換気設備等の機械室、ポンプ室その他これらに類する室で、出火危険が著しく少なく、延焼拡大のおそれがないと認められるもので、前ウの構造に適合する室

オ　プール、浴室、洗面室、便所その他これらに類する室

カ　階段部分、昇降機の昇降路部分、パイプスペース、リネンシャフトその他これらに類する部分

キ　10 ㎡以下の倉庫、書庫、物入れその他これらに類する室

(2)　「排煙設備に代えて用いることができる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」（平成 21 年総務省令第 88 号）及び「加圧防排煙設備の設置及び維持に関する技術上の基準」（平成 21 年消防庁告示第 16 号）の全部又は一部に適合しない加圧防排煙設備について、同等の防火安全性能を有することが認められる場合は、令第 32 条の規定を適用し、排煙設備に代えて設置することができるものとする。

13　総合操作盤

総合操作盤は、関連規定によるほか、第 25「総合操作盤」によること。

関 連 規 定		
規則第 31 条		第 9 号
その他	「総合操作盤の基準を定める件」（平成 16 年消防庁告示第 7 号） 「総合操作盤の設置方法を定める件」（平成 16 年消防庁告示第 8 号）	

第２０　連結散水設備

１　設備の概要

(1)　開放型散水ヘッドを用いる方式

開放型散水ヘッドを用いる連結散水設備は、開放型散水ヘッド、送水口、弁類、配管等で構成され、火災時には出火区域の送水口を選んでホースを接続して送水する方式と、送水口に複数の選択弁を接続し、出火区域の選択弁を選んで開放して散水する方式がある。（第 20－1 図参照）

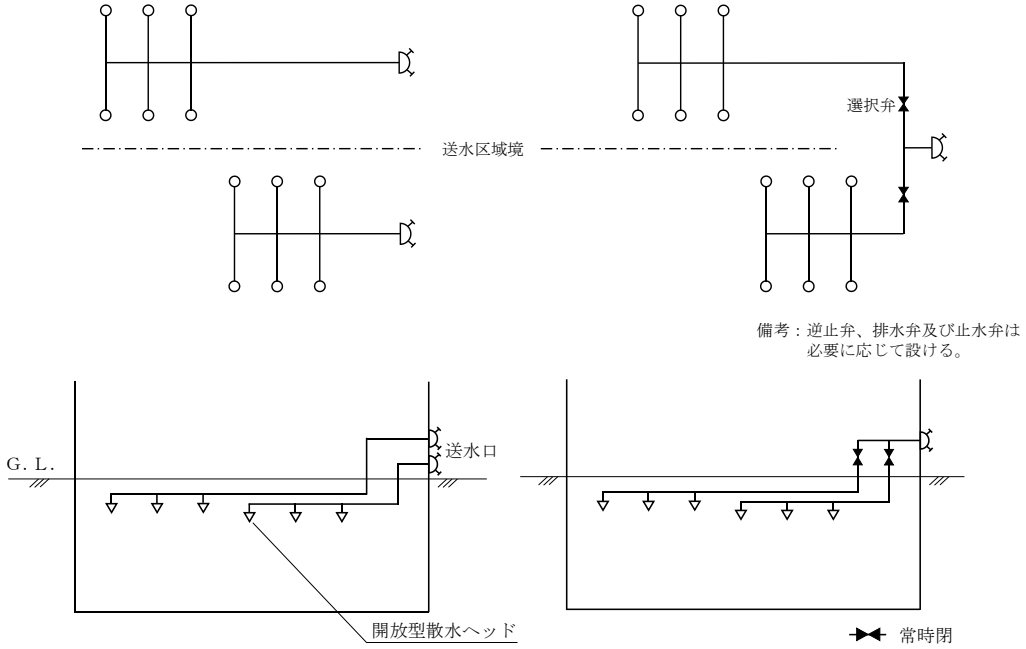

＜第 20－1 図＞

(2)　閉鎖型散水ヘッドを用いる方式

構成は、開放型散水ヘッドと同様であるが、開放型散水ヘッドに代わって、散水ヘッドのうち、閉鎖型のもの又は閉鎖型スプリンクラーヘッド（以下この第 20 において「閉鎖型散水ヘッド」という。）を使用する。（第 20－2 図参照）

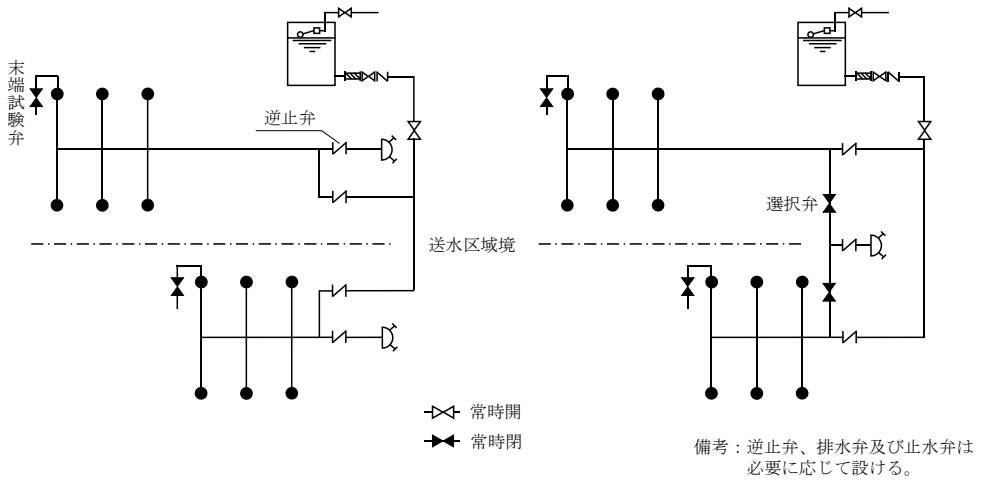

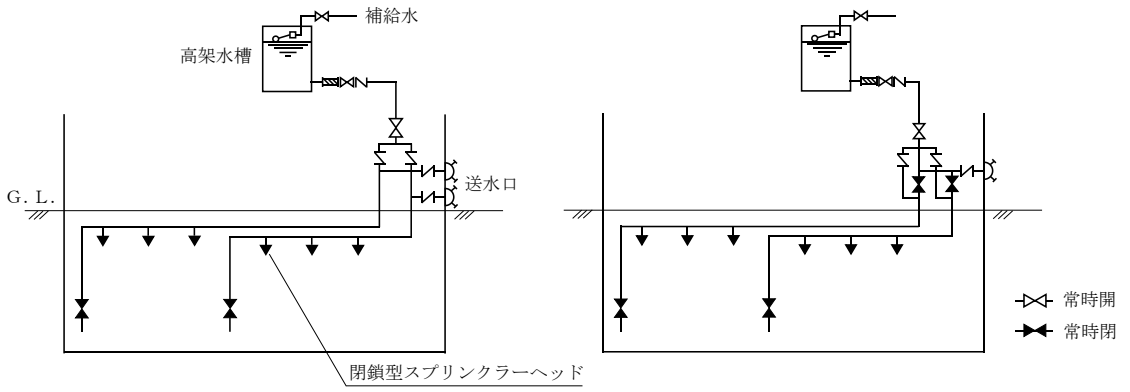

a　区域ごとに送水口を設置する例　　b　区域ごとに選択弁を設置する例

＜第 20－2 図＞

２　開放型散水ヘッドを用いる方式

散水ヘッドを開放型散水ヘッドとする場合は、次によること。

なお、2 以上の防火区画された部分（耐火構造の床若しくは壁又は常時閉鎖式の特定防火設備である防火戸で区画された部分をいう。）を一の送水区域とする場合は、閉鎖型散水ヘッドを使用すること。◇

(1)　配管等

配管、管継手、バルブ類等は、関連規定によるほか、次によること。

関 連 規 定		
規則第 30 条の 3		第 2 号、第 3 号
その他	「金属製管継手及びバルブ類の基準」（平成 20 年消防庁告示第 31 号）	

ア　管口径

開放型散水ヘッドを用いる連結散水設備の配管の口径は、一の送水区域に接続される散水ヘッドの取付け個数に応じ、第 20－1 表に定める呼び径以上とすること。◇

＜第 20－1 表＞

ヘッドの取付け個数	1 個以下	2 個以下	3 個以下	5 個以下	10 個以下
管の呼び径（A）	32 以上	40 以上	50 以上	65 以上	80 以上

※ 枝管に取り付けるヘッドの数は、一の枝管につき 5 個を限度とする。

イ　機器

配管等の機器は、第 2「屋内消火栓設備」3.(1)（ア.(ｲ)及び(ｴ)並びにウ.(ｴ)及び(ｵ)を除く。）を準用すること。

なお、次の(ｱ)から(ｳ)までに掲げる要件に適合する場合は、令第 32 条の規定を適用し、地中埋設部分に限り、合成樹脂製の管及び管継手を使用することができる。

(ｱ)　「合成樹脂製の管及び管継手の基準」（平成 13 年消防庁告示第 19 号）第 3 第 1 号表のうち、屋内消火栓設備及び屋外消火栓設備の配管に係る試験に合格していること。

(ｲ)　連結散水設備の設計送水圧力を上回る耐圧性能（最高使用圧力）を有していること。

(ｳ)　埋設された配管が、重量物の通過その他外圧の影響を受けて折損その他の事故により漏水しないこと。

ウ　設置方法

(ｱ)　配管等の支持

a　配管の両端の支持は端末とし、制御弁、選択弁又は垂直管等集中荷重のかかる直近に支持点を設けること。◇

b　支持間隔は、配管のたわみ等による過大応力の発生を考慮し、第20－2表を目安として設けること。◇

＜第20－2表＞

配管の呼び径（A）	32以下	40	50	65	80	90以上
支持間隔（m）	1.5	2	2	2.5	2.5	3

c　支持金具、吊り金具等は、管自重、流体重量、熱膨張、水撃作用等のせん断力及び張力に十分に耐えるものを使用すること。◇

(ｲ)　管の耐食措置

管の耐食措置は、規則第30条の3第3号ロの規定によるほか、次によること。

a　亜鉛メッキについては、JIS H9124（溶融亜鉛メッキ作業標準）によりJIS H2107（亜鉛地金）の蒸留亜鉛地金 1 種又はこれらと同等以上の品質を有する亜鉛地金を使用したものとすること。◇

b　溶接による配管を行った部分については、当該溶接箇所を亜鉛メッキと同等以上の性能を有する材料をもって入念に事後処理を施す等耐食措置を講じること。◇

(ｳ)　選択弁

選択弁を設ける場合は、規則第30条の3第2号の規定によるほか、次によること。◇

a　選択弁は､床面又は地盤面からの高さが0.8m以上1.5m以下の箇所に設けること。

b　選択弁は、一の送水区域ごとに1台設置すること。（第20－3図参照）

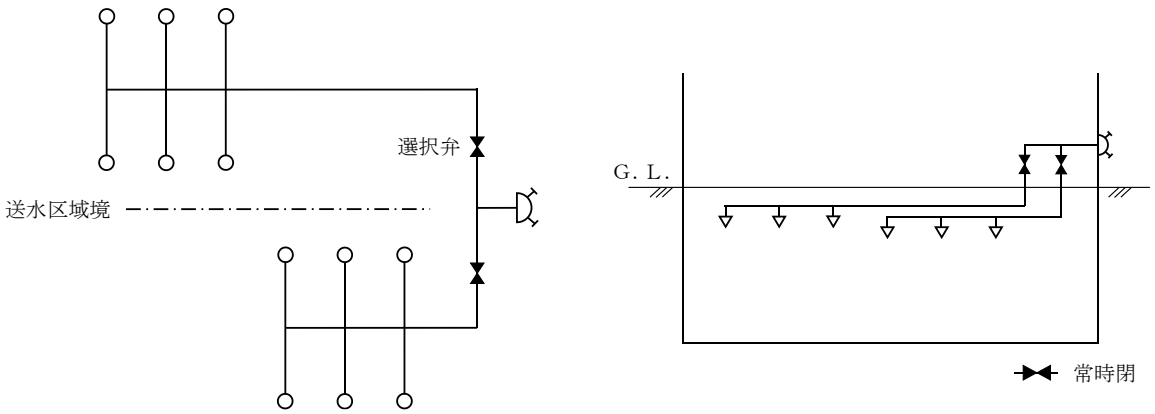

＜第20－3図＞

c　選択弁に一斉開放弁を設ける場合は、次によること。

(a)　一斉開放弁は、送水区域ごとに設けること。（第20－4図参照）

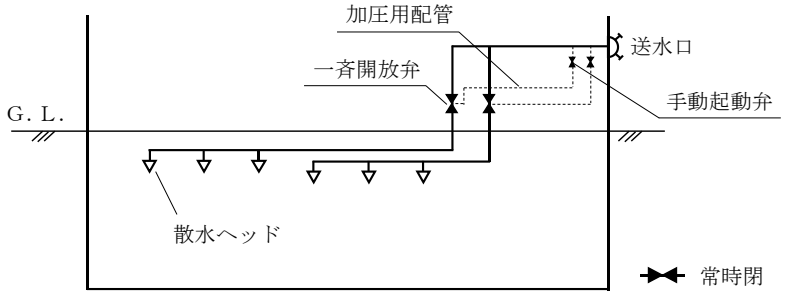

＜第 20－4 図＞

(b)　一斉開放弁は、第 20－3 表に示す最大流量以下となる呼び径のものを用いること。

＜第 20－3 表＞

呼び径（A）	40	50	65	80	100
最大流量（L/min）	450	700	1,200	1,800	2,100

(c)　火災の際延焼のおそれの少ない場所で、点検の容易な位置に設けること。

(d)　送水区域に放水することなく一斉開放弁の作動試験ができるよう試験弁、止水弁及び排水弁を設けること。◇

d　選択弁及び一斉開放弁には、当該弁である旨の表示及び送水区域を明示すること。

(ｴ)　配管等の耐震措置、埋設する場合の措置及び凍結防止措置は、第 2「屋内消火栓設備」3.(2).ウからオまでを準用すること。◇

(2)　開放型散水ヘッド

ア　機器

開放型散水ヘッドは、認定品を使用すること。◇

イ　設置方法

(ｱ)　一の送水区域ごとに自動火災報知設備の警戒区域を設定すること。◇

(ｲ)　開放型散水ヘッドの取付け面との距離は、50ｃｍ以下とすること。◇

(ｳ)　開放型散水ヘッド相互の設置間隔は、第 20－4 表を参照すること。◇

＜第 20－4 表＞

A	B	C	D
0.2	3.694	0.4	7.389
0.4	3.678	0.8	7.357
0.6	3.651	1.2	7.302
0.8	3.612	1.6	7.225
1.0	3.563	2.0	7.125
1.2	3.500	2.4	7.000
1.4	3.425	2.8	6.850
1.6	3.336	3.2	6.672
1.8	3.233	3.6	6.465
2.0	3.113	4.0	6.226
2.2	2.975	4.4	5.950
2.4	2.816	4.8	5.632
2.6	2.632	5.2	5.265
2.8	2.418	5.6	4.837
3.0	2.166	6.0	4.331
3.2	1.857	6.4	3.751
3.4	1.459	6.8	2.919
3.6	0.854	7.2	1.709

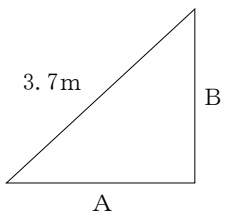

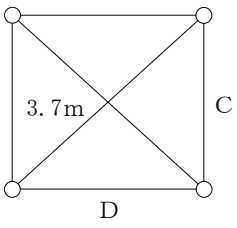

(3)　設計送水圧力

設計送水圧力（消防隊がポンプ車で送水する際の送水口における圧力をいう。以下この第20において同じ。）は、次によること。◇

ア　設計送水圧力の上限は、1.6ＭＰａとすること。

イ　設計送水圧力は、送水口から、放水圧力が最も低くなると予想される最高位又は最遠部の開放型散水ヘッドが、放水圧力0.5ＭＰａ以上で180Ｌ/min以上の放水を行える圧力とすること。

ウ　設計送水圧力による開放型散水ヘッドの放水圧力は、1.0ＭＰａを超えないこと。

エ　配管等の摩擦損失計算は、「配管の摩擦損失計算の基準」（平成20年消防庁告示第32号。以下この第20において「32号告示」という。）によること。

３　閉鎖型散水ヘッドを用いる方式

散水ヘッドを閉鎖型散水ヘッドとする場合は、次によること。

(1)　配管等

配管等は、前2.(1)（アを除く。）を準用するほか、次によること。

ア　閉鎖型散水ヘッドを用いる連結散水設備の配管の口径は、規則第30条の3第3号ニの規定にかかわらず、第20－5表に定める管の呼び径以上とすることができる。

＜第20－5表＞

ヘッドの取付け個数	1～2個	3個	4～5個	6～10個	11～20個
管の呼び径（A）	25以上	32以上	40以上	50以上	65以上

※ 枝管に取り付けるヘッドの数は、一の枝管につき5個を限度とする。

イ　配管は、次による補助用高架水槽により、常時充水しておくこと。◇

(ｱ)　補助用高架水槽は、鋼板、ガラス繊維強化プラスチック又はこれと同等以上の強度、耐食性を有する材料で造られたものとすること。

(ｲ)　有効水量は、1,000Ｌ以上とすること。ただし、当該水槽の水位が低下した場合に、自動的に給水できる装置を設けた場合には、当該水量を200Ｌとすることができる。

(ｳ)　補助用高架水槽と接続する配管には、可とう管継手、止水弁及び逆止弁を設けること。

ウ　末端試験装置

流水点検のため、末端試験弁を次により設けること。◇

(ｱ)　末端試験弁は、一の放水区域ごとに設けること。

(ｲ)　放水圧力が最も低くなると予想される配管の部分に設けること。

(ｳ)　末端試験弁には、その直近の見やすい箇所に、第26「標識」に定める末端試験弁である旨の標識を設けること。

(2)　閉鎖型散水ヘッド

ア　機器

閉鎖型散水ヘッドは、「閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令」（昭和40年自治省令第2号）に定める標準型ヘッド（小区画ヘッドを除く。）とし、感度種別

は２種のものを使用すること。

イ　設置方法

閉鎖型散水ヘッドの配置等は、第 3「スプリンクラー設備」Ⅱ.1.(2)を準用すること。

(3)　設計送水圧力

設計送水圧力は、次によること。

ア　設計送水圧力の上限は、1.6ＭＰａとすること。

イ　設計送水圧力は、送水口から、放水圧力が最も低くなると予想される最高位又は最遠部の閉鎖型スプリンクラーヘッドが、放水圧力 0.1ＭＰａ以上で 80Ｌ/min 以上の放水を行える圧力とすること。

ウ　閉鎖型スプリンクラーヘッドの同時開放個数は、5 個とすること。

エ　設計送水圧力による閉鎖型スプリンクラーヘッドの放水圧力は、1.0ＭＰａを超えないこと。

オ　配管等の摩擦損失計算は、32 号告示によること。

４　送水口

送水口は、関連規定によるほか、次によること。

関 連 規 定		
令第 28 条の 2	第 2 項	第 2 号
規則第 30 条の 3		第 4 号
その他	「スプリンクラー設備等の送水口の基準」(平成 13 年消防庁告示第 37 号)	

(1)　位置

送水口の位置は、第 3「スプリンクラー設備」Ⅰ.9.(1).ア及びウを準用すること。

(2)　機器

ア　送水口の結合金具は、差込式のものとすること。◇

イ　送水口は、認定品を使用すること。◇

ウ　管の接続は、管フランジ又は管用ねじとし、呼称 100 以上とすること。◇

(3)　標識及び灯火

ア　規則第 30 条の 3 第 4 号ニに規定する「連結散水設備の送水口である旨を表示した標識」は、第 26「標識」の定めるところによること。★

イ　送水口の上部には、第 2「屋内消火栓設備」4.(2).ア.(ｲ).ｄに準じた赤色の灯火を設けること。◇

５　連結散水設備又は散水ヘッドの設置を要しない部分

連結散水設備又は散水ヘッドの設置を要しない部分の取扱いについては、規則第 30 条の 2 及び第 30 条の 2 の 2 の規定によるほか、次によること。

(1)　連結散水設備を設置しないことができる防火対象物

特定主要構造部を耐火構造とした防火対象物で、外周（外壁）が 2 面以上及び周長の 1/2 以上がドライエリアその他の外気（以下この第 20 において「ドライエリア等」という。）に開放されており、かつ、次の全ての要件に適合する場合は、令第 32 条の規定を適用し、連

結散水設備を設置しないことができる。

ア　ドライエリア等に面して消火活動上有効な開口部（直径1m以上の円が内接することができる開口部又はその幅及び高さがそれぞれ0.75m以上及び1.2m以上の開口部）を2以上有し、かつ、当該開口部は規則第5条の5第2項各号（第2号を除く。）の規定に該当するものであること。

イ　開口部が面するドライエリア等の幅は、当該開口部がある壁から2.5m以上であること。ただし、消火活動上支障がないものは、この限りでない。

ウ　ドライエリア等には、地上からその底部に降りるための傾斜路、階段等（以下この第20において「傾斜路等」という。）の施設が設けられていること。

エ　ドライエリア等の面する部分の外壁の長さが 30mを超えるものは、2 以上の傾斜路等を有すること。

(2)　散水ヘッドを設けないことができる部分

ア　規則第30条の2第2号から第5号までに規定するその他これらに類する部分等とは、第20－6表に掲げる場所が該当するものであること。

＜第20－6表＞

	規則第30条の2に規定する部分	その他これらに類する部分
2号	浴室、便所	洗面室、洗濯室、脱衣室、シャワー室等
3号	エレベーター機械室、機械換気設備の機械室	ポンプ室、冷凍機室、冷凍･冷蔵室、受水槽室、ボイラー室、乾燥室、オイルタンク室等
	通信機器室、電子計算機器室	電話交換機室、電子計算機資料室、放送室、中央管理室、防災センター等
4号	発電機、変圧器	蓄電池、充電装置、配電盤、開閉器等
5号	エレベーターの昇降路、リネンシュート、パイプダクト	給排気ダクト、メールシュート、ダストシュート、ダムウェーターの昇降路等

イ　次に掲げる部分は、令第32条の規定を適用し、散水ヘッドを設けないことができる。

(ｱ)　準耐火構造の床若しくは壁又は防火設備である防火戸で区画された階段室（水平投影面積が50㎡以下のものに限る。）

(ｲ)　避難階段又は特別避難階段

(ｳ)　令別表第1(10)項に掲げる防火対象物で、特定主要構造部を耐火構造とし、かつ、天井及び壁の室内に面する部分の仕上げが不燃材料で造られ、可燃物が存置されていないプラットホーム、コンコースその他これらに類する部分で連結送水管が設置されている部分

(ｴ)　規則第13条第3項第6号から第8号までに掲げる部分

(ｵ)　第3「スプリンクラー設備」Ⅰ.4.(2).ア及びⅣ.4に定めるスプリンクラーヘッドの設置を省略できる部分

６　総合操作盤

総合操作盤は、関連規定によるほか、第25「総合操作盤」によること。

関 連 規 定		
規則第 30 条の 3		第 5 号
その他	「総合操作盤の基準を定める件」（平成 16 年消防庁告示第 7 号） 「総合操作盤の設置方法を定める件」（平成 16 年消防庁告示第 8 号）	

第２１　連結送水管

１　送水口

送水口は、関連規定によるほか、次によること。

関 連 規 定		
令第 29 条	第 2 項	第 3 号
規則第 31 条		第 1 号、第 3 号、第 4 号、第 4 号の 2
その他	「スプリンクラー設備等の送水口の基準」（平成 13 年消防庁告示第 37 号）	

(1)　位置

送水口の位置は、第 3「スプリンクラー設備」Ⅰ.9.(1).ア及びウを準用すること。

(2)　機器

機器は、第 20「連結散水設備」4.(2)を準用すること。

(3)　標識及び灯火

ア　規則第 31 条第 4 号に規定する標識は、第 26「標識」の定めるところによること。★

イ　加圧送水装置が設けられるものは、第 26「標識」に定める当該設備の設置階及びポンプの定格吐出量の表示を設けること。◇

ウ　送水口の上部には、第 2「屋内消火栓設備」4.(2).ア.(ｲ).ｄに準じた赤色の灯火を設けること。◇

２　配管等

配管、管継手及びバルブ類（以下この第 21 において「配管等」という。）は、関連規定によるほか、次によること。

関 連 規 定		
令第 29 条	第 2 項	第 2 号
令第 30 条の 4	第 1 項	
規則第 31 条		第 5 号
その他	「金属製管継手及びバルブ類の基準」（平成 20 年消防庁告示第 31 号）	

(1)　管口径

枝管は呼び径 65Ａ以上のものとすること。◇

(2)　機器

配管等の機器は、第 2「屋内消火栓設備」3.(1)（ア.(ｲ)を除く。）を準用すること。

なお、次の全ての要件に適合する場合は、令第 32 条の規定を適用し、地中埋設部分に限り、合成樹脂製の管及び管継手を使用することができる。

ア　「合成樹脂製の管及び管継手の基準」（平成 13 年消防庁告示第 19 号）第 3 第 1 号表のうち、屋内消火栓設備及び屋外消火栓設備の配管に係る試験に合格していること。

イ　連結送水管の設計送水圧力を上回る耐圧性能（最高使用圧力）を有していること。

ウ　埋設された配管が、重量物の通過その他外圧の影響を受けて折損その他の事故により漏水しないこと。

(3)　設置方法

ア　配管内の充水

配管内は、速やかな放水及び配管の腐食防止のため、補助用高架水槽により常時充水しておくこと。◇

なお、補助用高架水槽については、第２「屋内消火栓設備」3.(2).ア.(ｱ)を準用すること。◇

イ　送水口の直近には、止水弁及び逆止弁を設けること。◇

ウ　配管の最下端部には、排水弁を設けること。◇

エ　屋上等の配管の末端付近には、試験をするための放水口を設けること。◇

ただし、当該放水口がなくとも有効に試験をすることができる場合は、この限りでない。

オ　同一棟に複数の立管がある場合は、それぞれの立管に送水口を設け、かつ、バイパス配管により立管を相互に接続すること。◇（第21－1図参照）

カ　配管等の耐震措置、埋設する場合の措置及び凍結防止措置は、第２「屋内消火栓設備」3.(2).ウからオまでを準用すること。◇

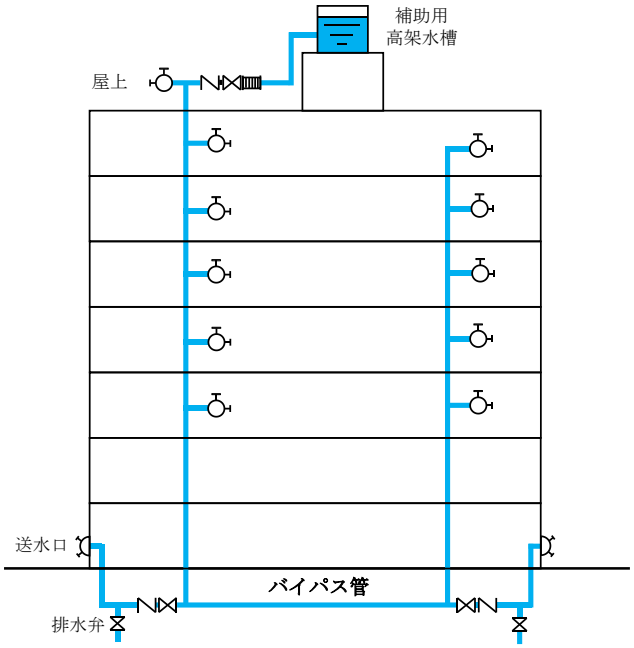

＜第21－1図＞

３　設計送水圧力

規則第31条第5号の規定による配管等の設計送水圧力に係る計算は、次によること。

(1)　設計送水圧力は、次の式により求めた値以上の値とすること。

$H = h_1 + h_2 + h_3 + h_4$

Ｈ：設計送水圧力（単位：ＭＰａ）
ｈ１：消防用ホースの摩擦損失水頭換算圧（単位：ＭＰａ）
ｈ２：配管の摩擦損失水頭換算圧（単位：ＭＰａ）
ｈ３：背圧（単位：ＭＰａ）
ｈ４：ノズルの先端における放水圧力（0.6）（単位：ＭＰａ）

(2)　配管の流量は、1,000Ｌ/minとして摩擦損失計算を行うこと。

(3)　設計送水圧力の上限は1.6ＭＰａとすること。◇

４　放水口等

放水口等は、関連規定によるほか、次によること。

関 連 規 定		
令第 29 条	第 2 項	第 1 号、第 4 号
規則第 30 条の 4	第 2 項	
規則第 31 条		第 2 号、第 3 号、第 4 号、第 4 号の 2、第 6 号
その他	「屋内消火栓設備の屋内消火栓等の基準」（平成 25 年消防庁告示第 2 号）	

(1)　位置

ア　放水口は、次のいずれかに掲げる場所で、消防隊が有効に消火活動を行うことができる位置に設けること。

(ｱ)　階段室、非常用エレベーターの乗降ロビーその他これらに類する場所

(ｲ)　前(ｱ)に掲げる場所の出入口から 5m以内の場所◇

イ　建築構造上、各階の階段室に設けることが困難な場合で、消火活動上支障がない場合は、当該階と下階の中間の踊場に設けることができる。

(2)　機器

ア　放水口の結合金具は、差込式のものとし、呼称 65 及び 50 の両方に対応したもの（65･50 兼用型）の差し口に適合するものであること。◇

イ　放水口は、正面向き又はＬ型放水口の回転型とすること。◇

ウ　放水口の開閉弁は、認定品を使用すること。◇

(3)　格納箱等

ア　高層階（地階を除く階数が 11 以上の階をいう。以下この第 21 において同じ。）以外の階の放水口に格納箱を設ける場合は、次によること。

(ｱ)　箱の材質は、厚さ 1.6ｍｍ以上の鉄製とすること。ただし、扉の部分については、難燃材料とすることができる。◇

(ｲ)　箱の大きさは、放水口を単口で設ける場合は、幅 40ｃｍ以上、高さ 50ｃｍ以上とし、放水口を双口で設ける場合は、幅 80ｃｍ以上、高さ 50ｃｍ以上とすること。◇（第 21－2 図参照）

なお、屋内消火栓と併設して収納する場合は、第 2「屋内消火栓設備」4.(2).ア.(ｱ).ｂを準用すること。◇

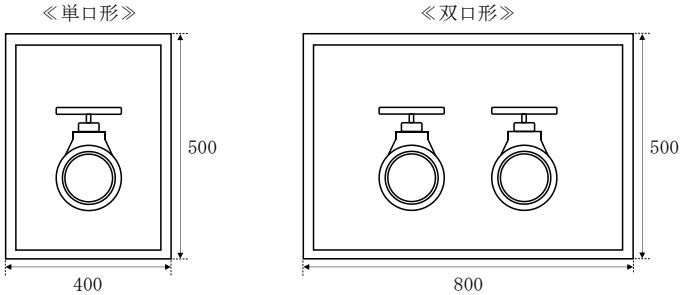

＜第 21－2 図＞

(ｳ)　標識及び灯火

a　規則第 31 条第 4 号に規定する標識は、第 26「標識」の定めるところによること。★

b　放水口の上部には、第２「屋内消火栓設備」4.(2).ア.(ｲ).ｄに準じた赤色の灯火を設けること。◇

ただし、同一の格納箱に、規則第31条の２第９号ロの規定による非常コンセント設備の灯火を設けた場合は、この限りでない。

c　連結送水管の放水口と屋内消火栓を併設して収納する場合は、第２「屋内消火栓設備」4.(2).ア.(ｲ).ｂを準用すること。◇

イ　高層階に設ける放水用器具を格納した箱（以下この第21において「ホース格納箱」という。）は、次によること。

なお、地盤面から床面までの高さが31mを超える階についても同様とする。◇

(ｱ)　構造等

a　箱の材質及びホースの収納方法は、第２「屋内消火栓設備」4.(2).ア.(ｱ).ａ及びｃを準用すること。◇

b　箱の大きさは、第９「屋外消火栓設備」4.(1).アを準用すること。◇

c　非常コンセントをホース格納箱に内蔵するものは、非常コンセントの導電部に水の飛沫を受けない構造とすること。◇

(ｲ)　設置方法

次に掲げるホース格納箱を各階ごとに設けた場合は、規則第31条第６号ロ及びハの規定によらずとも差し支えないものとする。

a　ノズル圧力0.35ＭＰａのとき棒状放水で400Ｌ/min（ノズル口径19mm相当、有効射程10m以上）、ノズル圧力0.6ＭＰａのとき噴霧放水で展開角度60度のとき、500Ｌ/min以上の放水量が得られる噴霧切換ノズルを１本以上設けること。

b　長さ20m以上のホースを２本以上設けること。

(ｳ)　標識

規則第31条第６号ニに規定するホース格納箱への標識は、第26「標識」の定めるところによること。★

(ｴ)　放水用器具の免除

規則第30条の４第２項に規定する「非常用エレベーターが設置されており、消火活動上必要な放水用器具を容易に搬送することができるものとして消防長又は消防署長が認める建築物」とは、11階以上の全ての階に、非常用エレベーターの乗降ロビーが設けられている防火対象物をいう。

なお、送水口付近には、第26「標識」に定める非常用エレベーターが設けられている旨の表示が設けられていること。

５　高さ70mを超える建築物に設ける加圧送水装置（ブースターポンプ）

高層階を有する高さ70mを超える建築物に設ける加圧送水装置（以下この第21において「ブースターポンプ」という。）は、規則第31条第６号イ及び第７号の規定によるほか、次によること。（第21－3図参照）

(1)　設置場所等

ア　ブースターポンプの設置場所は、第２「屋内消火栓設備」1.(1)を準用すること。◇

イ　ブースターポンプの設置位置は、送水口における設計送水圧力が 1.6ＭＰａ以下で、かつ、各階の放水口におけるノズル圧力が 0.6ＭＰａ（指定圧力の場合は当該圧力をいう。）以上得られるよう設けること。この場合、ポンプへの押込圧力は、設計送水圧力で送水した場合にポンプの許容押込圧力以下とすること。◇

(2)　機器

ブースターポンプは、認定品を使用すること。◇

(3)　配管の構造等

ア　ブースターポンプには、当該ポンプの吸水側配管と吐出側配管との間にバイパス配管を設け、かつ、同バイパス管には止水弁及び逆止弁を設けること。◇

イ　2 以上の立上り管を設置し、加圧ポンプを兼用した場合は、各送水口から送水された水が合流するポンプの吸水側配管及び吐出側配管の口径は、摩擦損失計算によるほか、150ｍｍ以上とすること。◇

ウ　ブースターポンプの吐出側直近部分の配管には、止水弁及び逆止弁を設けること。◇

エ　ブースターポンプの吸水側直近部分の配管には、止水弁を設けること。◇

(4)　中間層水槽

ブースターポンプには、ポンプの性能を試験するための有効水量 3 ㎥以上の中間層水槽を設け、当該水槽の水位が低下した場合に、自動的に給水できる装置を設けること。◇

(5)　起動装置

起動装置は、規則第 31 条第 6 号イ(ﾊ)の規定によるほか、次によること。

ア　ポンプの起動方式は、次のいずれかによること。

(ｱ)　直接操作できるものであり、かつ、送水口の直近又は防災センター等に設けられた操作部から遠隔操作できるもの。

(ｲ)　流水検知装置、圧力検知装置等により自動で起動する方式のもの。

イ　ポンプが起動した旨の表示灯又はこれに類する表示装置を送水口付近に設けること。◇

≪ブースターポンプ設置例≫

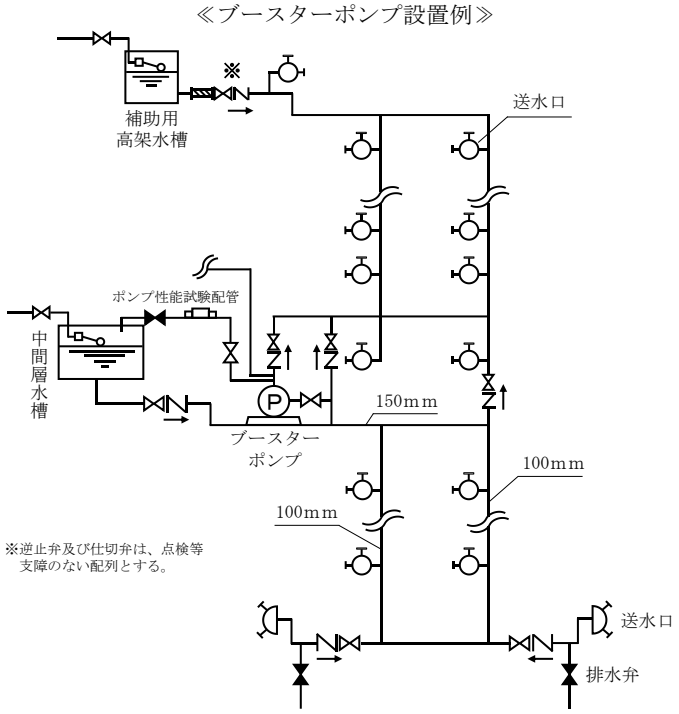

＜第 21－3 図＞

６　非常電源

非常電源は、規則第 31 条第 7 号及び「耐火電線の基準」（平成 9 年消防庁告示第 10 号）の規定によるほか、第 24「非常電源」によること。

７　貯水槽等の耐震措置

貯水槽等の耐震措置は、規則第 31 条第 10 号の規定によるほか、第 2「屋内消火栓設備」6 を準用すること。

８　特例基準

スキップ型の共同住宅等、各階に廊下、エレベーターホール等の共用部分を有しない防火対象物について、次の全ての要件に適合する場合は、令第 32 条の規定を適用し、全ての階に放水口を設けないことができるものとする。

(1)　放水口の設置場所は、エレベーターの乗降ロロビー等の消火活動上支障がないと認められる場所に設けられていること。

(2)　防火対象物の各部分から一の放水口までの歩行距離が 50m以下であること。

(3)　出火階の上下階にホースを延長できるよう、放水口は双口形であること。

(4)　放水口の上部には、第 2「屋内消火栓設備」4.(2).ア.(ｲ). d に準じた赤色の灯火を設けること。

９　総合操作盤

総合操作盤は、関連規定によるほか、第 25「総合操作盤」によること。

関 連 規 定		
規則第 31 条		第 9 号
その他	「総合操作盤の基準を定める件」（平成 16 年消防庁告示第 7 号） 「総合操作盤の設置方法を定める件」（平成 16 年消防庁告示第 8 号）	

第２２　非常コンセント設備

１　設置位置

非常コンセントの設置位置は、令第 29 条の 2 第 2 項第 1 号及び規則第 31 条の 2 第 1 号の規定によるほか、第 21「連結送水管」4.(1)を準用すること。

２　非常コンセント

非常コンセントは、規則第 31 条の 2 第 2 号から第 4 号までの規定によること。

３　保護箱

規則第 31 条の 2 第 2 号に規定する保護箱は、次によること。

(1)　保護箱は、火災の影響を受けるおそれの少ない場所に設けること。◇
ただし、次のいずれかに該当する場合については、この限りでない。
ア　耐火構造の壁等に埋め込む場合
イ　「配電盤及び分電盤の基準」（昭和 56 年消防庁告示第 10 号）第 3.1.(2)に準じたものを設ける場合

(2)　保護箱の大きさは、短辺 20ｃｍ以上、長辺 25ｃｍ以上とすること。◇

(3)　保護箱の材質は、防食加工を施した厚さ 1.6ｍｍ以上の鋼製とすること。◇

(4)　保護箱には、容易に開閉できる扉を設けること。◇

(5)　保護箱内には、差し込みプラグの離脱を防止するためのフック（Ｌ型又はＣ型）等を設けること。◇

(6)　保護箱には、Ｄ種接地を施すこと。◇

４　標示

非常コンセント設備の標示は、規則第 31 条の 2 第 9 号イ及びロの規定によるほか、次によること。

(1)　規則第 31 条の 2 第 9 号イに規定する保護箱への表示は、第 26「標識」の定めるところによること。★

(2)　規則第 31 条の 2 第 9 号ロに規定する赤色の灯火は、第 2「屋内消火栓設備」4.(2).ア.(ｲ).ｄの規定を準用すること。この場合において、第 21「連結送水管」4.(3).ア.(ｳ).ｂの規定により設ける赤色の灯火と兼用することができるものとする。

５　消火栓箱等と保護箱との接続

非常コンセントの保護箱を消火栓箱等に接続する場合は、次によること。

(1)　保護箱は、消火栓等の上部とすること。◇

(2)　消火栓部分、放水口部分及び弱電流電線等と非常コンセントは、不燃材料等で区画すること。◇

６　電源からの回路

電源からの回路は、規則第 31 条の 2 第 5 号から第 7 号までの規定によるほか、次によること。なお、非常コンセント設備の回路の構成は、第 22－1 図を参照すること。

(1)　電源回路には、地絡により電路を遮断する装置を設けないこと。◇

(2)　専用回路の幹線から各階の非常コンセントに分岐する場合は、分岐用の配線用遮断器を設けること。◇

(3)　前(2)の配線用遮断器は、保護箱又は不燃材料で造られた点検できる埋込み式のボックスに格納すること。◇

ただし、耐火性能を有するパイプシャフト等の区画内に設ける場合は、この限りでない。

(4)　分岐用の配線用遮断器の容量は、100Ｖ、15Ａ以上とすること。◇

(5)　保護箱内の配線及びプラグ受け等の充電部は、露出しないように設けること。◇

(6)　分岐する場合に用いるプルボックス等は、前 3.(3)に準じたものを用いること。◇

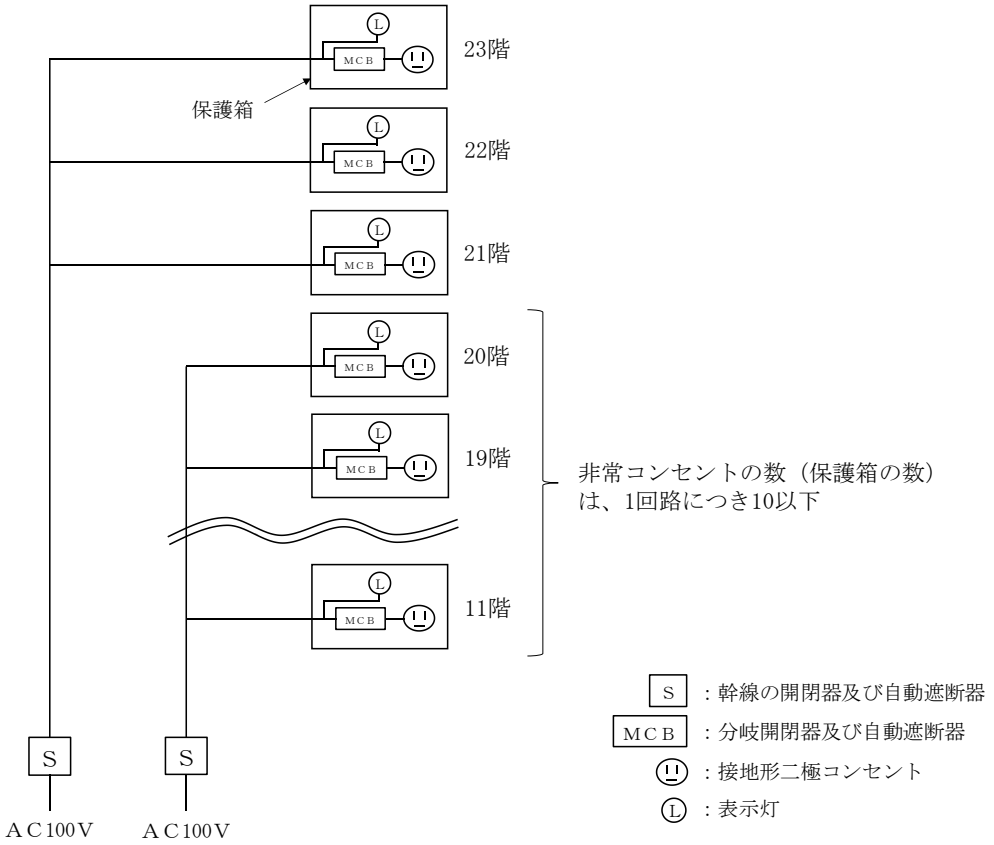

＜第 22－1 図（回路構成図例）＞

７　幹線容量

幹線容量は、次によること。

(1)　幹線容量は、1 回路につき 100Ｖ、15Ａ以上の容量を有効に供給できるものとすること。

(2)　幹線容量は電圧降下を考慮し、低圧で電気の供給を受けている場合は、電圧降下を標準電圧の 2%以下となるように算定すること。◇

ただし、電気使用場所内に設けた変圧器から供給する場合は、3%以下とすることができる。

８　電源及び非常電源

非常電源は、関連規定によるほか、第 24「非常電源」によること。

関 連 規 定		
規則第 31 条の 2		第 8 号、第 9 号
その他	「耐火電線の基準」（平成 9 年消防庁告示第 10 号） 「耐熱電線の基準」（平成 9 年消防庁告示第 11 号）	

９　電気の供給容量

電気の供給容量は、令第 29 条の 2 第 2 項第 2 号の規定によること。

10　総合操作盤

総合操作盤は、関連規定によるほか、第 25「総合操作盤」によること。

関 連 規 定		
規則第 31 条の 2		第 10 号
その他	「総合操作盤の基準を定める件」（平成 16 年消防庁告示第 7 号） 「総合操作盤の設置方法を定める件」（平成 16 年消防庁告示第 8 号）	

第２３　無線通信補助設備

１　用語の定義

(1)　「漏洩同軸ケーブル」とは、内部導体、外部導体からなる同軸ケーブルで、かつ、ケーブル外の空間に電波を放射させるため、外部導体に使用周波数帯に応じた一定周期のスロットを設けた構造のものをいう。

(2)　「無線機」とは、消防隊が使用する携帯用プレストーク方式の無線機で、同一周波数の送信及び受信ができるものであり、かつ、送信時の定格出力が 1Wのものをいう。

(3)　「接続端子」とは、無線機と無線通信補助設備の相互間を電気的に接続するための器具であって、建築物又は工作物の壁等に固定されるものをいう。

(4)　「混合器」とは、2 以上の入力を混合する装置で、入力端子間相互の結合は、無線機の機能を損傷させない程度の減衰性能を有するものをいう。

(5)　「分配器」とは、入力端子へ加えた信号を 2 以上に分配する装置で方向性のないものをいう。

(6)　「共用器」とは、混合器、分波器等で構成され、2 以上の周波数を混合又は分波する装置で、感度抑圧、相互変調等による相互の妨害を生じさせないものをいう。

２　使用周波数

無線通信補助設備は、260MＨｚ帯及び 400MＨｚ帯の周波数を有効に伝送及び輻射できるものであること。

３　設備方式及び機能

(1)　無線通信補助設備の方式は、次のいずれかであること。

ア　漏洩同軸ケーブル方式

漏洩同軸ケーブル、同軸ケーブル、分配器、接続端子、その他これらに類する器具で構成されているもの

イ　漏洩同軸ケーブル及び空中線方式

漏洩同軸ケーブル、空中線、同軸ケーブル、分配器、接続端子、その他これらに類する器具で構成されているもの

ウ　空中線方式

空中線、同軸ケーブル、分配器、接続端子、その他これらに類する器具で構成されているもの

(2)　無線通信補助設備は、電波を輻射する漏洩同軸ケーブル及び空中線を防火対象物の屋内の部分（地下）に設けることとするほか、次によること。★

ア　当該防火対象物以外の部分への電波の漏洩は、できる限り少なくし、他の無線局の運用に支障を与えないものであること。

イ　放送受信設備に妨害を与えないものであること。

ウ　有線電気通信設備令（昭和 28 年政令第 131 号）に定める規定に適合すること。

(3)　無線通信補助設備に他の用途を共用する場合には、次の用途以外の接続端子を設けないこと。★

ア　警察用の無線通信

イ　防災管理用の無線通信

ウ　前ア及びイ以外の用途に使用するもので、電波法（昭和 25 年法律第 131 号）又は電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）で認める無線通信又は有線通信

(4)　前(3)の用途と共用する場合には、共用器を設けること。★

ただし、共用器を設けなくとも使用周波数から感度抑圧、相互変調等による相互の妨害を生じないものについては、この限りでない。

(5)　接続端子に無線機を接続し、防火対象物内を移動する無線機と通信を行った場合、全区域にわたり無線連絡ができること。★

ただし、次に掲げる部分については、この限りでない。

ア　耐火構造及び特定防火設備である防火戸で区画された床面積の合計が 100 ㎡以下の倉庫、機械室、電気室、その他これらに類する部分

イ　室内の各部分から一の出入口までの歩行距離が 20m以下の部屋で、各出入口のシャッター及び扉が閉じられた状態における当該室内の部分

ウ　柱、壁、金属物等のある場所のうち、電波が著しく遮蔽される僅少な部分

(6)　一の接続端子に無線機を接続した場合、他の接続端子に接続した無線機と通話ができること。★

４　接続端子等（消防の用に供するものに限る。）

無線機を接続する端子は、規則第 31 条の２の２第８号の規定によるほか、次によること。

(1)　接続端子は、規則第 31 条の２の２第８号イ、ロ及びハの規定によるほか、次によること。

ア　地上で消防隊が現場指揮本部等として有効に活動できる場所及び防災センター等に設けること。

なお、地上に設ける接続端子は、次の点に留意すること。

(ｱ)　現場指揮所としてのスペースが確保できる場所であること。

(ｲ)　ポンプ車、無線車等の消防車両の接近が容易な場所で、車載無線により基地局と通信ができる場所であること。

(ｳ)　消防活動上の障害とならない場所であること。

イ　前アにより地上に設ける接続端子の数は、一の出入口から他の出入口までの歩行距離が 300m以上となる場合は、２箇所以上とすること。★

ウ　接続端子は、JIS C5411 高周波同軸 C01 形のコネクタのうち、コネクタ形状が接せん座、コンタクト形状がめすのものに適合するものであること。★

エ　端子の末端には、電気的、機械的保護のためにキャップ（接続端子が一の場合に限る。）又は無反射終端抵抗器を設けること。★

ただし、(2).キに規定する接続用の同軸ケーブルを常時接続しているものについては、この限りでない。

オ　地上に設ける接続端子は、前 3.(3)の用途に供する接続端子から 5m以上の距離を有す

ること。★

(2)　接続端子を収容する保護箱は、規則第 31 条の 2 の 2 第 8 号ニの規定によるほか、次によること。★

ア　保護箱の材質は、防食加工を施した厚さ 1.6ｍｍ以上の鋼板製又はこれと同等以上の強度を有するものであること。ただし、屋内に設けるものにあっては、厚さ 0.8ｍｍ以上とすることができる。

イ　保護箱は、容易に開閉できる扉を有し、かつ、操作が容易に行える大きさのものであること。

ウ　地上に設けるものは、施錠できる構造とすること。

エ　地上に設ける保護箱のかぎ穴及び扉部には、防滴及び防塵措置を講じること。

オ　保護箱内の見やすい箇所に最大許容入力電力、使用できる周波数帯域及び注意事項等を表示すること。

カ　規則第 31 条の 2 の 2 第 8 号ニ(ﾛ)に規定する保護箱への表示は、第 26「標識」の定めるところによること。

キ　保護箱内には、可とう性のある接続用の同軸ケーブルを 2m以上収容すること。

ク　前キの接続用の同軸ケーブルは、保護箱扉の開閉に支障がなく、ケーブルに無理のかからないように収容すること。

ケ　前キの接続用の同軸ケーブル両端には、JIS C5411 高周波同軸 C01 形コネクタ及び JIS C5412 高周波同軸 C02 形コネクタ（コネクタ形状が接せん、コンタクト形状がおすのものに限る。）に適合するものが設けられていること。

５　分配器等

混合器、分配器、その他これらに類する器具（以下この第 23 において「分配器等」という。）は、規則第 31 条の 2 の 2 第 6 号の規定によるほか、次によること。★

(1)　ほこり、湿気等によって機能に異常を生じないこと。

(2)　腐食によって機能に異常をおよぼすおそれのある部分は、防食措置が講じられていること。

(3)　前 2 の使用周波数において、電圧定在波比は 1.5 以下であること。ただし、共用器は除く。

(4)　接続部には、防水措置を講じること。ただし、防水措置を講じた箱内に収納する場合は、この限りでない。

(5)　厚さ 0.8ｍｍ以上の鋼板製又はこれと同等以上の強度を有する箱に収納すること。

(6)　設置位置は、保守点検及び取扱いが容易に行える場所とするほか、次のいずれかによること。ただし、別記「耐熱形漏洩同軸ケーブル等の基準」に適合する耐熱効果のある箱に収容するものについては、この限りでない。

ア　防災センター等及び電気室等で、壁、床及び天井が不燃材料で造られており、かつ、開口部には防火設備である防火戸が設けられた室内

イ　不燃材料で区画された天井裏

ウ　耐火性能を有するパイプシャフト内（ピット等を含む。）

エ　特別避難階段の階段室内

オ　前アからエまでに類する場所で延焼のおそれの少ない場所

６　漏洩同軸ケーブル等

漏洩同軸ケーブル、同軸ケーブル及び空中線（以下この第 23 において「漏洩同軸ケーブル等」という。）は、前 5.(1)，(2)及び(5)並びに規則第 31 条の 2 の 2 第 1 号から第 5 号までの規定によるほか、次によること。★

(1)　難燃性を有し、かつ、湿気により電気的特性が劣化しないものとすること。

(2)　接続部分には、接せんが用いられ、かつ、接せん相互間の接続には、可とう性のある同軸ケーブルを用い、適度な余裕をもって接続すること。

(3)　露出して設ける場合には、避難上及び通行上障害とならない位置とすること。

(4)　漏洩同軸ケーブル等は、当該ケーブル等にけいそう土等を巻くか、又は不燃材料で区画された天井裏に敷設する等これらと同等以上の耐熱措置を講じること。ただし、別記「耐熱形漏洩同軸ケーブル等の基準」に適合するものについては、この限りでない。

(5)　漏洩同軸ケーブル及び同軸ケーブルは、火災により当該ケーブルの外装が焼失した場合、ケーブル本体が落下しないように金属製又は磁器製等の支持具で 5m以内ごとに壁、天井、柱等に堅固に固定すること。ただし、不燃材料で区画された天井裏に設ける場合は、この限りでない。

(6)　漏洩同軸ケーブルの曲げ半径は、当該ケーブルの外径の 30 倍以上とすること。

(7)　漏洩同軸ケーブル及び空中線は、特別高圧又は高圧の電路から 1.5m以上離すこと。ただし、当該電路に静電的遮蔽を有効に施している場合等、電磁誘導等による障害がない場合は、この限りでない。

(8)　漏洩同軸ケーブルの終端部には、無反射終端抵抗器を堅固に取り付けること。

７　増幅器

増幅器を設ける場合は、前 5.(1)及び(2)並びに規則第 31 条の 2 の 2 第 7 号の規定によるほか、次によること。

(1)　増幅器の外箱は、厚さ 0.8mm以上の鋼板又はこれと同等以上の強度を有するもので造られていること。★

(2)　増幅器は、前 5.(6)に準じた場所に設けること。★

(3)　増幅器の内部に主電源回路を開閉できる開閉器及び過電流遮断器を設けること。★
ただし、遠隔操作で自動的に電源が入るものについては、開閉器を設けないことができる。

(4)　増幅器の前面には、主回路の電源が正常であるかどうかを表示する灯火又は電圧計を設けること。★

(5)　増幅器は、双方向性を有するもので、送信及び受信に支障のないものであること。★

(6)　増幅器の電源電圧が定格電圧の 90%から 110%までの範囲内で変動した場合、機能に異常を生じないものであること。★

(7)　非常電源は、規則第 31 条の 2 の 2 第 7 号ロの規定によるほか、第 24「非常電源」によること。

８　特例基準

無線通信補助設備の設置に関して予想しない特殊な器具又は工法を用いることにより、この技術基準による場合と同等以上の効力があると認められる場合は、令第 32 条の規定を適用し、この技術基準は適用しないものとする。

９　総合操作盤

総合操作盤は、関連規定によるほか、第 25「総合操作盤」によること。

関 連 規 定		
規則第 31 条の 2 の 2		第 9 号
その他	「総合操作盤の基準を定める件」（平成 16 年消防庁告示第 7 号） 「総合操作盤の設置方法を定める件」（平成 16 年消防庁告示第 8 号）	

10　既存防火対象物の取扱い

既に設置されている無線通信補助設備は、次に定めるものを除き、前 1 から 7 までに適合していること。

(1)　前 3.(5)に定める無線連絡の範囲は、最低必要と考えられる部分で通話試験を行い、その結果、無線連絡が可能なものについては、改修を要しないものとする。

(2)　前 6.(1)に定める漏洩同軸ケーブル等の難燃性は、当該ケーブル等の外装に防火塗料を塗布する等の延焼防止装置を講じること。

(3)　前 7 に定める増幅器は、規則第 31 条の 2 の 2 第 7 号イ及びロ並びに前 7.(2)を除き、機能に支障のないものについては、改修を要しないものとする。

別記

耐熱形漏洩同軸ケーブル等の基準

１　趣旨

この基準は、漏洩同軸ケーブル、同軸ケーブル及び空中線（以下この別記において「漏洩同軸ケーブル等」という。）並びに分配器等を収納する耐熱効果のある箱（以下この別記において「耐熱箱」という。）の耐熱性等について定めるものとする。

２　性能及び材質

(1)　漏洩同軸ケーブル及び同軸ケーブルの性能及び材質は、次の表に定めるところによる。

項　目		基　準
引張り強さ及び伸び	漏洩同軸ケーブル及び同軸ケーブルのシース（以下この別記において「シース」という。）	JIS C3342（600Ｖビニル絶縁ビニルシースケーブル）又は、日本電線工業会規格（以下この別記において「JCS」という。）第 5287 号（市内対ポリエチレン絶縁ポリエチレンシースケーブル）のシースと同等以上であること。
導電性、引張り強さ及び純度	中心導体及び外部導体	JIS C3101　電気用硬銅線 JIS C3102　電気用軟銅線 JIS C3108　電気用硬アルミニウム線 JIS C3151　すずめっき硬銅線 JIS C3152　すずめっき軟銅線 JIS H2102　アルミニウム地金 JIS H3300　銅及び銅合金継目無管 JIS H4000　アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条 JIS H4080　アルミニウム及びアルミニウム合金の継目無管 JIS H4090　アルミニウム及びアルミニウム合金溶接管 JCS 1205　電気用半硬銅線 と同等以上であること。
燃焼性	シース	難燃性能を有すること。
耐電圧	内部導体と外部導体間	交流電圧 1,000Ｖを継続して 1 分間加えた場合これに耐えること。
特性インピーダンス	内部導体と外部導体間	50±5Ω であること。
電圧定在波比	内部導体と外部導体間	使用周波数帯域において、1.5 以下であること。

(2)　空中線の性能及び材質は、次によること。

ア　指定された一の周波数において、電圧定在波比は 1.5 以下であること。

イ　不燃材料又は難燃性の材質のものを使用したものであること。

ウ　利得は、標準ダイポールに比して、－1dB 以上であること。

エ　垂直偏波で水平面無指向性であること。

オ　形状は平板形あるいは棒状形とし、消防隊の活動上支障のない大きさのものであること。

カ　入力端子は、JIS C5411 高周波同軸 C01 形コネクタ（コンタクト形状がめすのものに限る。）に適合するものであること。

キ　腐食によって機能に異常をおよぼすおそれのある部分は、防食措置が講じられていること。

(3)　耐熱箱の性能及び材質は、次によること。

ア　外箱は、防食加工を施した鋼板とし、その板厚は0.8ｍｍ以上であること。

イ　外箱の内部は、防火塗料等を施したパーライト板（板厚が 15ｍｍ以上のものに限る。）又はこれと同等以上の耐熱性及び断熱性を有する材料で内張りしたものとし、熱又は振動により容易にはく離しないものであること。

ウ　外箱は、金属管又は金属製可とう電線管を容易に接続でき、かつ、当該部分に断熱措置を容易に講じることができるものであること。

３　絶縁抵抗試験及び耐熱試験

(1)　漏洩同軸ケーブル及び同軸ケーブル

次により絶縁抵抗試験及び耐熱試験を行い、そのいずれの試験にも合格するものであること。

ア　試験体は、亘長1.3ｍの供試漏洩同軸ケーブル又は同軸ケーブルを別図第1に示すように、太さ1.6ｍｍの金属線（以下この別記において「固定線」という。）を用いてパーライト板又はこれと同等以上の耐熱性を有するもので作られた縦300ｍｍ、横300ｍｍ、厚さ10ｍｍの板（以下この別記において「パーライト板等」という。）に取り付け、供試漏洩同軸ケーブル又は同軸ケーブルの 2 倍の重さの荷重を当該供試漏洩同軸ケーブル又は同軸ケーブルの中央部に取り付けたものであること。

イ　絶縁抵抗試験は、内部導体と外部導体との相互間の絶縁抵抗を直流500Ｖの絶縁抵抗計で測定した値が100ＭΩ以上であること。

ウ　耐熱試験は、次によること。

(ｱ)　加熱炉は、次のａ及びｂに掲げる要件に適合するものを用いること。

ａ　加熱炉の構造は、旧 JIS A1305（鉛直式小型加熱炉及び調整方法）に定める都市ガス加熱炉又はプロパンガス加熱炉に準じた構造であること。

ｂ　加熱炉は、試験体を挿入しないで加熱した場合、420℃±10％の温度を30分間以上保つことができるものであること。

(ｲ)　耐熱試験の加熱方法は、試験体を別図第2に示す位置に挿入し、JIS A1304（建築構造部分の耐火試験方法）に定める火災温度曲線の 1/2 に相当する火災温度曲線に準じて30分間加熱すること。

(ｳ)　炉内の温度は、JIS C1602（熱電対）に規定する0.75級以上の性能を有する素線の線径0.65ｍｍ以上、1.0ｍｍ以下のＣ－Ａ熱電対及び自動記録計を用いて別図第3に示す位置（Ａ点又はＢ点）において測定すること。

(ｴ)　加熱中、前イに掲げる箇所に50Ｈｚ又は60Ｈｚの交流電圧600Ｖを加えた場合、短絡しないものであること。

(ｵ)　加熱終了直後、直流500Ｖの絶縁抵抗計で前イに掲げる箇所を測定した場合、その値が0.4ＭΩ以上であること。

(ｶ)　加熱により、炉の内壁から突き出た供試漏洩同軸ケーブル又は同軸ケーブルのシース部分が150ｍｍ以上燃焼しないこと。

(ｷ)　加熱試験後の電圧定在波比は、5.0以下であること。

(2)　空中線は、次により耐熱試験を行い、その試験に合格するものであること。

ア　試験体は、別図第 4 に示すようにパーライト板等に取り付けること。

イ　加熱試験は、次によること。

(ｱ)　加熱炉は、前(1).ウ.(ｱ)によること。

(ｲ)　加熱試験の加熱方法は、前(1).ウ.(ｲ)によること。

(ｳ)　加熱炉内の温度測定は、前(1).ウ.(ｳ)に準ずること。

(ｴ)　加熱試験後の電圧定在波比は、使用周波数において 5.0 以下であること。

４　表示

(1)　耐熱性を有する漏洩同軸ケーブル等には、次に掲げる事項をその見やすい箇所に容易に消えないように表示すること。

なお、漏洩同軸ケーブル又は同軸ケーブルの表示は、おおむね 50ｍごとに 1 箇所以上とすること。

ア　製造者名又は商標

イ　型式

ウ　耐熱形漏洩同軸ケーブル等である旨の表示

(2)　耐熱箱には、次に掲げる事項をその見やすい箇所に容易に消えないように表示すること。

ア　製造者名又は商標

イ　型式

ウ　耐熱箱である旨の表示

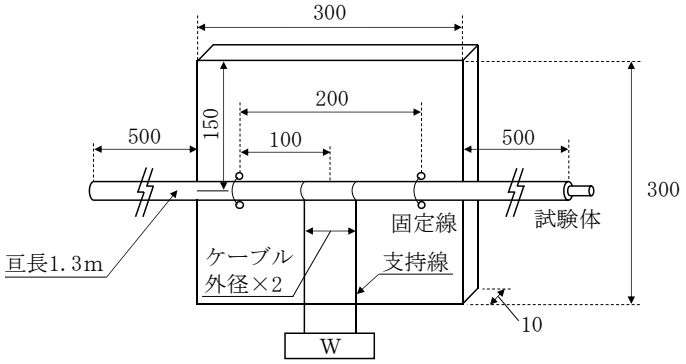

（単位：ｍｍ）

＜別図第 1＞

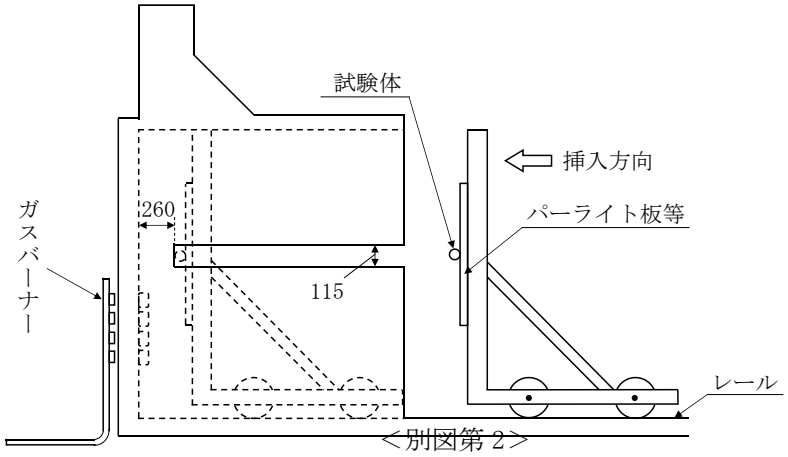

（単位：ｍｍ）

＜別図第 2＞

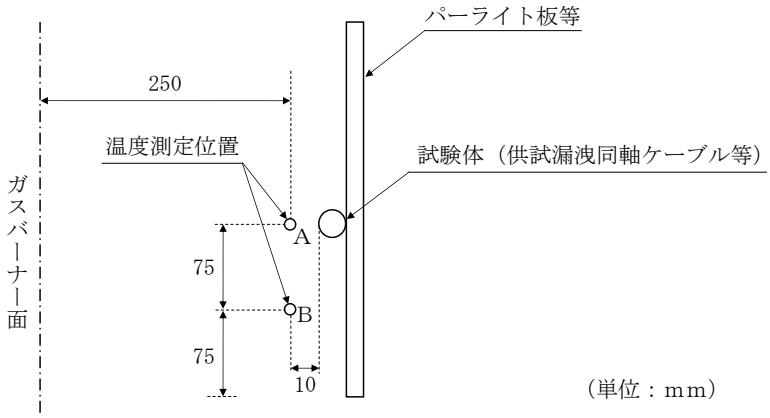

（単位：mm）

＜別図第 3＞

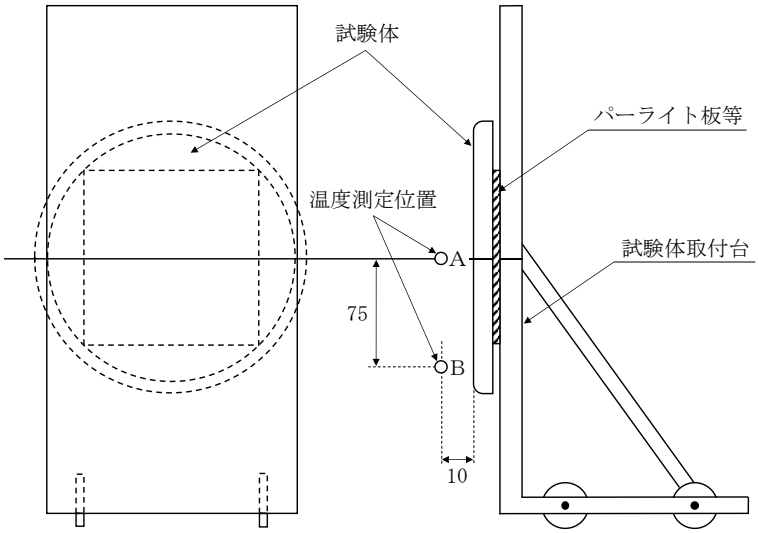

（単位：mm）

【平板形アンテナの場合】

＜別図第 4＞

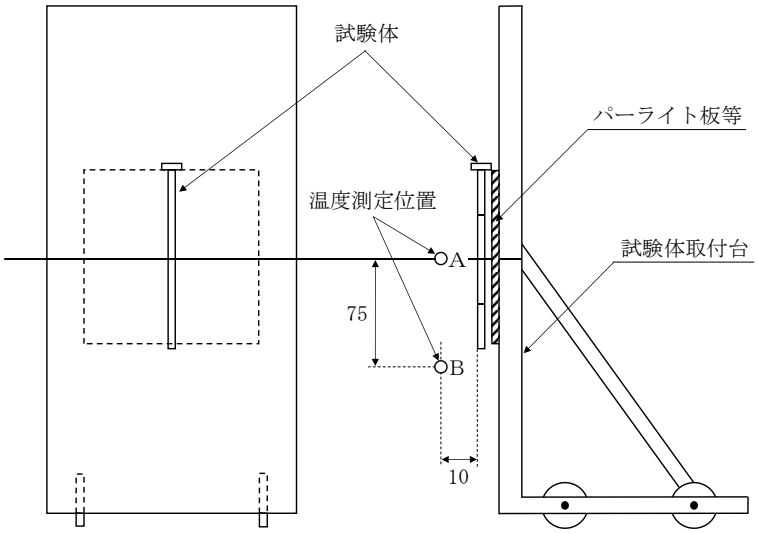

（単位：mm）

【棒状形アンテナの場合】

＜別図第 5＞

第２４　非常電源

１　用語の定義

(1)　「不燃専用室」とは、不燃材料で造られた壁、柱、床及び天井（天井のない場合にあっては、屋根）で区画され、かつ、窓及び出入口に防火設備である防火戸（屋外に面するもので、延焼のおそれのある部分以外の部分に設けるものを除く。）を設けた非常電源の種別ごとの専用の室をいう。

(2)　「不燃材料で区画された機械室等」とは、不燃材料で造られた壁、柱、床及び天井（天井のない場合にあっては、屋根）で区画され、かつ、窓及び出入口に防火設備である防火戸（屋外に面するもので、延焼のおそれのある部分以外の部分に設けるものを除く。）を設けた電気室、機械室、ポンプ室等の機械設備室（火災の発生のおそれのある設備又は機器が設置されているものを除く。）をいう。

(3)　「非常電源の専用区画等」とは、不燃専用室、キュービクル式の外箱及び低圧で受電する非常電源専用受電設備の配電盤又は分電盤並びにその他による区画をいう。

(4)　「耐火配線」とは、規則第 12 条第 1 項第 4 号ホの規定による配線をいう。

(5)　「耐熱配線」とは、規則第 12 条第 1 項第 5 号の規定による配線をいう。

(6)　「第 1 種配電盤等」とは、規則第 12 条第 1 項第 4 号イ(ホ)に規定する第 1 種配電盤及び第 1 種分電盤をいう。

(7)　「第 2 種配電盤等」とは、規則第 12 条第 1 項第 4 号イ(ホ)に規定する第 2 種配電盤及び第 2 種分電盤をいう。

(8)　「引込線取付点」とは、需要場所の造営物又は補助支持物に電気事業者又は別敷地から架空引込線、地中引込線又は連接引込線を取り付ける電線取付点のうち、最も電源に近い場所をいう。

(9)　「一般負荷」とは、消防用設備等の非常電源以外のものをいう。

(10)　「直交変換装置」とは、交流の電流を直流に変換する機能と、直流の電流を交流に変換する機能を併せ持つ装置をいう。

２　設置区分及び種別

非常電源は、消防用設備等の種別に応じ、第 24－1 表により設置するものとする。

＜第 24－1 表＞

非常電源 / 消防用設備等	非常電源 専用受電設備	蓄電池設備（注 1） 自家発電設備 燃料電池設備	蓄電池設備 （注 2）	容　量
屋内消火栓設備	△	○	○	30 分以上
スプリンクラー設備（注3）	△	○	○	
水噴霧消火設備	△	○	○	
泡消火設備	△	○	○	
不活性ガス消火設備	●	○	○	60 分以上
ハロゲン化物消火設備	●	○	○	
粉末消火設備		○	○	
屋外消火栓設備	△	○	○	30 分以上
自動火災報知設備	△		○	10 分以上
ガス漏れ火災警報設備		▲	○	
非常警報設備	△		○	
誘導灯			○	20 分以上 （注 4）
消防用水（加圧送水装置）	○	○	○	60 分以上
排煙設備	△	○	○	30 分以上
非常コンセント設備	△	○	○	
無線通信補助設備	△		○	
連結送水管（加圧送水装置）	△	○	○	120 分以上
総合操作盤	各消防用設備等の種別に応じた非常電源とする			120 分以上 ◇

△印：　延べ面積が 1,000 ㎡以上の特定防火対象物（規則第 13 条第 1 項第 2 号に規定する小規模特定用途複合防火対象物を除く。）を除く。この場合、(16)項イに掲げる防火対象物で、令第 9 条の規定により用途ごとに一の防火対象物とみなされる場合は、当該用途ごとに判断すること。

●印：　第 6「不活性ガス消火設備」Ⅲ. 1. (14). イ. (ｶ)により設ける機械排出装置の非常電源に限る。

▲印：　2 回線を 1 分間有効に作動させ、同時にその他の回線を 1 分間監視状態にすることができる容量以上の容量を有する予備電源又は蓄電池設備を設けるものに限る。

（注 1）直交変換装置を有する蓄電池設備

（注 2）直交変換装置を有しない蓄電池設備

（注 3）特定施設水道連結型スプリンクラー設備を除く。

（注 4）第 17「誘導灯」7. (2). イ. (ｱ)に掲げる防火対象物にあっては、60 分間作動できる容量（20 分間を超える時間の作動に係る容量にあっては、直交変換装置を有する蓄電池設備、自家発電設備又は燃料電池設備によるものを含む。）以上とすること。

３　非常電源専用受電設備

(1)　高圧又は特別高圧で受電する非常電源専用受電設備

高圧又は特別高圧で受電する非常電源専用受電設備は、規則第 12 条第 1 項第 4 号イ及び「キュービクル式非常電源専用受電設備の基準」(昭和 50 年消防庁告示第 7 号。以下この第 24 において「7 号告示」という。) の規定によるほか、次によること。

ア　機器

(ｱ)　規則第 12 条第 1 項第 4 号イ(ﾆ)(1)の規定によるキュービクル式非常電源専用受電設備は、認定品を使用すること。◇

(ｲ)　非常電源専用受電設備には、第 26「標識」に定める消防用設備等の非常電源である旨の標識を設けること。◇

イ　設置場所

高圧又は特別高圧で受電する非常電源専用受電設備の設置場所は、次のいずれかに適合する場所であること。

(ｱ)　不燃専用室 (引込みケーブル又は受電点の主遮断器を共用しているものは、一の不燃専用室内に設けることができる。)

(ｲ)　不燃材料で区画された機械室等又は屋外若しくは建築物の屋上 (7 号告示に適合するものを使用する場合に限る。)

(ｳ)　屋外又は特定主要構造部を耐火構造とした建築物の屋上に設ける場合で、次のいずれかの要件に適合する場合。

a　隣接する建築物若しくは工作物（以下この第 24 において「建築物等」という。）から 3m以上の距離を有する場合。(第 24－1 図参照)

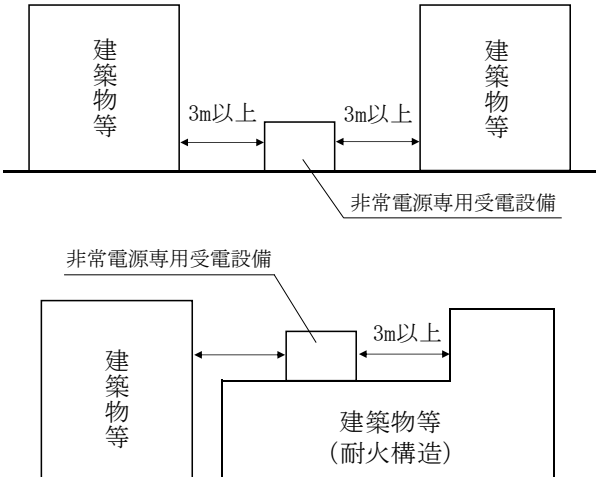

＜第 24－1 図＞

b　非常電源専用受電設備と相対する建築物等の部分（当該設備の側方 3m以内、及び地盤面から 6m以内の部分に限る。）が、次の全ての要件に適合する場合。(第 24－2 図参照)

(a)　不燃材料で造り、又は覆われていること。

(b)　開口部がある場合は、防火設備が設けられていること。

(c)　当該設備と相対する部分との保有距離が 0.8m以上であること。

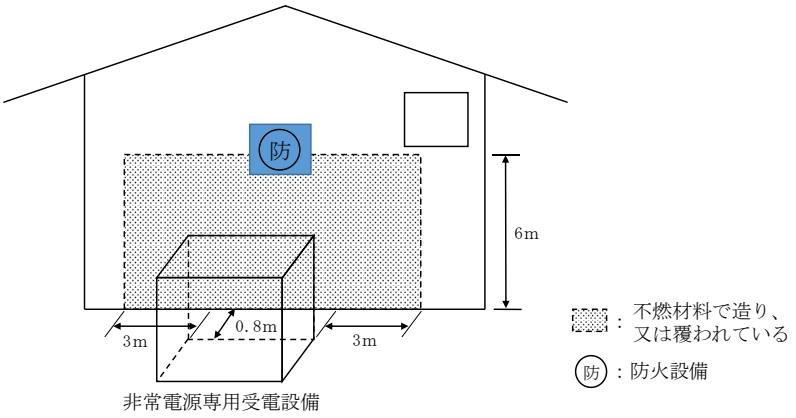

＜第 24－2 図＞

c　非常電源専用受電設備と相対する建築物等の部分との間に、開口部のない防火構造又は不燃材料で造られた防火上有効な塀が設けられている場合。この場合、塀の大きさは当該設備の幅及び高さ以上を有すること。（第 24－3 図参照）

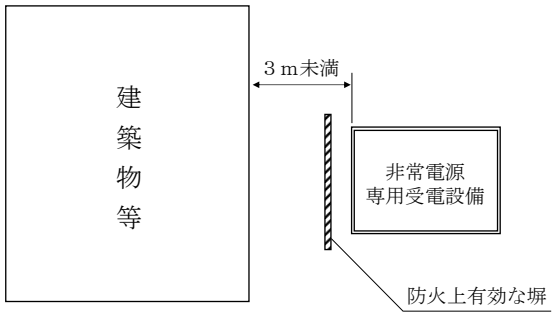

＜第 24－3 図＞

ウ　保有距離

高圧又は特別高圧で受電する非常電源専用受電設備は、第 24－2 表に掲げる点検等のための保有距離を確保すること。★

＜第 24－2 表＞　（単位：m）

保有距離の確保を要する面 ／ 機器名		操作面（前面）	点検面	換気面	その他の面	相対する面				発電設備又は蓄電池設備		建築物等
						操作面	点検面	換気面	その他の面	キュービクル式のもの	キュービクル式以外のもの	
キュービクル式のもの		1.0	0.6	0.2	0	1.2	1.0	0.2	0.2	0	1.0	1.0
キュービクル式以外のもの	閉鎖型			0.6	0.2					1.0	／	3.0（注）
	オープン式		0.8	／						3.0	／	

（注）前イ.(ｳ).ｂ又はｃに適合する場合は、3m未満にすることができる。
備考１　欄中の／は、保有距離の規定が適用されないものを示す。
備考２　「キュービクル式のもの」とは、７号告示に適合するキュービクル式非常電源専用受電設備をいう。

エ　結線方法

(ｱ)　開閉器には、第 26「標識」に定める消防用設備等用である旨の表示を設けること。★

(ｲ)　非常電源回路の結線は、供給方式及び供給電圧に応じ、第 24－4 図から第 24－9 図までに示す方法によるものとし、他の電気回路の開閉器又は遮断器によって遮断されない構造とすること。

ａ　ネットワーク方式配電又はループ方式配電（予備線方式で自動的に切替わるものを含む。）により受電するもの

(a)　ネットワーク方式の例

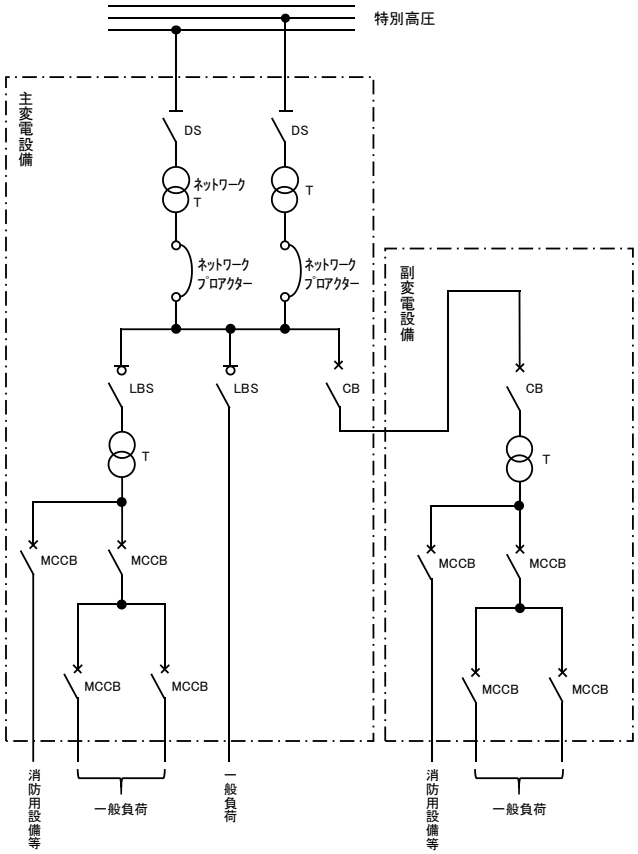

（注）ＬＢＳ又はＣＢは、一般負荷の過負荷及び短絡時において、ＭＣＣＢより先に遮断しないものであること。

略号の名称

略　号	名　称	略　号	名　称
VCT	電力需給用計器用変成器	CT	変流器
DS	断路器	VT	計器用変圧器
PF	限流ヒューズ	A	電流計
CB	遮断器	AS	電流計切替スイッチ
TC	引外しコイル	T	変圧器
LBS	高圧交流負荷開閉器	SR	直列リアクトル
PC	高圧カットアウトスイッチ（変圧器容量 300ｋＶＡ以下の場合に限る。）	C	進相コンデンサ
		MCCB	配線用遮断器
GR	地絡継電器	CS	カットアウトスイッチ（ヒューズ付）
OCR	過電流継電器		非常電源の専用区画等

（以下第 24－9 図までにおいて同じ。）

＜第 24－4 図＞

(b)　ループ方式の例

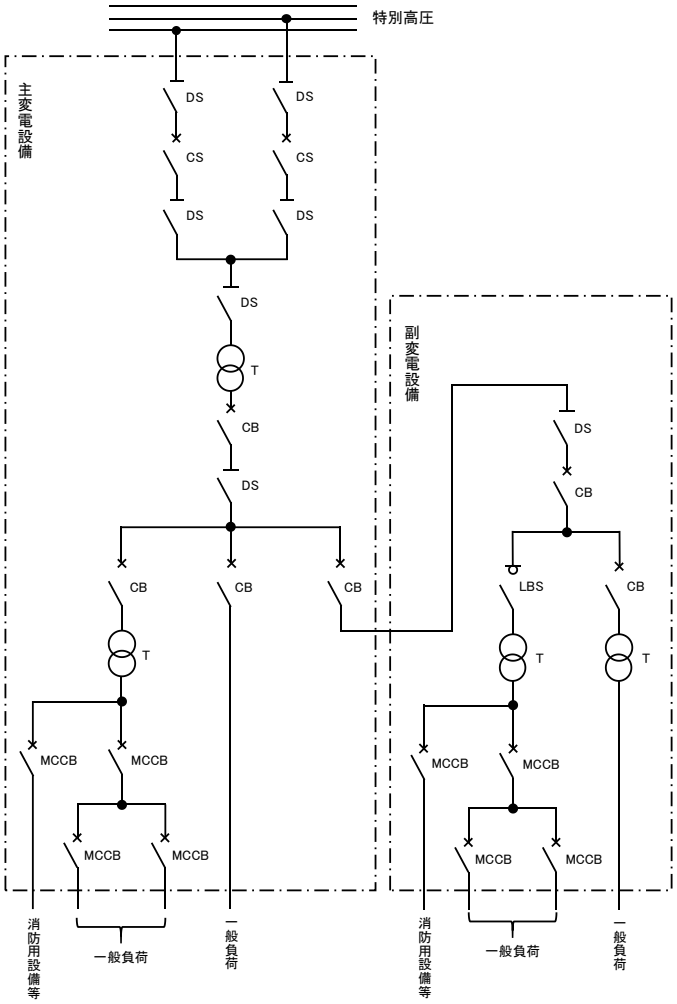

（注）ＬＢＳ又はＣＢは、一般負荷の過負荷及び短絡時において、ＭＣＣＢより先に遮断しないものであること。

＜第 24－5 図＞

b　特別高圧又は高圧により受電するもの

(a)　特別高圧の例

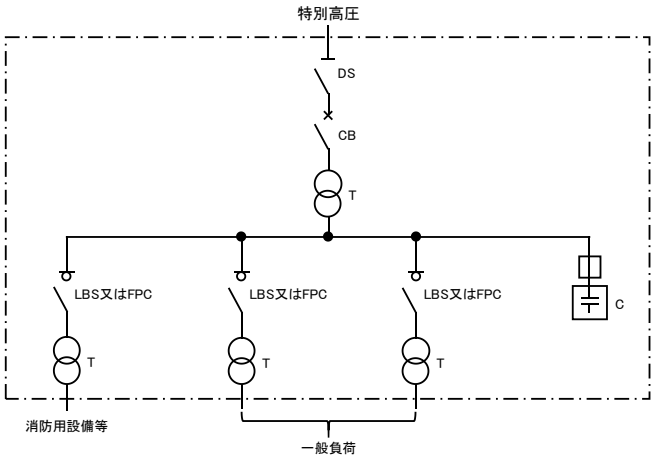

（注）ＣＢは、一般負荷の過負荷及び短絡時において、ＬＢＳ又はＦＰＣより先に遮断しないものであること。

＜第 24－6 図＞

(b)　高圧の例

(i)　非常電源専用の変圧器から供給する例

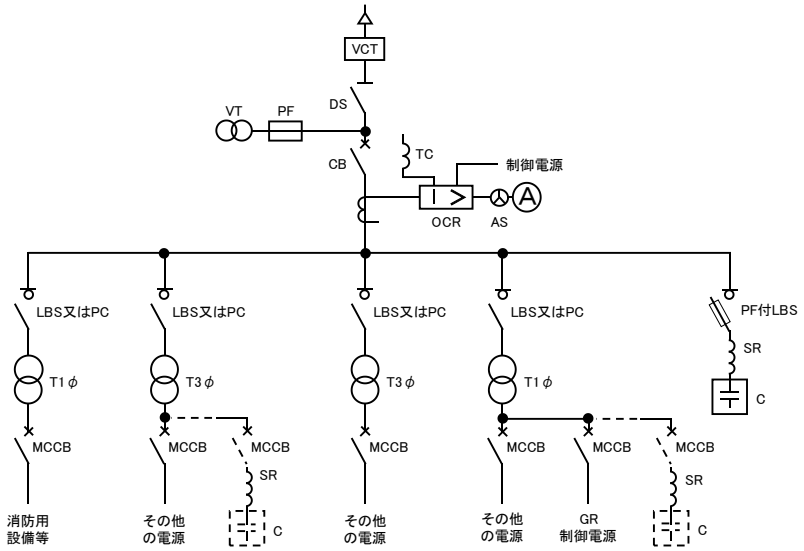

(注1) Tの一次側の開閉器は、省略することができること。
(注2) ＶＴを設置する場合にあっては、ＶＴに取り付けるヒューズは限流ヒューズを使用すること。
(注3) キュービクル引込口の電源側に存するＧＲ及びTの二次側に存するＧＲの制御電源を、ＶＴ又はTの二次側から供給する場合にあっては、専用の開閉器（保護装置付）を設けること。

＜第 24－7 図＞

(ii)　変圧器の二次側から直接供給する例

（例１）

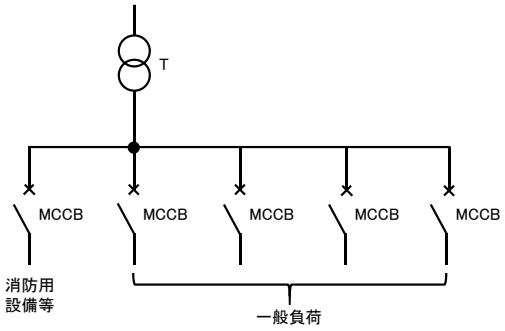

＜第 24－8 図＞

（例２）

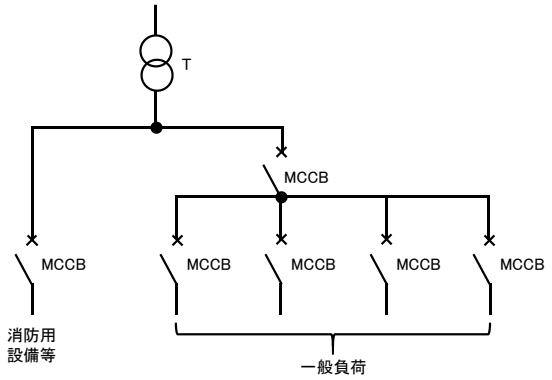

＜第 24－9 図＞

(2)　低圧で受電する非常電源専用受電設備の配電盤又は分電盤

低圧で受電する非常電源専用受電設備の配電盤又は分電盤（以下この第 24 において「配電盤等」という。）は、規則第 12 条第 1 項第 4 号イ及び「配電盤及び分電盤の基準（昭和 56 年消防庁告示第 10 号）の規定によるほか、次によること。

ア　機器

(ｱ)　規則第 12 条第 1 項第 4 号イ(ﾎ)の規定による第 1 種配電盤等及び第 2 種配電盤等は、認定品を使用すること。◇

(ｲ)　前(ｱ)以外の配電盤等は、JIS C8480 に適合するものを使用すること。◇

(ｳ)　非常電源専用受電設備には、第 26「標識」に定める消防用設備等の非常電源である旨の標識を設けること。◇

イ　設置場所等

低圧で受電する配電盤等の設置場所及び種類は、第 24－3 表によること。

＜第 24－3 表＞

配電盤等の設置場所	使用できる配電盤等の種類
1　不燃専用室	第 1 種配電盤等 第 2 種配電盤等 その他の配電盤等
2　屋外又は特定主要構造部を耐火構造とした建築物の屋上（隣接する建築物等から 3m以上の距離を有する場合又は当該受電設備から 3m未満の範囲の隣接する建築物等の部分が不燃材料で造られ、かつ、当該建築物等の開口部に防火設備である防火戸が設けられている場合に限る。）	
3　耐火建築物又は防火構造の壁の屋側（ピロティー等通常可燃物の存置がなく、屋外的要素の強い部分を含む。）で、次の(1)及び(2)に適合する場所 (1)　屋側の開口部から上方 3m以上、側方 1m以上及び前方 3m以上離れているか、又は当該開口部には防火設備である防火戸が設けられていること。 (2)　隣接する建築物等から 3m以上の距離を有する場合又は当該受電設備から 3m未満の範囲の隣接する建築物等の部分が不燃材料で造られ、かつ、当該建築物等の開口部に防火設備である防火戸が設けられていること。	
4　不燃材料で区画された機械室等	第 1 種配電盤等 第 2 種配電盤等
上記 1 から 4 以外の場所	第 1 種配電盤等

ウ　保有距離

配電盤等は、第 24－4 表に掲げる点検等のための保有距離を確保すること。★

＜第 24－4 表＞

保有距離の確保を要する面	保有距離
前面又は操作を行う面	1.0m以上 （操作を行う面が相互に面する場合は、1.2m以上）
点検を行う面	0.6m以上 （点検に支障とならない部分については、この限りでない。）
換気口を有する面	0.2m以上

エ　結線方法

(ｱ)　開閉器には、第 26「標識」に定める消防用設備等用である旨の表示を設けること。★

(ｲ)　非常電源回路の結線は、他の電気回路の開閉器又は遮断器によって遮断されない構造とすること。

(3)　電源容量

変圧器の容量は、非常時に加わる負荷の需要率を 100％として算定すること。◇

4　自家発電設備

自家発電設備は、規則第 12 条第 1 項第 4 号ロ及び「自家発電設備の基準」（昭和 48 年消防庁告示第 1 号）の規定によるほか、次によること。

(1)　機器

ア　自家発電設備は、認定品を使用すること。◇

イ　自家発電設備には、第 26「標識」に定める消防用設備等の非常電源である旨の標識を設けること。◇

(2)　設置場所

自家発電設備の設置場所は、前 3.(1).イを準用すること。

(3)　保有距離

自家発電設備は、第 24－5 表に掲げる点検等のための保有距離を確保すること。★

＜第 24－5 表＞　（単位：m）

保有距離の確保を要する面 ／ 機器名		操作面（前面）	点検面	換気面	その他の面	周囲	相互間	相対する面				変電設備又は蓄電池設備		建築物等
								操作面	点検面	換気面	その他の面	キュービクル式のもの	キュービクル式以外のもの	
キュービクル式のもの		1.0	0.6	0.2	0	／	／	1.2	1.0	0.2	0	0	1.0	1.0
キュービクル式以外のもの	自家発電装置	／	／	／	／	0.6	1.0					1.0	／	3.0（注1）
	制御装置	1.0	0.6	0.2	0	／	／							
	燃料タンク・原動機	／	／	／	／	／	0.6（注2）	／	／	／	／	／	／	／

（注 1）前 3.(1).イ.(ｳ).ｂ又はｃに適合する場合は、3m未満にすることができる。
（注 2）　予熱する方式の原動機にあっては、2.0mとすること。ただし、燃料タンクと原動機の間に不燃材料で造った防火上有効な遮蔽物を設けた場合は、この限りでない。

備考　欄中の／は、保有距離の規定が適用されないものを示す。

(4)　結線方法

ア　開閉器には、第 26「標識」に定める消防用設備等用である旨の表示を設けること。★

イ　自家発電設備の結線は、供給電圧に応じ、第 24－10 図から第 24－13 図に示す方法によるものとし、他の電気回路の開閉器又は遮断器によって遮断されない構造とすること。

(ｱ)　高圧発電設備で供給するもの

ａ　自動切替装置を設けた例

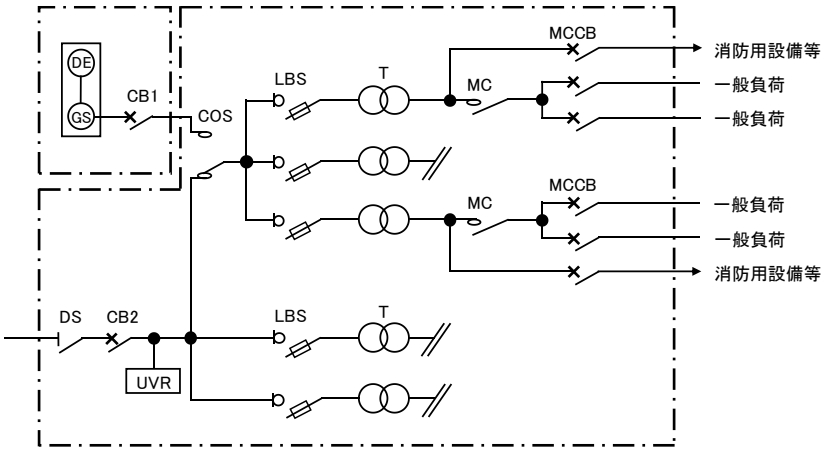

（注1）LBSは、過負荷及び短絡時においてMCCBより先に遮断しないものであること。
（注2）COSは、過負荷及び短絡時においてLBSより先に遮断しないものであること。
（注3）UVRは、CB2の二次側から自動切替装置までの間に設けること。

※　略号の名称

略　号	名　称	略　号	名　称
UVR	交流不足電圧継電器	DS	断路器
CB	遮断器	T	変圧器
COS	自動切替装置	DE	原動機
LBS	ヒューズ付負荷開閉器	GS	発電機
MC	電磁接触器	┌ ┐ └ ┘	非常電源の専用区画等
MCCB	配線用遮断器		

（以下第 24－13 図までにおいて同じ。）

＜第 24－10 図＞

b　自動遮断器等でインターロックして設けた例

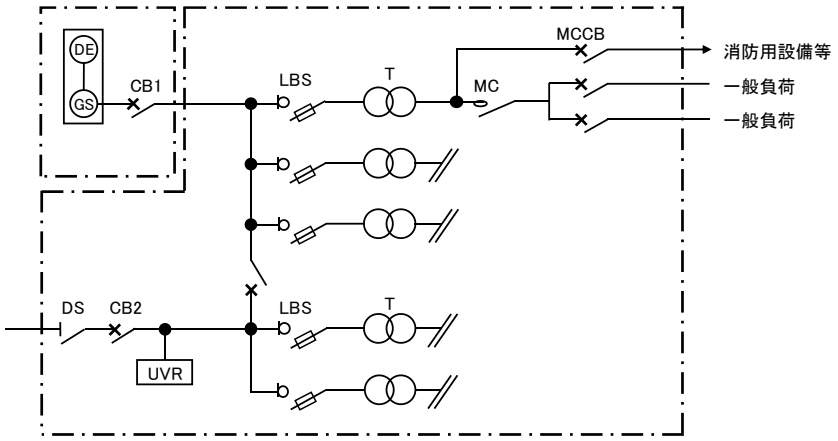

（注1）CB1は、過負荷及び短絡時においてLBSより先に遮断しないものであること。
（注2）UVRは、CB2からCB3まで又はCB1からCB3までの間に設けること。

＜第 24－11 図＞

(ｲ)　低圧発電設備で供給するもの

ａ　低圧幹線に自動切替装置を設けた例

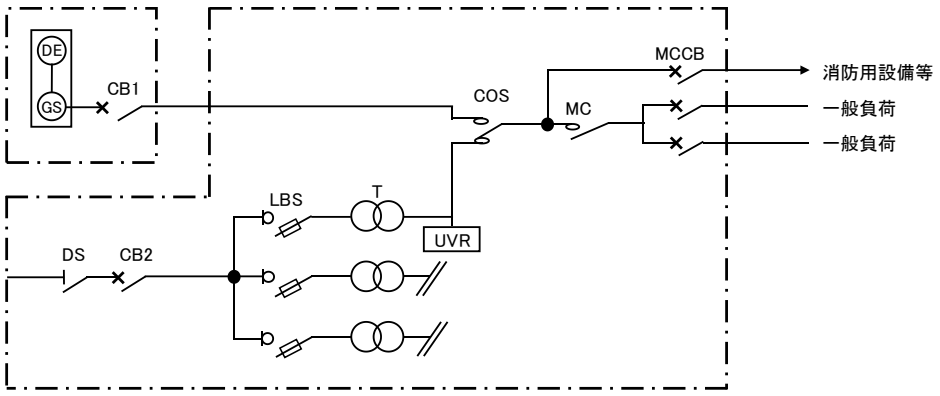

（注）UVRは、変圧器の二次側から自動切替装置までの間に設けること。

＜第 24－12 図＞

ｂ　自動遮断器等でインターロックして設けた例

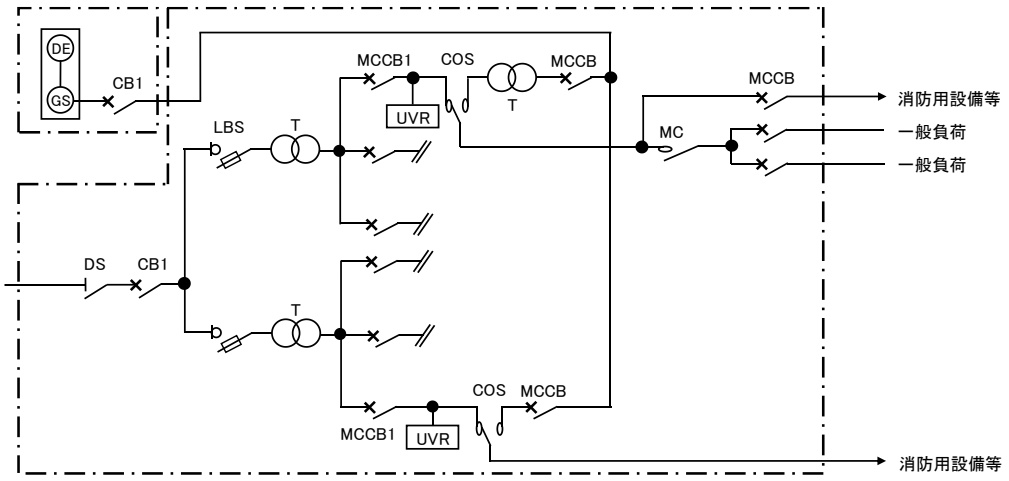

（注）UVRは、MCCB1から自動切替装置までの間に設けること。

＜第 24－13 図＞

ウ　自家発電設備は、常用電源が停電した場合、自動的に電圧確立、投入及び送電が行われるものであること。ただし、自家発電設備のうち、運転及び保守の管理を行うことができる者が常駐し、かつ、停電時において直ちに操作することができる場所に設けるものにあっては、電圧確立を自動とし、投入を手動とすることができる。

エ　常用電源が停電してから電圧確立及び投入までの所要時間（投入を手動とする自家発電設備にあっては、投入の操作に要する時間を除く。）は、40 秒以内とすること。ただし、次のいずれかに該当するものにあっては、この限りでない。

(ｱ)　常用電源の停電後、40 秒を経過してから自家発電設備の電圧確立及び投入までの間、蓄電池設備により防火対象物に設置されている各消防用設備等が有効に作動するための電力が供給されるもの。

(ｲ)　電力を常時供給する自家発電設備で、停電時においても既に電圧確立状態となっているもの。

オ　常用電源が停電した場合、自家発電設備に係る負荷回路（消防用設備等のほか、非常用の照明装置、非常用エレベーター、病院の生命維持装置等、停電時に自家発電設備から電力を供給すべき設備等の非常用負荷に係るものをいう。）と他の回路（一般負荷等）とを自動的に切り離すことができるものであること。ただし、停電の際、自家発電設備に係る負荷回路を他の回路から自動的に切り離すことができる常用電源回路に接続するものにあっては、この限りでない。

(5)　燃料の供給等

ア　自家発電設備の燃料の供給は、次によること。

(ｱ)　定格負荷において、前2に定める各消防用設備等の時間に消費される燃料と同じ量以上の容量の燃料が燃料容器に保有されるものであること。

(ｲ)　ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第11項に規定するガス事業者により供給されるガスを燃料とする原動機の場合において、次に定める方法により燃料が供給されものであること。

a　地表面水平加速 400 ガルの地震動が加えられた後であっても、燃料が安定して供給されるものであること。

b　導管が建築物の外壁を貫通する場合にあっては、次に定める燃料ガス遮断装置（危急の場合において、建築物の外壁を貫通する箇所の付近で直ちにガスの供給を遮断することができるものをいう。）が設置されていること。

(a)　当該導管の最高使用圧力を加えたときに、漏れが生じない遮断性能を有すること。

(b)　ガスの供給を停止せずに点検することができる措置が講じられていること。

イ　電力を常時供給する自家発電設備の性能は、前アによるほか、電力を常時供給するための燃料の供給が断たれたときに、自動的に非常電源用の燃料が供給されるものであること。ただし、前ア.(ｲ)に定める方法により燃料が安定して供給されるものにあっては、この限りでない。

(6)　容量計算

自家発電設備に必要とされる出力の算定にあっては、「消防用設備等の非常電源として用いる自家発電設備の出力の算定について」（令和8年8月7日4月16日付け消防安第159号）によること。

５　蓄電池設備

蓄電池設備は、消防用設備等に内蔵するものを除き、規則第 12 条第 1 項第 4 号ハ及び「蓄電池設備の基準」（昭和 48 年消防庁告示第 2 号）の規定によるほか、次によること。

(1)　機器

ア　蓄電池設備は、認定品を使用すること。◇

イ　蓄電池設備には、第 26「標識」に定める消防用設備等の非常電源である旨の標識を設けること。◇

(2)　設置場所

蓄電池設備の設置場所は、前 3.(1).イを準用すること。

(3)　保有距離

蓄電池設備は、第 24－6 表に掲げる点検等のための保有距離を確保すること。★

＜第 24－6 表＞　（単位：m）

保有距離の確保を要する面 ／ 機器名		操作面（前面）	点検面	換気面	その他の面	周囲	相互間	相対する面				変電設備又は発電設備		建築物等
								操作面	点検面	換気面	その他の面	キュービクル式のもの	キュービクル式以外のもの	
キュービクル式のもの		1.0	0.6	0.2	0	／	／	1.2	1.0	0.2	0	0	1.0	1.0
キュービクル式以外のもの	蓄電池	／	0.6	／	0.1	／	0.6☆	／	／	／	／	／	／	／
	充電装置	1.0	0.6	0.2	0	／	／	／	／	／	／	／	／	／

備考 1　欄中の☆印は、架台等を設けることにより、それらの高さが 1.6mを超える場合にあっては、1.0m以上離れていること。

備考 2　欄中の／は、保有距離の規定が適用されないものを示す。

(4)　結線方法

ア　開閉器には、第 26「標識」に定める消防用設備等用である旨の表示を設けること。★

イ　蓄電池設備の結線は、第 24－14 図から第 24－16 図に示す方法によるものとし、他の電気回路の開閉器又は遮断器によって遮断されない構造とすること。

(ｱ)　主遮断器の一次側より分岐する場合の例

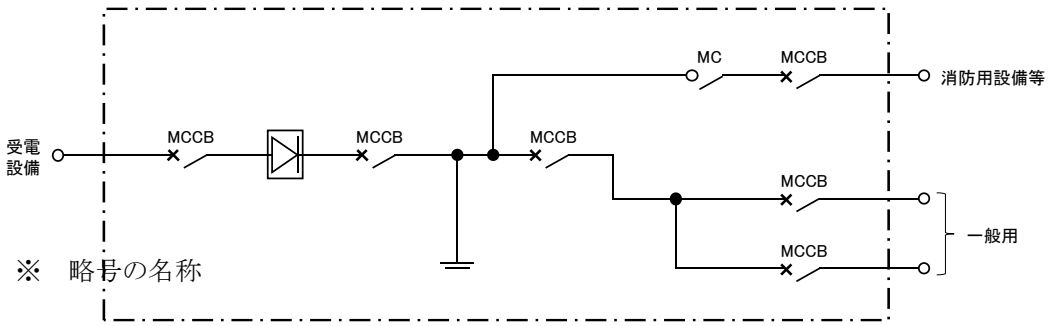

略　号	名　称	略　号	名　称
MCCB	配線用遮断器	MC	電磁開閉器

（以下第 24－16 図までにおいて同じ。）

＜第 24－14 図＞

(ｲ)　主遮断器の二次側より分岐する場合の例

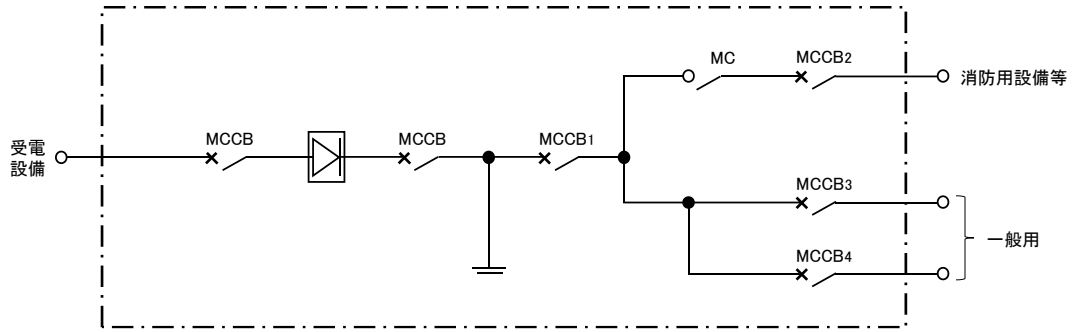

＜第 24－15 図＞

(ｳ)　蓄電池設備と自家発電設備を併用する場合の例

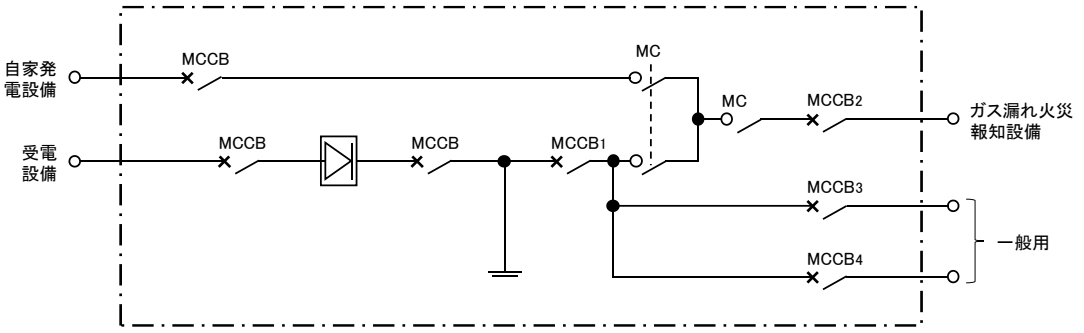

＜第 24－16 図＞

(5) 直交変換装置を有する蓄電池設備

ア 直交変換装置を有する蓄電池設備の負荷回路については、第 24-17 図を参照すること。

イ 直交変換装置を有する蓄電池設備は、従来の非常用電源専用の蓄電池設備と異なり、常用運転と非常用運転を兼用する設備であるが、このように一般負荷にも電力を供給している蓄電池設備については、非常用負荷に用いるために必要な電力量を常時確保しておくこと。

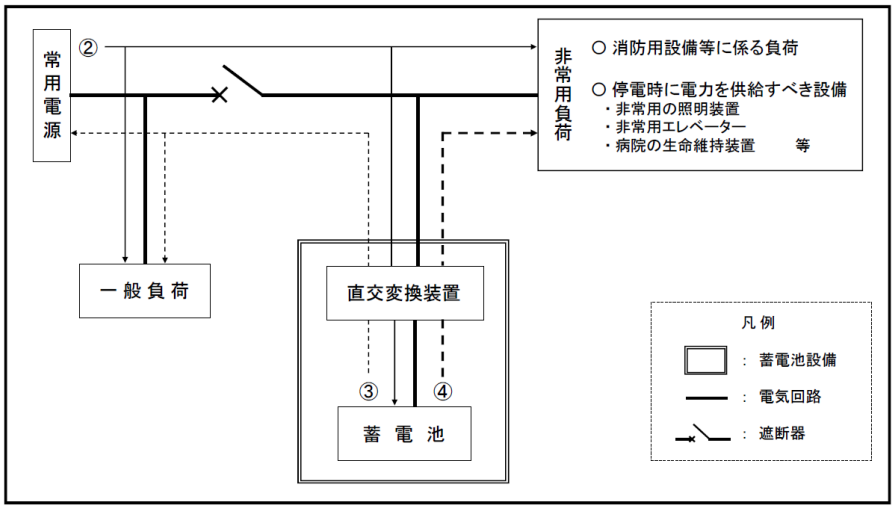

＜第 24－17 図＞

1　直交変換装置を有する蓄電池設備は、電力負荷平準化を目的として、一般的に常用電源・非常用電源兼用とすることを想定している。

2　通常は遮断器①は閉じており、交流の常用電源から②のとおり、一般負荷及び非常用負荷（非常用負荷のうち病院の生命維持装置等常時使用するもの）への電力が供給される。

3　電力負荷平準化のため、②のとおり蓄電池を充電することや、③のとおり蓄電池から一般負荷等へ放電することがある。

4　非常の際、停電等が発生している場合は①の遮断器を自動で開放し、蓄電池から直流の電流を直交変換装置により交流に変換して、④のように優先的に非常用負荷に電力を供給する。

６　燃料電池設備

燃料電池設備は、規則第 12 条第 1 項第 4 号ニ及び「燃料電池設備の基準」（平成 18 年消防庁告示第 8 号）の規定によるほか、次によること。

(1)　機器

ア　燃料電池設備は、認定品を使用すること。◇

イ　燃料電池設備には、第 26「標識」に定める消防用設備等の非常電源である旨の標識を設けること。◇

(2)　設置場所

燃料電池設備の設置場所は、前 3.(1).イを準用すること。

(3)　保有距離

燃料電池設備は、第 24－7 表に掲げる点検等のための保有距離を確保すること。★

＜第 24－7 表＞　　（単位：m）

保有距離の確保を要する面 ＼ 機器名	操作面（前面）	点検面	換気面	その他の面	相対する面				変電設備、発電設備又は蓄電池設備		建築物等
					操作面	点検面	換気面	その他の面	キュービクル式のもの	キュービクル式以外のもの	
燃料電池設備	1.0	0.6	0.2	0	1.2	1.0	0.2	0	0	1.0	1.0

(4)　結線方法

燃料電池設備の結線方法は、前 4.(4)（ウのただし書を除く。）を準用すること。

(5)　燃料の供給等

燃料電池設備の燃料の供給等は、前 4.(5)を準用すること。

7　非常電源回路等の配線等

非常電源回路、操作回路、警報回路、表示回路等（以下この第 24 において「非常電源回路等」という。）は、関連規定によるほか、次によること。

関 連 規 定		
規則第 12 条	第 1 項	第 4 号ホ、第 5 号
その他	「耐火電線の基準」（平成 9 年消防庁告示第 10 号） 「耐熱電線の基準」（平成 9 年消防庁告示第 11 号） 電気工作物に係る法令	

(1)　耐火配線又は耐熱配線の範囲

ア　引込回路

非常電源が非常電源専用受電設備の場合は、引込線取付点から耐火配線とすること。ただし、次に掲げる場所については、この限りでない。

(ｱ)　地中

(ｲ)　別棟、屋外又は屋上で開口部からの火炎を受けるおそれが少ない場所

(ｳ)　非常電源の専用区画等の部分

イ　非常電源回路等の配線は、消防用設備等の種別に応じて、別表１「耐火耐熱保護配線」によること。

(2)　工事方法

耐火配線又は耐熱配線の工事方法は、別表２「配線の工事方法等」によること。

なお、規則第 12 条第 1 項第 4 号ホ(ｲ)又は第 5 号イに規定する電線は、別表２左欄に掲げる電線とし、規則第 12 条第 1 項第 4 号ホ(ﾛ)又は第 5 号ロに規定する工事方法は、別表２右欄に掲げる方法とすること。

別表１

耐 火 耐 熱 保 護 配 線

凡　例

■ ：耐火配線　　——— ：一般配線

▨ ：耐熱配線　　-·-·- ：水管又はガス

屋内消火栓設備、屋外消火栓設備

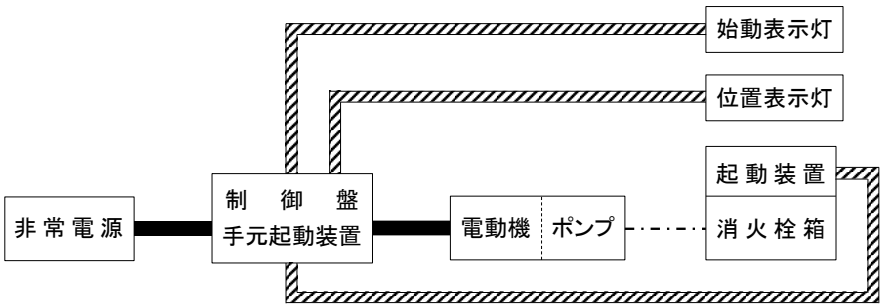

スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備

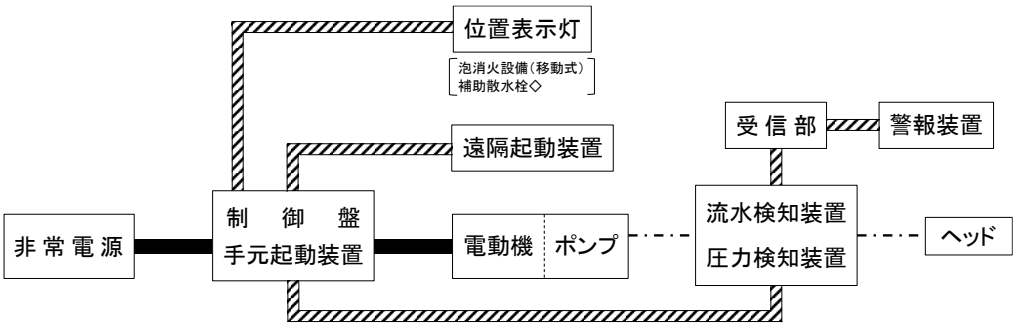

不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備

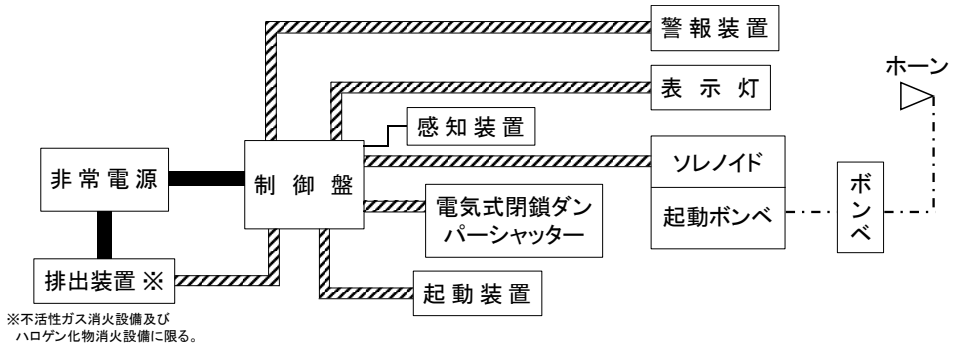

自動火災報知設備

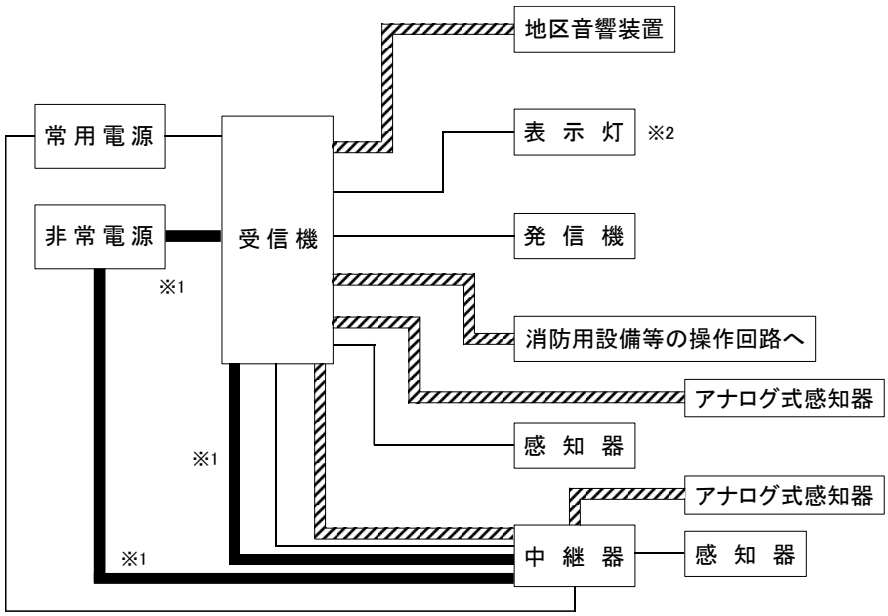

※1　中継器の非常電源回路（受信機又は中継器が予備電源を内蔵している場合は、一般配線でよい。）
※2　発信機を他の消防用設備等の起動装置と兼用する場合、発信機上部の表示灯の回路は、非常電源付の耐熱配線とすること。

ガス漏れ火災警報設備

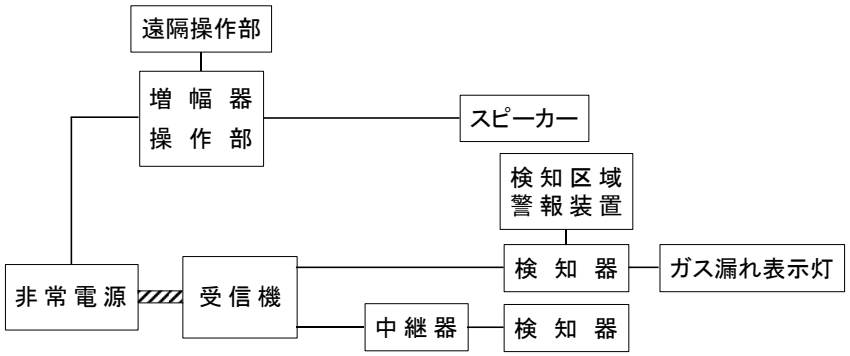

非常ベル、自動式サイレン

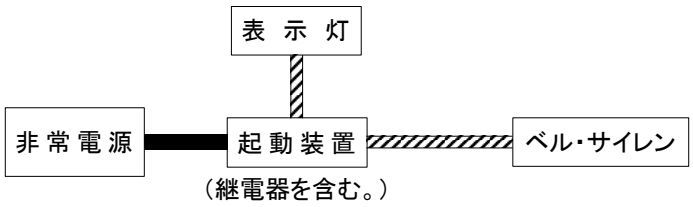

非常警報設備（放送設備）

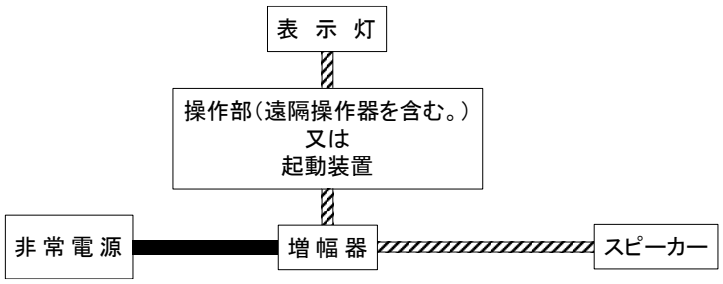

誘導灯（非常電源別置型に限る。）



排煙設備

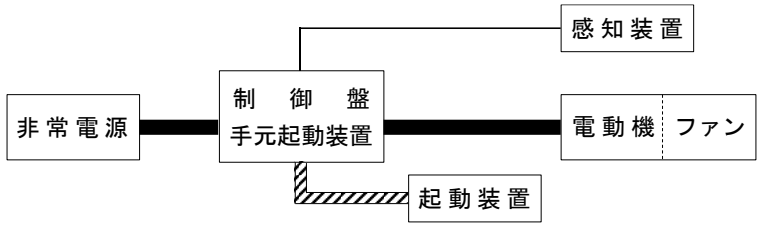

非常コンセント設備



無線通信補助設備

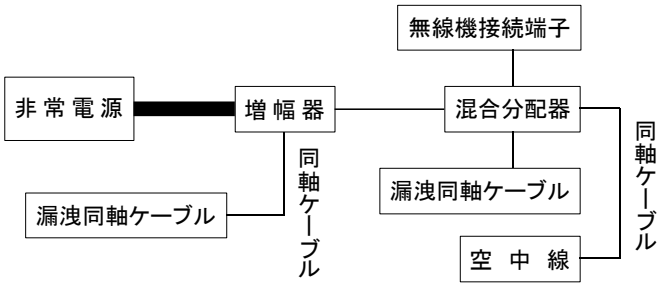

消防用水、連結送水管

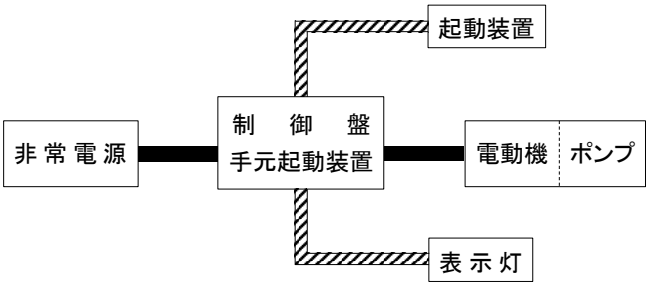

別表２

配線の工事方法等

電線の種類		工事方法
耐火配線	600ボルト2種ビニル絶縁電線 ハイパロン絶縁電線 四ふっ化エチレン絶縁電線 シリコンゴム絶縁電線 ポリエチレン絶縁電線 架橋ポリエチレン絶縁電線 ＥＰゴム絶縁電線 アルミ被ケーブル 鋼帯がい装ケーブル ＣＤケーブル 鉛被ケーブル クロロプレン外装ケーブル 架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル 架橋ポリエチレン絶縁ポリエチレンシースケーブル ポリエチレン絶縁ポリエチレンシースケーブル ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル ＥＰゴム絶縁クロロプレンシースケーブル バスダクト	1　金属管、2種金属製可とう電線管又は合成樹脂管に収め、耐火構造で造った壁、床等に埋設されていること。ただし、不燃専用室、耐火性能を有するパイプシャフト及びピット区画内に設ける場合（他の配線と共に布設する場合は、相互に15㎝以上隔離するか、不燃性の隔壁を設けたものに限る。）にあっては、この限りでない。 2　埋設工事が困難な場合は、金属管工事、2種金属製可とう電線管工事、ダクト工事とし、当該金属管、可とう電線管又はダクトを厚さ15ｍｍ以上のグラスウール、ロックウール、けいそう土、モルタル等で容易に外れない方法で保護すること。
	耐火電線（注1） ＭＩケーブル	ケーブル工事等により施工されていること。
耐熱配線	600ボルト2種ビニル絶縁電線 ハイパロン絶縁電線 四ふっ化エチレン絶縁電線 シリコンゴム絶縁電線 ポリエチレン絶縁電線 架橋ポリエチレン絶縁電線 ＥＰゴム絶縁電線 アルミ被ケーブル 鋼帯がい装ケーブル ＣＤケーブル 鉛被ケーブル クロロプレン外装ケーブル 架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル 架橋ポリエチレン絶縁ポリエチレンシースケーブル ポリエチレン絶縁ポリエチレンシースケーブル ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル ＥＰゴム絶縁クロロプレンシースケーブル バスダクト	金属管工事、可とう電線管工事、金属ダクト工事又はケーブル工事（不燃性のダクトに布設するものに限る。）により布設されていること。ただし、不燃専用室、耐火性能を有するパイプシャフト及びピット区画内に設ける場合（他の配線と共に布設する場合は、相互に15㎝以上隔離するか、不燃性の隔壁を設けたものに限る。）にあっては、この限りでない。
	耐熱電線（注2） 耐火電線（注1） ＭＩケーブル	ケーブル工事等により施工されていること。

（注1）　耐火電線は、「耐火電線の基準」（平成9年消防庁告示第10号）に適合する電線であること。
（注2）　耐熱電線は、「耐熱電線の基準」（平成9年消防庁告示第11号）に適合する電線であること。

第２５　総合操作盤

１　用語の定義

(1)　「総合操作盤」とは、複数の消防用設備等に係る監視、操作等により、防火対象物全体における火災の発生、火災の拡大等の状況を把握できる機能を有するもので、表示部、操作部、制御部、記録部及び附属設備で構成されるとともに、防火対象物の規模、利用形態、火災における人命安全の確保、防火管理体制及び消火活動の状況に応じて、円滑に運用できる機能を有するものであり、「総合操作盤の基準を定める件」（平成 16 年消防庁告示第 7 号。以下この第 25 において「7 号告示」という。）に適合するものをいう。

(2)　「防災監視場所」とは、防火対象物内の防災センター、中央管理室、守衛室及びこれらに類する場所であって、総合操作盤が設置されているものをいう。

(3)　「副防災監視場所」とは、防火対象物内の防災監視場所のうち、当該防火対象物の部分（防火対象物の部分のうち、用途、管理区分等が同一である一団の部分をいう。）に設置されている消防用設備等に係る総合操作盤が設置されている場所（防災管理を行うために一定の時間帯のみ人が常駐するものを含む。）をいう。

(4)　「監視場所」とは、防火対象物に設置されている消防用設備等に係る監視等を行うことができる場所のうち、当該防火対象物と同一敷地内にある場所をいう。

(5)　「遠隔監視場所」とは、防火対象物に設置されている消防用設備等に係る監視等を行うことができる場所のうち、当該防火対象物の敷地外にある場所（警備会社その他の場所を含む。）をいう。

(6)　「監視対象物」とは、監視場所において、監視等を行う防火対象物をいう。

(7)　「防災要員」とは、防災監視場所において、総合操作盤により、消防用設備等の監視、操作等に従事する者（警備業者その他の委託を受けた者を含む。）をいう。

２　総合操作盤の設置を要する防火対象物

総合操作盤の設置を要する防火対象物は、規則第 12 条第 1 項第 8 号の規定によること。

なお、規則第 12 条第 1 項第 8 号ハに規定する「消防長又は消防署長が火災予防上必要があると認めて指定するもの」とは、「総合操作盤を設けなければならない防火対象物の指定」三原市消防本部告示第 1 号で指定する防火対象物とすること。（第 25－1 表参照）

＜第 25－1 表＞

規則第12条第1項第8号	イ　令別表第 1(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物で、次のいずれかに該当するもの (ｲ)　延べ面積が 50,000 ㎡以上の防火対象物 (ﾛ)　地階を除く階数が 15 以上で、かつ、延べ面積が 30,000 ㎡以上の防火対象物 ロ　延べ面積が 1,000 ㎡以上の地下街 ハ　次に掲げる防火対象物（イ又はロに該当するものを除く。）のうち、消防長又は消防署長が火災予防上必要があると認めて指定するもの（平成 29 年三原市消防本部告示第 1 号） (ｲ)　地階を除く階数が 11 以上で、かつ、延べ面積が 10,000 ㎡以上の防火対象物 (ﾛ)　地階を除く階数が 5 以上で、かつ、延べ面積が 20,000 ㎡以上の特定防火対象物 (ﾊ)　地階の床面積の合計が 5,000 ㎡以上の防火対象物
平成29年三原市消防本部告示第1号	規則第 12 条第 1 項第 8 号ハ（規則第 14 条第 1 項第 12 号、第 16 条第 3 項第 6 号、第 18 条第 4 項第 15 号、第 19 条第 5 項第 23 号、第 20 条第 4 項第 17 号、第 21 条第 4 項第 19 号、第 22 条第 11 号、第 24 条第 9 号、第 24 条の 2 の 3 第 1 項第 10 号、第 25 条の 2 第 2 項第 6 号、第 28 条の 3 第 4 項第 12 号、第 30 条第 10 号、第 30 条の 3 第 5 号、第 31 条第 9 号、第 31 条の 2 第 10 号及び第 31 条の 2 の 2 第 9 号において準用する場合を含む。）の規定に基づき、消防長が火災予防上必要があると認めて指定する防火対象物は、次のとおり（規則第 12 条第 1 項第 8 号イ及びロに該当するものを除く。）とする。 1　令別表第 1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ及び(16)項イに掲げる防火対象物（小規模特定用途複合防火対象物（規則第 13 条第 1 項第 2 号に規定する小規模特定用途複合防火対象物をいう。以下同じ。）を除く。）で、次のいずれかに該当するもの (1)　地階を除く階数が 11 以上で、かつ、延べ面積が 10,000 ㎡以上 (2)　地階を除く階数が 5 以上 10 以下で、かつ、延べ面積が 20,000 ㎡以上 2　令別表第 1(5)項ロ、(7)項、(8)項、(9)項ロ、(10)項から(15)項まで及び(16)項に掲げる防火対象物（同表(16)項イに掲げる防火対象物にあっては、小規模特定用途複合防火対象物に限る。）で、地階を除く階数が 11 以上で、かつ、延べ面積が 10,000 ㎡以上のもの、又は地階の床面積の合計が 5,000 ㎡以上のもののうち、次のいずれかの消防用設備等が設置されているもの (1)　令第 12 条第 1 項の規定によるスプリンクラー設備 (2)　令第 13 条第 1 項の規定による水噴霧消火設備、泡消火設備（移動式のものを除く。）、不活性ガス消火設備（移動式のものを除く。）、ハロゲン化物消火設備（移動式のものを除く。）又は粉末消火設備（移動式のものを除く。） 3　令別表第１（１）項から（１６）項までに掲げる防火対象物で，地階の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上のもののうち，次のいずれかの設備が設置されているもの (1) 令第１２条第１項の規定に基づくスプリンクラー設備 (2) 令第１３条第１項の規定に基づく水噴霧消火設備又は泡消火設備，不活性ガス消火設備，ハロゲン化物消火設備若しくは粉末消火設備（これらの移動式のものは除く。）

３　構造及び機能

総合操作盤の構造及び機能は、7 号告示の規定によるほか、次によること。◇

(1)　機器

総合操作盤は、認定品を使用すること。

(2)　機能

総合操作盤は、自動火災報知設備の受信機の機能が組み込まれていること又は受信機の機能を有していること。

(3)　予備電源又は非常電源

総合操作盤に附置される予備電源又は非常電源の容量は、おおむね 2 時間以上複数の消防用設備等の監視、制御等を行えること。

(4)　表示機能

7 号告示別表第 1 で規定されている設備項目ごとのシンボル等と紛らわしくないもので、シンボルの意味する内容が容易にわかるよう措置を講じた場合は、7 号告示において規定されていない設備等のシンボルマーク等を使用して差し支えないものとする。

(5)　警報機能

警報音又は音声警報音は、システム異常を示す警報と各消防用設備等の作動等の警報との区分、消防用設備等ごとの区分が明確となるよう、音声、鳴動方法等を適切に設定すること。

(6)　操作機能

操作スイッチは、当該防火対象物に設置される消防用設備等の設置状況や使用頻度、操作パネルの構造等により、1 対 1 対応の個別式、テンキーとスイッチの組合せ方式、ＣＲＴのライトペンやタッチパネル方式等の中から適切なものを選択すること。

(7)　制御機能

システム構成要素の異常及び故障が全体機能の障害につながる可能性があるため、電源、ＣＰＵ等の機能分散を図ったハード構成、フェイルセーフを考慮した機能設定、自己診断機能等による異常や故障の早期発見、システム判断、ユニット交換等の方法により設置されていること。

(8)　消防隊活動支援機能

消防隊への情報提供が円滑に行えるとともに、ＣＲＴ等の表示が容易に理解できるよう設計されていること。

４　設置場所

総合操作盤を設置する防災センター等の位置、構造等は、次によること。◇

(1)　位置

ア　避難階、その直上階又は直下階に設けること。

イ　非常用エレベーター、特別避難階段の付近等、当該防火対象物の縦動線に容易に近づける位置にあること。

ウ　消防隊の進入口から近い位置であること。また、進入経路は防災センター等に容易に至ることができるものであるほか、次によること。

(ｱ)　超高層建築物にあっては、道路、広場から直接進入できるものを除き、消防車の使用する通路は 2 以上とし、当該建築物の直近まで通じていること。

(ｲ)　消防車の進入路等に設けてある門、扉等は、消防隊により容易に開放できる構造であること。

(ｳ)　通路の幅員は、5m以上で、かつ、通路が交差する部分又はコーナー部分は、通行、回転上有効なすみ切りがなされていること。

(ｴ)　通路は、梯子車の通行に支障のない耐力（総重量 20ｔ）を有する構造であること。

(2)　構造等

ア　防災センター等は、耐火構造の床若しくは壁で区画（以下この第 25 において「防災センター区画」という。）すること。

なお、防災センター区画に開口部等を設ける場合は、次によること。（第 25－1 図参照）

(ｱ)　開口部（屋外に面するもので、延焼のおそれのある部分以外の部分に設けるものを除く。）には、防火設備（出入口に設けられるものにあっては、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのものに限る。）である防火戸を設けること。

(ｲ)　換気、暖房又は冷房の風道が防災センター区画を貫通する場合は、当該風道の防災センター区画を貫通する部分又はこれに近接する部分に、防火ダンパーを設けること。

(ｳ)　給水管、配電管又はその他の管が、防災センター区画を貫通する場合においては、これらの管の構造は、建基令第 129 条の 2 の 4 第 1 項第 7 号イからハまでのいずれかに適合する構造とすること。

(ｴ)　給水管、配電管又はその他の管が、防災センター区画を貫通する場合は、当該管と防災センター区画とのすき間をモルタルその他の不燃材料で埋めること。

イ　防災センター等の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でし、かつ、その下地を不燃材料で造ること。

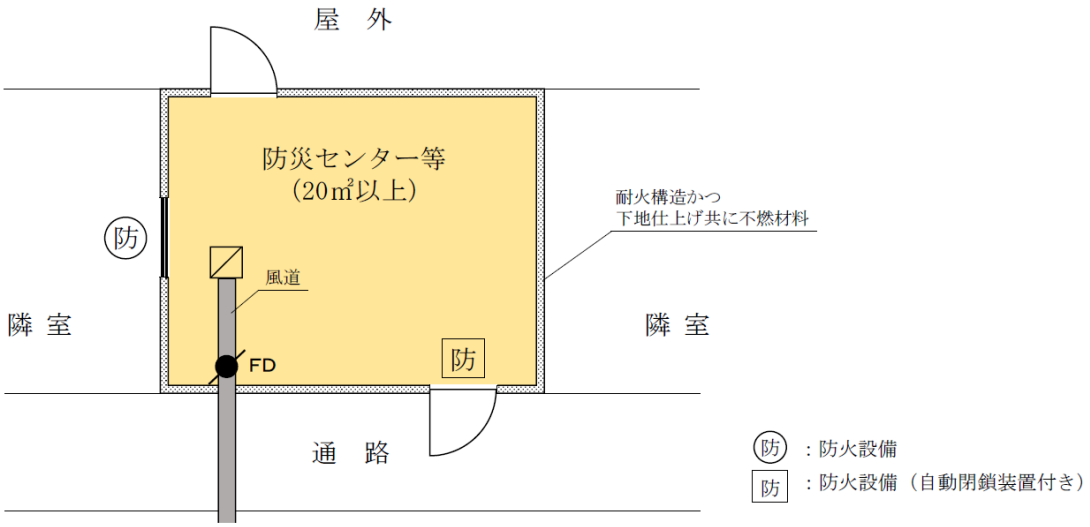

＜第 25－1 図＞

ウ　防災センター等は、道又は道に通ずる幅員 1m以上の通路その他の空地（以下この第 25 において「空地等」という。）に面し、かつ、空地等に面する部分には、規則第 5 条の 5 第 2 項（第 2 号を除く。）に適合する直径 1m以上の円が内接することができる開口部又はその幅及び高さがそれぞれ 75ｃｍ以上及び 1.2m以上の開口部を 1 以上設けること。

エ　防災センター等は、防災要員が直接屋外に避難できる措置を講じること。

オ　直接地上に通ずる出入口から防災センター等の出入口に至るまでの通路（以下この第 25 において「避難通路」という。）の構造等が、次の(ｱ)及び(ｲ)要件に適合して場合は、

前ウ及びエによらないことができる。（第 25-2 図参照）

(ｱ)　避難通路は、前アの例により区画（以下この第 25 において「避難通路区画」という。）とすること。

なお、避難通路区画に開口部等を設ける場合は、次によること。

a　開口部には、防火設備（防災センター等の出入口に設けられるものにあっては、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのものに限る。）である防火戸を設けること。

b　換気、暖房又は冷房の風道が避難通路区画を貫通する場合は、前ア、(ｲ)によること。

c　給水管、配電管又はその他の管が、避難通路区画を貫通する場合は、前ア、(ｳ)及び(ｴ)によること。

(ｲ)　避難通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げ等は、前イによること。

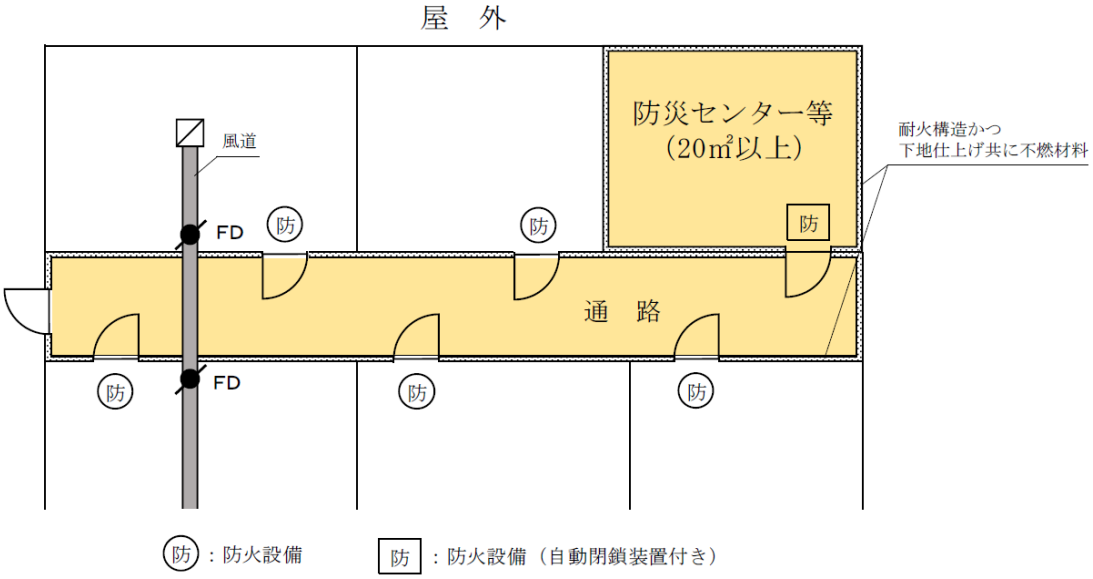

＜第 25－2 図＞

カ　防災センター等は、総合操作盤等を設置した部分以外の床面積を 20 ㎡以上確保すること。

キ　防災センター等に、当該防災要員が仮眠、休憩をする場所がある場合は、当該部分を前アにより区画し、かつ、情報連絡のための措置を講じること。

ク　防災センター等には、当該室における執務に必要な物品以外のものを搬入しないこと。

ケ　防災センター等の出入口の見やすい箇所には、第 26「標識」に定める防災センター等である旨の表示を設けること。

コ　防災センター等には、建基令第 126 条の 4 第 1 項に規定する非常用の照明装置を設けること。

サ　防災センター等の換気、暖房又は冷房の設備は、専用の設備であること。

シ　総合操作盤等は、耐火構造の床又は壁にアンカーボルト等で堅固に固定又は同様に固定された卓等に堅固に固定されていること。

ス　総合操作盤等は、日常の監視業務等での使用を考慮するほか、災害時に消防隊による情報収集や防災要員等からの情報提供等が有効に行えるように配置されていること。

５　設置方法

総合操作盤の設置方法は、「総合操作盤の設置方法を定める件」（平成 16 年消防庁告示第 8 号。以下この第 25 において「8 号告示」という。）の規定によるほか、次によること。◇

(1)　消防用設備等に係る監視、操作等は、当該消防用設備等を設置している防火対象物の防災センター等に総合操作盤を設置して行うこと。

(2)　前(1)によらず、8 号告示第 4 から第 6 までによる場合は、次によること。

ア　副防災監視場所において監視、操作等を行う場合

(ｱ)　利用形態、管理区分、建築形態等から判断して、部分ごとに監視、操作等を行うことが適当と認められること。

(ｲ)　副防災監視場所に当該部分に設置されている消防用設備等の総合操作盤が設置されている場合にあっては、防災監視場所の総合操作盤には当該副防災監視場所において監視、操作等がされている部分の火災が発生した旨及び発生場所に係る情報が的確に把握できる機能（火災発生に係る代表表示）があること。

(ｳ)　防火対象物全体に係る火災発生時の必要な措置を含む所要の計画には、次に掲げる事項が含まれていること。

ａ　防災監視場所と副防災監視場所の役割分担、代表指揮権、管理体制等

ｂ　副防災監視場所が無人となった場合における管理体制

ｃ　副防災監視場所において監視している部分で火災が発生した場合の火災確認（駆けつけ方法）、初期対応（通報連絡、避難誘導等）

(ｴ)　防災監視場所の防災要員及び副防災監視場所の要員等は、防災監視場所及び各副防災監視場所に設置される総合操作盤の監視、操作等に習熟していることが不可欠であり、令第 4 条の 2 の 8 第 3 項第 1 号に規定する自衛消防業務の講習を受けた者を従事させること。

(ｵ)　副防災監視場所には、一定時間以内に防災監視場所にいる防災要員が到着できることが必要であるが、この場合における防火管理体制等については、「高層複合用途防火対象物における防火管理体制指導マニュアルについて」（平成 3 年 5 月 14 日付け消防予第 98 号。以下この第 25 において「98 号通知」という。）に準じた実効ある体制が確保されていること。

(ｶ)　消防用設備等の操作が防災監視場所及び副防災監視場所の双方において行うことができる場合については、当該操作時点における操作の優先権を有する場所が明確に表示されること。

イ　監視場所において監視、操作等を行う場合

(ｱ)　監視対象物は、令第 8 条の規定による区画がなされている場合を除き、当該防火対象物全体を一の監視対象とすること。この場合において、一の監視対象物の監視等は、一の監視場所において行うこと。

(ｲ)　監視対象物の位置、構造、設備等の状況から判断して、火災の発生及び延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最小限に止めることができる場合には、当該監視対象物にスプリンクラー設備が設置されていなくてもよいが、これには監視対象物が 10 階以下の非特定用途防火対象物であって、火気の使用がなく、多量の可

燃物が存置されていない場合等が該当すること。

なお、次の各号に掲げる部分については、スプリンクラー設備が設置されているものとして取り扱って差し支えないこと。

a　規則第 13 条第 3 項に掲げるスプリンクラーヘッドを設置することを要しない部分（規則第 13 条第 3 項第 11 号及び第 12 号に掲げる部分を除く。）

b　令第 12 条に定める技術上の基準により、開放型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備が設置されている部分

c　令第 12 条に定める技術上の基準により、放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備が設置されている部分

d　令第 13 条から第 18 条までに定める技術上の基準により、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備が設置されている部分

(ｳ)　監視場所には、監視対象物に設置されている消防用設備等ごとに総合操作盤の基準に定める表示及び警報ができる機能を有する監視盤の設置が必要であるが、例えば、監視対象物に設置されている総合操作盤から移報される火災が発生した旨及び発生場所に係る情報を受信することのできる機能を有するものなど、監視対象物における火災の発生が的確に把握できる場合にあっては、当該機器等による表示及び警報で足りるものであること。

(ｴ)　監視対象物の火災発生時の必要な措置を含む敷地全体に係る所要の計画には、次に掲げる事項が含まれていること。

a　監視場所と監視対象物の防災監視場所の役割分担、代表指揮権、管理体制等

b　監視対象物の防災監視場所が無人となった場合における管理体制

c　監視対象物において火災が発生した場合の火災確認（駆けつけ方法）、初期対応（通報連絡、避難誘導等）

(ｵ)　監視場所の要員は、監視対象物に設置される総合操作盤における監視、操作等に習熟していることが必要であり、令第 4 条の 2 の 8 第 3 項第 1 号に規定する自衛消防業務の講習を受けた者を従事させること。

(ｶ)　監視対象物の防災監視場所には、一定時間以内に監視場所にいる防災要員が到着できることが必要であるが、この場合における防災管理体制等については、98 号通知に準じた実効ある体制が確保されていること。

ウ　遠隔監視場所において監視、操作等を行う場合

遠隔監視対象物の監視は、前イ（(ｲ)前段を除く。）に準じて行うこと。この場合、「監視対象物」は「遠隔監視対象物」（前イ.(ｱ)に限る。）、「監視場所」は「遠隔監視場所」、「98 号通知」は「「遠隔移報システム等による火災通報の取扱い」（昭和 62 年 8 月 10 日付け消防予第 134 号）」と読み替えるものとする。

６　特例基準

総合操作盤の設置を要する非特定用途防火対象物のうち、次のいずれかに該当するものは、令第 32 条の規定を適用し、総合操作盤を設置しないことができる。

(1)　「特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」（平成 17 年総務省令第 40 号）の適用を受けた特定共同住宅等

(2)　当該防火対象物に集中監視する消防用設備等が設けられていないもの

第26 標 識

消防用設備等に設ける標識、表示等については、規則及び告示によるほか、次によること。

設備名	種類	根拠条文	大きさ 短辺	大きさ 長辺	色 地	色 文字	表示方法等
消火器具	(1)消火器位置表示	規9-4	消火器				
			80㎜以上	240㎜以上	赤	白	消 火 器
			大型消火器				
			150㎜以上	600㎜以上	赤	白	大型消火器
	(2)簡易消火用具位置表示	規9-4	水バケツ				
			80㎜以上	240㎜以上	赤	白	消火バケツ
			水槽				
			80㎜以上	240㎜以上	赤	白	消火水槽
			乾燥砂				
			80㎜以上	240㎜以上	赤	白	消 火 砂
			膨張ひる石・膨張真珠岩				
			80㎜以上	240㎜以上	赤	白	消火ひる石

屋内消火栓設備	(1)電源開閉器	規12-1-4イ(ハ)	10㎜以上	30㎜以上	白	赤	屋内消火栓用
	(2)配管への表示◇	本審査基準	吐出管500㎜以上 1文字20㎠以上		赤	白	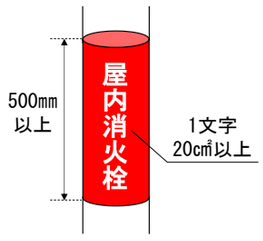 ※床面からの高さが80cm以上の見やすい部分に表示
	(3)逆止弁流水方向	規12-1-6ト(ハ)	20㎜(10)以上	50㎜以上	淡青色		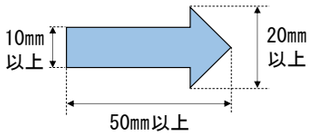 ※逆止弁付近の見やすい部分に表示

<table>
<tr><td rowspan="9">屋内消火栓設備</td><td>（4）常時開閉弁等の開閉◇</td><td>本審査基準</td><td>30㎜
以上</td><td>50㎜
以上</td><td>白</td><td>赤</td><td>常 時 開</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>白</td><td>黒</td><td>常 時 閉</td></tr>
<tr><td>（5）開閉弁等の開閉方向</td><td>規12-1-6ト(ハ)</td><td>15㎜
以上</td><td>50㎜
以上</td><td>白</td><td>赤</td><td>右回り閉る
※弁の直近の配管に表示（鋳型による表示でも可）</td></tr>
<tr><td>（6）消火栓起動装置◇</td><td>本審査基準</td><td>10㎜
以上</td><td>30㎜
以上</td><td>白</td><td>赤</td><td>消火栓起動
消火栓起動ボタンが発信機と併用される場合
火 災 報 知 機
（消火栓起動）</td></tr>
<tr><td>（7）消火栓箱</td><td>規12-1-3イ</td><td colspan="3">文字の大きさは1文字20㎠以上
文字色は、消火栓ボックスの色と反対色にする等、容易に識別できるものであること。
発光黄色塗料又は発光黄色テープは、短辺50㎜以上、長辺400㎜以上</td><td>①屋内消火栓箱のみ


②連結送水管の放水口併設
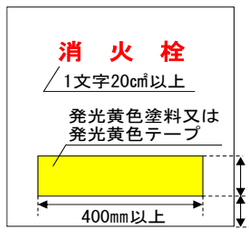

③上記②+ホース及びノズル併設
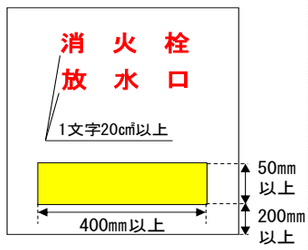
</td><td>①～③
扉には操作方法を図示する表示シールを添付
②・③
発光黄色塗料又は発光黄色テープは、ボックスの下端から200㎜以上の位置とすること。</td></tr>
<tr><td>（8）表示マーク</td><td colspan="6">易操作性1号消火栓及び2号消火栓
</td></tr>
<tr><td>（9）加圧送水装置設置室◇</td><td>本審査基準</td><td colspan="2">一見して識別することができる大きさ</td><td>白</td><td>黒</td><td>消火ポンプ室</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="11">スプリンクラー設備</td><td colspan="5">（1）電源開閉器
（2）スプリンクラー設備の配管である旨 ◇
（3）逆止弁の流水方向
（4）開閉弁又は止水弁の常時開閉 ◇
（5）開閉弁又は止水弁の開閉方向</td><td>「屋内消火栓設備」の標識（1）から（5）までを準用</td></tr>
<tr><td rowspan="3">（6）送水口</td><td rowspan="3">規14-1-6ホ</td><td colspan="4">送水口である旨の表示</td><td rowspan="3">≪押込型の例≫
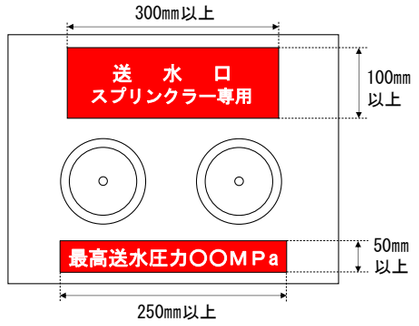
</td></tr>
<tr><td>100mm
以上
（押込型に限る。）</td><td>300mm
以上
（押込型に限る。）</td><td>赤</td><td>白</td></tr>
<tr><td colspan="4">送水圧力範囲の表示</td></tr>
<tr><td>50mm
以上
（押込型に限る。）</td><td>250mm
以上
（押込型に限る。）</td><td>赤</td><td>白</td></tr>
<tr><td>（7）制御弁</td><td>規14-1-3ハ</td><td>100mm
以上</td><td>300mm
以上</td><td>赤</td><td>白</td><td>スプリンクラー
制　御　弁</td></tr>
<tr><td>（8）末端試験弁</td><td>規14-1-5/2ハ</td><td>50mm
以上</td><td>100mm
以上</td><td>赤
（白）</td><td>白
（黒）</td><td>スプリンクラー
末 端 試 験 弁</td></tr>
<tr><td>（9）手動起動装置 ◇</td><td>本審査基準</td><td>100mm
以上</td><td>300mm
以上</td><td>赤</td><td>白</td><td>スプリンクラー設備
手 動 起 動 装 置</td></tr>
<tr><td rowspan="3">（10）手動起動装置の防護区画の名称及び取扱い方法 ◇</td><td rowspan="3">本審査基準</td><td colspan="4">防護区画の名称</td><td rowspan="3">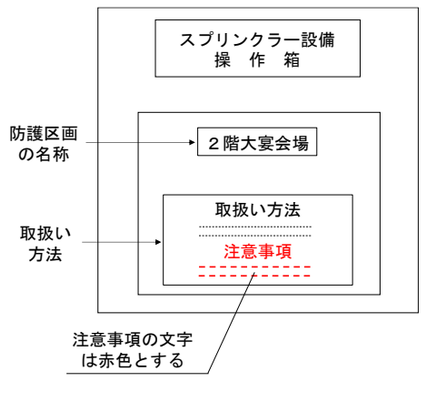
</td></tr>
<tr><td>50mm
以上</td><td>150mm
以上</td><td>白</td><td>黒</td></tr>
<tr><td colspan="4">取扱い方法</td></tr>
<tr><td colspan="2">1文字2㎠以上</td><td>白</td><td>黒</td></tr>
<tr><td>（11）補助散水栓</td><td>規13ノ6-4-3イ</td><td colspan="5">「消火栓散水栓」と表示し、文字の大きさ等は「屋内消火栓設備」の標識（7）を準用</td></tr>
</table>

水噴霧消火設備

（1）電源開閉器 （2）水噴霧消火設備の配管である旨 ◇ （3）逆止弁の流水方向 （4）開閉弁又は止水弁の常時開閉 ◇ （5）開閉弁又は止水弁の開閉方向	「屋内消火栓設備」の標識（1）から（5）までを準用
（6）送水口 ◇ （7）制御弁の表示 （8）手動起動装置 （9）手動起動装置の防護区画の名称及び取扱い方法 ◇	「スプリンクラー設備」の標識（6）、（7）、（9）及び（10）を準用

泡消火設備

（1）電源開閉器 （2）泡消火設備の配管である旨 ◇ （3）逆止弁の流水方向 （4）開閉弁又は止水弁の常時開閉 ◇ （5）開閉弁又は止水弁の開閉方向						「屋内消火栓設備」の標識（1）から（5）までを準用
（6）送水口 ◇ （7）制御弁の表示 ◇ （8）手動起動装置						「スプリンクラー設備」の標識（6）、（7）及び（9）を準用
（9）泡放射用器具格納箱	規18-4-4イ	・移動式である旨 1文字20㎝以上 ・泡消火設備である旨 1文字9㎝		赤色系（白色系）	白色系（赤色系）	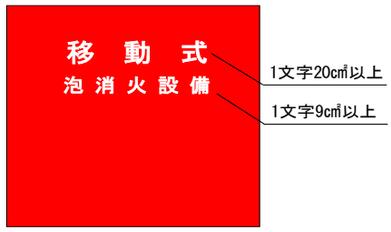

不活性ガス消火設備

（1）手動起動装置						「スプリンクラー設備」の標識（9）を準用
（2）貯蔵容器	規19-5-6号ノ3	一見して識別することができる大きさで、色については自由				充填消火剤量、消火剤の種類、製造年及び製造者名を明示 （消火剤の種類の表示は、二酸化炭素を貯蔵する容器を除く。）
（3）貯蔵容器置場所◇設	本審査基準	250㎜以上	600㎜以上	白	赤	不活性ガス容器置場 係員以外の立入を禁ず
（4）選択弁	規19-5-11号ハ	50㎜以上	100㎜以上	白	黒	不活性ガス消火設備 選　択　弁 （〇〇〇室用）
（5）事項等保安上の注意	規19-5-15号チ	一見して識別することができる大きさで、色については自由				防護区画の名称、取扱い方法、保安上の注意事項等を明示

<table>
<tr><td rowspan="2">不活性ガス消火設備</td><td>（6）自動手動切替え装置付近への取扱い方法</td><td>規19-5-16号ニ</td><td>20㎜
以上</td><td>30㎜
以上</td><td>白</td><td>黒</td><td>手
動　　自
動

取扱い方法の文字は、1文字2㎠以上
注意事項の文字は赤色とする</td></tr>
<tr><td>（7）移動式不活性ガス消火設備の表示</td><td>規19-6-4</td><td>100㎜
以上</td><td>300㎜
以上</td><td>赤</td><td>白</td><td>移　動　式
不活性ガス消火設備
（消火剤名）

格納箱に収納されるものは、「泡消火設備」の標識（9）を準用</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="2">ハロゲン化物消火設備</td><td colspan="4">（1）手動起動装置
（2）貯蔵容器設置場所 ◇
（3）選択弁
（4）保安上の注意事項等
（5）自動起動切替え装置付近への取扱い方法
（6）移動式ハロゲン化物消火設備の表示</td><td>「不活性ガス消火設備」の標識（1）及び（3）から（6）までを準用</td></tr>
<tr><td>（7）貯蔵容器</td><td>規20-4-4ハ</td><td colspan="2">一見して識別することができる大きさで、色については自由</td><td>充填消火剤量、消火剤の種類、最高使用圧力、製造年及び製造者名を明示

（最高使用圧力の表示は、加圧式のものに限る。）</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="3">粉末消火設備</td><td colspan="4">（1）開閉弁又は止水弁の常時開閉 ◇
（2）開閉弁又は止水弁の開閉方向</td><td>「屋内消火栓設備」の標識（4）及び（5）を準用</td></tr>
<tr><td colspan="4">（3）貯蔵容器</td><td>「ハロゲン化物消火設備」の標識（7）を準用</td></tr>
<tr><td colspan="4">（4）手動起動装置
（5）貯蔵容器設置場所
（6）選択弁
（7）保安上の注意事項等
（8）自動手動切替え装置付近への取扱い方法
（9）移動式粉末消火設備の表示</td><td>「不活性ガス消火設備」の標識（1）及び（3）から（7）までを準用</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="2">屋外消火栓設備</td><td colspan="4">（1）電源開閉器
（2）屋外消火栓設備の配管である旨 ◇
（3）逆止弁の流水方向
（4）開閉弁又は止水弁の常時開閉 ◇
（5）開閉弁又は止水弁の開閉方向
（6）消火栓起動装置の表示</td><td>「屋内消火栓設備」の標識（1）から（6）までを準用</td></tr>
<tr><td>（7）消火栓放水口位置表示</td><td>規22-4ロ</td><td>100㎜
以上</td><td>300㎜
以上</td><td>赤</td><td>白</td><td>消　火　栓
500㎜以上
1，000㎜以下
G．L．

※ボックス内に放水口を内蔵しないものに限る</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="4">屋外消火栓設備</td><td rowspan="4">（8）放水用器具格納箱</td><td rowspan="4">規22-4イ及びロ</td><td colspan="3">放水口を内蔵しないもの</td><td rowspan="2">ホース格納箱</td></tr>
<tr><td>1文字20㎠以上</td><td>赤又は朱
※表示灯を設けた場合は、この限りでない</td><td>発光黄色塗料</td></tr>
<tr><td colspan="3">放水口を内蔵するもの</td><td rowspan="2">消　火　栓</td></tr>
<tr><td>1文字20㎠以上</td><td>赤又は朱
※表示灯を設けた場合は、この限りでない</td><td>発光黄色塗料</td></tr>
</table>

自動火災報知設備	（1）電源開閉器 （2）発信機と消火栓起動ボタンを併用する場合 ◇	「屋内消火栓設備」の標識（1）及び（6）を準用

ガス漏れ火災警報設備	ガス漏れ表示灯	本審査基準	一見して識別することができる大きさで、色については自由	ガス漏れ表示灯 ※ガス漏れ表示灯の直近の見やすい部分に表示

漏電火災警報器 火災通報装置 非常警報設備	（1）電源開閉器について、「屋内消火栓設備」の標識（1）を準用

<table>
<tr><td rowspan="2">避難器具</td><td>（1）避難器具である旨</td><td>規27-1-3ロ
2号告示第5</td><td>120mm
以上</td><td>360mm
以上</td><td>白</td><td>黒</td><td>避　難　器　具</td><td>避難器具の直近の見やすい箇所に設置</td></tr>
<tr><td>（2）使用方法</td><td>規27-1-3ロ
2号告示第5</td><td colspan="2">一見して識別することができる大きさ</td><td>白</td><td>黒</td><td>使用方法
1 ・・・
2 ・・・
3 ・・・
文字又は図解</td><td>避難器具の直近の見やすい箇所に設置
※使用方法の簡便なものは不要</td></tr>
</table>

避難器具	（3）避難器具設置等場所への誘導	規27-1-3イ 2号告示第5	120mm 以上	360mm 以上	白	黒	避難器具設置場所 ⇦ **避難器具設置室**	避難器具の設置箇所に至る廊下、通路、室の出入口等の見やすい箇所に設置 ※避難器具の設置場所が容易にわかる場合は不要
	（4）避難器具設置等場所を明示した標識	規27-1-3ハ 2号告示第5	一見して識別することができる大きさ		白	黒	当該階の平面図に避難器具設置等場所を明示	特定一階段等防火対象物のうち、避難器具を設置する階のEVホール又は階段室の出入口の見やすい箇所に設置
	（5）降下空間への表示	本審査基準	一見して識別することができる大きさ		白	黒	**避難器具降下地点** この前に物を置かないでください	避難空地付近の壁面等に設置

誘導灯	（1）電源開閉器	「屋内消火栓設備」の標識（1）を準用

消防用水	（1）電源開閉器 ◇ （2）消防用水の配管である旨 ◇ （3）逆止弁の流水方向 ◇ （4）開閉弁又は止水弁の常時開閉 ◇ （5）開閉弁又は止水弁の開閉方向 ◇		「屋内消火栓設備」の標識（1）から（5）までを準用					
	（6）吸管投入口 ★	消防用設備等の試験基準	右欄「表示方法等」参照				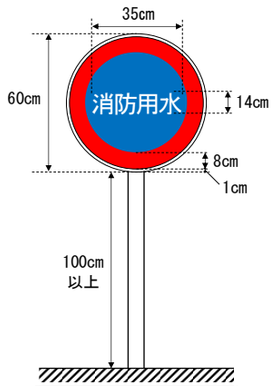	文字及び縁を白色、枠を赤色、地を青色とし、原則として反射塗料を用いること。
	（7）採水口 ◇	本審査基準	100mm 以上	300mm 以上	赤	白	**採　水　口** **消 防 隊 専 用**	

排煙設備	（1）電源開閉器	「屋内消火栓設備」の標識（1）を準用

連結散水設備	（1）送水口の標識 （2）末端試験弁の表示 ◇	「スプリンクラー設備」の標識（6）及び（8）を準用

連結送水管	（1）電源開閉器 （2）連結送水管の配管である旨 ◇ （3）逆止弁の流水方向 （4）開閉弁又は止水弁の常時開閉 ◇ （5）開閉弁又は止水弁の開閉方向 （6）屋内消火栓箱に放水口を併設するもの					「屋内消火栓設備」の標識（1）から（5）まで及び（7）を準用
	（7）放水口	規31-4	1文字20㎠以上（「消防隊専用」は1文字9㎠以上） 発光黄色塗料又は発光黄色テープは、短辺50㎜以上、長辺200㎜以上	赤色系（白色系）	白色系（赤色系）	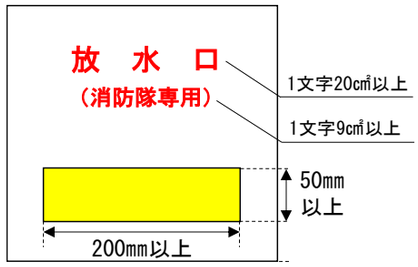
	（8）高層階の放水口	規31-4 規31-6-ニ	1文字20㎠以上（「消防隊専用」は1文字9㎠以上） 発光黄色塗料又は発光黄色テープは、短辺50㎜以上、長辺400㎜以上	赤色系（白色系）	白色系（赤色系）	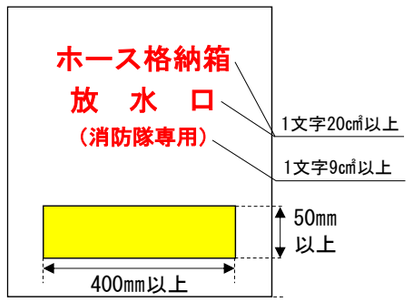
	（9）送水口（加圧送水装置未設置）	加圧送水装置が設けられない防火対象物に設置する送水口については、「スプリンクラー設備」の標識（6）を準用。 なお、スタンド型及び露出Y型は、文字を赤色とすることができる。				
	（10）送水口（加圧送水装置設置）	規31-4	≪送水口表示≫ 短辺100㎜以上、長辺300㎜以上 ≪最高送水圧力等の表示≫ 短辺150㎜以上、長辺250㎜以上	赤色系（白色系）	白色系（赤色系）	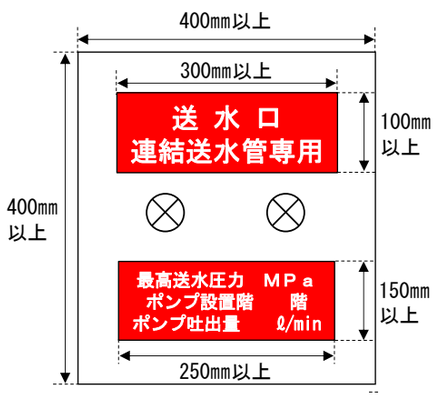

	（11）非常用エレベーターの表示	本審査基準	短辺50㎜以上、長辺250㎜以上	赤色系（白色系）	白色系（赤色系）	≪押込型の例≫ 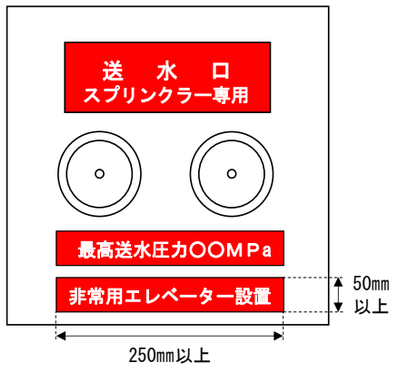

非常コンセント設備	（1）電源開閉器	「屋内消火栓設備」の標識（1）を準用				
	（2）非常コンセントの表示	規31/2-9イ	1文字4㎠以上	発光黄色塗料 又は 発光黄色テープ （文字）		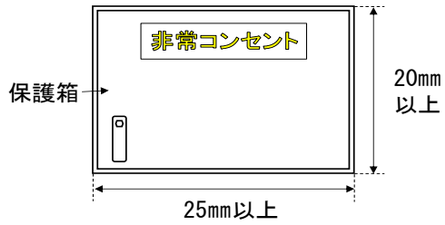

無線通信補助設備	（1）電源開閉器	「屋内消火栓設備」の標識（1）を準用					
	（2）無線機接続端子の表示	規31/2/2－八－ニ(ロ)	100mm以上	300mm以上	赤（白）	白（赤）	消防隊専用 無線機接続端子

非常電源	（1）非常電源専用受電設備◇	本審査基準	100mm以上	300mm以上	白	黒	非常電源専用受電設備 （消防用設備非常電源）
	（2）自家発電設備◇	本審査基準	100mm以上	300mm以上	白	黒	自家発電設備 （消防用設備非常電源）
	（3）蓄電池設備◇	本審査基準	100mm以上	300mm以上	白	黒	蓄電池設備 （消防用設備非常電源）

総合操作盤	(1) 防災センターである旨の表示◇	本審査基準	50㎜ 以上	150㎜ 以上	白	赤 又は 黒	防災センター